

# 板橋区地域防災計画

（令和５年度改定）

板橋区

# はじめに



大規模な災害は近年増加傾向にあり、西日本を中心に大きな被害をもたらした「西日本豪雨」や板橋区でも多数の避難所を開設した「令和元年東日本台風」等、風水害の被害は複雑かつ激甚化しています。

また、東日本大震災を始め、熊本地震、大阪府北部地震、北海道胆振東部地震等、地震災害の被害は全国各地で多発しており、令和６年１月の「能登半島地震」の発災は記憶に新しいところです。

大規模風水害や首都直下地震は、いつ発生してもおかしくない状況にあり、国においては、災害対策基本法をはじめとした法令や各種計画の修正が重ねられており、令和４年５月には東京の首都直下地震等による被害想定が約10年ぶりに見直され、板橋区の被害想定も変わりました。

こうした激甚化する災害への新たな対応策や法改正等を踏まえ、より実効性を高めるため、板橋区地域防災計画を改定しました。ＳＤＧｓの視点から、災害に強く誰もが住み続けられるまちづくりを進めるとともに、板橋区の強みである高い地域住民力との相乗効果により、誰ひとり取り残さない防災対策の実現をめざしていきたいと考えています。

災害対応には「自助・共助・公助」の連携を欠かすことができません。行政による「公助」が注目されがちですが、食料の備蓄や家具等への転倒防止など「自助」の推進こそが、いざというときに自分の身を守ります。日頃からの備えと災害に対する想像力により、互いを助けあう「共助」が機能することにより、被害を減らし円滑な復旧・復興につながることが、過去の災害から実証されています。

災害への対応は行政だけ、または区民・事業者だけの取り組みで良くなるものではなく、それぞれが努力し連携することで、より良い成果を上げることができます。地区別に作成している防災マニュアルを順次更新していくとともに、災害に強いまちづくりを促進するなど、ソフトとハードの両面で、Ｒｅａｄｙ-Ｇｏの考え方を徹底し、いつ、誰が、何をするか、を明確化することで防災対策を充実し、区民の皆様が「万全の備えの安心・安全」を実感できるよう努めてまいります。

今後とも、板橋区の防災行政にご理解をいただきますとともに、各ご家庭や事業所におかれましても、防災対策の充実をお願い申し上げます。

令和６年　月　　板橋区長　坂本　健

# 目　次


## 第１部　総則

第１章　地域防災計画の概要 ..... 4
第２章　板橋の現状と被害想定 ..... 8
第１節　板橋の概況 ..... 8
第２節　風水害の概況 ..... 13
第３節　板橋区の地域特性 ..... 15
第４節　被害想定 ..... 20
第３章　河川、下水道等の整備概要 ..... 30
第１節　河川 ..... 30
第２節　下水道 ..... 32
第４章　被害軽減と都市再生に向けた目標（減災目標） ..... 35
第５章　複合災害への対応 ..... 40
第１節　複合災害による被害の様相 ..... 40
第２節　複合災害に備え留意すべき事項 ..... 41
第６章　各施策における発災後の時間軸に沿った震災対応シナリオ ..... 42

## 第２部　区等の基本的責務と役割

第１章　基本理念及び基本的責務 ..... 47
第１　決意と基本理念 ..... 47
第２　基本的責務 ..... 48
第２章　区及び関係各機関の役割 ..... 50
第１　板橋区の役割 ..... 50
第２　板橋区災害対策本部の役割 ..... 51
第３　東京都の役割（東京都地域防災計画より） ..... 65
第４　都関係機関（東京都地域防災計画より抜粋） ..... 66
第５　指定地方行政機関 ..... 67
第６　自衛隊（東京都地域防災計画より） ..... 68
第７　指定公共機関（東京都地域防災計画より） ..... 69
第８　指定地方公共機関（東京都地域防災計画より） ..... 70
第９　その他区長が必要と認める機関（東京都地域防災計画より） ..... 70
第10　区民・事業所のとるべき措置（板橋区防災基本条例より） ..... 70
第11　災害緊急事態の布告 ..... 71

## 第３部　災害予防計画


**第１章　区民と地域の防災力向上 ..... 79**
第１節　自助による区民の防災力向上 ..... 79
第２節　地域による共助の推進 ..... 89
第３節　マンション防災における自助・共助の構築 ..... 96
第４節　消防団の活動体制の充実 ..... 97
第５節　事業所による自助・共助の強化 ..... 98
第６節　ボランティアとの連携 ..... 101
第７節　区民・行政・事業所等の連携 ..... 103
**第２章　水害予防対策 ..... 104**
第１節　豪雨対策 ..... 104
第２節　土砂災害対策 ..... 116
第３節　土砂災害に関するソフト対策 ..... 118
**第３章　噴火降灰事前対策 ..... 121**
第１節　区民等の防災行動力の向上 ..... 121
第２節　火山降灰対策用資機材の備蓄 ..... 122
**第４章　安全な都市づくりの実現 ..... 123**
第１節　安全に暮らせる都市づくり ..... 123
第２節　建築物の耐震化及び安全対策の促進 ..... 128
第３節　社会公共施設等の応急危険度判定実施体制の整備 ..... 135
第４節　液状化、長周期地震動への対策の強化 ..... 136
第５節　出火、延焼等の防止 ..... 138
**第５章　安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 ..... 143**
第１節　道路及び交通施設等 ..... 143
第２節　ライフライン施設 ..... 148
**第６章　広域的な視点からの応急対応力の強化 ..... 153**
第１節　初動対応体制の整備 ..... 153
第２節　業務継続体制の確保 ..... 157
第３節　消火・救助・救急活動体制の整備 ..... 159
第４節　広域連携体制の構築 ..... 160
第５節　応急活動拠点の整備 ..... 162
第６節　その他区立施設の整備 ..... 164
**第７章　情報通信の確保 ..... 165**
第１節　防災機関相互の情報通信連絡体制の整備 ..... 165
第２節　区民等への情報提供体制の整備 ..... 170
第３節　区民相互の情報連絡等の環境整備 ..... 172
**第８章　医療救護・保健等対策 ..... 173**
第１節　初動医療体制等の整備 ..... 173
第２節　医薬品・医療資器材の確保 ..... 176

第３節　医療施設の基盤整備 178
第４節　遺体の取扱い 180
**第 9 章　帰宅困難者対策 181**
第１節　東京都帰宅困難者対策条例に基づく取組の周知徹底 181
第２節　帰宅困難者への情報通信体制整備 190
第３節　一時滞在施設の確保 191
第４節　帰宅支援のための体制整備 196
**第 10 章　避難者対策 200**
第１節　避難体制の整備 200
第２節　避難所・避難場所等の指定・安全化 206
第３節　避難所の管理運営体制の整備等 213
第４節　車中泊 216
**第 11 章　物流・備蓄・輸送対策の推進 217**
第１節　食料及び生活必需品等の確保 217
第２節　飲料水及び生活用水の確保 222
第３節　備蓄倉庫及び輸送拠点の整備 226
第４節　輸送体制の整備 228
第５節　輸送車両等の確保 229
**第 12 章　放射性物質対策 231**
第１節　情報伝達体制の整備 231
第２節　都民・区民への情報提供等 231
第３節　都放射線等使用施設の安全化（再掲：第３部第４章第５節） 232
**第 13 章　区民の生活の早期再建 233**
第１節　生活再建のための事前準備 233
第２節　トイレの確保及びし尿処理 236
第３節　ごみ処理 238
第４節　災害廃棄物処理 239
第５節　災害救助法の適用基準 240
第６節　激甚災害法の指定基準 242

## 第４部　災害応急・復旧対策計画（震災・火山編）


**第１章　初動態勢 ..... 248**
第１節　初動態勢 ..... 248
第２節　消火・救助・救急活動 ..... 259
第３節　応援協力・派遣要請 ..... 262
第４節　応急活動拠点の調整 ..... 269
**第２章　区民と地域の応急対策 ..... 270**
第１節　自助による応急対策の実施 ..... 270
第２節　地域による応急対策の実施 ..... 272
第３節　マンション防災における応急対策の実施 ..... 273
第４節　消防団による応急対策の実施 ..... 273
第５節　事業所による応急対策の実施 ..... 274
第６節　ボランティアとの連携 ..... 275
**第３章　情報の収集・伝達 ..... 279**
第１節　防災機関相互の情報通信連絡体制（警報及び注意報などの第一報） ..... 279
第２節　防災機関相互の情報通信連絡体制（被害状況等） ..... 286
第３節　広報体制 ..... 293
第４節　広聴体制 ..... 296
**第４章　二次災害・危険防止対策 ..... 297**
第１節　公共施設等の応急対策による二次災害防止 ..... 297
第２節　危険物等の応急措置による危険防止 ..... 303
**第５章　医療救護・保健等対策 ..... 313**
第１節　初動医療体制等 ..... 315
第２節　防疫体制の確立 ..... 328
第３節　医療品・医療資機材の供給 ..... 332
第４節　医療施設の確保 ..... 338
第５節　行方不明者の捜索、遺体の検視・検案・身元確認等 ..... 339
第６節　火葬 ..... 345
**第６章　避難者対策 ..... 348**
第１節　避難誘導 ..... 348
第２節　避難所の開設・運営 ..... 355
第３節　動物救護 ..... 365
第４節　車中泊 ..... 367
第５節　ボランティアの受入れ ..... 368
第６節　被災者の他地区への移送 ..... 369
第７節　帰宅困難者対策 ..... 371
**第７章　物流・備蓄・輸送対策 ..... 386**
第１節　飲料水の供給 ..... 386
第２節　食料・生活必需品等の供給 ..... 392

第３節　備蓄・調達物資の輸送 401
**第 8 章　ライフライン施設の応急・復旧対策 405**
第１節　水道 405
第２節　下水道 407
第３節　電気・ガス・通信等 410
第４節　エネルギーの確保 411
**第 9 章　公共施設の応急・復旧対策 412**
第１節　公共土木施設等 412
第２節　鉄道施設 422
第３節　公共施設の安全確保、施設の本来機能の回復 423
**第 10 章　放射性物質対策 424**
第１節　応急対策 424
第２節　復旧対策 429
**第 11 章　噴火降灰対策 431**
第１節　情報の収集・伝達 431
第２節　交通・ライフラインの応急対策 433
第３節　宅地等の降灰処理 435
**第12章 ごみ処理・トイレの確保及びし尿処理・障害物の除去・災害廃棄物処理 436**
第１節　ごみ処理 436
第２節　トイレの確保及びし尿処理 438
第３節　災害廃棄物処理 441
**第 13 章　大規模事故対策 450**
第１節　活動体制等 450
第２節　鉄道事故 451
第３節　道路・橋りょう事故 453
第４節　ガス事故 455
**第 14 章　応急生活対策 457**
第１節　被災建築物の応急危険度判定 457
第２節　被災宅地の危険度判定 460
第３節　被害に係る住家被害認定調査等 461
第４節　罹災証明書の交付 462
第５節　被災した住宅の応急修理 468
第６節　応急仮設住宅の供給 470
第７節　区営住宅の応急修理 475
第８節　被災者の生活相談等の支援 476
第９節　被災者の生活再建資金援助等 477
第 10 節　職業のあっ旋 479
第 11 節　租税等の徴収猶予及び減免等 480
第 12 節　その他の生活確保 482

第 13 節　義援金の募集・受付・配分 ..... 483
第 14 節　中小企業への融資 ..... 487
第 15 節　応急教育 ..... 488
**第 15 章　災害救助法の運用 ..... 491**
**第 16 章　激甚災害の指定 ..... 502**
第 1 節　激甚災害制度 ..... 502
第 2 節　激甚災害に関する調査報告及び特別財政援助等の申請手続き等 ..... 503

## 第５部　災害応急・復旧対策計画（風水害編）


**第１章　初動態勢 ..... 509**
第１節　板橋区水防本部の組織・運営 ..... 510
第２節　板橋区災害対策本部の組織・運営 ..... 516
第３節　区職員の初動態勢 ..... 520
第４節　救助・救急対策 ..... 523
第５節　応援協力・派遣要請 ..... 525
第６節　防災機関の活動体制 ..... 525
第７節　ボランティア等との連携・協働 ..... 525
**第２章　情報の収集・伝達 ..... 526**
第１節　情報連絡体制 ..... 526
第２節　災害予警報等の伝達 ..... 529
第３節　被害状況等の報告体制 ..... 535
第４節　災害時の広報及び広聴活動 ..... 537
**第３章　水防対策 ..... 542**
第１節　水防情報 ..... 544
第２節　水防機関の活動 ..... 556
**第４章　雪害対策 ..... 559**
第１節　雪害に対する備え及び啓発 ..... 559
第２節　凍雪害対策の組織及び体制 ..... 560
第３節　除雪活動計画 ..... 564
第４節　除雪指定道路 ..... 565
第５節　大規模な雪害への対応 ..... 565
**第５章　警備・交通規制 ..... 566**
第１節　警備活動 ..... 566
第２節　交通規制 ..... 567
**第６章　医療救護・保健等対策 ..... 568**
**第７章　避難者対策 ..... 571**
第１節　避難体制の整備 ..... 574
第２節　避難指示等の判断・伝達 ..... 577
第３節　避難誘導 ..... 584
第４節　避難所の開設・運営 ..... 588
第５節　動物救護 ..... 588
第６節　車中泊 ..... 588
第７節　ボランティアの受入れ ..... 588
第８節　被災者の他地区への移送 ..... 588
第９節　要配慮者の安全確保 ..... 589
第 10 節　広域避難 ..... 593
第 11 節　自主避難対策 ..... 597

第 12 節　帰宅困難者対策 ..... 597
**第 8 章　物流・備蓄・輸送対策 ..... 598**
**第 9 章　ライフライン施設の応急・復旧対策 ..... 599**
第 1 節　水道施設（都水道局　北部支所、板橋営業所） ..... 600
第 2 節　下水道施設（都下水道局　西部第二下水道事務所） ..... 603
第 3 節　電気施設（東京電力グループ） ..... 605
第 4 節　ガス施設（東京ガスグループ） ..... 607
第 5 節　通信施設 ..... 608
**第 10 章　公共施設等の応急・復旧対策 ..... 609**
第 1 節　公共土木施設等 ..... 609
第 2 節　鉄道施設 ..... 612
第 3 節　社会公共施設等 ..... 613
**第11章　ごみ処理・トイレの確保及びし尿処理・障害物の除去・災害廃棄物処理 ..... 615**
第 1 節　ごみ処理 ..... 615
第 2 節　トイレの確保及びし尿処理 ..... 615
第 3 節　障害物の除去 ..... 616
第 4 節　災害廃棄物処理 ..... 617
**第 12 章　応急生活対策 ..... 618**
**第 13 章　災害救助法の適用 ..... 619**
**第 14 章　激甚災害の指定 ..... 620**

## 第６部　災害復興計画


第１章　災害復興の基本的考え方 ..... 624
第１節　復興の基本的な考え方 ..... 624
第２節　復興を進める基本的な枠組み ..... 624
第２章　災害復興体制の構築 ..... 626
第１節　復興本部の設置 ..... 626
第２節　復興本部の役割及び災害対策本部との関係 ..... 627
第３節　復興本部の組織 ..... 628
第４節　復興本部の廃止 ..... 631
第３章　被害状況及び復旧・復興状況の把握 ..... 632
第１節　家屋・住家・宅地の被害状況の把握 ..... 632
第２節　区民の被害・被災後の生活状況の把握 ..... 632
第３節　公共施設等の被害状況の把握 ..... 633
第４節　まちの復旧・復興状況の把握 ..... 633
第５節　区民生活の再建状況等の把握 ..... 633
第４章　罹災証明書の交付 ..... 634
第１節　罹災証明書交付の準備 ..... 634
第２節　罹災証明書の交付 ..... 634
第５章　災害復興計画の策定 ..... 635
第１節　板橋区災害復興基本方針の策定 ..... 635
第２節　板橋区災害復興計画の策定 ..... 635
第６章　財政方針の策定 ..... 636
第１節　財政方針の策定 ..... 636
第２節　財源の確保 ..... 636
第３節　復興基金の創設 ..... 636
第７章　人的資源の確保 ..... 637
第８章　用地の確保・調整 ..... 638
第９章　災害廃棄物等の処理 ..... 639
第10章　広報・相談体制 ..... 640
第１節　復興関係広報の実施 ..... 640
第２節　被災者のための相談所の設置 ..... 640
第11章　学校教育 ..... 641
第１節　学校教育施設の再建 ..... 641
第２節　授業の再開等 ..... 641
第12章　文化・社会教育 ..... 642
第１節　文化・社会教育施設等の再建 ..... 642
第２節　文化財の復旧・復興支援 ..... 642
第13章　地域への支援 ..... 643
第１節　地域協働復興の推進 ..... 643

第２節　外国人への支援 643
第３節　ボランティア等や専門家との連携 644
**第 14 章　消費生活 645**
**第 15 章　都市の復興 646**
第１節　板橋区都市復興マニュアル 647
**第 16 章　住宅の復興 649**
**第 17 章　生活の復興 650**
第１節　板橋区生活復興マニュアル 650
第２節　医療 652
第３節　福祉 652
第４節　保健 653
第５節　租税等の徴収猶予及び減免等 653
第６節　通信施設等の復旧活動 654
**第 18 章　産業の復興 656**
第１節　産業復興方針の策定 656
第２節　中小企業施策 656
第３節　観光施策 656
第４節　農業施策 656
第５節　雇用就業施策 657

## 第７部　南海トラフ地震編

1　南海トラフ地震防災対策推進地域 661
2　南海トラフ地震に関連する情報とは 661
3　都の対応方針 663
4　区の対応方針 663

用語集 665

## 計画構成における災害対策本部組織一覧（部単位）

「●」は各章の中において担当となる業務のある部となります。

| 災害対策本部組織（部、班）<br>目次構成 | | 部 | 政策経営部 | 総務部※１ | 危機管理部 | 区民文化部 | 産業経済部 | 健康生きがい部※２ | 福祉部 | 子ども家庭部 | 資源環境部 | 都市整備部※３ | 土木部 | 教育部 | 区議会部 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 班 | 政策企画班<br>財政班<br>広聴広報班<br>IT班<br>施設経営班 | 総務班<br>人事班<br>契約管財班<br>給水・輸送班<br>受援統括班 | 情報統括班 | 物資班<br>地域振興班<br>区民施設班 | 給食・産業復興班 | 医療・保健対策班<br>衛生対策班<br>要配慮者班 | 避難所班 | 児童施設・救護班 | 環境整備班 | 都市整備・住宅班 | 土木班 | 教育庶務班<br>教育指導班<br>教育施設班<br>避難所施設班 | 議会班 |
| **第１部** | **総則** | 頁 | | | | | | | | | | | | | |
| 第１章 | 地域防災計画の概要 | 4 | | | ● | | | | | | | | | | |
| 第２章 | 板橋区の現状と被害想定 | 8 | ● | ● | ● | | ● | ● | | | | ● | ● | | |
| 第３章 | 河川、下水道等の整備概要 | 30 | | | ● | | | | | | | | ● | | |
| 第４章 | 被害軽減と都市再生に向けた目標（減災目標） | 35 | | | ● | | | ● | | | ● | ● | ● | | |
| 第５章 | 複合災害への対応 | 40 | | | ● | | | | | | | | | | |
| 第６章 | 各施策における発災後の時間軸に沿った震災対応シナリオ | 42 | | | ● | | | | | | | | | | |
| **第２部** | **区等の基本的責務と役割** | | | | | | | | | | | | | | |
| 第１章 | 区等の基本的責務と役割 | 47 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 第２章 | 区及び関係機関の役割 | 50 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| **第３部** | **災害予防計画** | | | | | | | | | | | | | | |
| 第１章 | 区民と地域の防災力向上 | 79 | ● | | ● | ● | | ● | ● | ● | | | | ● | |
| 第２章 | 水害予防対策 | 104 | ● | | ● | | | | | | | ● | ● | | |
| 第３章 | 噴火降灰事前対策 | 121 | | | ● | | | | | | | | | | |
| 第４章 | 安全な都市づくりの実現 | 123 | ● | | ● | | | ● | | | ● | ● | ● | ● | |
| 第５章 | 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 | 143 | | | ● | | | | | | | | ● | | |
| 第６章 | 広域的な視点からの応急対応力の強化 | 153 | | ● | ● | ● | | | | | | | | | |
| 第７章 | 情報通信の確保 | 165 | ● | ● | ● | | | | | | | | | | |
| 第８章 | 医療救護・保健等対策 | 173 | | | ● | | | ● | | | | | | | |
| 第９章 | 帰宅困難者対策 | 181 | | ● | ● | ● | | | ● | | ● | | | ● | |
| 第10章 | 避難者対策 | 200 | | | ● | | | ● | ● | ● | | | | ● | |
| 第11章 | 物流・備蓄・輸送対策の推進 | 217 | | ● | ● | ● | | | | | | | | | |
| 第12章 | 放射性物質対策 | 231 | | | ● | | | ● | | | ● | | | ● | |
| 第13章 | 区民の生活の早期再建 | 233 | ● | ● | ● | ● | | | | | ● | ● | | | |
| **第４部** | **災害応急・復旧対策計画（震災・火山編）** | | | | | | | | | | | | | | |
| 第１章 | 初動態勢 | 248 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 第２章 | 区民と地域の応急対策 | 270 | | | ● | ● | | | | | | | | | |
| 第３章 | 情報の収集・伝達 | 279 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 第４章 | 二次災害・危険防止対策 | 297 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | |
| 第５章 | 医療救護・保健等対策 | 313 | | ● | ● | ● | | ● | | | | | | | |
| 第６章 | 避難者対策 | 348 | ● | ● | ● | ● | | ● | ● | ● | ● | | | ● | |
| 第７章 | 物流・備蓄・輸送対策 | 386 | | ● | ● | ● | ● | ● | | | | | | | |
| 第８章 | ライフライン施設の応急・復旧対策 | 405 | | | ● | | | | | | | | ● | | |
| 第９章 | 公共施設の応急・復旧対策 | 412 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | |
| 第10章 | 放射性物質対策 | 424 | ● | | ● | | | ● | ● | | ● | | | ● | |
| 第11章 | 噴火降灰対策 | 431 | ● | | ● | | | ● | | | ● | | ● | | |
| 第12章 | ごみ処理・トイレの確保及びし尿処理・障害物の除去・災害廃棄物処理 | 436 | | | ● | | | | | | ● | | | | |
| 第13章 | 大規模事故対策 | 450 | ● | | ● | | | | | | | | ● | | |
| 第14章 | 応急生活対策 | 457 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | | ● | | ● | |
| 第15章 | 災害救助法の運用 | 491 | ● | | ● | | | | | | | | | | |
| 第16章 | 激甚災害の指定 | 502 | ● | | ● | | | | | | | | | | |

## 計画構成における災害対策本部組織一覧（部単位）

「●」は各章の中において担当となる業務のある部となります。

| 災害対策本部組織（部、班）<br>目次構成 | | 部 | 政策経営部 | 総務部※１ | 危機管理部 | 区民文化部 | 産業経済部 | 健康生きがい部※２ | 福祉部 | 子ども家庭部 | 資源環境部 | 都市整備部※３ | 土木部 | 教育部 | 区議会部 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 班 | 政策企画班<br>財政班<br>広聴広報班<br>IT班<br>施設経営班 | 総務班<br>人事班<br>契約管財班<br>給水・輸送班<br>受援統括班 | 情報統括班 | 物資班<br>地域振興班<br>区民施設班 | 給食・産業復興班 | 医療・保健対策班<br>衛生対策班<br>要配慮者班 | 避難所班 | 児童施設・救護班 | 環境整備班 | 都市整備・住宅班 | 土木班 | 教育庶務班<br>教育指導班<br>教育施設班<br>避難所施設班 | 議会班 |
| **第５部** | **災害応急・復旧対策計画（風水害編）** | | | | | | | | | | | | | | |
| 第１章 | 初動態勢 | 509 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 第２章 | 情報の収集・伝達 | 526 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 第３章 | 水防対策 | 542 | | | ● | | | | | | | | ● | | |
| 第４章 | 雪害対策 | 560 | | | ● | | | | | | | | ● | | |
| 第５章 | 警備・交通規制 | 567 | | | ● | | | | | | | | | | |
| 第６章 | 医療救護・保健等対策 | 569 | | ● | ● | ● | | ● | | | | | | | |
| 第７章 | 避難者対策 | 572 | ● | ● | ● | ● | | ● | ● | ● | ● | | | ● | |
| 第８章 | 物流・備蓄・輸送対策 | 599 | | ● | ● | ● | ● | ● | | | | | | | |
| 第９章 | ライフライン施設の応急・復旧対策 | 600 | | | ● | | | | | | | | ● | | |
| 第10章 | 公共施設等の応急・復旧対策 | 610 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | |
| 第11章 | ごみ処理・トイレ確保及びし尿処理・障害物の除去・災害廃棄物処理 | 616 | | | ● | | | | | | ● | | | | |
| 第12章 | 応急生活対策 | 619 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | | ● | | ● | |
| 第13章 | 災害救助法の適用 | 620 | ● | | ● | | | | | | | | | | |
| 第14章 | 激甚災害の指定 | 621 | ● | | ● | | | | | | | | | | |
| **第６部** | **災害復興計画** | | | | | | | | | | | | | | |
| 第１章 | 災害復旧・復興の基本的考え方 | 624 | ● | | ● | | | | | | | ● | ● | | |
| 第２章 | 災害復旧・復興体制の構築 | 626 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 第３章 | 被害状況及び復旧・復興状況の把握 | 632 | ● | | ● | ● | ● | | ● | ● | ● | ● | ● | | |
| 第４章 | 罹災証明書の交付 | 634 | | | ● | ● | ● | | | | | | | | |
| 第５章 | 災害復興計画の策定 | 635 | ● | | ● | | | | | | | ● | | | |
| 第６章 | 財政方針の策定 | 636 | ● | | | | | | | | | | | | |
| 第７章 | 人的資源の確保 | 637 | | ● | | | | | | | | | | | |
| 第８章 | 用地の確保・調整 | 638 | ● | ● | | | | | | | | ● | | | |
| 第９章 | 災害廃棄物等の処理 | 639 | | | | | | | | | ● | | ● | | |
| 第10章 | 広報・相談体制 | 640 | ● | | | | | | | | | | | | |
| 第11章 | 学校教育 | 641 | | | | | | | | | | | | ● | |
| 第12章 | 文化・社会教育 | 642 | | | | ● | | | | | | | | ● | |
| 第13章 | 地域への支援 | 643 | | | | ● | | | | | | | | | |
| 第14章 | 消費生活 | 645 | | | | | ● | | | | | | | | |
| 第15章 | 都市の復興 | 646 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 第16章 | 住宅の復興 | 649 | ● | ● | | | | | | | | ● | | | |
| 第17章 | 生活の復興 | 650 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | |
| 第18章 | 産業の復興 | 656 | ● | | | | ● | | | | | | | | |
| **第７部** | **南海トラフ地震編** | | | | | | | | | | | | | | |
| 南海トラフ地震編 | | 661 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |

※１　総務部には、会計管理室、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局を含む
※２　健康生きがい部には、要配慮者班として、障がい政策課、障がいサービス課を含む
※３　都市整備部には、まちづくり推進室を含む

## 計画構成における災害対策本部組織一覧（政経部・総務部①）

「●」は各章の中において担当となる業務のある所管課となります。

| 災害対策本部組織（部、班、課）<br>目次構成 | | 部 | 政策経営部 | | | | | | | 総務部　※１ | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 班 | 政策企画班 | | | 財政班 | 広聴広報班 | IT班 | 施設経営班 | 総務班 | | | | 人事班 | 契約管財班 |
| | | 課 | 政策企画課 | 経営改革推進課 | ブランド戦略担当課 | 財政課 | 広聴広報課 | ＩＴ推進課 | 教育施設担当課経営課 | 総務課 | 区政情報課 | 男女社会参画課 | 会計管理室 | 人事課 | 契約管財課 |
| **第１部** | **総則** | 頁 | | | | | | | | | | | | | |
| 第１章 | 地域防災計画の概要 | 4 | | | | | | | | | | | | | |
| 第２章 | 板橋区の現状と被害想定 | 8 | ● | | | | | | | ● | ● | | | | |
| 第３章 | 河川、下水道等の整備概要 | 30 | | | | | | | | | | | | | |
| 第４章 | 被害軽減と都市再生に向けた目標（減災目標） | 35 | | | | | | | | | | | | | |
| 第５章 | 複合災害への対応 | 40 | | | | | | | | | | | | | |
| 第６章 | 各施策における発災後の時間軸に沿った震災対応シナリオ | 42 | | | | | | | | | | | | | |
| **第２部** | **区等の基本的責務と役割** | | | | | | | | | | | | | | |
| 第１章 | 基本理念と基本的責務 | 47 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 第2章 | 区及び関係機関の役割 | 50 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| **第３部** | **災害予防計画** | | | | | | | | | | | | | | |
| 第１章 | 区民と地域の防災力向上 | 79 | | | ● | | ● | | | | | | | | |
| 第２章 | 水害予防対策 | 104 | | | ● | | ● | | | | | | | | |
| 第３章 | 噴火降灰事前対策 | 121 | | | | | | | | | | | | | |
| 第４章 | 安全な都市づくりの実現 | 123 | | | | | | | ● | | | | | | |
| 第５章 | 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 | 143 | | | | | | | | | | | | | |
| 第６章 | 広域的な視点からの応急対応力の強化 | 153 | | | | | | | | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 第７章 | 情報通信の確保 | 165 | | | ● | | ● | ● | | | | | | | ● |
| 第８章 | 医療救護・保健等対策 | 173 | | | | | | | | | | | | | |
| 第９章 | 帰宅困難者対策 | 181 | | | | | | | | ● | ● | ● | ● | | |
| 第10章 | 避難者対策 | 200 | | | | | | | | | | | | | |
| 第11章 | 物流・備蓄・輸送対策の推進 | 217 | | | | | | | | | | | | | ● |
| 第12章 | 放射性物質対策 | 231 | | | | | | | | | | | | | |
| 第13章 | 区民の生活の早期再建 | 233 | | | | ● | | | ● | ● | ● | ● | ● | | ● |
| **第４部** | **災害応急・復旧対策計画（震災・火山編）** | | | | | | | | | | | | | | |
| 第１章 | 初動態勢 | 248 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 第２章 | 区民と地域の応急対策 | 270 | | | | | | | | | | | | | |
| 第３章 | 情報の収集・伝達 | 279 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 第４章 | 二次災害・危険防止対策 | 297 | | | | | | | ● | | | | | | ● |
| 第５章 | 医療救護・保健等対策 | 313 | | | | | | | | | | | | | |
| 第６章 | 避難者対策 | 348 | | | ● | | ● | | | ● | ● | ● | ● | | ● |
| 第７章 | 物流・備蓄・輸送対策 | 386 | | | | | | | | | | | | | ● |
| 第８章 | ライフライン施設の応急・復旧対策 | 405 | | | | | | | | | | | | | |
| 第９章 | 公共施設の応急・復旧対策 | 412 | | | | | | | ● | | | | | | ● |
| 第10章 | 放射性物質対策 | 424 | | | ● | | ● | | | | | | | | |
| 第11章 | 噴火降灰対策 | 431 | | | ● | | ● | | | | | | | | |
| 第12章 | ごみ処理・トイレの確保及びし尿処理・障害物の除去・災害廃棄物処理 | 436 | | | | | | | | | | | | | |
| 第13章 | 大規模事故対策 | 450 | | | ● | | ● | | | | | | | | |
| 第14章 | 応急生活対策 | 457 | | | ● | | ● | | ● | ● | ● | ● | ● | | ● |
| 第15章 | 災害救助法の運用 | 491 | | | | ● | | | | | | | | | |
| 第16章 | 激甚災害の指定 | 502 | | | | ● | | | | | | | | | |

## 計画構成における災害対策本部組織一覧（政経部・総務部①）

「●」は各章の中において担当となる業務のある所管課となります。

| 災害対策本部組織（部、班、課）<br>目次構成 | | 部 | 政策経営部 | | | | | | | 総務部　※1 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 班 | 政策企画班 | | | 財政班 | 広聴広報班 | IT班 | 施設経営班 | 総務班 | | | | 人事班 | 契約管財班 |
| | | 課 | 政策企画課 | 経営改革推進課 | ブランド戦略担当課 | 財政課 | 広聴広報課 | IT推進課 | 教育施設担当課 | 総務課 | 区政情報課 | 男女社会参画課 | 会計管理室 | 人事課 | 契約管財課 |
| **第５部** | **災害応急・復旧対策計画（風水害編）** | | | | | | | | | | | | | | |
| 第１章 | 初動態勢 | 509 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 第２章 | 情報の収集・伝達 | 526 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 第３章 | 水防対策 | 542 | | | | | | | | | | | | | |
| 第４章 | 雪害対策 | 560 | | | | | | | | | | | | | |
| 第５章 | 警備・交通規制 | 567 | | | | | | | | | | | | | |
| 第６章 | 医療救護・保健等対策 | 569 | | | | | | | | | | | | | |
| 第７章 | 避難者対策 | 572 | | | ● | | ● | | | ● | ● | ● | ● | | ● |
| 第８章 | 物流・備蓄・輸送対策 | 599 | | | | | | | | | | | | | ● |
| 第９章 | ライフライン施設の応急・復旧対策 | 600 | | | | | | | | | | | | | |
| 第10章 | 公共施設等の応急・復旧対策 | 610 | | | | | | | ● | | | | | | ● |
| 第11章 | ごみ処理・トイレ確保及びし尿処理・障害物の除去・災害廃棄物処理 | 616 | | | | | | | | | | | | | |
| 第12章 | 応急生活対策 | 619 | | | ● | | ● | | ● | ● | ● | ● | ● | | ● |
| 第13章 | 災害救助法の適用 | 620 | | | | ● | | | | | | | | | |
| 第14章 | 激甚災害の指定 | 621 | | | | ● | | | | | | | | | |
| **第６部** | **災害復興計画** | | | | | | | | | | | | | | |
| 第１章 | 災害復旧・復興の基本的考え方 | 624 | ● | ● | | | | | | | | | | | |
| 第２章 | 災害復旧・復興体制の構築 | 626 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 第３章 | 被害状況及び復旧・復興状況の把握 | 632 | ● | ● | | | | | ● | | | | | | |
| 第４章 | 罹災証明書の交付 | 634 | | | | | | | | | | | | | |
| 第５章 | 災害復興計画の策定 | 635 | ● | ● | | | | | | | | | | | |
| 第６章 | 財政方針の策定 | 636 | ● | ● | | ● | | | | | | | | | |
| 第７章 | 人的資源の確保 | 637 | | | | | | | | | | | | ● | |
| 第８章 | 用地の確保・調整 | 638 | ● | ● | | | | | | | | | | | ● |
| 第９章 | 災害廃棄物等の処理 | 639 | | | | | | | | | | | | | |
| 第10章 | 広報・相談体制 | 640 | | | ● | | ● | | | | | | | | |
| 第11章 | 学校教育 | 641 | | | | | | | | | | | | | |
| 第12章 | 文化・社会教育 | 642 | | | | | | | | | | | | | |
| 第13章 | 地域への支援 | 643 | | | | | | | | | | | | | |
| 第14章 | 消費生活 | 645 | | | | | | | | | | | | | |
| 第15章 | 都市の復興 | 646 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 第16章 | 住宅の復興 | 649 | ● | ● | | | | | ● | | | | | | ● |
| 第17章 | 生活の復興 | 650 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 第18章 | 産業の復興 | 656 | ● | ● | | | | | | | | | | | |
| **第７部** | **南海トラフ地震編** | | | | | | | | | | | | | | |
| 南海トラフ地震編 | | 661 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |

※１　総務部には、会計管理室、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局を含む

## 計画構成における災害対策本部組織一覧（総務部②・危機管理部・区民文化部）

「●」は各章の中において担当となる業務のある所管課となります。

| 災害対策本部組織（部、班、課）<br>目次構成 | | 部 | 総務部　※1 | | | | 危機管理部 | | 区民文化部 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 班 | 給水・輸送班 | | | 受援統括班 | 情報統括班 | | 物資班 | | 地域振興班 | | 区民施設班 | | |
| | | 課 | 課税課 | 納税課 | 選挙管理委員会事務局 | 監査委員事務局 | 防災危機管理課 | 地域防災支援課 | 戸籍住民課 | 各区民事務所 | 地域振興課 | 各地域センター | 文化・国際交流課 | 美術館 | スポーツ振興課 |
| **第１部** | **総則** | 頁 | | | | | | | | | | | | | |
| 第１章 | 地域防災計画の概要 | 4 | | | | | ● | | | | | | | | |
| 第２章 | 板橋区の現状と被害想定 | 8 | | | | | ● | | | | | | | | |
| 第３章 | 河川、下水道等の整備概要 | 30 | | | | | ● | | | | | | | | |
| 第４章 | 被害軽減と都市再生に向けた目標（減災目標） | 35 | | | | | ● | | | | | | | | |
| 第５章 | 複合災害への対応 | 40 | | | | | ● | | | | | | | | |
| 第６章 | 各施策における発災後の時間軸に沿った震災対応シナリオ | 42 | | | | | ● | | | | | | | | |
| **第２部** | **区等の基本的責務と役割** | | | | | | | | | | | | | | |
| 第１章 | 基本理念と基本的責務 | 47 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 第2章 | 区及び関係機関の役割 | 50 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| **第３部** | **災害予防計画** | | | | | | | | | | | | | | |
| 第１章 | 区民と地域の防災力向上 | 79 | | | | | ● | ● | | | ● | ● | ● | | |
| 第２章 | 水害予防対策 | 104 | | | | | ● | ● | | | | | | | |
| 第３章 | 噴火降灰事前対策 | 121 | | | | | ● | ● | | | | | | | |
| 第４章 | 安全な都市づくりの実現 | 123 | | | | | ● | ● | | | | | | | |
| 第５章 | 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 | 143 | | | | | ● | ● | | | | | | | |
| 第６章 | 広域的な視点からの応急対応力の強化 | 153 | | | | ● | ● | ● | | | ● | ● | ● | ● | ● |
| 第７章 | 情報通信の確保 | 165 | | | | | ● | ● | | | | | | | |
| 第８章 | 医療救護・保健等対策 | 173 | | | | | ● | ● | | | | | | | |
| 第９章 | 帰宅困難者対策 | 181 | | | | | ● | ● | | | | ● | | | |
| 第10章 | 避難者対策 | 200 | | | | | ● | ● | | | | | | | |
| 第11章 | 物流・備蓄・輸送対策の推進 | 217 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | | | | | |
| 第12章 | 放射性物質対策 | 231 | | | | | ● | ● | | | | | | | |
| 第13章 | 区民の生活の早期再建 | 233 | | | | | ● | ● | ● | ● | ● | ● | | | |
| **第４部** | **災害応急・復旧対策計画（震災・火山編）** | | | | | | | | | | | | | | |
| 第１章 | 初動態勢 | 248 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 第２章 | 区民と地域の応急対策 | 270 | | | | | ● | ● | | | ● | ● | ● | ● | ● |
| 第３章 | 情報の収集・伝達 | 279 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 第４章 | 二次災害・危険防止対策 | 297 | | | | | ● | ● | | | | ● | ● | ● | ● |
| 第５章 | 医療救護・保健等対策 | 313 | | | | ● | ● | ● | ● | ● | | | | | |
| 第６章 | 避難者対策 | 348 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | | | |
| 第７章 | 物流・備蓄・輸送対策 | 386 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | | | |
| 第８章 | ライフライン施設の応急・復旧対策 | 405 | | | | | ● | ● | | | | | | | |
| 第９章 | 公共施設の応急・復旧対策 | 412 | | | | | ● | ● | | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 第10章 | 放射性物質対策 | 424 | | | | | ● | ● | | | | | | | |
| 第11章 | 噴火降灰対策 | 431 | | | | | ● | ● | | | | | | | |
| 第12章 | ごみ処理・トイレの確保及びし尿処理・障害物の除去・災害廃棄物処理 | 436 | | | | | ● | ● | | | | | | | |
| 第13章 | 大規模事故対策 | 450 | | | | | ● | ● | | | | | | | |
| 第14章 | 応急生活対策 | 457 | ● | ● | | | ● | ● | ● | ● | ● | ● | | | |
| 第15章 | 災害救助法の運用 | 491 | | | | | ● | ● | | | | | | | |
| 第16章 | 激甚災害の指定 | 502 | | | | | ● | ● | | | | | | | |

## 計画構成における災害対策本部組織一覧（総務部②・危機管理部・区民文化部）

「●」は各章の中において担当となる業務のある所管課となります。

| 災害対策本部組織（部、班、課）／目次構成 | | 部 | 総務部　※1 | | | | 危機管理部 | | 区民文化部 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 班 | 給水・輸送班 | | | 受援統括班 | 情報統括班 | | 物資班 | | 地域振興班 | | 区民施設班 | | |
| | | 課 | 課税課 | 納税課 | 選挙管理委員会事務局 | 監査委員事務局 | 防災危機管理課 | 地域防災支援課 | 戸籍住民課 | 各区民事務所 | 地域振興課 | 各地域センター | 文化・国際交流課 | 美術館 | スポーツ振興課 |
| **第５部** | **災害応急・復旧対策計画（風水害編）** | | | | | | | | | | | | | | |
| 第１章 | 初動態勢 | 509 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 第２章 | 情報の収集・伝達 | 526 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 第３章 | 水防対策 | 542 | | | | | ● | ● | | | | | | | |
| 第４章 | 雪害対策 | 560 | | | | | ● | ● | | | | | | | |
| 第５章 | 警備・交通規制 | 567 | | | | | ● | ● | | | | | | | |
| 第６章 | 医療救護・保健等対策 | 569 | | | | ● | ● | ● | ● | ● | | | | | |
| 第７章 | 避難者対策 | 572 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | | | |
| 第８章 | 物流・備蓄・輸送対策 | 599 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | | | |
| 第９章 | ライフライン施設の応急・復旧対策 | 600 | | | | | ● | ● | | | | | | | |
| 第10章 | 公共施設等の応急・復旧対策 | 610 | | | | | ● | ● | | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 第11章 | ごみ処理・トイレ確保及びし尿処理・障害物の除去・災害廃棄物処理 | 616 | | | | | ● | ● | | | | | | | |
| 第12章 | 応急生活対策 | 619 | ● | ● | | | ● | ● | ● | ● | ● | ● | | | |
| 第13章 | 災害救助法の適用 | 620 | | | | | ● | ● | | | | | | | |
| 第14章 | 激甚災害の指定 | 621 | | | | | ● | ● | | | | | | | |
| **第６部** | **災害復興計画** | | | | | | | | | | | | | | |
| 第１章 | 災害復旧・復興の基本的考え方 | 624 | | | | | ● | ● | | | | | | | |
| 第２章 | 災害復旧・復興体制の構築 | 626 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 第３章 | 被害状況及び復旧・復興状況の把握 | 632 | | | | | ● | ● | | | ● | ● | | | |
| 第４章 | 罹災証明書の交付 | 634 | | | | | ● | ● | ● | ● | ● | ● | | | |
| 第５章 | 災害復興計画の策定 | 635 | | | | | ● | ● | | | | | | | |
| 第６章 | 財政方針の策定 | 636 | | | | | | | | | | | | | |
| 第７章 | 人的資源の確保 | 637 | | | | ● | | | | | | | | | |
| 第８章 | 用地の確保・調整 | 638 | | | | | | | | | | | | | |
| 第９章 | 災害廃棄物等の処理 | 639 | | | | | | | | | | | | | |
| 第10章 | 広報・相談体制 | 640 | | | | | | | | | | | | | |
| 第11章 | 学校教育 | 641 | | | | | | | | | | | | | |
| 第12章 | 文化・社会教育 | 642 | | | | | | | | | | | ● | ● | ● |
| 第13章 | 地域への支援 | 643 | | | | | | | | | ● | ● | ● | ● | ● |
| 第14章 | 消費生活 | 645 | | | | | | | | | | | | | |
| 第15章 | 都市の復興 | 646 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 第16章 | 住宅の復興 | 649 | | | | | | | | | | | | | |
| 第17章 | 生活の復興 | 650 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 第18章 | 産業の復興 | 656 | | | | | | | | | | | | | |
| **第７部** | **南海トラフ地震編** | | | | | | | | | | | | | | |
| 南海トラフ地震編 | | 661 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |

※1　総務部には、会計管理室、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局を含む

## 計画構成における災害対策本部組織一覧（産業経済部・健康生きがい部①）

「●」は各章の中において担当となる業務のある所管課となります。

| 災害対策本部組織（部、班、課）<br>目次構成 | | 部 | 産業経済部 | | | | 健康生きがい部 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 班 | 給食・産業復興班 | | | | 医療・保健対策班 | | | |
| | | 課 | 産業振興課 | くらしと観光課 | 消費者センター | 赤塚支所 | 健康推進課 | 予防対策課 | 国保年金課 | 健康福祉センター（板橋、上板橋、赤塚、志村、高島平） |
| **第１部** | **総則** | 頁 | | | | | | | | |
| 第１章 | 地域防災計画の概要 | 4 | | | | | | | | |
| 第２章 | 板橋区の現状と被害想定 | 8 | ● | | | ● | ● | | | |
| 第３章 | 河川、下水道等の整備概要 | 30 | | | | | | | | |
| 第４章 | 被害軽減と都市再生に向けた目標（減災目標） | 35 | | | | | ● | | | |
| 第５章 | 複合災害への対応 | 40 | | | | | | | | |
| 第６章 | 各施策における発災後の時間軸に沿った震災対応シナリオ | 42 | | | | | | | | |
| **第２部** | **区等の基本的責務と役割** | | | | | | | | | |
| 第１章 | 基本理念と基本的責務 | 47 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 第2章 | 区及び関係機関の役割 | 50 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| **第３部** | **災害予防計画** | | | | | | | | | |
| 第１章 | 区民と地域の防災力向上 | 79 | | | | | | | | |
| 第２章 | 水害予防対策 | 104 | | | | | | | | |
| 第３章 | 噴火降灰事前対策 | 121 | | | | | | | | |
| 第４章 | 安全な都市づくりの実現 | 123 | | | | | | | | |
| 第５章 | 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 | 143 | | | | | | | | |
| 第６章 | 広域的な視点からの応急対応力の強化 | 153 | | | | | | | | |
| 第７章 | 情報通信の確保 | 165 | | | | | | | | |
| 第８章 | 医療救護・保健等対策 | 173 | | | | | ● | ● | ● | ● |
| 第９章 | 帰宅困難者対策 | 181 | | | | | | | | |
| 第10章 | 避難者対策 | 200 | | | | | | | | |
| 第11章 | 物流・備蓄・輸送対策の推進 | 217 | | | | | | | | |
| 第12章 | 放射性物質対策 | 231 | | | | | ● | ● | ● | ● |
| 第13章 | 区民の生活の早期再建 | 233 | | | | | | | | |
| **第４部** | **災害応急・復旧対策計画（震災・火山編）** | | | | | | | | | |
| 第１章 | 初動態勢 | 248 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 第２章 | 区民と地域の応急対策 | 270 | | | | | | | | |
| 第３章 | 情報の収集・伝達 | 279 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 第４章 | 二次災害・危険防止対策 | 297 | ● | ● | ● | ● | | | | ● |
| 第５章 | 医療救護・保健等対策 | 313 | | | | | ● | ● | ● | ● |
| 第６章 | 避難者対策 | 348 | | | | | | | | |
| 第７章 | 物流・備蓄・輸送対策 | 386 | ● | ● | ● | ● | | | | |
| 第８章 | ライフライン施設の応急・復旧対策 | 405 | | | | | | | | |
| 第９章 | 公共施設の応急・復旧対策 | 412 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 第10章 | 放射性物質対策 | 424 | | | | | ● | ● | ● | ● |
| 第11章 | 噴火降灰対策 | 431 | | | | | ● | ● | ● | ● |
| 第12章 | ごみ処理・トイレの確保及びし尿処理・障害物の除去・災害廃棄物処理 | 436 | | | | | | | | |
| 第13章 | 大規模事故対策 | 450 | | | | | | | | |
| 第14章 | 応急生活対策 | 457 | ● | ● | ● | ● | | | ● | |
| 第15章 | 災害救助法の運用 | 491 | | | | | | | | |
| 第16章 | 激甚災害の指定 | 502 | | | | | | | | |

## 計画構成における災害対策本部組織一覧（産業経済部・健康生きがい部①）

「●」は各章の中において担当となる業務のある所管課となります。

| 災害対策本部組織（部、班、課）<br>目次構成 | | 部 | 産業経済部 | | | | 健康生きがい部 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 班 | 給食・産業復興班 | | | | 医療・保健対策班 | | | |
| | | 課 | 産業振興課 | くらしと観光課 | 消費者センター | 赤塚支所 | 健康推進課 | 予防対策課 | 国保年金課 | 健康福祉センター（板橋、上板橋、赤塚、志村、高島平） |
| **第５部** | **災害応急・復旧対策計画（風水害編）** | | | | | | | | | |
| 第１章 | 初動態勢 | 509 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 第２章 | 情報の収集・伝達 | 526 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 第３章 | 水防対策 | 542 | | | | | | | | |
| 第４章 | 雪害対策 | 560 | | | | | | | | |
| 第５章 | 警備・交通規制 | 567 | | | | | | | | |
| 第６章 | 医療救護・保健等対策 | 569 | | | | | ● | ● | ● | ● |
| 第７章 | 避難者対策 | 572 | | | | | | | | |
| 第８章 | 物流・備蓄・輸送対策 | 599 | ● | ● | ● | ● | | | | |
| 第９章 | ライフライン施設の応急・復旧対策 | 600 | | | | | | | | |
| 第10章 | 公共施設等の応急・復旧対策 | 610 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 第11章 | ごみ処理・トイレ確保及びし尿処理・障害物の除去・災害廃棄物処理 | 616 | | | | | | | | |
| 第12章 | 応急生活対策 | 619 | ● | ● | ● | ● | | | ● | |
| 第13章 | 災害救助法の適用 | 620 | | | | | | | | |
| 第14章 | 激甚災害の指定 | 621 | | | | | | | | |
| **第６部** | **災害復興計画** | | | | | | | | | |
| 第１章 | 災害復旧・復興の基本的考え方 | 624 | | | | | | | | |
| 第２章 | 災害復旧・復興体制の構築 | 626 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 第３章 | 被害状況及び復旧・復興状況の把握 | 632 | ● | ● | ● | ● | | | | |
| 第４章 | 罹災証明書の交付 | 634 | ● | ● | ● | ● | | | | |
| 第５章 | 災害復興計画の策定 | 635 | | | | | | | | |
| 第６章 | 財政方針の策定 | 636 | | | | | | | | |
| 第７章 | 人的資源の確保 | 637 | | | | | | | | |
| 第８章 | 用地の確保・調整 | 638 | | | | | | | | |
| 第９章 | 災害廃棄物等の処理 | 639 | | | | | | | | |
| 第10章 | 広報・相談体制 | 640 | | | | | | | | |
| 第11章 | 学校教育 | 641 | | | | | | | | |
| 第12章 | 文化・社会教育 | 642 | | | | | | | | |
| 第13章 | 地域への支援 | 643 | | | | | | | | |
| 第14章 | 消費生活 | 645 | ● | ● | ● | ● | | | | |
| 第15章 | 都市の復興 | 646 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 第16章 | 住宅の復興 | 649 | | | | | | | | |
| 第17章 | 生活の復興 | 650 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 第18章 | 産業の復興 | 656 | ● | ● | ● | ● | | | | |
| **第７部** | **南海トラフ地震編** | | | | | | | | | |
| 南海トラフ地震編 | | 661 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |

## 計画構成における災害対策本部組織一覧（健康生きがい部②・福祉部）

「●」は各章の中において担当となる業務のある所管課となります。

| 災害対策本部組織（部、班、課）<br>目次構成 | | 部 | 健康生きがい部　※２ | | | | | | | 福祉部 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 班 | 衛生対策班 | 要配慮者班 | | | | | | 避難所班 | | | | |
| | | 課 | 生活衛生課 | 長寿社会推進課 | 介護保険課 | 後期高齢医療制度課 | おとしより保健福祉センター | 障がい政策課 | 障がいサービス課 | 生活支援課 | 板橋福祉課 | 赤塚福祉課 | 志村福祉課 | 生活支援臨時給付金担当課 |
| **第１部** | **総則** | 頁 | | | | | | | | | | | | |
| 第１章 | 地域防災計画の概要 | 4 | | | | | | | | | | | | |
| 第２章 | 板橋区の現状と被害想定 | 8 | | | | | | | | | | | | |
| 第３章 | 河川、下水道等の整備概要 | 30 | | | | | | | | | | | | |
| 第４章 | 被害軽減と都市再生に向けた目標（減災目標） | 35 | | | | | | | | | | | | |
| 第５章 | 複合災害への対応 | 40 | | | | | | | | | | | | |
| 第６章 | 各施策における発災後の時間軸に沿った震災対応シナリオ | 42 | | | | | | | | | | | | |
| **第２部** | **区等の基本的責務と役割** | | | | | | | | | | | | | |
| 第１章 | 基本理念と基本的責務 | 47 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 第2章 | 区及び関係機関の役割 | 50 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| **第３部** | **災害予防計画** | | | | | | | | | | | | | |
| 第１章 | 区民と地域の防災力向上 | 79 | | ● | ● | ● | ● | ● | ● | | | | | ● |
| 第２章 | 水害予防対策 | 104 | | | | | | | | | | | | |
| 第３章 | 噴火降灰事前対策 | 121 | | | | | | | | | | | | |
| 第４章 | 安全な都市づくりの実現 | 123 | ● | | | | | | | | | | | |
| 第５章 | 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 | 143 | | | | | | | | | | | | |
| 第６章 | 広域的な視点からの応急対応力の強化 | 153 | | | | | | | | | | | | |
| 第７章 | 情報通信の確保 | 165 | | | | | | | | | | | | |
| 第８章 | 医療救護・保健等対策 | 173 | ● | | | | | | | | | | | |
| 第９章 | 帰宅困難者対策 | 181 | | | | | | | | | | | ● | |
| 第10章 | 避難者対策 | 200 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 第11章 | 物流・備蓄・輸送対策の推進 | 217 | | | | | | | | | | | | |
| 第12章 | 放射性物質対策 | 231 | ● | | | | | | | | | | | |
| 第13章 | 区民の生活の早期再建 | 233 | | | | | | | | | | | | |
| **第４部** | **災害応急・復旧対策計画（震災・火山編）** | | | | | | | | | | | | | |
| 第１章 | 初動態勢 | 248 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 第２章 | 区民と地域の応急対策 | 270 | | | | | | | | | | | | |
| 第３章 | 情報の収集・伝達 | 279 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 第４章 | 二次災害・危険防止対策 | 297 | ● | | | | ● | ● | ● | | ● | ● | ● | |
| 第５章 | 医療救護・保健等対策 | 313 | ● | | | | | | | | | | | |
| 第６章 | 避難者対策 | 348 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 第７章 | 物流・備蓄・輸送対策 | 386 | ● | | | | | | | | | | | |
| 第８章 | ライフライン施設の応急・復旧対策 | 405 | | | | | | | | | | | | |
| 第９章 | 公共施設の応急・復旧対策 | 412 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 第10章 | 放射性物質対策 | 424 | ● | | | | | | | ● | ● | ● | ● | |
| 第11章 | 噴火降灰対策 | 431 | ● | | | | | | | | | | | |
| 第12章 | ごみ処理・トイレの確保及びし尿処理・障害物の除去・災害廃棄物処理 | 436 | | | | | | | | | | | | |
| 第13章 | 大規模事故対策 | 450 | | | | | | | | | | | | |
| 第14章 | 応急生活対策 | 457 | | | ● | ● | | | | ● | ● | ● | ● | |
| 第15章 | 災害救助法の運用 | 491 | | | | | | | | | | | | |
| 第16章 | 激甚災害の指定 | 502 | | | | | | | | | | | | |

## 計画構成における災害対策本部組織一覧（健康生きがい部②・福祉部）

「●」は各章の中において担当となる業務のある所管課となります。

| 災害対策本部組織（部、班、課）<br>目次構成 | | 部 | 健康生きがい部　※２ | | | | | | | 福祉部 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 班 | 衛生対策班 | 要配慮者班 | | | | | | 避難所班 | | | | |
| | | 課 | 生活衛生課 | 長寿社会推進課 | 介護保険課 | 後期高齢医療制度課 | おとしより保健福祉センター | 障がい政策課 | 障がいサービス課 | 生活支援課 | 板橋福祉課 | 赤塚福祉課 | 志村福祉課 | 生活支援臨時給付金担当課 |
| **第５部** | **災害応急・復旧対策計画（風水害編）** | | | | | | | | | | | | | |
| 第１章 | 初動態勢 | 509 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 第２章 | 情報の収集・伝達 | 526 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 第３章 | 水防対策 | 542 | | | | | | | | | | | | |
| 第４章 | 雪害対策 | 560 | | | | | | | | | | | | |
| 第５章 | 警備・交通規制 | 567 | | | | | | | | | | | | |
| 第６章 | 医療救護・保健等対策 | 569 | ● | | | | | | | | | | | |
| 第７章 | 避難者対策 | 572 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 第８章 | 物流・備蓄・輸送対策 | 599 | ● | | | | | | | | | | | |
| 第９章 | ライフライン施設の応急・復旧対策 | 600 | | | | | | | | | | | | |
| 第10章 | 公共施設等の応急・復旧対策 | 610 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 第11章 | ごみ処理・トイレ確保及びし尿処理・障害物の除去・災害廃棄物処理 | 616 | | | | | | | | | | | | |
| 第12章 | 応急生活対策 | 619 | | | ● | ● | | | | ● | ● | ● | ● | |
| 第13章 | 災害救助法の適用 | 620 | | | | | | | | | | | | |
| 第14章 | 激甚災害の指定 | 621 | | | | | | | | | | | | |
| **第６部** | **災害復興計画** | | | | | | | | | | | | | |
| 第１章 | 災害復旧・復興の基本的考え方 | 624 | | | | | | | | | | | | |
| 第２章 | 災害復旧・復興体制の構築 | 626 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 第３章 | 被害状況及び復旧・復興状況の把握 | 632 | | | | | | | | ● | ● | ● | ● | |
| 第４章 | 罹災証明書の交付 | 634 | | | | | | | | | | | | |
| 第５章 | 災害復興計画の策定 | 635 | | | | | | | | | | | | |
| 第６章 | 財政方針の策定 | 636 | | | | | | | | | | | | |
| 第７章 | 人的資源の確保 | 637 | | | | | | | | | | | | |
| 第８章 | 用地の確保・調整 | 638 | | | | | | | | | | | | |
| 第９章 | 災害廃棄物等の処理 | 639 | | | | | | | | | | | | |
| 第10章 | 広報・相談体制 | 640 | | | | | | | | | | | | |
| 第11章 | 学校教育 | 641 | | | | | | | | | | | | |
| 第12章 | 文化・社会教育 | 642 | | | | | | | | | | | | |
| 第13章 | 地域への支援 | 643 | | | | | | | | | | | | |
| 第14章 | 消費生活 | 645 | | | | | | | | | | | | |
| 第15章 | 都市の復興 | 646 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 第16章 | 住宅の復興 | 649 | | | | | | | | | | | | |
| 第17章 | 生活の復興 | 650 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 第18章 | 産業の復興 | 656 | | | | | | | | | | | | |
| **第７部** | **南海トラフ地震編** | | | | | | | | | | | | | |
| 南海トラフ地震編 | | 661 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |

※２　健康生きがい部には、要配慮者班として、障がい政策課、障がいサービス課を含む

## 計画構成における災害対策本部組織一覧（子ども家庭部・資源環境部）

「●」は各章の中において担当となる業務のある所管課となります。

| 災害対策本部組織（部、班、課）<br>目次構成 | | 部 | 子ども家庭部 | | | | | 資源環境部 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 班 | 児童施設・救護班 | | | | | 環境整備班 | | | |
| | | 課 | 子ども政策課 | 保育園運営課 | 保育サービス課 | 子育て支援課児童館 | 子ども家庭総合支援センター<br>支援課<br>援助課<br>保護課<br>法務担当課<br>子ども専門相談担当課 | 環境政策課 | 資源循環推進課 | 板橋東清掃事務所 | 板橋西清掃事務所 |
| **第１部** | **総則** | 頁 | | | | | | | | | |
| 第１章 | 地域防災計画の概要 | 4 | | | | | | | | | |
| 第２章 | 板橋区の現状と被害想定 | 8 | | | | | | | | | |
| 第３章 | 河川、下水道等の整備概要 | 30 | | | | | | | | | |
| 第４章 | 被害軽減と都市再生に向けた目標（減災目標） | 35 | | | | | | | ● | | |
| 第５章 | 複合災害への対応 | 40 | | | | | | | | | |
| 第６章 | 各施策における発災後の時間軸に沿った震災対応シナリオ | 42 | | | | | | | | | |
| **第２部** | **区等の基本的責務と役割** | | | | | | | | | | |
| 第１章 | 基本理念と基本的責務 | 47 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 第2章 | 区及び関係機関の役割 | 50 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| **第３部** | **災害予防計画** | | | | | | | | | | |
| 第１章 | 区民と地域の防災力向上 | 79 | ● | ● | ● | ● | ● | | | | |
| 第２章 | 水害予防対策 | 104 | | | | | | | | | |
| 第３章 | 噴火降灰事前対策 | 121 | | | | | | | | | |
| 第４章 | 安全な都市づくりの実現 | 123 | | | | | | ● | ● | ● | ● |
| 第５章 | 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 | 143 | | | | | | | | | |
| 第６章 | 広域的な視点からの応急対応力の強化 | 153 | | | | | | | | | |
| 第７章 | 情報通信の確保 | 165 | | | | | | | | | |
| 第８章 | 医療救護・保健等対策 | 173 | | | | | | | | | |
| 第９章 | 帰宅困難者対策 | 181 | | | | | | | | ● | ● |
| 第10章 | 避難者対策 | 200 | ● | ● | ● | ● | ● | | | | |
| 第11章 | 物流・備蓄・輸送対策の推進 | 217 | | | | | | | | | |
| 第12章 | 放射性物質対策 | 231 | | | | | | ● | ● | ● | ● |
| 第13章 | 区民の生活の早期再建 | 233 | | | | | | ● | ● | ● | ● |
| **第４部** | **災害応急・復旧対策計画（震災・火山編）** | | | | | | | | | | |
| 第１章 | 初動態勢 | 248 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 第２章 | 区民と地域の応急対策 | 270 | | | | | | | | | |
| 第３章 | 情報の収集・伝達 | 279 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 第４章 | 二次災害・危険防止対策 | 297 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 第５章 | 医療救護・保健等対策 | 313 | | | | | | | | | |
| 第６章 | 避難者対策 | 348 | ● | ● | ● | ● | ● | | | ● | ● |
| 第７章 | 物流・備蓄・輸送対策 | 386 | | | | | | | | | |
| 第８章 | ライフライン施設の応急・復旧対策 | 405 | | | | | | | | | |
| 第９章 | 公共施設の応急・復旧対策 | 412 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 第10章 | 放射性物質対策 | 424 | | | | | | ● | ● | ● | ● |
| 第11章 | 噴火降灰対策 | 431 | | | | | | ● | ● | ● | ● |
| 第12章 | ごみ処理・トイレの確保及びし尿処理・障害物の除去・災害廃棄物処理 | 436 | | | | | | ● | ● | ● | ● |
| 第13章 | 大規模事故対策 | 450 | | | | | | | | | |
| 第14章 | 応急生活対策 | 457 | | | ● | | | | | | |
| 第15章 | 災害救助法の運用 | 491 | | | | | | | | | |
| 第16章 | 激甚災害の指定 | 502 | | | | | | | | | |

## 計画構成における災害対策本部組織一覧（子ども家庭部・資源環境部）

「●」は各章の中において担当となる業務のある所管課となります。

| 災害対策本部組織（部、班、課）<br>目次構成 | | 部 | 子ども家庭部 | | | | | 資源環境部 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 班 | 児童施設・救護班 | | | | | 環境整備班 | | | |
| | | 課 | 子ども政策課 | 保育園運営課 | 保育サービス課 | 子育て支援課（児童館） | 子ども家庭総合支援センター 支援課 援助課 保護課 法務担当課 子ども専門相談担当課 | 環境政策課 | 資源循環推進課 | 板橋東清掃事務所 | 板橋西清掃事務所 |
| **第５部** | **災害応急・復旧対策計画（風水害編）** | | | | | | | | | | |
| 第１章 | 初動態勢 | 509 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 第２章 | 情報の収集・伝達 | 526 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 第３章 | 水防対策 | 542 | | | | | | | | | |
| 第４章 | 雪害対策 | 560 | | | | | | | | | |
| 第５章 | 警備・交通規制 | 567 | | | | | | | | | |
| 第６章 | 医療救護・保健等対策 | 569 | | | | | | | | | |
| 第７章 | 避難者対策 | 572 | ● | ● | ● | ● | ● | | | ● | ● |
| 第８章 | 物流・備蓄・輸送対策 | 599 | | | | | | | | | |
| 第９章 | ライフライン施設の応急・復旧対策 | 600 | | | | | | | | | |
| 第10章 | 公共施設等の応急・復旧対策 | 610 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 第11章 | ごみ処理・トイレ確保及びし尿処理・障害物の除去・災害廃棄物処理 | 616 | | | | | | ● | ● | ● | ● |
| 第12章 | 応急生活対策 | 619 | | | ● | | | | | | |
| 第13章 | 災害救助法の適用 | 620 | | | | | | | | | |
| 第14章 | 激甚災害の指定 | 621 | | | | | | | | | |
| **第６部** | **災害復興計画** | | | | | | | | | | |
| 第１章 | 災害復旧・復興の基本的考え方 | 624 | | | | | | | | | |
| 第２章 | 災害復旧・復興体制の構築 | 626 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 第３章 | 被害状況及び復旧・復興状況の把握 | 632 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 第４章 | 罹災証明書の交付 | 634 | | | | | | | | | |
| 第５章 | 災害復興計画の策定 | 635 | | | | | | | | | |
| 第６章 | 財政方針の策定 | 636 | | | | | | | | | |
| 第７章 | 人的資源の確保 | 637 | | | | | | | | | |
| 第８章 | 用地の確保・調整 | 638 | | | | | | | | | |
| 第９章 | 災害廃棄物等の処理 | 639 | | | | | | ● | ● | ● | ● |
| 第10章 | 広報・相談体制 | 640 | | | | | | | | | |
| 第11章 | 学校教育 | 641 | | | | | | | | | |
| 第12章 | 文化・社会教育 | 642 | | | | | | | | | |
| 第13章 | 地域への支援 | 643 | | | | | | | | | |
| 第14章 | 消費生活 | 645 | | | | | | | | | |
| 第15章 | 都市の復興 | 646 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 第16章 | 住宅の復興 | 649 | | | | | | | | | |
| 第17章 | 生活の復興 | 650 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 第18章 | 産業の復興 | 656 | | | | | | | | | |
| **第７部** | **南海トラフ地震編** | | | | | | | | | | |
| 南海トラフ地震編 | | 661 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |

## 計画構成における災害対策本部組織一覧（都市整備部・土木部）

「●」は各章の中において担当となる業務のある所管課となります。

| 災害対策本部組織（部、班、課）<br>目次構成 | | 部 | 都市整備部　※３ | | | | | | | | 土木部 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 班 | 都市整備・住宅班 | | | | | | | | 土木班 | | | | | |
| | | 課 | 都市計画課 | 建築指導課 | 建築安全課 | 住宅政策課 | まちづくり調整課 | 地区整備課 | 鉄道立体化推進課 | 高島平まちづくり推進課 | 土木計画・交通安全課 | 管理課 | 工事設計課 | みどりと公園課 | 南部・北部土木サービスセンター | かわまちづくり計画担当課 |
| **第１部** | **総則** | 頁 | | | | | | | | | | | | | | |
| 第１章 | 地域防災計画の概要 | 4 | | | | | | | | | | | | | | |
| 第２章 | 板橋区の現状と被害想定 | 8 | ● | | | | | | | | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 第３章 | 河川、下水道等の整備概要 | 30 | | | | | | | | | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 第４章 | 被害軽減と都市再生に向けた目標（減災目標） | 35 | ● | | ● | | ● | | | | ● | | | | | |
| 第５章 | 複合災害への対応 | 40 | | | | | | | | | | | | | | |
| 第６章 | 各施策における発災後の時間軸に沿った震災対応シナリオ | 42 | | | | | | | | | | | | | | |
| **第２部** | **区等の基本的責務と役割** | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第１章 | 基本理念と基本的責務 | 47 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 第2章 | 区及び関係機関の役割 | 50 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| **第３部** | **災害予防計画** | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第１章 | 区民と地域の防災力向上 | 79 | | | | | | | | | | | | | | |
| 第２章 | 水害予防対策 | 104 | ● | ● | | | | | | | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 第３章 | 噴火降灰事前対策 | 121 | | | | | | | | | | | | | | |
| 第４章 | 安全な都市づくりの実現 | 123 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 第５章 | 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 | 143 | | | | | | | | | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 第６章 | 広域的な視点からの応急対応力の強化 | 153 | | | | | | | | | | | | | | |
| 第７章 | 情報通信の確保 | 165 | | | | | | | | | | | | | | |
| 第８章 | 医療救護・保健等対策 | 173 | | | | | | | | | | | | | | |
| 第９章 | 帰宅困難者対策 | 181 | | | | | | | | | | | | | | |
| 第10章 | 避難者対策 | 200 | | | | | | | | | | | | | | |
| 第11章 | 物流・備蓄・輸送対策の推進 | 217 | | | | | | | | | | | | | | |
| 第12章 | 放射性物質対策 | 231 | | | | | | | | | | | | | | |
| 第13章 | 区民の生活の早期再建 | 233 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | | | | | | |
| **第４部** | **災害応急・復旧対策計画（震災・火山編）** | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第１章 | 初動態勢 | 248 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 第２章 | 区民と地域の応急対策 | 270 | | | | | | | | | | | | | | |
| 第３章 | 情報の収集・伝達 | 279 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 第４章 | 二次災害・危険防止対策 | 297 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 第５章 | 医療救護・保健等対策 | 313 | | | | | | | | | | | | | | |
| 第６章 | 避難者対策 | 348 | | | | | | | | | | | | | | |
| 第７章 | 物流・備蓄・輸送対策 | 386 | | | | | | | | | | | | | | |
| 第８章 | ライフライン施設の応急・復旧対策 | 405 | | | | | | | | | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 第９章 | 公共施設の応急・復旧対策 | 412 | | | | ● | | | | | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 第10章 | 放射性物質対策 | 424 | | | | | | | | | | | | | | |
| 第11章 | 噴火降灰対策 | 431 | | | | | | | | | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 第12章 | ごみ処理・トイレの確保及びし尿処理・障害物の除去・災害廃棄物処理 | 436 | | | | | | | | | | | | | | |
| 第13章 | 大規模事故対策 | 450 | | | | | | | | | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 第14章 | 応急生活対策 | 457 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | | | | | | |
| 第15章 | 災害救助法の運用 | 491 | | | | | | | | | | | | | | |
| 第16章 | 激甚災害の指定 | 502 | | | | | | | | | | | | | | |

## 計画構成における災害対策本部組織一覧（都市整備部・土木部）

「●」は各章の中において担当となる業務のある所管課となります。

| 災害対策本部組織（部、班、課）<br>目次構成 | | 部 | 都市整備部　※３ | | | | | | | | 土木部 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 班 | 都市整備・住宅班 | | | | | | | | 土木班 | | | | | |
| | | 課 | 都市計画課 | 建築指導課 | 建築安全課 | 住宅政策課 | まちづくり調整課 | 地区整備課 | 鉄道立体化推進課 | 高島平まちづくり推進課 | 土木計画・交通安全課 | 管理課 | 工事設計課 | みどりと公園課 | 南部・北部土木サービスセンター | かわまちづくり計画担当課 |
| **第５部** | **災害応急・復旧対策計画（風水害編）** | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第１章 | 初動態勢 | 509 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 第２章 | 情報の収集・伝達 | 526 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 第３章 | 水防対策 | 542 | | | | | | | | | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 第４章 | 雪害対策 | 560 | | | | | | | | | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 第５章 | 警備・交通規制 | 567 | | | | | | | | | | | | | | |
| 第６章 | 医療救護・保健等対策 | 569 | | | | | | | | | | | | | | |
| 第７章 | 避難者対策 | 572 | | | | | | | | | | | | | | |
| 第８章 | 物流・備蓄・輸送対策 | 599 | | | | | | | | | | | | | | |
| 第９章 | ライフライン施設の応急・復旧対策 | 600 | | | | | | | | | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 第10章 | 公共施設等の応急・復旧対策 | 610 | | | | ● | | | | | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 第11章 | ごみ処理・トイレ確保及びし尿処理・障害物の除去・災害廃棄物処理 | 616 | | | | | | | | | | | | | | |
| 第12章 | 応急生活対策 | 619 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | | | | | | |
| 第13章 | 災害救助法の適用 | 620 | | | | | | | | | | | | | | |
| 第14章 | 激甚災害の指定 | 621 | | | | | | | | | | | | | | |
| **第６部** | **災害復興計画** | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第１章 | 災害復旧・復興の基本的考え方 | 624 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 第２章 | 災害復旧・復興体制の構築 | 626 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 第３章 | 被害状況及び復旧・復興状況の把握 | 632 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 第４章 | 罹災証明書の交付 | 634 | | | | | | | | | | | | | | |
| 第５章 | 災害復興計画の策定 | 635 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | | | | | | |
| 第６章 | 財政方針の策定 | 636 | | | | | | | | | | | | | | |
| 第７章 | 人的資源の確保 | 637 | | | | | | | | | | | | | | |
| 第８章 | 用地の確保・調整 | 638 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | | | | | | |
| 第９章 | 災害廃棄物等の処理 | 639 | | | | | | | | | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 第10章 | 広報・相談体制 | 640 | | | | | | | | | | | | | | |
| 第11章 | 学校教育 | 641 | | | | | | | | | | | | | | |
| 第12章 | 文化・社会教育 | 642 | | | | | | | | | | | | | | |
| 第13章 | 地域への支援 | 643 | | | | | | | | | | | | | | |
| 第14章 | 消費生活 | 645 | | | | | | | | | | | | | | |
| 第15章 | 都市の復興 | 646 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 第16章 | 住宅の復興 | 649 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | | | | | | |
| 第17章 | 生活の復興 | 650 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 第18章 | 産業の復興 | 656 | | | | | | | | | | | | | | |
| **第７部** | **南海トラフ地震編** | | | | | | | | | | | | | | | |
| 南海トラフ地震編 | | 661 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |

※３　都市整備部には、まちづくり推進室を含む

## 計画構成における災害対策本部組織一覧（教育部①）

「●」は各章の中において担当となる業務のある所管課となります。

| 災害対策本部組織（部、班、課）<br>目次構成 | | 部 | 教育部 | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 班 | 教育庶務班 | | | | | 教育指導班 | | 教育施設班 | | | |
| | | 課 | 教育総務課 | 学務課 | 新しい学校づくり課 | 地域教育力推進課 | 学校配置調整担当課 | 指導室 | 教育支援センター | 史跡公園担当課<br>生涯学習課 | 大原・成増生涯学習センター | 郷土資料館 | 中央図書館 |
| **第１部** | **総則** | 頁 | | | | | | | | | | | |
| 第１章 | 地域防災計画の概要 | 4 | | | | | | | | | | | |
| 第２章 | 板橋区の現状と被害想定 | 8 | | | | | | | | | | | |
| 第３章 | 河川、下水道等の整備概要 | 30 | | | | | | | | | | | |
| 第４章 | 被害軽減と都市再生に向けた目標（減災目標） | 35 | | | | | | | | | | | |
| 第５章 | 複合災害への対応 | 40 | | | | | | | | | | | |
| 第６章 | 各施策における発災後の時間軸に沿った震災対応シナリオ | 42 | | | | | | | | | | | |
| **第２部** | **区等の基本的責務と役割** | | | | | | | | | | | | |
| 第１章 | 基本理念と基本的責務 | 47 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 第2章 | 区及び関係機関の役割 | 50 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| **第３部** | **災害予防計画** | | | | | | | | | | | | |
| 第１章 | 区民と地域の防災力向上 | 79 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | | | | |
| 第２章 | 水害予防対策 | 104 | | | | | | | | | | | |
| 第３章 | 噴火降灰事前対策 | 121 | | | | | | | | | | | |
| 第４章 | 安全な都市づくりの実現 | 123 | | | | | | | | ● | | ● | |
| 第５章 | 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 | 143 | | | | | | | | | | | |
| 第６章 | 広域的な視点からの応急対応力の強化 | 153 | | | | | | | | | | | |
| 第７章 | 情報通信の確保 | 165 | | | | | | | | | | | |
| 第８章 | 医療救護・保健等対策 | 173 | | | | | | | | | | | |
| 第９章 | 帰宅困難者対策 | 181 | | | | | | | | | ● | | ● |
| 第10章 | 避難者対策 | 200 | ● | ● | ● | ● | ● | | | | | | |
| 第11章 | 物流・備蓄・輸送対策の推進 | 217 | | | | | | | | | | | |
| 第12章 | 放射性物質対策 | 231 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | | |
| 第13章 | 区民の生活の早期再建 | 233 | | | | | | | | | | | |
| **第４部** | **災害応急・復旧対策計画（震災・火山編）** | | | | | | | | | | | | |
| 第１章 | 初動態勢 | 248 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 第２章 | 区民と地域の応急対策 | 270 | | | | | | | | | | | |
| 第３章 | 情報の収集・伝達 | 279 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 第４章 | 二次災害・危険防止対策 | 297 | ● | ● | ● | ● | ● | | | ● | ● | ● | ● |
| 第５章 | 医療救護・保健等対策 | 313 | | | | | | | | | | | |
| 第６章 | 避難者対策 | 348 | ● | ● | ● | ● | ● | | | | ● | | ● |
| 第７章 | 物流・備蓄・輸送対策 | 386 | | | | | | | | | | | |
| 第８章 | ライフライン施設の応急・復旧対策 | 405 | | | | | | | | | | | |
| 第９章 | 公共施設の応急・復旧対策 | 412 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 第10章 | 放射性物質対策 | 424 | ● | ● | ● | ● | ● | | | | | | |
| 第11章 | 噴火降灰対策 | 431 | | | | | | | | | | | |
| 第12章 | ごみ処理・トイレの確保及びし尿処理・障害物の除去・災害廃棄物処理 | 436 | | | | | | | | | | | |
| 第13章 | 大規模事故対策 | 450 | | | | | | | | | | | |
| 第14章 | 応急生活対策 | 457 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | | | | |
| 第15章 | 災害救助法の運用 | 491 | | | | | | | | | | | |
| 第16章 | 激甚災害の指定 | 502 | | | | | | | | | | | |

## 計画構成における災害対策本部組織一覧（教育部①）

「●」は各章の中において担当となる業務のある所管課となります。

| 災害対策本部組織（部、班、課）<br>目次構成 | | 部 | 教育部 | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 班 | 教育庶務班 | | | | | 教育指導班 | | 教育施設班 | | | |
| | | 課 | 教育総務課 | 学務課 | 新しい学校づくり課 | 地域教育力推進課 | 学校配置調整担当課 | 指導室 | 教育支援センター | 史跡公園担当課<br>生涯学習課 | 大原・成増生涯学習センター | 郷土資料館 | 中央図書館 |
| **第５部** | **災害応急・復旧対策計画（風水害編）** | | | | | | | | | | | | |
| 第１章 | 初動態勢 | 509 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 第２章 | 情報の収集・伝達 | 526 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 第３章 | 水防対策 | 542 | | | | | | | | | | | |
| 第４章 | 雪害対策 | 560 | | | | | | | | | | | |
| 第５章 | 警備・交通規制 | 567 | | | | | | | | | | | |
| 第６章 | 医療救護・保健等対策 | 569 | | | | | | | | | | | |
| 第７章 | 避難者対策 | 572 | ● | ● | ● | ● | ● | | | | ● | | ● |
| 第８章 | 物流・備蓄・輸送対策 | 599 | | | | | | | | | | | |
| 第９章 | ライフライン施設の応急・復旧対策 | 600 | | | | | | | | | | | |
| 第10章 | 公共施設等の応急・復旧対策 | 610 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 第11章 | ごみ処理・トイレ確保及びし尿処理・障害物の除去・災害廃棄物処理 | 616 | | | | | | | | | | | |
| 第12章 | 応急生活対策 | 619 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | | | | |
| 第13章 | 災害救助法の適用 | 620 | | | | | | | | | | | |
| 第14章 | 激甚災害の指定 | 621 | | | | | | | | | | | |
| **第６部** | **災害復興計画** | | | | | | | | | | | | |
| 第１章 | 災害復旧・復興の基本的考え方 | 624 | | | | | | | | | | | |
| 第２章 | 災害復旧・復興体制の構築 | 626 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 第３章 | 被害状況及び復旧・復興状況の把握 | 632 | | | | | | | | | | | |
| 第４章 | 罹災証明書の交付 | 634 | | | | | | | | | | | |
| 第５章 | 災害復興計画の策定 | 635 | | | | | | | | | | | |
| 第６章 | 財政方針の策定 | 636 | | | | | | | | | | | |
| 第７章 | 人的資源の確保 | 637 | | | | | | | | | | | |
| 第８章 | 用地の確保・調整 | 638 | | | | | | | | | | | |
| 第９章 | 災害廃棄物等の処理 | 639 | | | | | | | | | | | |
| 第10章 | 広報・相談体制 | 640 | | | | | | | | | | | |
| 第11章 | 学校教育 | 641 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | | | | |
| 第12章 | 文化・社会教育 | 642 | | | | | | | | ● | ● | ● | ● |
| 第13章 | 地域への支援 | 643 | | | | | | | | | | | |
| 第14章 | 消費生活 | 645 | | | | | | | | | | | |
| 第15章 | 都市の復興 | 646 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 第16章 | 住宅の復興 | 649 | | | | | | | | | | | |
| 第17章 | 生活の復興 | 650 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 第18章 | 産業の復興 | 656 | | | | | | | | | | | |
| **第７部** | **南海トラフ地震編** | | | | | | | | | | | | |
| 南海トラフ地震編 | | 661 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |

## 計画構成における災害対策本部組織一覧（教育部②・区議会部・関係機関）

「●」は各章の中において担当となる業務のある所管課となります。

| 災害対策本部組織（部、班、課）<br>目次構成 | | 部 | 教育部 | | 区議会部 | 関係機関 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 班 | 避難所施設班 | | 議会班 | |
| | | 課 | 区立幼稚園 | 区立小・中学校 | 区議会事務局 | |
| **第１部** | **総則** | 頁 | | | | |
| 第１章 | 地域防災計画の概要 | 4 | | | | |
| 第２章 | 板橋区の現状と被害想定 | 8 | | | | |
| 第３章 | 河川、下水道等の整備概要 | 30 | | | | |
| 第４章 | 被害軽減と都市再生に向けた目標（減災目標） | 35 | | | | |
| 第５章 | 複合災害への対応 | 40 | | | | |
| 第６章 | 各施策における発災後の時間軸に沿った震災対応シナリオ | 42 | | | | |
| **第２部** | **区等の基本的責務と役割** | | | | | |
| 第１章 | 基本理念と基本的責務 | 47 | ● | ● | ● | 区民、事業者 |
| 第2章 | 区及び関係機関の役割 | 50 | ● | ● | ● | 都（警察、消防含む）、関東地方整備局（東京国道事務所、荒川下流河川事務所）、東京管区気象台、自衛隊、日本郵便、NTT東日本、東日本旅客鉄道、東京電力グループ、東京ガスグループ、首都 |
| **第３部** | **災害予防計画** | | | | | |
| 第１章 | 区民と地域の防災力向上 | 79 | | | | 都、（公財）板橋区文化・国際交流財団、消防署、住民防災組織等、NTT東日本、東京ガスグループ、東京電力グループ、警察署、東京管区気象台、東京労働局、日赤東京都支部、通信事業者、各放送事業者、首都高速道路東京西局、いたばし総合ボランティアセンター |
| 第２章 | 水害予防対策 | 104 | | | | 都、気象庁 |
| 第３章 | 噴火降灰事前対策 | 121 | | | | – |
| 第４章 | 安全な都市づくりの実現 | 123 | | | | 国、都、消防署、警察署、医療機関、日本エレベーター協会、所有者、管理者、東京管区気象台 |
| 第５章 | 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 | 143 | | | | 都、警察署、関東地方整備局、東日本高速道路、中日本高速道路、首都高速道路、消防署、各鉄道事業者、東京電力グループ大塚支社、東京ガスグループ、ガス事業者、NTT東日本、各通信事業者 |
| 第６章 | 広域的な視点からの応急対応力の強化 | 153 | | | | 都、消防署、警察署、自衛隊、第三管区海上保安部、関東地方整備局、関係防災機関 |
| 第７章 | 情報通信の確保 | 165 | | | | 消防署、各通信事業者、都、自衛隊、警察署、海上保安庁、関東綜合通信局、東京電力グループ、各通信事業者、各鉄道事業者 |
| 第８章 | 医療救護・保健等対策 | 173 | | | | 消防署、都、区薬剤師会、災害拠点病院等、東京都立病院機構、日赤東京都支部、区医師会 |
| 第９章 | 帰宅困難者対策 | 181 | | | | 消防署、町会・自治会・連合会、事業者、学校等、駅及び大規模集客施設事業者、都、、警察著、東京商工会議所、東京経営者協会、東京青年会議所、通信事業者 |
| 第10章 | 避難者対策 | 200 | ● | ● | | 消防署、都、東京電力グループ、東京ガスグループ、警察署 |
| 第11章 | 物流・備蓄・輸送対策の推進 | 217 | | | | 都、警察署、事業者、消防署 |
| 第12章 | 放射性物質対策 | 231 | ● | ● | | 都、消防署 |
| 第13章 | 区民の生活の早期再建 | 233 | | | | 消防署、都、事業所 |
| **第４部** | **災害応急・復旧対策計画（震災・火山編）** | | | | | |
| 第１章 | 初動態勢 | 248 | ● | ● | ● | 都、警察署、消防署、自衛隊、第三管区海上保安本部 |
| 第２章 | 区民と地域の応急対策 | 270 | | | | 都、観光関連事業者等、住民防災組織、町会・自治会等、事業者、管理組合・マンションに係る自治会・自主防災組織等、警察署、消防署、東京ボランティア・市民活動センター、いたばし総合ボラン |
| 第３章 | 情報の収集・伝達 | 279 | ● | ● | ● | 警察署、消防署、各放送機関、都、第三管区海上保安本部、東京管区気象台、各通信事業者、関東地方整備局、関東地方測量部、関東総合通信局、東京ハイヤー・タクシー協会、自衛隊、日本郵便、各 |
| 第４章 | 二次災害・危険防止対策 | 297 | ● | ● | | 社会公共施設の管理者、都、東京消防庁、消防署、事業者等、関東東北産業保安監督部、警察署、防災事業所、東京都高圧ガス地域防災協議会、関東運輸局、第三管区海上保安本部、JR貨物、国 |
| 第５章 | 医療救護・保健等対策 | 313 | | | | 区医師会、区歯科医師会、区薬剤師会、都、消防署、区柔道整復師会、医療ボランティア、日赤東京都支部、献血供給事業団、東京都立病院機構、自衛隊、警察署、、第三管区東京海上保安部、消防 |
| 第６章 | 避難者対策 | 348 | ● | ● | | 警察署、消防署、都、日赤東京都支部、いたばし総合ボランティアセンター、国、各鉄道事業者、事業者、学校等、東京商工会議所、東京経営者協会、東京青年会議所、各通信事業者、各報道機関、集 |
| 第７章 | 物流・備蓄・輸送対策 | 386 | | | | 都水道局北部支所板橋営業所、事業者、都、農林水産省、関東農政局、関東経済産業局、警察署、消防署、関東運輸局 |
| 第８章 | ライフライン施設の応急・復旧対策 | 405 | | | | 都水道局北部支所板橋営業所、都下水道局西部第二下水道事務所、東京電力グループ東京支社・大塚支社、東京ガスグループ、ガス事業者、各通信事業者、日本郵便 |
| 第９章 | 公共施設の応急・復旧対策 | 412 | ● | ● | | 警察署、都、関東地方整備局、首都高速道路東京西局、東日本高速道路、中日本高速道路、関東地方整備局、第三管区海上保安本部、都下水道局西部第二下水道事務所、各鉄道事業者、各施設管理者 |
| 第10章 | 放射性物質対策 | 424 | ● | ● | | 都、都水道局、都下水道局、消防署、警察署、事業者等、国、第三管区海上保安本部、東京都立病院機構 |
| 第11章 | 噴火降灰対策 | 431 | | | | 関東地方整備局、東日本高速道路、中日本高速道路、警察署、各鉄道事業者、都水道局北部支所板橋営業所、都、国 |
| 第12章 | ごみ処理・トイレの確保及びし尿処理・障害物の除去・災害廃棄物処理 | 436 | | | | 都 |
| 第13章 | 大規模事故対策 | 450 | | | | 都、防災機関、各鉄道事業者、関東地方整備局、、東日本高速道路、首都高速道路、東京ガスグループ、消防署、警察署 |
| 第14章 | 応急生活対策 | 457 | | | | 都、消防署、独立行政法人都市再生機構、東京都住宅供給公社、区営住宅の指定管理者等、警察署、日赤東京都支部、東京都社会福祉協議会、東京労働局、日本郵便、各通信事業者、関東森林管理局、 |
| 第15章 | 災害救助法の運用 | 491 | | | | 都 |
| 第16章 | 激甚災害の指定 | 502 | | | | 都 |

## 計画構成における災害対策本部組織一覧（教育部②・区議会部・関係機関）

「●」は各章の中において担当となる業務のある所管課となります。

| 災害対策本部組織（部、班、課）<br>目次構成 | | | 部 | 教育部 | | 区議会部 | 関係機関 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 班 | 避難所施設班 | | 議会班 | |
| | | | 課 | 区立幼稚園 | 区立小・中学校 | 区議会事務局 | |
| **第５部** | **災害応急・復旧対策計画（風水害編）** | | | | | | |
| 第１章 | 初動態勢 | 509 | | ● | ● | ● | 気象庁、都、都下水道局、鉄道事業者等、消防署、警察署 |
| 第２章 | 情報の収集・伝達 | 526 | | ● | ● | ● | 警察署、消防署、都、その他の防災機関、NTT東日本東京北支店、各放送機関、東京管区気象台、関東地方整備局、自衛隊、日本郵便、各通信事業者、、首都高速道路東京西局、東日本旅客鉄道東京支 |
| 第３章 | 水防対策 | 542 | | | | | 関東地方整備局、都、消防署、消防団、水防管理団体 |
| 第４章 | 雪害対策 | 560 | | | | | 自衛隊、都、土木業者 |
| 第５章 | 警備・交通規制 | 567 | | | | | 警察署 |
| 第６章 | 医療救護・保健等対策 | 569 | | | | | 第4部第5章準用 |
| 第７章 | 避難者対策 | 572 | | ● | ● | | 都、関東整備局荒川下流河川事務所、警察署、気象庁、消防署、交通事業者 |
| 第８章 | 物流・備蓄・輸送対策 | 599 | | | | | 第4部第10章準用 |
| 第９章 | ライフライン施設の応急・復旧対策 | 600 | | | | | 都水道局、都下水道局、東京電力グループ大塚支社、東京ガスグループ |
| 第10章 | 公共施設等の応急・復旧対策 | 610 | | ● | ● | | 都、警察署、関東地方整備局東京国道事務所、首都高速道路東京西局、都下水道局、関東地方整備局荒川下流河川事務所、各鉄道事業者 |
| 第11章 | ごみ処理・トイレ確保及びし尿処理・障害物の除去・災害廃棄物処理 | 616 | | | | | 都、都下水道局、警察署、関東地方整備局 |
| 第12章 | 応急生活対策 | 619 | | | | | 第4部第15章準用 |
| 第13章 | 災害救助法の適用 | 620 | | | | | 第4部第16章準用 |
| 第14章 | 激甚災害の指定 | 621 | | | | | 第4部第17章準用 |
| **第６部** | **災害復興計画** | | | | | | |
| 第１章 | 災害復旧・復興の基本的考え方 | 624 | | | | | 都、町会・自治会、まちづくり協議会 |
| 第２章 | 災害復旧・復興体制の構築 | 626 | | ● | ● | ● | |
| 第３章 | 被害状況及び復旧・復興状況の把握 | 632 | | | | | |
| 第４章 | 罹災証明書の交付 | 634 | | | | | |
| 第５章 | 災害復興計画の策定 | 635 | | | | | |
| 第６章 | 財政方針の策定 | 636 | | | | | 都、国 |
| 第７章 | 人的資源の確保 | 637 | | | | | 都、他区市町村 |
| 第８章 | 用地の確保・調整 | 638 | | | | | |
| 第９章 | 災害廃棄物等の処理 | 639 | | | | | |
| 第10章 | 広報・相談体制 | 640 | | | | | 都 |
| 第11章 | 学校教育 | 641 | | ● | ● | | |
| 第12章 | 文化・社会教育 | 642 | | | | | |
| 第13章 | 地域への支援 | 643 | | | | | 都、地域振興協議会、復興市民組織、いたばし総合ボランティアセンター |
| 第14章 | 消費生活 | 645 | | | | | |
| 第15章 | 都市の復興 | 646 | | ● | ● | ● | |
| 第16章 | 住宅の復興 | 649 | | | | | |
| 第17章 | 生活の復興 | 650 | | ● | ● | | 日本郵便、NTT東日本、日本放送協会 |
| 第18章 | 産業の復興 | 656 | | | | | 都 |
| **第７部** | **南海トラフ地震編** | | | | | | |
| 南海トラフ地震編 | | 661 | | ● | ● | ● | 都、国、各機関 |

# 第１部



# 総則

# 第1部　総則

**第１章　地域防災計画の概要 . . . . . 4**
第１　計画の目的 . . . . . 4
第２　計画の性格 . . . . . 4
第３　計画の前提 . . . . . 5
第４　計画の構成 . . . . . 6
第５　計画の習熟 . . . . . 6
第６　計画の修正 . . . . . 6
第７　他の法令に基づく計画との関係 . . . . . 7
**第２章　板橋の現状と被害想定 . . . . . 8**
第１節　板橋の概況 . . . . . 8
第１　地勢の概要 . . . . . 8
１　位置 . . . . . 8
２　地形 . . . . . 8
３　地質 . . . . . 8
第２　河川 . . . . . 8
１　荒川 . . . . . 8
２　荒川支流 . . . . . 8
第３　面積及び人口 . . . . . 10
１　面積と人口 . . . . . 10
２　昼夜間人口 . . . . . 10
第４　産業及び生活環境（板橋区の統計 令和４年版） . . . . . 11
１　産業別の概要 . . . . . 11
２　土地利用状況 . . . . . 11
３　上下水道 . . . . . 12
４　道路 . . . . . 12
５　公園 . . . . . 12
６　医療施設 . . . . . 12
第２節　風水害の概況 . . . . . 13
１　昭和 20 年代の水害 . . . . . 13
２　都市型水害の発生 . . . . . 13
３　集中豪雨による被害 . . . . . 14
第３節　板橋区の地域特性 . . . . . 15
１　人口分布 . . . . . 16
２　東京都緊急輸送道路ネットワーク図 . . . . . 17
３　鉄道網と駅 . . . . . 18
４　土地利用状況 . . . . . 18
５　補正不燃領域率 . . . . . 19

第４節　被害想定 ..... 20
第１　地震災害 ..... 20
1　前提条件 ..... 20
2　考慮する想定地震 ..... 20
3　気象条件等 ..... 20
4　想定結果の概要（首都直下地震等による東京の被害想定より） ..... 21
5　震度分布図（多摩東部直下地震（M7.3)） ..... 22
6　液状化危険度分布（多摩東部直下地震（M7.3)） ..... 22
7　急傾斜地崩壊危険度ランク（多摩東部直下地震（M7.3)） ..... 23
8　全壊棟数分布（多摩東部直下地震（M7.3)） ..... 23
9　焼失棟数分布（多摩東部直下地震（M7.3)） ..... 23
10　身の回りで起こり得る被害の様相 ..... 24
第２　富士山噴火降灰災害 ..... 26
1　前提条件 ..... 26
2　想定される被害の概要 ..... 26
3　降灰予想図（降灰の影響がおよぶ可能性の高い範囲） ..... 26
第３　風水害 ..... 28
1　前提条件 ..... 28
2　想定される被害の概要 ..... 28
3　荒川洪水浸水想定結果における浸水想定区域および家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流） ..... 29
4　荒川洪水浸水想定結果における浸水継続時間 ..... 29
**第３章　河川、下水道等の整備概要 ..... 30**
第１節　河川 ..... 30
第１　荒川 ..... 30
第２　荒川支流 ..... 30
1　新河岸川及び白子川 ..... 30
第２節　下水道 ..... 32
第１　区部の下水道 ..... 32
第２　排水機所 ..... 33
第３　移動式排水ポンプ保有状況 ..... 34
第４　浸水対策 ..... 34
1　土のうステーションの設置 ..... 34
**第４章　被害軽減と都市再生に向けた目標（減災目標） ..... 35**
第１　区における災害時の課題 ..... 35
第２　区の減災目標 ..... 35
**第５章　複合災害への対応 ..... 40**
第１節　複合災害による被害の様相 ..... 40
第２節　複合災害に備え留意すべき事項 ..... 41
**第６章　各施策における発災後の時間軸に沿った震災対応シナリオ ..... 42**

# 第1章　　地域防災計画の概要

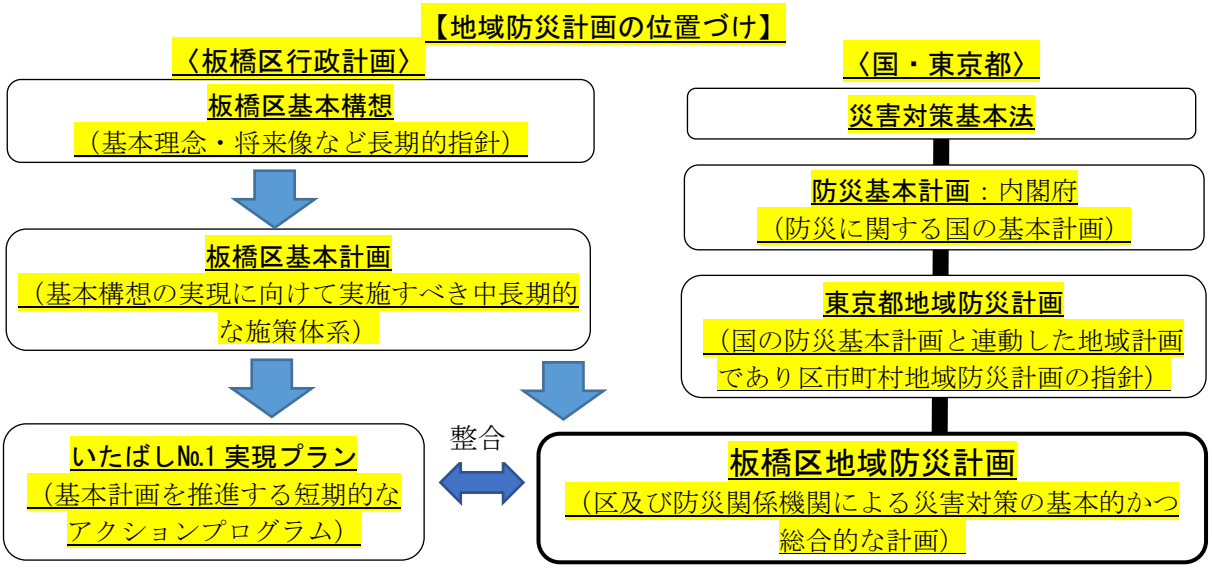
## 第1　　計画の目的

この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、板橋区防災会議が策定する計画であり、区が、国及び都、指定地方行政機関、指定公共機関（以下「関係防災機関」という。）と、その有する全ての機能を有効に発揮して、区の地域における災害に係る予防対策、応急・復旧対策及び復興対策を実施することにより、区の地域並びに区民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

■参照（別冊「資料編」）
資料震 1.1.1　板橋区防災会議条例
資料震 1.1.2　防災会議委員名簿

## 第2　　計画の性格

- この計画は、区の地域に係る防災に関し、区の処理すべき事務、又は業務を中心として、関係防災機関等が処理する事務、又は業務を包含する総合的かつ基本的な計画である。
- この計画は、板橋区防災基本条例、防災会議条例等の防災に関する条例に適合した基本計画である。
- この計画は、区及び関係防災機関等の責任を明確にするとともに、事務、又は業務の一貫性を図る能動的な計画である。
- この計画は、災害救助法に基づき都知事が実施する災害救助事務のうち、同法第 13 条の規定に基づき都知事から区長に委任された場合の計画、又は都知事が実施する救助事務に協力する場合の計画及び同法適用前の救助業務に関する計画並びに水防法に基づき区が定める水防に関する概括的な計画等、防災に関する各種計画を包含する総合的計画である。
- この計画は、災害に対処するための恒久的な計画である。




■参照（別冊「資料編」）
資料震 1.1.3　板橋区防災基本条例

## 第3　計画の前提

- 令和４年５月に東京の被害想定を約 10 年ぶりに見直した「東京都の新たな被害想定～首都直下地震等による東京の被害想定～」が公表され、震災シナリオで示されたリスクへの対策等を反映した「東京都地域防災計画（震災編）」が令和５年５月に改定された。
- 平成 27 年関東・東北豪雨では、河川の大規模氾濫によって多数の逃げ遅れが生じ、的確な避難情報の発令や広域避難体制の整備の必要性といった課題が明らかになり、水防法の改正が行われた。
- この計画は、第２章第４節に掲げる「東京都の新たな被害想定～首都直下地震等による東京の被害想定～」、平成 23 年東日本大震災や平成 28 年熊本地震、令和元年東日本台風などの最近の大規模災害などから得た教訓、近年の社会経済情勢の変化、各種防災計画の修正及び区民・区議会などの提言を可能な限り反映し策定した。
- 区の基本的役割や災害予防は、災害の種別に関わらず共通して対応すべき取組であることから、震災編と風水害編を一つにまとめた計画に改定した。
- 防災対策については、被災者の視点に立って対策を推進することが重要であり、とりわけ、女性や高齢者、障がい者、子ども、外国人等に対しては、きめ細かい配慮が必要である。
  東日本大震災において、女性や高齢者、障がい者等の視点を踏まえた対応が必ずしも十分ではなかったとの指摘があったことを踏まえ、国においても数次にわたり防災基本計画の見直しや災害対策基本法の改正が行われてきており、区としてもこうした動向を踏まえて、計画を修正していくものとする。
- 災害対策基本法の改正趣旨等を踏まえて、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者等の参画を拡大し、男女共同参画その他の人権や配慮すべき多様な視点に立った防災対策を推進していく。
- 災害は、地震、暴風、竜巻、豪雨、地滑り、洪水、崖崩れ、土石流、降雪、火山噴火等の極めて多種な自然災害によるものと、大規模な火災又は爆発、事故等の事故災害によるものとに分けることができる。この計画では、想定する災害に対処できる態勢の樹立を図るとともに、全ての自然災害に対処し得るものとすることを目標とする。
- 国及び都は、首都「東京」においてハード・ソフト両面から防災まちづくりを協力に推進していくため、令和２年 12 月に「災害に強い首都『東京』形成ビジョン」を公表した。このビジョンの策定にあたり、板橋区の荒川及び新河岸川に挟まれる「舟渡・新河岸地区」をモデル地区として選定し、区・都・国等が一体となって高台まちづくり等の水害対策の検討を進めていく。

## 第4　計画の構成

- この計画は、区、関係防災機関、事業者及び区民が行うべき災害対策を、予防、応急・復旧、復興の各段階に応じて具体的に記載しており、その構成と主な内容は、次のとおりである。

| 構成 | 主な内容 |
|---|---|
| 第１部　総則 | 区の概況と被害想定、減災目標　等 |
| 第２部<br>区等の基本的責務と役割 | 基本理念・基本的責務、区及び関係防災機関の役割等 |
| 第３部<br>災害予防計画 | 区及び関係防災機関等が行う予防対策、区民及び事業者等が行うべき措置　等 |
| 第４部<br>災害応急・復旧対策計画<br>（震災・火山編） | 地震発生後に区及び関係防災機関等がとるべき応急・復旧対策、災害救助法の適用　等 |
| 第５部<br>災害応急・復旧対策計画<br>（風水害編） | 風水害発生後に区及び関係防災機関等がとるべき応急・復旧対策、災害救助法の適用　等 |
| 第６部<br>災害復興計画 | 被災者の生活再建や都市復興を図るための対策　等 |
| 第７部<br>南海トラフ地震編 | 都及び区の対応方針　等 |

※ 資料編は別冊である。

## 第5　計画の習熟

区及び各関係防災機関は、平素から危機管理の一環として、災害対策を推進する必要がある。このため、災害に関する施策や事業が本計画に合致しているかを点検し、適宜見直しを行うとともに、災害に関する調査・研究に努め、所属職員に対する災害時の役割などを踏まえた実践的な教育・訓練の実施などを通して本計画を習熟するほか、区民に対し広報・周知等を図り、災害への対応能力を高める。

## 第6　計画の修正

この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。したがって、各関係防災機関は、関係のある事項について、毎年板橋区防災会議が指定する期日（緊急を要するものについては、その都度）までに計画修正案を板橋区防災会議に提出するものとする。

また、「首都圏大規模水害対策大綱」に基づく活動要領の策定や、首都圏大規模水害協議会の検討状況など、国の動向を踏まえて、必要に応じて修正する。

なお、災害対策基本法第 42 条の２に基づく地区防災計画については、防災会議において審議を行い位置付けを行うものとする。

## 第7　他の法令に基づく計画との関係

この計画は、総合的かつ基本的な性格を有するものであるから、指定行政機関等が作成する防災業務計画、東京都地域防災計画等に抵触するものであってはならない。

また、東京都板橋区防災基本条例第３条の規定に基づき、同条例第２条に掲げる基本理念をこの計画に反映しなければならない。

# 第2章　板橋の現状と被害想定

## 第1節　板橋の概況

### 第1　地勢の概要

#### 1　位置

東京 23 区の北西部に位置し、おおむね東経 139 度 37 分から同 44 分まで、北緯 35 度 43 分から同 48 分までの間にある。

#### 2　地形

平均海抜 30m前後の武蔵野台地と荒川の沖積低地で形成されている。

区の地形は、おおむね北東部が低地、南西部が高台となっている。最も高い地点は、徳丸変電所付近（35.5m）で最低は新河岸川と荒川にはさまれた地点（２m）となっている。

また、最長部は板橋一丁目と成増五丁目の埼玉県境を結ぶ部分の 9,500m、最短部は東武東上線東武練馬駅付近を南北に結ぶ部分の 3,500m で南東から北西に長い地形である。

#### 3　地質

区の地質は、大別して武蔵野台地と荒川低地を成層する２種類にわかれる。武蔵野台地は、その基盤を第三紀末期（鮮新世）の泥質ないしは砂質の固結度の低い泥岩、砂を主とする三浦層群（東京層）からなり、それを不整合に覆う武蔵野砂礫層（成田層山手砂礫層などと呼ばれる。）や関東ローム層などの第四紀洪積層が累堆している。

また、荒川低地は、河川の氾濫や雨水の浸触などにより、シルト質ないし砂質粘土、又は粘土ないしシルト質砂と砂礫が堆積した沖積層で形成されている。

### 第2　河川

#### 1　荒川

荒川は、源を埼玉県秩父山地の甲武信ヶ岳に発し、同県内でいくつかの支川を集めて都内に入り、北区赤羽で隅田川を分派し、江東区砂町地先で東京湾に注ぐ流域面積 2,940km² の一級河川である。

荒川から分派した隅田川は、同地点で新河岸川を合流し、途中、石神井川、神田川等の支川をあわせて東京湾に注いでいる一級河川である。

#### 2　荒川支流

##### (1)　新河岸川及び白子川

新河岸川は、狭山丘陵を最上流に持ち、川越市など埼玉県の南西部から途中、柳瀬川や黒目川、白子川などの支流を集めて都内板橋区の荒川低地を流下し、北区志茂で隅田川に合流する流域面積 411km² の一級河川である。東京都区間における流路延長は 9.3km、

流路高低差は約 3m であり、河床勾配は極めて緩く、また、全区間が干満の影響を受ける感潮区間となっている。

新河岸川の支流である白子川は練馬区の大泉井頭公園の七福橋を起点として公園の湧水から流れを発し、埼玉県和光市内に入ってのち板橋区との都県境に沿って流下し新河岸川に合流する一級河川であり、流域面積は 25km²、流路延長は 10.0km であり、流路高低差は約 50m、河床勾配は上下流で緩く中流で 1/250 と急な勾配となっている。白子川も新河岸川との合流点付近は感潮域である。

表　新河岸川及び白子川の概要

| | 新河岸川 | | | 白子川 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 流域全体 | 東京都区間 | 板橋区区間 | 流域全体 | 板橋区区間 |
| 流域面積（km²） | 411※ | 109※※ | - | 25 | 1.96 |
| 流路延長（km） | 34.6 | 9.3 | 5.0 | 10.0 | 2.65 |

※　村山・山口貯水池流域 21km を含む。

※※　東京都管内の各支川の流域面積を含む。

新河岸川流域及び白子川流域とも、昭和 30 年頃から市街化が進展し、流域や河川沿いの自然環境の減少とともに、河川の水質悪化、頻発する洪水による水害被害等を経験してきている。

■参照（別冊「資料編」）
資料風 1.2.1　新河岸川・白子川流域概要図

### (2) 石神井川

石神井川は、都中北部にある小平市内の小金井ゴルフ場付近に源を発し、都北部をほぼ一直線に東へ流れ、JR 京浜東北線王子駅の東側で隅田川に合流する一級河川である。流域面積は 73.1ｋｍ²、延長は 25.2ｋｍであり、都内中小河川としては比較的規模の大きい河川である。

石神井川の流路は、上流から小平市、西東京市、練馬区を経て、三宝寺池、旧豊島園などからの湧水を加えながら武蔵野台地を貫流して板橋区まで至り、石神井川の最も大きい支川である田柄川（現在は下水道幹線）が流れ込む。この後、台地部の東端で渓谷状になって北区に入り、低地帯である京浜東北線王子駅の東側を流れ、隅田川に合流している。流域は下流部の沖積低地帯を除き、武蔵野台地と呼ばれる洪積層上に形成されており、流域の高低差は約 85m、平均河床勾配は約 1/340 である。

表　石神井川の概要

| | 流域全体 | 板橋区区間 |
|---|---|---|
| 流域面積（km²） | 73.1 | 9.6 |
| 流路延長（km） | 25.2 | 5.8 |

■参照（別冊「資料編」）
資料風 1.2.2　石神井川流域概要図

## 第3　面積及び人口

「板橋区の統計 令和４年版」より

### 1　面積と人口

（令和５年１月１日現在）

| 事項 | | 内容 |
|---|---|---|
| 面積 | | 32.22　km² |
| 人口 | | 568,241　人 |
| | 男 | 278,023　人 |
| | 女 | 290,218　人 |
| 世帯数 | | 320,619　世帯 |
| 人口密度 | | 17,636　人／km² |

■参照（別冊「資料編」）
資料震 1.2.1　板橋区の人口

### 2　昼夜間人口

（「令和２年国勢調査」令和２年 10 月１日現在）

| 事項 | 内容 | 備考 |
|---|---|---|
| 夜間人口 | 584,483 | |
| 昼間人口 | 480,957 | |
| 昼間人口指数 | 82.3 | 夜間人口＝100 |
| 流入人口 | 120,210 | |
| 流出人口 | 223,736 | |
| 流入超過人口 | △103,526 | △は流出超過を示す |

■参照（別冊「資料編」）
資料震 1.2.2　鉄道駅別乗車人員

## 第4　産業及び生活環境（板橋区の統計 令和４年版）

### 1　産業別の概要

| 区分 | | 内容 | 備考 |
|---|---|---|---|
| 商業 | 商店数 | 2,902 戸 | （平成 28 年６月１日現在）<br>資料：総務省統計局「平成 28 年経済センサス-基礎調査　調査結果」<br>※「令和元年経済センサス-基礎調査　調査結果」については、 調査項目改変のためデータなし。 |
| | 従業者数 | 29,697 人 | |
| 工業 | 事業所数 | 570 事業所 | 「令和２年　東京の工業」（令和２年６月１日現在）<br>（※　「東京の工業」の調査対象は、従業員４人以上の事業所。） |
| | 従業者数 | 14,208 人 | |
| 農業 | 農家戸数 | 138 戸 | 令和４年８月１日現在 |
| | 農業人口 | 198 人 | |
| | 耕地面積 | 1,864 a | |

### 2　土地利用状況

（令和３年１月１日現在）

| 区分 | | 面積（単位：ha） |
|---|---|---|
| 宅地 | | 1,806.39 |
| | 商業地区 | 15.23 |
| | 工業地区 | 132.04 |
| | 住宅地区 | 1,659.07 |
| | その他 | 0.05 |
| 田 | | 0 |
| 畑 | | 13.64 |
| 山林 | | 2.10 |
| 原野 | | 0 |
| 雑種地 | | 25.39 |
| 免税点未満 | | 0.90 |
| 計 | | 1,848.42 |

■参照（別冊「資料編」）
資料震 1.2.3　板橋区の土地利用

## 3　上下水道

（令和５年３月３１日現在）

| 区分 | 内容 | | 所管 |
|---|---|---|---|
| 上水道 | 給水人口 | 583,608　人 | 都水道局<br>都下水道局 |
| | 普及率 | 100.0　% | |
| 下水道 | 普及人口 | 570,003　人 | |
| | 普及率 | 100.0　% | |

## 4　道路

（令和５年４月１日現在）

| 区分 | 延長（m） | 面積（$m^2$） | 所管 |
|---|---|---|---|
| 国道 | 17,202 | 598,192 | 国土交通省<br>都建設局<br>首都高速道路㈱<br>区土木部 |
| 都道 | 27,219 | 735,895 | |
| 自動車専用道 | 12,631 | 273,305 | |
| 区道 | 683,140 | 4,247,988 | |
| 計 | 740,192 | 5,855,380 | |

## 5　公園

（令和５年４月１日現在）

| 区分 | 公園数（か所） | 面積（$m^2$） | 所管 |
|---|---|---|---|
| 都立公園 | 4 | 462,479.86 | 都建設局<br>区土木部 |
| 区立公園 | 218 | 1,345,900.52 | |
| 区立児童遊園 | 124 | 76,183.69 | |
| 計 | 346 | 1,884,564.07 | |

## 6　医療施設

（令和４年６月１日現在）

| 種別 | 病院数 | 病床数 |
|---|---|---|
| 一般病院 | 41 | 9,759 |
| 一般診療所 | 401 | 78 |
| 歯科診療所 | 342 | － |

## 第2節　風水害の概況

都の水害記録によると、10 棟以上の浸水被害が発生したのは、最近の 10 年間（平成 24 年度～令和３年度）で台風性による降雨で７回、集中豪雨等によるもので 22 回となり、年に約３、４回の頻度となっている。

本区における昭和 43 年以降の浸水被害のうち、集中豪雨、台風等により、特に被害が大きかった水害は下表のとおりである。

| 発生日 | 原因事象 | 床上浸水（棟） | 床下浸水（棟） | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 昭和51年９月９日～12日 | 台風第17号 | 1,173 | 1,045 | 災害救助法適用 |
| 昭和53年４月６日 | 集中豪雨 | 509 | 991 | 災害救助法適用 |
| 平成17年９月４日～５日 | 集中豪雨 | 71 | 41 | |
| 平成22年７月５日 | 集中豪雨 | 158 | 43 | |
| 平成23年８月26日 | 集中豪雨 | 64 | 29 | |
| 平成30年９月18日 | 集中豪雨 | 58 | 9 | |
| 令和元年10月12日 | 台風第19号 | 6 | 7 | 災害救助法適用 |
| 令和５年６月３日 | 台風第２号 | 11 | 3 | |

都におけるこれまでの風水害の状況は以下のとおりである。

### 1　昭和 20 年代の水害

戦後、東京に大きな被害をもたらした風水害としては、昭和 22 年９月のカスリーン台風、24 年８月のキティ台風などがある。

これらの水害は、江戸川をはじめとする大河川の決壊や高潮によるもので、江東区、足立区、葛飾区、江戸川区などの区部東部の低地に甚大な被害を発生させた。

### 2　都市型水害の発生

主要河川の改修、堤防の補強、防潮堤の建設等が進んだ結果、昭和 49 年の多摩川堤防の決壊を除き、主要河川の氾濫や決壊による被害は大幅に減少した。しかし、昭和 30 年代から始まった急速な都市化の進展は、中小河川の氾濫による新たな都市型水害を発生させた。

昭和 33 年の狩野川台風は、中小河川の氾濫等により、区部東部地域に加え、新興住宅地のがけ崩れや、それまで浸水被害の少なかった山の手台地の谷底部にも大きな被害をもたらした。

都内では、市街化の進行により雨水が地下に浸透しにくくなり、短時間に川に集中して流れ込む傾向があるとともに、ヒートアイランド現象によると考えられる集中豪雨の頻発により、毎年のように浸水被害が発生している。

また、地下空間の増大など、土地の高度利用化が進み、浸水の危険性が増すとともに、浸水被害額は増加している。

昭和 56 年 10 月の台風第 24 号及び昭和 57 年９月の台風第 18 号は、神田川、目黒川などの中小河川を氾濫させ、いずれも 5,000 世帯以上の床上浸水被害を引き起こした。

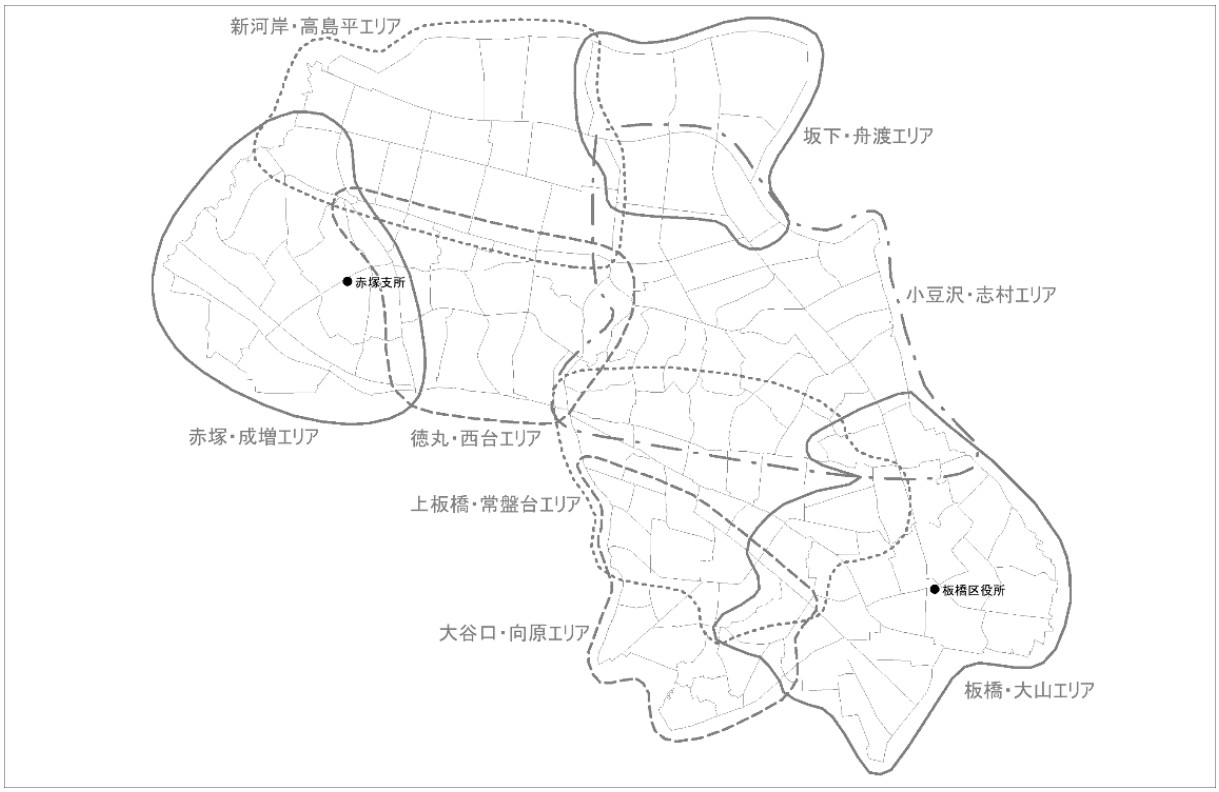
## 3　集中豪雨による被害

- 平成 17 年９月４日から５日未明にかけ、台風第 14 号及び秋雨前線の影響により、区部西部に、時間降雨量 100mm を超える集中豪雨が発生した。神田川及び支流の妙正寺川、善福寺川など８河川からの溢水により、中野区、杉並区を中心に都内で約 6,000 棟に及ぶ浸水被害が発生し、都は、12 年ぶりに中野区、杉並区に災害救助法を適用した。
- 本集中豪雨では、神田川・環七地下調節池第一期区間の貯水容量(24 万㎥)が、平成９年完成以来初めて満杯となったため、緊急措置として工事中の第二期区間にも雨水 18 万㎥を取り込み、被害の軽減を図った。
- 平成 22 年７月５日の夕方から夜にかけて石神井川流域で時間降雨量 100mm を超える集中豪雨が発生し、北区内の溢水では約 500 棟に及ぶ浸水被害が発生したほか、本区では床上浸水 158 棟、床下浸水 43 棟の被害が発生した。これを受け、同年、都市整備局、建設局及び下水道局の三局連携のもと「緊急豪雨対策」を策定し、白子川地下調節池の工期短縮や、石神井川からの洪水を取水できるようにすることで、異なる流域間で機能を発揮できる調節池となる。
- 令和元年 10 月 12 日から 13 日未明にかけて、台風第 19 号の接近に伴い、都内 25 の区市町村に大雨特別警報が発表された。本区では、床上浸水６棟、床下浸水７棟の他、家屋被害が多数発生した。都は、28 の区市町村へ災害救助法の適用を決定するとともに、国は特定非常災害、激甚災害に指定した。
- 令和５年６月２日から３日未明にかけて、台風第２号の接近に伴い、本区では、床上浸水 11 棟、床下浸水３棟の他、家屋被害が発生した。

## 第3節　板橋区の地域特性

地域活動やコミュニティのまとまりを踏まえつつ、駅を中心とした日常生活が行われている範囲や多様な土地利用のまとまり等を考慮した各エリアの地域特性を下記に示す。

| エリアの区分 | 地域特性 |
|---|---|
| ①板橋・大山 | ● エリア内に７つの駅。官公庁施設、病院や商店街が集積。 |
| ②大谷口・向原 | ● 大規模な医療施設や教育施設が多く、低層建築物が密集。 |
| ③上板橋・常盤台 | ● 駅を中心に発展した商店街や住宅地、中小の工場等が混在。 |
| ④小豆沢・志村 | ● 工場の集積するまちから、住工が混在するまちへと変化。 |
| ⑤徳丸・西台 | ● 子育て世代が多く、戸建て住宅の占める割合が高い。 |
| ⑥赤塚・成増 | ● 成増駅周辺に商業施設や医療施設が集積。戸建住宅や集合住宅の占める割合が高く、一部木造住宅が密集。 |
| ⑦新河岸・高島平 | ● エリア内に４つの駅。住宅、公園、医療施設等があり、河川沿いには工場が集積。65 歳以上の単身世帯率が高い。 |
| ⑧坂下・舟渡 | ● 住工が混在。荒川や新河岸川等の水辺の緑が豊富。 |



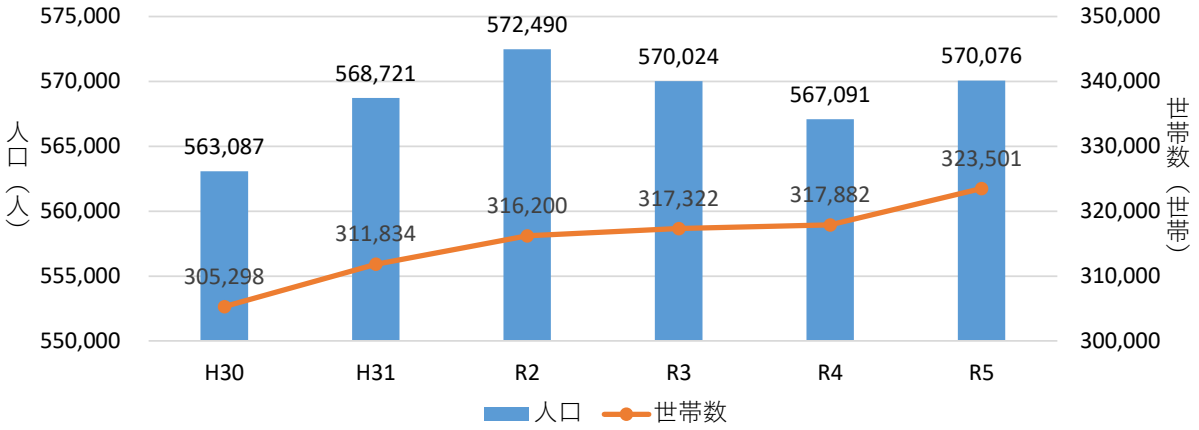

※P15～P19 のエリアの区分は、板橋区都市づくりビジョン（平成 30 年３月）で設定したエリアを使用。

## 1　人口分布

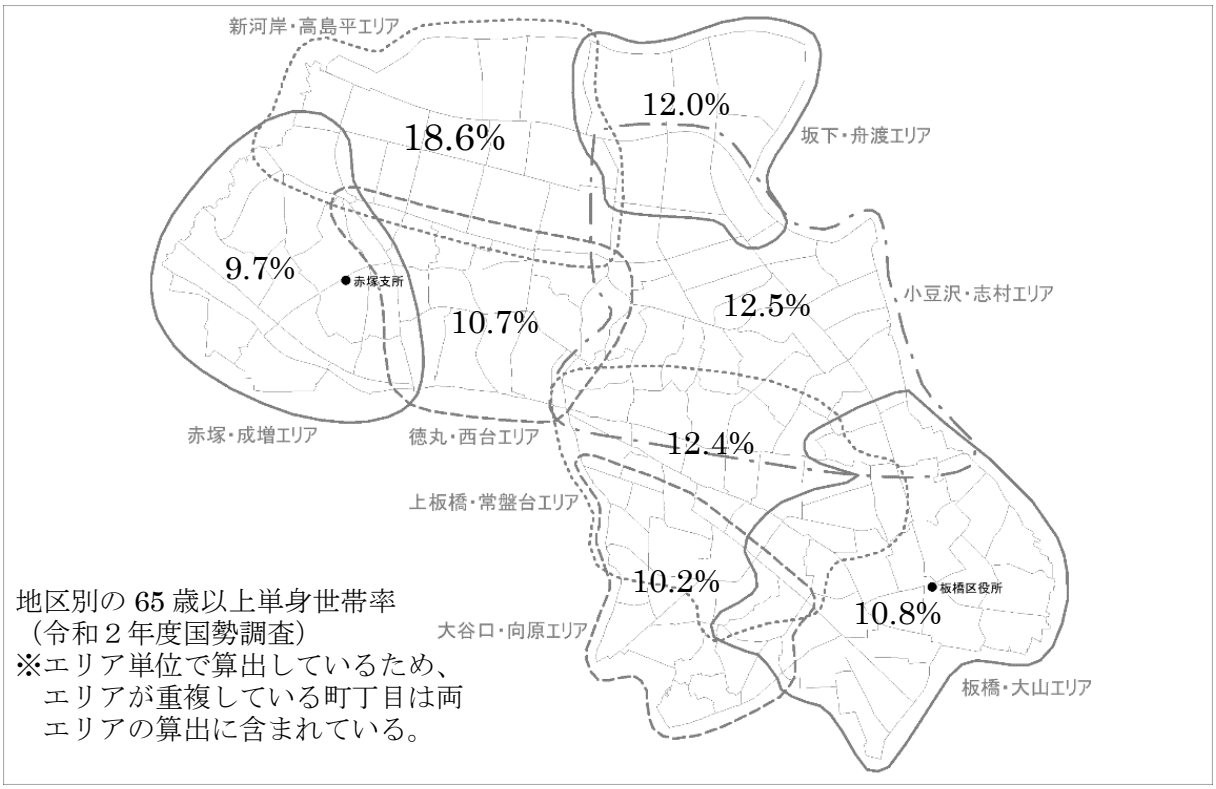
区の人口は、令和５年４月１日現在、570,076 人であり増加傾向に転じている。

エリア別人口では、板橋・大山エリアは近年人口増加が著しく、若い世代が比較的多い。

新河岸・高島平エリアや坂下・舟渡エリアでは高齢化が進行するなど地域ごとに差が大きい。



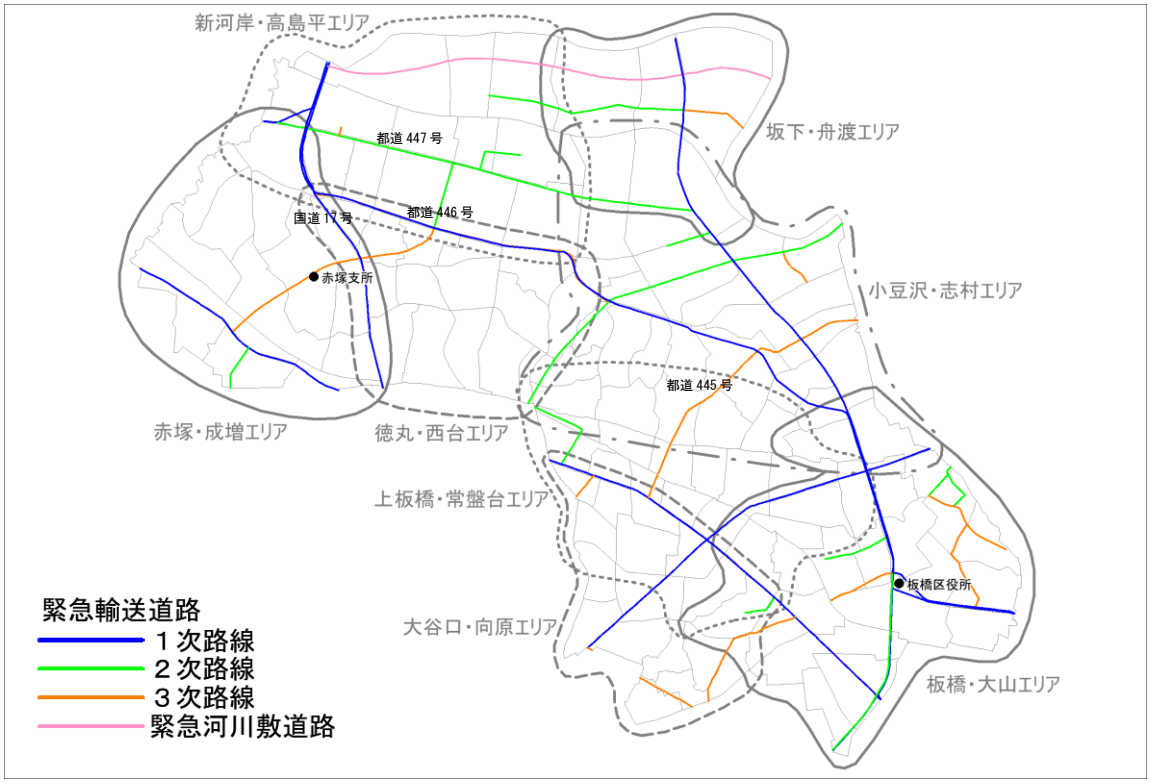

※各年４月１日現在



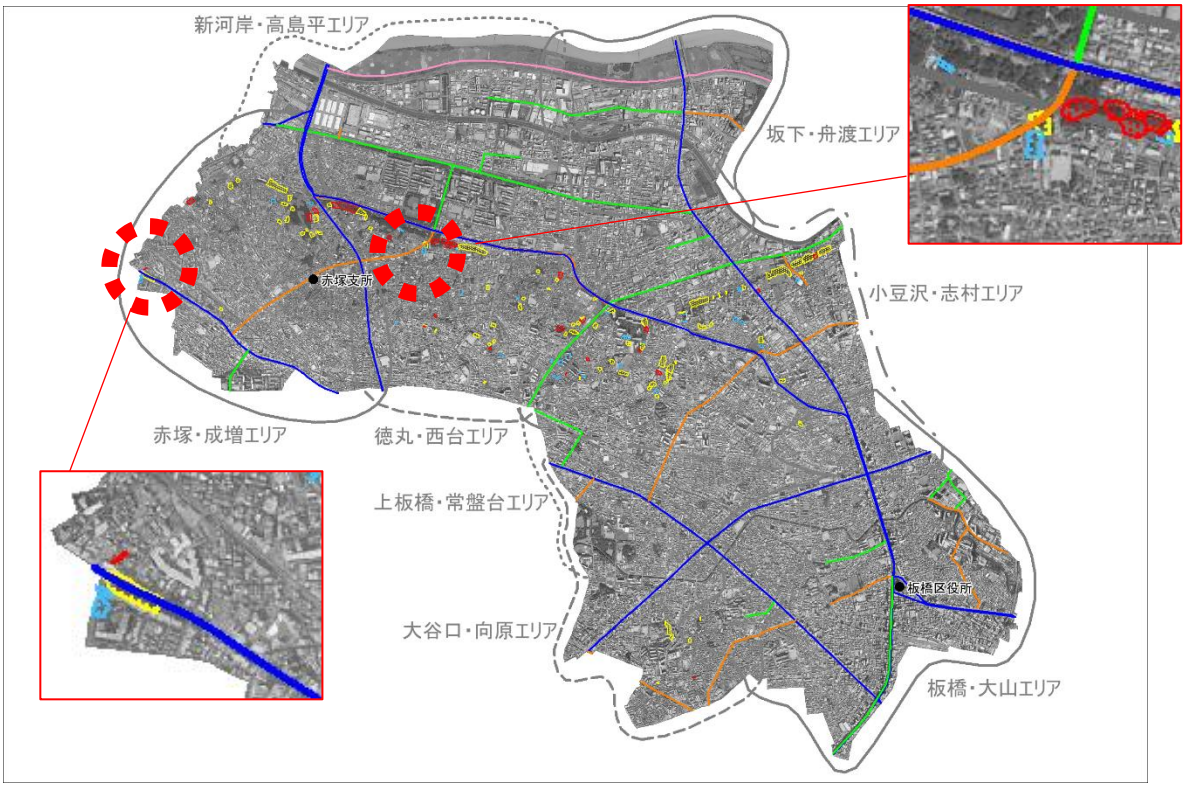

地区別の 65 歳以上単身世帯率
（令和２年度国勢調査）
※エリア単位で算出しているため、
エリアが重複している町丁目は両
エリアの算出に含まれている。

## 2　東京都緊急輸送道路ネットワーク図

区では、国道 17 号、都道 445 号、446 号、447 号等が緊急輸送道路として指定されており、どのエリアにも緊急輸送道路が位置付けられている。

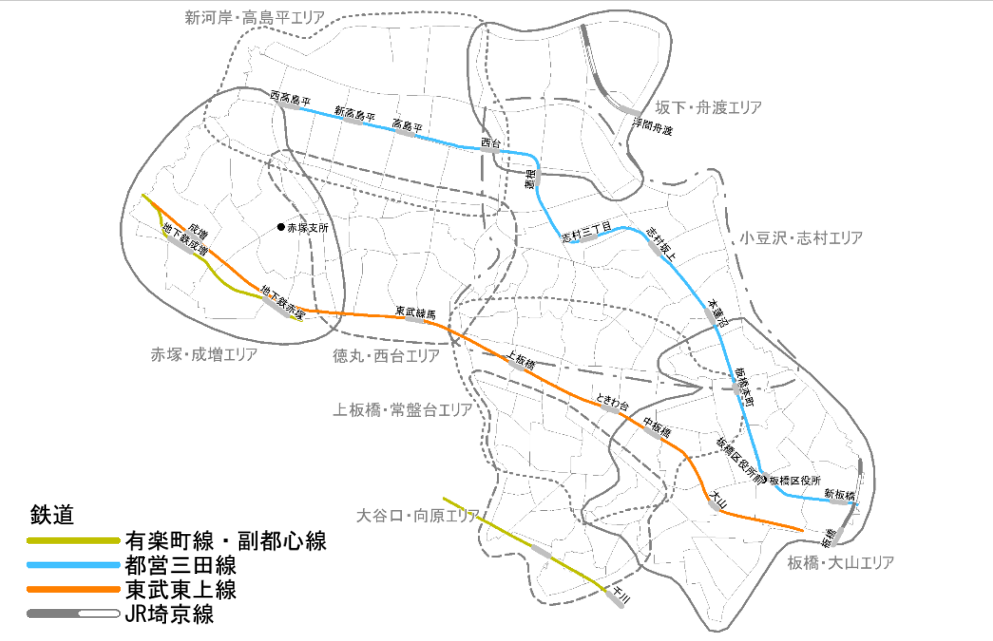



都の新たな被害想定結果のうち、緊急輸送道路の一部について急傾斜地崩壊の危険性を有する箇所がある。道路閉塞のリスクに注意が必要である。



## 3　鉄道網と駅

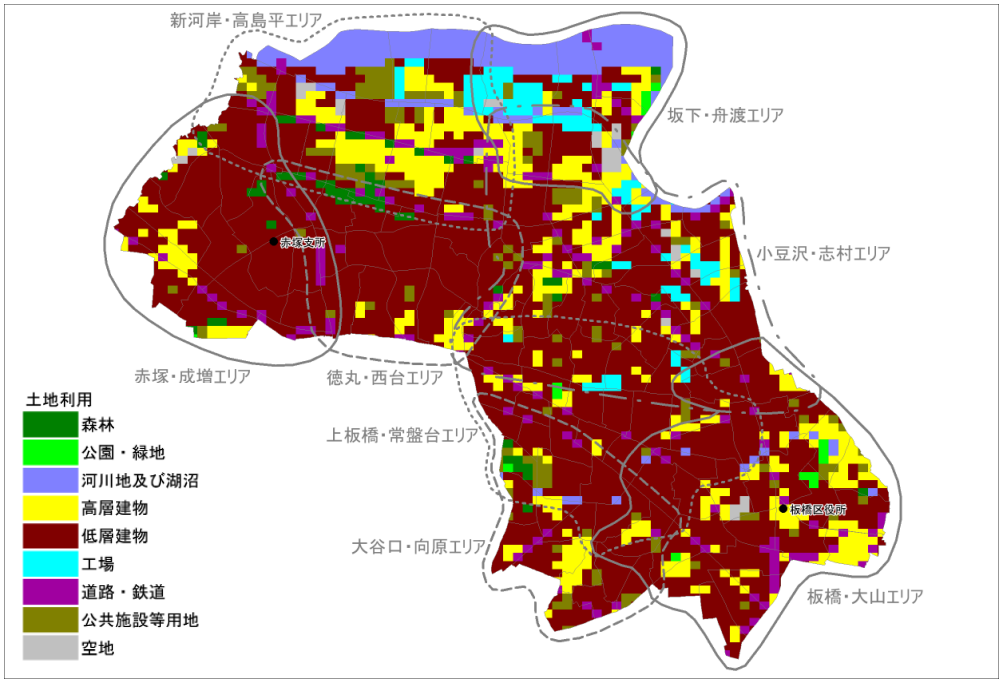
区内には JR 埼京線、都営三田線、東武東上線、東京メトロ有楽町線・副都心線の４路線がある。板橋・大山エリアには７つの駅、新河岸・高島平エリアには４つの駅があり、他のエリアに比べて駅が多い。




## 4　土地利用状況

赤塚・成増エリア、徳丸・西台エリア、上板橋・常盤台エリア、大谷口・向原エリアは駅周辺に高層建物があるものの、大部分が低層建物である。

新河岸・高島平エリア、坂下・舟渡エリア、小豆沢・志村エリアは高層・低層建物のほか、工場が分布している。

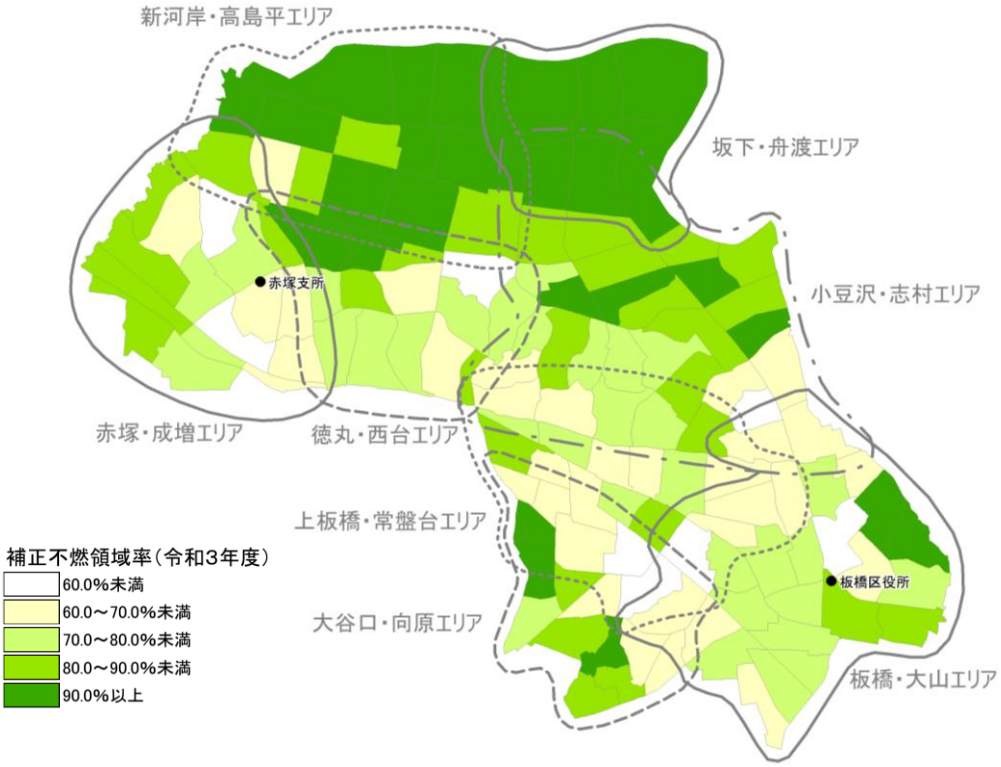



※「国土数値情報都市地域土地利用細分メッシュデータ（令和３年度）」（国土交通省）をもとに作図

## 5　補正不燃領域率

区が独自で推計した補正不燃領域率によると、補正不燃領域率が 90%を超える地区は、新河岸・高島平エリアや坂下・舟渡エリアといった区北部に多く広がっているが、そのほかに、板橋・大山エリアや大谷口・向原エリアの区縁辺部においても多く見られる。

一方で、赤塚・成増エリアの赤塚二丁目、赤塚四丁目、徳丸・西台エリアの西台二丁目、大谷口・向原エリアの大谷口上町、小豆沢・志村エリアの泉町、板橋・大山エリアの大谷口北町周辺、板橋・大山エリアの仲宿、弥生町周辺等では補正不燃領域率が 60%未満の地区が見られる。独立専用住宅の割合が高く空地率の割合が低い、区西部や中央部において、不燃領域率の低い地区が比較的多く見られる。




資料：令和３年度土地利用現況調査データ

※補正不燃領域率

まちの「燃えにくさ」を表す指標であり、建築物の不燃化や道路、公園等の空地の状況から算出する不燃領域率に、まちにおける建築物同士の隣棟間隔を考慮して補正した指標。60%を上回ると延焼による焼失率は０%に近づき、70%を超えると延焼による焼失率はほぼ０となる。

# 第4節　被害想定

## 第1　地震災害

### 1　前提条件

令和４年５月に東京都が公表した「東京都の新たな被害想定～首都直下地震等による東京の被害想定～（令和４年５月 25 日、東京都防災会議)」の想定ケース及び板橋区に係る被害想定を計画の前提条件とする。

### 2　考慮する想定地震

| 項　目 | 内　容 | | | |
|---|---|---|---|---|
| 想定地震 | 都心南部直下地震 | 多摩東部直下地震 | 大正関東地震 | 立川断層帯地震 |
| 種　類 | マグニチュード（以下「M」と表記する。）7.3 | | M8 クラス | M7.4 |
| 規　模 | 東京都 23 区南部 | 東京都多摩地域 | 神奈川県西部 | 東京都多摩地域 |
| 震源の深さ | 約 49km | 約 45km | 約 11km | 約 17km |
| 発生確率 | 今後 30 年以内 70%<br>（南関東地域における M7 クラスの確率） | | 今後 30 年以内<br>0～6%<br>（180 年から 590 年の発生間隔） | 今後 30 年以内<br>0.5～2% |

### 3　気象条件等

| 季節・時刻・風速 | 想定される被害 |
|---|---|
| 冬・早朝５時<br><br>風速　４ｍ／秒<br>８ｍ／秒 | ● 阪神・淡路大震災と同じ発生時間<br>● 多くの人々が自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高い。<br>● オフィスや繁華街の屋内外滞留者や、鉄道・道路利用者は少ない。 |
| 冬・昼 12 時<br><br>風速　４ｍ／秒<br>８ｍ／秒 | ● オフィス、繁華街、映画館、テーマパーク等に多数の滞留者が集中しており、店舗等の倒壊、看板等の落下物等による被害の危険性が高い。<br>● 外出者が多い時間帯であり、帰宅困難者数も最多となる。<br>● 住宅内滞留者数は１日の中では最も少なく、老朽木造家屋の倒壊による死者数は朝夕と比較して少ない。 |
| 冬・夕方 18 時<br><br>風速　４ｍ／秒<br>８ｍ／秒 | ● 火気器具利用が最も多いと考えられる時間帯で、これらを原因とする出火数が最も多くなるケース<br>● オフィスや繁華街周辺、ターミナル駅では、帰宅や飲食のため滞留者が多数存在する。<br>● ビル倒壊や看板等の落下物等により被災する危険性が高い。<br>● 鉄道、道路はほぼラッシュ時に近い状況で人的被害や交通機能支障による影響が大きい。 |

## 4　想定結果の概要（首都直下地震等による東京の被害想定より）

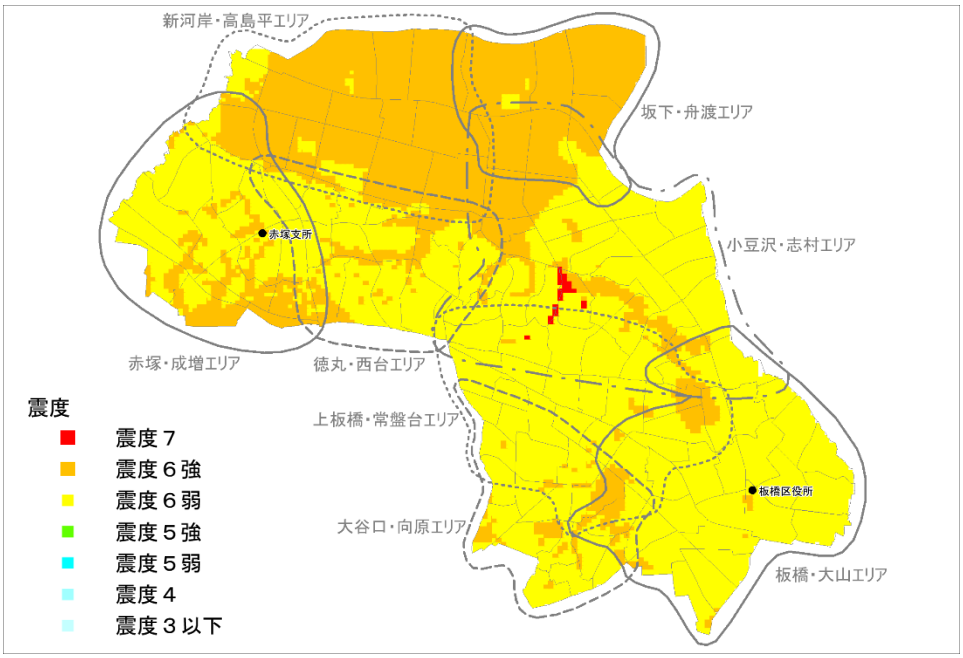
板橋区の被害想定は、前提条件のうち、特に大きな被害が想定される多摩東部直下を震源とする地震の場合とする。

| 条件 | 規模 | | 多摩東部直下地震（震度６弱～７） | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 時期及び時刻 | | 冬の朝５時 | | | | 冬の昼12時 | | | | 冬の夕方18時 | | | |
| | 風速 | | ４ｍ/秒 | | ８ｍ/秒 | | ４ｍ/秒 | | ８ｍ/秒 | | ４ｍ/秒 | | ８ｍ/秒 | |
| 人的被害 | 死者数 | | 137 | 人 | 138 | 人 | 72 | 人 | 73 | 人 | 107 | 人 | 109 | 人 |
| | 要因別 | ゆれによる建物被害 | 117 | 人 | 117 | 人 | 52 | 人 | 52 | 人 | 74 | 人 | 74 | 人 |
| | | 急傾斜地崩壊による建物被害 | 0 | 人 | 0 | 人 | 0 | 人 | 0 | 人 | 0 | 人 | 0 | 人 |
| | | 火災 | 12 | 人 | 13 | 人 | 12 | 人 | 13 | 人 | 23 | 人 | 25 | 人 |
| | | ブロック塀 | 0 | 人 | 0 | 人 | 2 | 人 | 2 | 人 | 5 | 人 | 5 | 人 |
| | | 屋外落下物 | 0 | 人 | 0 | 人 | 0 | 人 | 0 | 人 | 0 | 人 | 0 | 人 |
| | | 屋内収容物（参考値） | 8 | 人 | 8 | 人 | 6 | 人 | 6 | 人 | 6 | 人 | 6 | 人 |
| | 負傷者数 | | 2,851 | 人 | 2,852 | 人 | 2,099 | 人 | 2,100 | 人 | 2,381 | 人 | 2,390 | 人 |
| | 要因別 | うち重傷者数 | 266 | 人 | 266 | 人 | 215 | 人 | 215 | 人 | 282 | 人 | 284 | 人 |
| | | ゆれによる建物被害 | 2,629 | 人 | 2,629 | 人 | 1,865 | 人 | 1,865 | 人 | 1,994 | 人 | 1,994 | 人 |
| | | 急傾斜地崩壊による建物被害 | 0 | 人 | 0 | 人 | 0 | 人 | 0 | 人 | 0 | 人 | 0 | 人 |
| | | 火災 | 21 | 人 | 22 | 人 | 23 | 人 | 24 | 人 | 69 | 人 | 78 | 人 |
| | | ブロック塀 | 9 | 人 | 9 | 人 | 62 | 人 | 62 | 人 | 171 | 人 | 171 | 人 |
| | | 屋外落下物 | 0 | 人 | 0 | 人 | 0 | 人 | 0 | 人 | 1 | 人 | 1 | 人 |
| | | 屋内収容物（参考値） | 191 | 人 | 191 | 人 | 148 | 人 | 148 | 人 | 145 | 人 | 145 | 人 |
| 建物被害 | 全壊 | | 1,961 | 棟 | 1,961 | 棟 | 1,961 | 棟 | 1,961 | 棟 | 1,961 | 棟 | 1,961 | 棟 |
| | 半壊 | | 7,485 | 棟 | 7,485 | 棟 | 7,485 | 棟 | 7,485 | 棟 | 7,485 | 棟 | 7,485 | 棟 |
| | 火災焼失（倒壊建物含む） | | 470 | 棟 | 513 | 棟 | 590 | 棟 | 641 | 棟 | 1,093 | 棟 | 1,189 | 棟 |
| ライフライン被害 | 停電率 | | 5.7 | % | 5.8 | % | 5.8 | % | 5.9 | % | 6.4 | % | 6.5 | % |
| | 通信不通率 | | 3.2 | % | 0.7 | % | 0.8 | % | 0.9 | % | 1.4 | % | 1.5 | % |
| | 上水道断水率 | | 24.4 | % | 24.4 | % | 24.4 | % | 24.4 | % | 24.4 | % | 24.4 | % |
| | 下水道管きょ被害率 | | 3.9 | % | 3.9 | % | 3.9 | % | 3.9 | % | 3.9 | % | 3.9 | % |
| | ガス供給停止率 | | 0.0 | % | 0.0 | % | 0.0 | % | 0.0 | % | 0.0 | % | 0.0 | % |
| その他 | 避難者数（最大） | | 95,825 | 人 | 96,057 | 人 | 96,477 | 人 | 96,775 | 人 | 99,223 | 人 | 99,749 | 人 |
| | 避難所避難者数（最大） | | 63,883 | 人 | 64,038 | 人 | 64,318 | 人 | 64,517 | 人 | 66,149 | 人 | 66,499 | 人 |
| | 滞留者数 | | － | 人 | － | 人 | 476,376 | 人 | 476,376 | 人 | 476,376 | 人 | 476,376 | 人 |
| | 帰宅困難者数 | | － | 人 | － | 人 | 58,247 | 人 | 58,247 | 人 | 58,247 | 人 | 58,247 | 人 |
| | 災害時要配慮者死者数 | | 101 | 人 | 101 | 人 | 53 | 人 | 54 | 人 | 79 | 人 | 80 | 人 |
| | 自力脱出困難者数 | | 969 | 人 | 969 | 人 | 699 | 人 | 699 | 人 | 738 | 人 | 738 | 人 |
| | 閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数 | | 571 | 台 | 572 | 台 | 573 | 台 | 581 | 台 | 580 | 台 | 581 | 台 |
| | 災害廃棄物 | | 81 | 万ｔ | 81 | 万ｔ | 81 | 万ｔ | 81 | 万ｔ | 82 | 万ｔ | 83 | 万ｔ |

※１　小数点以下の四捨五入により合計は合わないことがある。
※２　要配慮者については、属性間の重複の除去は行っていないため、あくまで最大値の想定である。

## 5　震度分布図（多摩東部直下地震（M7.3））

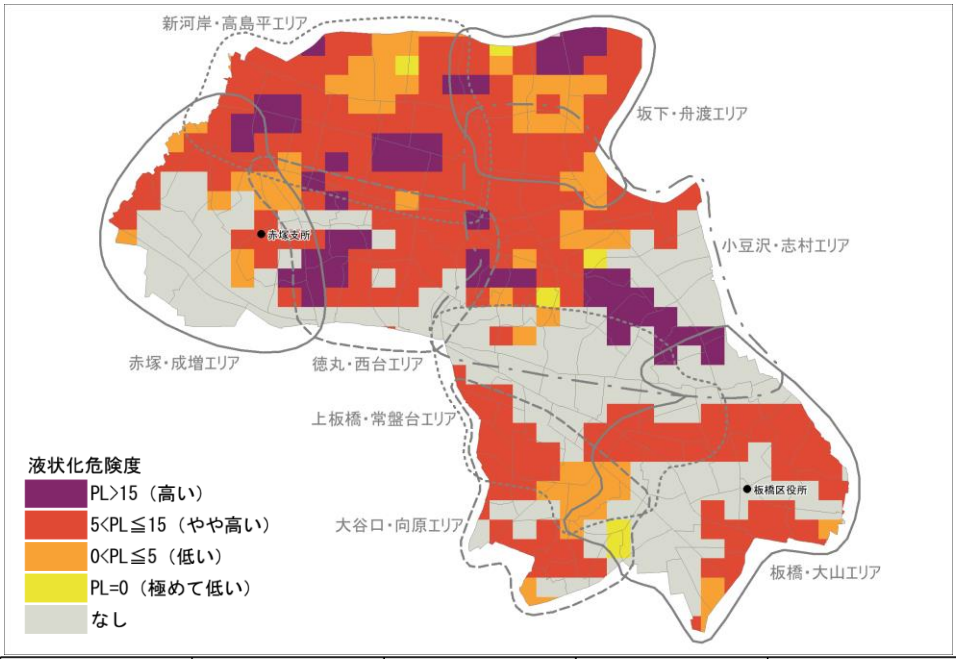
区すべてで震度６弱以上となっており、特に小豆沢・志村エリアの一部で震度７、坂下・舟渡エリア、新河岸・高島平エリアのほぼ全域で震度６強以上が想定されている。




※板橋区都市づくりビジョン（平成 30 年３月）のエリア区分を表示

## 6　液状化危険度分布（多摩東部直下地震（M7.3））

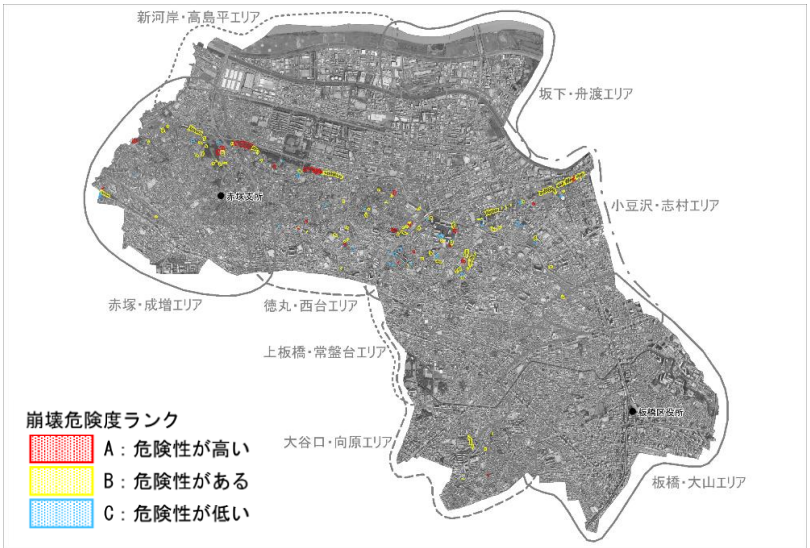
坂下・舟渡エリア、新河岸・高島平エリア、徳丸・西台エリア、小豆沢・志村エリアの北部で液状化のリスクが高い。




| | PL=0 | 0＜PL≦5 | 5＜PL≦15 | PL＞15 |
|---|---|---|---|---|
| PL値による液状化危険度判定 | 液状化危険度は**極めて低い**。液状化に関する詳細な調査は不要 | 液状化危険度は**低い**。特に重要な構造物に対して、より詳細な調査が必要 | 液状化危険度が**やや高い**。重要な構造物に対してはより詳細な調査が必要。液状化対策が一般には必要 | 液状化危険度が**高い**。液状化に関する詳細な調査と液状化対策は不可避 |

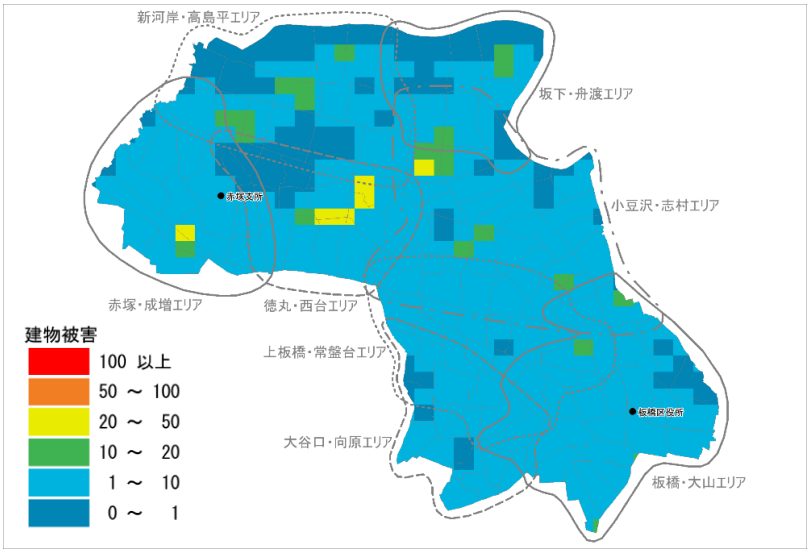
## 7　急傾斜地崩壊危険度ランク（多摩東部直下地震（M7.3））

赤塚公園等の公園緑地での崩壊の危険性が高い。



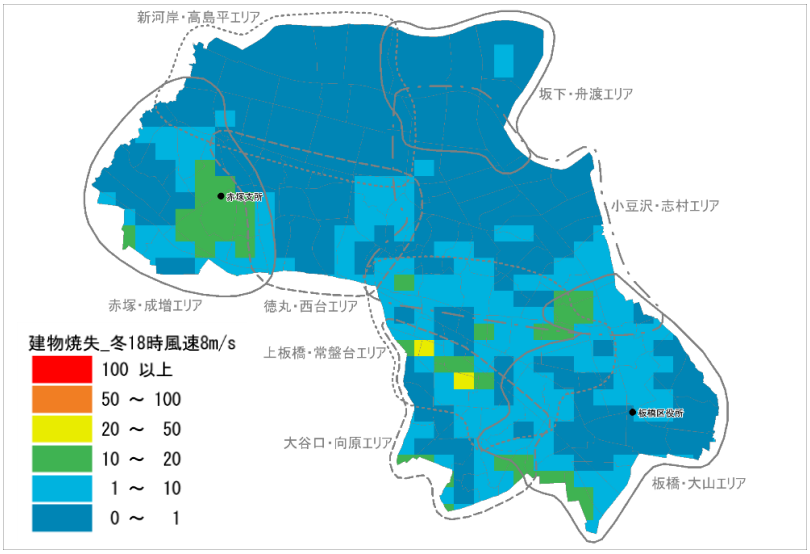

## 8　全壊棟数分布（多摩東部直下地震（M7.3））

徳丸・西台エリアなどの区北部に全壊棟数が多い範囲がある。




## 9　焼失棟数分布（多摩東部直下地震（M7.3））

上板橋・常盤台エリアなどの区南部や赤塚・成増エリアの赤塚支所周辺に焼失棟数が多い範囲がある。



## 10　身の回りで起こり得る被害の様相

今回の被害想定では、過去の大規模地震において家庭や地域で実際に発生した被害様相等も参考としつつ、東京の地勢や地域特性による特有の状況等を踏まえ、首都直下地震等の発生時に起こり得る事象について、定量的に示すことが困難な事項についても、定性的な被害シナリオとして示している。

なお、本被害の様相は、あくまで一つの想定として作成したものであり、実際には首都直下地震等が発生した場合に、記載した被害の様相どおりの事象が発生するものではないことに留意が必要である。

≪インフラ・ライフラインの復旧に向けた動き≫

区全域で震度６弱以上が想定されており、発災後当面の間は、ライフラインの途絶や公共交通機関の寸断など、身の回りの生活環境に大きな支障が生じるとともに、被害が甚大な場合は、その復旧が長期化するおそれがある。また、液状化危険度が高いと想定されている坂下・舟渡エリア、新河岸・高島平エリア、徳丸・西台エリア、小豆沢・志村エリアの北部では、地震の揺れによる被害に加え、液状化による地下埋設物等の被害も発生する可能性がある。

≪救出救助期間等による応急対策活動の展開≫

区内には高齢化が進んでいる地域があり、特に、高齢者や障がい者等の単身世帯は、逃げ遅れが懸念される。区内の密集市街地では、道路幅員が狭く、行き止まりも多くあり、緊急通行車両の通行が妨げられる可能性がある。建物倒壊などにより至るところで道路が閉塞し、障害物や廃棄物等の撤去が進まず、救出救助部隊や、被災者が必要とする物資の円滑な移動が困難を極め、消火・救助活動や被災地支援が遅延し、長期化するおそれがある。また、隣接県でも甚大な被害が発生し、都外からの応援が十分得られない可能性がある。

≪避難所での避難≫

避難所では、発災直後から多くの被災者が殺到し、避難所運営が混乱する可能性がある。さらに、避難者に加え帰宅困難者も学校等の避難所のほか、行政庁舎など避難所に指定されていない施設にも避難してくることにより、避難所が一杯となり避難所環境が悪化する可能性がある。避難者数は時間経過とともに増加し、発災数日後にピークとなるが、乳幼児、高齢者、女性、外国人等多様な避難者のニーズに対応した物資の不足や、トイレの衛生環境の悪化、プライバシーの確保や避難者間のトラブル、ペット等に関するトラブルなど様々な問題が発生する可能性がある。また、避難所生活が長期化することにより、高齢者や既往症を持つ人等が、慣れない環境での生活によって病状が悪化することも懸念される。

≪住み慣れた自宅等での避難生活≫

建物に大きな被害がなくても、家具や家電製品等が、転倒・移動し、下敷きになったり、人に衝突する可能性がある。また、配水管など建物内の設備の損傷等により、トイレやエレベーターが長期間に渡り使用できなくなる可能性がある。板橋・大山エリア、上板橋・常盤台エリア、小豆沢・志村エリア、赤塚・成増エリア、坂下・舟渡エリアでは集合住宅も多く立地しており、エレベーターが停止する可能性がある。一方で、家具転倒防止や携帯トイレの備蓄など必要な備え

を行えば、プライバシーが確保され、住み慣れた自宅に留まることは有効である。

≪帰宅困難者を取り巻く状況≫

区内の道路網は、川越街道、環状七号線、環状八号線といった幹線道路と、その内側の地区道路で構成されており、膨大な帰宅困難者と自動車による渋滞の可能性がある。また、区内には JR 埼京線、都営三田線、東武東上線、東京メトロ有楽町線・副都心線の４路線があり、特に駅数が多い大山エリア、新河岸・高島平エリアでは、駅周辺に帰宅困難者が滞留する可能性がある。

携帯電話の不通などにより、家族の安全が確保できず、多くの人々が徒歩や自転車等で自宅などに帰ろうとするが、道路の閉塞や延焼火災、余震による看板の落下などが至るところで発生し、帰宅困難者自身の安全確保にも重大な支障が生じる可能性がある。

## 第2　富士山噴火降灰災害

### 1　前提条件

国が設置した富士山ハザードマップ検討委員会が、平成 16 年 6 月に公表した「富士山ハザードマップ検討委員会報告書」に示された被害想定を前提条件とする。

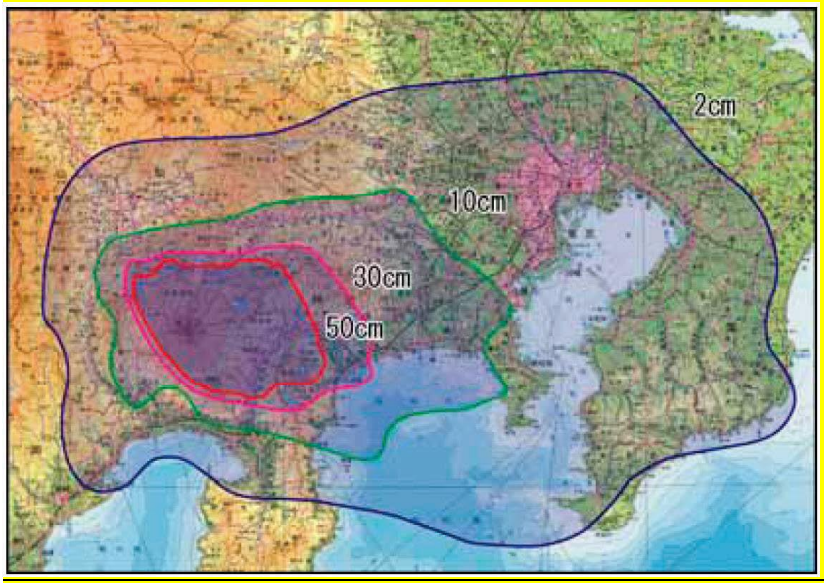
### 2　想定される被害の概要

区では、富士山山頂火口から距離があるため、溶岩流、火砕流等の被害を受けることはないが、広範囲な降灰に起因する被害が想定される。

なお、実際の降灰範囲は、噴火のタイプ、火口の出現位置、噴火規模、噴火の季節等の様々な条件によって変化する。

| 項　目 | 内容 | |
|---|---|---|
| 噴火の規模等 | 規模 | 宝永噴火と同程度 |
| | 継続期間 | 16 日間 |
| | 時期 | ①梅雨期　②その他の時期 |
| 被害の原因 | 降灰 | |
| 被害の範囲 | 都内全域 | |
| 被害の程度 | 八王子市及び町田市の一部　10ｃｍ程度<br>その他の地域（板橋区含む）　2～10ｃｍ程度 | |
| 被害の概要 | 降灰に伴うもの | 健康障害、建物被害、交通・ライフライン・農林水産業・商工業・観光業への影響 |
| | 降灰後の降雨等に伴うもの | 洪水、泥流及び土石流に伴う人的・物的被害 |

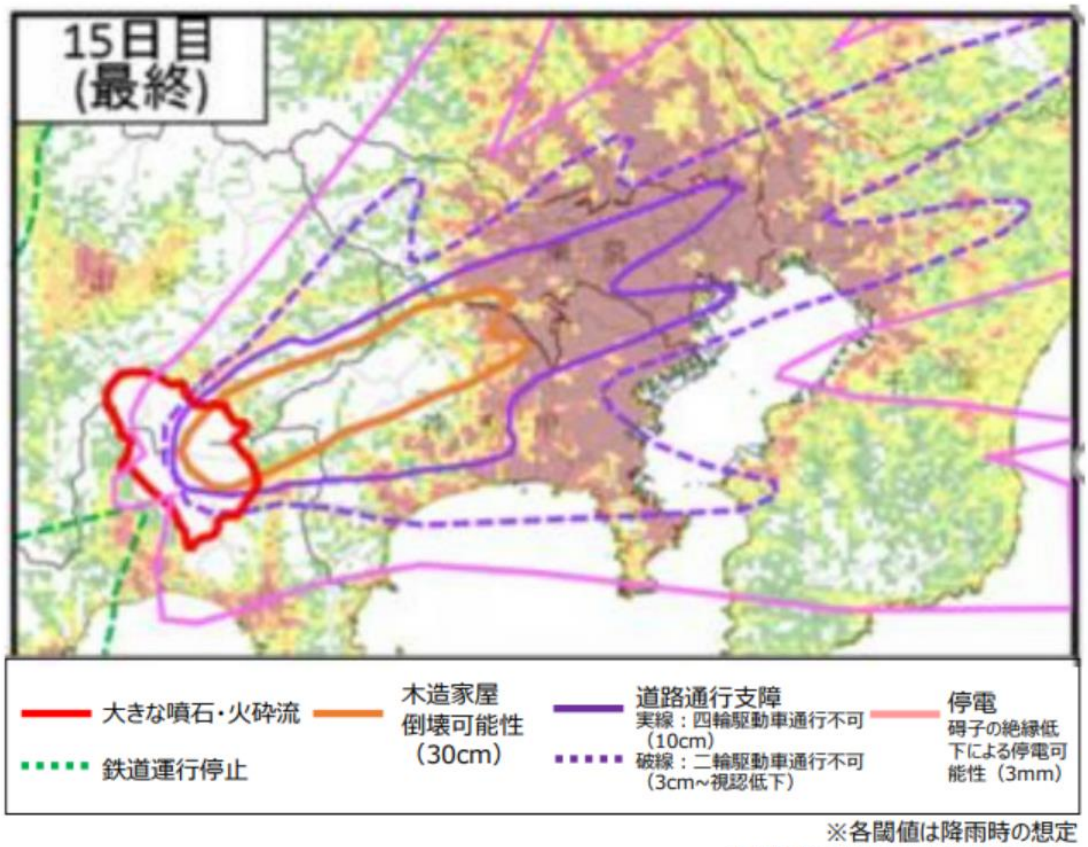
### 3　降灰予想図（降灰の影響がおよぶ可能性の高い範囲）




出典　富士山火山広域防災対策基本方針より

※　令和２年４月中央防災会議降灰ＷＧ報告書において、歴史上の富士山の噴火の内、火砕物が主である噴火の中で最大の噴火であり、噴火･降灰の実績が研究により最もよく判明している宝永噴火を対象として、過去 10 年の気象庁データから降灰分布に影響する風向・風速を条件とした、降灰のシミュレーションを報告している。

≪降灰シミュレーション結果≫（西南西風卓越ケース）
・15 日間継続するものとして計算
・都の降灰量は、過去 10 年の館野の高層観測データ（気象庁）から西南西風が卓越するケース【西南西からの風が支配的な期間（2010 年 10 月 14～28 日）】を対象条件として計算
・多摩地域をはじめ、区部の大部分で２～10 ㎝程度以上の降灰が発生
・停電、道路の交通支障、鉄道の地上路線の運行停止の可能性
・都内で除灰が必要な火山灰量は約 1.2 億㎥
・全体で除灰が必要な火山灰量は約 4.9 億㎥
とされ、東日本大震災で発生した災害廃棄物量の 10 倍以上に相当




※　東京都が令和５年 12 月に公表した「大規模噴火降灰対応指針」において、「最悪のケースを想定した上記シミュレーションを踏まえ、東京都地域防災計画（火山編）の修正にあたっては、被害想定の位置づけを、引き続き検討する必要がある。」としている。

※　区においても東京都地域防災計画（火山編）の修正を踏まえ、被害想定を見直していくものとする。

## 第3　風水害

### 1　前提条件

区の風水害対策の計画は、「洪水ハザードマップ（荒川氾濫版）」、「洪水ハザードマップ（荒川浸水継続時間版）」、「洪水ハザードマップ（集中豪雨版）を前提とする。

外水氾濫、内水氾濫における前提条件は下表のとおりである。

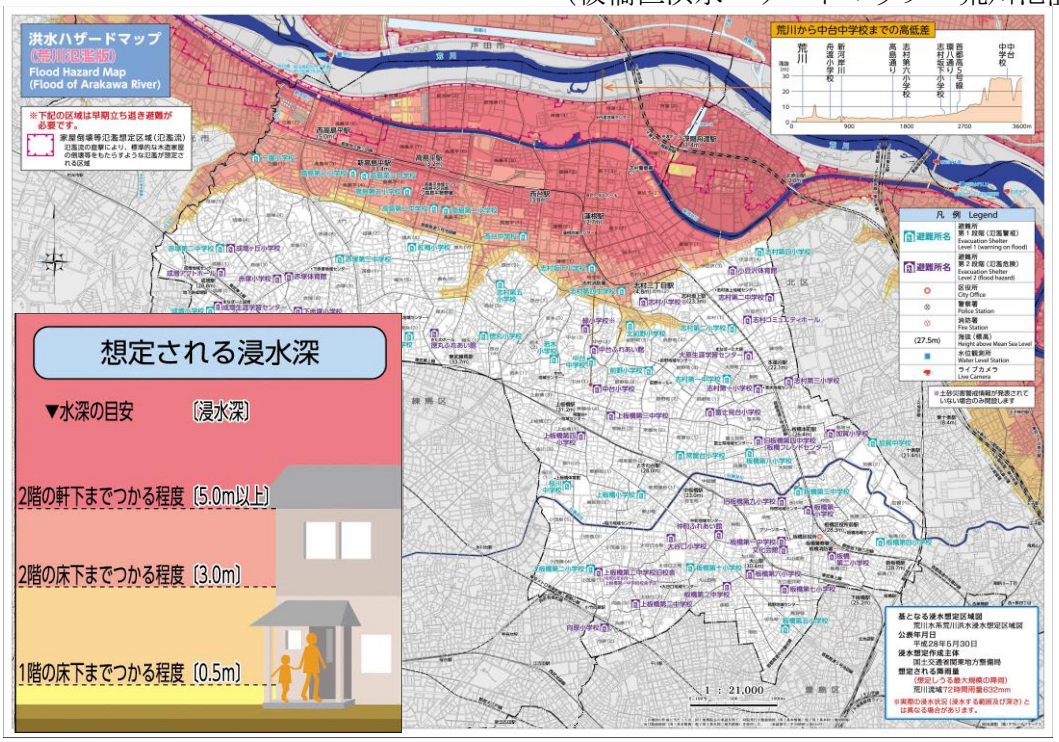
| 項　目 | 前提条件 |
|---|---|
| 外水氾濫 | ● 基となる浸水想定区域図：<br>荒川水系荒川洪水浸水想定区域図（平成 28 年 5 月 30 日）<br>● 浸水想定作成主体：国土交通省関東地方整備局<br>● 想定される降雨量：荒川流域 72 時間雨量 632 ㎜ |
| 内水氾濫 | ● 基となる浸水想定区域図：<br>石神井川及び白子川流域浸水予想区域図（令和元年 5 月 23 日）<br>隅田川及び新河岸川流域浸水予想区域図（令和 3 年 3 月 30 日）<br>● 浸水想定作成主体：東京都<br>● 想定される降雨量：時間最大 153mm、総雨量 690mm |

### 2　想定される被害の概要

平成 28 年 5 月 30 日に国土交通省が公表した「洪水浸水想定区域図」（水防法の規定による想定最大規模降雨、荒川が流れる地域で 3 日間での総雨量 632mm の降雨があった場合）によると、区北部は 5 m以上の浸水が想定されており、２週間以上浸水が継続する区域が広く分布している。

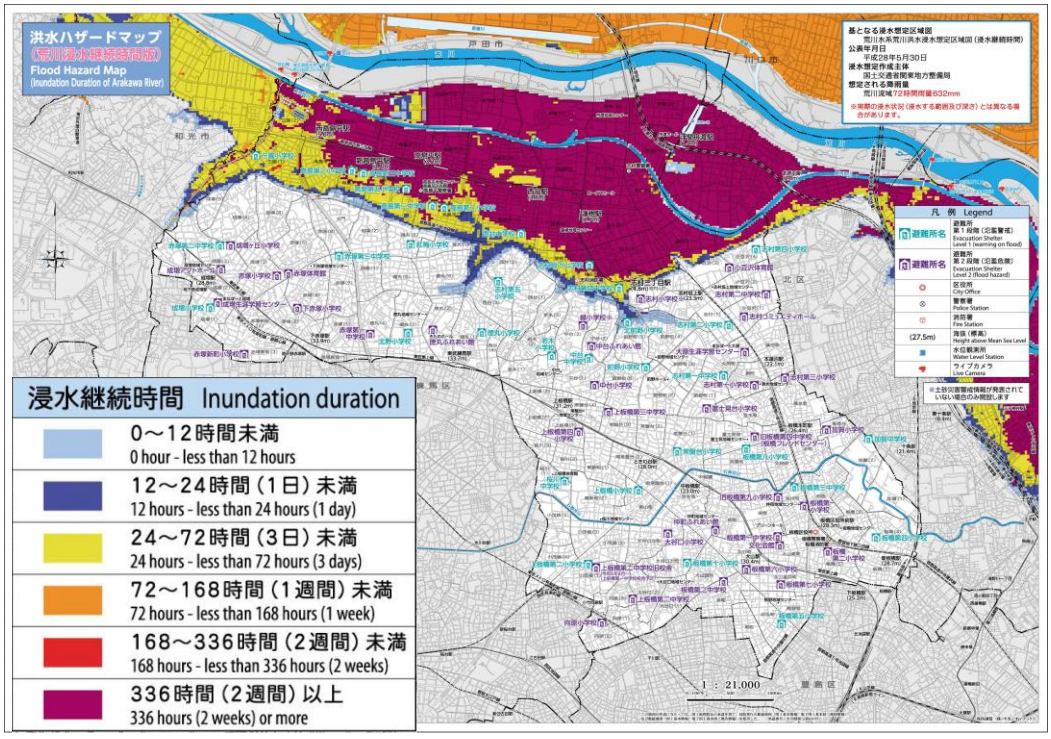
## 3　荒川洪水浸水想定結果における浸水想定区域および家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）

（板橋区洪水ハザードマップ　荒川氾濫）




## 4　荒川洪水浸水想定結果における浸水継続時間

（板橋区洪水ハザードマップ　荒川浸水継続時間）



# 第3章　河川、下水道等の整備概要

区の河川（荒川、石神井川、新河岸川、白子川）、下水道等の整備状況は以下のとおりである。

## 第1節　河川

区の河川は荒川及びその支流に分けられるが、その現況は次のとおりである。

### 第1　荒川

- 区の北部埼玉県境を東西に流れる本川は、低地帯を貫流し地盤沈下の影響を受けている箇所であり、当該区においては昭和 60 年度から右岸笹目橋下流より築堤工事（嵩上工事）に着工し、平成３年度に完成した。また、戸田市左岸側についても平成７年度に完成した。
- 堀切橋より笹目橋までの一般改修区間 18.1km は、ほぼ概成している。
- 戸田橋は橋梁架替工事により計画堤防高まで嵩上されたことにより流水への阻害はなくなった。
- 区内の堤防は現在計画高水位（戸田橋付近ＡＰ＋9.41ｍ）に対して治水上の安全性を考慮した余裕高を加え、ほぼ概成している。

### 第2　荒川支流

- 板橋区管内における石神井川及び白子川の改修事業（50mm／ｈ）は完了している。また、新河岸川の改修事業については、埼玉県境部の一部を除き完了している。
- 荒川の支流の各河川については、流域の都市化に伴い、台風や異常降雨の際は、流水量が急激に増加するため、溢水が予想され、浸水のおそれがある。
- また、近年、成増・東坂下・浮間地区の低地の地盤沈下も一時期に比して、減少の傾向にあるものの、なお警戒を要する。

#### 1　新河岸川及び白子川

(1) 新河岸川

- 板橋区管内の河川延長は 6.3km である。
- 新河岸橋より下流部は高潮区間であり、昭和 63 年度までに整備を終えている。新河岸橋より上流部は中小河川区間であり、昭和 55 年度に総合治水対策特定河川の指定を受け、同年度から 50mm／ｈ計画規模の護岸整備に着手し、現在、埼玉県境の一部を除きほぼ完成している。

(2) 白子川

- 板橋区管内における白子川について、昭和 55 年度から 50mm／ｈの降雨に対応できる護岸整備に着手し、平成４年度に改修工事を終えている。

### ア　石神井川

- 板橋区管内の河川延長 5.8km について、１時間 50mm 程度の降雨に対応する河道整備は、昭和 57 年度に終えている。また、平成 30 年度から 75mm/h の降雨に対応できる都立城北中央公園調整池の整備に着手している。

### イ　区内の暗渠

板橋区内には、現在暗渠となっている小規模な河川がある。かつては生活用水や農業用水として使われていたが、都市化、水の利用量の増加による水量不足、水質汚染、度々起こる水害などの理由があり、暗渠となっている。区北部の低地帯はもともと湿地で水田が広がっており、水に恵まれた土地であったことがわかる。

区内の主な暗渠については下記のとおり。

- 出井川

  出井川は泉町の出井の泉公園を主な水源とし、首都高速池袋線付近、都営三田線志村三丁目駅付近を流れ、東坂下で新河岸川に合流している。支流に若木付近を水源とする前野川などがある。かつての流路は下水幹線が流れ、緑道として整備されている。
- 谷端川

  谷端川は豊島区を源流に東武東上線下板橋駅からＪＲ板橋駅付近を通過し、豊島区・文京区を通り神田川に注いでいる。本川は現在下水道幹線となっている。板橋一丁目付近は地上は緑道として整備されている。支流の出端川は、幸町、中丸町、熊野町付近を流れている。また、千川上水の分水も谷端川に流入していた。
- 前谷津川

  前谷津川は赤塚新町などを源流とし、複数の支流を集め高島平で新河岸川に合流する。流路は高島平から赤塚にかけて緑道が整備されている。現在の不動通り沿いなど、支流は区西部の谷地を形成している。
- 蓮根川

  蓮根川は若木付近を水源とし、現在の環状８号線付近を流れていた。出井川のやや上流で新河岸川に合流している。
- 百々向（ずずむき）川

  百々女木（ずずめき）川という呼び名もある。赤塚新町三丁目付近を水源とし、北流する。成増駅東側にある東武東上線のガードはかつての流路である。この後は北西に向きを変え、この先の流路は緑道として残っている。成増三丁目で白子川の旧流路に合流する。

# 第2節　下水道

- 近年の急激な都市化の進展は、都市からの雨水の浸透域を減少させ、流域が持っていた保水・遊水機能を低下させている。
  その結果、都市の雨水流出形態が変わり、雨水が河川や下水道へ短時間に大量に集中し、「都市型水害」といわれる水害が頻発するようになった。このような浸水被害は、下水道未普及地域だけでなく、普及地域においても発生するようになっている。
- 下水道は、このような状況を解消して災害から住民の生命や財産を守り、都市生活や都市機能を安全に保持していく役割を担っている。
- なお、都の下水道は、23 区の単独公共下水道と、多摩地域の流域下水道並びに流域関連公共下水道、単独公共下水道及び特定環境保全公共下水道とに大別できる。

## 第1　区部の下水道

- 区部の下水道計画区域は、多数の大小河川水系流域や地勢、あるいは都市形態を基に、芝浦、三河島、砂町、小台、落合、森ヶ崎、小菅、葛西、新河岸、中川の 10 処理区からなる。
- 下水道の排除方式は大部分が汚水と雨水を一本の管きょで排除する合流式であるが、芝浦、砂町、森ヶ崎の一部、中川の大部分は分流式である。また、河川をはじめとする公共用水域への排除は、原則として自然流下である。しかし、東京湾沿いや多摩川、荒川、隅田川、中川周辺の低地帯は、自然流下による雨水排除が困難であるため、ポンプ吸揚により雨水を排除することとしている。
- 下水道の整備は、都市施設基盤整備の最重要施策として普及事業を進めてきた結果、平成６年度末には 100%普及(概成)を達成した。
  普及率100%達成以降の下水道事業のあり方を示す「第二世代下水道マスタープラン」を平成４年７月に策定し、着実に事業を推進している。
- 都下水道局では、平成 13 年３月に「下水道構想 2001」を策定した。本構想は、下水道経営を取り巻く厳しい状況にあっても、将来にわたり下水道サービスの維持、向上を図っていくため、区部下水道を建設、維持管理してきた経験を踏まえ、都民サービスのさらなる向上、より一層の事業の効率化・重点化の観点から事業全般の進め方を見直した。
- また、多発する都市型水害への対応、合流式下水道の改善、老朽化施設の再構築、都の事務事業で排出される温室効果ガスの約４割を下水道事業が占めていることなどから、「下水道構想 2001」に基づき、「経営計画 2021」と地球温暖化防止計画である「アースプラン 2017」を策定し、着実に推進している。

■参照（別冊「資料編」）
資料風 1.3.1　区部下水道全体計画図　（都計画 別冊資料より）

- 平成 23 年の東日本大震災を踏まえ、都として今後取り組むべき新たな対策のあり方などについて、平成 24 年８月に、学識経験者等からなる「地震・津波に伴う水害対策技術検証委員会」より提言を受けるとともに、この提言等を踏まえた「地震・津波に伴う水害対策に関する都の基本方針」を策定した。

- この方針に基づき、同年 12 月に「下水道施設の地震・津波対策整備計画」を策定した。この計画に沿って、水再生センター及びポンプ所について、想定される最大級の地震動に対する耐震化や、東京都防災会議が示した最大津波高さに対して電気設備などへの浸水を防ぐ耐水化、下水道管内への津波や高潮などの逆流を防ぐ高潮防潮扉について、津波発生時の閉鎖の迅速化及び自動化を実施し、令和元年度までに概ね完了させた。
- 平成 25 年の局地的集中豪雨や台風により、甚大な浸水被害が生じたことから、雨水整備水準のレベルアップを含む検討を進め、同年 12 月に「豪雨対策下水道緊急プラン」を策定した。

## 第2　排水機所

排水機所は、区内に 10 か所設置されている。

| 水系 | 名称 | 所在地 | 設備 | 能力（モーター） |
|---|---|---|---|---|
| 石神井川系 | 仲宿 15 番地<br>排水機所 | 仲宿<br>15 番地先 | 排水ポンプ２台 | φ200mm×２基４ｔ／分×２台 |
| | 本町 29 番地<br>排水機所 | 本町<br>29 番地先 | 排水ポンプ２台 | φ150mm×２基１ｔ／分<br>2.5ｔ／分 |
| | 本町１番地<br>排水機所 | 本町<br>１番地先 | 排水ポンプ３台 | φ200mm×２基７ｔ／分×２台<br>φ150mm×１基２ｔ／分 |
| | 小茂根二丁目<br>仮排水機所 | 小茂根二丁目<br>４番地先 | 排水ポンプ２台 | φ500mm×２基 36ｔ／分×２台 |
| | 大谷口北町<br>仮排水機所 | 大谷口北町<br>52 番地先 | 排水ポンプ４台 | φ500mm×４基 36ｔ／分×４台 |
| | 計 | | 13 台 | 243.5ｔ／分 |
| 新河岸川系 | 東坂下二丁目<br>排水機所 | 東坂下二丁目<br>17 番地先 | 排水ポンプ１台 | φ150mm×１基 2.7ｔ／分 |
| | 小豆沢四丁目<br>排水機所 | 小豆沢四丁目<br>25 番地先 | 排水ポンプ１台 | φ100mm×１基 0.6ｔ／分<br>（北区管理） |
| | 計 | | ２台 | 3.3ｔ／分 |
| 白子川系 | 三園二丁目<br>仮排水機所 | 三園二丁目<br>17 番地先 | 排水ポンプ２台 | φ250mm×２基６ｔ／分×２台 |
| | 計 | | ２台 | 12ｔ／分 |
| 七曲り道路 | 七曲り道路<br>排水機所 | 高島平五丁目<br>１番地先 | 排水ポンプ３台 | φ80mm×１基 0.5ｔ／分<br>φ100mm×２基 1.05ｔ／分×２台 |
| | 計 | | ３台 | 2.6ｔ／分 |
| 簡易排水<br>ポンプ所 | 大山金井町<br>簡易排水<br>ポンプ所 | 大山金井町<br>１番地先 | 排水ポンプ１台 | φ150mm×１基２ｔ／分 |
| | 計 | | １台 | ２ｔ／分 |

## 第3　移動式排水ポンプ保有状況

（単位：台）（令和５年 10 月 1 日現在）

| 所管 | 口径 | | | | 計 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 40㎜ | 45㎜ | 50㎜ | 76㎜ | |
| 南部土木サービスセンター | 1 | － | 6 | 1 | 8 |
| 北部土木サービスセンター | － | 2 | 6 | | 8 |
| 計 | 1 | 2 | 12 | 1 | 16 |

## 第4　浸水対策

### 1　土のうステーションの設置

区は、豪雨による緊急的な浸水対策として、常時持ち出しができる土のうステーションを設置している。

土のうステーションについては、区内 66 か所（令和５年 10 月 1 日現在）に設置している。

（単位：か所）

| 所管 | 土のうステーション設置箇所数 |
|---|---|
| 南部土木サービスセンター | 33 |
| 北部土木サービスセンター | 33 |
| 計 | 66 |

■参照（別冊「資料編」）
資料風 1.3.2　土のうステーション設置箇所一覧

# 第4章　被害軽減と都市再生に向けた目標（減災目標）

## 第1　区における災害時の課題

区における被害想定結果や地域特性を踏まえると下記４つの課題が想定される。

| 項目 | 想定される被害 |
|---|---|
| 高齢等単身世帯への支援 | ● 区北部は高齢者の単身世帯率が高い。また、障がい者は災害時に自力で避難することが難しい場合があり、高齢者や障がい者等の単身世帯は、逃げ遅れや避難所生活の健康被害等が懸念される。 |
| 都や自治体からの応援 | ● 都の被害想定では、被害が震源地や沿岸部に集中するため、都や他自治体等からの応援は、より大きな被害があった地域に向けられ、区への応援は遅れる又は限定されるおそれがある。また、初動体制の強化、並びに救出・救助活動やライフライン等の復旧の迅速化のために関係防災機関及び民間事業者との密接な連携が必要である。 |
| 避難体制の構築 | ● 被害想定では避難者数が増加していることから、自治体の枠を越える大規模災害時における避難先の確保や広域避難も含めた的確な避難誘導のあり方について検討が必要である。また、昨今の災害を踏まえ、高齢者や障がい者などの要配慮者をはじめ、避難者が安全に避難できる体制について更なる検討が必要である。 |
| 復旧・復興への迅速な対応 | ● 都の被害想定では、甚大な建物被害が想定されるため、罹災証明書の交付や応急仮設住宅供与等の体制整備、トイレ機能の確保、がれき処理体制の構築などに取り組む必要がある。 |

## 第2　区の減災目標

区においても、想定される被害を抑制するため、減災目標を設定するとともに、減災目標の確実な達成のため、３つの視点と分野横断的な視点それぞれについて、目標とすべき指標を設定した。

区は、目標達成に向けて、都、関係防災機関、区民、事業者等と協力し、対策を推進していく。ただし、避難所、備蓄、医療救護、避難行動要支援者対策、液状化対策など、速やかな対応が必要な対策については、可能な限り早期に達成する。

【区の減災目標】

## 目標１　区民の命を守る

・2030 年までに首都直下地震等による人的・物的被害を概ね半減（死者ゼロをめざす）

## 目標２　区民の生活環境を守る

・地域の機能を支える機関（区役所、病院等）の機能停止を回避
・ライフライン事業者と連携して早期復旧を図るとともに、在宅避難ができない区民および帰宅困難者の避難・一時滞在先と支援物資を確保
・地域の社会及び経済活動を迅速に再建・回復

【３つの視点（縦串）】

| 【予防対策】<br>視点１<br>自助・共助の促進による地域防災力の向上 | 【応急・復旧対策】<br>視点２<br>区民の生命と地域の機能を守る応急対応の強化と安全で質の高い生活環境の確保 | 【復興対策】<br>視点３<br>被災者の早期の日常生活の回復 |
|---|---|---|
| 一人ひとりの防災・減災対策に加え、町会・自治会、ボランティア等が連携し、地域の総力を結集して地域防災力を高めていく。 | 関係機関との密接な連携により区民の生命及び地域の機能を守るとともに、Ready-Go リスト及び業務継続計画等により、業務継続体制の確実な確保を図る。 | 民間等との協定の実効性を高め、避難所の安全化や生活環境の質の向上を図るとともに、区民一人ひとりの日常を一日も早く取り戻す。 |

【分野横断的な視点（横串）】

| | |
|---|---|
| ①SDGs | ● 誰一人取り残さないという SDGs の理念を踏まえ、女性や要配慮者など多様な視点を防災計画に反映<br>⇒多様な視点に配慮した、避難行動、医療救護、避難生活、生活再建支援 |
| ②防災 DX | ● 防災対策の実効性を高め、加速化するツールとしての「防災 DX」を積極的に推進<br>⇒迅速・正確な防災情報の伝達、膨大な被害情報や避難情報の収集・集約、備蓄支援や罹災証明発行の効率化 |
| ③防災ブランド | ● 防災の普及・啓発の重要なツールである「いたばし防災＋（プラス）プロジェクト」を区の防災ブランドとして確立<br>⇒「防災」に「楽しい」「おいしい」「新しい」などの価値をプラスした防災意識啓発の推進 |
| ④ハード対策 | ● すべての防災・減災対策の前提となる「強靭なまちづくり」を推進<br>⇒いざ災害が起こったときに命を守るためのまちづくり |
| ⑤人口構造 | ● 若い世代の減少や 75 歳以上の割合が増加するなど、今後の人口構造の変化も踏まえた防災対策の推進<br>⇒高齢者と若い世代の融合や防災リーダーの育成による地域防災の推進 |

【指標一覧】

◆視点１：自助・共助の促進による地域防災力の向上

| 項目 | 2029 年度（令和 11 年度） |
|---|---|
| 家庭内で災害への備えを講じている区民の割合（区民意識意向調査） | （Ｒ５年度）　83.1%　⇒　100% |
| 出火防止対策実施率（感震ブレーカー設置） | （Ｒ５年度）　3.5%　⇒　15% |
| 初期消火対策実施率（消火器設置） | （Ｒ５年度）　21.8%　⇒　40% |
| 家具類の転倒・落下・移動防止対策 | （Ｒ５年度）　31.1%　⇒　40% |
| 飲料水・非常用食料の備蓄率 | （Ｒ５年度）　59.8%　⇒　80% |

◆視点２：区民の生命と地域の機能を守る応急体制の強化と安全で質の高い生活環境の確保

| 項目 | 2030 年度（令和 12 年度） |
|---|---|
| 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化促進（板橋区耐震改修促進計画 2025） | |
| 特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化率 | （Ｒ２年度）90.8%⇒（Ｒ７年度）100% |
| 一般緊急輸送道路沿道建築物の耐震化率 | （Ｒ２年度）85.7%⇒（Ｒ７年度）90% |
| ＢＣＭ体制の再構築 | Ｒ６年度に庁内タイムラインを策定し、区のＢＣＭ体制を再構築 |
| 受援応援計画等の充実 | 新たな被害想定を踏まえ、受援物資の配付など区内の受援応援体制を充実 |
| 要配慮者利用施設における避難確保計画の策定率 | （Ｒ５年度）56%⇒　100% |
| 災害医療体制の確保 | 全ての緊急医療救護所での実働訓練の実施 |
| 避難所環境の向上 | 全ての避難所における安全で質の高い生活環境の確保 |
| 民間事業者との災害協定内容の見直し | 災害協定締結民間事業者が発災時に実効性のある防災行動がとれる仕組みの構築 |

◆視点３：被災者の早期の日常生活の回復

| 項目 | 2030 年度（令和 12 年度） |
|---|---|
| 迅速かつ公平な被害認定及び罹災証明書の発行体制の構築 | 被害認定及び罹災証明書発行に係る図上訓練の実施 |
| 被災者の生活再建に向けた各種支援制度の整理 | 生活復興マニュアル及び都市復興マニュアルの改定 |
| 災害ごみの集積や処理方法の明示 | 災害時廃棄物処理計画の改定 |
| 断水時の給水支援について仕組みや体制を明示 | 水道局と連携し、より実効性のある給水訓練の実施 |

◆分野横断的視点：ハード対策

| 項目 | 2030 年度（令和 12 年度） |
|---|---|
| 耐震化（板橋区耐震改修促進計画 2025） | |
| 住宅全体の耐震化率 | （Ｒ２年度）86.1%⇒（Ｒ７年度）概ね解消 |
| 民間の特定建築物の耐震化率 | （Ｒ２年度）91.4% ⇒（Ｒ７年度） 95% |
| 整備地域の不燃化（不燃化推進特定整備地区整備プログラム） | |
| 大谷口一丁目周辺地区不燃領域率 | （Ｒ１年度）63.8%⇒（Ｒ７年度）70% |
| 大山駅周辺西地区不燃領域率 | （Ｒ１年度）72.2%⇒（Ｒ７年度）80%以上 |
| 木造密集地域の不燃化 | （Ｒ２年度）21 ヵ所⇒減少 |
| 無電柱化の推進 | 大谷口上町区間（日大病院前）整備完了 |

【具体化する区の主要事業】

減災目標の確実な達成のため具体化する区の主要事業を以下に示す。

| 事業名 | 3つの視点 | 分野横断的視点 | 取組の方向性 |
|---|---|---|---|
| 防災ガイドの更新・配布 | 予防 | SDGs | 令和５年度のいたばしくらしガイド発行（全戸配布）に合わせて、ハザードマップデータを更新し、区内の外国人人口増加に伴う需要に対応するため、外国語版（英語、中国語、韓国語）のハザードマップデータを新たに作成する。また、国が推進している「まるごとまちごとハザードマップ」の取組を踏まえ、災害種別ごとの避難所看板及び浸水深表示を設置する。 |
| 地区防災計画策定の推進（コミュニティ防災） | 予防 | SDGs | 住民が自らの地域の特性に応じて作成した 18 地域の地区別防災対策マニュアルやコミュニティタイムラインを「板橋区地域防災計画」における「地区防災計画」と位置付け、作成及び改定を支援する。 |
| いたばし防災＋（プラス）プロジェクト | 予防 | 防災ブランド | 防災に「楽しい」や「おいしい」といった付加価値をプラスすることで、これまでに防災に興味のなかった人も巻き込んで地域全体の防災力を向上させる。 |
| 庁内タイムラインの作成及びReady-Go リストを含む業務継続計画（BCP）の改定 | 応急復旧 | SDGs | 区では業務継続計画（BCP※）を効果的に運用するための業務継続マネジメント（BCM）活動として、発災時の具体的な行動を定めた各課マニュアル及びReady-Go リストを作成している。<br>今般の地域防災計画の改定に合わせて、全庁的な防災行動を整理した「庁内タイムライン」を新たに作成し、区の BCM 体制を再構築する。<br>※災害発生時においても、区民の生命・身体及び財産を保護し、社会経済活動を維持するため、非常時優先業務を効果的に遂行する上で必要な資源の準備や対応方針・手段を定め、かつ復旧を早めるための計画 |
| 備蓄物資体制最適化計画の改定 | 応急復旧 | SDGs | 各避難所や備蓄倉庫に配備している備蓄物資について、数量や倉庫ごとのレイアウトなど、配備計画の見直しを行う。備蓄物資の総量については、都の被害想定における区の最大避難者数を基準とし、家庭の備蓄率やSDGｓの理念を踏まえ再構築する。 |
| 大規模物流施設と連携した緊急一時退避場所の整備や備蓄物資管理体制の強化 | 応急復旧 | 防災ＤＸ | 舟渡四丁目南地区で令和６年９月末に竣工予定の民間大規模物流施設（MFLP・LOGIFRONT 東京板橋）と連携し、水害時の緊急一時退避場所の整備や、支援物資の保管・配送拠点として物流システムを用いた支援物資の効率的な管理及び実効性のある防災体制を構築します。 |
| 民間事業者との協定内容の見直し | 応急復旧復興 | SDGs ハード対策 | 災害協定を締結している民間事業者が発災時に実効性のある防災行動がとれるよう、庁内の関連部署と連携して協定細目等の協議・設定を行う。 |
| 自治体間連携による広域避難体制の構築 | 応急復旧 | SDGs 人口構造 | 首都直下地震における災害関連死亡者数を減少させるため、地震発生後に区民が協定締結自治体へ広域避難できる体制を構築する。 |
| 防災関連システムの機能強化 | 応急復旧 | 防災ＤＸ | 多岐にわたる情報を地図上にレイヤー表示し情報の一元管理を行い、専用のアプリやポータルサイトと連携させ情報発信を視覚的に分かりやすいものとなるようシステムを更新する。 |
| 要配慮者利用施設における避難確保計画の策定 | 応急復旧 | SDGs | 計画策定率 100％の達成及び訓練の実施に向けて、庁内の関連部署と連携し、組織横断的かつ継続的な支援を行う。 |
| 各種復興マニュアルの改定 | 復興 | SDGs ハード対策 | 都の被害想定の見直し及び板橋区地域防災計画の改定を踏まえ、板橋区生活復興マニュアル、都市復興マニュアル、災害廃棄物処理計画等を改定し、復興に向けて速やかに動き出せる体制を全庁的に整備する。 |

# 第5章　　複合災害への対応

## 第1節　複合災害による被害の様相

近代未曾有の大災害である関東大震災では、台風の影響で関東地方では強風が吹いており、火災延焼による被害の拡大が顕著であったほか、地震発生から３週間後に台風が接近した。また、東日本大震災では東北地方太平洋沖地震、大津波、原子力発電所事故など、複合災害に見舞われた。近年では、熊本県を中心に九州や中部地方などにおいて、令和２年７月豪雨が新型コロナウイルス感染拡大の最中で発生し、感染症対策を踏まえた避難所運営や応援職員の受入れなど、感染症まん延下における災害対応を余儀なくされた。

都の新たな被害想定においても、大規模風水害や火山噴火、感染拡大などとの複合災害発生時に起きうる事象を整理した。

【被害想定で想定する主な複合災害】

| 災害 | 複合災害による被害の様相 |
|---|---|
| 地震＋風水害 | ● 地震動や液状化により堤防や護岸施設が損傷した箇所から浸水被害が拡大<br>● 梅雨期や台風シーズンなど、降水量が多い時期に地震が発生した場合、避難所等を含む生活空間に浸水被害が発生 |
| 地震＋火山噴火 | ● 数 cm の降灰でも交通支障が発生し、救出救助活動や物資、燃料の搬送、がれきの撤去などの応急対策や復旧作業が困難化<br>● 火山灰が除去される前に地震が発生すると、降灰荷重により建物被害が激甚化 |
| 地震・風水害＋感染拡大 | ● 多くの住民が避難する中で、感染症や食中毒が発生した場合、避難所間で集団感染が発生<br>● 救出救助活動や避難者の受入れ等において感染防止対策が必要となり、活動に時間がかかる可能性 |

同種あるいは異種の災害が同時または時間差をもって発生する複合災害が発生した場合、被害の激化や広域化、長期化等が懸念されることから、こうした状況も念頭に置きながら、予防、応急・復旧対策を実施する必要がある。

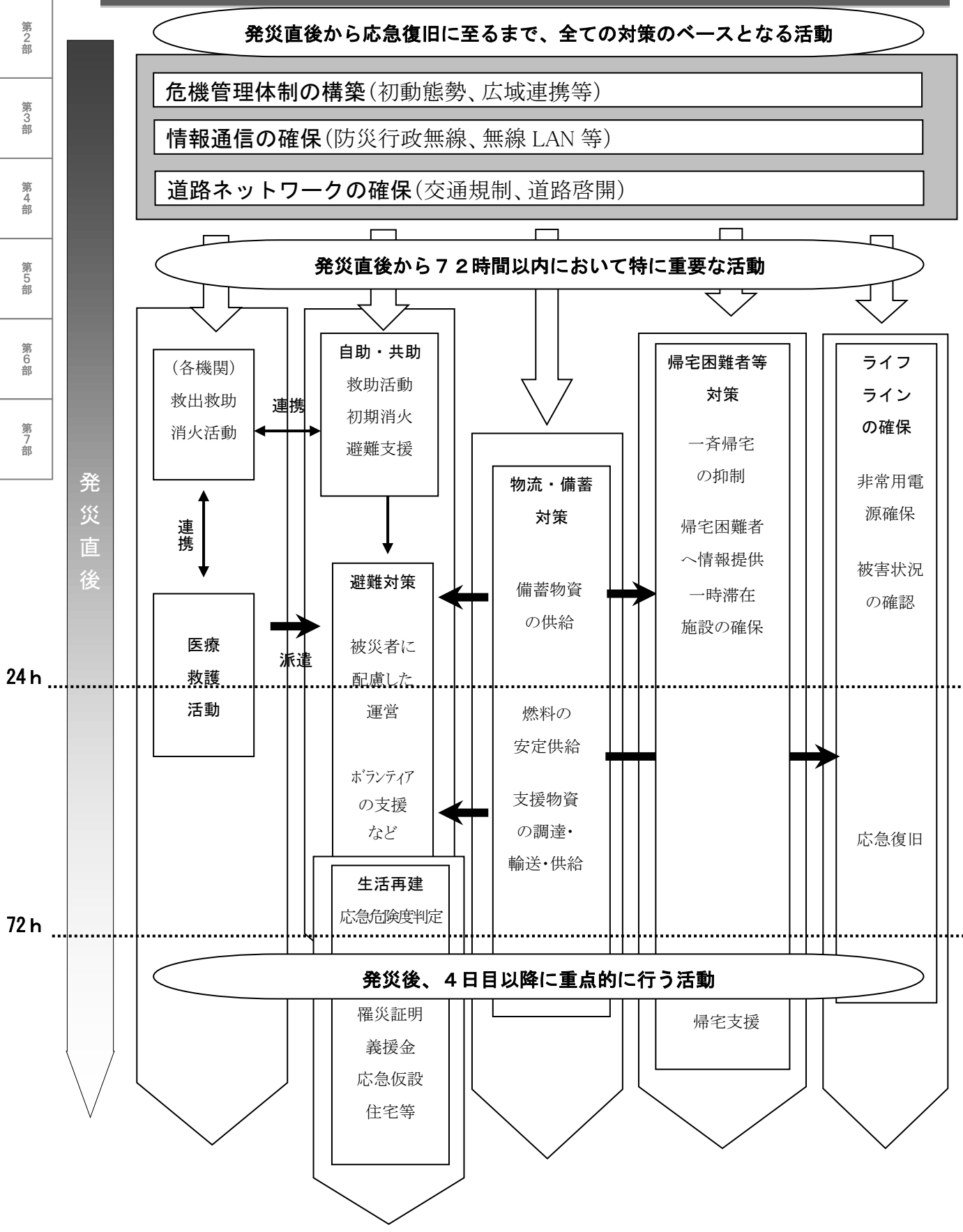
## 第2節　複合災害に備え留意すべき事項

先発災害発生時における被害状況を踏まえ、各種施策を確実に進めつつ、後発災害に伴う影響なども念頭に置き、以下の点に留意する必要がある。

【複合災害に備え留意すべき事項】

| 項目 | 留意事項 |
|---|---|
| 共通事項 | ● 自分の命は自分で守る視点から、複合災害に対する普及啓発を図り、自助・共助の取組を推進<br>● 都市基盤施設の整備・耐震化など、防災・減災対策の加速化<br>● 様々なシナリオを想定した、BCP の策定、訓練の繰り返し実施・検証<br>● 避難先のさらなる確保、在宅避難・自主避難など分散避難の推進<br>● 夏季発災時における熱中症対策　等 |
| 大規模自然災害<br>＋<br>大規模自然災害 | ● 先発災害から後発災害へのシームレスな対処計画の策定、受援応援体制の強化<br>● 後発災害のリスクや被害状況等を踏まえた被災者の移送等の検討<br>● 後発災害による被害の拡大に伴う避難の長期化を要因とした災害関連死抑止への対応　等 |
| 感染拡大<br>＋<br>大規模自然災害 | ● 災害ボランティアやエッセンシャルワーカーの行動制約下における体制の確保<br>● 避難所における感染拡大による災害関連死防止への対応　等 |

# 第6章　　各施策における発災後の時間軸に沿った震災対応シナリオ



第３部及び第４部各章の施策は、密接に関連しており、特に発災後は、各施策を実施する主体が相互に連携を図りながら、応急対応を実施することが求められる。

本章では、各施策の関係について、「１発災直後から応急・復旧に至るまで、全ての対策のベースとなる活動」、「２発災直後からの 72 時間以内において特に重要な活動」、「３発災後、４日目以降に重点的に行う活動」の３つに分類し、それぞれの相関のイメージを示した。

## 1　発災直後から応急・復旧に至るまで、全ての対策のベースとなる活動
### （危機管理体制、情報通信、道路ネットワーク）

- 発災後のあらゆる局面において的確な応急活動を展開する上で、初動態勢の確保や各機関との広域連携など、危機管理体制を構築することが不可欠である。
- 関係機関が連携して対応するためには、各機関が被害状況、応急対応状況の情報を共有できるよう、防災行政無線等の情報通信を確保する必要がある。
- 災害広報情報等は、地図情報等を活用して一元管理を行い、専用のアプリやポータルサイトと連携させ、避難所開設状況等の情報発信が視覚的にわかりやすいものとなるよう工夫する必要がある。
- 救出救助活動や消火活動、物資の供給などは、主に車両を使って実施することから、機動的に活動を展開するためには、交通規制や道路啓開などにより、ネットワークを確保することが重要である。

## 2　発災直後から 72 時間以内において特に重要な活動
### （救出救助、消火、医療救護、避難、物流・備蓄、帰宅困難者対策、ライフライン）

- 救出救助活動や消火活動については、自衛隊、警察、消防などの防災機関による活動と、近隣住民同士の共助による活動が連携を図ることで大きな効果を発揮する。
- こうした救助活動等によって助けられた被災者に対し、医療機関等において適切な医療を提供することで、一人でも多くの命を救うことができる。
- 避難所に対しては、生活を支えるために必要な物資を供給するとともに、ボランティアによる支援を円滑に受け入れる必要がある。
- 帰宅困難者の一斉帰宅の抑制は、迅速な救出救助活動の展開のためにも不可欠であり、一時滞在のための物資の供給は、帰宅困難者に対しても、円滑に行われなければならない。
- こうした活動のための非常用電源等によるライフラインの確保や、そのための燃料の安定供給も重要な取組である。

## 3　発災後、４日目以降に重点的に行う活動
### （生活再建、帰宅支援）

- 発災後４日目以降については、帰宅困難者の円滑な帰宅に向けての帰宅支援を進めるとともに、被災者の早期の生活再建に向け、義援金の支給や応急仮設住宅への早期の入居を実現していかなければならない。

# 第２部



# 区等の基本的責務と役割

# 第2部　区等の基本的責務と役割

**第１章　基本理念及び基本的責務 ..... 47**
第１　決意と基本理念 ..... 47
第２　基本的責務 ..... 48
１　区民の責務 ..... 48
２　事業者の責務 ..... 48
３　区の責務　（板橋区防災基本条例第６条～第８条） ..... 49
**第２章　区及び関係各機関の役割 ..... 50**
第１　板橋区の役割 ..... 50
第２　板橋区災害対策本部の役割 ..... 51
１　板橋区災害対策本部の組織 ..... 51
２　本部長室 ..... 52
３　各部 ..... 54
第３　東京都の役割（東京都地域防災計画より） ..... 65
第４　都関係機関（東京都地域防災計画より抜粋） ..... 66
第５　指定地方行政機関 ..... 67
第６　自衛隊（東京都地域防災計画より） ..... 68
第７　指定公共機関（東京都地域防災計画より） ..... 69
第８　指定地方公共機関（東京都地域防災計画より） ..... 70
第９　その他区長が必要と認める機関（東京都地域防災計画より） ..... 70
第10　区民・事業所のとるべき措置（板橋区防災基本条例より） ..... 70
第11　災害緊急事態の布告 ..... 71

# 第1章　基本理念及び基本的責務

## 第1　決意と基本理念

○ 東日本大震災をはじめとする大地震、たび重なる風水害、そして近年多発する大規模な事件及び事故により、私たちは災害の恐ろしさと防災の重要性を改めて認識した。
○ 災害はいつ私たちを襲うかも知れない。災害からいのち、くらし、まちを、私たち自身の手で守るために、全ての人が防災に関する目標を共有し、それぞれの責務を自覚し、力を合わせて安全なまちを築いていかなければならない。
○ そのためには、自らのことは自らが守るという自助、地域社会全体で地域を守るという共助、行政が区民の安全を確保するという公助の役割を念頭に、予防対策から応急・復旧対策及び復興対策に至るまでを一連の総合的な防災対策として捉え、地域防災の充実及び強化に努めていくことが大切である。
○ ここに、この板橋を、自立と助け合いの精神に支えられ、全ての人が安全に暮らすことができる災害に強いまちとして創造するという決意を表明する。

以上の決意のもと、基本理念を次の通りとする（**板橋区防災基本条例第２条**）。
○ 区民、事業者及び区は、自立と助け合いの精神を尊重し、全ての人が安全に暮らすことができるように努めなければならない。
○ 区民、事業者及び区は、地域の安全を確保するうえで、良好な地域社会の重要性を認識し、豊かな地域活動をはぐくむように努めなければならない。
○ 区民、事業者及び区は、防災に関する知識を習得し、行動力を高め、及び助け合いの精神をはぐくむことにより、災害時に備えるとともに、後の世代にこれらを継承していくように努めなければならない。

## 第2　基本的責務

### 1　区民の責務

#### (1) 災害に対する備え（板橋区防災基本条例第４条、東京都震災対策条例第８条）

○　区民は、自己の安全の確保に努めるとともに、相互に協力し、区民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

○　区民は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項その他必要な事項について、自ら災害に備える処置を講ずるように努めなければならない。

ア　建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保並びに風水害に対する備え

イ　家具類の転倒・落下・移動防止

ウ　出火の防止

エ　初期消火に必要な用具の準備

オ　飲料水及び食糧等の確保

カ　避難の経路、場所及び方法についての確認

○　区民は、災害後の区民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、地域社会を支える一員としての責任を自覚し、事業者、ボランティア及び知事その他の行政機関との協働により、自らの生活の再建及び居住する地域の復興に努めなければならない。

○　区民は、知事その他の行政機関が実施する災害対策事業に協力するとともに、自発的に災害対策活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により災害対策に寄与するよう努めなければならない。

#### (2) 帰宅困難者対策（東京都帰宅困難者対策条例）

○　都民は、東京都帰宅困難者対策条例第３条に基づき、あらかじめ、家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保、待機し、又は避難する場所の確認、徒歩による帰宅経路の確認その他必要な準備を行うよう努めなければならない。また、大規模災害の発生時に自らの安全を確保するため、むやみに移動しないよう努めるとともに、都、区市町村、事業者その他関係機関が行う帰宅困難者対策に協力し、かつ、自発的な防災活動を行うよう努めなければならない。

■参照（別冊「資料編」）
資料震 2.1.1　東京都帰宅困難者対策条例

### 2　事業者の責務

○　板橋区防災基本条例第 5 条に基づき、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に当たっては、その社会的責任を自覚し、顧客、従業者等及び事業所の周辺地域における区民並びにその管理する施設及び設備について安全を確保しなければならない。

○　事業者は、東京都震災対策条例第 10 条に基づき、その事業活動に関して震災を防止するため、事業所単位の事業所防災計画を作成しなければならない。

また、事業継続計画（BCP）の作成を進め、重要事業の継続と地域経済の早期復興、雇用の維持に努めなければならない。

■参照（別冊「資料編」）
資料震 2.1.2　東京都震災対策条例　　資料震 2.1.3　東京都震災対策条例施行規則

○　事業者は、その従業員が防災に関する知識及び技術を習得する機会を提供するとともに、東京都帰宅困難者対策条例を踏まえ、帰宅困難者対策（事業所に通勤し、又は来所する者等で徒歩により容易に帰宅することが困難なものの災害時における安全な帰宅を確保するための対策をいう。）に取り組むよう努めなければならない。

○　具体的には、東京都帰宅困難者対策条例第４条に基づき、大規模災害の発生時において都、区市町村、他の事業者その他関係機関と連携し、帰宅困難者対策に取り組むよう努めなければならない。また、同第７条に基づき、従業者の一斉帰宅の抑制及び従業者の３日分の食糧等の備蓄に努めなければならない。

## 3　区の責務　（板橋区防災基本条例第６条～第８条）

### (1) 基本的責務

○　区は、基本理念にのっとり、防災に関する調査及び研究を行い、必要な施策を策定し、体制を整備するとともに、これらに関し常に明らかにする責務を有する。

○　区は、前項に規定する施策を策定し、体制を整備するに当たっては、区民及び事業者の意見を積極的に反映するように努めなければならない。

### (2) 区民、事業者及び国等との連携

○　区は、常に区民及び事業者並びに国、地方公共団体その他の団体等（以下この本章において「国等」という。）との連携に努めるものとする。この場合において、区は、必要があると認めるときは、区民、事業者又は国等との間に、災害時の業務に関する協定を締結することができる。

### (3) 区民等に対する支援等

○　区は、区民、事業者、ボランティア等が自主的に行う防災活動に対し、支援及び協力を行う。

○　区は、地域の自主的な住民防災組織を育成するため、積極的に支援及び協力を行い、その充実が図られるようにしなければならない。

○　区は、区民、住民防災組織、事業者、ボランティア等が相互に連携して防災活動に取り組むことができるよう、区民、住民防災組織、事業者、ボランティア等に対し、情報の提供、助言その他必要な支援を行わなければならない。

# 第2章　区及び関係各機関の役割

## 第1　板橋区の役割

(1)　板橋区防災会議に関すること
(2)　防災に係る組織及び施設に関すること
(3)　災害情報の収集及び伝達に関すること
(4)　緊急輸送の確保に関すること
(5)　避難の指示等及び誘導に関すること
(6)　水防に関すること
(7)　医療、防疫及び保健衛生に関すること
(8)　外出者の支援に関すること
(9)　応急給水に関すること
(10)　救助物資の備蓄及び調達に関すること
(11)　被災した児童及び生徒の応急教育に関すること
(12)　ボランティアの支援及び過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること
(13)　公共施設の応急復旧に関すること
(14)　災害復興に関すること
(15)　防災に係る知識及び技術の普及啓発に関すること
(16)　住民防災組織の育成に関すること
(17)　地区防災計画の策定支援に関すること
(18)　事業所防災、事業継続計画（ＢＣＰ）に関すること
(19)　防災教育及び防災訓練に関すること
(20)　その他災害の発生及び拡大の防止のための措置に関すること

## 第2　板橋区災害対策本部の役割

### 1　板橋区災害対策本部の組織

**本部長室**

本部長　：区長
副本部長：副区長、危機管理部長、教育長
本部員　：常勤監査委員
東京都板橋区組織規則第８条第１項に規定する部長（危機管理部長を除く。）
法務専門監
会計管理者
保健所長
福祉事務所長
子ども家庭総合支援センター所長
かわまちづくり担当部長
教育委員会事務局次長
地域教育力担当部長
選挙管理委員会事務局長
監査委員事務局長
区議会事務局長
危機管理部各課長
その他本部長が必要と認めて区職員のうちから指名した者

**板橋区災害対策本部**

| | |
|---|---|
| 政策経営部 | 政策企画班<br>財政班<br>広聴広報班<br>ＩＴ班<br>施設経営班 |
| 総務部 | 総務班<br>人事班<br>契約管財班<br>給水・輸送班<br>受援統括班 |
| 危機管理部 | 情報統括班 |
| 区民文化部 | 物資班<br>地域振興班<br>区民施設班 |
| 産業経済部 | 給食・産業振興班 |
| 健康生きがい部 | 医療・保健対策班<br>衛生対策班<br>要配慮者班 |
| 福祉部 | 避難所班 |
| 子ども家庭部 | 児童施設・救護班 |
| 資源環境部 | 環境整備班 |
| 都市整備部 | 都市整備・住宅班 |
| 土木部 | 土木班 |
| 教育部 | 教育庶務班<br>教育指導班<br>教育施設班<br>避難所施設班 |
| 区議会部 | 議会班 |

## 2　本部長室

本部長室は、次の事項について本部の方針を審議策定する。（東京都板橋区災害対策本部条例施行規則）

(1)　本部の非常配備態勢及び現地対策本部の設置に関すること。
(2)　重要な情報の収集及び伝達に関すること。
(3)　避難の指示等に関すること。
(4)　避難所の開設及び閉鎖に関すること。
(5)　被災者の救出に関すること。
(6)　都知事に対し災害救助法の発動を要請すること。
(7)　都知事に対し自衛隊災害派遣について要請すること。
(8)　都知事に対し応援を求め、又は応急措置の実施を要請すること。
(9)　指定地方行政機関の長に対する職員の派遣要請に関すること。
(10)　他の区市町村及び公共機関に対する応援の要請に関すること。
(11)　警戒区域の設定及び当該区域内の立入り禁止等の措置を要請すること。
(12)　応急公用負担等に関すること。
(13)　災害対策に要する経費の処理方法に関すること。
(14)　行政委員会に対する災害予防又は応急対策の要請に関すること。
(15)　前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること。

**【本部長室の構成員及び職務】**

| 構成員 | | 職務 |
|---|---|---|
| 本部長 | 区長 | 本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。 |
| 副本部長 | 副区長、危機管理部長、教育長 | 本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。 |
| 本部員 | ・　常勤監査委員<br>・　東京都板橋区組織規則第８条第１項に規定する部長（危機管理部長を除く。）<br>・　法務専門監<br>・　会計管理者<br>・　保健所長<br>・　福祉事務所長<br>・　子ども家庭総合支援センター所長<br>・　かわまちづくり担当部長<br>・　教育委員会事務局次長<br>・　地域教育力担当部長<br>・　選挙管理委員会事務局長<br>・　監査委員事務局長<br>・　区議会事務局長<br>・　危機管理部各課長<br>・　その他本部長が必要と認めて区職員のうちから指名した者 | 本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。 |

【本部長の職務代理】

大規模災害や複合した大規模災害が発生する場合等に備え、区の危機管理上、一時的な職務代理者を定める。職務代理時に上位の職務代理者が参集等した場合は、代理した職務内容を報告し、代理の権限は上位者に復する。

副区長以下、次の順とする。

| 順位 | 権限委譲する要員 |
|---|---|
| 1 | 副区長 |
| 2 | 危機管理部長 |
| 3 | 教育長 |
| 4 | 総務部長 |
| 5 | 政策経営部長 |
| 6 | 区民文化部長 |
| 7 | 危機管理本部員（宿直、日直） |

## 3　各部

板橋区災害対策本部に設置する各部の分掌事務は次のとおりである（東京都板橋区災害対策本部条例施行規則）。また、板橋区業務継続計画に定められた、優先度の高い通常業務も併せて記載する。

なお、各部共通の事務として「施設利用者の救護及び避難に関すること」「他の部・班の応援に関すること」「所管施設の点検、被害調査及び応急対策に関すること」「所管施設の復旧及び整備に関すること」がある。

| 部 | 班・課 | 分掌事務 | |
|---|---|---|---|
| 政策経営部（■災対部長：政策経営部長） | 政策企画班<br>政策企画課<br>経営改革推進課<br>ブランド戦略担当課 | 応急・復旧 | 1　災害応急活動の総合調整に関すること |
| | | 復興 | 1　災害復旧・復興計画（生活復興含む。）の立案及び特命に関すること |
| | 財政班<br>財政課 | 応急・復旧 | 1　災害対策関係の予算に関すること<br>2　区災害対策基金の運用に関すること |
| | | 復興 | 1　災害救助法適用による財政措置に関すること<br>2　激甚災害指定による財政措置に関すること |
| | 広聴広報班<br>広聴広報課 | 応急・復旧 | 1　災害に関する広報及び広聴並びに写真等による情報の収集及び記録に関すること<br>2　報道機関との連絡及び会見場の設置に関すること |
| | | 復興 | 1　被災者等の相談業務に関すること |
| | | 通常業務 | 1　ホームページの管理運営<br>2　広報いたばしの発行 |
| | ＩＴ班<br>ＩＴ推進課 | 応急・復旧 | 1　区の情報システム（主管課導入システムを除く）の点検、被害調査及び応急対策に関すること<br>2　区の情報システム（主管課導入システムを除く）の復旧及び整備に関すること |
| | | 復興 | ― |
| | 施設経営班<br>施設経営課<br>教育施設担当課 | 応急・復旧 | 1　区有施設の建築物応急危険度判定に関すること<br>2　区有施設の建築物応急補強対策に関すること |
| | | 復興 | 1　区有施設の復旧建築業務及び災害復旧工事に関すること<br>2　応急仮設住宅の設置に関すること<br>3　区有施設の耐震補強に関すること |

※　復興欄には、応急活動等の内容も継続して含まれるため、記載を割愛する。

| 部 | 班・課 | 分掌事務 | |
|---|---|---|---|
| 総務部（■災対部長：総務部長　■補佐：法務専門監、会計管理者、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長） | 総務班<br>総務課<br>区政情報課<br>男女社会参画課<br>会計管理室 | 応急・復旧 | 1　災害弔慰金、義援金、見舞金の受付及び支給に関すること<br>2　他の区市町村等への要請業務に関すること<br>3　各機関支援職員の受入れに関すること（応援自治体職員を除く）<br>4　日本赤十字社との連絡調整に関すること<br>5　本庁舎の帰宅困難者の対応に関すること<br>6　災害対策関係の会計に関すること |
| | | 復興 | 1　現金及び物品の出納並びに保管に関すること |
| | | 通常業務 | 1　区長・副区長の日程調整、来客対応等<br>2　庁内取締り・守衛業務 |
| | 人事班<br>人事課 | 応急・復旧 | 1　職員の被災確認（安否）に関すること<br>2　災害対策従事職員の宿泊及び給食に関すること<br>3　応援自治体職員の要請及び受入れに関すること<br>4　本部職員の服務及び給与に関すること |
| | | 復興 | — |
| | 契約管財班<br>契約管財課 | 応急・復旧 | 1　避難施設用地等の確保に関すること<br>2　車両・物資の調達等緊急的な契約に関すること<br>3　本庁舎の管理、被害調査及び応急対策に関すること<br>4　本庁舎の二次災害予防及び災害対策に関すること<br>5　通信（有線）の確保・総括に関すること<br>6　災害対策に必要な人員輸送に関すること<br>7　区有財産の被害調査の総括に関すること |
| | | 復興 | 1　災害対策及び復興関係に伴う契約に関すること |
| | 給水・輸送班<br>課税課<br>納税課<br>選挙管理委員会事務局 | 応急・復旧 | 1　災害対策に必要な物資等（飲料水を含む）の輸送に関すること<br>2　応急給水に関すること |
| | | 復興 | 1　租税等の減免及び徴収猶予に関すること |
| | | 通常業務 | 1　税証明書の交付 |
| | 受援統括班<br>監査委員事務局 | 応急・復旧 | 1　受援（人的・物的）の統括に関すること |
| | | 復興 | 1　受援（人的・物的）の統括に関すること |

※　復興欄には、応急活動等の内容も継続して含まれるため、記載を割愛する。

| 部 | 班・課 | 分掌事務 | |
|---|---|---|---|
| 危機管理部（■災対部長：危機管理部長（副本部長）　■補佐：防災危機管理課長、地域防災支援課長） | 情報統括班<br>危機管理部各課 | 応急・復旧 | 1　本部長室及び本部審議に関すること<br>2　本部の職員動員数の把握に関すること<br>3　東京都災害対策本部及び関係防災機関との連絡に関すること<br>4　防災行政無線等による情報収集・連絡・指令伝達に関すること<br>5　災害情報の総括に関すること<br>6　重要な情報の発表に関すること<br>7　災害応急活動状況の把握に関すること<br>8　激甚災害の指定に関すること<br>9　住民防災組織との調整の総括に関すること<br>10　帰宅困難者対応の総括に関すること |
| | | 復興 | 1　災害救助法の適用に関すること<br>2　被害程度認定調査の総括に関すること<br>3　震災復興計画の策定に関すること |
| | | 通常業務 | 1　防災センター機能の構築・維持管理<br>2　街頭消火器の維持管理<br>3　火災や水害の被害確認・見舞金の支給<br>4　非常用発電設備・深井戸の維持管理<br>※３・４については災害時は各班が対応する |

※　復興欄には、応急活動等の内容も継続して含まれるため、記載を割愛する。

| 部 | 班・課 | 分掌事務 | |
|---|---|---|---|
| 区民文化部（■災対本部長：区民文化部長） | 物資班<br>戸籍住民課<br>各区民事務所 | 応急・復旧 | 1　住民記録の管理に関すること<br>2　救援・救助物資の受入れ及び保管並びに配分に関すること<br>3　火葬の許可に関すること |
| | | 復興 | 1　罹災証明書の発行に関すること |
| | | 通常業務 | 1　証明発行<br>2　公金の収納 |
| | 地域振興班<br>地域振興課<br>各地域センター | 応急・復旧 | 1　各地域センター管内における被害状況の把握に関すること<br>2　被災者実態調査に関すること<br>3　被災者台帳の作成に関すること<br>4　地域住民への支援に関すること<br>5　支援機関との連絡調整に関すること<br>6　住民防災組織との調整に関すること<br>7　災害ボランティア組織との調整に関すること<br>8　帰宅困難者の対応に関すること（板橋、仲宿、熊野、仲町、桜川、高島平地域センター） |
| | 区民施設班<br>文化・国際交流課<br>美術館<br>スポーツ振興課 | 応急・復旧 | 1　防災語学ボランティアの受入れ及び編成に関すること<br>2　指定管理者との連絡調整（施設の運営方針の協議） |
| | | 復興 | — |
| 産業経済部（■災対本部長：産業経済部長） | 給食・産業復興班<br>産業振興課<br>くらしと観光課<br>消費者センター<br>赤塚支所 | 応急・復旧 | 1　商工業関係の被害状況の把握に関すること<br>2　食料の確保及び供給に関すること<br>3　農地及び農業施設の被害状況の把握に関すること<br>4　災害対策本部の代替に関すること（赤塚支所） |
| | | 復興 | 1　商工業関係の融資に関すること<br>2　職業あっせん計画に関すること<br>3　区内産業の再建支援全般に関すること<br>4　国・都の制度融資のための罹災証明書の発行に関すること<br>5　消費者行政に関すること |
| | | 通常業務 | 1　舟渡斎場の運営管理<br>2　東京あおば農業協同組合との連絡に関すること |

※　復興欄には、応急活動等の内容も継続して含まれるため、記載を割愛する。

| 部 | 班・課 | 分掌事務 | |
|---|---|---|---|
| 健康生きがい部（■災対部長：健康生きがい部長　■補佐：保健所長） | 医療・保健対策班<br>健康推進課<br>予防対策課<br>国保年金課<br>健康福祉センター<br>板橋<br>上板橋<br>赤塚<br>志村<br>高島平 | 応急・復旧 | 1　医療機関との連絡調整に関すること<br>2　医療・助産救護・応急医療救護に関すること<br>3　医療資器材等の調達、保管及び輸送に関すること<br>4　医療施設の災害対策及び被害調査に関すること<br>5　医療ボランティアの受入れ及び編成に関すること<br>6　被災者の健康相談に関すること<br>7　遺体の身元確認、搬送、安置、火葬の総括に関すること<br>8　死者及び行方不明者の捜索（都・警察署の協力）に関すること<br>9　在宅人工呼吸器使用者の支援に関すること |
| | | 復興 | 1　被災者等のメンタルケアに関すること<br>2　被災者等の食事提供に係る適切な栄養管理の実施に関すること<br>3　国民健康保険料の減免及び徴収猶予に関すること |
| | | 通常業務 | 1　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「感染症法」という。）に基づく措置、疫学調査、検査<br>2　精神障がいのために自傷又は他害のおそれがある物の警察官からの通報の受理 |
| | 衛生対策班<br>生活衛生課 | 応急・復旧 | 1　食品衛生監視及び飲料水の検査に関すること<br>2　避難所等の衛生管理に関すること<br>3　被災地の防疫及び消毒に関すること<br>4　医療・保健対策班の応援に関すること |
| | | 復興 | 5　動物等の保護対策に関すること<br>6　防災井戸の被害調査及び水質検査に関すること |
| | 要配慮者班<br>長寿社会推進課<br>介護保険課<br>後期高齢医療制度課<br>おとしより保健福祉センター<br>障がい政策課<br>障がいサービス課 | 応急・復旧 | 1　福祉避難所の設置・運営に関すること<br>2　避難行動要支援者支援活動に関すること<br>3　避難所班の編成に関すること |
| | | 復興 | 1　介護保険料の減免及び徴収猶予に関すること<br>2　後期高齢医療保険料の減免及び徴収猶予に関すること<br>3　福祉需要調査に関すること |

| 部 | 班・課 | 分掌事務 | |
|---|---|---|---|
| 健康生きがい部 | 要配慮者班<br>長寿社会推進課<br>介護保険課<br>後期高齢医療制度課<br>おとしより保健福祉センター<br>障がい政策課<br>障がいサービス課 | 通常業務 | 1　介護保険の給付業務・認定調査<br>2　後期高齢医療制度の各種申請・給付業務<br>3　おとしより相談センター（19ヶ所）の運営<br>4　地域のおとしより相談センター、民生委員が高齢者を見守り・支援<br>5　緊急通報システム及び高齢者電話相談センター業務<br>6　障がい者情報を管理しているシステムの管理等<br>7　身体・知的障がい者の相談援護業務 |
| 福祉部（■災対部長：福祉部長<br>■補佐：福祉事務所長） | 避難所班<br>生活支援課<br>板橋福祉課<br>赤塚福祉課<br>志村福祉課<br>生活支援臨時給付金担当課 | 応急・復旧 | 1　避難所及び避難者に関すること<br>2　避難所の設置管理及び避難者の誘導・収容に関すること（人員把握・名簿作成・給食給水等）<br>3　避難所班の編成に関すること<br>4　社会福祉協議会との調整に関すること<br>5　帰宅困難者の対応に関すること（志村福祉課） |
| | | 復興 | 1　被災者実態調査に関すること<br>2　福祉需要調査に関すること<br>3　災害援護資金等の貸付けに関すること |
| | | 通常業務 | 1　行旅死亡人等取扱業務<br>2　各種福祉資金の貸付業務<br>3　生活保護費等の支払い<br>4　生活困窮者の相談援護業務<br>5　ひとり親家庭援護経費等の支出事務 |

※　復興欄には、応急活動等の内容も継続して含まれるため、記載を割愛する。

| 部 | 班・課 | 分掌事務 | |
|---|---|---|---|
| 子ども家庭部（■災対部長：子ども家庭部長　■補佐：子ども家庭総合支援センター所長） | 児童施設・救護班<br>子ども政策課<br>保育運営課<br>保育サービス課<br>児童館・保育園<br>子育て支援課<br>支援課<br>援助課<br>保護課<br>法務担当課<br>子ども専門相談担当課 | 応急・復旧 | 1　応急保育の実施に関すること<br>2　一時保護所の運営に関すること<br>3　避難所班の応援に関すること<br>4　支援機関との連絡調整に関すること<br>5　仮保育所の開設に関すること |
| | | 復興 | 1　被災園児・児童等への支援（メンタルケア含む）に関すること<br>2　被災者実態調査に関すること<br>3　被災園児・児童等の安否確認及び避難先調査に関すること<br>4　保育費用徴収金の減額に関すること |
| | | 通常業務 | 1　児童手当等の支出事務<br>2　子ども・ひとり親医療証の発行・支払<br>3　私立保育所・認定こども園等への運営費の支払い<br>4　子どもなんでも相談の対応 |
| 資源環境部（■災対部長：資源環境部長） | 環境整備班<br>環境政策課<br>資源循環推進課<br>清掃事務所<br>板橋東<br>板橋西 | 応急・復旧 | 1　ごみ、し尿の応急的収集及び処理に関すること<br>2　被災地の環境整備に関すること<br>3　帰宅困難者の対応に関すること（板橋東、板橋西清掃事務所） |
| | | 復興 | 1　災害廃棄物（がれき）処理計画に関すること |
| | | 通常業務 | 1　石綿の飛散防止対策・指導<br>2　資源物の収集・運搬業務<br>3　ごみの収集・運搬<br>4　直営ごみ収集車の配車・運行管理 |

※　復興欄には、応急活動等の内容も継続して含まれるため、記載を割愛する。

| 部 | 班・課 | 分掌事務 | |
|---|---|---|---|
| 都市整備部（■災対部長：都市整備部長<br>■補佐：まちづくり推進室長） | 都市整備・住宅班<br>都市計画課<br>建築指導課<br>建築安全課<br>住宅政策課<br>まちづくり調整課<br>地区整備課<br>鉄道立体化推進課<br>高島平まちづくり推進課 | 応急・復旧 | 1　建築物及び宅地（がけ・擁壁）等の被災状況の調査及び応急対策に関すること<br>2　被災宅地危険度判定に関すること<br>3　建築物応急危険度判定に関すること |
| | | 復興 | 1　都市復興計画の策定に関すること<br>2　都市復興計画に基づく建築工事の指導に関すること<br>3　復興対象地区の指定に関すること<br>4　災害復興に係る都市計画、再開発事業、土地区画整備事業等に関すること<br>5　応急住宅対策の調整に関すること<br>6　住宅復興策の推進に関すること |
| | | 通常業務 | 1　建築確認・審査・検査 |
| 土木部（■災対部長：土木部長<br>■補佐：かわまちづくり担当部長） | 土木班<br>土木計画・交通安全課<br>管理課<br>工事設計課<br>みどりと公園課<br>南部土木サービスセンター<br>北部土木サービスセンター<br>かわまちづくり計画担当課 | 応急・復旧 | 1　道路、交通安全施設の点検、被害調査及び応急対策に関すること<br>2　河川、道路、橋りょう等土木施設の点検、被害調査及び応急対策に関すること<br>3　緊急輸送道路等の障害物除去及び道路啓開に関すること<br>4　ライフライン関係企業との連絡調整に関すること<br>5　公園、児童遊園施設等の点検、被害調査及び応急対策に関すること<br>6　道路、交通安全施設の復旧及び整備に関すること<br>7　道路、橋りょう等土木施設の復旧計画に関すること<br>8　公園、児童遊園施設等の復旧及び整備に関すること |
| | | 復興 | 1　道路工事調整協議会の開催に関すること<br>2　都市復興マニュアルに基づく道路復興計画の策定に関すること |
| | | 通常業務 | 1　道路・公園パトロール<br>2　緊急輸送道路等・公園維持補修工事<br>3　緊急街灯維持工事<br>4　占用許可・道路調査 |

※　復興欄には、応急活動等の内容も継続して含まれるため、記載を割愛する。

| 部 | 班・課 | 分掌事務 | |
|---|---|---|---|
| 教育部（■災対部長：教育委員会事務局次長　■補佐：地域教育力担当部長） | 教育庶務班<br>教育総務課<br>学務課<br>新しい学校づくり課<br>地域教育力推進課<br>学校配置調整担当課 | 応急・復旧 | 1　区立学校（避難所含む）・区立幼稚園との連絡調整に関すること<br>2　学校教育施設の避難所開設にあたっての学校との連絡調整に関すること<br>3　支援機関との連絡調整に関すること<br>4　都教育庁との連絡に関すること |
| | | 復興 | 1　区立学校及び区立幼稚園の再開に関すること<br>2　被災児童・生徒への学用品等の支給に関すること |
| | | 通常業務 | 1　教育委員会・校長会の開催<br>2　学校用務業務委託関係事務<br>3　学校職員公務災害関係事務 |
| | 教育指導班<br>指導室<br>教育支援センター | 応急・復旧 | 1　教育の臨時措置に関すること<br>2　教職員の被災確認（安否）に関すること |
| | | 復興 | 1　被災児童・生徒への支援に関すること<br>2　被災児童・生徒への教科書等の支給に関すること |
| | | 通常業務 | 1　教職員服務規律の維持・事故の報告<br>2　区立学校の運営 |
| | 教育施設班<br>生涯学習課<br>大原生涯学習センター<br>成増生涯学習センター<br>郷土資料館<br>中央図書館<br>史跡公園担当課 | 応急・復旧 | 1　帰宅困難者の対応に関すること（大原・成増生涯学習センター・中央図書館）<br>2　文化財の管理・調査及び復旧に関すること |
| | | 復興 | — |
| | 避難所施設班<br>区立幼稚園<br>区立小・中学校 | 応急・復旧 | 1　学校教育施設の避難所開設にあたっての学校との連絡調整に関すること<br>2　避難所の管理に関すること |
| | | 復興 | 1　被災幼児・児童・生徒等の安否確認及び避難先調査に関すること<br>2　被災幼児及び児童・生徒等への支援（メンタルケア含む）に関すること |

※　復興欄には、応急活動等の内容も継続して含まれるため、記載を割愛する。

| 部 | 班・課 | 分掌事務 | |
|---|---|---|---|
| 区議会部<br>（■災対部長…区議会事務局長） | 議会班<br>区議会事務局 | 応急・復旧 | 1　区議会議員等の被災確認（安否）に関すること<br>2　区議会に対する災害情報の連絡に関すること<br>3　視察の受入れに関すること |
| | | 通常業務 | 1　幹事長会の開催 |

※　復興欄には、応急活動等の内容も継続して含まれるため、記載を割愛する。

**【その他の職員】**

| その他の職員 | 構成員 | 職務 |
|---|---|---|
| 本部員付連絡員 | 各部局庶務担当課長等 | 本部長の命を受け、本部員を補佐する。 |
| 各部指揮要員 | 本部員、本部員付連絡員以外の全管理職（校長含む。） | 本部長の命を受け、各班の災害応急活動の指揮にあたる。 |
| 第１非常配備員 | ・課長補佐<br>・各課庶務担当係長<br>・施設長<br>・危機管理部職員 | 本部長の命を受け、各部指揮要員を補佐する。 |
| 特別活動員 | 本部長が指定した者 | 本部長の命を受け、初動期の活動を行う。 |
| その他の本部の職員 | 部長、本部員、本部員付連絡員、各部指揮要員、第１非常配備員、特別活動員を除く全ての職員（教員を含む。） | 部長の命を受け、各班の災害活動・事務等に従事する。なお、教員の場合は、部長を各部指揮要員である校長と読み替える。 |

**【本部員、本部員付連絡員、各部指揮要員、施設長が未参集・不在の場合の職務代理】**

大規模災害や複合した大規模災害が発生する場合等に備え、区の危機管理上、一時的な職務代理者を定める。職務代理時に上位の職務代理者が参集等した場合は、代理した職務内容を報告し、代理の権限は上位者に復する。

下表の順により、当該災害対策各部の中で、原則として組織順により、順々に次席の要員から充当するものとする。

| 順位 | 権限委譲する要員 |
|---|---|
| 1 | 本部員付連絡員 |
| 2 | 各部指揮要員 |
| 3 | 各部庶務担当係長 |
| 4 | 課長補佐 |
| 5 | 担当係長 |
| 6 | 係員 |

【例】本部員が不在であり、その次席となる本部員付連絡員も不在の場合は、本部員の代行を、その時点で在席している組織順筆頭の各部指揮要員が行い、本部員付連絡員の代行を、その時点で在席している組織順次席の各部指揮要員が行うものとする。

## 第3　東京都の役割（東京都地域防災計画より）

(1)　東京都防災会議に関すること
(2)　防災に係る組織及び施設に関すること
(3)　災害情報の収集及び伝達に関すること
(4)　自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること
(5)　政府機関、他府県、公共機関、駐留軍及び海外政府機関等に対する応援の要請に関すること
(6)　警備、交通規制その他公共の安全と秩序の維持に関すること
(7)　緊急輸送の確保に関すること
(8)　被災者の救出及び避難誘導に関すること
(9)　人命の救助及び救急に関すること
(10)　消防及び水防に関すること
(11)　医療、防疫及び保健衛生に関すること
(12)　外出者の支援に関すること
(13)　応急給水に関すること
(14)　救助物資の備蓄及び調達に関すること
(15)　被災した児童及び生徒の応急教育に関すること
(16)　区市町村による住民防災組織の育成への支援、ボランティアの支援及び過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること
(17)　公共施設の応急復旧に関すること
(18)　災害復興に関すること
(19)　区市町村及び防災関係機関との連絡調整に関すること
(20)　防災に係る知識及び技術の普及啓発に関すること
(21)　事業所防災に関すること
(22)　防災教育及び防災訓練に関すること
(23)　その他災害の発生及び拡大の防止のための措置に関すること
(24)　自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報の整備に関すること

## 第4　都関係機関（東京都地域防災計画より抜粋）

| 名称 | 内容 |
|---|---|
| 警視庁<br>第十方面本部<br>板橋警察署<br>志村警察署<br>高島平警察署 | 1　被害実態の把握及び各種情報の収集に関すること。<br>2　被災者の救出救助及び避難誘導に関すること。<br>3　行方不明者等の捜索及び調査に関すること。<br>4　遺体の調査等及び検視に関すること。<br>5　交通の規制に関すること。<br>6　緊急通行車両確認標章の交付に関すること。<br>7　公共の安全と秩序の維持に関すること。 |
| 東京消防庁<br>第十消防方面本部<br>板橋消防署<br>志村消防署 | 1　水火災及びその他災害の予防、警戒及び防御に関すること。<br>2　救急及び救助に関すること。<br>3　危険物等の措置に関すること。<br>4　区民の防災知識の普及及び防災行動力の向上並びに事業所の自主防災体制の充実強化に関すること。<br>5　応急救護知識技術の普及及び自主救護能力の向上に関すること。<br>6　前各号に掲げるもののほか、消防に関すること。 |
| 消防団<br>板橋消防団<br>志村消防団 | 1　水火災及びその他災害の救助、救急情報に関すること。<br>2　水火災、その他災害の警戒及び活動に関すること。<br>3　人命の救助及び応急救護並びに救急に関すること。<br>4　区民の防災知識の普及及び防災行動力の向上並びに自主防災態勢の指導育成に関すること。 |
| 建設局<br>第四建設事務所<br>第六建設事務所<br>東部公園緑地事務所 | 1　河川の保全及び復旧に関すること。<br>2　排水機場の保全及び復旧に関すること。<br>3　道路及び橋りょうの整備、保全及び復旧に関すること。<br>4　水防に関すること。<br>5　河川における流木対策に関すること。<br>6　河川、道路等における障害物の除去に関すること。<br>7　公園の保全、復旧及び震災時の利用に関すること。 |
| 水道局<br>北部支所<br>板橋営業所 | 1　水道施設の点検、整備及び復旧に関すること。<br>2　応急給水に関すること。 |
| 下水道局<br>西部第二下水道事務所 | 1　下水道施設の点検、整備及び復旧に関すること。<br>2　仮設トイレ等のし尿の受入れ及び処理に関すること。 |
| 交通局<br>巣鴨駅務管理所 | 1　都営交通施設の点検、整備及び復旧に関すること。<br>2　地下高速電車及びバスによる輸送の協力に関すること。 |

## 第5　指定地方行政機関

指定地方行政機関とは、指定行政機関の地方支分部局（内閣府設置法）第 43 条及び第 57 条（宮内庁法第 18 条第１項において準用する場合を含む。）並びに宮内庁法第 17 条第１項並びに国家行政組織法第９条の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、内閣総理大臣が指定するものであり、区においては、以下の機関が該当している。

| 名称 | 内容 |
|---|---|
| 関東地方整備局<br>東京国道事務所<br>荒川下流河川事務所 | １　管轄する道路についての計画工事及び管理に関すること。<br>２　防災上必要な訓練、防災に関する施設及び設備の整備、災害危険区域の選定、又は指導、豪雪害の予防に関すること。<br>３　災害に関する予報及び警報の発表、伝達、災害に関する情報の収集及び広報、災害時における交通の確保、災害時における応急工事等災害応急対策に関すること。<br>４　水防活動、土砂災害防止活動及び避難誘導等に関すること。 |
| 東京管区気象台 | １　気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行う。<br>２　気象業務に必要な観測体制の充実を図るとともに、予報、通信等の施設及び設備の整備に努める。<br>３　気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に周知でいるよう努める。<br>４　区が行う避難指示の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力を行う。<br>５　災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、都や区に対して気象状況の推移やその予想の解説等を適宜行う。<br>６　都や区、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努める。 |

## 第6　自衛隊（東京都地域防災計画より）

| 名称 | 内容 |
|---|---|
| 陸上自衛隊<br>（第１師団） | 1　災害派遣の計画及び準備に関すること<br>(1) 防災関係資料の基礎調査<br>(2) 災害派遣計画の作成<br>(3) 東京都地域防災計画に整合した防災に関係する訓練の実施<br>2　災害派遣の実施に関すること<br>(1) 人命、又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救護、又は応急復旧<br>(2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与 |
| 海上自衛隊<br>（横須賀地方総監部） | |
| 航空自衛隊<br>（作戦ｼｽﾃﾑ運用隊本部） | |

## 第7　指定公共機関（東京都地域防災計画より）

指定公共機関とは、独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣が指定、告示する機関であり、災害対策基本法第６条の規定に基づき、業務を通じて防災に寄与する責務がある。

平常時にあっては、区の防災会議、発災時には、区の災害対策本部に出席を要請することが予定される区の防災対策に資する指定公共機関として、区においては、以下の機関を指定している。

| 名称 | 内容 |
|---|---|
| 日本郵便株式会社<br>板橋郵便局<br>板橋北郵便局<br>板橋西郵便局 | 1　郵便物送達の確保、窓口業務の維持及びこれら施設等の保全に関すること。<br>2　災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱に関すること。<br>(1)　被災者に対する郵便葉書等の無償交付<br>(2)　被災者が差し出す郵便物の料金免除<br>(3)　被災地宛救助用郵便物の料金免除<br>(4)　被災者援助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄付金の配分 |
| 株式会社ＮＴＴ東日本<br>東京北支店 | 1　電信及び電話施設の建設並びにこれらの施設の保全に関すること。<br>2　災害非常通話の調整及び気象予警報の伝達に関すること。 |
| 東日本旅客鉄道株式会社<br>東京支社 | 1　鉄道施設等の工事計画及びこれらの施設等の保全に関すること。<br>2　災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。<br>3　利用者の避難誘導、駅の混乱防止に関すること。 |
| 東京電力グループ<br>大塚支社 | 1　電力施設等の建設及び安全保安に関すること。<br>2　電力需給に関すること。 |
| 東京ガスグループ | 1　ガス施設（装置、供給及び製造設備等を含む。）の建設及び安全確保に関すること。<br>2　ガスの供給に関すること。 |
| 首都高速道路株式会社<br>東京東局 | 1　首都高速道路等の建設及び保全に関すること。<br>2　首都高速道路等の災害復旧に関すること。<br>3　災害時における緊急交通路の確保に関すること。 |

## 第8　指定地方公共機関（東京都地域防災計画より）

指定地方公共機関とは、地方独立行政法人及び公共的施設の管理者並びに都道府県の地域において電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人のうち、知事が指定告示する機関である。

区においては、以下の機関を指定している。

| 名称 | 内容 |
|---|---|
| 東武鉄道株式会社<br>東上業務部 | 1　鉄道施設等の安全保安に関すること。<br>2　災害時における鉄道車両等による支援物資及び避難者の輸送の協力に関すること。<br>3　利用者の救護及び避難誘導に関すること。 |
| 東京地下鉄株式会社 | 1　鉄道施設等の安全確保に関すること。<br>2　災害時における鉄道車両等による支援物資及び避難者の輸送の協力に関すること。<br>3　利用者の救護及び避難誘導に関すること。 |
| 東京都トラック協会<br>板橋支部 | 1　災害時における貨物（トラック）自動車による支援物資及び避難者の輸送の協力に関すること。 |

## 第9　その他区長が必要と認める機関（東京都地域防災計画より）

| 名称 | 内容 |
|---|---|
| 医師会<br>板橋区医師会<br>板橋区歯科医師会<br>板橋区薬剤師会<br>板橋区柔道整復師会 | 1　医療救護活動に関すること。<br>2　防疫の協力に関すること。<br>3　遺体の検案の協力に関すること。 |

## 第10　区民・事業所のとるべき措置（板橋区防災基本条例より）

| 名称 | 内容 |
|---|---|
| 区民 | 区民は、震災時の被害を防止するため、相互に協力するとともに、区が行う防災事業に協力し、区民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。 |
| 事業者 | 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に当たっては、その社会的責任を自覚し、顧客、従業者及び事業所の周辺地域における住民並びにその管理する施設及び設備について安全を確保しなければならない。 |

## 第11　災害緊急事態の布告

### ア　概要

災害対策基本法第 105 条では、「非常災害が発生し、かつ、当該災害が国の経済及び公共の福祉に重大な影響を及ぼすべき以上かつ激甚なものである場合において、当該災害に係る災害応急対策を推進するため特別の必要があると認めるときは、内閣総理大臣は、閣議にかけて、関係地域の全部又は一部について災害緊急事態の布告を発することができる」とされている。

これまでの災害において、災害緊急事態の布告は宣言されたことがなかった。しかし、本編で被害を想定している首都直下地震や南海トラフを震源域とする巨大地震が発生した際は、起こり得る被害の大きさから災害緊急事態の布告が発せられる可能性がある。このため、災害緊急事態の概要、布告後の役割等について確認する。

### イ　災害緊急事態布告後の各機関の役割

**■　区**

○区民に対し、買い占めや不要不急の外出の自粛等の協力を要請する
○区内に甚大な被害が発生していない場合においても、災害対策本部の設置を検討する
○その他、下記の国の取り組みに協力する　　など

**■　区民**

○買い占めや不要不急の外出の自粛等、国の要請に協力する　　など

### ウ　布告に伴う特例（規制緩和）

災害緊急事態の布告に伴い、以下の関係法令の規制が緩和される。これらは布告に伴い自動的に適用可能となるため、区は迅速な災害応急対応を図ることとする。

・避難所及び応急仮設住宅における消防法第１７条の規定は適用しない。ただし安全のため必要な処置を講じる必要がある。
・臨時の医療施設の開設にあたり、医療法第４章の規定は適用しない。
・火葬許可及び埋葬許可の手続きに関する手続きの特例を定めることができる。
・環境大臣による廃棄物処理特例地域の指定及び同地域内での廃棄物の運搬・処分業務の許可制の免除。
・被災者等の権利利益の保全、義務の免責、破産手続き開始決定や相続の承認等の期間の特例。

など

# 第３部



# 災害予防計画

# 第3部　災害予防計画

**第１章　区民と地域の防災力向上 ..... 79**
第１節　自助による区民の防災力向上 ..... 79
第１　区民による自助の備え ..... 79
第２　防災意識の啓発 ..... 80
第３　防災教育・防災訓練の充実 ..... 85
第４　外国人支援対策 ..... 88
第２節　地域による共助の推進 ..... 89
第１　対策内容と役割分担 ..... 89
第２　詳細な取組内容 ..... 90
第３節　マンション防災における自助・共助の構築 ..... 96
第１　マンション居住者による自助・共助の備え ..... 96
第２　防災意識の啓発 ..... 96
第３　防災教育・防災訓練の充実 ..... 96
第４節　消防団の活動体制の充実 ..... 97
第１　対策内容と役割分担 ..... 97
第５節　事業所による自助・共助の強化 ..... 98
第１　対策内容と役割分担 ..... 98
第２　詳細な取組内容 ..... 98
第６節　ボランティアとの連携 ..... 101
第１　一般ボランティアの活動支援に係る関係機関等との連携 ..... 101
第７節　区民・行政・事業所等の連携 ..... 103
第１　対策内容と役割分担 ..... 103
第２　詳細な取組内容 ..... 103
**第２章　水害予防対策 ..... 104**
第１節　豪雨対策 ..... 104
第１　東京都豪雨対策基本方針 ..... 105
第２　河川の整備 ..... 105
第３　雨水流出抑制施設の整備 ..... 106
第４　下水道の整備 ..... 108
第５　豪雨対策の重点的な実施 ..... 109
第６　住民への洪水情報の提供 ..... 109
第７　浸水想定区域の指定及び水深の公表 ..... 110
第８　浸水想定区域における避難体制確保 ..... 111
第９　地下空間への浸水被害対策 ..... 111
第10　洪水ハザードマップ等の作成・公表 ..... 112
第11　避難体制等の整備・確立 ..... 113
第12　広報・啓発 ..... 114
第13　下水道におけるリスクコミュニケーションの充実 ..... 114

第２節　土砂災害対策 ..... 116
第１　がけ崩れ対策 ..... 116
第３節　土砂災害に関するソフト対策 ..... 118
第１　土砂災害防止法 ..... 118
第２　土砂災害警戒区域等の指定 ..... 118
第３　土砂災害警戒情報の提供 ..... 118
第４　避難体制等の整備・確立 ..... 120
**第３章　噴火降灰事前対策 ..... 121**
**第１節　区民等の防災行動力の向上 ..... 121**
第２節　火山降灰対策用資機材の備蓄 ..... 122
**第４章　安全な都市づくりの実現 ..... 123**
第１節　安全に暮らせる都市づくり ..... 123
第１　市街地（木造住宅密集地域を含む。）の不燃化促進 ..... 123
第２　河川管理施設等の整備 ..... 125
第３　高層建築物における安全対策 ..... 125
第４　がけ・擁壁、ブロック塀等崩壊防止、土石流、地すべり等の防止 ..... 126
第２節　建築物の耐震化及び安全対策の促進 ..... 128
第１　建築物の耐震化の促進 ..... 128
第２　エレベーター対策 ..... 131
第３　落下物、家具類の転倒・落下・移動の防止 ..... 132
第４　文化財施設の安全対策 ..... 133
第３節　社会公共施設等の応急危険度判定実施体制の整備 ..... 135
第１　対策内容と役割分担 ..... 135
第２　詳細な取組内容 ..... 135
第４節　液状化、長周期地震動への対策の強化 ..... 136
第１　液状化対策の強化 ..... 136
第２　長周期地震動対策の強化 ..... 137
第５節　出火、延焼等の防止 ..... 138
第１　消防水利の整備、防火安全対策 ..... 138
第２　危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等の安全化 ..... 138
第３　危険物等の輸送の安全化 ..... 141
**第５章　安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 ..... 143**
第１節　道路及び交通施設等 ..... 143
第１　道路・橋りょう ..... 143
第２　鉄道施設 ..... 146
第３　河川等 ..... 146
第４　緊急輸送ネットワークの整備 ..... 146
第２節　ライフライン施設 ..... 148
第１　電気施設(東京電力グループ) ..... 148
第２　ガス施設(東京ガスグループ) ..... 149

第３　通信施設 ..... 149
第４　水道施設 ..... 150
第５　下水道施設 ..... 151
第６　ライフライン事業者との連絡体制の強化 ..... 151
第７　ライフラインの復旧活動拠点の確保 ..... 151
第８　エネルギーの確保 ..... 151
**第６章　広域的な視点からの応急対応力の強化 ..... 153**
第１節　初動対応体制の整備 ..... 153
第１　対策内容と役割分担 ..... 153
第２　詳細な取組内容 ..... 153
第２節　業務継続体制の確保 ..... 157
第１　対策内容と役割分担 ..... 157
第２　詳細な取組内容 ..... 157
第３節　消火・救助・救急活動体制の整備 ..... 159
第４節　広域連携体制の構築 ..... 160
第１　交流自治体との協定 ..... 160
第２　特別区間における協定 ..... 160
第３　民間団体等との協定 ..... 160
第４　ボランティアセンターと連携したボランティアの受入れ ..... 161
第５節　応急活動拠点の整備 ..... 162
第１　対策内容と役割分担 ..... 162
第２　詳細な取組内容 ..... 162
第６節　その他区立施設の整備 ..... 164
**第７章　情報通信の確保 ..... 165**
第１節　防災機関相互の情報通信連絡体制の整備 ..... 165
第１　対策内容と役割分担 ..... 165
第２　詳細な取組内容 ..... 165
第２節　区民等への情報提供体制の整備 ..... 170
第１　対策内容と役割分担 ..... 170
第２　詳細な取組内容 ..... 171
第３節　区民相互の情報連絡等の環境整備 ..... 172
第１　対策内容と役割分担 ..... 172
第２　詳細な取組内容 ..... 172
**第８章　医療救護・保健等対策 ..... 173**
第１節　初動医療体制等の整備 ..... 173
第１　情報連絡体制等の確保 ..... 173
第２　医療救護活動等の確保 ..... 173
第３　負傷者等の搬送体制の確保 ..... 174
第４　防疫体制の整備 ..... 175
第２節　医薬品・医療資器材の確保 ..... 176

第１　対策内容と役割分担 ..... 176
第２　詳細な取組内容 ..... 176
第３節　医療施設の基盤整備 ..... 178
第１　対策内容と役割分担 ..... 178
第２　詳細な取組内容 ..... 178
第４節　遺体の取扱い ..... 180
第１　対策内容と役割分担 ..... 180
**第９章　帰宅困難者対策 ..... 181**
第１節　東京都帰宅困難者対策条例に基づく取組の周知徹底 ..... 181
第１　対策内容と役割分担 ..... 181
第２　詳細な取組内容 ..... 182
第２節　帰宅困難者への情報通信体制整備 ..... 190
第１　対策内容と役割分担 ..... 190
第２　詳細な取組内容 ..... 190
第３節　一時滞在施設の確保 ..... 191
第１　対策内容と役割分担 ..... 191
第２　詳細な取組内容 ..... 192
第４節　帰宅支援のための体制整備 ..... 196
第１　対策内容と役割分担 ..... 196
第２　詳細な取組内容 ..... 196
**第10章　避難者対策 ..... 200**
第１節　避難体制の整備 ..... 200
第１　対策内容と役割分担 ..... 200
第２　詳細な取組内容 ..... 200
第２節　避難所・避難場所等の指定・安全化 ..... 206
第１　対策内容と役割分担 ..... 206
第２　詳細な取組内容 ..... 206
第３節　避難所の管理運営体制の整備等 ..... 213
第１　対策内容と役割分担 ..... 213
第２　詳細な取組内容 ..... 213
第４節　車中泊 ..... 216
第１　対策内容と役割分担 ..... 216
第２　詳細な取組内容 ..... 216
**第11章　物流・備蓄・輸送対策の推進 ..... 217**
第１節　食料及び生活必需品等の確保 ..... 217
第１　対策内容と役割分担 ..... 217
第２　詳細な取組内容 ..... 217
第２節　飲料水及び生活用水の確保 ..... 222
第１　対策内容と役割分担 ..... 222
第２　詳細な取組内容 ..... 222

第３節　備蓄倉庫及び輸送拠点の整備 226
第１　対策内容と役割分担 226
第２　詳細な取組内容 226
第４節　輸送体制の整備 228
第１　対策内容と役割分担 228
第２　詳細な取組内容 228
第５節　輸送車両等の確保 229
第１　対策内容と役割分担 229
第２　詳細な取組内容 229
**第 12 章　放射性物質対策 231**
第１節　情報伝達体制の整備 231
第１　対策内容 231
第２節　都民・区民への情報提供等 231
第１　対策内容 231
第３節　都放射線等使用施設の安全化（再掲：第３部第４章第５節） 232
第１　対策内容と役割分担 232
**第 13 章　区民の生活の早期再建 233**
第１節　生活再建のための事前準備 233
第１　対策内容と役割分担 233
第２　詳細な取組内容 234
第２節　トイレの確保及びし尿処理 236
第１　対策内容と役割分担 236
第２　詳細な取組内容 236
第３節　ごみ処理 238
第１　対策内容と役割分担 238
第２　詳細な取組内容 238
第４節　災害廃棄物処理 239
第１　対策内容と役割分担 239
第５節　災害救助法の適用基準 240
第１　対策内容と役割分担 240
第２　詳細な取組内容 240
第６節　激甚災害法の指定基準 242
第１　対策内容と役割分担 242
第２　詳細な取組内容 242

# 第1章　区民と地域の防災力向上

## 第1節　自助による区民の防災力向上

### 第1　区民による自助の備え

区民は、次に掲げる措置をはじめ、「自らの生命は自らが守る」ために必要な防災対策を推進する。

- 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保
- 日頃からの出火の防止（感震ブレーカーの設置）
- 消火器、住宅用火災警報器等の住宅用防災機器の準備
- 家具類の転倒・落下・移動防止や窓ガラス等の飛散防止
- ブロック塀の点検補修など、家の外部の安全対策
- 東京備蓄ナビを活用して発災から最低でも３日間（推奨１週間）を自力で過ごせるよう、水（１日一人３Ｌ（リットル）目安）、食料、医薬品、携帯ラジオなど非常持出用品や携帯トイレ・簡易トイレの準備
- 日常で使う食品を多めに買い、在庫を切らさずに買い足すことで、常に家庭に新しい食品を備蓄（ローリングストックの実施）
- 災害が発生した場合の家族の役割分担、避難や連絡方法の確認
- 自転車を安全に利用するための、適切な点検整備
- 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策
- 都や区が行う防災訓練や防災事業への積極的な参加
- 町会や自治会などが行う、地域の相互協力体制の構築への協力
- 地区防災計画や地域ごとの防災マップ、マニュアル等作成への協力
- 避難行動要支援者がいる家庭における、個別避難計画の作成や「避難行動要支援者名簿」「個別避難計画」情報の避難支援等関係者への事前提供についての同意等の円滑かつ迅速な避難への備え
- 災害時に備え、避難所、避難場所及び避難経路等の確認・点検並びに適切な情報収集方法の確認
- 過去の災害から得られた教訓の伝承等による防災への寄与
- 早期避難の重要性を理解しておく。
- 日頃から天気予報や気象情報などに関心を持ち、よく出される気象注意報等や、被害状況などを覚えておく。
- 台風などが近づいたときの予防対策や、避難時の家族の役割分担をあらかじめ決めておく。
- 風水害の予報が出た場合、安全な場所にいる際は避難所に行く必要がなく、むやみな外出を控えたり、又は危険が想定されれば事前に安全な親戚・知人宅等に避難したりするなど、必要な対策を講じる。

- 「東京マイ・タイムライン」等を活用し、避難先・経路や避難のタイミング等、あらかじめ風水害時の防災行動を決めておく。
- 都や国がスマートフォン等に配信する、雨量、河川水位情報、河川監視画像を確認する。
- 気象情報や区の避難情報等をこまめに確認し、適切な避難行動をとる。
- 水の流れをせき止めないように、地域ぐるみで側溝の詰まりなどを取り除くなどの対策を協力して行う。

## 第2　防災意識の啓発

### (1) 対策内容と役割分担

行政等は、自らの身は自らが守る、自分たちのまちは自分たちが守るという区民の意欲を高め、建物の耐震化･不燃化、家具類の転倒・落下・移動防止等の防災対策に進んで取り組むように、あらゆる機会を通じて普及啓発活動を行う。

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| 区 | ● 要配慮者の把握及び避難行動要支援者名簿、個別避難計画の作成<br>● 防災マップや防災ハンドブック等パンフレットの作成・配布<br>● 災害対策や防災情報のホームページ等への掲載<br>● 防災や要配慮者支援に係る実践事例等を学ぶ講習会の実施<br>● 動物の適正な飼養、災害時の備えなどに関する飼い主への普及啓発を実施<br>● 区民への積極的な支援・助言による、住民防災組織の組織化の推進<br>● 地域の特性に応じた防災対策の推進<br>● 都から貸与されたスタンドパイプ・仮設給水資器材を活用した消火栓等からの応急給水による、住民防災組織等における自主的な応急給水の支援 |
| 住民防災組織等 | ● 防災に関する知識の普及<br>● 救出救助、応急救護、避難など各種訓練の実施<br>● 救助、炊出資器材等の整備・保守及び簡易トイレ等の備蓄<br>● 地域内の危険箇所の点検・把握及び地域住民への周知<br>● 地域内の避難行動要支援者の把握及び避難行動要支援者の個別避難計画作成等の災害時の支援体制の整備<br>● 行政や地域内の企業・事業所との連携・協力体制の整備 |
| ＮＴＴ東日本<br>東京北支店 | ● 防災展及び地域防災訓練等における災害用伝言ダイヤル（171)、災害用伝言板(web171)の利用体験、防災パンフレット等の配布<br>● 災害用伝言ダイヤル（171)、災害用伝言板（web171）等の利用方法等の紹介<br>● 事前設置型災害用公衆電話の運用訓練支援<br>● 公衆電話の利用方法に関する啓蒙活動 |
| 東京ガスグループ | ● マイコンメーターの復帰操作やガスの供給・復旧状況を掲載する“復旧マイマップ”等のホームページ掲載<br>● 地震や台風などの自然災害時の安全対策等の啓発<br>● 防災・安全対策に関する取り組み紹介 |

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| **東京電力グループ<br>大塚支社** | ● **災害時の電気関係の措置や利用者が行う事前の備え、感電事故防止などについて、ホームページ・SNS 等による広報の掲載**<br>● **停電・復旧情報等のホームページ・SNS 等による広報の掲載**<br>● **災害に強い設備づくり、万一の災害に備えた復旧態勢の整備等、具体的な防災対策のホームページへの掲載** |
| 都政策企画局 | ● 広報紙・テレビ・ラジオ・ホームページ等における防災情報の提供 |
| 都総務局 | ● 防災ブック「東京くらし防災」「東京防災」等により、女性・要配慮者等の視点、災害関連死対策の観点等を踏まえた防災対策について、普及啓発を推進<br>● 多言語ややさしい日本語を使用するなど、誰もが使いやすい「東京都防災アプリ」の開発・ダウンロード促進<br>● 自助・共助の取組向上に向け、性別や世代等の多様な視点を踏まえた調査により、都民の防災意識や取組状況を把握<br>● 防災に係る各種冊子・パンフレットの作成、配布<br>● 各局等が提供する情報をワンストップで入手できるポータルサイトを作成するなど、ホームページや SNS 等による分かりやすい防災情報の発信<br>● 都民を対象とする、災害時における自助・共助の重要性や一人ひとりの備えを周知するための普及イベントを防災機関と連携して開催<br>● Web サイト「東京備蓄ナビ」の運用及び普及広報により都民の日常備蓄の取組を促進<br>● 防災への取組が十分でない若年層に対し、様々なツールを活用し、啓発を実施<br>● 屋外大型ビジョンを活用した平常時の広報の実施<br>● 区町村等と連携し、都民や地域コミュニティにおける防災対策の取組を促進<br>● 住民防災組織へ防災の専門家を派遣し、活動を活性化<br>● 区市町村と連携し、都内全域の住民防災組織リーダーを対象とした、実践的な研修の実施<br>● 区市町村や事業所と連携し、地域や職場などで防災活動の核となる女性の防災人材の育成<br>● 水害時に、適切な避難行動をとることができるよう「東京マイ・タイムライン」を通じた普及拡大に向け、マイ・タイムライン作成指導者の育成や出前講座の実施等、様々な層に対する啓発を強化 |
| 都子供政策連携室 | ● 子供に対する防災情報の「東京都こどもホームページ」への掲載 |
| 都生活文化スポーツ局 | ● 「震災対応マニュアル改訂支援のための手引き」等により、私立学校における震災マニュアルの作成・点検・整備を支援 |
| 都都市整備局 | ● 耐震化に関するパンフレットを作成し、ホームページや展示会等で情報提供<br>● 防災まちづくりや建物の不燃化に対する気運を醸成するため、個別相談を実施する区を支援<br>● 大規模な震災が発生した際の復興を円滑に進めるため、都民参加型のシンポジウムを開催し、普及啓発を図る。 |
| 都住宅政策本部 | ● リーフレット「東京仮住まい」の作成・配布、Web 版の公表 |
| 都保健医療局 | ● 災害時の医療救護活動等に関する各種マニュアルの作成、マニュアルに基づく研修会 トリアージ研修会、身元確認に関する歯科医師研修会等 の実施<br>● 都内の全病院等に対し、「防災週間」にあわせ、訓練指針等について周知<br>● 動物の適正な飼養、災害時の備えなどに関する飼い主への普及啓発を実施 |
| 都福祉局 | ● 都内の全福祉施設等に対し、「防災週間」にあわせ、訓練指針等について周知<br>● 避難行動要支援者名簿の整備、支援者や避難先など避難行動要支援者一人ひとりに対応した個別避難計画の策定など、区市町村の取組に対する支援の実施<br>● 区市町村職員を対象とした災害時における要配慮者対策研修の実施 |

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| 都水道局 | ● 地震発生に際しての水道局の応急対策・水の備蓄方法及び備蓄が必要な理由・その他地震発生時に必要な注意事項に係る広報の実施<br>● 消火栓等及び避難所応急給水栓からの応急給水用資器材の貸与等による、区、住民防災組織が自主的に行う応急給水の支援<br>● 区が住民防災組織等へ行う応急給水訓練の実施 |
| 都教育庁 | ● 学校における震災への事前の備え、災害発生時の対応、教育活動の再開への対応を周知 |
| 東京消防庁<br>第十消防方面本部<br>各消防署 | ● 「地震に対する10の備え」や「地震　その時10のポイント」、出火防止、初期消火、救出救助及び応急救護の知識等に係る指導及びホームページ・SNS・消防アプリ等による広報の実施<br>● 要配慮者については、「地震から命を守る「７つの問いかけ」」を活用した意識啓発<br>● 関係団体と連携した効果的な啓発活動の展開<br>● 消防団、災害時支援ボランティア、女性防火組織、消防少年団等の活動紹介及び加入促進<br>● 東京消防庁消防防災資料センター、都民防災教育センター等における常設展示及び体験施設による広報の実施<br>● ラジオ、テレビ、新聞等に対する情報提供・取材協力<br>● 「はたらく消防の写生会」の開催及び表彰式を活用した防火防災思想の啓発<br>● 防火防災への参画意識を高めるための、防火防災標語の募集及び表彰式を活用した防火防災思想の啓発<br>● 各家庭を訪問し、防火防災上の安全性の確認や住宅用防災機器の設置等に関する指導助言を行う「防火防災診断」及び要配慮者を対象とする「住まいの防火防災診断」の実施<br>● 出火防止及び初期消火に関する備えの指導<br>● 家具類の転倒・落下・移動防止普及用リーフレットの作成・配布<br>● 家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブックによる啓発<br>● 「地域の防火防災功労賞制度」を活用した都民の防災意識の普及啓発<br>● 長周期地震動に関する防火防災対策の普及啓発 |
| 警視庁<br>第十方面本部<br>各警察署 | ● 予防として区民等のとるべき措置等に係る広報の実施<br>● 防災展、防災訓練、各種会議、講習会等の機会や巡回連絡、防犯座談会等諸警察活動を通じての防災に係る広報活動の実施<br>● 災害対策、生活安全情報、事件事故情報、交通情報や各種相談窓口等のホームページ、災害対策課Ｘ（旧 Twitter）等への掲載<br>● 発災時等に交通規制の支援を行う交通規制支援ボランティアの確保、教養訓練の実施 |
| 東京管区気象台<br>（気象庁） | ● 防災に関するパンフレットや映像教材等の広報資料の作成・配布<br>● 関係機関と連携した講演会の開催、講師の派遣などによる防災知識の普及・啓発、防災気象情報の利活用の促進<br>● お天気フェアの開催<br>● 報道発表、気象の知識、安全教育支援資料等のホームページへの掲載及び利活用の促進<br>● 東京都教育庁と連携した安全教育の支援 |
| 東京労働局 | ● 「第 13 次東京労働局労働災害防止計画（2018 年～2023 年）」に基づき「Safe　Work　TOKYO」の下、官民一体となり第三者災害防止につながる災害防止対策を推進<br>● 東京産業安全衛生大会の開催等により、労働災害防止に向けた国民全体の安全・健康意識の高揚、危険感受性の向上、防災につながる安全知識の普及啓発<br>● 特に建設業等に対しては、地震発生及び強風後の足場等仮設設備の点検等による災害防止を促進 |
| 日赤東京都支部 | ● 都民、学校等を対象に、救急法等の講習会及び防災・減災に関するセミナー実施<br>● 東京都赤十字救護ボランティアを対象とする、災害時のボランティア活動に必要な基本的な知識・技術の習得を内容としたセミナーの開催<br>● 各地区奉仕団、各学校、各種団体等における災害時の救護活動及び災害状況 |

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| | 等の記録ビデオの活用<br>● 防災情報・救護活動状況等のホームページ等への掲載 |
| ＮＴＴドコモ | ● 防災展及び地域防災訓練等における災害用伝言板の利用方法の紹介、災害対策関連機器の説明、防災パンフレット等の配布 |
| ＫＤＤＩ | ● 防災展及び地域防災訓練等における災害用伝言板や、衛星携帯電話、その他災害対策関連機器・サービス等の知識の普及、利用促進<br>● 災害に対する取組や、災害用伝言板サービスの紹介 |
| ソフトバンク | ● 防災展及び地域防災訓練等における災害用伝言板サービス、衛星携帯電話の説明と利用体験機会の提供<br>● 災害対策関連機器・サービスの紹介 |
| 楽天モバイル | ● 防災展及び地域防災訓練等における災害対策関連機器、サービスの紹介、防災関連グッズ等の配布 |
| 各放送事業者 | ● 平常時における災害予防に係るキャンペーン番組の編成<br>● 家庭・職場で、災害に備えた取組を進めるための具体的な情報のホームページへの掲載 |
| 首都高速道路<br>東京西局 | ● 災害時の対応などの情報を周知するパンフレットの配布 |

### (2) 詳細な取組内容

**■　区**

#### ア　広報事項

**（ア）　主な広報事項**

| 対象 | 主な広報事項 |
|---|---|
| 職員 | 1　区地域防災計画及び都地域防災計画並びに各機関の防災態勢<br>2　防災関係法令の運用<br>3　防災手帳（ポケットマニュアル等）の配布、職員防災講習<br>4　その他 |
| 区民 | 1　区地域防災計画及び都地域防災計画並びに各機関の防災態勢<br>2　災害時の心得、家族等の安否確認、避難行動（自宅避難、避難所避難）<br>3　過去の災害の状況、災害から得られた教訓<br>4　警戒方法及び火災予防の方法<br>5　児童、生徒に対する体系的な防災教育・防災訓練<br>6　防災マップ等の配布<br>7　備蓄の必要性<br>8　トイレ対策<br>9　その他 |
| 事業者 | 1　区地域防災計画及び都地域防災計画並びに各機関の防災態勢<br>2　災害時の心得、従業員等の安否確認、避難行動（自宅避難、避難所避難、事業所待機）<br>3　過去の災害の状況、災害から得られた教訓<br>4　警戒方法及び火災予防の方法<br>5　従業員に対する防災教育・防災訓練<br>6　防災マップ等の配布<br>7　備蓄の必要性<br>8　トイレ対策<br>9　従業員及び地域の帰宅困難者対策への対応<br>10　その他 |

（イ）　職員の防災教育計画

災害対策本部における職員の活動内容の周知徹底、行動の明確化及び意識の一層の向上を図るため、組織ごとの役割に基づいた「図上訓練」、「発災対応型訓練」及び全職員を対象とした「職員防災講習」、「普通救命講習」を実施する。

イ　講習会等による普及広報

（ア）　現況

○　一般区民については、区民防災大学を開催するとともに、町会・自治会、住民防災組織、区民消火隊、学校ＰＴＡ、マンション管理組合等の団体についても防災セミナー講師派遣等により、防災に関する知識並びに実践的な行動力の向上を図っている。

○　町会・自治会等については、地域別防災対策マニュアル等の作成を支援することにより、地域防災の重要性について啓発を行っている。

（イ）　計画目標

○　区民及び事業者等に対し、災害時における出火防止、初期消火等の防災知識の普及にＩＴも積極的に活用し、発災時に対処しうる自主防災態勢の強化に努める。

○　また、災害時における住民防災組織や区民消火隊を支援する。

○　東京備蓄ナビを活用し、区民の責務として、７日分の飲料水、食糧等を確保するよう周知する。

○　いたばし防災＋（プラス）プロジェクトの推進を通じて、防災に「楽しい」や「おいしい」といった付加価値をプラスすることで、これまでに防災に興味のなかった人も巻き込んで地域全体の防災力を向上させるため、防災に興味関心を高める啓発イベントや防災訓練等の実施を検討する。

ウ　印刷物等による普及広報

○　防災ガイドや広報いたばし等において、災害時における区民一人ひとりの心がまえ等のＰＲを行っているほか、随時防災知識の普及を図っている。

○　住民防災組織を対象に、「防災のすゝめ」「ガイドブック大雨に備えて」を配布し、組織活動の進め方や平常時・災害時の活動等について普及を図る。

○　住民防災組織の本部長を対象に、住民防災組織活動方針連絡会を実施し、住民防災組織の平常時、発災時における活動全般について普及を図る。

○　区民、学校ＰＴＡ、マンション管理組合等の依頼に応じて防災セミナー等講習会に専門の講師を派遣し、防災知識の普及を図る。

○　広報物等に住民防災組織や区民消火隊の活動状況を掲載して隊員等の募集を行うなど、住民防災組織等の広報を行う。

○　東京備蓄ナビを活用し、区民の責務として、７日分以上の飲料水、食糧等を確保するよう周知する。

○　令和５年度のいたばしくらしガイド発行（全戸配布）に合わせて、ハザードマップデータを更新する。また、区内の外国人人口増加に伴う需要に対応するため、外国語版（英語、中国語、韓国語）のハザードマップデータを新たに作成する。

## 第3　防災教育・防災訓練の充実

### (1) 対策内容と役割分担

各機関は、幼児期から社会人までの継続した総合的な防災教育の推進により、生涯にわたる自助・共助の精神を育成する。

防災知識の普及等を推進する際には、性別による視点の違いに配慮し、女性の参画の促進に努めるとともに、女性や青年も含めた防災リーダーを育てる防災教育を実施していく。

また、区民、住民防災組織等を対象とした防災訓練を充実させ、広報等により訓練参加者の増加や多様な世代の参加を図っていく。

さらに、災害教訓の伝承として、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、各種資料を広く収集・整理し、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| 区 | ● 住民防災組織の育成指導<br>● 幼稚園、保育園、小中学校における防災教育の推進<br>● 防災教育への保護者の参加による家庭や地域における防災力の強化<br>● 要配慮者、支援者、家族、地域住民等が合同で実施する防災訓練への支援<br>● 各避難所運営主体による避難所運営訓練や区総合防災訓練等への要配慮者、支援者と家族の参加に対する支援<br>● 各家庭における災害時の身体防護・出火防止等の徹底を図るための防災教育の推進<br>● 実践的な防災訓練を通じた区民の防災行動力の向上の推進<br>● 防災パンフレットの配布や、要配慮者支援に係る講習会、防災訓練の実施などを通じた住民の防災意識の向上<br>● ハザードマップ等の配布又は回覧に際して、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるような周知、避難に関する情報の意味の理解の促進 |
| 東京ガスグループ | ● ホームページやパンフレット等を用いて、安全と防災の取組の紹介をしているほか、防災イベント等を通じて顧客に都市ガスの安全と防災についての広報に努め防災意識の高揚を図る。 |
| 東京電力グループ | ● 東京電力グループの防災対策、災害時の電気関係の措置やお客様が行う事前の備え、感電事故防止などについて、ホームページ等を通じて、お客様に当社の防災対策を理解していただくとともに、防災意識の高揚を図る。 |
| 都総務局 | ● 都民を対象とする、災害時における自助・共助の重要性や一人ひとりの備えを周知するための普及イベントを防災機関と連携して開催（再掲）<br>● 区市町村の防災担当職員を対象に、地域特性を踏まえた研修会の実施（東京都震災対策条例第 33 条（防災教育））<br>● 区市町村と連携し、都内全域の住民防災組織リーダーを対象とした、実践的な研修の実施（東京都震災対策条例第 37 条（防災リーダーの育成））<br>● 区市町村や事業所と連携し、地域や職場などで防災活動の核となる女性の防災人材の育成<br>● 関東地方測量部、区市町村と連携した自然災害伝承碑の取組推進<br>● 「東京防災」「東京くらし防災」の都民等への配布、「東京都防災アプリ」などを通じた意識啓発<br>● 都の防災対策や応急対策を周知するための「東京都の防災対策」等の防災パンフレットの作成、都民や防災機関等への配布<br>● 災害情報提供の強化を図るための災害情報提供システムの構築 |

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| | ● 渋谷、原宿、池袋、有楽町の都内４箇所の大型映像ビジョンで、屋外大型ビジョンコンテンツ制作会社の協力による静止画を用いたる広報 |
| 都生活文化スポーツ局 | ● 各私立学校における防災教育の推進を図るための、必要な情報の提供<br>● 災害対策における男女平等参画の視点の必要性について、区市町村に対し趣旨を普及し、具体化に向けた助言を実施 |
| 都保健医療局 | ● 医療救護活動関係マニュアルの作成と研修の実施<br>災害時の医療救護活動等に関する各種マニュアルを作成し、これらマニュアルに基づく研修会 トリアージ研修会、身元確認に関する歯科医師研修会等を実施していく。<br>● 病院等における防災意識の高揚<br>都内の全病院等に対し、「防災週間」にあわせ、訓練指針等について周知していく。 |
| 都福祉局 | ● 社会福祉施設等における防災意識の高揚<br>都内の全社会福祉施設等に対し、「防災週間」にあわせ、訓練指針等について周知していく。 |
| 都産業労働局 | ● 都内観光関連事業者等が、発災時に円滑な案内・誘導、情報提供等を行えるよう、緊急、災害発生時の応対マニュアルを作成、周知し、外国人旅行者に対する情報提供の円滑化を図る。 |
| 都建設局 | ● インターネットを活用して、雨量、河川水位、河川監視画像などリアルタイムの水防災情報を提供している。また、多言語化やスマートデバイス化を行うとともにX（旧 Twitter）でも情報を発信している。<br>● 区が作成するハザードマップの基となる浸水予想区域図や土砂災害警戒区域図をホームページ等で公表している。 |
| 都下水道局 | ● 都民用「浸水対策リーフレット」を発行し、都民が自らできる浸水への備えの紹介や降雨情報の提供(東京アメッシュ）並びに関係機関の連絡先等を紹介する。<br>● 地元区等と連携し樋門等に係る情報発信及びPR強化する。 |
| 都教育庁 | ● 防災教育デジタル教材「防災ノート～災害と安全～」を活用した実践的な防災教育の推進<br>● 自治体防災課等と連携した都立高校（全日制課程と一部の定時制課程）における地域と連携した防災訓練及び避難所設営・運営訓練<br>● 都立高校生等を対象とした防災リーダーとして活躍できる人材を育成する防災士養成講座の実施<br>● 安全教育推進校の指定、「学校安全教室指導者講習」の開催等による教員の資質向上<br>● 東京消防庁等と連携した防災教育の推進 |
| 都交通局 | ● 水防法に基づき、対象となる各駅の「避難確保・浸水防止計画」をホームページで公開している。 |
| 都都市整備局 | ● 浸水想定地域内の対策として、関係団体に、国や都の地下空間における浸水対策ガイドラインを周知する。<br>● 建築確認申請時等の機会を捉え、申請者等に、河川保全区域内外の確認と許可手続きについて、河川管理者への相談を案内する。 |
| 都住宅政策本部 | ● マンション管理ガイドラインに風水害対策に関する取組を追加することにより普及啓発を実施する。<br>● 不動産業団体に、購入者等への浸水リスク情報の周知について協力を要請する。 |
| 東京消防庁<br>第十消防方面本部<br>各消防署 | ● 住民防災組織をはじめ、区民、事業所等に対して、各種資器材や施設を活用し、また、消防団等と連携して、出火防止、初期消火、救出救助、応急救護等に関する基礎訓練や実践的訓練を実施<br>・ 女性防火組織、消防少年団及び幼年消防クラブの育成指導の実施<br>・ 区民の防災意識の調査や出火防止対策、初期消火体制等の実態の把握、効果的な訓練の推進<br>・ 初歩的な訓練のほか、街区を活用した発災対応型訓練等の実戦的な訓練や都民防災教育センターにおけるＶＲ（災害疑似体験）コーナー等を活用した体験訓練の実施<br>・ 住民防災組織等に対する地域特性に応じた実践的な訓練の推進<br>・ 出火防止等に関する教育・訓練の実施<br>・ ＶＲ防災体験車、起震車、まちかど防災訓練車を活用した身体防護・出火防止訓練及び初期消火訓練の推進 |

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| | ・　デジタルコンテンツを活用したリモート防災学習教材の整備・充実<br>・　区民の自主救護能力の向上に寄与する応急手当普及用資器材の整備・充実<br>・　区民等に対し、AED の使用方法を含めた救命講習を実施するとともに、誰もが安心して応急手当を実施できる環境を整備<br>・　一定以上の応急手当技能を有する区民に対する技能の認定等、区民の応急救護に関する技能の向上<br>・　消防団と連携した防災教育・防災訓練の実施<br>● 教育機関等と連携し、発達段階に応じた総合防災教育の実施<br>・　幼児期からの教育機関等と連携した総合防災教育の推進<br>・　都立特別支援学校で行われる宿泊防災体験訓練における総合防災教育の実施<br>・　都教育庁が指定する安全教育推進校における実践的な防災訓練、応急救護訓練等の実施<br>・　小学生には救命入門コース、中学生には普通救命講習、高校生には上級救命講習の受講を推奨<br>● 町会・自治会本部を中心に、民生児童委員、町会員等と連携した避難行動要支援者の安否確認要領及び救出救護要領の確認を取り入れた防災訓練の実施<br>● 都民防災教育センターにおいて、風水害に関する知識の普及及び暴風雨の擬似体験を通じて、防災行動力の向上を図る。<br>● 過去の消防活動や経験や教訓、全国で発生した災害の課題や教訓等を踏まえ、風水害から都民が自らの生命・身体・財産を確実に守ることができるようさまざまな普及啓発を行う。<br>・　区市町村等と連携し、ハザードマップ等の地域の防災対策に関する情報を提供することを通じて、風水害に備えることの重要性等を普及啓発する。<br>・　都総務局と連携し、東京マイ・タイムラインの普及啓発を行う。<br>・　家庭で比較的簡単に入手できる物品を利用した、応急的な簡易水防工法等の防災教育を実施する。 |
| 東京管区気象台<br>(気象庁) | ● 都や区市町村、その他の防災関係機関と連携し、土砂災害、洪水害、高潮、竜巻等突風による災害などの風水害が発生する状況を住民が容易に理解できるよう、これらに係る防災気象情報の解説に努めるとともに、報道機関等の協力を得て、住民に正確な知識を普及するものとする。また、特別警報・警報・注意報発表時の住民の取るべき行動などについて、関係機関と連携して、普及・啓発を図るものとする。 |
| 東京労働局 | ● 石油化学、化学工業、建設事業等各業種を対象に、土砂崩壊災害の防止に関する安全講習会を開催し、防災や安全知識の普及啓発に努めている。 |
| 日本赤十字社<br>東京都支部 | ● 赤十字防災セミナーの講演・赤十字講習会の開催<br>（１）赤十字防災セミナー<br>災害に備え、自分の大切な人を守るために必要な知識と技術を都民に普及する。<br>（２）赤十字救急法<br>心肺蘇生や応急手当の知識と技術を都民に普及する。<br>（３）赤十字健康生活支援講習<br>避難所生活に役立つ知識と技術を都民に普及する。<br>（４）赤十字災害救護セミナー<br>災害時に赤十字の行う医療救護活動などに参加する赤十字救護ボランティアを養成する。<br>（５）ホームページなどによる情報提供<br>● 赤十字奉仕団主催の講演会や防災訓練への支援<br>● 催事等における救援物資やパネルなどの展示やパンフレットの配付 |
| 各放送機関<br>（ジェイコム含む、以下同様） | ● 災害時における混乱や被害を最小限にとどめるため、平常時から災害予防に関するキャンペーン番組等を編成する。 |
| 警視庁<br>第十方面本部<br>各警察署 | ● テロ対策のために全警察署（102 署）に展開している地域版パートナーシップを震災対策に活用した研修会、合同訓練の実施と幼稚園、小・中・高校を対象とした防災教育の推進<br>● チラシ、ミニ広報紙、災害対策課 X（旧 Twitter）、ホームページ等を利用し、防災の意識の普及啓発を図る。 |

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| 関東地方測量部 | ●　都、市区町村と連携した自然災害伝承碑の取組推進 |

## 第4　外国人支援対策

### (1) 対策内容と役割分担

各機関は、在住外国人及び外国人旅行者等に対し、平常時から、防災知識の普及や地域行事を利用した防災訓練の実施等を推進していく。

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| **区<br>（公財）板橋区文化・国際交流財団** | **●　在住外国人及び外国人旅行者等への防災知識の普及を推進<br>●　避難道路標識等の外国語標記の推進<br>●　地域の防災訓練に参加する外国人への支援<br>●　防災語学ボランティアの養成** |
| 都各局 | ●　「やさしい日本語」を含む多言語での在住外国人及び外国人旅行者等への防災知識の普及・啓発 |
| 都総務局 | ●　防災ブック「東京くらし防災」「東京防災」多言語版の作成<br>●　「東京都防災アプリ」多言語版の改修・ダウンロード促進<br>●　東京都防災ホームページ等で多言語による防災知識の普及・啓発 |
| 都政策企画局 | ●　在京大使館等との連絡体制の確保 |
| 都生活文化スポーツ局 | ●　在住外国人のための防災訓練や区市町村及び国際交流協会の職員等に対する災害時の外国人支援等に係る研修の実施<br>●　東京都防災（語学）ボランティアシステムを活用した外国人災害時情報センターの設置・運営等の訓練及び東京都防災（語学）ボランティアに対する研修や訓練の実施 |
| 都産業労働局 | ●　観光関連事業者等のための外国人旅行者向け応対マニュアルの配布 |
| 都住宅政策本部 | ●　リーフレット「東京仮住まい」の多言語版の作成 |

### (2) 詳細な取組内容

**■　区**

- 区及び（公財）板橋区文化・国際交流財団は、相互に連携し、外国人参加の防災訓練や防災講座、防災教室、多言語対応防災マニュアル、防災マップの作成などを通じて「やさしい日本語」を含む多言語での防災知識の普及を図る。その際、外国人が共助の担い手にもなり得ることに留意する。
- 区及び（公財）板橋区文化・国際交流財団は、次の対策を実施する。
  - 外国人が多く集まる場所等で、防災に関する情報提供を行う。
  - 消火器、街区表示板、避難標識や避難所施設内の掲示物等の外国語及び図柄による標記（ピクトグラム）を推進する。
  - 防災語学ボランティア等を活用し、地域の防災訓練に参加する外国人への支援を推進する。
  - 防災関係情報を提供する際に、できるだけやさしい日本語を使うことで外国人の理解促進を図る。

# 第2節　地域による共助の推進

## 第1　対策内容と役割分担

### (1) 住民防災組織の活性化

首都直下地震等の大規模災害の発生時において、被害を最小限に止めるためには、地域の事情に精通した住民防災組織等の活動が重要となる。

各機関は、住民防災組織に係る広報及び町会・自治会等の住民防災組織等の育成指導に力を入れ、住民防災組織の結成、都民の参加を推進し、災害時に自ら行動できる人材や周囲をけん引することのできる人材を育成していく。特に、防災知識の普及等を推進する際には、性別による視点の違いに配慮し、女性の参画の推進に努めるとともに、女性や青年を含めた防災リーダーを育てる防災教育を実施する。

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| **区** | **● 区民への積極的な支援・助言による、住民防災組織の組織化の推進<br>● 地域の特性に応じた防災対策の推進<br>● 都から貸与されたスタンドパイプ・仮設給水資器材を活用した消火栓等からの応急給水による、住民防災組織等における自主的な応急給水の支援** |
| **住民防災組織等** | **● 防災に関する知識の普及や出火防止の徹底<br>● 初期消火、救出救助、応急救護、避難など各種訓練の実施<br>● 消火、救助、炊出資器材等の整備・保守及び簡易トイレ等の備蓄<br>● 地域内の危険箇所の点検・把握及び地域住民への周知<br>● 地域内の避難行動要支援者の把握及び避難行動要支援者の個別避難計画（個別計画）作成等の災害時の支援体制の整備<br>● 行政や地域内の企業・事業所との連携・協力体制の整備<br>● 地域特性に応じた防災対策マニュアルの整備** |
| 都総務局 | ● 住民防災組織へ防災の専門家を派遣し、活動を活性化<br>● 区市町村と連携し、都内全域の住民防災組織リーダーを対象とした、実践的な研修の実施（再掲）<br>● 区市町村や事業所と連携し、地域や職場などで防災活動の核となる女性の防災人材の育成（再掲）<br>● 水害時に、適切な避難行動をとることができるよう「東京マイ・タイムライン」を通じた普及拡大に向け、マイ・タイムライン作成指導者の育成や出前講座の実施等、様々な層に対する啓発を強化 |
| 都生活文化スポーツ局 | ● 地域の様々な課題解決に向けた支援を通じて、防災にも寄与する町会・自治会の活動の活性化を図る |
| 東京消防庁<br>第十消防方面本部<br>各消防署 | ● 防災意識の啓発（再掲）<br>● 防災教育・防災訓練の充実（再掲）<br>● 軽可搬消防ポンプやスタンドパイプ等を活用した実践的な初期消火対策を指導し、住民防災組織等における初期消火体制の強化を推進<br>● 初期消火マニュアルを活用し、住民防災組織等への指導を実施<br>● 住民防災組織のリーダーに対する実践的な講習会等の開催<br>● 住民防災組織の救出救護班員及び一般区民に対する、救出活動に関する知識及び技術の普及・啓発活動の推進<br>● 区と連携した住民防災組織の活性化の推進<br>● 長周期地震動に関する防火防災対策の普及啓発（再掲） |
| 警視庁<br>第十方面本部<br>各警察署 | ● テロ対策のために全警察署（102 署）に展開している地域版パートナーシップを震災対策に活用した「地域の絆づくり」に向けた取組、地域特性に応じた地域防災力強化の推進 |
| 都水道局<br>板橋営業所 | ● 消火栓等及び避難所応急給水栓からの応急給水用資器材の貸与等による、区、住民防災組織等が自主的に行う応急給水の支援<br>● 区が住民防災組織等へ行う応急給水訓練の実施 |

## 第2　詳細な取組内容

### ■　区、住民防災組織等

#### (1)　住民防災組織

##### ア　現況

住民防災組織は、災害時における被害を軽減するため、その被害に直面する地域住民が、「自分たちのまちを守る」という連帯感をもって自主的に結成している。区内の住民防災組織は、町会・自治会を母体として、令和５年 10 月 1 日現在、207 団体が組織化されている。

■参照（別冊「資料編」）
資料震 2.2.2　住民防災組織結成状況

##### イ　計画目標

地域住民による自主的な防災活動が極めて重要な役割を担うという観点から、災害時に対応できる組織の編成、防災用資器材の整備、防災訓練の奨励及び防災リーダーの育成等を通じて、組織の育成・強化を図る。

##### ウ　組織の編成

住民防災組織については、災害が発生した時に、組織として機能し、地域住民の防災活動が効果的かつ円滑に行われるよう、組織を編成する。

a 組織は、その編成員の役割を明確にし、機能的に活動できるようにする。

b　部・班は、日常生活上一体性を有する地域で編成し、一致協力して守るという連帯感が持てる規模とする。

c　災害時における初期対応としての消火活動及び救出活動の重要性を踏まえ、消火班・救出救護班の整備を促進する。

d　災害時における情報連絡体制強化のため、情報班の整備を促進する。

##### エ　組織の任務

住民防災組織の任務は、おおむね次のとおりである。

なお、災害時には、町会・自治会の区域を越えた活動もあり得る。

| 区分 | 内容 |
|---|---|
| 平常時 | a　防災知識の普及・意識の高揚<br>b　防災訓練の実施<br>c　危険施設等の点検<br>d　防災資器材の整備<br>e　避難行動要支援者支援対策（第３部第 10 章参照）<br>(a)　高齢者、障がい者等要配慮者の把握<br>(b)　地域での支援体制づくり<br>f　消防水利の把握 |
| 災害時 | a　情報の収集・伝達<br>b　出火防止、初期消火活動<br>c　被災者の避難誘導<br>d　負傷者の救出・救護・搬送<br>e　給食、給水活動<br>f　高齢者等の介護、安否確認 |

### オ　組織への助成

区では、各組織に対し円滑な運営及び充実強化を図るため、運営助成金や資器材等の助成を行っている。

| 区分 | 内容 |
|---|---|
| 住民防災組織運営助成金 | 組織の活動に対し、その経費の一部を区が補助する。 |
| 区民消火隊運営助成金 | 区民消火隊の運営経費の一部を区が補助する。 |
| 訓練奨励費 | 住民防災組織及び区民消火隊の訓練に対し、訓練奨励費を支給する。 |
| 資器材等の整備 | 組織運用に必要な資器材等を、昭和51年度より整備しているが、必要に応じて現有資器材の再整備や修繕、新たな資器材の導入検討を行う。 |

■参照（別冊「資料編」）
資料震 2.2.3　住民防災組織整備資器材一覧

### カ　自衛消防組織との連携

大規模災害が発生すると、住民防災組織は、迅速に活動を開始する必要があるため、近隣事業所に設置されている自衛消防組織との協力態勢を構築しておく必要がある。

したがって、住民防災組織は日頃から防災訓練や行事等を通じて、近隣事業所との交流を深めるよう努めるものとする。

### キ　地域特性に応じた地区防災計画（コミュニティ防災の推進）

ワークショップやまち歩きなどを通じて、地区の住民や事業所などが、その地区の災害特性に応じた地区防災計画を策定し、平時の訓練などにおいて実効性を高めていく。

### ク　地区防災計画の地域防災計画への位置づけ

地域の防災力を向上させるため、区民、事業者等が主体的に地区防災計画を策定することができる。また、地域防災計画への位置づけが必要である場合は、地域防災計画その他区の各種計画との整合性を確認し、助言を行う。地域防災計画上、地区防災計画を位置付けることが必要な場合は、防災会議において承認し、区地域防災計画に位置付ける。一方、地域において位置付けを求める場合は、確認及び助言の上、防災会議において審議を行う。（計画提案、災害対策基本法第42条の２）。

地区防災計画を策定し地域防災計画に位置付けた地区については、区は地区居住者等の参加の下、具体的な事業に関する計画を定める。その際には、地区の消防団が積極的に関与する。

なお、板橋区防災会議の判断で位置付けすることもできるが、地区の自主性を尊重する観点から、計画提案を前提とする。地区防災計画の策定を目指す区民、事業者等に対して、区は説明会の開催等の支援、助言を行う。

〈地区防災計画の主な記載事項〉

地区毎の計画であるため、特に避難計画や地区内の役割等を規定するとともに、

次の項目を記載することが望まれる。

①　主体及び関係団体（町会、地区協議会、学校等協議会、事業者等及び該当区域）　②被害想定　③基本方針　④予防対策（防災訓練、住民や業者の日ごろからの対策等）　⑤応急対策（資材・備蓄物資対策、住民相互支援、避難方法）　⑥復旧・復興対策

※震災対策及び風水害対策が記載されることが望ましい

※内閣府「地区防災計画ガイドライン」（平成 26 年３月）参照

**ケ　町連支部長の役割**

町連支部長の役割は、災害時、町会・自治会の区域を越えた消火、救出等の活動や避難所運営が必要となることも予測されるので、その連絡、調整及び運営を行うものとする。

### (2) 防災リーダー

**ア　現況**

住民防災組織の活性化及び防災活動の中核となる人材を確保するため、区民防災大学等の実施を通して防災リーダーの育成を図っている。

**イ　計画目標**

より多くの方が防災知識を身に付けることで、地域の防災訓練などの場で住民防災組織や防災士、防災研修受講者等と連携し、リーダー的立場として活躍する。

**ウ　育成**

区は、区民防災大学において新規防災リーダーを養成するとともに、防災知識や技術の向上を目的とした講習会をそれぞれ個別に実施し、防災リーダー個々の育成を図る。

| ※　個別講習項目 | | |
|---|---|---|
| （１）救出・救護 | （２）消火ポンプ操法 | （３）備蓄物資取扱い |
| （４）要配慮者対策 | （５）防災対策 | （６）応急手当 |

### (3) 区民消火隊

**ア　現況**

区は、地域住民の協力を得て、昭和 49 年度から、災害時における避難道路周辺の火災を早期に鎮圧するため、区民消火隊を組織するとともに、避難道路沿いの 40 の町会・自治会に可搬式消火ポンプ（Ｃ級）を配備し、消火態勢を確立している。

| 項目 | 現況 |
|---|---|
| 編成 | 可搬式消火ポンプを運用する消火隊は、原則として下記により編成する。<br>a　地域住民 10 名以内で１隊を編成し、消防署及び消防団による技術指導が行われている。<br>b　隊の編成は、町会・自治会単位をもって自主的に行われる。 |
| 配備基準 | 区民消火隊は、おおむね下記の基準により配備する。<br>a　住民防災組織に区民消火隊を置くことができる。<br>b　Ｃ級ポンプ操法要領に基づいた操法体制を長期的に確立で |

| | |
|---|---|
| | き、かつ、自主的な活動ができること。<br>c　区民消火隊にはＣ級ポンプを配備し、当該住民防災組織にはＤ級ポンプは配備しない。ただし、既に区民消火隊と住民防災組織消火班の両体制が確立しているものはこの限りでない。<br>d　区民消火隊は、年に１回以上、Ｃ級ポンプの操法訓練を行うものとし、区が開催する講習会等に参加するよう努めるものとする。<br>e　区民消火隊が３年間にわたりＣ級ポンプの訓練を実施しない場合は、Ｃ級ポンプに替えＤ級ポンプを配備する。 |
| 区民消火隊の活動範囲 | a　区民消火隊は原則として、地震による火災が当該地域内で発生した時に、街頭消火器や水バケツで消し得ない場合に、可搬式Ｃ級ポンプにより消火にあたる。<br>b　当該地域周辺の他の地域で発生した火災に対しても、余力がある場合には、ａと同様に消火活動又はその活動の応援にあたる。<br>c　平常時は、ポンプ置場付近の火災で特に有効な場合に使用するものとする。ただし、可搬式消火ポンプは、町会地域内の行事警戒等の際には、幅広い活用を認め、区民に普及を図るものとする。 |

**イ　計画目標**

区は、消防署及び消防団の協力のもとに、区民消火隊の育成指導を積極的に図っていく。

### (4) 地域防災態勢の確立

震災時には、火災や救助・救急事態が同時に多発し、また、様々な障害の発生により、円滑な消火活動が実施できなくなることが予想される。

そのため、区は、地域における防火態勢を早期に確立し、火災の拡大防止を図る必要があることから、次の対策を推進する。

| 対策 | 内容 |
|---|---|
| 事業所と住民防災組織との連携態勢 | 災害が発生した時、地元の住民防災組織やその構成員と近隣事業所の自衛消防組織が協力し、迅速に消火や救出等の初期活動にあたることが、被害の抑制に、より効果的なものとなる。<br>事業所の自衛消防組織は、当該事業所内の防災活動を目的としているが、地域社会とも密接な係わりがある。<br>したがって、地域防災の充実を図るため、地域の住民防災組織と事業所の自衛消防組織とが相互に協力して連携できる態勢を整備する。なお、自衛消防組織の設置が義務付けられていない小規模事業所については、地域の住民防災組織の一員として活動するよう指導する。 |
| 合同防災訓練の実施 | 地域の防災行動力は、区及び消防署、消防団等の防災機関と、災害時支援ボランティア、事業所の自衛消防組織及び住民防災組織等の各組織が協力してはじめて効果を発揮することができる。このため、各組織が連携した合同防災訓練を反復、継続的に実施するよう指導する。 |

## ■　区、東京消防庁（第十消防方面本部、各消防署）

### (1)　事業所防災計画の作成指導

| 対象 | 対策 |
|---|---|
| 防火管理者の選任を要する事業所 | 事業所の消防計画に次の事項を定めるよう指導する。<br>（１）震災に備えての事前計画<br>（２）震災時の活動計画<br>（３）施設再開までの復旧計画 |
| 防災管理者の選任を要する事業所 | 事業所の実態に応じて必要な事項を防災管理に関する消防計画に定めるように指導する。 |
| 防火管理者及び防災管理者の選任を要しない事業所 | 事業所防災計画の作成資料として「事業所防災計画」を公表し、作成を指導する。 |
| その他 | 都市ガス、電気、鉄道・軌道等、高速道路及び通信の防災対策上重要な施設を管理する事業者に対して、事業所防災計画の作成を指導する。 |

### (2)　自衛消防

事業所に対して震災を想定した自衛消防訓練等の指導を推進し、事業所の自衛消防隊の活動能力の充実、強化を図る。

| 対象 | 対策 |
|---|---|
| 自衛消防活動中核要員の配置義務のある事業所 | ホテル、旅館、大型スーパー、量販店など、多数の収容人員を有する一定規模以上の事業所は、火災予防条例第 55 条の５の規定により、自衛消防技術認定証を有する者を配置することが義務付けられている。震災時には、これら一定の知識・技術を持つ者が自衛消防活動の中核となる要員（自衛消防活動中核要員）として活動することが有効である。このことから、自衛消防活動中核要員を中心とした自衛消防訓練等の指導を推進する。<br>自衛消防活動中核要員の装備として、ヘルメット、照明器具等のほか、携帯用無線機等や震災時等にも有効なバールや工具、その他の救出器具、応急手当用具の配置を推進する。 |
| 防火管理者の選任を要する事業所 | 消防法第８条、第８条の２等により、消防計画に基づく自衛消防隊の編成、自衛消防訓練の実施などが規定されている。これらの規定に基づき編成された自衛消防隊の訓練等の指導を推進する。 |
| 自衛消防組織の設置義務のある事業所 | 消防法第８条の２の５により一定規模以上の事業所は、自衛消防組織の設置が義務づけられている。この規定に基づき設置された自衛消防組織が災害時に効果的な対応ができるように組織行動力の育成を推進する。 |
| 防災管理者の選任を要する事業所 | 消防法第 36 条により、防災に関する消防計画に基づく自衛消防隊の編成、避難訓練の実施などが規定されている。この規定に基づき編成された自衛消防隊が災害時に効果的な対応ができるように組織行動力の育成を推進する。 |
| 防火管理者及び防災管理者の選任を要しない事業所 | 火災予防条例第 55 条の４により、自衛消防活動を効果的に行うため、自衛消防の組織を編成し、自衛消防訓練を行うよう努めることが規定されている。発災時においては、編成された組織が自衛消防隊として活動することが有効である。<br>このことから、自衛消防隊の訓練等の指導を推進する。 |

### (3) 事業所防災訓練の指導

事業所の自衛消防組織が地震時において、迅速、的確な活動を行うため、消防計画又は事業所防災計画に基づく各種防災訓練の指導を推進する。

# 第3節　マンション防災における自助・共助の構築

## 第1　マンション居住者による自助・共助の備え

マンション居住者は、本章第１節「自助による区民の防災力向上」及び第２節「地域による共助の推進」に掲げる対策を推進するとともに、マンション特有の課題である次に掲げる対策を行う。

・エレベーターが使用不可となることを踏まえた日常備蓄の実施
・排水管等の修理が終了していない場合はトイレが使用不可となることを踏まえた携帯トイレ・簡易トイレの準備

## 第2　防災意識の啓発

### ■　区

区は都と連携して、耐震化の必要性や耐震化の事例、支援制度等の情報をホームページで発信したり、マンション防災に係るパンフレットを管理組合へ郵送やメールで送付を行う。

また、ガイドブック等を活用し、災害への備えとして管理組合が取り組むことが望ましい事項等について普及啓発するとともに、「東京とどまるマンション」制度を周知する。

### ■　不動産会社等

不動産会社等は、マンションを販売した際に、購入者に対する、（賃貸の場合は、賃借人に対する、）災害時にマンションに想定される被害とその備えについての周知に協力する。

### ■　マンション管理組合、管理会社等

マンション管理組合及び管理会社等は、マンション居住者に対する、自助の備えの周知や、（自治会があれば自治会と連携し、）防災計画の作成、訓練の実施など共助の取組についての周知に協力する。

## 第3　防災教育・防災訓練の充実

### ■　区

区は都と連携して、マンション管理組合等へ防災の専門家やマンション管理士を派遣し、自主防災組織の設立に関する手続支援や円滑な合意形成に向けた助言等を行う。

### ■　不動産会社等

不動産会社等は、マンション購入者（賃貸の場合は賃借人）に対する、都が実施するセミナーや防災の専門家を派遣する制度の周知に協力する。

### ■　マンション管理組合、管理会社等

マンション管理組合及び管理会社等は、マンション居住者に対する、都が実施するセミナーや防災の専門家を派遣する制度の周知に協力する。

# 第4節　消防団の活動体制の充実

## 第1　対策内容と役割分担

消防団は、東京消防庁、区をはじめとする行政機関と住民防災組織や住民との間をつなぐ存在であり、公助を担う消防機関であるとともに、地域における共助活動の中心的存在でもある。

各機関は、消防団員がより意欲的かつ効果的に活動できるよう、活動しやすい環境や資機材の整備など、消防団の活動を支援し、その体制の充実を推進する。

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| 都総務局 | ● 消防団員の確保<br>● 消防団員の教育訓練 |
| 東京消防庁<br>第十消防方面本部<br>各消防署 | ● 大規模災害団員などの制度の活用を含めた消防団員の確保<br>● 消防団員の教育訓練<br>● 消防団資機材・分団本部施設等の整備<br>● 地域等と連携した防災対策の推進 |
| 区 | ● 消防団員の確保に向けた支援<br>● 消防団装備品の充実<br>● 消防団による地域の防火防災訓練指導の支援 |

# 第5節　事業所による自助・共助の強化

## 第1　対策内容と役割分担

各機関は、地域との協定締結の促進や合同訓練の実施、事業所防災計画の作成促進等により、事業者の防災力を向上させる。

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| **区** | **● 事業所相互間の協力体制及び事業所と住民防災組織等との連携を強めるなど、地域との協力体制づくりを推進**<br>**● 事業所の事業継続計画（BCP）の作成を推進** |
| **事業所** | **● 災害時の企業の果たす役割を果たすため、対策を図る。**<br>**● 事業所防災計画や事業継続計画（BCP）の作成** |
| 都総務局 | ● 事業所相互間の協力体制の推進 |
| 都環境局 | ● 高圧ガス保安について、地域防災協議会の充実、防災計画の策定を指導<br>● 火薬類の保安について、平常時、震災時等の自主保安体制の整備を指導 |
| 都産業労働局 | ● 都内中小企業の BCP の策定を支援<br>● BCP の実効性を高めるため、企業が取り組む対策に係る費用の一部を補助<br>● 都内中小企業が開発・製造した防災製品等の改良・実用化を支援 |
| 東京消防庁<br>第十消防方面本部<br>各消防署 | ● 自衛消防訓練の指導<br>・　事業所の自衛消防に関する活動能力の充実、強化<br>・　事業所の救出・救護活動能力の向上<br>● 事業所防災計画の作成指導<br>● 危険物施設等の防災組織に対し、消防法等に基づき、自衛消防組織の結成を指導<br>● 防火管理者、防災管理者、危険物取扱者等の各種消防技術者及び区民を対象とした講習会等の実施<br>● 事業所防災計画作成促進を目的とした冊子の作成・配布<br>● 東京都震災対策条例第 11 条の都市ガス、電気、通信その他の防災対策上重要な施設に指定された事業所との連携訓練の実施<br>● 区民や事業所を対象とした応急救護知識・技術の普及 |

## 第2　詳細な取組内容

### ■　事業所

● 災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、帰宅困難者対策、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を果たすため、自らの組織力を活用して次のような対策を図っておくことが必要である。

・ 帰宅困難者対策に係る「大規模な集客施設や駅等における帰宅困難者対策ガイドライン」を参考に、利用者の保護に係る計画を作成し、あらかじめ事業所防災計画や事業継続計画（BCP）等の計画に反映（その際、可能であれば、他の企業等との連携、行政機関との連携、地域における帰宅困難者等対策の取組への参加等についても計画に明記）

・ 社屋内外の安全化、防災資器材や水、食料等の非常用品の備蓄（従業員の３日分を目安に）、トイレ対策等、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認体制の整備

・ 災害時等に短時間で重要な機能を再開し、事業を継続するために事前に準備しておく対応方針に係る計画、いわゆる、重要業務継続のための事業継続計画（BCP）を策定し、事業活動拠点である事務所・工場等の耐震化の推進、事業のバックアップのシス

テムやオフィスの確保、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認などの事前対策の推進

- 地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。
- 組織力を活用した地域活動への参加、帰宅困難者対策の確立など地域社会の安全性向上対策
- 要配慮者利用施設においては、介護保険法関係法令等に基づき自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成
- 東京商工会議所や、東京経営者協会など、横断的組織を通じた災害時の地域貢献の促進

● 水害を想定した自衛消防訓練等の指導を推進し、次により事業所の自衛消防隊の活動能力の充実、強化を図る。

- 防火管理者の選任を要する事業所
  消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第８条、第８条の２等により、消防計画に基づく自衛消防隊の編成、自衛消防訓練の実施などが規定されている。
  これらの規定に基づき編成された自衛消防隊の訓練等の指導を推進する。
- 自衛消防組織の設置義務のある事業所
  消防法第８条の２の５により一定規模以上の事業所は、自衛消防組織の設置が義務づけられている。
  この規定に基づき設置された自衛消防組織が災害発生時に効果的な対応ができるように組織行動力の育成を推進する。
- 防災管理者の選任を要する事業所
  消防法第36条により防災に関する消防計画に基づき自衛消防隊の編成、避難訓練の実施などが規定されている。
  この規定に基づき設置された自衛消防組織が災害発生時に効果的な対応ができるように組織行動力の育成を推進する。
- 自衛消防活動中核要員の配置義務のある事業所
  1) ホテル、旅館、百貨店など多数の収容人員を有する一定規模以上の事業所は、火災予防条例（昭和37年東京都条例第65号）第55条の５により、自衛消防技術認定証を有する者を配置することが義務付けられている。
  2) 災害時には、これら一定の知識・技術を持つ者が自衛消防活動の中核となる要員(自衛消防活動中核要員)として活動することが有効である。このことから、自衛消防活動中核要員を中心とした自衛消防訓練等の指導を推進する。
  3) 自衛消防活動中核要員の装備として、ヘルメット、照明器具等のほか、携帯用無線機等や災害時等にも有効なバールその他の救出器具、応急手当用具の配置を推進する。
- 防火管理者及び防災管理者の選任を要しない事業所
  火災予防条例第55条の４により、自衛消防活動を効果的に行うため自衛消防の組織を編成し、自衛消防訓練を行うよう努めることが規定されている。災害発生時において

は、編成された組織が自衛消防隊として活動することが有効である。

このことから、自衛消防隊の訓練等の指導を推進する。

- 事業所は事前に風水害時における対処方針を作成し、従業員を早期に帰宅させる等、帰宅困難者を発生させないよう努める。発災時における対応として、避難計画を事前に作成する。
- 事業所は危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域等の該当性並びに被害想定の確認をするとともに、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合、防災のために必要な措置や、応急対策にかかる計画の作成等を行う。

**■　区**

広報紙や防災展等様々な機会をとらえて、事業所相互間及び事業所と住民防災組織等の連携の重要性について、広く啓発に努める。

# 第6節　ボランティアとの連携

## 第1　一般ボランティアの活動支援に係る関係機関等との連携

### (1) 対策内容と役割分担

大規模災害における被災地のニーズに即した円滑なボランティア活動を支援するため、各機関は平常時より区民活動団体等を含め、相互に連携を図る。

| 機　関　名 | 活　動　内　容 |
|---|---|
| **区** | ● **区社会福祉協議会等との連携による区災害ボランティアセンターの設置・運営訓練等を実施**<br>● **平常時から、区民活動団体等と協働し、幅広いネットワークを構築** |
| 都生活文化スポーツ局 | ● 東京ボランティア・市民活動センターとの連携による災害ボランティアコーディネーターの計画的な養成、東京都災害ボランティアセンターの設置・運営訓練等を実施<br>● 平常時から、東京ボランティア・市民活動センターを中心に、市民活動団体等と協働し、幅広いネットワークを構築<br>● 発災時、東京ボランティア・市民活動センター内に設置する東京都災害ボランティアセンターの代替設置場所を確保 |
| 東京ボランティア市民活動センター | ● 都との連携による災害ボランティアコーディネーターの計画的な養成、東京都災害ボランティアセンターの設置・運営訓練等を実施<br>● 災害ボランティアセンターの円滑な運営を含め、災害時にボランティア活動が円滑に行えるよう、平常時から、市民活動団体等と協働し、区市町村社会福祉協議会をはじめ多様な市民活動団体同士の顔の見える関係づくりを推進<br>● 区市町村社会福祉協議会や市民活動団体等による防災・減災の取組み、災害ボランティア講座、災害ボランティアセンター設置・運営訓練等を実施 |
| いたばし総合ボランティアセンター | ● 区・区社会福祉協議会等との連携により、区災害ボランティアセンターの設置・運営訓練等を実施<br>● 平常時から、区民活動団体等と協働し、幅広いネットワークを構築 |

### (2) 詳細な取組内容

**■　区**

震災等の災害による被害の拡大を防止するためには、区及び防災機関の迅速、的確な対応にあわせ、区民による自主的かつきめ細かな対応も必要である。

このため、区は、ボランティアによる自主的な防災活動が円滑に行える条件の整備を図るため、災害ボランティアの育成等を支援する。

なお、板橋区におけるボランティア活動及び育成を支援し、平常時に実施しているボランティア活動が災害時においても効率的、有機的に機能するシステムづくりを行う。

**ア　課題**

- 災害ボランティアの活動内容は、次のように多種多様であり、区民の生活全般にわたる。
  - 発災直後の災害時支援ボランティア等を中心とした救出・救護
  - 建築物応急危険度判定員会による建物の応急危険度判定
  - 発災初期の対応と並行して、避難所の支援、救助・支援物資の仕分け、道路案内などの情報提供

・　長期化した場合には、就労、借地借家、健康管理等、被災者個人に関わる対応等

- 区は、平時からボランティア振興事業を実施している日本赤十字社、板橋区社会福祉協議会・いたばし総合ボランティアセンターとの連携はもとより、社会貢献活動を行う企業等、他府県のボランティア団体や民間ボランティア団体と緊密な連携を図り、実践的に機能を果たせるように努める必要がある。
- 海外及び他府県等からの災害ボランティアの支援の受入れ態勢については、東京都と連携を図り、災害ボランティアの宿泊施設を準備する一方、外部からのボランティアの調整役となる災害ボランティアコーディネーターの育成等が重要で、その育成支援体制を整える必要がある。
- 災害中間組織（NPO やボランティア）と連携して、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握したうえで、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みを整備する必要がある。

### イ　災害ボランティアの支援

災害ボランティアへの支援策として、下記の事業を行う。

a　災害ボランティアの受付、登録
b　区主催防災訓練時における活動機会の提供
c　自主的活動（広報啓発、災害ボランティア講座等）の支援
d　ボランティアの広域連携の取組
e　ボランティアの被災地支援
f　ボランティアの受援体制の構築

# 第7節　区民・行政・事業所等の連携

## 第1　対策内容と役割分担

各主体は、従来の区民、地域コミュニティ、行政、事業所、ボランティア等が個別に実施していた対策の垣根を取り払い、平常時から相互に連携協力しあうネットワークを形成していく。

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| **区**<br>**関係防災機関** | ● **地域、事業所、ボランティア間相互の連携体制の推進**<br>● **町会・自治会等の体制強化をはじめとした地域コミュニティの活性化対策を図り、地域の防災まちづくりへの積極的な参加等を促すなど地域防災体制の強化促進**<br>● **合同防災訓練の実施**<br>● **地区防災計画の作成の推進** |
| 都各局 | ● 相互に連携協力しあうネットワークを形成するため、各種対策を推進<br>● 区市町村が行う地域相互支援ネットワークの育成の促進について、情報提供などの必要な施策の推進 |
| 都生活文化スポーツ局 | ● 都内の男女平等参画センター等とのネットワーク形成<br>● 都内の社会福祉協議会・市民活動団体等とのネットワークの形成 |
| 都総務局 | ● 共助の活動の核となる人材の育成とネットワークづくりの促進 |
| 東京消防庁<br>第十消防方面本部<br>各消防署 | ● 区民及び事業所等との協働による、自助・共助による応急手当の普及促進 |

## 第2　詳細な取組内容

### ■ 区、関係防災機関

区及び関係防災機関は、行政機関、消防機関、住民防災組織、事業所、ボランティア等が相互に連携するための協議会の設置や情報連絡体制の確保など、協力体制の推進を図るとともに、地域住民が主体となった合同防災訓練の充実を図る。

また、住民等から地区防災計画の提案があった場合、必要があると認められれば区地域防災計画の中に位置付ける。

# 第2章　　水害予防対策

本区では、台風や集中豪雨等によって過去に洪水や内水氾濫がしばしば発生し、大きな被害をもたらしており、近年では、いわゆる都市型水害の発生が見られるようになった。また、日本各地で竜巻等の激しい突風が発生している。

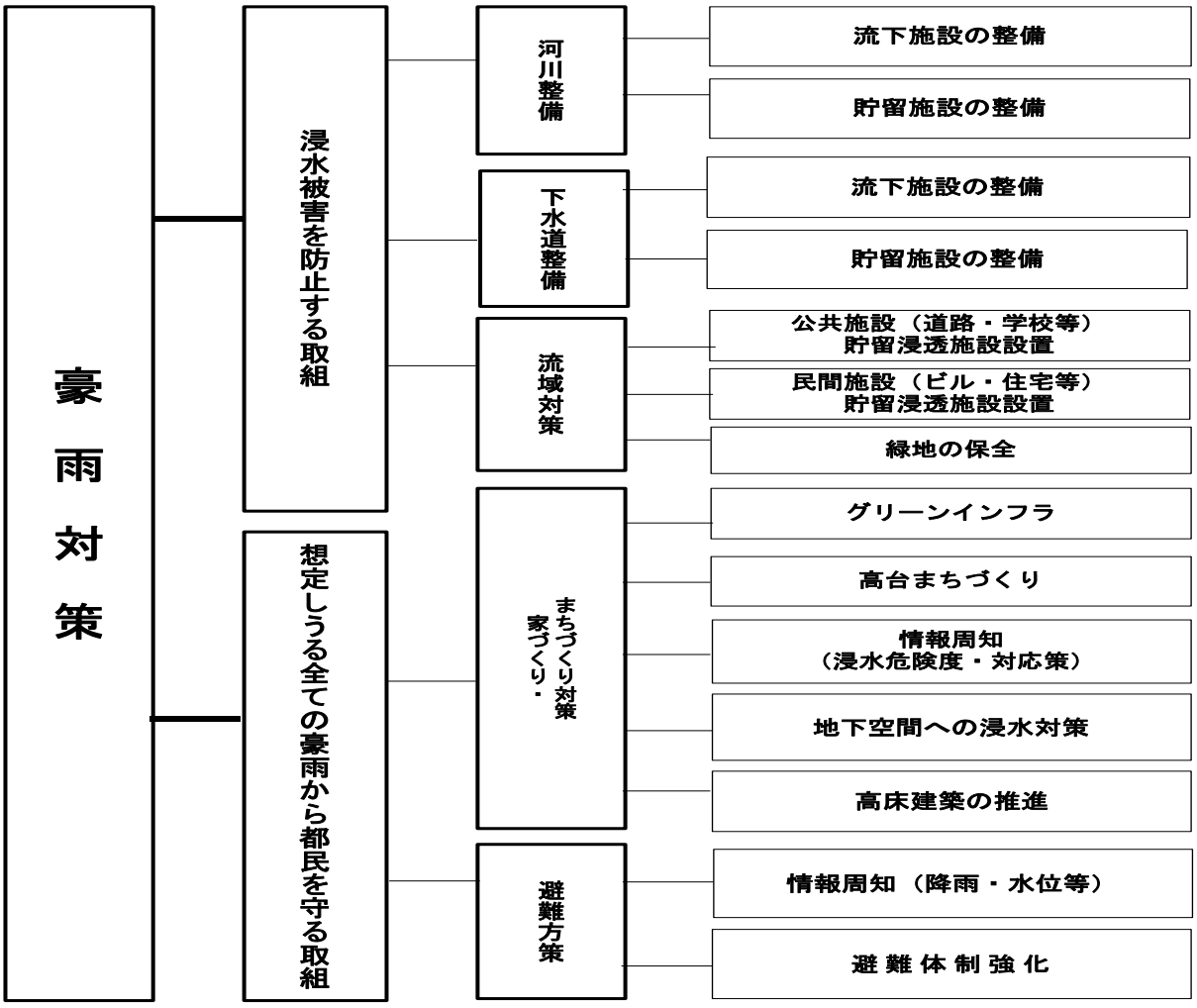
このため、豪雨対策、高潮対策、土石流対策、がけ崩れ対策、地すべり防止対策等についてそれぞれの施策を推進している。

## 第1節　豪雨対策

○　都は、平成17年9月の杉並区、中野区を中心に甚大な被害が発生した豪雨を契機に、集中豪雨に対し対策を推進するため、有識者による検討を経て、「東京都豪雨対策基本方針」を平成19年8月に公表し、平成26年6月に改定した。

○　国において令和２年７月に「気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について」がとりまとめられたことや、近年の気候変動の影響により激甚化・頻発化する豪雨災害への備えが求められていることを踏まえ、都は令和５年 12 月に「東京都豪雨対策基本方針」を改定した。

＜豪雨対策の体系＞



## 第1　東京都豪雨対策基本方針

豪雨による水害に対して、自助・共助・公助の考え方を踏まえた、豪雨対策の基本的な考え方を示したもので、豪雨対策の 5 つの施策である「河川整備」「下水道整備」「流域対策」「家づくり・まちづくり対策」「避難方策」について、具体的な方向性を示すとともに、都民を含めたあらゆる関係者による取組を推進するための基本方針として位置づけている。

### 1　基本的な考え方

気候変動に伴う 1.1 倍の降雨量に対応するため目標降雨を都内全域で 10 ミリ引き上げ、おおむね 30 年後を目標に年超過確率 1/20（区部時間 85 ミリ）の降雨に対し、河川整備、下水道整備、流域対策の主要な施策で浸水被害を防止することとし、目標を超える降雨に対しても、家づくり・まちづくり対策、避難方策に取り組み、もしもの備えを進める。

### 2　対策強化流域、対策強化地区の設定

豪雨や水害の発生頻度などを踏まえ、対策強化流域、対策強化地区を設定する。これらの流域・地区では、河川、下水道の整備水準のレベルアップを図り、目標降雨に対して浸水被害の防止をめざす。

### 3　家づくり、まちづくり、避難方策の強化

大規模地下街の浸水対策計画の充実や豪雨災害に関する情報の提供や災害発生時の体制の整備等により、避難方策を強化する。

## 第2　河川の整備

### 1　大河川の整備

○　大河川は、広い流域を形成しており、ひとたび氾濫した場合、甚大な被害を受けるおそれがある。区内では、荒川水系について、洪水による災害の防止を図るため治水対策を推進する。

#### (1)　現況

| 水系 | 現況 |
|---|---|
| 荒川 | 荒川については、中流部において荒川第二・第三調節池の整備や、堤防の浸透対策としての堤防強化対策、下流部においては京成本線荒川橋梁架替事業や高規格堤防整備を実施している。<br>また、上流部においては、支川の入間川で令和元年東日本台風被害を踏まえた「入間川緊急治水対策プロジェクト」を実施している。 |

#### (2)　計画

| 区分 | 河川整備基本方針 | 実施計画 |
|---|---|---|
| 荒川水系 | 隅田川分派点である岩淵地点において、計画高水流量 7,000 ㎥/sec とし、下流の内水流量 700 ㎥/sec を加えて、河口での計画高水流量 7,700 ㎥/sec とし、東京湾に流下させる。 | 中流部においては、荒川第二・第三調節池の整備や、堤防強化対策を実施する。<br>下流部においては、京成本線荒川橋梁架替事業や高規格堤防整備を実施する。<br>上流部においては、支川の入間川で「入間川緊急治水対策プロジェクト」に基づく遊水池整備等を実施する。 |

### 4　中小河川の整備

○　都は、都内 46 河川、324km において、川幅を広げたり（河道拡幅）、河床を掘り下げたりする（河床掘削）等の河道整備を進めてきており、引き続き時間 50 ミリに対応する河道整備を推進する。

■参照（別冊「資料編」）
資料風 2.1.1　調節池設置箇所　（都計画 別冊資料より）

＜中小河川整備計画（河川整備）＞

| 事業内容 | 区域 | 全体計画(昭和 49 年度～) | 令和元年度末整備 | 令和２年度以降整備 |
|---|---|---|---|---|
| 50mm に対処する整備 | 区部 | 107.0 ㎞ | 93.5 ㎞ | 13.5 ㎞ |

■参照（別冊「資料編」）
資料風 2.1.2　中小河川改修計画図　（都計画 別冊資料より）

○　区部で 1 時間 75 ミリの降雨に対応する目標整備水準達成に向けた調節池等の整備を推進する。

○　目標整備水準の達成に向け、現在、環状七号線地下広域調節池や野川大沢調節池等の 8 施設で整備を進めている。

＜現在整備中の施設（調節池等）の概要＞

| 河川名 | 施設名称 | 貯留量（㎥） | 着手年度 |
|---|---|---|---|
| 石神井川 | 都立城北中央公園調節池（一期） | 90,000 | H28 |

○　さらに、新たな調節池の事業化に向けた検討や環状七号線地下広域調節池の延伸（地下河川）に関する検討を進めていく。

## 第3　雨水流出抑制施設の整備

○　都は、総合的な治水対策の一環として、雨水の貯留・浸透を行う雨水流出抑制施設の設置について、都は、昭和 56 年に関係局からなる「総合治水対策連絡会」を発足させ、昭和 58 年度に創設した「総合治水対策流域貯留・浸透事業実施要綱」に基づき、都所管施設に雨水流出抑制施設の設置を推進してきている。

○　区は、降雨による水害の防止・軽減ならびに都市環境の向上を図るため、「板橋区雨水流出抑制施設設置指導要綱」（平成６年５月１日施行）を定めている。
要綱に基づき、建築を伴うすべての公共施設及び大規模民間施設（敷地面積が 500 ㎡以上）に雨水流出抑制施設（浸透ます・浸透地下埋管・透水性舗装・貯留施設など）の設置を区の総合的な治水対策の一環として指導を行っている。
また、敷地面積が 500 ㎡未満の家屋等に対する雨水浸透ます設置費用の助成を行っている（浸透効果が少ない地域は除く）。

○　都は平成 19 年 8 月に「東京都豪雨対策基本方針」を発表し、この方針に基づいて東

京都総合治水対策協議会は、平成 21 年 11 月に石神井川流域、白子川流域などについて「豪雨対策計画」を策定した。
なお、「豪雨対策計画」が策定された河川については、「総合的な治水対策暫定計画」は廃止されている。

○　各計画の内容と、各局における雨水の流出抑制の取組は、別表「豪雨対策計画概要一覧表」、「都内の特定都市河川及び総合治水対策特定河川における流域水害対策計画及び流域整備計画概要一覧表」、「都営住宅及び都立学校の雨水流出抑制施設設置状況」のとおりである。「豪雨対策計画」は平成 26 年の東京都豪雨対策基本方針の改定に伴い、順次、改定や新規策定を行っている。平成 30 年 3 月に神田川流域及び石神井川流域の「豪雨対策計画」の改定、令和元年 11 月に目黒川及び白子川流域の「豪雨対策計画」の改定を行った。

○　都は、東京都豪雨対策基本方針の対策強化流域（石神井川等の甚大な浸水被害が発生しており、豪雨対策を強化する流域）において、個人住宅等へ雨水貯留・浸透施設を設置する際の費用を区を通じて補助している。また、区による公共施設への一時貯留施設等の設置を促進するため、施設設置の実施計画策定に係る委託費や設置に係る事業費の補助を実施するなど、流域対策の強化を図っている。

＜豪雨対策計画概要及び流域整備計画概要一覧表＞

<table>
<tr><th colspan="2">河川名</th><th colspan="3">石神井川（改定）</th></tr>
<tr><td colspan="2">豪雨対策計画策定年月</td><td colspan="3">平成 30 年３月</td></tr>
<tr><td colspan="2">目標年次</td><td colspan="3">(当面)令和６年度　(長期)令和 19 年度</td></tr>
<tr><td colspan="2">現況の市街化率</td><td colspan="3">87 %(平成５年)</td></tr>
<tr><td colspan="2">目標年次の市街化率</td><td colspan="3">-</td></tr>
<tr><td colspan="2">整備目標</td><td colspan="3">・　時間 60 ミリ降雨までは浸水被害を防止<br>・　時間 75 ミリ降雨までは床上浸水等を防止<br>・　目標を超える降雨に対しても生命の安全を確保</td></tr>
<tr><td rowspan="4">流域対策</td><td rowspan="3">対策基準</td><td>敷地面積</td><td>指導主体</td><td>対策基準</td></tr>
<tr><td>0.05ha 以上</td><td rowspan="2">東京都及び<br>関係区市</td><td>600 ㎥/ha 以上</td></tr>
<tr><td>0.05ha 未満</td><td>300 ㎥/ha 以上</td></tr>
<tr><td>10 年後の目標</td><td colspan="3">豊島区　49,000 ㎥　北区　33,000 ㎥<br>板橋区　101,000 ㎥　練馬区　361,000 ㎥<br>小金井市　15,000 ㎥　小平市　175,000 ㎥<br>武蔵野市　14,000 ㎥　西東京市 112,000 ㎥</td></tr>
<tr><td colspan="4">計　860,000 ㎥</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th colspan="2">河川名</th><th colspan="3">白子川（改定）</th></tr>
<tr><td colspan="2">豪雨対策計画策定年月</td><td colspan="3">令和元年 11 月</td></tr>
<tr><td colspan="2">目標年次</td><td colspan="3">(当面)令和６年度 (長期)令和 19 年度</td></tr>
<tr><td colspan="2">現況の市街化率</td><td colspan="3">-</td></tr>
<tr><td colspan="2">目標年次の市街化率</td><td colspan="3">-</td></tr>
<tr><td colspan="2">整備目標</td><td colspan="3">・　時間 60 ミリ降雨までは浸水被害を防止<br>・　時間 75 ミリ降雨までは床上浸水等を防止<br>・　目標を超える降雨に対しても生命の安全を確保</td></tr>
<tr><td>流域対策</td><td>対策基準</td><td>敷地面積</td><td>指導主体</td><td>対策基準</td></tr>
</table>

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | | 1ha 以上 | 東京都及び関係区市 | 950 ㎥/ha 以上 |
| | | 1ha 未満 0.05ha 以上 | | 500 ㎥/ha 以上 |
| | | 0.05ha 未満 | | 300 ㎥/ha 以上 |
| | 10 年後の目標 | 板橋区　28,000 ㎥<br>練馬区　166,000 ㎥<br>西東京市　81,000 ㎥ | | |
| | | 計　275,000 ㎥ | | |

＜総合治水対策特定河川における流域水害対策計画及び流域整備計画概要一覧表＞

| 河川名 | | | 新河岸川 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 整備計画策定年月日 | | | 平成 17 年 3 月 31 日 | | |
| 目標年次 | | | おおむね 10 か年 | | |
| 現況の市街化率 | | | 49%（平成 15 年） | | |
| 目標年次の市街化率 | | | （暫定）51 % | | |
| 河川整備目標 | | | 流域対策とあわせて年超過確率 1/10 程度の降雨に対する治水安全度を確保する。 | | |
| 流域対策 | 新規開発 | 対策基準 | 敷地面積 | 指導主体 | 対策基準 |
| | | | 1.0ha 以上 | 東京都・区市町、埼玉県 | 950 ㎥/ha |
| | | | 1.0 ～0.1 ha | 東京都・区市町、埼玉県、市町 | 500 ㎥/ha |
| | | | 0.1～0.05ha | 市区町 | 500 ㎥/ha |
| | | | 0.05ha 未満 | | 各戸貯留浸透対策を奨励 |
| | | 目標対策量 | 都･県計　2,070,000 ㎥ | | |
| | 既開発地 | | 東京都（３区８市１町）　275,551 ㎥<br>埼玉県（11 市２町）　575,931 ㎥<br>合計　851,482 ㎥ | | |

## 第4　下水道の整備

下水道の基本的な役割には、汚水の排除・処理による生活環境の改善や公共用水域の水質保全とともに、雨水の排除による浸水の防除がある。
このため「東京都豪雨対策基本方針（改定）」に基づき、概ね 30 年後の浸水被害解消を目標に、1 時間 50 ミリ降雨に対応する下水道施設を整備している。

大規模地下街や甚大な被害が発生している地区について、整備水準をレベルアップした下水道施設を整備している。

計画規模を超える降雨に対しても、ハード・ソフト両面から対策を検討・実施し、安全を確保する。

### 1　下水道普及区域の浸水対策

○　区部では、都市化に伴う雨水流出量の増大によって、下水道が整備された地区でも浸水被害が発生するようになっている。このため、浸水の危険性が高い「板橋区小茂根、向原」「板橋区西台、徳丸」「板橋区成増」の 3 箇所を対策促進地区として選定し、1 時間 50 ミリ降雨に対応する幹線やポンプ所などの基幹施設の整備を進めている。これに加え、

浅く埋設された下水道幹線の流域など、幹線からの雨水の逆流による浸水の危険性のある地区を新たに重点地区として追加し、効果的な対策を進めている。

また、特に浸水被害の大きい地下街などでは、1 時間 75 ミリの降雨に対応できる貯留施設等の整備を進めている。

### 2　「豪雨対策下水道緊急プラン」の推進

○　一定規模以上の床上浸水が集中して発生した地域では、１時間 75 ミリの降雨に対応できる施設を建設する。

○　既に施設整備を計画している地域で被害が生じた地域では、施設整備の前倒しや、既存の貯留施設の活用など可能な対策を組み合わせた整備を実施する。

○　被害が比較的小規模な地域では、区と連携し、集水ますの増設などの対策を早期に実施する。

## 第5　豪雨対策の重点的な実施

○　豪雨や水害の発生頻度などを踏まえ、対策促進エリアを設定し、これらのエリアでは、流域別の豪雨対策計画を策定し、河川や下水道の整備に加え、浸透ますの設置などの流域対策を重点的に促進している。

近年の降雨特性や浸水被害の発生状況等を踏まえ東京都豪雨対策基本方針を令和５年 12 月に改定した。対策強化流域、対策強化地区を設定し、概ね 30 年後を目標に年超過確率 1/20（区部時間 85 ミリ、多摩部時間 75 ミリ）の降雨に対して浸水被害の防止をめざすこととした。

○　河道の蛇行区間や狭隘箇所等について、これまでの調査結果も活用しつつ、詳細な調査を実施し、局所改良による流下能力向上や水衝部の護岸の強化など早期に安全性が向上できる対策を実施する。

## 第6　住民への洪水情報の提供

### 1　雨量・気象情報等の即時伝達

区は、浸水の危険が予想される際に、迅速かつ的確に判断を下せるよう、都より、雨量・気象情報の提供を受ける。

#### (1)　各管理者の役割

| | |
|---|---|
| 河川管理者（都） | ○　降雨情報や河川の水位に関する情報を提供 |
| 下水道管理者（都） | ○　降雨情報や下水道管きょ内水位に関する情報を提供 |
| 水防管理者<br>（区） | ○　住民からの通報や気象情報の問合せの窓口を充実 |
| 地下空間管理者 | ○　地下街の店舗などに対して、気象情報等を提供し、注意を喚起するとともに、地下にいる人々の避難誘導などを行う。 |

### (2) インターネット等を活用した住民への情報提供

○　区は、洪水ハザードマップを作成し、浸水想定区域の周知を行っている。また、ホームページにおいて、区内に設置した水位計・雨量計及びライブカメラの情報を提供している。

■参照（別冊「資料編」）
資料風 2.1.3　水位表示個所一覧（石神井川）
資料風 2.1.4　気象観測機器設置場所一覧
資料風 2.1.5　気象観測機器配置図

○　都建設局は、都内の中小河川の水位や降雨の状況、河川監視画像、指定河川の洪水予報、土砂災害警戒情報、水位周知河川の氾濫危険情報など、水防災総合情報システムからの情報をホームページに掲載している。

　また、同様の情報をスマートデバイス向けページにも掲載し、位置情報を活用し利便性を高めるとともに、英語・中国語・韓国語でも配信している。

○　都下水道局は、下水道光ファイバーケーブルを活用して、下水道管きょ内の水位情報を区などに迅速に提供している。

　また、レーダー雨量計システムからの降雨情報を「東京アメッシュ」としてホームページに掲載するとともに、GPS 機能による現在地表示が可能なスマートフォン版を配信することなどにより、きめ細やかな降雨情報を、リアルタイムで配信している。

○　国土交通省は、荒川などの河川の水位や降雨、カメラ映像の情報をインターネットを活用して提供している。また、荒川下流部では、河川沿いに設置したカメラ映像を、光ファイバーケーブルを介して地元の CATV にリアルタイムで提供している。

## 第7　浸水想定区域の指定及び水深の公表

○　水防法（昭和 24 年法律第 193 号）の改正(平成 27 年 7 月 19 日一部施行、11 月 19 日完全施行)により、国又は都は、洪水予報河川及び水位周知河川を対象として、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に、浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定している。

○　国又は都建設局は、浸水想定区域に指定した区域及び浸水した場合に想定される水深等を公表するとともに、関係区市町村長に通知している。

＜公表済河川＞（関東地方整備局管理区間）

| | |
|---|---|
| 多摩川、浅川、大栗川 | 平成 28 年 5 月 30 日　指定・公表 |
| 荒川、入間川 | 平成 28 年 5 月 30 日　指定・公表 |
| 江戸川、中川、綾瀬川 | 平成 29 年 7 月 20 日　指定・公表 |
| 利根川 | 平成 29 年 7 月 20 日　指定・公表 |

＜公表済河川＞（都管理区間）

| | |
|---|---|
| 神田川、善福寺川、妙正寺川 | 平成 30 年 3 月 30 日　指定・公表 |
| 石神井川 | 令和元年 5 月 23 日　指定・公表 |
| 渋谷川、古川、目黒川、呑川 | 令和元年 6 月 27 日　指定・公表 |
| 境川 | 平成 30 年 6 月 28 日　指定・公表 |

| | |
|---|---|
| 鶴見川、恩田川、真光寺川 | 平成 30 年 10 月 17 日　指定・公表 |
| 野川、仙川、入間川、谷沢川、丸子川 | 令和元年６月 27 日　指定・公表 |
| 芝川、新芝川 | 令和２年５月 26 日　指定・公表 |

**■参照（別冊「資料編」）**
資料風 2.1.6　直轄河川重要水防箇所（荒川）
資料風 2.1.7　水防上注意を要する箇所等（新河岸川・白子川）

## 第8　浸水想定区域における避難体制確保

○　水防法の改正(令和５年５月 31 日施行)により、区は、浸水想定区域の指定があったときは、本計画において、当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定める。

① 洪水予報等の伝達方法

② 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

③ 浸水想定区域内に、地下街等、大規模工場その他の施設又は要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設、その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）で、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地（ただし大規模工場等については、区の条例で定める用途及び規模に該当するもの）

○　国土交通省令で定めるところにより、上記の事項を区民に周知するため、「洪水ハザードマップ」等これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じていく。

「洪水ハザードマップ」は、洪水時の堤防の決壊等による浸水状況と避難方法等の対策に係る情報を、区民に分かりやすく提供することを前提に作成し、水防法の規定による浸水想定区域制度の円滑な実施、その他地域の特性に応じたソフト面での治水対策を推進し、洪水による被害を最小限にとどめることを目的とする。

## 第9　地下空間への浸水被害対策

### 1　施設管理者等への情報提供

区は、地下街、地下駐車場等の地下空間の分布把握に努めるとともに、地下空間の施設管理者等に対して、気象情報等の浸水の危険性に関する情報を提供する（本章第１節第６「住民への洪水情報の提供」参照）。

### 2　区への支援

都は、区が地下空間の浸水被害対策を実施する際に、必要な情報提供や技術的支援などを行う。

### 3　地下空間管理者による情報判断

○　地下空間管理者は、日頃から浸水実績図や浸水想定区域図を基に、当該地下空間の浸水の危険性を把握し、避難誘導経路を確保した上、施設利用者の避難確保計画及び浸水防止計画を作成し、区長に報告し、公表する。

○　また、地下空間管理者は、提供される降雨に関する情報等を積極的に活用するとともに、出口付近の地盤高を目安にして、早めの警戒策を講じる。

## 第10　洪水ハザードマップ等の作成・公表

想定される浸水の区域や程度、避難路や避難所などの情報をわかりやすく図示した「洪水ハザードマップ」を公表し、事前に住民へ周知することは、住民の危機管理意識の向上や自主的避難態勢の確立など、洪水の被害軽減に極めて有効である。

### 1　浸水予想区域図の作成

○　浸水予想区域図の目的

ア　住民が住居地区内の浸水予想から、それぞれの地域における危険性を認識し、自らが避難等の対策を講じる資料とする。

イ　建築の際、浸水被害を防止する建築構造上の配慮を行うための参考資料とする。

ウ　予想浸水深を知ることにより、住民が水害に強い生活様式の工夫を図る。

エ　水防活動を円滑に行うための資料とする。

○　浸水予想区域図は、都及び流域内の区市町村等で構成された都市型水害対策検討会及び連絡会において流域ごとに作成され、既往の東海豪雨版について平成 20 年９月までに都が管理するすべての河川について、作成・公表された。現在は、想定し得る最大規模の降雨を前提とした浸水予想区域図の作成・公表が完了している。

○　区及び都は、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知を図る。

### 2　洪水ハザードマップの作成

浸水予想区域図や浸水深、また避難所・避難経路などを、住民にわかりやすく示した「洪水ハザードマップ」は、事前情報の提供手段の一つであり、住民の迅速かつ円滑な避難行動や危機管理意識の高揚に役立つ有効な手段である。

＜洪水ハザードマップの内容＞

| 内　　容 | 活　　用 |
|---|---|
| ○　浸水実績、浸水予想区域及び浸水深<br>○　避難所<br>○　避難経路<br>○　危険箇所（道路冠水常襲箇所など）<br>○　要配慮者関係施設（病院、福祉施設、学校等）<br>○　防災関係機関（役場、ライフライン管理者、報道関係等）<br>○　防災関係施設（水防倉庫等） | ○　住民に事前配付し、日常から防災意識の高揚、水害時の避難行動の迅速かつ円滑化を図る。<br>○　水防計画や避難計画の検討基礎資料とし、行政機関の水防活動指示、避難指示等発令、避難誘導等を支援する。<br>○　土地利用の誘導、住まい方・建築様式などの判断材料とし、耐水型まちづくりの基礎資料の一つとして活用する。 |

### (1) 作成主体

洪水ハザードマップは、洪水時の住民の避難などに役立てることを目的とすることから、地域の防災の責任を有する区が作成する。

### (2) 洪水ハザードマップの作成

○　区は、都市型水害対策検討会及び連絡会で作成した流域ごとの浸水予想区域図や浸水想定区域図をもって、洪水ハザードマップの原案及び防災上の課題について調査・検討した上で、洪水ハザードマップを作成する。

○　区は、地域の実情と作成の目的を的確に反映するため、都などの関係機関（学識経験者、気象専門機関、関連区市町村、防災市民組織関係者、地域の代表者等）の協力を得ることとする。

#### ア　洪水ハザードマップの原案作成

洪水ハザードマップの作成条件を設定するとともに、浸水や避難に係る情報を収集整理し、洪水時において、どうすれば住民が安全に避難できるのかを十分に議論し、その検討結果を基に原案を作成する。

#### イ　防災上の課題の検討・整理

洪水ハザードマップ作成の検討過程から明らかになった防災上の課題を抽出・整理する。例えば、避難手段、避難所、避難経路、情報伝達体制、伝達手段、要配慮者の避難、ライフラインなどに関する課題を整理する。

### (3) 住民への普及啓発

区は、作成した洪水ハザードマップが有効に活用されるよう、地域住民に対し速やかに公表・配布するなど、積極的に普及啓発する。

また、中小河川のハザードマップを考慮し、集中豪雨による水害等への不安を減らすため、住民が自主的に避難できる体制をつくる。

### (4) 水防計画、地域防災計画等における活用

○　区は、作成したハザードマップを水防計画、地域防災計画等において活用する。

○　区は、浸水想定区域内の地下街や要配慮者が利用する施設等の名称、所在地を把握する。

## 第11　避難体制等の整備・確立

### 1　防災拠点施設の現状の点検と浸水時における対策

区は、風水害対策の要である防災拠点施設が、氾濫、浸水時に機能を果たせるかどうか点検と対策の推進を行う。

防災拠点施設：庁舎・支庁舎、水防倉庫、避難所、排水機場等

対策例：施設の床面・機器の嵩上げ、止水壁・止水板の設置等

### 2　資器材、物資の備蓄

区は、水防活動、避難活動、避難者支援のための資器材、物資を常時から備蓄しておき、それらを水害時に円滑に活用・配給できるよう地域防災計画、体制を点検し、充実を図る。

### 3　迅速かつ正確な情報収集及び伝達

○　区は、洪水氾濫の対策として、迅速かつ的確な災害対応のために、まず正確な情報の収集・伝達が必要である。このため、防災関係機関と連携を図り、情報の交換に努め、必要な情報を共有・伝達できる体制をつくる。

○　区は、地下空間や要配慮者が利用する施設等に対し、洪水予報等の伝達を確実に行うとともに、地下街管理者や住民などが必要としている情報をテレビ、ラジオ等マスメディアを通じ、情報を迅速に提供するなど、マスコミ等との連携の強化を図る。

○　区は、避難指示発令基準を設定する場合には、都市河川の特性を考慮して、①準備基準、②指示基準の２段階に分けて情報を提供するなど、住民が余裕を持って、安全かつ円滑に避難を行えるような基準づくりを実施する。

### 4　緊急一時避難場所の整備

■参照
第５部第７章第３節「避難誘導」

## 第12　広報・啓発

○　区は、浸水予想区域図や洪水ハザードマップにより、住民が浸水の危険性や避難所・避難経路を事前に認識できるようにする。

○　住民に対しては、水害の危険性や対策の必要性をパンフレット等の配布やインターネット等への掲載を通じて広める。

○　全国統一基準によるピクトグラムを使用して、小中学校等の避難所に旅行者や外国人等にも分かりやすい看板を設置する（令和６年度）。

○　国土交通省「まるごとまちごとハザードマップ」の取組や住民要望を勘案し、新河岸・舟渡・高島平・蓮根地区の電柱及び区立施設への浸水深表示を設置する（令和６年度～８年度）。

## 第13　下水道におけるリスクコミュニケーションの充実

### 1　防災意識の啓発

#### (1)　浸水対策リーフレットの配布

住民自身が行う浸水に対する備えを分かりやすく周知するとともに、戸別訪問により住民

からの意見を伺い、パートナーシップを構築する。

**(2) 道路集水ますの点検(区、町会・自治会・住民防災組織等との連携)**

道路集水ます機能を確保するため、区や町会・自治会・住民防災組織等と連携を強化する。

**(3) 体感できるイベントの開催**

浸水対策強化月間の取組として、半地下・地下室水圧体験装置「水圧くん」による浸水時の避難体験、ポンプ所の見学会など住民が浸水対策の必要性を体感できるイベントを実施する。

**(4) 見学会や出前授業等の開催**

現場見学会(幹線工事など)を開催し、住民への雨水対策事業を周知するとともに、小学校の総合的な学習の時間等を利用し、浸水対策を分かりやすく周知する。

## 2　関係機関との連携

**(1) 区等との連携**

・樋門の開閉状況や時刻、水位など操作情報の共有を図る。
・浸水に対する予防措置を図るため、地下室・半地下室の危険性を住民に周知する。
・周知に当たっては、建築確認申請の窓口で浸水対策のリーフレットを配布するよう、区等に協力を依頼する。
・樋門の役割や開閉による浸水の危険性、樋門の操作情報などの共有を図る。

**(2) 消防署との連携**

浸水発生時に適切な対応を図るため、水防訓練での土のう積みや簡易水防工法の実演を通し、住民に技能を習得させる。

# 第2節　土砂災害対策

土砂災害対策における対策内容と役割分担（都）

| 各機関 | 内容 |
|---|---|
| 都都市整備局 | がけ、擁壁対策、宅地の安全化 |
| 都建設局 | 土石流対策、地すべり対策、急傾斜地崩壊対策 |
| 都産業労働局 | 山地災害危険地の安全化 |

## 第1　がけ崩れ対策

がけ、擁壁対策は、原則として所有者、管理者等が行うべきものであるが、都は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号)、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号、以下、「盛土規制法」という。）に基づく規制指導を行う。

### 1　がけ、擁壁等の安全化

○　都都市整備局・区は、がけ地に建築物や擁壁等を設ける場合、建築基準法及び東京都建築安全条例に基づき、防災上の見地から指導を行う。また、宅地造成等工事規制区域内にあっては、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）及び盛土規制法に基づき、がけ・擁壁について許可・指導・監督を行う。

○　既設の危険ながけ・擁壁の所有者や管理者に対して、盛土規制法に基づき、許可を必要とする宅地等についてはその保全や災害の防止について指導を行う。また、都都市整備局は、区が行うがけ・擁壁の危険度調査等に対して助成を行い、調査等の促進を図ることで、所有者に自己の所有するがけ・擁壁の危険性を認識させ、その改善に結びつけていく。

### 2　宅地造成地対策

○　盛土規制法は、宅地造成に伴い、災害が生ずるおそれの著しい市街地又は市街地になろうとする土地の区域を、都知事が宅地造成等工事規制区域内として指定し、この区域内における宅地造成工事には、技術的基準に従った造成を確保するため、都知事の許可及び工事完了検査を義務付けており、必要な指導・監督を行うとともに、宅地の所有者等に対しても宅地保全の努力義務を課している。

○　区では、525.6ha の宅地造成工事規制区域が指定されており、この法律に基づく規制を行っている（令和 6 年 7 月を目途に都が新区域を設定し、区内全域が規制区域となる予定)。




区域面積　５２５．６ha
区域指定の決定日及び番号
　昭和３８年１１月４日
　建設省告示第 2794 号
効力発生日
　昭和３８年１１月１０日

# 第3節　土砂災害に関するソフト対策

内容と役割分担

| 機関名 | 対策内容 |
|---|---|
| **区** | **● 土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域等における避難体制の整備**<br>**● 土砂災害警戒区域等を有する場合の避難体制の整備** |
| 都建設局 | ● 土砂災害防止法に基づくソフト対策<br>● 土砂災害警戒区域等の指定<br>● 土砂災害警戒情報の提供 |
| 気象庁 | ● 土砂災害警戒情報の提供 |

## 第1　土砂災害防止法

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号。以下「土砂災害防止法」という。）は、土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようとするものである。

## 第2　土砂災害警戒区域等の指定

○　都建設局は、大雨で土砂災害の危険性が高まったとき、迅速で適切な避難行動がとれるよう土砂災害警戒区域の指定などを進める。

○　土砂災害特別警戒区域の指定により、特定の開発行為の抑制、建築物の構造規制を行い、土砂災害の発生するおそれのある箇所の増加抑制と建物の安全性を高め、土砂災害による人的被害を防止する。

○　区は、地域防災計画に土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域を記載するとともに、土砂災害に関する情報の住民への伝達方法等を記載した印刷物を配布する等必要な措置を講じる。

区内における土砂災害警戒区域等の指定状況（令和５年 10 月末時点）

| | 土砂災害警戒区域 | 土砂災害特別警戒区域 |
|---|---|---|
| 指定箇所数 | 147※ | 114 |

※北区から板橋区にまたがる１箇所を含む

## 第3　土砂災害警戒情報の提供

○　大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、区長が防災活動や住民等への避難指示等の災害応急対応を適切に行えるよう支援するため、国土交通省河川局（現水管理・国土保全局）と気象庁が連携して判断基準となる土砂災害警戒避難基準雨量の設定手法を策定した。

○　都建設局は、これに基づき、気象庁と都が共同して発表するための情報伝達体制を整備し、平成 20 年２月１日に発表を開始した。

## 1　土砂災害警戒情報の目的

都と気象庁が共同で発表する情報で、大雨警報発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、区町村長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう区市町村ごとに発表する。

## 2　土砂災害警戒情報の基本的な考え方

○　区や住民等に必要な防災情報を効果的に提供し、迅速かつ適切な防災対応を支援していくために、災害対策基本法に基づき大雨警報に伴って都が区へ通知する「予想される土砂災害等の事態とこれに対してとるべき措置」と、気象庁が行う大雨警報が発表されている際の土砂災害のおそれについての解説とを 1 つに統合した情報として、都と気象庁が共同して作成・発表する情報である。

- 発表対象地域を設定する際は、災害対策基本法に基づく避難指示等の権限者である区長を利用者として考える。
- 住民の自主避難の判断等にも利用できるよう留意する。
- 伝達は、発表者（都及び気象庁）から水防計画で定めた伝達経路により行うものとする。指定公共機関及び指定地方公共機関への情報伝達に関しては大雨警報の伝達に準ずる。
- 大雨による土砂災害発生の危険度を降雨に基づいて判断して、土砂災害に対する警戒及び警戒解除について作成・発表するものである。また、大雨警報を受けての情報であることから大雨警報発表後に発表する。
- 区の防災上の判断を迅速かつ的確に支援するため、分かりやすい文章と図を組み合わせた情報として作成する。
- 土砂災害に対する事前の対応に資するため、土砂災害の危険度に対する判断には気象庁が提供する降雨予測と土壌雨量指数を利用する。
- 局地的な降雨による土砂災害を防ぐためには、精密な実況雨量を把握する必要がある。そのため、気象庁のデータに加えて都の持つきめ細やかな雨量情報を活用する。
- 国土交通省、気象庁及び都は、区をはじめとする関係機関、住民の防災対応に活用されるよう、土砂災害警戒情報の目的及び内容等について、連携して広報活動に努める。
- 今後、新たにデータや知見が得られたときは、土砂災害警戒情報の発表の判断に用いる指標・基準の見直しを適宜行う。

## 3　土砂災害警戒情報の特徴及び利用に当たっての留意事項

○　土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。したがって、土砂災害警戒情報の利用に当たっては、個別の災害発生個所・時間・規模等を詳細に特定するものではないことに留意する必要がある。

○　土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については発表対象とするものではないことに留意する。

### 4　土砂災害警戒情報の発表基準

○　都と気象庁は共同して、発表のタイミング、発表頻度等を検討し、利用者の意向を考慮の上、土砂災害警戒情報の警戒基準・警戒解除基準を作成・決定し、これを用いて土砂災害警戒情報の発表を行う。

### 5　土砂災害警戒情報の伝達

○　気象庁は、専用通信施設等により、都総合防災部等関係機関、日本放送協会（NHK）等報道機関へ伝達する。

○　都は、区及び各支庁・建設事務所へ、防災 FAX 及び DIS (災害情報システム)を利用し伝達する。

### 6　区の対応

○　区は、土砂災害警戒情報を受けた際は、直ちに住民へ伝達し、地域防災計画の定めに基づき行動する。

## 第4　避難体制等の整備・確立

○　土砂災害警戒区域の指定のある区は、土砂災害防止法第８条に基づき、地域防災計画に警戒避難体制に関する事項を定め、円滑な避難体制を確保する。
避難体制の確保と向上にあたっては、「土砂災害警戒避難ガイドライン」などを参考に、近年の土砂災害や区の地域特性を踏まえて検討し、また継続的にその内容を見直す。

○　避難指示等の発令基準について、区は「避難情報に関するガイドライン」（内閣府）を参考に検討の上策定し、また適宜見直しを実施する。

○　土砂災害防止法に基づき、区は土砂災害警戒区域の指定があったときは、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定める。（土砂災害防止法　第８条第１項第４号）

・警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要するものが利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

# 第3章　噴火降灰事前対策

## 第1節　区民等の防災行動力の向上

区民に対して、下記の事項について普及啓発を行う。

① 日頃から報道機関、都、区を通じて、気象庁が発表する火山の噴火警報、予報や降灰予報などを理解しておく。

② 降灰に備え、マスクやゴーグルなどを用意しておく。また震災時と同様に水、食料等を最低 7 日分程度備蓄しておく。

③ 降灰を屋内に侵入させないための対策や、家族の役割分担をあらかじめ決めておく。

④ 降灰が雨水等の流れをせき止めないように、地域ぐるみで側溝の詰まりなどを取り除くなどの対策を協力して行う。

⑤ 事業所は、噴火から区への降灰までには一定の時間的猶予があることから、交通機関等に影響が及ぶ前に従業員等を早期帰宅させる。

また、降灰による影響は健康被害や交通機能の支障など多岐に及ぶため、以下に示す降灰時の対応行動についても周知を行う。

① 健康被害への予防対策

外出する際はマスクやハンカチ、もしくは衣服で鼻と口を覆う。また、コンタクトレンズは使用せず、眼鏡やゴーグルをかける。可能な限り、常にすべてのドアや窓を閉めておく。

② 交通被害への予防対策

a 自動車運転の制限

少量の降灰でも視界が悪くなり、自動車の運転による火山灰の巻き上がりによってさらに条件が悪化する。また、火山灰は自動車の故障原因にもなるため、運転は控える。

b 運転の際の注意事項

どうしても運転しなければならない場合は、十分な車間距離を取り、ヘッドライトを点けて徐行運転を心がける。

乾いた火山灰がフロントガラスに堆積している際にワイパーを使うと、フロントガラスを傷つける可能性があるため、走行中において定期的に停車して、フロントガラスの清掃を行う。

火山灰が大量に積もった後には、800km から 1,600 km の走行ごと、もしくは大量の火山灰を浴びた後に、整備工場で清掃する。エンジンやラジエーターなどの重要部品まで毎日清掃する。

③ 建物被害への予防対策

ドアや窓を閉め、すき間風が入る窓にはテープを張る。

電化製品にはラップなどでカバーをして、周囲の火山灰が完全に無くなるまでカバーをはずさない。

下水がつまらないように、雨どいや配水管を排水溝からはずす。さらに、排水溝もつまらないように、火山灰と水が地面に流れるような状態にする。

④ 降灰中の対応

屋内にとどまり、パニックに陥らず冷静に行動する。屋外にいる場合は、避難できる施設を探す。仕事中に火山灰が降り始めてしまった場合には、火山灰が降り止むまで屋内に留まる。

## 第2節　火山降灰対策用資機材の備蓄

火山降灰対策用として、区では火山灰対応用防塵マスクや粉じん対策用ゴーグルの備蓄を行う。また、火山灰の清掃用具としてほうき・塵取り、火山灰を回収するためのごみ袋のほか、収集した火山灰の運搬用の折りたたみリヤカーの配備を行っていく。

# 第4章　安全な都市づくりの実現

## 第1節　安全に暮らせる都市づくり

### 第1　市街地（木造住宅密集地域を含む。）の不燃化促進

(1) 対策内容と役割分担

計画的な土地利用の誘導、建築物の更新、都市基盤施設の整備、避難場所等の確保等により、地域特性に応じた防災都市づくりを推進する。

また、防災機能を有する既存施設等も最大限に活用した取組により、安全な都市づくりを図っていく。

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| **区** | **● 地域特性に応じた防災都市づくりを推進<br>● 公園の整備<br>● 緑地・農地の保全<br>● 道路の整備<br>● 都市計画道路の整備** |
| 都都市整備局 | ● 地域特性に応じた防災都市づくりを推進<br>● 防災都市づくりに資する事業等の促進<br>● その他の防災都市づくり事業等の推進<br>● 都市空間の確保<br>● 公園の整備の推進<br>● 緑地・農地の保全<br>● 臨海副都心の整備 |
| 都建設局 | ● 道路の整備<br>● 都立公園の整備<br>● 河川、海岸保全施設等の整備 |
| 都産業労働局 | ● 農地の防災機能の強化 |
| 都港湾局 | ● 海岸保全施設、港湾等の整備<br>● 海上公園の整備<br>● 臨海副都心の整備 |

(2) 詳細な取組内容

**■　区**

**ア　対策方針**

- 区は、都の施策と連携し、区の地域特性に応じた防災都市づくりをめざして、市街地の不燃化などの防火対策を推進する。
- 区は、これまでのさまざまな地震災害の教訓を活かし、将来起こりうる大規模な地震を想定し、事前対策として、建物の倒壊や延焼を防ぎ、安全に避難でき、被災後の応急対策から復旧復興が効果的に行える、地震災害に強い都市づくりに取り組む。

＜区の対応＞

| 区分 | 施策 |
|---|---|
| （ア）　防災上安全な建物づくりの推進 | a　倒れにくい建物づくりの推進（住宅の耐震診断や耐震工事に係る助成制度の活用、公共建築物等の耐震改修）<br>b　燃えにくい建物づくりの推進（防火地域や新たな防火規制区域の追加等）<br>c　屋外空間の防災性の向上（接道部の緑化(生垣化等)によるブロック塀倒壊の解消、行き止まり道路の解消等） |
| （イ）　燃え広がらない市街地づくり | a　避難経路となる幹線道路沿道や後背地を含めた地区の不燃化の推進<br>b　防災街区整備地区計画等による不燃化の推進 |
| （ウ）　安全な避難手段や防災拠点の確保 | a　避難経路や避難地等の防災拠点の確保<br>b　避難生活の拠点となる学校や行政機能の中枢を担う庁舎等の防災拠点の耐震性の強化<br>c　救出・救助や復旧活動に必要な資機材や避難生活支援等に係る毛布や災害用トイレ等の備蓄の確保、訓練等の活用等<br>d　防災拠点を結ぶ緊急輸送路のネットワーク化 |

### イ　防火対策の推進

#### （ア）　計画方針

板橋区は、木造建築物の密集及び狭小な道路の地域を有しているほか、住宅と工場が混在している地区もあり、震災時の火災延焼の危険性が高くなっている。このため区は、建築物の不燃化や市街地整備を積極的に推進し、火災の延焼拡大防止及び安全な避難道路の確保に努めるものとする。

一方、消防活動においては、区民による初期消火とともに、消防署、消防団による消火活動が円滑に行われることが重要である。

したがって、消防用車両の進入が可能な道路整備と、震災等における消防水利の確保を図るとともに、防火貯水槽等の整備を促進する。

#### （イ）　計画目標

##### (a)　市街地の不燃化

市街地の出火・延焼の危険性を減少させるため、「板橋区都市づくりビジョン」、「板橋区都市防災不燃化計画」、「東京都防災都市づくり推進計画」に基づき、都と連携し、次の事項を重点として不燃化を計画的かつ効果的に推進する。

| 事項 | 内容 |
|---|---|
| 木造建築物の密集地区整備（面的整備） | 木造建築物の密集地区では、居住環境の改善、オープンスペースや生活道路の整備に合わせて、不燃化の促進を図る。 |
| 駅周辺地区等の整備（拠点整備） | 木造建築物が密集する駅周辺等では、市街地再開発事業（大山町ピッコロ・スクエア周辺地区、大山町クロスポイント周辺地区、上板橋駅南口駅前東地区、上板橋駅南口駅前西地区、板橋駅西口地区、板橋駅板橋口地区）等を推進し、共同化による建築物の不燃化、オープンスペースの確保に努めるものとする。 |

| | |
|---|---|
| 延焼遮断帯の整備<br>（線的整備） | ● 避難道路周辺及び都市防災構造化対策事業計画に基づく避難路周辺の建物の不燃化を促進することにより、延焼を防止し、避難時の安全性を高めるため、延焼遮断帯を整備するとともに延焼遮断帯に囲まれた地区の防災機能の向上を図る。<br>● この他、各種整備事業により、公共施設やオープンスペースを確保し、災害時の救援活動、物資運搬配付などが円滑に行えるよう配慮することも必要である。<br>● 道路整備と一体的に進める沿道まちづくりに基づき、主要な都市計画道路の整備を進め、延焼遮断帯の整備を図る。 |

**(b)　防火貯水槽等の整備**

防火貯水槽等の消防水利については、公共施設や住宅団地等の建設にあわせて、整備を推進する。

**(c)　生活道路等の整備**

生活道路等については、消防活動を容易にし、避難にも安全な道路を確保するため、住環境改善整備の各事業に合わせるなどして、狭隘（あい）道路等の解消に努める

## 第2　河川管理施設等の整備

**■　区**

公共土木施設の耐震性を向上させ、浸水被害等を防ぐ。

## 第3　高層建築物における安全対策

### (1)　対策内容と役割分担

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| **区** | **● 建築基準法に基づく完了検査や特殊建築物等定期報告制度等を通じた高層建築物の安全性の確保** |
| 東京消防庁<br>第十消防方面本部<br>各消防署 | ● 高層建築物等に係る防火安全対策に基づく指導<br>● 関係事業所に対する対策の指導 |
| 警視庁<br>第十方面本部<br>各警察署 | ● 高層建築物における避難誘導、救出救助活動等の適正化 |
| 都都市整備局<br>指定確認検査機関 | ● 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に基づく完了検査や特定建築物定期報告制度等を通じた高層建築物の安全性の確保 |

### (2)　詳細な取組内容

● 対策方針

・高層建築物において、地震火災や混乱などによる被害を防ぐため、施設の安全化や避難誘導、救出救護体制の整備等を進める。

・ 首都直下地震などの大地震が発生した場合、高層建築物においては、建物が倒壊しなくても、建物の揺れによる家具類等の転倒や、エレベーター内の閉じ込め等が生じる可能性があるほか、エレベーターの復旧までの間、居住者は階段を利用して上下移動せざるを得ず、高層階の居住者ほど、地上階との往復が困難になり孤立するおそれがある。

・ このため、都、区、区民、関係団体等が連携し、家具類の転倒・落下・移動防止対策やエレベーター閉じ込め防止対策を推進するとともに、自家発電機の整備や燃料確保、飲料水や食糧などの備蓄、発災時の情報伝達、高層建築物内や地域の住民との間の共助の仕組みづくりなど高層建築物の各課題に対する取組を進めていく。

■参照
第３部第４章第２節第２「エレベーター対策」、第３「落下物、家具類の転倒・落下・移動の防止」

**■　区、関係機関**

区等は、建築基準法等に基づき、高層建築物について、安全確保のための措置をとる。

| 対象 | 実施主体 | 内容 |
|---|---|---|
| 高層建築物の建築 | 都都市整備局<br>区<br>指定確認検査機関 | 建築基準法に基づき、建築確認、中間検査及び完了検査を行い、防災上や構造上の安全性を確保する。 |
| 既存の超高層建築物 | 都都市整備局<br>区 | 建築基準法に基づく定期報告制度により、毎年あるいは３年ごとに維持保全の状況について報告を求め、安全性の確保を図る。 |

## 第4　がけ・擁壁、ブロック塀等崩壊防止、土石流、地すべり等の防止

### (1) 対策内容と役割分担

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| **区** | **● がけ・擁壁、ブロック塀等の安全化<br>● 土砂災害防止法に基づくソフト対策<br>● 農地・農業用施設の安全対策** |
| 都都市整備局 | ● がけ・擁壁等、ブロック塀の安全化<br>● 宅地の安全化 |
| 都産業労働局 | ● 山地災害危険地の安全化<br>● 農地・農業用施設の安全対策 |
| 都建設局 | ● ハード対策（土石流対策、地すべり対策、急傾斜地崩壊対策）<br>● 土砂災害防止法に基づくソフト対策 |
| 都環境局 | ● 保全地域の急傾斜地崩壊対策 |
| 都各局 | ● ブロック塀等の安全化 |

### (2) 詳細な取組内容

**■　区**

**ア　がけ・擁壁、ブロック塀等の安全化**

区は、がけ・擁壁等の安全化のため、次の防災措置を行う。

a　がけ、擁壁に接している宅地及び建築物の安全を図るため、がけ等に関する指導用パンフレットを参考にして区民へ啓発周知に努める。

b　区民が建築する場合、安全適正な建築ができるよう「建築のてびき」のパンフレットを用意し、区民へ周知するとともに、常時相談に応じる。

c　危険ながけ地などは、改善の指導を行う。また、がけ地付近に建築物を建築する場合は、安全な擁壁を設けるか、又は、がけ崩れにより建築物が被害を受けないよう安全な構造とするように指導する。
なお、がけ地に関係のある者から申し出がある場合は、現地調査のうえ指導する。また、パトロール等でがけの危険性を確認した場合は、改善の指導を行う。

d　区が実施した実態調査の結果で、危険度が高いブロック塀等の所有者等へ注意喚起の啓発周知を行い、改善指導に努める。

**イ　土石流、地すべり、急傾斜地崩壊、山地災害、農地・農業用施設災害等防止**

区は、ハザードマップの整備等の情報提供を行うとともに、警戒避難時の避難方法について周知徹底を図る。

# 第2節　建築物の耐震化及び安全対策の促進

## 第1　建築物の耐震化の促進

### (1) 対策内容と役割分担

| 機　関　名 | | 対　策　内　容 |
|---|---|---|
| 区 | 都市整備部 | ● 耐震改修促進計画に基づく、住宅、建築物の耐震化促進 |
| | 各施設管理部署 | ● 公共建築物等の耐震化 |
| 都各局 | | ● 公共建築物等の耐震化 |
| 都主税局 | | ● 税制面での耐震化支援 |
| 都都市整備局<br>都住宅政策本部 | | ● 東京都耐震改修促進計画に基づく、民間建築物等の耐震化促進 |
| 都保健医療局 | | ● 東京都災害拠点病院の耐震化 |
| 都福祉局 | | ● 東京都災害拠点病院、社会福祉施設等の耐震化 |

### (2) 詳細な取組内容

■　区

ア　建築物の耐震化

（ア）　計画方針

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下、「耐震改修促進法」という。）に基づき策定した板橋区耐震改修促進計画（平成 20 年３月策定。平成 28 年度・令和３年度改訂。）により、住宅・建築物の耐震化を計画的・総合的に促進していく。

＜住宅・特定建築物の耐震化の現状と目標＞

| 建築物の種類 | 耐震化率 | |
|---|---|---|
| | 現状※<br>令和２年度末 | 目標<br>令和７年度末 |
| 住　宅 | 86.1% | おおむね解消 |
| 民間特定建築物 | 91.4% | 95% |
| 一般緊急輸送道路沿道建築物 | 85.7% | 90% |
| 特定緊急輸送道路沿道建築物 | 90.8% | 100% |

※平成 30 年住宅・土地統計調査をもとに、東京都の推計方法に準じて算定した推計値等

（イ）　防災措置指導

(a)　危険建築物の措置指導

1)　建築物の防災査察

防災措置の不十分な建築物による人身事故を未然に防止するため、危険建築物の防災査察を実施し、改善指導する。

2)　特殊建築物の定期報告

不特定多数の者が利用する特殊建築物等について、防災上適正に維持保全させるため、建物所有者にその状況の調査結果を定期的に報告させ指導する。

(b)　一般建築物及び工作物の措置指導

1)　建築物等の位置、構造、設備について建築基準法関係法令に基づき定められた技術上の基準に適合した状態に施工及び維持するよう指導する。

2)　敷地形態によるもの

| 敷地形態 | 措置指導内容 |
|---|---|
| 幅員４メートル未満の狭小な道路 | ア）建築基準法に基づき避難上、通行安全上幅４メートル以上必要とされる道路で、現況幅員４メートル未満の狭小な道路は、中心から２メートル後退した線を道路境界とし、道路内に建築物、工作物等を設置しないよう指導する。<br>イ）防災上等の安全性を高めるため、その後退部分の道路整備について積極的に理解と協力を求める。<br>ウ）大規模建築物等の計画に際しては、最小幅員として４メートルを確保するよう指導を行う。 |

3)　一般建築物等については、防災上の視点から、補強等の指導を行うものとし、災害時の迅速な復旧活動に支障を生じないようにする。また、特定建築物の所有者に対して、耐震改修促進法に基づく指導・助言等を行う。

### （ウ）　公共施設防災計画

#### (a)　防災計画

今後、建設する公共施設（区有施設）については、可能な限り防火貯水槽、備蓄倉庫等を設置することとする。

#### (b)　既存公共施設の耐震補強

公共施設は、地震等による災害から防護することが必要である。なお板橋区においては、板橋区耐震改修促進計画に基づき、計画の対象となる公共施設について平成 30 年度までに耐震化を完了させている。

#### (c)　消防水利等の整備

公共施設内に防火貯水槽及び消火栓その他の消火設備の整備を推進する。

#### (d)　オープンスペースの確保

震災時において、避難時の安全確保と火災の延焼防止のため、市街地の中にオープンスペースを確保することは「防災に強いまちづくり」の基本的課題である。このため、公園・児童遊園の整備を推進する一方、公共用地の確保、緑地・農地等の保全に努める。

#### (e)　建造物防災訓練

消防法施行令別表第１に示す防火対象物の防火管理者は、建造物の各災害別の防災訓練を事業所消防計画等に基づいて次表を参考に実施する。

| 訓練を要する対象物 | 訓練の時期及び回数 | |
|---|---|---|
| | 火災 | 火災以外の災害 |
| 消防法施行令別表第１の１項～４項、５項イ、６項、９項イ、16 項イ、又は 16 項の２に該当する防火対象物で収容人員 30 人以上のもの | ２～３月１回<br>11～12 月１回 | ６～９月１回 |
| 収容台数 50 台以上の車庫、駐車場 | ２～３月１回<br>11～12 月１回 | ６～９月１回 |
| 重要文化財 | １月下旬１回<br>11～12 月１回 | ６～９月１回 |
| 上記以外のもの | ２～３月１回<br>11～12 月１回 | ６～９月１回 |

■参照（別冊「資料編」）
資料震 2.3.4　消防法施行令別表 1

### イ　民間建築物の耐震診断・耐震改修

- 住宅・建築物の耐震化は、自助・共助・公助の原則を踏まえ、建物所有者によって行われることを基本とする。
- 建物所有者は、地震による住宅・建築物の被害及び損傷が発生した場合、自らの生命と財産はもとより、道路閉塞や出火など、地域の安全性に重大な影響を与えかねないということを十分に認識して、主体的に耐震化に取り組むものとする。
- 区は、区民の生命・財産を守るため、建物所有者が主体的に耐震化の取り組みができるよう、技術的な支援を行うとともに、公共的な観点から必要がある場合については、財政的な支援を行う。
  また、耐震診断・耐震改修を促進させるため、都及び関係団体と連携して取り組むものとする。
- 耐震性の低い旧耐震基準（昭和 56 年 5 月 31 日以前）で建てられた民間の特定建築物及びマンションの所有者に対して、耐震化の必要性を積極的に訴えかけるとともに、費用の助成や情報提供・相談体制の充実を図り、耐震化を促進する。また、必要に応じて耐震改修促進法に基づく指導、助言を行い、耐震化を促進する。
  なお、マンションについては、耐震診断・耐震改修にあたっては、区分所有者等の合意形成が必要なため、耐震化に向けた合意形成を支援していく（マンション長寿命化を促進するため、共用部分を修繕、改良する管理組合に対して利子補給する東京都の制度であるマンション改良工事助成について、区は周知に協力する）。
- 耐震化を考えている区民等に対して、建築士等のアドバイザーを派遣して、耐震化に関する相談や情報提供などを行う。（非木造建築物に限る。）

### ウ　緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化

- 緊急輸送道路等沿道の建築物については、倒壊による閉塞を防ぎ、緊急車両の通行や区民の円滑な避難を確保するため、啓発活動を強化するとともに、必要に応じて耐震改修促進法に基づく指導、助言を行い、耐震化を促進する。
- 都は、「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」に基づき、大規模災害時に救急救命活動や物資輸送に使用する特に高い公共性を有する道路を「特定緊急輸送道路」と指定し、この道路沿いの対象建築物に対して耐震化状況報告と耐震診断の実施を義務化している。区は都と連携し、費用の助成や相談体制の充実、建築物所有者への働きかけや情報提供を行い、耐震化を促進する。

### エ　戸建住宅等の耐震化

- 住宅の耐震化を促進するためには、建物所有者自らが建物倒壊の危険性を認識し、耐震化の必要性を自らの問題として認識することが出発点である。このため区は、耐震性の低い旧耐震基準（昭和 56 年 5 月 31 日以前）又は一部の新耐震基準（昭和 56 年 6 月 1 日以降、平成 12 年 5 月 31 日以前）で建てられた住宅の所有者に対して、耐震化の必要性を積極的に訴えかけるとともに、費用の助成や情報提供・相談体制の充実を図る。

## 第2　エレベーター対策

### (1) 対策内容と役割分担

震災時におけるエレベーター閉じ込め防止及び早期救出体制を確立するとともに、エレベーター復旧を円滑に行う体制を構築するため、以下の対策を実施する。

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| **区**<br>**都市整備部** | ● **エレベーターの閉じ込め防止機能の向上** |
| **医療機関** | ● **エレベーターの閉じ込め防止対策** |
| 都 | ● 都立施設におけるエレベーターの閉じ込め防止機能の向上 |
| 都都市整備局 | ● エレベーター改修方法等を示したリーフレットによる普及啓発<br>● 都内エレベーターの閉じ込め等の情報を収集する体制の構築 |
| 都住宅政策本部 | ● 都営住宅に停電時自動着床装置の設置を推進 |
| 東京消防庁<br>第十消防方面本部<br>各消防署 | ● エレベーター閉じ込め事故からの救出体制の構築 |
| 日本エレベーター協会 | ● 民間施設における閉じ込め防止対策の実施を誘導<br>● 都と連携したエレベーター閉じ込めの救出体制の構築<br>● 協会加盟各社による全国からの応援体制の構築 |

### (2) 詳細な取組内容

#### ア　エレベーターの閉じ込め防止機能の向上

##### （ア）　区施設

**■　区**

- 区は、区施設へのエレベーター閉じ込め防止機能の設置を行うとともに啓発、促進し、安全性を向上させる。
- 東京都地域防災計画に基づき、今後、震災時におけるエレベーター閉じ込め防止及び早期救出の体制を確立し、エレベーター復旧を円滑に行うための体制を構築する。
- 区では、エレベーター内での閉じ込め対策として、区施設の全エレベーター内に防災用品を詰めたキャビネットを設置し、維持する。

＜エレベーター閉じ込め防止装置＞

| 装　置　名 | 機　　能 |
|---|---|
| リスタート運転機能 | 地震で停止装置が働いて緊急停止した場合に、自動で安全を確認しエレベーターを再作動させることにより、閉じ込めを防止する機能 |
| 停電時自動着床装置 | 停電時に、バッテリー電源によりエレベーターを自動的に最寄階まで低速運転で着床させた後ドアを開き、閉じ込めを防止する装置 |
| Ｐ波感知型<br>地震時管制運転装置 | 主要動（Ｓ波）が到達する前に、初期微動（Ｐ波）を感知することにより、安全にエレベーターを最寄り階に着床させ、ドアを開放する装置 |

（イ）　民間施設

**■　医療機関**

医療機関は、災害時に医療活動を迅速に行えるよう、その施設のエレベーターの閉じ込め防止対策を講じる必要がある。

**■　区**

区は、百貨店、病院など不特定多数の人が利用する民間施設の所有者等に対して、エレベーターの閉じ込め防止対策を講ずるよう関係団体等を通じて要請する。

**■　日本エレベーター協会及び協会加盟の各メーカー**

- 日本エレベーター協会は、加盟各社に災害時の閉じ込め防止装置設置を行ったエレベーターにステッカーを配布し、都と連携して民間施設における閉じ込め防止対策の実施を誘導する。
- 日本エレベーター協会加盟の各メーカーは、エレベーター改修について対応を行う。

イ　救出体制の構築

**■　区**

- エレベーター事故が発生した際の、エレベーター保守管理会社及び建物管理者に対して、エレベーター閉じ込め防止対策を講ずるよう連絡体制を強化する。
- エレベーター利用者及び建物管理者に対して、地震時にエレベーター内の閉じ込めが確認された場合には、公的機関等でなくエレベーター保守管理会社への連絡を優先することを広く周知する。

## 第3　落下物、家具類の転倒・落下・移動の防止

(1) 対策内容と役割分担

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| 区 | ● 家具類の転倒・落下・移動防止対策を推進<br>● 区民の安全確保を図るため支援制度を設けるなど、家具類の転 |

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| 都市整備部 | 倒・落下・移動防止器具の取付け事業を推進<br>● 屋外広告物に対する規制<br>● 建築物の天井等の落下防止対策を推進 |
| 都各局 | ● 都保有施設におけるオフィス家具類転倒・落下・移動防止対策の推進<br>● 関係機関等への家具類転倒・落下・移動防止対策の協力要請<br>● 都民・事業者に対する転倒・落下・移動防止対策の普及・啓発 |
| 都生活文化スポーツ局 | ● 美術品等の転倒・落下防止対策の推進 |
| 都都市整備局 | ● 建築物の天井等の落下防止対策を推進<br>● 屋外広告物に対する規制 |
| 東京消防庁<br>第十消防方面本部<br>各消防署 | ● 家具類の転倒・落下・移動防止対策に係る普及啓発用資料の作成及び普及啓発イベント、講習会の実施等による普及・啓発<br>● 関係機関、関係団体等と連携した家具類の転倒・落下・移動防止対策の周知 |
| 国土交通省<br>総務省<br>都市再生機構 | ● 専門技術者向けの手引及び住民啓発用パンフレットの作成・普及 |

### (2) 詳細な取組内容

#### ア　家具類の転倒・落下・移動防止対策

**■　都、区**

都及び区は､保有施設におけるオフィス家具類の転倒・落下・移動防止対策の実施状況調査を行い、結果を公表するなど、防止対策を推進する。

**■　区**

区は、高齢者や障がい者がいる世帯を中心に、家具類の転倒・落下・移動防止器具の取付け事業を推進する。また、転倒・落下・移動防止対策とともに、耐震診断・耐震改修など、震災対策全般の相談窓口を設けるなど、区民の利便性を図るように努める。

#### イ　建築物の天井等の落下防止

**■　区**

建築物の天井等の落下による人身事故を未然に防止するため、建築物の所有者や管理者に対して、建築物の維持管理の重要性について周知啓発に努める。

## 第4　文化財施設の安全対策

### (1) 対策内容と役割分担

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| 所有者<br>管理者 | ● 定期的に消防機関への通報、消火、重要物件の搬出、避難誘導等の総合訓練等の防災訓練を実施<br>● 消防用設備及び防災設備等の点検・整備<br>● 文化財防災点検表を作成 |
| 区 | ● 文化財防災計画を立てる |
| 都教育庁 | ● 文化財所在リストを整備 |

(2) 詳細な取組内容

ア　文化財防災計画

■ 区

（ア）　施設の現況

文化財は区民にとってかけがえのない財産であり、区の歴史、文化等を正しく理解するため欠くことのできないものであって、かつ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることに鑑み、その文化的価値が災害等によって失われることのないよう必要な措置をとることとする。

（イ）　事業計画

(a)　全般計画

1)　文化財が貴重な国民的財産であることを普及させるための措置を講ずる。

2)　指定対象物の内外におけるたき火等の裸火使用、喫煙、危険物品の持ち込み等要禁止措置及び消防上必要な諸施設の充実を図る。

3)　関係者に搬出用具等を整備させるほか、災害予防に関して関係機関と常に密接な連絡を図り防災措置の確立を期する。

(b)　実施計画

毎年１月 26 日を「文化財防火デー」として学校教育、社会教育を通じて、文化財防火運動を推進し、文化財に対する認識の高揚を図る。

# 第3節　社会公共施設等の応急危険度判定実施体制の整備

## 第1　対策内容と役割分担

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| **区** | ● **区立の公共建築物が被災した場合に備え、応急危険度判定の実施体制を整備** |
| 都各局 | ● 都立の公共建築物が被災した場合に備え、応急危険度判定の実施体制を整備 |
| 都財務局 | ● 都各局が実施する応急危険度判定を支援する体制を整備 |
| 都財務局<br>都都市整備局 | ● 応急危険度判定の講習等を実施 |
| 都総務局 | ● 公共建築物等応急危険度判定部会に関する要綱の整備 |
| 都教育庁 | ● 都立学校における安全確保のための体制整備と区市町村との協力体制の調整 |
| 社会公共施設の管理者 | ● 所管する社会公共施設が被災した場合に備え、応急危険度判定の実施方法を確保 |

## 第2　詳細な取組内容

ア　判定対象施設

社会公共施設等とは、①都立・区立等の公立施設、②民間公共的施設　を総称していう。

イ　判定実施体制の整備

○　防災上特に重要な建築物については、迅速な判定が実施できるよう、リストを作成し、判定技術者の配置に努めるとともに、計画的に応急危険度判定に必要な資機材を配備するなど、実施体制を整備する。

○　講習会等により、応急危険度判定の意義及び判定基準についての周知を図る。

# 第4節　液状化、長周期地震動への対策の強化

## 第1　液状化対策の強化

### (1) 対策内容と役割分担

液状化の被害の発生を見据え、建築物や公共施設等の液状化対策、区民への情報提供など、適切な対策を講じていく。

| 機関名 | | 対策内容 |
|---|---|---|
| 区 | 危機管理部 | ● 避難場所・避難所の対策 |
| | 政策経営部 | ● 区有公共建築物の対策 |
| | 都市整備部 | ● 液状化予想図・地盤柱状図の情報提供<br>● 地盤調査方法・対策工法などの情報提供<br>● 民間建築物の対策と確認申請時の指導<br>● アドバイザー育成など相談体制の整備 |
| | 土木部 | ● 道路、橋りょう、河川、公園等の公共施設の対策<br>● ライフラインの対策（ 道路占用企業の対策の把握 ） |
| 都各局 | | ● 公共建築物に対する液状化対策 |
| 都都市整備局 | | ● 「液状化による建物被害に備えるための手引」の改定<br>● 既存の地盤調査データ、対策工法などの情報提供 |
| 都建設局 | | ● 見直した「東京の液状化予測図」を都民に情報提供 |
| 都水道局 | | ● 都の被害想定で震災時の断水率が高いと想定される地域について、優先的に管路の耐震継手化を実施 |
| 都下水道局 | | ● 液状化の危険性が高い地域において、マンホールの浮上抑制対策を実施 |

### (2) 詳細な取組内容

#### ア　液状化のおそれがある区域の安全確保

**■ 区**

- 危機管理部は、液状化のおそれがある区域の避難場所、避難所の安全性の検討を行う必要がある。その検討を踏まえて、避難場所の指定見直しの都要望等の検討も必要となる。
- 区は、液状化のおそれがある区域の区有公共建築物等の工事を行う際には、液状化対策として建築物を強化する方法、地盤を改良する方法などを採用し、液状化対策を促進する必要がある。
- 都市整備部は、木造住宅などの建築物について、液状化のおそれがある区域において、建築確認審査などの機会を捉え、建築物の設計者などに対して、的確な対策を講じるよう促していく必要がある。
- 都市整備部は、液状化対策の強化のため、アドバイザーの育成や相談体制の整備を検討する必要がある。

#### イ　道路、橋りょう、河川、公園等の被害防止

**■ 区**

土木部は、道路、橋りょう、河川、公園等の公共施設の液状化対策について、調査・研究を行う必要がある。また、ライフラインを設置している道路占用企業

の液状化対策を把握する必要がある。

### ウ　液状化に係る情報提供

**■ 区**

- 都市整備部は、東京都の液状化予想図の内、板橋区の区域について、分かりやすく拡大等を行い、既存地盤調査データを活用して、地盤柱状図を加えた、板橋区の液状化予想図を作成する必要がある。
- 都市整備部は、東京都が作成した「液状化による建物被害に備えるための手引」を活用して、地盤調査の実施方法、対策の工法などについて、区民に情報提供を行う必要がある。

## 第2　長周期地震動対策の強化

### (1) 対策内容と役割分担

高層建築物等における長周期地震動対策を推進するとともに、危険物等施設における被害の防止や室内の安全確保を図る。

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| 都総務局 | ● 長周期による危険物対策についての九都県市連携<br>● 長周期地震動の危険性や、家具の転倒・落下・移動防止措置等の重要性を広く都民や事業者に周知 |
| 都財務局 | ● 都庁舎への制振装置の設置による耐震安全性の向上 |
| 都都市整備局 | ● 高層建築物等について、建築主及び建築士などの団体等に対して、補強方法の事例、家具転倒防止対策等の情報提供 |
| 東京消防庁<br>第十消防方面本部<br>各消防署 | ● 屋外タンク貯蔵所の浮き屋根等の適正な維持・管理を指導<br>● 長周期地震動の危険性や、家具類の転倒・落下・移動防止措置等の重要性を広く都民や事業者に周知 |
| 東京管区気象台 | ● 長周期地震動に関する情報を活用するための普及・啓発活動の推進 |

# 第5節　出火、延焼等の防止

## 第1　消防水利の整備、防火安全対策

### (1) 対策内容と役割分担

地震による火災や延焼等の防止を図るため、消防水利の整備や建築物等の防火安全対策を推進する。

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| **区** | ● **消防水利の整備**<br>● **消防活動路の確保** |
| 都 | ● 消防水利の整備<br>● 消防活動路の確保 |
| 東京消防庁<br>第十消防方面本部<br>各消防署 | ● 消防水利の整備<br>● 消防活動路の確保<br>● 消火活動が困難な地域への対策<br>● 火気使用設備・器具の安全化<br>● 電気設備等の安全化<br>● その他出火防止のための査察・指導 |

### (2) 詳細な取組内容

**■　区**

**ア　火災の拡大防止**

**（ア）　消防水利の整備**

- 消防水利が不足する地域に対し、耐震性を有する防火水槽や深井戸等の整備を推進するとともに、都や東京消防庁と連携した水利整備の推進に努める。区が公共施設及び特殊建築物を整備するときには、東京都震災対策条例第 27 条に基づき、防火水槽等の確保に努める。また、民間の開発事業等に際しては、都市計画法の開発行為に伴う協議や、各区における宅地開発等に関する条例及び指導要綱に基づき防火水槽等の確保に努める。
- 防火貯水槽等の消防水利については、公共施設や住宅団地等の建設にあわせて、整備を推進する。

**■参照（別冊「資料編」）**
資料震 2.3.7　消防水利の現況

## 第2　危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等の安全化

危険物等施設については、耐震性など安全を確保するとともに、防災訓練の積極的な実施に努めなければならない。

### (1) 対策内容と役割分担

### ア　石油等危険物施設の安全化

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| 東京消防庁等 | ● 事業所防災計画の作成状況の確認、作成の指導<br>● 石油等危険物施設の安全化 |

### イ　高圧ガス取扱施設の安全化

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| 都環境局 | ● 高圧ガス保管施設の安全性確保 |

### ウ　毒物・劇物取扱施設の安全化

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| 区<br>事業者 | ● 毒物・劇物による危害未然防止 |
| 都生活文化スポーツ局<br>都保健医療局<br>都教育庁<br>保健所設置市 | ● 毒物・劇物による危害未然防止 |

### エ　化学物質関連施設の安全化

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| 都環境局 | ● 化学物質による被害防止<br>● PCB 保管事業者の明確化 |

### オ　放射線等使用施設の安全化

- 放射線等使用施設については、国（文部科学省）が、「放射性同位元素等の規制に関する法律」に基づき、RI（ラジオ・アイソトープ）の使用、販売、廃棄等に関する安全体制を整備するとともに、立入検査の実施による安全確保の強化、平常時はもとより震災時においても監視体制がとれるよう各種の安全予防対策を講じる。
- 放射性物質等のうち核物質の保管状況等の情報については、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づき、国が把握しているが、治安対策上の理由から国からの情報提供は行われていない。都では、火災予防条例に基づく届出により東京消防庁が消防活動に必要な情報を把握しており、関係機関において、必要な情報の共有を図っていく。
- 区では、放射性物質等のうち核物質の保管状況等の情報を有していないが、災害時の情報共有について消防署等関係機関との連携に努めていく。

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| 区<br>資源環境部 | ● 災害時の情報共有について消防署等関係機関との連携に努めていく。 |
| 都保健医療局 | ● RI 管理測定班を編成し、地域住民の不安除去に努める。 |
| 都総務局<br>都保健医療局<br>都産業労働局 | ● 監視体制の強化、法制上の問題、災害時の安全対策等について協議を行う。<br>● 関係各局がそれぞれの RI 対策を推進する。 |

### カ　石綿含有建築物等からの石綿飛散防止体制の構築

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| 都環境局 | ● 区民、作業員、ボランティア等への広報<br>● 協定締結団体等との体制の構築 |

## (2) 詳細な取組内容

### ア　石油等危険物施設の安全化

**■ 東京消防庁等**

**（ア）　現状**

区内の石油等の危険物施設は、製造所、貯蔵所等 1,208 施設（少量危険物貯蔵取扱所、指定可燃物を含む。）ある。

＜危険物施設の現況（令和５年３月現在）＞

| 区分 | | | 板橋 | 志村 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|
| 製造所 | | | 0 | 11 | 11 |
| 貯蔵所 | 屋内貯蔵所 | | 8 | 70 | 78 |
| | 屋外タンク貯蔵所 | | 0 | 6 | 6 |
| | 屋内タンク貯蔵所 | | 4 | 22 | 26 |
| | 地下タンク貯蔵所 | | 17 | 42 | 59 |
| | 移動タンク貯蔵所 | | 4 | 18 | 22 |
| | 簡易タンク貯蔵所 | | 0 | 0 | 0 |
| | 屋外貯蔵所 | | 0 | 20 | 20 |
| 取扱所 | 給油取扱所 | 自家用 | 2 | 14 | 16 |
| | | 営業用 | 12 | 20 | 32 |
| | 販売取扱所 | | 13 | 5 | 18 |
| | 一般取扱所 | | 20 | 42 | 62 |
| | 少量危険物貯蔵取扱所等 | | 359 | 499 | 858 |
| 合計 | | | 439 | 769 | 1,208 |

**（イ）　石油等危険物施設の安全化**

- 東京消防庁等は、危険物施設に対して耐震性強化の指導、自主防災体制の整備、活動要領の制定、防災資機材の整備促進、立入検査の実施など、出火防止や流出防止対策の推進を図る。
- 東京消防庁等は、東日本大震災を踏まえ、津波発生時等における施設、設備に対する応急措置等について事業所指導を徹底し、保安管理体制の充実、強化を図る。
- 東京消防庁等は、製造所、特定屋外タンク貯蔵所、給油取扱所（営業用）及び化学反応工程を有する一般取扱所等に対しても立入検査等を実施し、適正な貯蔵、取り扱い及び出火危険排除のための安全対策について指導する。

**（ウ）　事業所防災計画の作成指導**

東京消防庁等は、震災時の安全性の確保のため、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、未作成の場合は作成を指導する。

**（エ）　危険物施設の防災態勢の強化**

- 危険物施設は、災害が発生した場合、周囲に及ぼす影響が大きいことから、

事業所の自主防災態勢の強化及び相互間の応援態勢を確立するものとする。

- 東京消防庁等は、消防法等に基づき、自衛消防組織の結成を指導するとともに、大規模危険物施設については、「東京危険物災害相互応援協議会」を組織し、相互に効果的な応援活動を行うこととしており、その訓練を定期的に行う。
- 今後も、事業所の特性を考慮した応援協力態勢を図るよう指導するとともに、事業所に対し、指導助言を行っていく。

### イ　高圧ガス取扱施設の安全化

**■ 都環境局**

- 都環境局は施設を設置する際には法令に基づく基準への適合状況を審査するとともに、許可対象事業者が定める危害予防規程の届出を受理し、設置時の完成検査を実施するとともに定期的な保安検査を行う。また、随時立入検査を実施し、施設の適正な維持管理や安全性確保に努める。
- 都環境局、東京都高圧ガス地域防災協議会及び加盟事業所、関係機関等は協力して、年１回基礎訓練、総合訓練等を実施する。

### ウ　毒物・劇物取扱施設の安全化

**■ 都保健医療局、区**

都保健医療局及び区は、危害の未然防止のため、所管する毒物・劇物取扱施設への立入検査を実施するほか、講習会等を開催し、保守点検等の励行、事故発生時の対応措置及び定期的防災訓練の実施等を指導する。

**■ 事業者**

事業者は、漏洩を防止するための体制をあらかじめ整備する。

## 第3　危険物等の輸送の安全化

### (1)　対策内容と役割分担

関係官庁による危険物積載車両の路上取締りを毎年定期的に実施するとともに、常置場所においても立入検査を実施し、構造設備等の保安・管理の徹底を図る。また、輸送車両の事故を想定した訓練を実施し保安意識の高揚に努める。

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| **区** | **● 関係機関との連絡通報体制の確立** |
| 都保健医療局<br>区 | ● 法令基準に適合するよう指導取り締まりの実施<br>● 関係機関との連絡通報体制の確立 |
| 都環境局 | ● 保安講習会等による事故防止対策の普及啓発<br>● 高圧ガス及び液化石油ガス移動車両の路上点検の実施<br>● 移動車両の事故を想定した訓練の実施 |
| 東京消防庁<br>第十消防方面本部<br>各消防署 | ● タンクローリー等による危険物輸送の指導、安全対策の実施<br>● イエローカードの車両積載の確認及び活用推進 |

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| 警視庁<br>第十方面本部<br>各警察署 | ● 危険物等運搬車両の通行路線の検討、整備<br>● 危険物等運搬車両の路上点検、指導取締りの推進<br>● 関係機関等の連絡通報体制の確立 |
| 関東東北産業保安監督部 | ● 高圧ガス移動における災害予防対策の指導 |
| 第三管区海上保安本部（東京海上保安部） | ● 東京港での船舶による危険物荷役等における法令遵守、保安確保の指導<br>● 危険物取扱岸壁・事業所及び危険物積載船への、随時岸壁の点検及び立入検査等による防災資器材の点検及び防火管理指導の徹底<br>● 東京港排出油等防除協議会による定期的な防除訓練実施、自主的な災害予防対策の確立 |
| JR 貨物 | ● 鉄道タンク車の検査体制強化及び私有タンク車の安全性に関する指導の実施<br>● 火薬類等の危険品輸送時の災害防止<br>● 部外関係機関等における緊急時の協力・応急処理体制の確立<br>● 社員に対する事故時の処理方法等の教育指導、訓練実施 |

### (2) 詳細な取組内容

**■ 都保健医療局、区**

- 毒物・劇物運搬車両の路上点検及び集積する場所での監視を行い、法令基準に適合するように指導取締りを行う。
- 要届出毒物・劇物運送業者の所有する毒物・劇物運搬車両の検査の徹底に努めるとともに、関係機関との連絡通報体制を確立する。

# 第5章　安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

## 第1節　道路及び交通施設等

### 第1　道路・橋りょう

(1) 対策内容と役割分担

ア　道路・橋りょうの安全確保等

道路整備事業の推進や、道路・橋りょうの安全確保とともに、非常時の情報収集体制の充実や障害物除去用資機材の確保等を進める。

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| 区 | ●　耐震性の強化を図るとともに、必要な防災施設の整備を図る。 |
| 都建設局 | ●　外環など首都圏三環状道路の整備を促進するとともに、連続立体交差事業等、道路整備を推進<br>●　東京都緊急輸送道路ネットワーク計画の見直しを実施<br>●　重点整備エリア等の無電柱化を推進。<br>●　緊急輸送道路等の橋りょうについて、必要な耐震化を推進。<br>●　情報収集用資機材や、障害物除去用資機材を確保。<br>●　分かりやすい標識整備等。 |
| 都港湾局 | ●　緊急輸送道路等の橋りょうについて、必要な耐震化を推進。<br>●　道路ネットワークの整備を推進。<br>●　緊急輸送道路の無電柱化を推進。 |
| 都都市整備局 | ●　緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化を推進。<br>●　面的な無電柱化を推進するため、区市町村や民間の取組を支援。 |
| 都生活文化スポーツ局 | ●　交通の安全と円滑に資する情報の提供。 |
| 警視庁<br>第十方面本部<br>各警察署 | ●　震災時の交通情報収集方策の検討。<br>●　ＩＴＳを活用した震災時の交通情報発信の検討。 |
| 関東地方整備局<br>東京国道事務所 | ●　緊急輸送道路等の橋りょうについて、必要な耐震化を推進する。<br>●　首都近隣区域において防災資機材備蓄基地の整備を計画的に進める。 |
| 東日本高速道路<br>中日本高速道路 | ●　道路、橋りょう等について、耐震化等の取組を推進。 |
| 首都高速道路 | ●　道路、橋りょう等について、耐震化等の取組を推進。<br>●　首都圏三環状道路（外環、圏央道）等の高速道路網を早期に完成させる。 |

### イ　緊急通行車両等の確認

災害時に緊急通行車両等として使用を予定している車両について、事前に確認する。

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| **区** | ● **災害対策に使用する緊急通行車両等の確認、事前申請** |
| 東京消防庁<br>第十消防方面本部<br>各消防署 | ● 緊急通行車両（所管関係車両）等の確認 |
| 警視庁<br>第十方面本部<br>各警察署 | ● 緊急通行車両等の確認 |
| 都財務局 | ● 緊急通行車両（都交通局、都水道局、都下水道局、東京消防庁を除く都関係車両）等の確認 |
| 都交通局<br>都水道局<br>都下水道局 | ● 緊急通行車両（所管関係車両）等の確認 |

## (2) 詳細な取組内容

### ア　道路・橋りょうの安全確保等

**■ 区**

#### （ア）　計画方針

- 震災時における避難及び応急物資の輸送に支障のないように、道路及び耐震性を保持した橋りょう等の整備を図る。
- 河川の溢水、氾濫等による道路の冠水及びがけ崩れ等により一時的に交通の停滞が予想されるので、暗渠改修、排水溝設置及び道路形態の改善を実施し、平素から巡回を行うことにより、障害物の除去、危険箇所の早期発見に努め災害予防の万全を期する。
- 街路灯及び街路樹等の道路付属施設については、常時巡回調査を行い状況に応じて逐次補修整備に努める。

#### （イ）　道路の整備計画

- 道路は、都市活動を支える根幹的都市施設であり、災害時には、避難・救援・消防活動等重要な役割を果たすのみならず、オープン・スペースとして火災の延焼を防止するなど、災害に強いまちづくりを進めるうえでも重要な役割を果たしている。
- そのため、災害時に区民が避難道路を通り避難場所へ安全、円滑に避難できるよう、十分な幅員を有する道路を避難路に指定し、各法令基準や都市計画に基づき、これらの道路の新設、拡幅、幅員の確保等を行い、道路整備を促進する。
- 日常的な巡回点検に加え、路面下空洞調査などにより、道路の維持管理を着実に行っていく。

### （ウ）　橋りょうの整備計画

#### a　実施方針

災害時における避難・救護活動、災害復旧活動に支障のないよう、板橋区橋りょう長寿命化修繕計画や点検結果等に基づき、橋りょうの補修工事や耐震補強工事等を実施する。

#### b　橋りょう・横断歩道橋の現況

##### (a)　橋りょう

（令和５年４月１日）

| 国橋 | 都橋 | 区橋 | 計 |
|---|---|---|---|
| 11 | 12 | 62 | 85 |

##### (b)　横断歩道橋

（令和５年４月１日）

| 国道 | | 都道 | | | | 区道 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 17 号 | 254 号 | 環６ | 環７ | 447 号 | その他 | | |
| 17 | 10 | 2 | 8 | 11 | 12 | 14 | 74 |
| 27 | | 33 | | | | 14 | |

### （エ）　道路関係施設の安全対策

#### a　無電柱化推進計画

安全で快適な通行空間の確保、都市災害の防止、情報通信ネットワークの信頼性の向上、都市防災の向上を目的として策定した無電柱化推進計画に基づき、無電柱化の推進を図る。

令和３年度現在、区道の無電柱化の整備状況は区道約 683km のうち、電線共同溝以外の無電柱化路線を含め、整備完了が約 2.6km（地中化率 0.38%）となっている。

### イ　緊急通行車両等の確認

**■　区**

- 災害応急対応に用いる車両について、緊急通行車両の事前申請を行う。

## 第2　鉄道施設

### (1) 対策内容と役割分担

耐震化をはじめとした鉄道の安全確保策や、早期復旧に向けた対策を図る。

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| 都交通局<br>東武鉄道<br>　東上業務部<br>東京地下鉄 | ● 鉄道駅や駅間施設の耐震化を促進<br>● 内部での情報連絡のほか、運行再開に当たって、国や各鉄道事業者等と再開時刻等必要な調整をするための通信手段を確保<br>● 気象庁から配信される「緊急地震速報」を活用し、大きな揺れが到達する前に列車無線で乗務員に通報し、列車を停止<br>● エレベーターの安全対策の推進 |
| 都都市整備局 | ● 鉄道施設の耐震対策を支援 |
| 東京消防庁<br>　第十消防方面本部<br>　各消防署 | ● 東京都震災対策条例第 10 条及び第 11 条に基づく事業所防災計画の作成を指導 |

## 第3　河川等

### (1) 対策内容と役割分担

資機材の備蓄、設備・施設の整備等により、災害を予防するとともに、発災時に対応できる体制を整える。

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| 区 | ● 土のう等、水防資器材の備蓄 |
| 都建設局 | ● 河川施設の整備<br>● 土のう等、水防資器材の備蓄 |

### (2) 詳細な取組内容

**■　区**

- 区は水防管理団体として、管内における水防活動を十分に行うことができるよう、水防資器材及び施設の整備並びに輸送の確保に努める。
- 区は、管内の水防活動に直ちに対応できるよう、車両等の確保、輸送経路等を確認しておく。

## 第4　緊急輸送ネットワークの整備

- 緊急輸送ネットワークは、都が主体となって整備する。
- 区及び関係機関等は、災害時の活動において、人員及び物資等の輸送路の確保が必要である。
- 本項の内容は、東京都地域防災計画から転載するものであり、区及び関係機関等では、本項の内容について、日頃から把握しておく。

### (1) 対策内容と役割分担

災害時の緊急輸送を円滑に行うため、指定拠点と他県及び指定拠点相互間を結ぶ緊急輸送ネットワークの整備を行う。

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| **各防災機関** | ● **緊急輸送ネットワークの拠点を指定する。** |
| 都各局 | ● 各防災機関が指定した拠点について、緊急輸送ネットワークの整備を行う。 |

### (2) 整備の基本的考え方

- 緊急輸送ネットワークは指定拠点と他県及び指定拠点相互間を結ぶ。
- 災害時に果たすべき輸送路の機能に応じて、第一次（区市町村、他県との連絡）、第二次（主要初動対応機関との連絡）、第三次（緊急物資輸送拠点との連絡）の緊急輸送ネットワークを整備する。

**＜緊急輸送ネットワークの分類＞**

| 分類 | 主な目的 | 内容 |
|---|---|---|
| 第一次<br>緊急輸送ネットワーク | 区市町村、他県との連絡 | 応急対策の中枢を担う都本庁舎、立川地域防災センター、区市町村庁舎、輸送路管理機関及び重要港湾、空港等を連絡する輸送路 |
| 第二次<br>緊急輸送ネットワーク | 主要初動対応機関との連絡 | 第一次緊急輸送路と放送機関、自衛隊や警察・消防・医療機関等の主要初動対応機関、ライフライン機関、ヘリコプター災害時臨時離着陸場候補地等を連絡する輸送路 |
| 第三次<br>緊急輸送ネットワーク | 緊急物資輸送拠点との連絡 | トラックターミナルや駅等の広域輸送拠点、備蓄倉庫と区市町村の地域内輸送拠点等を連絡する輸送路 |

- 輸送路の多ルート化を図るため、陸・海・空・水上・地下にわたる輸送ネットワークを整備する。
- 緊急輸送の実効性を担保するため、交通管理者が交通規制を実施する「緊急自動車専用路」、「緊急交通路」と、道路管理者が道路障害物の除去や応急補修を優先的に行う「緊急道路障害物除去路線」との整合を図る。
- 都は、海上輸送基地が広域輸送基地として活用できるよう必要な機能を整備するとともに、水上輸送基地についても必要な整備を図る。

# 第2節　ライフライン施設

## 第1　電気施設(東京電力グループ)

### (1) 対策内容と役割分担

都、区及び災害応急対策に係る機関は、公共施設や拠点施設の機能を維持するために必要な電力確保策を図り、保有する電源設備等について、安全性の確保や平常時からの点検、操作訓練等に努めるとともに、LP ガス等の活用を促進する。

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| **区** | ● **避難所等、災害時の拠点となる施設等における自立・分散型電源設置の促進** |
| **東京電力グループ<br>大塚支社** | ● **「被災しにくい設備づくり」「被災箇所の局所化」「被災設備の早期復旧」を基本方針として実施する。** |
| 都各局 | ● ライフライン及び応急・復旧活動の拠点となる施設等における自立・分散型電源設置の促進<br>● 燃料の安定調達 |
| 都環境局<br>都産業労働局 | ● コージェネレーションシステムなどの自立・分散型電源の確保を促進<br>● 災害時における LP ガスの活用促進 |
| 都住宅政策本部 | ● 東京とどまるマンションの普及・推進 |
| 東京消防庁<br>第十消防方面本部<br>各消防署 | ● 東京都震災対策条例第 10 条及び第 11 条に基づく事業所防災計画の作成指導 |

### (2) 詳細な取組内容

**■ 東京電力グループ（大塚支社）**

電気施設は、次の耐震設計基準に基づき設置されており、軟弱地盤の地域など特に問題のある箇所については、きめ細かい設計を行い施工している。

| 設備名 | | 電気施設関連の耐震設計基準 |
|---|---|---|
| 変電設備 | | 機器は、動的設計（0.3G 共振正弦２波）、屋外鉄構は静的水平加速度 0.5G（地震時においては風圧加重を考慮しない。）、機器と屋外の基礎は、水平加速度 0.2G 以上としている。 |
| 送電設備 | 架空電線路 | 地震による振動・衝撃荷重の影響は、電気設備に関する技術基準に定める風圧による荷重に比べ小さいので、これらの荷重を基礎として設計している。 |
| | 地中電線路 | 油槽台等の付帯設備については、変電機器の耐震性に準じて設計している。 |
| 配電設備 | | 地震による振動・衝撃荷重の影響は、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が一般的な地震動による荷重を上回るものと評価されているため、同基準に基づいた設備形成をしている。 |

（注）１G は、おおむね地球の重力による加速度に相当する 980 ガル

電気施設の対策としては、「被災しにくい設備づくり」「被災時の影響軽減」「被災設備の早期復旧」を基本方針として実施する。

電力系統は、発電所から連係する放射状の送電線からの電力供給を、首都圏の周囲に張り巡らした二重三重の環状の送電線で一旦受け止め、そこから網の目のようなネットワークを使い電力供給するよう構成されている。送電線は変電所で接続変更できるため、万一、一つの送電ルートが使用できなくなっても、別のルートから速やかに送電することができ

る。電気の供給信頼度の一層の向上を図るため、災害時においても、系統の切り替え等により、早期に停電が解消できるよう系統連携の強化に努める。

電気施設の防災計画として、水害対策、風害対策、塩害対策、高潮対策、雪害対策、雷害対策、地盤沈下対策、火災、爆発、油流出等の対策、土砂崩れ対策、地震対策及び津波対策を実施する。

**■ 区**

区は、災害対策本部が設置される庁舎の機能維持を図るため、非常用電源の整備等を促進する。

## 第2　ガス施設(東京ガスグループ)

### (1) 対策内容と役割分担

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| 東京ガスグループ | ● 供給停止ブロックの細分化<br>● 移動式ガス発生設備による臨時供給の実施 |
| ガス事業者 | ● 災害時における LP ガスの活用を促進 |

### (2) ガス施設防災計画

**■ 東京ガスグループ**

ガス施設の災害及び二次災害の発生を防止し、また、発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と防災環境の整備に常に努力を傾注するとともに、諸施策を重点に防災対策の推進を図る。

## 第3　通信施設

### (1) 対策内容と役割分担

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| 警視庁<br>第十方面本部<br>各警察署 | ● 信号機の滅灯対策 |
| ＮＴＴ東日本<br>東京北支店 | ● 電気通信設備等の高信頼化を推進 |
| 各通信事業者 | ● 人口密集地及び行政機関の通信確保に向けた対策構築を講じる。 |
| 東京消防庁<br>第十消防方面本部<br>各消防署 | ● 東京都震災対策条例第 10 条及び第 11 条に基づく事業所防災計画の作成指導 |

### (2) 電信電話施設防災計画

**■ ＮＴＴ東日本（東京北支店）**

電気通信設備を確保するために、次の諸施策を行う。

a　防災を円滑かつ迅速に実施するため、状況に応じ、随時、防災訓練を実施する。なお、必要に応じ、板橋区関係機関の訓練に参加する。

b　防災業務が円滑かつ効果的に行われるよう平素から関係機関と防災計画について連絡調整する。

c　東京都指定の避難場所等に特設公衆電話を設置し、地域住民の使用に供する。

d　通信が途絶するような最悪の場合においても最小限度の通信ができるように非常用公衆電話を設置し、地域住民の使用に供する。

e　都市防災上の要請にこたえて、耐震・耐火性の強い方法による共同溝へのケーブル収容並びにとう道（通信ケーブル専用の地下道）の建設を推進し、営業所間を結ぶ地下ケーブル及び東京以外と結ぶ地下ケーブルを収容している。

f　公共機関等必要な通信を確保するため、ケーブルのルートと回線の分散使用を図る。

g　架空ケーブルは、地震による二次的災害（火災）に比較的弱いので、地下化の望ましい区間は、地下化を推進する。

h　災害による孤立地帯対策として、ポータブル衛星装置、移動電源車、可搬型移動無線基地局車を主要地区に配備する。

i　緊急防護施設の確保

(a)　地震対策として、交換設備、電力設備その他営業所屋内の主要設備の倒壊を防止するための措置を徹底的に実施する。

(b)　火災対策としては、防火扉・消火栓・消火器等の点検整備をする。

j　区が措定した避難所（小中学校・公民館等）のうち区から設置要望のあった施設に災害時用公衆電話（特設公衆電話）を事前に設置することで災害時における避難者の通信手段を確保することを可能とする。

k　地震対策協議会又は、自治体が指定した公共施設、オフィスビル、ホテル、コンビニ、駅等の施設に災害時用公衆電話（特設公衆電話）を事前に設置することで、災害時における帰宅困難者の通信手段を確保する。

## 第4　水道施設

### (1)　対策内容と役割分担

水道施設の耐震化や管路の耐震継手化の推進を図るとともに、バックアップ機能強化対策等を推進する。

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| 都水道局<br>北部支所<br>板橋営業所 | ● 水道施設の耐震化の推進<br>● 管路の効果的な耐震継手化の推進<br>● バックアップ機能の強化<br>● 自家用発電設備の新設・増強 |

## 第5　下水道施設

### (1) 対策内容と役割分担

施設の耐震化やマンホール浮上抑制対策の推進を図るとともに、施設のバックアップ機能を強化する。

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| 都下水道局<br>西部第二下水道事務所 | ● 下水道管とマンホールの接続部の耐震化やについて、対象を拡大し、対策を推進<br>● マンホール浮上抑制対策について、対象を拡大し、対策を推進<br>● 地区内残留地区において下水道管とマンホールの接続部の耐震化及びマンホールの浮上抑制対策を推進<br>● 水再生センター、ポンプ所の耐震化<br>● 停電時などの非常時においても下水道機能を維持<br>● ネットワーク化の推進<br>● 大都市間の相互応援体制の構築<br>● 区と連携した応急復旧体制を強化・充実<br>● 応急復旧業務に関する協定を締結している民間団体との連携<br>● 災害復旧用資器機材の整備 |

## 第6　ライフライン事業者との連絡体制の強化

都とライフライン事業者間及びライフライン事業者相互間において、平常時の連絡を密にし、災害発生時に的確な対応が図れるような情報連絡体制を確立する。

## 第7　ライフラインの復旧活動拠点の確保

### (1) 対策内容と役割分担

ライフラインの早期復旧のため、広域応援を受け入れる活動拠点を確保する。

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| 区 | ● ライフラインの復旧活動の拠点を確保する。 |
| 都総務局<br>都財務局<br>都港湾局 | ● ライフラインの復旧活動の拠点を確保する。 |
| 東京消防庁<br>第十消防方面本部<br>各消防署 | ● ライフラインの復旧活動の拠点を確保する。 |

## 第8　エネルギーの確保

### (1) 対策内容と役割分担

都、区及び災害応急対策に係る機関は、都市機能の維持に向けたエネルギーの確保を推進するため、区、都、関係機関は、発電設備を備えた防災拠点の整備、公共施設や拠点施設の機能を維持するための自立･分散型電源の整備などにより電力の確保を図り、保有する電源設備等について、安全性の確保や平常時からの点検、操作訓練等に努めるとともに、コージェネレーションの導入や LP ガスの活用を促進するなど、民間事業者との連携を推進する。

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| **区** | ● **避難所等、災害時の拠点となる施設等における自立・分散型電源の設置** |
| **東京ガスグループガス事業者** | ● **ガス設備の耐震化と供給継続性向上**<br>● **移動式ガス発生設備による臨時供給の実施**<br>● **災害時における LP ガスの活用を促進** |
| 都水道局 | ● 自家用発電設備の新設・増強整備による電力の自立化 |
| 都下水道局<br>西部第二下水道事務所 | ● 非常用発電設備の整備などによる停電や電力不足に対する自己電源の増強 |
| 警視庁<br>第十方面本部<br>各警察署 | ● 防災対応型信号機と信号機用非常用電源設備の整備促進 |
| 都各局 | ● ライフライン及び応急・復旧活動の拠点となる施設等における自立・分散型電源設置の促進<br>● 燃料の安定調達 |
| 都環境局<br>都産業労働局 | ● コージェネレーションシステムなどの自立・分散型電源の確保を促進<br>● 災害時における LP ガスの活用の促進 |
| 都住宅政策本部 | ● 東京とどまるマンションの普及・推進 |

### (2) 詳細な取組内容

**■　区**

電気、ガス等のライフラインが停止した場合にも避難所の運営体制を確保できるよう、避難所施設における非常用電力の確保及び燃料調達体制の整備を推進する。

また、区の行政機能を維持できるよう、庁舎等の区の防災拠点においても非常用電源の確保を推進する。あわせて、事業者等と連携し、燃料調達体制の整備を推進する。

# 第6章　広域的な視点からの応急対応力の強化

## 第1節　初動対応体制の整備

### 第1　対策内容と役割分担

- 発災直後から応急対策活動を円滑に実施するために、必要な施設及び体制等を事前に整備し、維持管理していく。
- 発災時は、区（災対）各部はもとより、自衛隊、警察、消防をはじめとする応援部隊なども含めて、応急対策活動にあたる関係機関が有機的に連携し、全体として一体となって活動を展開する必要がある。
- こうした活動を実現するため、具体的な初動時の対応や他自治体等からの支援の受入れ、オープンスペースの計画的な利用など、対策全般を統合的に運用する。東京都が定めた「首都直下地震等対処要領」を踏まえ、整合のある対応を検討していく。
- これまでの災害の教訓等を踏まえ、応急対策の分野ごとに検討を行い、区災害対策本部機能を適宜強化するとともに、男女共同参画や多様な視点を踏まえた態勢の構築に努める。
- 引き続き、地域ごとに異なる被害や地形等を踏まえ、自衛隊、警察、消防などの関係機関の能力を最大限発揮できるよう、全てのインフラを活用するなど、実効ある体制を構築するため、総合防災訓練等を実施していく。

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| **区** | **○　区防災訓練の実施** |
| 都総務局 | ○　首都直下地震等対処要領の策定<br>○　総合防災訓練の実施 |

### 第2　詳細な取組内容

#### (1) 活動庁舎の整備（板橋区本庁舎（板橋区防災センター））

**■　区**

板橋区防災センターは、板橋区を中核とする防災機関の情報連絡、情報分析及び災害対策の審議、決定、指示を行う中枢の施設である。なお、赤塚庁舎には観測・無線設備など情報端末を配置し、防災センターバックアップ施設として整備する。

発災時に備え、適切に保守点検を行い、機能維持を図っていく。

| 項　目 | | 本庁舎 | |
|---|---|---|---|
| | | 北館 | 南館 |
| 構造 | | 鉄骨鉄筋コンクリート造 | 鉄筋コンクリート、一部鉄骨造 |
| | | 地下３階地上 14 階 | 地下１階地上７階 |
| 面積 | 敷地 | 7,296.44m² | |
| | 延床 | 27,831.93m² | 13,254.31m² |
| 電気設備 | | 高圧受変電設備 6,600Ｖ　・　契約電力 1,700kw | |
| | | 高圧変電設備<br>電気室　１か所 | 高圧変電設備<br>電気室　１か所 |
| 非常用発電設備 | | ガスタービン発電機　1,000kva×１台<br>燃料タンク　20,000Ｌ（特 A 重油） | ガスタービン発電機　625kva×１台<br>燃料タンク　30,000Ｌ（特 A 重油） |
| | | 停電時、庁舎の重要施設（中央監視室、防災センター、防災機器、非常用エレベータ）等へ無給油で 41～72 時間の電力供給が可能。 | |
| 給水衛生設備 | | 上水受水槽　60m³<br>中水受水槽　217m³ | 上水受水槽　12m³ |

（平成 27 年４月現在）

### (2) 発災時の受援及び支援体制の整備

**■　区**

- 首都直下地震等で本区が被災し、他自治体等から本区に応援職員を受け入れる場合の「受援体制」について、近年の災害の教訓等を踏まえ、協定締結先の自治体とも連携し、体制の整備を図る。
- 他自治体が被災し、被災を免れた本区から他自治体へ応援職員を派遣する場合の「支援体制」（応援体制）について、近年の災害の教訓等を踏まえ、本区から派遣する応援職員の派遣体制も整備する。
- 区部が被災し、本区の被災が軽度な場合は、特別区相互協定に基づき、本区の区有施設、大規模救出救助活動拠点等を提供するなどによる後方支援体制を整備する。

| 事項 | 主な検討課題 |
|---|---|
| 受援体制 | ● 庁内の調整体制（対応状況の把握、各部・班のニーズの把握など）<br>● 派遣元の自治体、都（広域調整）との情報連絡体制<br>● 応援職員受入れ時の業務実施体制（指揮命令系統、業務内容等に関するオリエンテーションなど）<br>● 応援職員の支援体制（水、食糧、トイレ、宿舎等の確保）<br>● 費用負担　　など |
| 支援体制 | ● 派遣先の自治体との情報連絡体制<br>● 庁内の調整体制（現地ニーズの把握、派遣職員の確保・調整、派遣先・派遣期間等の決定など）<br>● 保健師、建築・土木職、応急危険度判定士などの専門職の確保<br>● 派遣元の所管における通常業務の執行体制の確保<br>● 派遣職員の支援体制（情報提供、物資、メンタルヘルスケアなど）<br>● 後方支援の在り方（後方拠点施設など）<br>● 費用負担　　など |

### (3) 区総合防災訓練

■ 区

- 関係防災機関及び区民が一体となって、総合防災訓練を実施することにより、区防災に関する各種計画等に習熟するとともに、関係機関相互の協力態勢を緊密にすることを目的として毎年実施する。
- 毎年度、次に掲げる事項について実施要領を定めて実施する。

| 参加機関 | 訓練項目 | 実施時期及び場所 |
|---|---|---|
| 区（小中学校を含む。）<br>警察署<br>消防署<br>自衛隊<br>地方公共機関等<br>区民 | （ア）　発災対応型訓練<br>a　出火防止訓練<br>b　交通規制、警備訓練<br>c　避難訓練<br>d　支援物資支給訓練<br>e　応急救護訓練<br>f　初期消火訓練<br>g　ライフライン復旧訓練<br>h　給水訓練<br>i　救出訓練<br>j　放水訓練<br>k　炊き出し訓練<br>l　避難所開設訓練<br>m　水害対応訓練<br>n　その他の訓練（関係機関と協議し、より実践的な訓練を実施する。）<br><br>（イ）　部分訓練<br>訓練には、習熟を図るための部分訓練も併用する。 | 総合防災訓練<br>【18地区】<br>毎年度実施日を定める。 |

### (4) 区の災害時対応訓練

■ 区

**ア　無線通信訓練**

●災害時において、有線通信が不能、又は利用することが著しく困難な場合における無線通信の円滑な遂行を図るため、無線機の操作等、非常時の無線通信に関する訓練を実施する。

●主な訓練

- 防災訓練時に行う通信訓練
- 定期的に都と区を結ぶ防災行政無線の交信訓練
- 定期的に区と区有施設を結ぶ防災行政無線の交信訓練
- 定期的に防災行政無線を配置した関係機関との間で行う交信訓練

**イ　職員防災訓練**

災害時の初動対応力を強化するため、全庁的な職員防災訓練を実施するとともに、区災対各部による訓練を実施する。訓練は実地又は図上訓練とし、訓練の結果を踏まえ、PDCA サイクルによりマニュアル等の見直しを行い、実効性がある態勢

の整備に努めることとする。訓練は、区が単独で実施するほか、前頁の区総合防災訓練において合同で実施する等、実践的かつ効果的に実施できるよう計画する。

**ウ　来庁者等の安全確保訓練**

各部・課、出先機関において、各施設の消防計画に基づく自衛消防訓練と合わせ、「初動時における来庁者等の安全確保マニュアル」及び「初動時における来庁者等の安全確保訓練マニュアル」を参考に、来庁者等の安全確保訓練を年３回以上（概ね四半期ごとに）行う。

**エ　職員の安否確認訓練**

安否確認メールシステム（システム登録者のみ）及び電話継送表（システム登録者以外）による安否確認訓練を実施する。

## 第2節　業務継続体制の確保

### 第1　対策内容と役割分担

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| **区** | ● **区のＢＣＰの策定** |
| 都各局 | ● 都政のＢＣＰに基づいた各局マニュアルの整備<br>● 各業務システム等の適切な保護及び早期の復旧 |
| 都総務局 | ● 都政のＢＣＰの策定<br>● 区市町村、政策連携団体のＢＣＰの策定支援<br>● 各局マニュアルの整備促進 |

### 第2　詳細な取組内容

ＢＣＰ（事業継続計画）とは、Business Continuity Plan の略であり、大規模災害発生時に優先的に取り組むべき重要業務（以下、「非常時優先業務」という。）をあらかじめ特定し、業務を実施するために必要な執行体制や執行環境、継続に必要な資源を確保すること等、大規模災害発生時においても適切な業務遂行を確保するための対応方針を計画として作成するものである。

業務継続の取り組みは、以下の特徴をもっている。

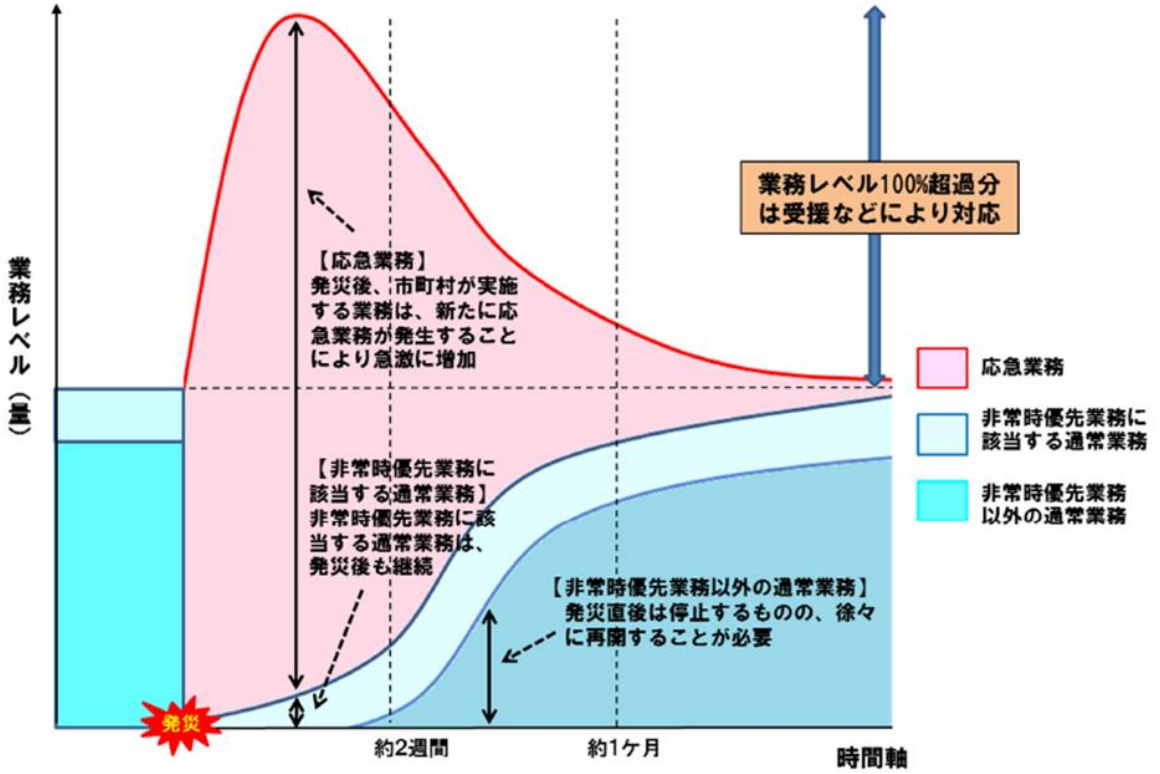
- 災害後に活用できる資源に制限があると認識し、継続すべき非常時優先業務を絞り込むこと。
- 非常時優先業務の特定にあたっては、業務の継続に著しい影響を与えかねない最大規模の被害を引き起こす災害を想定し、想定とは異なる災害についても、最大規模の災害を想定した非常時優先業務を基本として、災害の種類や規模に応じた対応ができるよう、実効性の確保に向けた取組を推進していくこと。
- 非常時優先業務は、全ての業務を洗い出し、タイムラインに応じて着手すべき業務を絞り込み、特に発災後１週間以内に着手する業務を非常時優先業務として区分する。
- 各非常時優先業務の担当ごとに、どのような被害が生じるとその重要業務の継続が危うくなるかを抽出して検討すること。
- 非常時優先業務の継続に不可欠で、再調達や復旧の制約となりかねない重要な要素（ボトルネック）を洗い出し、重点的に対処すること。
- ＢＣＰに定める主な内容としては、権限の代行、職員の参集体制、代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、情報通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ、非常時優先業務の特定、受援応援体制の整備、執行環境の確保など、発災時の業務継続の上で欠かすことのできない要素を含んでいること。
- ＢＣＰの策定にあたっては、同計画に基づき対策を実践するとともに、その結果を点検・是正し、見直しを行うなど、継続的な取り組みを平時から実施することが重要である。

### (1) 区のＢＣＰの策定

**■ 区**

- 区においては、災害時に職員が自発的に行動できる効果的なＢＣＭ（業務継続管理）体制を構築するため、非常配備態勢の種別に応じて措置すべき事項・指示命令（コマンド）を定めた初動マニュアル・Ready-Go リストを改訂する。また、上記の初動マニュアルに合わせ、全庁的な防災行動を整理した庁内タイムラインを作成する。
- 公の施設の管理運営を担う指定管理者に対して、ＢＣＰの導入を促進し、ＰＤＣＡサイクルを着実に機能させるため、評価・指導・監督を行う。
- 東京都と連携し、区内事業者に対するＢＣＰの普及啓発を行う。

**【非常時優先業務の整理に基づく休日・夜間発災時における業務継続のイメージ】**



## 第3節　消火・救助・救急活動体制の整備

消火・救助・救急活動等を迅速かつ的確に行うため、必要な体制を整備する。

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| 東京消防庁<br>第十消防方面本部<br>各消防署 | ● 災害時に必要な装備・資器材の充実強化を図り、消火・救助・救急体制を整備<br>● 航空消防活動体制の整備<br>● 関係機関と連携した多数傷病者の搬送体制の確立<br>● 孤立が想定される地区における救助訓練を実施<br>● 立体救助訓練ユニットを配備し、安全かつ実践的な訓練を実施<br>● 特別区消防団に対する教育訓練の充実<br>● 外国人への救急対応の充実強化 |
| 警視庁<br>第十方面本部<br>各警察署 | ● 災害時に必要な装備資器材の整備及び充実強化<br>● 緊急交通路等を確保するために必要な体制の強化 |
| 自衛隊 | ● 災害派遣計画等の整備 |
| 第三管区海上保安本部<br>（東京海上保安部） | ● 災害時に必要な救難防災用資機材の充実強化 |
| 関東地方整備局<br>東京国道事務所 | ● 関東ブロックを管轄する防災関係機関が連携した、「関東防災連絡会」による、情報共有・連絡体制の構築 |
| 関係防災機関 | ● 防災業務計画等について見直しを行い、必要に応じて修正 |

# 第4節　広域連携体制の構築

**■　区**

災害時において他の地方公共団体の円滑な協力が得られるよう、区においては他の地方公共団体と協定を締結するなど、協力態勢を確立している。

## 第1　交流自治体との協定

- 災害時における相互援助協定の対象自治体は、区と同一災害で同一被災地とならないよう、ある程度、遠隔地の市町村との締結に配慮する必要がある。そのため、区外所管施設のある自治体や区と縁のある自治体との間で、災害時における相互援助協定の締結を行っている。
- 平成 11 年度には、上記協定を個々に締結している自治体間全てに係る相互援助協定を締結し、令和３年度までに区及び 8 県 13 自治体（栃木県日光市、山梨県都留市、千葉県鴨川市、群馬県渋川市、茨城県かすみがうら市、茨城県桜川市、新潟県田上町、福島県白河市、山形県最上町、新潟県妙高市、群馬県高崎市、群馬県沼田市、山形県尾花沢市）に係る幅広い支援体制を確立している。
- 令和５年８月には、首都直下地震等の大災害時における区の災害関連死者数減少のため、上記協定を改定することを合意し、被災していない自治体への「広域避難（都県外広域一時滞在)」が可能となる体制を構築した。
- 隣接する埼玉県和光市とも、平成 23 年２月に相互援助協定を締結しており、他隣接自治体との協定締結に向けた協議を進める。
- また、直下型地震が発生した場合には、被災地域が限定される場合も考えられるので、遠隔地の自治体に限らず近隣自治体とも協定締結に向けて、必要により協議を行うものとする。

**■参照（別冊「資料編」）**
資料震 2.6.1　災害時における相互援助等協定締結自治体一覧
資料震 2.6.2　災害時における相互援助に関する協定
資料震 2.6.3　板橋区と和光市との災害時における相互援助に関する協定

## 第2　特別区間における協定

災害時において、被災を免れた区、あるいは被災の軽微な区が、相互に協力して、効率的かつ実効性をもって、被災区の支援にあたれるよう、あらかじめ想定される相互支援の内容や被災区の負担を軽減するような方策を定め、特別区相互間で「特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定」を締結している。

**■参照（別冊「資料編」）**
資料震 2.6.4　特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定

## 第3　民間団体等との協定

区は、災害時に民間団体等から積極的な協力が得られるよう、協力態勢の確立に努めるものとする。このため、現在、各種団体と協定を締結している。

■参照（別冊「資料編」）
資料震 2.6.5　災害時協定団体一覧
資料震 2.6.6～100　災害時における協定書等

## 第4　ボランティアセンターと連携したボランティアの受入れ

区は、ボランティアの受入れが円滑に行われるよう、いたばし総合ボランティアセンターとの連携態勢の確立に努めるものとする。

# 第5節　応急活動拠点の整備

## 第1　対策内容と役割分担

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| 区<br>都関係局 | ● オープンスペースの確保・整備<br>● 大規模救出救助活動拠点等の確保・整備<br>● ヘリコプター活動拠点の確保<br>● ヘリサインの整備 |
| 都総務局 | ● オープンスペースの確保<br>● 大規模救出救助活動拠点等の確保<br>● ヘリコプター活動拠点の確保 |

## 第2　詳細な取組内容

### ■　区

#### (1)　オープンスペースの確保・整備

区は、都が実施する次の取組に協力する。

＜都が実施する取組＞
- 災害時には、避難誘導、救出・救助、医療搬送、ボランティア参集、ライフライン復旧などの応急対策活動を迅速かつ効率的に行うことで、人命の保護と被害の軽減を図るとともに、発災後の都民生活の再建と都市復興を円滑に進めることができる。そのため、事前にこれら活動の拠点等となる土地及び家屋の確保に努めることを東京都震災対策条例で定めている。
- 都は、都内の利用可能なオープンスペースを国及び区市町村並びに関係機関と協議のうえ、把握し具体的な使用方法等を策定する。
- 災害時の応急対策活動が円滑に行えるよう、活動拠点やアクセス機能の整備について、施設管理者が都及び関係区市町村の協力の下に取り組むとともに、都と施設管理者は、発災時の使用に係るマニュアル等を作成する。

#### (2)　ヘリコプター活動拠点の確保

区は、都が実施する次の取組に協力する。

＜都が実施する取組＞
- 都は、迅速な救出・救助、消防活動、物資輸送等に資するためにヘリコプターの緊急離着陸場を国や区市町村及び関係機関と協議のうえ、あらかじめ確保する。
- 医療機関近接ヘリコプター緊急離着陸場については、都が指定する災害時拠点病院からおおむね５km 以内の陸路地点に医療機関近接ヘリコプター緊急離着陸場を選定する。
- 上記以外の用途のヘリコプター離着陸場としての候補地をあらかじめ選定し、災害時には、この候補地の中から必要に応じて使用するための措置を国や区市町村及び関係機関と連携して行う。

### (3) 大規模救出活動拠点等の確保・整備

区は、都が実施する次の取組に協力する。

＜都が実施する取組＞

- 都は、自衛隊、警察災害派遣隊（警察）、緊急消防援助隊（消防）、その他の広域支援・救助部隊等のベースキャンプとして活用するオープンスペースを国や区市町村及び関係機関と協議のうえ、あらかじめ確保する。
- 広域支援・救助部隊等が被災者の救出及び救助等を行うための活動拠点である大規模救出救助活動拠点は、区部・多摩地域で大きな被害が想定される地域に近接し、大型ヘリコプターの臨時離発着スペース及び広域応援部隊の活動スペースとして 1.5ha 以上の活動面積を有する施設が必要である。これらの要件を満たす大規模な都立公園や河川敷など、屋外施設 35 箇所、車両スペースの確保が可能な清掃工場等屋内施設 25 箇所を、その候補地としている。
- また、船舶を活用した救出救助活動を展開するために、大小様々な官公庁船等が集結可能なエリア等も含め、引き続き拠点を確保していく。
- ライフラインの復旧拠点と重複する大規模救出救助活動拠点については、ライフラインの復旧活動での利用にも考慮する。
- 公園などの整備等を推進し、大規模救出活動拠点の充実を図る。

■参照（別冊「資料編」）
資料震 2.6.101　大規模救出活動拠点等候補地一覧

### (4) ヘリサインの整備

区は、都が実施する次の取組に協力する。

なお、平成 26 年度末現在において、61 の区有施設においてヘリサインを整備している。

＜都が実施する取組＞

- 災害時に、被災地上空から被害状況を確認するとともに、地上の救助機関部隊や災害対策本部と連携するために、迅速・効率的なヘリコプターによる応急対策活動を行う。ヘリサインは、避難所など、災害対策上重要な施設を上空から即時に特定するための応援航空部隊の道しるべとして、重要な役割を果たす。
- 都は、都立建築物の屋上へ、ヘリコプターから視認できる施設名を表示する取組を進める。区市町村においても所有する建築物等の屋上に表示を行う。
- 著名建築物等の既存のランドマークを活用し、視認性を向上させる方策を検討するなど、広域航空部隊の円滑な活動の実現に向け、必要な取組を進めていく。
- ヘリサインの整備に当たっては、「九都県市首脳会議防災対策委員会による申し合わせ」を基準にする。

## 第6節　その他区立施設の整備

各施設管理者において、地域のハザードマップ等を参照し、洪水や土砂崩れ、内水氾濫等の風水害リスクを精査し、リスクに応じ、止水板や土のう袋等の風水害対策を検討し、可能な個所から順次実施する。

# 第7章　　情報通信の確保

## 第1節　防災機関相互の情報通信連絡体制の整備

### 第1　対策内容と役割分担

関係防災機関、非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部（以下この章において「国の現地対策本部」という。）、関係省庁等との情報連絡体制を構築する。

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| **区** | **● 都本部との情報連絡体制を構築<br>● 固定の同報系や移動系の防災行政無線の整備<br>● 障がい者に配慮した情報伝達方法の確立やデジタル技術の活用の推進** |
| **各通信事業者** | **● 通信設備及び通信回線の確保に向け、施設の耐震化や非常用電源の長時間化等を推進** |
| 都総務局 | ● 東京都防災行政無線を基幹として、都各局保有の無線等の通信連絡手段により、関係防災機関と情報連絡体制を構築（東京都防災行政無線や可搬型の衛星通信設備による総合的な防災行政無線網の整備）<br>● 国の現地対策本部、総務省消防庁、自衛隊、他府県等との情報連絡体制を構築<br>● 地震計ネットワークの運用<br>● 緊急地震速報の利用<br>● 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の利用<br>● 緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）の利用<br>● Ｌアラート（災害情報共有システム）の利用<br>● 地理空間情報の活用<br>● ＳＮＳ分析ツールを利用した災害情報の収集・分析と応急対策への活用 |
| 都各局 | ● 関係防災機関との情報連絡体制を構築<br>● 関係省庁との情報連絡体制を構築<br>● 地理空間情報の活用 |
| 東京消防庁<br>第十消防方面本部<br>各消防署 | ● 各方面本部、管下消防署、消防団及び関係防災機関との情報連絡のための消防・救急デジタル無線等の運用<br>● 関係防災機関相互の災害情報等をリアルタイムで共有する体制の構築<br>● 画像情報を活用した災害情報収集体制の整備<br>● 震災消防対策システムの運用 |
| 警視庁<br>第十方面本部<br>各警察署 | ● 関係防災機関との情報連絡体制の構築 |
| 陸上自衛隊 | ● 都本部との情報連絡体制を構築 |
| 海上保安庁 | ● 都本部との情報連絡体制を構築 |
| 関東総合通信局 | ● 関東地方非常通信協議会の運営 |

### 第2　詳細な取組内容

**■　区**

● 防災行政無線又はその他の手段により、区の区域内にある関係防災機関及びその他重要な施設の管理者等との間で通信を確保する。

- 電気・ガス事業者や交通運輸機関などの生活関連機関との間の情報連絡のため、防災行政無線の整備に努める。

### (1) 防災センター

- 災害時における情報の一元的収集・管理を図るため、情報集約機能を完備した「板橋区防災センター」を、区庁舎南館４階に設置している。
- 大規模発災時には、板橋区防災センターに災害対策本部を設置するため、次のように、区に関わるあらゆる災害情報の集中管理を目的に整備している。
  - 常時オンラインによる河川水位、降雨量、地震、気象情報等の収集
  - 防災カメラによる被害状況の把握
  - 防災行政無線による地域住民への避難誘導
  - 防災関係機関との情報連絡　　など

### (2) 板橋区防災行政無線

- 現在、災害時の通信手段として、主に各拠点間の非常通信手段として活用される「デジタル移動通信システム（デジタル 260Mhz 帯)」を各地域センター、土木サービスセンター、健康福祉センター等の区施設、及び小中学校、警察、消防、各ライフライン関係機関（電気、ガス、水道）や救急医療機関等に配備している。
- また、主に区民への一斉同報用として、一定規模以上の地震発生時における注意喚起や台風・ゲリラ豪雨時の注意喚起と避難指示、平常時における夕焼けチャイム放送や選挙広報等、区の緊急情報等を一斉に周知するため、「デジタル同報通信システム（デジタル 60Mhz 帯)」を整備している。（平成 25 年３月稼働）

■参照（別冊「資料編」）
資料震 2.7.1　通信連絡系統
資料震 2.7.2　【デジタル同報通信システム】屋外拡声子局設置場所一覧表
資料震 2.7.3　【防災行政無線デジタル移動通信システム（260Mhz)】無線機器設置場所
資料震 2.7.4　デジタルＭＣＡ無線機器設置場所一覧

### (3) デジタルＭＣＡ無線システム

- 現在、主に現地情報収集用として活用される「デジタル MCA 無線システム（デジタル 800Mhz 帯)」を、各地域センター、土木サービスセンター等の現地情報収集活動拠点等に配備している。
- また、本庁舎の倒壊等により、「デジタル移動通信システム（デジタル 260Mhz 帯)」が運用不可能となった場合における、代替非常通信手段としての役割も併せ持っている。

### (4) 防災カメラシステム

災害時の映像情報収集のため、「防災カメラシステム」を構築し、リビオタワー板橋及び板橋清掃工場に観測用カメラを配備している。

### (5) 気象観測システム

雨量や河川水位等について、区内各所に配置された雨量計・水位計・ライブカメラにより観測・監視することで常時情報収集を行い、台風やゲリラ豪雨等、大雨から発生する被害を未然に防止し、また、観測結果を広く情報公開をすることで、区民等に対して注意喚起を促すとともに、被害抑止と軽減を図ることを目的として、気象観測システムを導入している。

### (6) 職員参集安否確認システム

- 従来の無線システムに加えて、災害時における通信連絡態勢強化のため、個人の携帯電話のメール機能を活用した、「職員参集安否確認システム」の構築を行った。
- このシステムは、区職員、住民防災組織、教職員等の携帯電話メールアドレスを、事前に本人がシステム登録し、職員等の参集・安否状況を把握するとともに、地震等の災害に関する情報、避難に関する情報等を登録者に迅速に伝達し、緊急時における情報の共有化を図ることを目的としている。

### (7) 地震計ネットワーク

- 地震被害の軽減を図るためには、震度分布状況を即時に把握することにより激甚な被害地を特定し、初動対応の迅速化を図る必要がある。このため、都においては、東京消防庁、気象庁及び区市町村等との地震計ネットワークシステムを構築している。
- 板橋区内では、既に板橋消防署、志村消防署に設置された地震計が、上記システムに測定値を供給しているため、距離的、地形的な面を考慮し、平成９年度に区が高島平区民事務所敷地内に地震計を設置し、都へ測定値を供給している。

### (8) 防災・緊急情報メールシステム

- 事前にシステムへ登録した一般区民を対象として、気象庁が発表する各種気象情報、区で観測する雨量・水位情報、区からの緊急情報などを携帯電話やパソコンに電子メールで配信する防災・緊急情報メールシステムを構築し、非常時・災害時における情報伝達手段の一つとして活用している。
- また、「デジタル同報通信システム（デジタル 60Mhz 帯)」の放送内容については、防災・緊急情報メールシステムでも情報伝達を行い、難聴地域への情報伝達手段の補完を行う。

## ■　その他共通事項

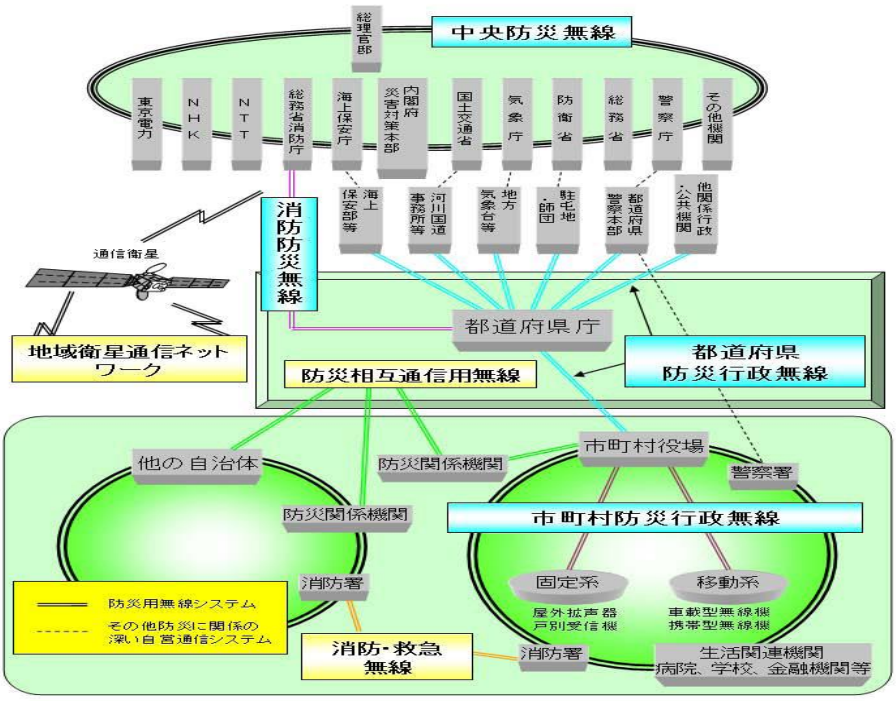
### (1)　通信連絡責任者の選任等

- 区及び防災機関は、情報の収集、伝達に関する直接の責任者として正副各１名の通信連絡責任者を選任する。
- 通信連絡責任者は、通信連絡事務従事者をあらかじめ指名しておく。
- 区及び防災機関は、夜間、休日を含め、常時、都と通信連絡が開始できるよう必要な人員を配置する。

### (2)　通信連絡手段の多層化

- それぞれの通信連絡系統のもと、無線通信等により通信連絡を行う。
- 防災対策に関係する行政機関、公共機関、地方公共団体等の団体相互間で防災活動を迅速に実施するために、これらの機関相互間で通信が必要な場合は、防災相互通信用無線を利用する。
- 各防災機関は、それぞれの通常の通信系が被災により使用不能となることを想定し、他団体・他機関の自営通信システムを利用する方法をあらかじめ計画しておく。他団体・他機関の自営通信システムの利用計画策定に際しては、「関東地方非常通信協議会」を通じて事前の調整を行う。
- アマチュア無線を活用する場合は、一般社団法人日本アマチュア無線連盟を経由して情報収集を行う。

【無線体系イメージ】




（出典：総務省ホームページ）

＜東京都防災行政無線の構成＞

| 構成 | 内容 |
|---|---|
| ア　東京都災害情報システム（DIS） | ● 災害時に防災機関等から収集した被害・措置情報等を都本部が一元的に管理し、都の災害対策活動に資するとともに、端末設置機関が、これら災害情報を活用し各機関の災害対策活動に役立てる。<br>● また、被害箇所や気象情報、被害想定などの防災基礎情報を地図情報上にレイヤ表記し、作戦地図機能を活用することで、災害対策の意思決定を支援する。<br>● クラウド技術の活用や区市町村等の保有するシステム、都民向け東京都防災ホームページ等との連携を強め、行政機関内の効果的な連携や、都民への防災情報提供の充実を図る。 |
| イ　画像伝送システム | ● 区市町村及び建設事務所等には、画像伝送システム端末を整備しており、これにより被害状況の伝送やテレビ会議を行う。<br>● 災害現場から衛星中継車で現地の状況を映像で東京都防災センターに送信する衛星通信システムを整備している。 |
| ウ　地震被害判読システム | ● 警視庁及び東京消防庁のヘリコプターからのテレビ映像を受信し、被災地域の特定と被災状況を迅速に把握する地震被害判読システムを整備している。 |

# 第2節　区民等への情報提供体制の整備

## 第1　対策内容と役割分担

板橋区ホームページの災害情報の充実等により、区民への情報提供体制を整備するとともに、報道対応の円滑化を図る。

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| 区 | ● 地域住民への情報連絡のために固定の同報系や移動系の防災行政無線を整備<br>● 新聞社及び放送機関との連携体制を整備<br>● ホームページ、X（旧 Twitter）、LINE 等の活用による区民等への情報伝達手段の多様化<br>● Ｌアラート（※）の活用による区民等への情報伝達 |
| 東京電力グループ<br>大塚支社<br>東京ガスグループ<br>ＮＴＴ東日本<br>ＮＴＴドコモ<br>ＮＴＴｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝｽﾞ<br>ＫＤＤＩ<br>各放送機関 | ● 発災時に的確な対応が図れるよう、ライフラインや通信網の情報収集発信体制を確立 |
| 都政策企画局 | ● 東京都防災 X（旧 Twitter）をはじめとする防災関連情報を、東京都庁広報広聴課 X（旧 Twitter）により幅広く発信<br>● 放送要請・報道要請等に関する協定の締結など、報道機関との連携体制を整備 |
| 都総務局 | ● 発災時に的確な対応が図れるような情報発信体制を確立<br>● 防災 X（旧 Twitter）、東京都防災アプリ、都等保有のデジタルサイネージなど多様な情報提供ツールの活用 |
| 都各局 | ● 在住外国人等への情報の提供 |
| 都都市整備局 | ● 災害発生時に的確な対応が取れるよう、最先端のデジタル技術を活用した情報収集発信体制を確立 |
| 都デジタルサービス局 | ● スマートポールを活用した情報発信<br>● 東京都公式ホームページ等へのアクセス集中対策の実施 |
| 都産業労働局<br>都建設局<br>都港湾局<br>都水道局<br>都下水道局 | ● 発災時に的確な対応が図れるよう、必要な情報収集発信体制を確立 |
| 警視庁<br>第十方面本部<br>各警察署<br>東京消防庁<br>第十消防方面本部<br>各消防署 | ● ホームページ、SNS 等を活用した各種情報の提供 |
| 関東総合通信局 | ● Ｌアラート等による住民への防災情報伝達システムの整備促進 |

※）Ｌアラート

総務省が全国に普及促進しているもので、ICT を活用して、災害時の避難指示などの地域の安心・安全に関する決め細やかな情報の配信を簡素化・一括化し、テレビ、ラジオなどの様々なメディアを通じて、地域住民に迅速かつ効率的に提供することを実現するものである。

自治体は高齢者等避難、避難指示等の各情報を送信することで、Ｌアラートを通して放送事業者等の情報伝達者に情報が一括配信され、テレビやインターネット等を通して住民に情報が伝達される仕組みとなっている。

東京都では平成２６年６月から運用を開始している。当初は「公共情報コモンズ」と称していたが、現在は改称されている。

## 第2　詳細な取組内容

### ■　区

- 区は、固定の同報系や移動系の防災行政無線を整備し、地域住民への情報連絡体制を構築する。
- J-COM やエリアメール、LINE、デジタルサイネージなど様々な情報提供手段を検討するとともに、区民に情報入手方法等を周知する。
- 災害広報情報等は、地図情報等を活用して一元管理を行い、専用のアプリやポータルサイトと連携させ、避難所開設状況等の情報発信が視覚的にわかりやすいものとなるよう更新する。
- 障がいの特性に配慮した要配慮者に対する情報伝達手段の充実を図る。
- 区は、外国人への情報提供について、都の取組に協力・連携し、平常時から情報提供を行う。
- 災害時にも、障がい者の意思疎通を行う権利が尊重されるよう、手話や文字・音声など障がい者等に配慮した情報伝達方法を確立する。
- 被災者台帳、避難行動要支援者名簿の作成等にデジタル技術の活用を検討する。

### ■　各ライフライン

- ライフライン６社（NTT 東日本、NTT ドコモ、KDDI、東京電力グループ、東京ガスグループ、都水道局）は、在京ラジオ７社（日本放送協会、TBS ラジオ、文化放送、ニッポン放送、ラジオ日本、エフエム東京、J-WAVE）と構築している恒久的ネットワークにより、在京ラジオ７社と必要に応じて、被害状況、復旧状況などの情報を共有する。
- 通信事業者３社（NTT ドコモ、KDDI、ソフトバンク）は、「災害時訪日外国人支援 SMS」として、訪日外国人に向け、SMS を用いて動画ニュースや災害時無料 Wi-Fi 等の情報を４言語で適時に配信を行う。
- 各通信事業者は、通信設備及び通信回線の耐震化、基幹の通信回線の冗長化、電気通信設備の非常用電源の長時間化を推進する。

### ■　各放送機関

放送施設の整備を行う。

# 第3節　区民相互の情報連絡等の環境整備

## 第1　対策内容と役割分担

区民相互に安否確認が取れる環境を整えるとともに、区民が事前にその方法を熟知する。また、災害情報などの入手方法も確認できる体制を整備する。

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| 区 | ● 地域住民相互間の安否確認手段の周知 |
| 通信事業者 | ● 通信設備及び通信回線の確保に向け、施設の耐震化や非常用電源の長時間化等を推進 |
| 鉄道事業者 | ● 駅における情報提供体制の整備<br>● ホームページやＳＮＳ等を利用した情報提供体制の整備 |
| 都総務局 | ● 都民相互間の安否確認手段の確保・周知<br>● その他通信手段の多様化や通信基盤の強化を推進 |
| 都交通局 | ● 駅における情報提供体制の整備<br>● ホームページやＳＮＳ等を利用した情報提供体制の整備 |

## 第2　詳細な取組内容

### ■　区

区は、防災意識の啓発活動を通じて、区民に安否確認手段を周知する。

■参照
第３部第１章第１節第２「防災意識の啓発」

### ■　通信事業者

- 安否確認手段の確保、区民向け通信基盤の充実や耐震化を推進する。
- 広く区民等に安否確認手段や災害時の情報入手手段の多様化を周知する。
- 早期復旧に向けた取組内容について周知する。

### ■　鉄道事業者

駅での情報提供やホームページ及びＳＮＳ等を利用した情報提供など発災時における利用者への情報提供体制を整備する。

# 第8章　医療救護・保健等対策

## 第1節　初動医療体制等の整備

### 第1　情報連絡体制等の確保

(1) 対策内容と役割分担

| 各　機　関 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| 区 | ● 区内の医療機関及び地区医療救護班等との連絡体制を確立<br>● 急性期における医療救護所及び医療救護活動拠点の設置<br>● 区災害医療コーディネーターを中心とした二次保健医療圏医療対策拠点及び区管内の関係機関との情報連絡体制を構築 |
| 都保健医療局 | ● 把握すべき医療機関の被害状況及び活動状況等の事項を事前に整理<br>● 東京都災害医療コーディネーターを中心とした都全域の情報連絡体制及び東京都地域災害医療コーディネーターを中心とした圏域内の情報連絡体制を確保し、各コーディネーターによる統括・調整機能の確立 |

(2) 詳細な取組内容

ア　区の情報連絡体制

■ 区

- 区は、区内の医療救護活動等を統括・調整するために医学的な助言を行う区災害医療コーディネーターを指定している。
- 区は、区災害医療コーディネーターが区内の被災状況や医療機関の活動状況等について迅速に把握できるように、情報連絡体制を構築する。
- 区は、災害時における円滑な医療連携体制を構築するため、区災害医療コーディネーター、区医師会、区歯科医師会、区薬剤師会、災害拠点病院ほか関係者が参加する、板橋区災害医療連携会議を定期的に開催する。

### 第2　医療救護活動等の確保

(1) 対策内容と役割分担

| 各　機　関 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| 区 | ● 区内の医療機関、地区医療救護班、地区歯科医療救護班、地区薬剤師班等の確保<br>● 医療救護所等の設置場所を確保<br>● 医療救護活動拠点の設置場所を確保 |
| 都保健医療局 | ● 東京ＤＭＡＴ隊員を養成<br>● 都医療救護班、都歯科医療救護班、都薬剤師班等の確保<br>● 東京消防庁等とともに、救出救助活動と連携した東京ＤＭＡＴの活動訓練等を実施<br>● 病院や薬局等医療機関の事業継続計画（BCP）策定を支援<br>● ＤＨＥＡＴ構成員の養成<br>● 応援保健医療活動チームの受入体制の整備<br>● 東京都立病院機構との調整 |
| 都福祉局 | ● 東京ＤＰＡＴ隊員を養成 |

| 各　機　関 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| 東京都立病院機構 | ● 都立病院（広尾病院・墨東病院・多摩総合医療センター）に東京ＤＭＡＴを整備<br>● 都立病院の医療救護班を整備<br>● 都立病院（松沢病院・広尾病院・墨東病院・多摩総合医療センター・小児総合医療センター・豊島病院）に東京ＤＰＡＴを整備<br>● 医療機能を継続するため、都立病院の BCP（事業継続計画）を策定 |
| 東京消防庁<br>　第十消防方面本部<br>各消防署 | ● 東京ＤＭＡＴ連携隊を編成し東京ＤＭＡＴと連携<br>● 都保健医療局等とともに、救出救助活動と連携した東京ＤＭＡＴの活動訓練を実施 |

### (2) 詳細な取組内容

#### ア　医療救護班等の確保

**■　区**

- 地区医療救護班、地区歯科医療救護班及び地区薬剤師班等を編成できるように、区医師会、区歯科医師会及び区薬剤師会等と協定を締結している。
- あらかじめ医療救護所等を設置する場所を定めておく。
- 災害拠点病院等の近接地等、（病院開設者の同意がある場合は、病院敷地内を含む）に、あらかじめ緊急医療救護所の設置場所を確保する。
- 医療救護活動拠点を設置し、区災害医療コーディネーターを中心に、医療救護所や在宅療養者の医療支援に関する調整・情報交換等を行うことができるように、体制を整備する。

■参照（別冊「資料編」）
資料震 2.8.1　医療救護所

#### イ　医療機関等の機能維持に向けた取組み

**■　病院、診療所、歯科診療所、薬局**

病院、診療所、歯科診療所及び薬局は、災害時においても医療機能を維持できるように、あらかじめ BCP（事業継続計画）を策定するとともに、訓練等を定期的に実施する。

## 第3　負傷者等の搬送体制の確保

### (1) 対策内容と役割分担

| 各　機　関 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| **区** | **● 負傷者の搬送方法の検討<br>● 医療救護所（緊急医療救護所を含む。）における傷病者の搬送体制の構築** |
| 都総務局 | ● 救出救助活動拠点等を選定し確保 |
| 都保健医療局 | ● 行政機関や民間事業者団体を含め、複数の搬送手段を確保<br>● 東京都ドクターヘリによる搬送体制の整備<br>● 被災地域外への広域搬送を確保するため、航空拠点臨時医療施設（SCU）の設置場所を確保<br>● 日本救急医療財団と協定を締結し、航空機による搬送手段を確保 |
| 都港湾局 | ● 医薬品、医療従事者等を搬送するため、調布空港協議会及び東京ヘリポート協議会と協定を締結 |

| 各　機　関 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| 東京消防庁<br>第十消防方面本部<br>各消防署 | ● 東京民間救急コールセンター登録事業者連絡協議会と協定を締結 |

### (2) 詳細な取組内容

**■ 区**

区は、都が実施する次の取組に協力する。

＜都が実施する取組＞
- 都総務局は、自衛隊、警察災害派遣部隊（警察）、緊急消防援助隊（消防）、その他の広域支援・救助部隊等の活動拠点として使用するオープンスペースを国や区市町村及び関係機関等と協議の上、あらかじめ確保する。
- 都総務局及び都保健医療局は、自衛隊等関係機関と協議の上、自衛隊の大型ヘリコプターが患者搬送のために離発着できる場所や、艦船が接岸できる場所について、あらかじめ候補地を選定する。
- 都（都総務局、都保健医療局、都港湾局、東京消防庁）及び区市町村は、車両や船舶等を保有する関係機関との新たな協定締結に向けて取り組み、更に搬送手段の拡充を図る。
- 都保健医療局は、広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）の設置・運営について、体制を整備する。
- 都保健医療局は、応援保健医療活動チームの参集・待機場所について調整・確保する。

## 第4　防疫体制の整備

### (1) 対策内容と役割分担

| 各　機　関 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| **区** | **● 防疫用資器材の備蓄及び調達・配布計画を策定<br>● 都、関係団体等と協力した動物救護体制の整備** |
| 都保健医療局 | ● 薬品等の受入・調達計画を策定<br>● 防疫に関して周知するためのリーフレットを作成<br>● 区市町村、関係団体と連携した動物救護体制の整備 |

### (2) 詳細な取組内容

**■ 区**

- 区は、防疫用資器材の備蓄及び調達・配布計画を策定しておく。
- 区は、都、関係団体等と連携し、動物救護活動への協力体制を整備する。
- 区は、都が実施する次の取組に協力する。

＜都が実施する取組＞
- 都は、区市町村及び保健所職員を対象に、ねずみ衛生害虫防除に関する講習会を開催する。
- 都は、被災動物の救護活動について、区市町村や都獣医師会をはじめとした関係団体等との連携を強化し、動物収容施設の確保も含めた動物救護体制を検討していく。

- 区は、避難所の衛生環境を確保するための活動マニュアルを作成するものとする。

# 第2節　医薬品・医療資器材の確保

## 第1　対策内容と役割分担

| 各　機　関 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| 区 | ● 医療救護班用及び避難所用の医薬品等を備蓄<br>● 区薬剤師会と連携し、災害薬事センター（旧称：医薬品ストックセンター）設置場所、運営方法、卸売販売業者からの調達方法等をあらかじめ協議 |
| 区薬剤師会 | ● 災害時の情報連絡体制を整備<br>● 区薬剤師班の編成体制等を整備 |
| 災害拠点病院等 | ● 医薬品の備蓄 |
| 都保健医療局 | ● 都医療救護班や医療救護所に医薬品等を供給できるよう、災害用救急医療資器材・単品補充用医薬品を備蓄<br>● 災害拠点病院等が収容力を臨時的に拡大するために必要な応急用資器材の備蓄及び医薬品等を確保<br>● 医薬品集積センターの設置場所の要件や運営方法をあらかじめ関係機関と協議<br>● 東京 DMAT 指定病院に災害時医療支援車（東京 DMAT カー）や医療資器材等を配備 |
| 東京都立病院機構 | ● 都立病院が収容力を臨時的に拡大するために必要な応急用資器材の備蓄及び医薬品等を確保 |
| 日赤東京都支部 | ● 日赤医療救護班の活動に必要な医薬品、資器材を備蓄 |

## 第2　詳細な取組内容

### ■　区

＜関係機関との連携・協力体制の整備＞

- 区薬剤師会等と災害時の協力協定を締結している。
- 医薬品等の卸売販売業者から円滑に調達が行えるよう、事前に、区薬剤師会と協力のうえ卸売販売業者と協定を締結する。

＜医薬品等の備蓄＞

- 災害発生直後の医薬品等については、協定に基づき災害拠点病院等に保管を要請している。医薬品等の備蓄は災害拠点病院等が行い、区はこれを利用する。
- 区医師会、区歯科医師会、区薬剤師会等と協議の上、医療救護所や避難所等で使用する医薬品等を備蓄するよう努める。
- 備蓄量は発災から３日間で必要な量を目安とする。

＜災害薬事センターの運営体制の整備＞

- 区薬剤師会と連携して、センター長（＝災害薬事コーディネーター（旧称：医薬品ストックセンター長））や運営方法、納入先及び納入先への搬送方法等具体的な活動内容について協議しておく。（卸売販売業者は、原則として、医療救護所等で使用する医薬品は直接各医療救護所へ、避難所で使用する医薬品は区の災害薬事センターへ納品する。）

＜医薬品等の調達方法の確認＞

区は、医薬品等の調達方法（卸売販売業者への発注方法等）について、あらかじめ具体的に区薬剤師会及び卸売販売業者と協議しておく。

■参照（別冊「資料編」）
資料震 2.6.58　災害時における救護活動についての協定書（薬剤師会）

## ■　災害拠点病院等

- 災害拠点病院は、３日分程度の医薬品等を備蓄する。
- 災害拠点精神科病院は、医薬品等を備蓄する。
- 災害拠点連携病院、災害拠点精神科連携病院、災害医療支援病院、診療所、歯科診療所及び薬局は、災害時においても診療を継続できるよう事業継続計画（BCP）を作成し、それに基づき医薬品等の備蓄に努める。

# 第3節　医療施設の基盤整備

## 第1　対策内容と役割分担

広域的な連携体制の下、迅速かつ的確に医療の提供を行うため災害拠点病院を強化し、災害時医療体制の充実を図る。

| 各　機　関 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| **区** | **● 円滑な情報連絡体制を構築するために、災害拠点病院・災害拠点連携病院との通信訓練を実施**<br>**● 区災害医療コーディネーターを中心とした情報連絡体制の確保に向けた訓練を実施** |
| **区医師会** | **● 災害時の情報連絡体制を整備し訓練を実施**<br>**● 医療救護班の編成体制等を整備** |
| 都総務局 | ● 災害拠点病院等の石油燃料供給について、安定的に供給できるよう、実効性のある方策を構築<br>● 近県市等との広域後方医療に関する応援体制の確立 |
| 都保健医療局 | ● 災害拠点病院を指定し、重症者等を中心とした受入体制を確保<br>● 救急告示を受けた病院等から、災害拠点連携病院を指定し、中等症者等を中心とした受入体制を確保<br>● 災害拠点精神科病院を指定し、措置入院患者及び隔離・拘束中の患者を受け入れる体制を確保<br>● 災害拠点精神科連携病院を指定し、医療保護入院患者を受け入れる体制を確保<br>● 災害拠点病院及び災害拠点連携病院以外の全ての病院を災害医療支援病院として位置付けて、災害時の医療機能を確保<br>● 医療機関の耐震化の促進とともに、多元的な水の確保、電力等のライフライン機能の確保や事業継続計画（BCP）の策定を支援<br>● 衛星携帯電話や広域災害救急医療情報システム（EMIS）など通信手段の確保やマニュアルの整備など活用方法を確立<br>● 円滑な情報連絡体制を構築するために、災害拠点病院等との通信訓練を実施 |
| 東京都立病院機構 | ● 都保健医療局及び関係機関との連絡体制を確立<br>● 基幹災害拠点病院である広尾病院の再整備<br>● 平時から、広域的な連携体制を強化するとともに、迅速かつ的確に医療の提供を行うため、災害時後方医療体制の充実強化を図る。 |
| 都水道局 | ● 救急医療機関等への供給ルートの耐震継手化を完了（令和４年度末時点） |
| 都下水道局 | ● 災害拠点病院及び災害拠点連携病院について、下水道管とマンホールの接続部の耐震化などを実施<br>● 災害拠点病院及び災害拠点連携病院と緊急輸送道路を結ぶ道路について、マンホールの浮上抑制対策を実施 |

## 第2　詳細な取組内容

### ■　区、区医師会

平時から、災害拠点病院・災害拠点連携病院との通信訓練や、区災害医療コーディネーターを中心とした情報連絡体制の確保に向けた訓練を実施する。

【区内の災害拠点病院等】

| 指定区分 | 説　　明 | 区内の指定病院等 |
|---|---|---|
| 災害拠点病院 | 主に重症者の収容・治療を行う都が指定する病院<br>（基幹災害拠点病院、地域災害拠点中核病院及び地域災害拠点病院で構成される） | 帝京大学医学部附属病院（中核）☆<br>日本大学医学部附属板橋病院<br>東京都健康長寿医療センター<br>東京都立豊島病院 |
| 災害拠点連携病院 | 主に中等症者や容態の安定した重症者の収容・治療を行う都が指定する病院 | 小豆沢病院、常盤台外科病院、小林病院、板橋中央総合病院、高島平中央総合病院、金子病院、板橋区医師会病院、愛誠病院、東武練馬中央病院 |
| 災害医療支援病院 | 主に専門医療、慢性疾患への対応、区地域防災計画に定める医療救護活動を行う病院<br>（災害拠点病院及び災害拠点連携病院を除く全ての病院） | 上記以外の区内病院 |

☆：東京都地域災害医療コーディネーター

【災害拠点精神科病院等】

| 指定区分 | 説　　明 |
|---|---|
| 災害拠点精神科病院 | 措置入院患者及び隔離・拘束中の患者の受け入れを行う病院で、国の示した基準等に基づき都が指定する病院 |
| 災害拠点精神科連携病院 | 医療保護入院患者の受け入れを行う都が指定する病院 |

# 第4節　遺体の取扱い

## 第1　対策内容と役割分担

行方不明者や死亡者の捜索、遺体の収容、検視・検案等の各段階において、区及び関係機関が相互の役割を理解し、連携して取り組む体制を整備する。

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| 区 | ● 遺体収容所の運営等に関する次の事項について、あらかじめ関係機関と協議を行い、条件整備に努める。<br>・遺体収容所の管理者の指定等、管理全般に関する事項<br>・行方不明者の捜索、遺体搬送に関する事項<br>・検視・検案未実施遺体の一時保存等の取扱いに関する事項<br>・遺体収容所設置等に供する資器材の確保、調達、保管及び整備に関する事項<br>● 遺体収容所は、死者への尊厳や遺族への配慮、効率的な検視・検案・身元確認の実施に資するよう、下記の条件を満たす施設を事前に指定・公表するよう努める。<br>・屋内施設<br>・避難所や医療救護所など他の用途と競合しない施設<br>・検視・検案も確保可能な一定の広さを有する施設<br>・身元不明者の一時保存場所として使用可能な施設<br>なお、指定に当たっては、水、通信等のライフライン及び交通手段の確保についても、可能な限り考慮する。 |
| 都保健医療局 | ● 区市町村が設置する遺体収容所の衛生管理運営等を指導<br>● 東京都医師会や日本法医学会等と連携し、検案医の養成研修や死体検案認定医制度の普及啓発<br>● 遺体の火葬に関する広域連携体制を構築<br>● 火葬場や近隣県等との連絡訓練等により、連携体制を強化 |

# 第9章　帰宅困難者対策

## 第1節　東京都帰宅困難者対策条例に基づく取組の周知徹底

### 第1　対策内容と役割分担

首都直下地震等への備えを万全とするためには、「自助」、「共助」、「公助」による総合的な対応が不可欠である。帰宅困難者等の発生による混乱を防止するための一斉帰宅の抑制などの条例に基づく取組の内容を周知徹底する必要がある。

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| 区 | ● 東京都帰宅困難者対策条例の区民、事業者、学校等への周知徹底<br>● 「帰宅困難者対策にかかる連絡調整会議」の設置<br>● 駅周辺の滞留者の一時滞在場所となる誘導先を確保<br>● 区立小中学校による児童・生徒の安全保護のための体制整備 |
| 板橋区町会連合会<br>町会・自治会 | ● 事業者との連携体制の整備<br>● 町会員・自治会員に対する啓発活動の推進 |
| 板橋産業連合会<br>板橋区商店街連合会<br>東京商工会議所<br>板橋支部<br>板橋法人会 | ● 団体及び会員企業向け啓発や対策の実施<br>● 団体における連携協力体制の整備<br>● 町会・自治会との連携体制の整備 |
| 事業者、学校等 | ● 企業、学校等における従業員、学生等の一斉帰宅の抑制のための施設内における体制整備や必要な備蓄の確保<br>● 外部の帰宅困難者を受け入れるため 10%程度余分の備蓄を検討<br>● 企業等における施設内待機計画の策定と従業員等への周知 |
| 駅及び大規模集客施設事業者 | ● 集客施設及び駅における利用者保護のための施設内における体制整備や必要な備蓄の確保<br>● 集客施設及び駅における利用者保護計画の策定と従業員等への理解の促進 |
| 区民 | ● 外出時の発災に備えた必要な準備 |
| 都総務局 | ● 東京都帰宅困難者対策条例の都民・事業者への普及啓発<br>● 都は、国とともに、首都圏自治体、鉄道・通信事業者、民間団体等からなる「首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整連絡会議」を設置<br>● 「事業所防災リーダー」制度を活用した事業所の防災対策・帰宅困難者対策の強化<br>● 各駅・地域間の連携・情報共有に資するため、広域的な立場から、都内各区市町村及び駅前滞留者対策協議会等が参加する東京都帰宅困難者対策フォーラムを開催<br>● 駅前に多数の帰宅困難者が発生したとの想定で、駅、駅周辺事業者、公共施設の管理者などが連携し、混乱防止や安全確保に努めるため地元自治体と合同で帰宅困難者対策訓練を実施 |
| 都教育庁<br>都生活文化スポーツ局<br>学校等 | ● 児童・生徒の安全確保のための体制整備 |
| 都産業労働局 | ● 中小企業の事業継続計画（BCP）策定を支援 |
| 都都市整備局 | ● 都市開発の機会を捉え、従業員用の防災備蓄倉庫等の整備を促進<br>● 発災時の来街者保護のために屋内空間や公開空地等を柔軟に活用するエリアマネジメント団体等の活動を支援 |
| 都交通局 | ● 都営地下鉄の駅における備蓄の配備 |

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| 東京消防庁<br>第十消防方面本部<br>各消防署 | ● 所轄の消防署は、「帰宅困難者対策にかかる連絡調整会議」等に対しての指導・助言<br>● 事業所防災計画の作成状況の確認、作成の指導 |
| 警視庁<br>第十方面本部<br>各警察署 | ● 所轄の警察署は、計画の策定、広報及び誘導要領等に関し、駅前滞留者対策協議会等に対して助言<br>● 駅前滞留者対策協議会等と連携した訓練の実施<br>● 地域版パートナーシップを活用した広報・啓発活動の推進 |
| 東京商工会議所<br>東京経営者協会<br>東京青年会議所 | ● 事業所防災リーダーの普及啓発への協力<br>● 団体及び会員企業向け啓発や対策の実施<br>● 団体における連携協力体制の整備 |

## 第2　詳細な取組内容

「東京都帰宅困難者対策実施計画」に基づき、帰宅困難者対策に関する対策全般について、取組を推進する。

### (1) 東京都帰宅困難者対策条例に基づく取組の周知徹底

**■　都、区**

- 都及び区は、都民、事業者、学校等、そして行政機関が取り組むべき基本的事項について定めた東京都帰宅困難者対策条例の内容について、ホームページ、パンフレットの配布、説明会の実施等により普及啓発を図る。
- 東京都帰宅困難者対策条例で規定した内容を実施するための事業方針及び行政の支援策等を取りまとめた「東京都帰宅困難者対策実施計画」に基づく取組を推進するとともに、都民、事業者、学校等に周知していく。区では、都と連携し、実効性を図っていく。
- 帰宅困難者対策の必要性を訴求する動画の活用や従業員の一斉帰宅抑制に積極的に取り組む企業等を認定する制度などを通じ、対策に協力する都民・企業等の裾野拡大を図るとともに、災害時の助け合いの気運を醸成する。
- 都市開発の機会を捉え、大規模な新規の民間建築物に対して、従業員用の防災品備蓄倉庫等の整備を促進する。

**【東京都帰宅困難者対策条例の概要】**
- 企業等従業員の施設内待機の努力義務化
- 企業等従業員の３日分の備蓄（飲料水、食料等）の努力義務化
- 駅、大規模な集客施設等の利用者保護の努力義務化
- 学校等における児童・生徒等の安全確保の努力義務化
- 官民による安否確認と災害関連情報提供のための体制整備等
- 一時滞在施設の確保に向けた都、区市町村、国、民間事業者との連携協力
- 帰宅支援（災害時帰宅支援ステーションの確保に向けた連携協力等）

### (2) 事業者における施設内待機計画の策定

**■　事業者**

**ア　従業員等の施設内待機に係る計画の策定**

- 事業者は、協議会で取りまとめた「事業所における帰宅困難者対策ガイド

ライン」を参考に、事業所防災計画等において、従業員等の施設内待機に係る計画を定めておく。

- その際、他の企業等との連携、行政機関との連携、地域における帰宅困難者等対策の取組への参加等についても可能な範囲において計画に明記する。
- テナントビルの場合や入居者が複数存在する複合ビルの場合、企業等はビルの施設管理者や他の入居者と連携し、建物ごとの個別の事情に応じて、あらかじめ役割分担を取り決める。
- 事業者は、冊子等（電子媒体も含む。）により、施設内待機計画に係る計画を従業員等に周知する。
- 東京都からの防災情報等を活用するために、事業所防災リーダーへの登録を行う。

**イ　備蓄**

- 従業員等が企業等の施設内に一定期間待機するためには、必要な水、食料、毛布、簡易トイレ、衛生用品（トイレットペーパー等）、燃料（非常用発電機のための燃料）等をあらかじめ備蓄しておく必要がある。その際、備蓄品の配布ができるよう、備蓄場所等についても考慮する。
- 高層ビルに所在する企業等においては、エレベーターが停止した場合に備え、備蓄品の保管場所を分散させておくことも考慮する必要がある。また、配布場所の軽減や従業員等の防災意識向上等の視点から、事前に備蓄品を従業員等へ配布しておく方法も検討する。
- 発災後３日間は、救出・救助活動を優先する必要があるため、従業員等の一斉帰宅が救出・救助の妨げとならないよう、発災後３日間は、事業者が従業員等を施設内に待機させる必要がある。このことから、備蓄量の目安は３日分となる。
- ただし、以下の点について留意する必要がある。
  - 事業者は、災害の影響の長期化に備え、３日分以上の備蓄についても検討していく。
  - 事業者は、３日分の備蓄を行う場合についても、共助の観点から、外部の帰宅困難者（来社中の顧客・取引先や発災時に建物内にいなかった帰宅困難者など）のために、例えば、10%程度の量を余分に備蓄することも検討していく。
- 備蓄の考え方は、次の「一斉帰宅抑制における従業員等の備蓄の考え方について」のとおりとする。

【従業員の施設内待機に必要な備蓄の考え方について】

東京都帰宅困難者対策条例第７条２項において規定する知事が定めるところ

１　対象となる従業員等
　雇用の形態（正規、非正規）を問わず、事業所内で勤務する全従業員

２　３日分の備蓄量の目安
- 水については、１人当たり１日３Ｌ、計９Ｌとする。
- 主食については、１人当たり１日３食、計９食とする。
- 毛布については、１人当たり１枚とする。
- その他の品目については、物資ごとに必要量を算定する。

３　備蓄品目の例示
（1）水：ペットボトル入り飲料水
（2）主食：アルファ化米、クラッカー、乾パン、カップ麺
　※　水や食料の選択に当たっては、賞味期限に留意する必要がある。
（3）その他の物資（特に必要性が高いもの）
- 毛布やそれに類する保温シート
- 携帯トイレ、簡易トイレ、衛生用品（トイレットペーパー等）
- 敷物（ビニールシート等）
- 携帯ラジオ、懐中電灯、乾電池
- 救急医療薬品類

（備 考）
１　上記品目に加えて、事業継続等の要素も加味して、企業ごとに必要な備蓄品を検討していくことが望ましい。（例）非常用発電機、燃料（危険物関係法令等により消防署への許可申請等が必要なことから、保管場所・数量に配慮が必要）、工具類、調理器具（携帯用ガスコンロ、鍋等）、副食（缶詰等）、ヘルメット、軍手、自転車、地図
２　企業等だけでなく、従業員自らも備蓄に努める。
（例）非常用食品、ペットボトル入り飲料水、運動靴、常備薬、携帯電話用電源

### ウ　施設の安全対策

- 事業者は、施設内に従業員等が留まれるよう、日頃から耐震診断・耐震改修やオフィスの家具類の転倒・落下・移動防止措置、事務所内のガラス飛散防止対策等に努める。
- 発災時の建物内の点検箇所をあらかじめ定めておくとともに、安全点検のためのチェックリストを作成する。
- 停電時の対応も含め、建物及び在館者（発災時建物内にいた従業員等及び従業員等以外の来所者）の安全確保の方針について、事業所防災計画等で具体的な内容をあらかじめ定めておく。
- なお、高層ビルについては、高層階で大きな揺れの影響を受ける長周期地震動への対策を講じておく。

### エ　連絡手段の確保

事業者は、発災時における従業員等との連絡の手段・手順をあらかじめ定めておくとともに、従業員等が安心して施設内に待機できるよう、その家族等との安否確認手段を従業員等へ周知する必要がある。

#### （ア）　外出する従業員等の所在確認

従業員等は、訪問先の事前連絡、訪問先変更の連絡を行うことなどにより発

災時に企業等が、従業員等の所在を把握できるような対応に努める。

また、被災した場所から会社もしくは自宅の距離に応じて従業員等が取るべき対応を検討しておくことが望ましい

**（イ）　安否確認手段**

- 安否確認については、電話の輻輳や停電等の被害を想定し、それぞれの通信手段網の特性を踏まえて複数の手段を使うことが望ましい。

| 分類 | 例 |
|---|---|
| 固定及び携帯電話の音声ネットワークを利用するもの | 災害用伝言ダイヤル（171） |
| 固定及び携帯電話のパケット通信ネットワークを利用するもの | ・　災害用伝言板（web171）<br>・　災害用音声お届けサービス<br>・　SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）<br>・　IP 電話<br>・　専用線の確保　等 |

- 事業者は、従業員等に対し、家族等との安否確認の訓練を行うように努める。

（例）
　毎月１日・15 日は、災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板サービスの体験利用が可能であることを、社内報等を活用し、定期的に従業員へ周知する。

**オ　帰宅ルールの設定**

**（ア）　帰宅時間が集中しないための対応**

日頃から、従業員等の居住地、家族の事情などの把握に努め、帰宅抑制後の帰宅者の順序をあらかじめ定めておく。この際には、帰宅する方面に応じて順序を考慮することも検討する。

**（イ）　帰宅状況の把握**

事業者は従業員等が安全に帰宅したことをメール等の方法により確認する。

また、従業員等を班編成し、帰宅させる場合には、その班ごとにあらかじめ連絡要員を指定し、定期的に企業等と所在確認することなども検討する。

**（ウ）　事業継続への配慮**

事業継続できるよう、従業員等の通勤状況や交通復旧等の把握に努め、必要に応じて、ローテーションを組むなどの対応を検討する。

※復旧以降も本数の削減や運行時間、距離等に制限が生じることを考慮する

**カ　訓練**

- 事業者は、地震を想定して自衛消防訓練等を定期的に実施する際に、併せて施設内待機に関する手順等についても確認し、必要な場合は改善を行う。
- 事業者は、年１回以上の訓練を定期的に実施し、当該訓練の結果について検証するとともに、必要に応じて施設内待機に係る計画等に反映させる。

### キ　板橋産業連合会等関係団体との連携

事業者は、板橋産業連合会、板橋区商店街連合会、東京商工会議所板橋支部、板橋法人会等と連携し、事業者における帰宅困難者対策を推進する。

＜取組＞

- 板橋産業連合会、板橋区商店街連合会、東京商工会議所板橋支部、板橋法人会は、ポスター・パンフレット等の配布や講習会等の開催及び企業備蓄の啓発などを行う。
- 区や都、地域と連携し、団体及び会員企業向け対策を実施する。
- 地域住民と会員企業との連携・協力について、会員企業に対し、啓発を行うとともに、団体において連携協力体制を整備する。

## (3) 駅前滞留者対策協議会等の設置

**■　都、区、関係機関**

- 協議会で取りまとめた「駅前滞留者対策ガイドライン」を参考に、駅周辺等に多くの滞留者が発生した場合に備え、区及び都が連携し、あらかじめ駅ごとに、区、都、所轄の警察署・消防署、鉄道事業者（東武東上線、都営三田線、JR）、駅周辺事業者等を構成員とする、駅前滞留者対策協議会等を設置し、災害時の各機関の役割や地域の行動ルール等を定める。

**【駅前滞留者対策協議会の主な所掌事項】**
- 滞留者の誘導方法と役割分担
- 誘導場所の選定
- 誘導計画、マニュアルの策定
- 駅前滞留者対策訓練の実施

- 駅前滞留者対策協議会では、首都直下地震等発生時の来街者の安全確保と混乱防止に向けた「地域の行動ルール」を策定する。基本となる「地域の行動ルール」は以下のとおりである。

**【地域の行動ルール】**

**（ア）組織は組織で対応する（自助）**
地域内の事業所、施設、学校等は、自らの所属する組織単位ごとに、従業員、来所者、学生等に対する取組を行う。

**（イ）地域が連携して対応する（共助）**
駅前滞留者対策協議会が中心となり、地域の事業者等が連携し取組を行う。

**（ウ）公的機関は地域をサポートする（公助）**
地元区市町村が中心となって、都、国と連携・協力して、地域の対応を支援する。

※　駅前滞留者対策ガイドライン（首都直下地震帰宅困難者等対策協議会）より抜粋

- 駅前滞留者対策協議会による取組
  - 駅前滞留者対策協議会では、平時より参加団体の役割分担を定め、現地本部を中心とした連絡体制を構築する必要がある。図上訓練や情報連絡訓練などで検証し、地域の行動ルールに反映させる。

- 電話の輻輳や停電等の影響を受けない衛星携帯電話、無線機など、参加団体間の情報共有のための連絡体制を計画的に整備する。
- 駅前滞留者対策協議会が所在する駅周辺の地域特性を踏まえ、現地本部又は情報提供ステーションの大型の掲示板（情報共有ボード）や防災行政無線に加え、大型ビジョンやエリアメール、SNS の活用も検討する。あらかじめ、情報収集や駅前滞留者への情報提供について、駅前滞留者対策協議会で参加団体の役割分担や手順を決めておく。
- 駅前滞留者対策協議会は、平時より区が行う一時滞在施設の確保に協力する。
- 災害時における避難経路等の安全点検等を平時から実施し、地域の防災力を高めるよう取り組むことが重要である。
- 例えば、都と区は、都内の大規模ターミナル駅周辺など、多くの帰宅困難者が発生すると想定される地域については、重点的に施策を行っていくことも検討する。この際、駅前滞留者対策協議会と連携し、地域内の一定規模の施設に対し、区と一時滞在施設の協定を結ぶよう働きかけるとともに、地域への来訪者に、自助の取組を促すよう普及啓発していく。

● 都との連携

都は、広域的な立場から各地域に共通する課題の検討や地域相互間の情報交換等を行うため、都内区市町村及び区、駅前滞留者対策協議会等が参加する東京都帰宅困難者対策フォーラムを開催し、区は、連携を図る。

### (4) 板橋区帰宅困難者対策協議会（仮称）の設置

**■　区、事業者等**

区内の学校関係者、産業・商業団体、大規模小売事業者・娯楽施設事業者等と新たに帰宅困難者対策を協議する検討会を設けて、災害時に徒歩帰宅者の発生を抑制するための対応マニュアル等の作成や飲料水、非常食、毛布などの物資の備蓄、組織内での徒歩帰宅抑制の周知・普及等の具体的対策と区の支援策について検討し、災害時に各実施主体において原則対応の徹底を図る。

### (5) 帰宅困難者対策にかかる連絡調整会議における対策の実施

**■　区、事業者、学校等**

平成 24 年に設置した３つの「帰宅困難者対策にかかる連絡調整会議」（区内鉄道事業者、区内産業団体、私立・都立学校）において、警視庁、東京消防庁と連携し、帰宅困難者対策を実施する（備蓄の推進、情報提供体制の整備など）。

### (6) 集客施設及び駅等の利用者保護

**■　事業者（集客施設及び駅等）、学校等**

#### ア　利用者保護に係る計画の策定

● 事業者は、協議会で取りまとめた「大規模な集客施設や駅等における利用者保護ガイドライン」を参考に、事業所防災計画等において、利用者の保護

に係る計画をあらかじめ定めておく。その際、他の企業等との連携、行政機関との連携、地域における帰宅困難者等対策の取組への参加等についても、可能な範囲で計画に明記する。

- テナントビルの場合や事業者が存在する複合ビルの場合、事業者はビルの施設管理者や他の事業者と連携し、建物ごとの個別の事情に応じて、あらかじめ役割分担を取り決める。
- 事業者は、冊子等（電子媒体）により、利用者保護に係る計画を従業員等に周知し、理解の促進を図る。また、事業者は、同計画を必要な箇所に配備するなどして、発災直後から利用できるような体制の整備に努める。

### イ　利用者保護の対応方法の検討

- 事業者は、利用者の安全確保のため、発災直後の施設内待機や安全な場所への誘導や案内手順について、あらかじめ検討しておく。
- この際、必要と考えられる備蓄品の確保や必要とする人への提供方法、要配慮者（高齢者、障がい者、難病患者、乳幼児、妊婦、外国人）、通学中の小中学生や急病人への対応等の具体的な内容についても検討しておく。

| 課題 | 検討内容 |
|---|---|
| 高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦、通学の小中学生への対応 | 事業者は、施設の特性や状況に応じ、必要となる物資を検討してあらかじめ備えておくこととする。例えば、車椅子や救護用担架、段差解消板等を備えておく。また、可能な限り優先的に待機スペースや物資が提供されるように配慮する。 |
| 外国人への対応 | 誘導の案内や情報提供などについて配慮する。例えば、英語、中国語等の誘導案内板やアナウンス等による対応や、外国人でも分かりやすいピクトグラム・「やさしい日本語」の活用を検討する。 |

### ウ　施設の安全対策

- 事業者は、日頃から耐震診断・耐震改修や家具類の転倒・落下・移動防止措置、施設内のガラス飛散防止措置等に努める。なお、高層ビルについては、高層階で大きな揺れの影響を受ける長周期地震動への対策を講じておく。
- 事業者が管理する施設に隣接して、道路や通路、広場など、自治体等が管理所有する施設がある場合は、これらの管理者と連携し、案内又は誘導に必要な経路の確保や経路上の被災時の安全確保等について確認するなど、状況に応じた施設の安全確保に努める。具体的な対象施設として、駅及び駅に接続する自治体管理の自由通路などが考えられる。
- 事業者は、施設の安全点検のためのチェックリストを作成する。その際、事業者は、利用者が待機するための施設内の安全な待機場所リストもあらかじめ計画しておく。

### エ　備蓄

各事業者は、一時滞在施設が開設されるまでの間は施設の特性や事情に応じて、当該施設で利用者の保護に必要な水や毛布等を備蓄しておくことが求められる。

### オ　訓練

- 各事業者は、建物所有者、施設管理者、テナント事業者等と相互に協力し、年１回以上の訓練を通じて、利用者保護の手順等について確認し、必要な場合は改善を行う。
- また、事業者は、訓練の結果を必ず検証し、計画等に反映させる。
- 訓練に当たっては、停電や通信手段の断絶など、発災時の様々な状況を想定した利用者への情報提供に関する訓練を行うことが望ましい。

### カ　学校等における児童・生徒等の安全確保

- 都教育庁は、東京都帰宅困難者対策条例に規定する児童・生徒等の安全確保の趣旨を踏まえ、区に対し、必要な措置を行うよう要請する。
- 学校等は、学校危機管理マニュアル、学校防災計画等に基づくとともに、必要に応じ災害時の児童生徒の安否確認ハンドブック等を参考にし、保護者等との連絡体制を平時より整備し、発災時には、児童・生徒等の学校内又は他の安全な場所での待機、その他児童・生徒等の安全確保のために必要な措置を行う。
- 区立小中学校、保育園、通所福祉施設において、施設内での長時間にわたる待機に備えた対応マニュアル等の作成や飲料水、非常食、毛布などの物資を備蓄する。

### キ　区民における準備

外出時の災害に備え、家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保や安否確認方法の事前共有、待機又は避難する場所、徒歩による帰宅経路の確認、歩きやすい靴などその他必要な準備をする。特に携帯電話やスマートフォンの充電用ケーブルや予備バッテリー等の準備もしておくことが望ましい。

# 第2節　帰宅困難者への情報通信体制整備

## 第1　対策内容と役割分担

| 機　関　名 | 内　　容 |
|---|---|
| 区 | ● 事業者及び帰宅困難者が情報提供を受けられる体制整備及び情報提供ツールの周知 |
| 通信事業者 | ● 事業者及び帰宅困難者が情報提供を受けられる体制の整備<br>● 災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の災害用安否確認サービスの普及啓発、防災訓練等における利用体験の実施 |
| 都総務局 | ● 帰宅困難者対策オペレーションシステムの開発・運用<br>● 事業者及び帰宅困難者が情報提供を受けられる体制整備及び情報提供ツールの周知、ガイドライン等の作成<br>● 都のホームページにおける帰宅困難者向けポータルサイト等の設置・運営<br>● 都立一時滞在施設に対し、帰宅困難者用の Wi-Fi 及び災害時用公衆電話（特設公衆電話）を整備。またスマートフォン充電用の蓄電池を配備<br>● 民間一時滞在施設に対し、帰宅困難者向けのスマートフォン充電用の機器に対し補助を実施<br>● 一時滞在施設における電力・通信体制の強靭化の取組推進<br>● 電源途絶時でも一時滞在施設を判別できるよう、専用の案内表示を作成し、施設へ配布 |
| 警視庁<br>第十方面本部<br>各警察署 | ● 適切な情報連絡や安全な避難誘導の指示を伝えるための広報用資器材の整備 |

## 第2　詳細な取組内容

### ■　都、区

- 都及び区は、震災時の帰宅困難者等に対する安否の確認及び災害関連情報等の提供を行うため、通信事業者と連携して、情報通信基盤の整備及び災害関連情報等を提供するための体制を構築する。
- 都のホームページにおける帰宅困難者向けポータルサイト等を活用し、情報提供を行う。

### ■　通信事業者

- 通信事業者は、あらかじめ行政機関や報道機関と連携協力して、事業者及び帰宅困難者が必要な情報を得られる仕組みを構築しておく。
- 災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の災害用安否確認サービスの普及啓発に努めるとともに、防災訓練等においてパンフレットの配布及び利用体験を実施する。

## 第3節　一時滞在施設の確保

### 第1　対策内容と役割分担

駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者などは、帰宅が可能となるまでの間に待機する場所がない場合が多い。そのため、一時滞在施設を確保する。

| 機　関　名 | 内　　容 |
|---|---|
| 区 | ● 所管する施設を一時滞在施設として指定し、周知するとともに、事業者に対して協力を要請<br>● 都の一時滞在施設、帰宅支援ステーションとの連携<br>● 地元の事業者等との間で、一時滞在施設の提供に関する協定を締結するよう努める<br>● 都市開発の機を捉え、一時滞在施設の整備の促進に協力 |
| 事業者団体 | ● 加盟事業者に対して、一時滞在施設確保の協力を依頼 |
| 事業者<br>学校<br>マンション開発業者<br>マンション管理者等 | ● 事業所建物や事業所周辺の被災状況を確認の上、従業員等の安全を確保するため、従業員等を一定期間事業所内に留めておくよう努める<br>● 帰宅困難者の受け入れをできる限りの協力<br>● 一時滞在施設となる場所の提供及び設置等を検討 |
| 一時滞在施設となる施設（区以外） | ● 行政機関と連携して、帰宅困難者の受け入れをするための体制を整備 |
| 国、都、区 | ● 都民等に対して一時滞在施設の役割や利用方法、所在地、留意事項について普及啓発<br>● 一時滞在施設の名称や所在地等を、警察、消防をはじめとする各関係防災機関へ周知<br>● 一時滞在施設の運営に係る費用について、国庫補填の対象となる災害救助法の考え方（適用可能性や費用負担）について整理<br>● 民間施設の協力を得るために、災害救助基金の活用等の必要な仕組みや補助等の支援策について検討し、地域の実情に応じて支援策を具体化 |
| 都総務局 | ● 都立施設及び関係機関の施設を一時滞在施設として指定し、周知<br>● 国、区市町村、事業者団体に対して、一時滞在施設の確保について協力を要請し、民間の一時滞在施設に対しては、帰宅困難者向け備蓄品購入費用等について補助を実施<br>● 民間一時滞在施設の運営について、マニュアルの整備やアドバイザー派遣等により支援を実施 |
| 都主税局 | ● 民間の一時滞在施設における防災備蓄倉庫に対する税制上の支援の実施 |
| 都総務局<br>都都市整備局 | ● 都市開発の機を捉え、一時滞在施設の整備を促進 |
| 都下水道局 | ● ターミナル駅や一時滞在施設等からの排水を受け入れる下水道管とマンホールの接続部の耐震化 |

## 第2　詳細な取組内容

### (1) 一時滞在施設の確保・拡充

**■ 区**

区は、区が所有、管理する施設を一時滞在施設として指定する。地元の事業者等に協力を求め、必要に応じて、大規模集客施設（ホール、映画館、学校など）やマンション等の民間施設について、一時滞在施設の提供に関する協定を締結するよう求める。

#### ア　施設の選定基準

a　鉄道駅や幹線道路からのアクセスが良いことを条件とし、徒歩による移動時間を考慮して一時滞在施設の間隔は、おおむね３km 以内とする。

b　鉄道については「都営三田線」「東武東上線」の主要駅からのアクセスを考慮する。

c　幹線道路については「中山道」「川越街道」「高島通り」「環状七号線」からのアクセスを考慮する。

d　以下の位置・設備等施設状況を考慮して選定する。

(a) 区が開設する避難所との連携がとれるか

(b) 鉄道駅もしくは幹線道路から無理なく誘導できるか

(c) 食料・飲料水・防寒用品の備蓄場所が確保されているか

(d) 一時的な休憩ができるスペースを確保できるか

(e) 既存設備を活用して災害・交通・気象情報を提供できるか

#### イ　指定避難所との分離設置

現行の指定避難所は原則として周辺住民の避難を想定しており、更に帰宅困難者を受け入れた場合には、避難所居住スペースの狭あい化をまねき、緊迫した環境の中での避難所運営において様々な問題が生じることが懸念される。

したがって、東京都防災対応指針における一時滞在施設の考え方も踏まえ、帰宅困難者の一時滞在施設は指定避難所以外の公共施設に単独設置する。

#### ウ　区役所本庁舎の取り扱い

- 区役所本庁舎については、次の点を踏まえ、災害対策本部の機能に特化する。
  - 区役所本庁舎は、交通結節点に所在している。
  - 区役所本庁舎は、その認知度において一時滞在施設として指定することは大変有効である。その反面、区役所本庁舎は、発災時に多数の関係機関との連絡調整や関係者の立ち入りが想定されるとともに、応急対策や復旧・復興のための拠点施設になる。
  - 区役所本庁舎に隣接して一時滞在施設として活用できる公共施設も集中して存在する。
- 本庁舎に訪れた帰宅困難者に対しては、求めに応じてトイレや水、災害情報などを提供し、休憩・待機が必要な場合には区役所周辺に開設する一時滞在施設へ誘導する。

### エ　一時滞在施設の整備

「都営三田線」「東武東上線」「中山道」「川越街道」「高島通り」「環状七号線」沿線にある区施設から、東京都が実施する災害時帰宅支援ステーション及び一時滞在施設の連携を踏まえ、（ア）の基準に基づいて、以下の 12 施設を整備する。

| 番号 | 施設名 | 所在地 | 立地（沿線） |
|---|---|---|---|
| 1 | 板橋地域センター | 板橋３－14－15 | 都営三田線・中山道 |
| 2 | 仲宿地域センター | 氷川町 12－10 | 都営三田線・中山道 |
| 3 | 大原生涯学習センター | 大原町５－18 | 都営三田線・中山道 |
| 4 | 板橋東清掃事務所 | 東坂下２－20－９ | 中山道 |
| 5 | 熊野地域センター | 熊野町 40－９ | 東武東上線・川越街道 |
| 6 | 仲町地域センター | 仲町 20－５ | 東武東上線・川越街道 |
| 7 | 中央図書館 | 常盤台４－３－１ | 東武東上線・川越街道 |
| 8 | 板橋西清掃事務所 | 徳丸１－16－１ | 東武東上線・川越街道 |
| 9 | 成増生涯学習センター | 成増１－12－４ | 東武東上線・川越街道 |
| 10 | 福祉事務所志村福祉課 | 蓮根２－28－１ | 都営三田線・高島通り |
| 11 | 高島平地域センター | 高島平３－12－28 | 都営三田線・高島通り |
| 12 | 桜川地域センター | 東新町２－45－６ | 環状七号線 |

### オ　一時滞在施設での支援内容

a　一時休憩場所として着席スペースの提供
b　トイレ・水・ブランケット・非常食の提供
c　災害・交通・気象状況等の情報の提供
d　板橋区の災害情報・地理情報等の提供
e　携帯電話充電器の提供

## (2) 都との連携

**■　都、区**

- 都は、広域的な立場から、国、区、事業者団体に対して、一時滞在施設の確保について協力を求める。特に、多数の帰宅困難者の発生が見込まれる主要ターミナル駅周辺を中心に、大規模な施設を有する団体等への働きかけを強化するなどの取組を進めていく。国が所有・管理する施設について、区又は都からの要請を受けて、又は自主的に国が一時滞在施設として帰宅困難者等を受け入れる。
- 都は、都市開発の機を捉え、大規模な新規の民間建築物に対して、一時滞在施設の整備を促進する。
- 都立の一時滞在施設には、受け入れた帰宅困難者が安否確認や情報収集を行いやすくするため、災害時用公衆電話（特設公衆電話）及び Wi-Fi アクセスポイントを整備する。
- 配慮者等への対応を図るため、一時滞在施設の待機スペースの一部を要配慮者への優先スペースとすることや、外国人にも分かりやすいピクトグラム等の活用、「やさしい日本語」、英語、中国語等の誘導案内板等による対応を検討するなど受け入れのための態勢を整備する。

### (3) 事業者等における対策

**■　事業者、学校、マンション開発業者、マンション管理者等**

- 事業者、学校、マンション開発業者、マンション管理者等は、区や都の要請に応じて、管理する施設を一時滞在施設として提供することを検討し、受入れ可能な場合は、区と協定を締結する。
- 特に、帰宅困難者対策が必要とされる駅前付近や幹線道路沿道において市街地再開発事業等の導入を検討する地区では、区や都の要請に応じて計画する施設の一部を一時滞在施設として提供することを積極的に検討し、受入可能な場合は区と協定を締結する（例：大山駅周辺地区、上板橋駅南口駅前地区、板橋駅西口地区等）
- 事業者団体は、加盟事業者に対して、それぞれ管理する施設を一時滞在施設として提供することについて協力依頼を行う。
- 一時滞在施設として確保した施設の名称や所在地等は、原則として公表する。
  民間施設等で施設管理者側が非公表を希望した場合でも、発災時は公表を前提とし、発災時は、地域における施設への誘導方法などと整合性を図ることにより開示する。あわせて行政機関や駅前滞留者対策協議会等の関係機関において情報共有する。

【設置場所】

| 番号 | 施設名 | 所在地 | 立地（沿線） |
|---|---|---|---|
| 1 | 杜のまちや | 南常盤台 2-4-1 | 東武東上線・川越街道 |
| 2 | 東京土建一般労働組合<br>板橋支部会館 | 双葉町 36-6 | 都営三田線・環状七号線 |
| 3 | 創価学会板橋文化会館 | 志村 1-30-22 | 都営三田線・中山道 |
| 4 | 創価学会平和講堂 | 成増 1-2-10 | 東武東上線・川越街道 |
| 5 | 創価学会平和会館 | 小茂根 3-5-9 | 環状七号線 |
| 6 | 常盤台バプテスト教会 | 常盤台 2-3-3 | 東武東上線・川越街道 |
| 7 | トヨタモビリティ東京（株）<br>板橋本町店 | 清水町 5-3 | 都営三田線・環状七号線 |
| 8 | トヨタモビリティ東京（株）<br>レクサスときわ台店 | 小茂根 3-1-3 | 環状七号線 |
| 9 | 株式会社良品計画<br>無印良品板橋南町２２ | 南町 22-14 | 山手通り |

【協定内容】

ア　一時滞在施設の運営

イ　帰宅困難者に対する飲料水・食料・毛布等の提供

### (4) 行政による支援策

一時滞在施設の確保・運営に当たっての行政の支援策は以下のとおりである。

#### ア　一時滞在施設に関する普及啓発

**■　都、区**

- 都及び区は、住民に対して一時滞在施設の役割や利用方法、所在地について

普及啓発に努める。

- また、一時滞在施設を利用する際には、施設の運営に可能な範囲で協力するとともに、施設管理者が責任を負えない場合もあるといった留意事項についても併せて普及啓発に努める。

### イ　防災関係機関への周知

**■　都、区**

都及び区は、一時滞在施設の名称や所在地等を、警察、消防をはじめとする各防災関係機関へ周知し、災害時における連携に努める。

### ウ　民間一時滞在施設の確保に関する支援策

**■　国、都、区**

民間施設の協力を得るために、国、都、区は、必要な仕組みや補助等の支援策について検討する。

# 第4節　帰宅支援のための体制整備

## 第1　対策内容と役割分担

混乱収拾後、帰宅困難者の帰宅を支援するため、鉄道運行状況や帰宅道路に関する情報の提供、徒歩帰宅者に対する沿道支援の体制を構築する。

| 機　関　名 | 内　　容 |
|---|---|
| **区** | **● 帰宅困難者等への情報提供体制を整備し、区民・事業者に周知**<br>**● 帰宅支援対象道路の沿道において帰宅支援を行う体制の整備** |
| 都 | ● 帰宅困難者等への情報提供体制を整備し、都民・事業者に周知<br>● 災害時帰宅支援ステーションの拡充を図り、都民・事業者に周知 |
| **通信事業者** | **● 事業者及び帰宅困難者が情報提供を受けられる体制の整備**<br>**● 災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）、災害用伝言板等の災害用安否確認サービスの普及啓発、防災訓練等における利用体験の実施** |
| **事業者、学校** | **● 混乱収拾後の帰宅方法・ルールについて事前策定**<br>**● 災害時帰宅支援ステーションの意義について普及啓発**<br>**● 協定等を締結し、災害時帰宅支援ステーションを運営できる体制を整備**<br>**● 帰宅ルールの策定** |
| 都総務局 | ● 全都立学校（島しょを除く。）を、災害時帰宅支援ステーションとして指定し、指定された施設への連絡手段を確保<br>● 災害時帰宅支援ステーションの運営に関する事業者用ハンドブックを配布<br>● 沿道の民間施設等、新たな災害時帰宅支援ステーションとして位置付けることを検討<br>● 帰宅困難者に対し混雑状況や被害情報等を発信し、安全な帰宅を支援できるよう帰宅困難者対策オペレーションシステムや事業所防災リーダーシステムを整備<br>● 災害時帰宅支援ステーションの認知度向上のため、ステッカーの統一やのぼりの設置 |

## 第2　詳細な取組内容

### (1) 混乱収拾後の帰宅方法の周知

**■　事業者**

事業者は、帰宅抑制ののち、混乱が収拾してから従業員等が安全に帰宅できるよう、以下の事例を参考に、事前に帰宅のためのルールを設定しておく。

（ア）帰宅時間が集中しないための対応

日頃から、従業員等の居住地、家族の事情などの把握に努め、帰宅者の順序をあらかじめ定めておく。この際には、帰宅する方面に応じて順序を考慮することも検討する。

（イ）帰宅状況の把握

従業員等が安全に帰宅したことをメール等の方法により確認する。

また、従業員等を班編成し、帰宅させる場合には、その班ごとにあらかじめ連絡要員を指定し、定期的に企業等と所在確認することなども検討する。

### (2) 災害時帰宅支援ステーションによる支援

**■　事業者、学校**

事業者、学校は、都が実施する次の取組に協力、連携する。

＜都の取組＞

都は、全都立学校（島しょを除く。）を災害時帰宅支援ステーションに指定し、指定された都立学校への連絡手段を確保する

また、沿道の民間施設等と協定を締結して災害時帰宅支援ステーションの拡大を図る。

- 都は、災害時帰宅支援ステーションにおける帰宅支援が円滑に行われるよう運営に関するハンドブックを事業者に配布する。
- 都は、災害時帰宅支援ステーションを確保するため、九都県市と連携し、新たな事業者と協定を締結するとともに、災害時帰宅支援ステーションの円滑な運営のため、研修や意見交換などの普及啓発事業を実施する。
- 都は、災害時帰宅支援ステーションの認知度向上のため、関係団体の理解と協力を得て、ステッカーの統一やのぼりの設置を行う。

**■　区**

- 区は、本区内のみで営業する事業者と協定を締結し、災害時帰宅支援ステーションの確保に努める。
- 区は、帰宅支援の対象道路等の沿道において帰宅支援を行う体制を整備する。
- 区は、帰宅困難者対策オペレーションシステムの事前把握・習熟に努める。

**■　事業者**

事業者は、災害時帰宅支援ステーションの意義について普及啓発するとともに、区や都等と協定等を締結し、災害時帰宅支援ステーションを運営する。

### (3) 徒歩帰宅訓練の実施

**■　行政機関（都、区）、通信事業者、交通事業者、事業者、学校等**

- 行政機関（都、区）、通信・交通事業者、事業者、学校等は、連携して徒歩帰宅訓練等を実施し、災害時帰宅支援ステーション、赤十字エイドステーションの開設や企業等の帰宅ルールの検証など、徒歩帰宅支援の充実を図る。
- 徒歩帰宅訓練は、参加者が実際に徒歩帰宅することにより、家までの経路、途中の支援施設などを把握し、運動靴や携帯可能な食品など、徒歩帰宅に必要な備品を認識し、備蓄等の契機とするように行う。
- 訓練実施に当たっては、「むやみに移動を開始しないこと」という前提の下、発災後４日目以降という想定を訓練参加者に周知させるなど、工夫が必要である。

**■　区**

区は、都や関係機関が計画する徒歩帰宅訓練に協力する。

### (4) 帰宅支援対象道路

**■　都、区**

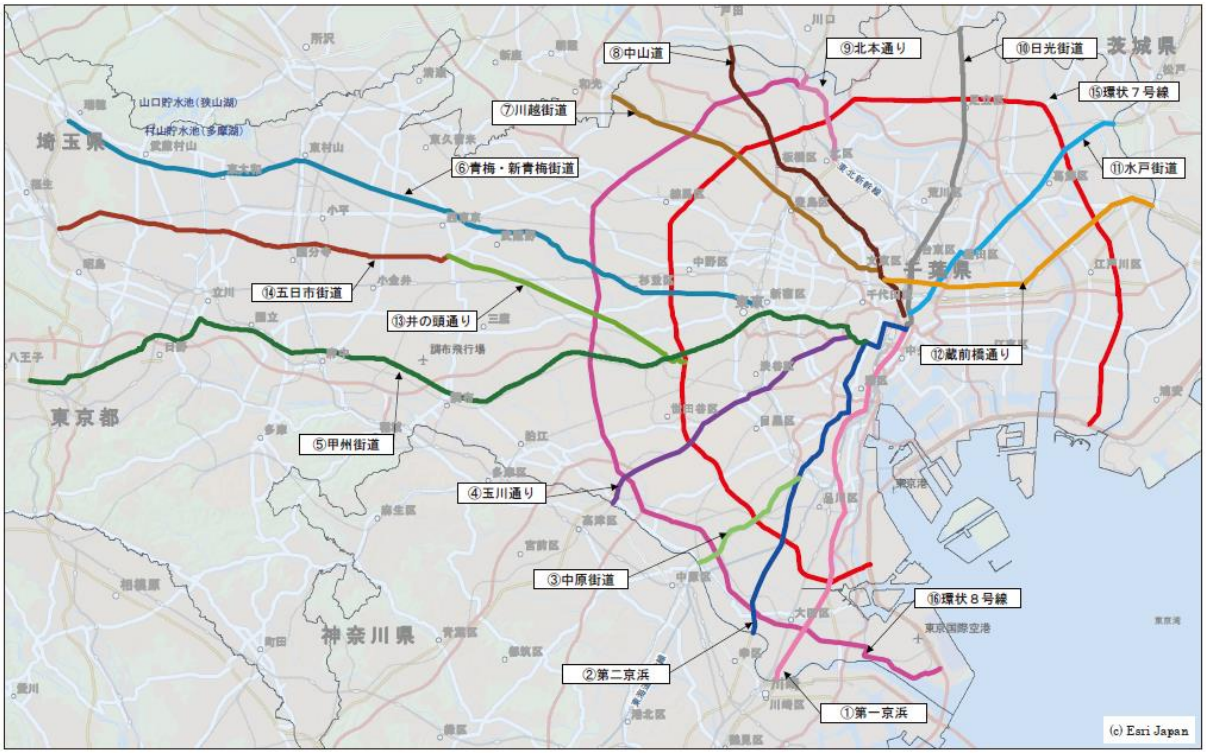
- 帰宅支援対象道路沿道では、災害時帰宅支援ステーションだけでなく、地域ぐるみの取組も必要である。例えば、沿道のビル・店舗が、トイレの貸し出しや休憩場所の提供を行うことや、商店等による炊き出しが考えられる。これらの取組を組織的に行うために、駅前滞留者対策協議会のような地域の徒歩帰宅支援のための協議会の取組を支援する。
- 帰宅支援対象道路の沿道においては、徒歩帰宅者向けの看板や案内図の設置のほか、徒歩帰宅者のための安全な歩行空間の確保（無電柱化、バリアフリー化等）や、円滑な歩行を阻害する要因（不法占用、違法駐輪等）の解消に向けた検討を行う。

**【帰宅支援対象道路（16 路線）】**

板橋区内では、「川越街道」、「中山道」、「環状７号線」、「環状８号線」の４路線が帰宅支援対象道路に指定されている。

| 区分 | 路線 | |
|---|---|---|
| ① 放射状路線 | 1 第一京浜 | （日本橋～六郷橋） |
| | 2 第二京浜 | （日本橋元標～多摩川大橋） |
| | 3 中原街道 | （中原口～丸子橋） |
| | 4 玉川通り | （三宅坂～二子橋） |
| | 5 甲州街道 | （桜田門～八王子） |
| | 6 青梅街道・新青梅街道 | （新宿大ガード西～箱根ヶ崎） |
| | 7 川越街道 | （本郷３～東埼橋） |
| | 8 中山道 | （宝町３～戸田橋） |
| | 9 北本通り | （王子駅～新荒川大橋） |
| | 10 日光街道 | （日本橋元標～水神橋） |
| | 11 水戸街道 | （本町３～新葛飾橋・金町～葛飾橋） |
| | 12 蔵前橋通り | （湯島１～市川橋） |
| | 13 井の頭通り | （大原２～関前） |
| | 14 五日市街道 | （関前～福生） |
| ② 環状路線 | 1 環状７号線 | |
| | 2 環状８号線 | |

【帰宅支援対象道路（ルート図）】



# 第10章　避難者対策

## 第1節　避難体制の整備

### 第1　対策内容と役割分担

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| 区 | ● 発災時に備えた地域の実情の把握<br>● 避難指示等を行ういとまがない場合の対応を検討<br>● 避難場所使用に関する他の区との調整<br>● 運用要領の策定<br>● 避難場所、避難所、一時集合場所等の周知<br>● 避難指示等発令基準の整備<br>● 一時集合場所の選定<br>● 避難行動要支援者の把握及び避難行動要支援者名簿、個別避難計画の作成<br>● 避難行動要支援者に対する「個別避難計画」の策定<br>● 障がい特性に応じた避難支援体制の整備<br>● 都と連携した要配慮者に対する防災訓練の実施<br>● 都と連携した緊急通報システム等の整備<br>● 地区内残留地区での小規模火災対策 |
| 都総務局 | ● 広域避難誘導に関する検討<br>● 訓練等を通じた防災行動力の向上<br>● 避難場所等の周知に関する区市町村との連携 |
| 都福祉局 | ● 区市町村が行う避難行動要支援者に対する個別避難計画作成等の取組を支援<br>● 災害福祉広域支援ネットワークにおける災害時の活動体制の構築に向けた検討<br>● 緊急通報システムの活用を促進 |
| 都教育庁 | ● 都立学校に対する避難計画の作成等指導 |
| 都関係各局 | ● 各施設における自衛消防訓練内容の充実<br>● 在住外国人及び外国人旅行者等への防災知識の普及・啓発<br>● 外国人旅行者応対マニュアルの配布<br>● 在住外国人のための防災訓練の実施<br>● 在京大使館等との連絡体制の確保 |
| 東京消防庁<br>第十消防方面本部<br>各消防署 | ● 区等と連携した要配慮者に対する防災訓練の実施<br>● 救急直接通報等の活用<br>● 地域が一体となった協力体制づくりの推進<br>● 社会福祉施設等と地域の連携を促進 |

### 第2　詳細な取組内容

**■　区**

**(1)　避難指示等の発令区域・タイミング等**

避難指示等の発令区域・タイミング、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

### (2) 発災時に備えた地域の実情の把握

地域又は町会・自治会単位に、避難時における集団の形成や自主統制の状況について、地域の実情を把握するよう努める。

### (3) 避難指示等を行ういとまがない場合の対応の検討

避難の指示を行ういとまがない場合の区民の避難について、あらかじめ地域の実情や発災時の状況に応じた避難の方法を想定しておく。

### (4) 避難場所の運用に関する他の区との調整

２以上の区にわたって所在する避難場所又は２以上の区の被災住民が利用する避難場所の運用について、関係する区があらかじめ協議して対処する。

### (5) 運営要領

避難住民の安全を保持するため、災害時に事態の推移に即応した適切な措置を講ずるため、その内容及び方法等について、あらかじめ関係機関と連携を図りながら対応を検討していく。

### (6) 避難場所、避難所、一時集合場所等の周知

効率的・効果的な避難を実現するため、避難場所や避難所、一時集合場所などの役割、要配慮者についても考慮した安全な避難方法について、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等を行いつつ、都と連携を図りながら周知していく。

全国統一基準によるピクトグラムを使用して、小中学校等の避難所に旅行者や外国人等にも分かりやすい看板を設置する（令和６年度）。

### (7) 避難指示等の発令態勢の整備

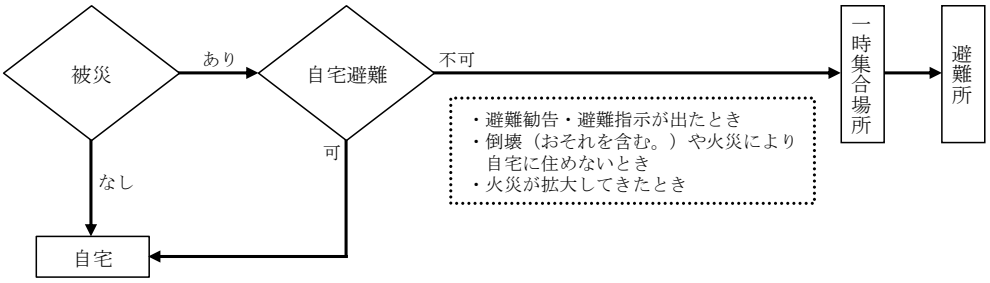
「避難情報に関するガイドライン」に基づき、避難すべき区域及び判断基準（具体的な考え方）を含めたマニュアルを策定するなど、避難指示等が適切なタイミングで適当な対象地域に発令できるよう努める。また、当該ガイドラインに記載されている「2.3 避難行動の分類（立退き避難、屋内安全確保、緊急安全確保）」（P14）に記載の避難先やあらかじめ確認・準備すべきこと等をについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

### (8) 一時集合場所の選定

#### ア　一時集合場所の目的

- 災害時における避難方式は、自宅避難（在宅避難）と自宅で生活できなくなった場合の避難所避難がある。
- 災害時には、住民防災組織を核に、一定の地域を単位に集団を形成して正しい情報を共有し、混乱の発生を防止する必要がある。
- 一時集合場所は、こうした混乱の発生を防止するために集合する場所であり、次のような効果が期待できる。

(a) 情報伝達その他各種連絡が効率的に行える。
(b) 近隣相互の助け合いや不在者等の確認が可能である。
(c) 集合した人の動揺・不安を抑え、自宅が安全な人に自宅避難を誘導することが可能である。
(d) 避難所避難が必要な人には、警察官や住民防災組織のリーダー等の指示で避難するため、整然とした行動が確保できる。避難者は、ここで集団を形成したのち、関係機関等の指示により避難を行うことになる。




**イ　一時集合場所の選定**

- 混乱の発生を防止するために、避難所避難が必要な人が、避難所に至る前に一時的に集合して集団を形成し、秩序正しい避難態勢を整える場所として、事前に一時集合場所を選定する。
- 一時集合場所は、集合した人の安全が確保されるスペースを有し、地域住民の生活圏と結びついた学校のグラウンド、神社・仏閣の境内、公園、緑地、団地の広場等を基準として選定する。なお、小中学校及びグラウンド、門のあるひろば等は、開門されていない場合は立ち入れないため、注意を要する。

**＜一時集合場所の選定基準等＞**

| 区分 | 内　　容 |
|---|---|
| 選定基準 | 集合した人の安全が確保されるスペースを有し、地域住民の生活圏と結びついた学校のグラウンド、神社・仏閣の境内、公園、緑地、団地の広場等とする。 |
| 選定者 | 区及び住民防災組織が、警察、消防等関係防災機関と協力し選定する。 |

■参照（別冊「資料編」）
資料震 2.10.1　一時集合場所一覧

### (9) 避難行動要支援者・要配慮者等対策

区では、高齢者、障がい者、難病患者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者の支援を行うため、平成 24 年度に災害時要援護者支援計画を作成し、平成 30 年度に板橋区災害時要配慮者支援計画として、見直しを行い、これに基づいて対策を実施している。そして、特に支援を要する者を避難行動要支援者として、名簿その他支援体制を整備する。

なお、対策の詳細については、区で作成している「板橋区災害時避難行動要配慮者支援計画」等で定めるものとする。

### ア　避難行動要支援者を支援する関係者等

・管内消防署
・管内警察署
・居住等地域の町会・自治会・住民防災組織の長及び役員、民生・児童委員
・平素より支援をしている医療・介護等関係者等
・区関係部署及び居住等地域の区組織

### イ　避難行動要支援者の対象

・身体障がい等級１・２・３級の者（免疫機能障害のみを除く）
・知的障がい等級１・２・３度の者
・要介護度３・４・５の者（上記の身体・知的障がい者と同居する者、単身生活者、世帯員全員が 65 歳以上の者、他の世帯員が全て要介護度３・４・５の者に限る）

### ウ　避難行動要支援者の把握・名簿の整備及び更新

区長は、災害対策基本法第 49 条の 10 の規定に基づき、避難について特に支援が必要な区民（避難行動要支援者）の把握に努めるとともに、当該区民の避難の支援、安否の確認、生命又は身体を災害から守るため必要な措置を実施するための基礎とする名簿として、「避難行動要支援者名簿」を作成する。名簿には次の項目を記載する。

1) 氏名
2) 生年月日
3) 性別
4) 住所又は居所
5) 電話番号その他の連絡先
6) 避難支援等を必要とする事由　他

- 作成された避難行動要支援者名簿及び後述の個別避難計画は、避難行動要支援者本人等からの同意を得て、災害発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で整備する。
- 発災時の避難行動要支援者対策を行うためのマニュアルを作成し、支援機関等に配付する。
- 名簿は適時更新を行い、情報共有に努めるものとする。
- 名簿の作成に当たっては、内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成２５年８月、令和３年５月改定）を参考に、迅速かつ円滑な避難誘導体制の整備を推進する。

### エ　名簿の利用

○　名簿は、区の個人情報保護の視点から適正に利活用される必要がある。
○　災害対策基本法第 49 条その他により、避難行動要支援者の生命等の安全その他に資する場合は、区内部においては目的外にも利用できることとする。

○　避難行動要支援者等が情報の外部提供に同意を得た場合、災害に平素から備え、その者の避難支援の実施に必要な限度で、管内消防署、管内警察署、居住等地域の町会・自治会・住民防災組織、民生・児童委員その他避難支援の実施に携わる関係者に対し、名簿を提供することができるものとする。

○　区は、外部提供を行う際には、名簿情報の漏えいを防止するため、適切な措置を講じなければならない。万が一漏えいが発生した場合は、漏えい拡大防止の措置を講じるとともに、その原因等を調査し、公表し、かつ個人情報保護法制における罰則規定を適用するものとする。

**オ　個別避難計画の作成**

区は、地域防災の担い手や、要支援者の心身の状況や生活実態を把握している福祉専門職、地域の医療・介護・福祉などの職種団体・企業等、様々な関係者と連携して個別避難計画の作成を推進する。

個別避難計画については、地域におけるハザードの状況を考慮し、特に優先度が高い要支援者から作成を目指す。

個別避難計画作成に際しては、次の項目を検討する。

1) 個別避難計画作成の優先度の高い避難行動要支援者の範囲及び作成目標期間、作成の進め方
2) 避難支援等関係者となる者
3) 個別避難計画作成に必要な個人情報及びその入手方法
4) 個別避難計画の更新に関する事項
5) 個別避難計画情報の提供に際し、情報漏えいを防止するために区が求める措置及び区が講ずる措置

**カ　地域での支援体制づくり**

- 発災時に、地域ぐるみで避難行動要支援者の安否確認等を行うための支援体制づくりを住民防災組織や民生・児童委員、介護保険事業者等の協力を得てすすめる。
- 地域の警察署、消防署及び消防団とも連携を図り、支援体制の強化に努める。
- 都及び東京消防庁と協働して、住民防災組織を中心とした要配慮者等対策に関する訓練を実施するなど、地域の防災行動力の向上に努める。
- 高齢者、障がい者等の要配慮者等を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、住民防災組織等の協力を得ながら、平常時より災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの避難行動要支援者・要配慮者等に関する情報の把握・共有、避難誘導体制の整備を図る。
- 避難行動要支援者を把握し、避難行動要支援者に対する「個別避難計画」の策定や障がい特性に応じた避難支援体制の整備を図り、都及び東京消防庁と連携した避難行動要支援者に対する震災対策訓練等を実施する。
- 要配慮者の安否確認や避難支援、情報提供について、福祉関係事業者や障が

い者団体等との連携に努める。

### キ　避難行動要支援者支援に関する人材の育成（防災知識の普及啓発、防災訓練の実施）

発災時に、避難行動要支援者を安全かつ円滑に避難誘導するためには、日頃から避難行動要支援者に対する知識や対応方法を習得しておく必要がある。

- 区では、地域が行う防災訓練等において、避難行動要支援者・要配慮者等の支援に関する講座や避難搬送訓練などの組み入れを促進し、地域の中で避難行動要支援者・要配慮者等を支援できる人材の育成に努める。
- 避難行動要支援者・要配慮者自身や家族が自らの災害対応能力を高められるよう、避難行動要支援者・要配慮者の状況に合わせた防災知識の普及、啓発、防災訓練を行う。

### ク　福祉避難所の整備等

自宅や避難所で生活している避難行動要支援者等に介護など必要なサービスを提供するため、区内の福祉施設等を福祉避難所として順次協定を締結し、施設整備や資器材等の配備を図るとともに、人的支援体制を検討する。

■参照（別冊「資料編」）
資料震 2.10.2　災害時における区の福祉避難所

### ケ　福祉施設等のＢＣＰ（事業継続計画）の作成

福祉施設等においては、通常の業務継続も重要であることからＢＣＰ（事業継続計画）の作成を推進する。

### コ　災害時における要配慮者支援に関する検討委員会の設置（区）

災害時における要配慮者支援に関する検討委員会を設置し、継続的に支援対策を推進する。

## (10) 地区内残留地区での小規模火災対策

地区内残留地区は、震災時に大規模延焼火災のおそれがなく、広域的な避難を要しない地区であるが、小規模な火災が発生し、近隣空地への退避を余儀なくされる場合もある。このため、区は、平常時から、神社・仏閣の境内、近隣の小公園など一時的な退避空間適地の状況・位置について確認する。

## (11) 他自治体との協力体制の確立

災害時において、被災者の他地区への移送等、他の地方公共団体の円滑な協力が得られるよう他の地方公共団体と協定等を締結し、協力態勢の確立を図る。

# 第2節　避難所・避難場所等の指定・安全化

## 第1　対策内容と役割分担

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| **区** | ● **災害対策基本法に基づく避難所・避難場所の指定**<br>● **避難所・避難場所等の確保及び区民への周知**<br>● **避難所・避難場所等の安全性確保** |
| **東京電力グループ**<br>**大塚支社**<br>**東京ガスグループ** | ● **避難道路沿い施設の安全化** |
| 都総務局 | ● 公共施設の基本的な役割の明確化<br>● 避難所での避難者と帰宅困難者の受入れルールの検討<br>● 避難場所・避難所等の都民への周知<br>● 状況に応じた多様な避難行動の推進<br>● 避難所等における通信環境等の確保の促進 |
| 都環境局 | ● 避難場所隣接地及び避難道路沿いにある高圧ガス施設の安全化 |
| 都都市整備局 | ● 東京都震災対策条例に基づく、区部における避難場所、避難道路、地区内残留地区の指定 |
| 都建設局 | ● 避難場所へ安全に避難できるよう道路や道路上の橋梁を整備<br>● 避難場所や救助拠点となる都立公園の整備 |
| 都水道局 | ● 避難所への供給ルートにおける水道管路の耐震継手化をを完了（令和４年度末時点） |
| 都下水道局 | ● 避難所などからの排水を受け入れる下水道管とマンホールの接続部の耐震化<br>● 避難場所・避難所等と緊急輸送道路を結ぶ道路について、マンホールの浮上抑制対策を推進<br>● 地区内残留地区において下水道管とマンホールの接続部の耐震化及びマンホールの浮上抑制対策を推進 |
| 都デジタルサービス局 | ● 避難所として指定されている都立施設等の情報インフラの整備推進 |
| 都各局 | ● 都立施設の活用に係る区市町村への協力<br>● 指定管理者等の役割の明確化 |
| 東京消防庁<br>第十消防方面本部<br>各消防署 | ● 消防水利の整備<br>● 避難所における消防用設備等の維持管理状況等の確認 |

## 第2　詳細な取組内容

- 地震等の災害時に備え、被災者を円滑に受入れできるよう、全ての区立小・中学校を避難所として指定し、避難所機能の強化を図る。
- 体育館等の区施設や区内の都立学校についても避難所として位置づける。
- 一般の避難所での生活をすることが難しい高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の受入れ施設としてあらかじめ福祉避難所を指定し、発災時における避難者の受入れ態勢を整備する。

(1) 避難所

■ 区

ア　避難所の指定

| 種類 | 整備方針 |
|---|---|
| 指定避難所<br>（73 校） | 全ての区内の区立小・中学校の施設を指定避難所として指定し、震災時等における地域被災者の避難に備えて、食料、毛布や日用品などを備蓄するとともに、軽傷者等の応急手当て等を行うため、大小の救急箱を配備している。グラウンド他屋外は、一時的な避難場所及び避難生活を送るための補助施設とする。 |
| 拠点避難所<br>（うち８校） | ● 指定避難所のうち、都が指定した避難場所の区域内、又は近くの小中学校８校を拠点避難所に位置づけている。<br>● 拠点避難所には、避難場所に区内全域からの人々の避難が必要となる最悪の場合をも想定し、相当量の食料、毛布等を備蓄するとともに、東京都で設置した応急給水槽等の給水拠点施設又は区で整備した防災用深井戸により生活用水の確保を図っている。 |
| 福祉避難所<br>（60 か所） | ● 特別養護老人ホーム・介護老人保健施設等 28 か所<br>● 就労継続支援事業所８か所<br>● 福祉園９か所<br>● 特別支援学校４か所<br>● その他施設（有料老人ホーム等）11 か所<br>（※いこいの家、ふれあい館は、二次的なスペースとして活用を図る） |
| 区施設避難所 | ● 震災時等において、小・中学校を避難所として開設するが、上板橋体育館会議室については、一時的な区施設避難所に位置付けるものとする。ただし、都立城北中央公園を大規模救出救助活動拠点とする機関の使用にあわせ、近隣の小・中学校の指定避難所へと集約するものとする。<br>● フレンドセンター、旧板橋第九小学校については、施設機能が維持され安全が確保される間は、暫定的に避難所として活用する。なお、施設の老朽化、新たな利用方法が決まり施設機能がなくなり次第、順次解除していく。 |
| 特定避難所 | ● 旧若葉小学校跡地に建設された特別養護老人ホームの運営事業者及び地元町会と「災害時における避難所としての福祉施設利用等に関する協定書」を締結した。同施設を特定避難所（指定避難所に準じる避難所）及び福祉避難所として、施設利用等の協力を要請することができる。 |
| 一時避難所 | ● 民間施設（マンション等）を活用し、順次整備していく。 |
| 国立学校<br>（区内１校） | 区内の特別支援学校１校については、「災害時における福祉避難所としての施設使用等に関する協定書」を締結し、災害時における被災者の受け入れ態勢を整備している。 |
| 都立学校<br>（区内９校） | 区内の都立高校６校については、「避難所施設利用に関する協 |

| 種類 | 整備方針 |
|---|---|
| | 定書」を締結し、災害時における被災者の受け入れ態勢を整備している。１校については協定により、災害時における被災者の受け入れに加え、福祉避難所としての受け入れ態勢を整備している。また、特別支援学校２校については、「障がい者等を対象とした避難所施設利用に関する協定書」を締結し、震災時における被災者の受入れ態勢を整備している。 |
| 私立学校<br>（区内６校） | 区内の私立学校６校については、都立学校と同様に「避難所施設利用に関する協定書」を締結し、災害時における被災者の受入れ態勢を整備している。 |

■参照（別冊「資料編」）
資料震 2.10.3　避難所備蓄倉庫状況一覧
資料震 2.10.4　災害時における区の避難所
資料震 2.6.80　国立学校・避難所施設利用に関する協定書
資料震 2.6.63　都立学校・避難所施設利用に関する協定書
資料震 2.6.64　私立学校・避難所施設利用に関する協定書

### イ　避難所の指定基準

地震等による家屋の倒壊、焼失などで被害を受けた者又は現に被害を受けるおそれのある者を一時的に受け入れ、保護するために、開設する区立小・中学校等の建物を災害対策基本法に基づく指定避難所として指定する（以下「指定避難所」という）。

指定避難所の指定基準は、おおむね次のとおりとする。

(a)指定避難所は、原則として、町会・自治会又は学区を単位として指定する。

(b)避難所は、耐震・耐火・鉄筋構造を備えた公共建物等（学校、集会施設等）を利用する。

(c)　避難所に受け入れる被災者数は、おおむね居室 3.3 ㎡あたり２人とする。

(d)　避難所の指定にあたっては、洪水等の浸水想定も考慮して選定する。

※指定避難所の指定基準は、災害対策基本法第 49 条の７により次のとおり規定されている。

ア　避難のための立ち退きを行った居住者等又は被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するものであること

イ　速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有すること

ウ　想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること

エ　避難所入所者だけでなく、在宅での避難生活者に対しても、必要な支援を講じる際の拠点となることを踏まえて、車両その他の運搬手段による物資等が比較的容易な場所にあること

### ウ　避難所施設の環境整備

- 避難所に指定した建物については、早期に耐震診断等を実施し、また、消防用設備等の点検を確実に行う等、安全性を確認・確保する。
- 被災者の性別も踏まえプライバシーの確保や生活環境を良好に保つよう努める。
- 学校の改築にあたっては、避難所となることを想定し、屋内運動場、エレベーター、バリアフリートイレ、防災倉庫、マンホールトイレの配置を検討し、設置する。また屋内運動場に近接したトイレの改修を行う場合は、洋式トイレとし、バリアフリートイレの設置を検討する。

### エ　避難所の確保（拡充）

区民等の多様な避難行動に備え、指定避難所以外の学校等を避難所とする（アの避難所の指定参照）ほか、避難スペースなどの条件が整った福祉施設や民間施設等と協定を結ぶなど、避難所の確保・拡充に努める。

【避難所の確保・拡充】
ア　多様な避難行動に備えた避難所の確保・拡充
イ　小・中学校までの距離が遠い被災住民の利便性向上
　⇒　受入れ可能な民間施設（福祉避難所、マンション等）における近隣被災住民の一時受入れの推進

## (2) 福祉避難所の指定

**■　区、都**

### ア　福祉避難所の指定

- 自宅や避難所で生活している障がい者、高齢者等に介護など必要なサービスを提供するため、あらかじめ福祉施設等を福祉避難所として、順次指定していくものとする。
- 都は、都立施設のほか、国立、法人の社会施設等も福祉避難所として指定できるよう、条件整備に努める。

■参照（別冊「資料編」）
資料震 2.10.2　災害時における区の福祉避難所

### イ　福祉避難所の環境整備

- 自宅や避難所で生活している避難行動要支援者に対し、状況に応じ、医療や介護など必要なサービスを提供するため、あらかじめ福祉施設等を福祉避難所として指定しておく。
- 福祉避難所は、耐震・耐火・鉄筋構造に加えてバリアフリーを備えた建物を利用する。

### (3) 関係機関との情報共有

**■　区**

- 指定した避難所の所在地等については、警察署、消防署等関係機関に連絡する。
- 指定した避難所の所在地等については、東京都災害情報システム（DIS）への入力等により、都に報告する。

### (4) 避難場所の指定

**■　都、区**

#### ア　避難場所の指定及び地区割当

**（ア）　現況（都による避難場所の指定及び地区割当）**

- 東京の市街地は、木造家屋が広範囲に広がっており、大地震の発災時には出火防止、初期消火がとりわけ重要であるが、地震火災が拡大し危険が及ぶような場合には、住民の生命の安全確保を最優先に考えなければならない。
- 東京都は、このような事態に備えて、特に市街地火災の危険性が高い区部において、あらかじめ安全な場所を確保し、東京都震災対策条例に基づいて、197 か所の避難場所の指定及び地区割当の見直しを平成 25 年５月に行った。
- 板橋区内では、都が浮間公園・荒川河川敷緑地一帯など 12 か所の避難場所及び高島平地区１か所の地区内残留地区（地区の不燃化が進んでおり、火災が発生しても地区内に大規模な延焼火災のおそれがなく、広域的な避難を要しない区域）を指定している。
- 都が指定している区内の避難場所を、区は、区民の一時的な生命の安全確保のための屋外施設として震災（火災含む）・風水害（浸水想定地域を除く）時の指定緊急避難場所とし、大規模災害時には、避難場所として周知・誘導を図る。
- 効率的・効果的な非難を実現するため、避難場所や避難所、一時集合場所などの役割、安全な避難方法について、都と連携を図りながら周知していく。

**（イ）　避難場所の考え方**

1) 避難場所への避難は、区部全域の人々の一斉避難を想定した地区割当計画に基づき、区長の指示などによる自由避難（任意の経路を利用して避難すること。）とする。
2) 避難場所は、地区割当計画の避難計画人口に対して、避難場所内の建物などを除き、震災時に拡大する火災によるふく射熱の影響を考慮して算定した利用可能な避難空間を、原則として１人あたり１$m^2$確保する。
3) 避難場所として開設した場合は、運営は避難者による自主的運営とする（第４部第６章第２節「避難所の開設・運営」を参照）。

### イ　避難場所標識

避難誘導を円滑に行うために避難場所周辺に避難場所標識を設置する。

避難場所標識を新たに設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するとともに、当該標識の味方に関する周知を図る。あわせて、当該標識の多言語対応（英語、中国語、韓国語）も図る。

## (5) 避難道路の指定

**■　都**

### ア　避難道路の目的

- 東京都における大震災火災時の避難計画（区部）は、地区割当計画で定められた指定避難場所に対し、区長の避難の指示等による任意の経路を利用して避難することを原則としている。
- 避難場所までの距離が約 3 km 以上の遠距離地域、又は火災による延焼の危険性の著しい地域には、主要な道路をあらかじめ明らかにすることにより、避難者を円滑に安全に誘導するため、東京都震災対策条例第 48 条に基づいて避難道路を指定している。

### イ　避難道路系統図（板橋区内）

| 避難場所名 | 避難道路系統図 | 延長距離 |
|---|---|---|
| 桐ヶ丘・赤羽台・西が丘地区 | 環状 6 号線（山手通り）（板橋区熊野町）→ 放射 9 号線（中山道）<br>放射 9 号線（中山道）（板橋区志村一丁目）→ 環状 7 号線<br>環状 7 号線 → 補助 85 号線 | 5.1 |
| 都立城北中央公園一帯 | 放射 8 号線（川越街道）（板橋区大山町）→ 補助 234 号線 | 3.1 |

### ウ　行き止まり道路の緊急避難路整備事業

区は、土地建物の権利を持つ方の協力を得て、庭先や建物と建物の間に、緊急時にのみ 2 方向目の避難ができる避難経路を設ける事業を行っている。

### (6) 指定緊急避難場所

**■　区**

災害対策基本法第 49 条の４により、区は異常な現象の種類ごとに指定緊急避難場所を指定することとなっている。地震時の指定緊急避難場所は、指定避難所となっている区立各小中学校とする。風水害時の指定緊急避難場所は、区立小・中学校を指定するほか、旧小中学校その他避難者を収容することができる施設とする。

指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示した上で、標識の見方に関する周知に努める。

### (7) 関係機関の対策

**■　東京電力グループ（大塚支社）**

震度に応じた主要幹線道路の配電設備を中心とした巡視強化を実施する。

**■　東京ガスグループ**

導管については、状況に応じた最適な材料、継ぎ手構造等を採用し、耐震性の向上を図る。また、導管網のブロック化、緊急遮断装置、放散設備、無線設備等を整備し、二次災害防止と早期復旧のための防災システムの確立を図る。

# 第3節　避難所の管理運営体制の整備等

## 第1　対策内容と役割分担

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| 区 | ● 「避難所運営マニュアル」作成<br>● 公立小・中学校等を避難所として指定した場合の、食料備蓄や必要な資器材、台帳等の整備<br>● 避難所の衛生管理対策の促進<br>● 飼養動物の同行避難の体制整備<br>● 都、関係団体等と協力した動物救護体制の整備<br>● 仮設トイレ等に関するマニュアル作成 |
| 都生活文化スポーツ局 | ● 東京ボランティア・市民活動センターとの連携による東京都災害ボランティアセンターの設置・運営訓練等を実施　など |
| 都総務局 | ● 女性・要配慮者等の視点を踏まえた、避難所管理運営指針の改訂や区市町村の避難所運営体制整備の支援 |
| 都保健医療局 | ● 避難所の衛生管理対策の推進<br>● 飼養動物の同行避難等に関する区市町村の受入体制等の整備支援<br>● 区市町村、関係団体と協力した動物救護体制の整備 |
| 都福祉局 | ● 福祉関係団体の協力によるボランティア派遣体制の確保 |
| 都教育庁 | ● 避難所に指定されている都立学校における避難所の支援に関する運営計画を策定 |
| 東京消防庁<br>第十消防方面本部<br>各消防署 | ● 避難所の防火安全対策の策定等による区の避難所運営支援 |

## 第2　詳細な取組内容

### ■　区

#### (1)　「避難所運営マニュアル」

避難所の管理運営が混乱なく円滑に行われるよう、都が作成した「避難所管理運営の指針」及び「避難所の防火安全対策」に基づき、事前に「避難所運営マニュアル」を整備する。「避難所運営マニュアル」には、男女のニーズの違いのほか、傷病者、障がい者、DV やストーカー被害者、性的マイノリティ等、特別な事情を持った避難者の視点に立った対応についても記載する。

「避難所運営アニュアル」の作成や訓練等に当たっては、避難者の刻々と変化するニーズに寄り添うためにも、ボランティアや職能団体等、専門性を有した外部支援者等の協力を得ながら、避難者によって自主的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。

#### (2)　運営体制の整備

- 避難所の運営において、管理責任者に女性を配置することや、複数人以上の女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、男女別の更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、避難所における防犯・安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

- 避難所の運営において、ケア等のプライバシーを保護するために個別スペースを用意するなど、要配慮者のニーズに配慮した避難所の運営に努める。
- 都に人的あるいは物資の支援を要請する際に、より具体的な内容を伝達できるよう、体制整備を図る。
- 避難所におけるボランティア受入が円滑に実施出来るよう、体制整備を図る。
- 福祉関連のボランティアの派遣について、地域内の福祉関係団体等とあらかじめ協定等を締結するなど体制整備を図る。
- 障害者が必要な情報を迅速かつ的確に取得し、円滑に意思疎通を図ることができるよう、福祉関係団体やボランティア等の協力を得て、情報提供及び情報発信体制の整備に努めるものとする。
- 避難所運営組織の中で、平素からの施設管理者等を中心に防火担当責任者を指定するなど、避難所の防火安全対策を促進する。また、防犯対策の促進も行う。
- 女性、乳幼児、子ども、高齢者、障がい者等の多様なニーズに配慮した避難所の運営体制を確保するため、日頃から、住民防災組織等の地域の組織において女性や多様な主体の参画を推進し、避難所等でリーダーとなれる人材の育成を図る。
- 避難所には、受け入れた避難者が安否確認や情報収集を行いやすくするため、災害時用公衆電話（特設公衆電話）や Wi-Fi アクセスポイント等の整備のほか、発災時の速やかな設置や、利用者の適切な利用への誘導が可能な体制整備に努める。
- 災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）等の災害用安否確認サービス等の使い方を説明できる体制整備に努める。
- 避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。
- 聴覚障がいがある方や、聞こえにくい方の対応として、各避難所で「コミュニケーション支援ボード」を活用し、意思疎通に努めるものとする。

### (3) 学校防災計画の策定等

- 避難所となる各学校の校長は、避難所の施設・設備等の管理を統括し、副校長は校長を補佐する。
- 各学校の校長は、「学校危機管理マニュアル」等を整備し、区職員や町会・自治会等の地域住民等との役割分担を協議の上、教職員の役割分担、初動態勢等の計画を策定する。
- 教職員等の役割分担を定めた「学校防災計画」を作成し、学校に備えておくものとする。
- 各学校は、上記の内容を平素から確認し、学校を避難所として開設するための組織として、学校防災連絡会を設置し、毎年、学校防災計画や避難所計画等の策定・確認を通して、教職員、地域住民、区職員との連絡調整を行う。
- 他の公共施設等の避難所については、施設長を避難所長とする防災計画を作成する。

### (4) 食料備蓄や必要な資器材、台帳等の整備

- 避難所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話

等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者のニーズにも対応した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。

- テレビ、ラジオ、インターネット、公衆電話等被災者による情報の入手に資する機器の整備を図るものとする。
- 地域内の公立小中学校等を避難所として指定したときは、食料の備蓄や必要な資器材、台帳等を整備するなど、避難所機能の強化を図る。

### (5) 避難所の衛生管理対策の促進

避難所運営組織の中に衛生管理担当を定めるなど、避難所の衛生管理対策を促進する。

### (6) 飼養動物の同行避難等の体制整備

都、都獣医師会等と連携し、飼養動物の同行避難の体制づくりを進めるとともに、都、関係団体が行う動物救護活動への協力体制を整備する。

### (7) 仮設トイレ等に関するマニュアル作成

仮設トイレ等の設置体制・維持管理方法等に関するマニュアルを整備する。

# 第4節　車中泊

## 第1　対策内容と役割分担

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| 区 | ● 車中泊者発生抑制に向けた普及啓発<br>● 避難所環境の整備促進 |
| 警視庁<br>第十方面本部<br>各警察署 | ● 大規模災害時の交通規制及び新たな自動車の乗り出し自粛依頼に係る普及啓発 |
| 都総務局<br>都保健医療局 | ● 車中泊者発生抑制に向けた普及啓発 |

## 第2　詳細な取組内容

### (1) 都における災害時の車中泊の基本的な考え方

● 以下の理由により、都内における車中泊は、原則、認めることは困難である。
- 東京都震災対策条例により車両での避難を禁止していること
- 大規模災害発生時は、人命救助や消火活動のため、都内では、警視庁から、新たな自動車の乗り出し自粛依頼や、大規模な交通規制が実施されること
- 緊急自動車専用路（警視庁等の交通規制）の対象以外においても、道路上等における駐車が被災者支援等に致命的な影響を与える可能性が大きいこと
- 都内では、オープンスペースは限定的で、発災時における応急活動等の用途が決定している場所が多く存在すること
- エコノミークラス症候群等、健康問題に対する適切な対応に課題があること

### (2) 車中泊者発生抑制に向けた取組

**■　都、区**

● 発災時の混乱防止に向け、以下の事項についてホームページや X（旧 Twitter）、その他媒体等で、予め都民に普及啓発し意識の醸成に努める。

（啓発事項）
- 東京都震災対策条例の趣旨（車両による避難の禁止）
- 大規模災害発生時の交通規制及び新たな自動車の乗り出し自粛依頼
- 緊急輸送道路以外の区道等も避難所支援等に必須の輸送路であり、閉鎖すると支援が滞る懸念があること
- 都内の大規模な公園等は発災時の用途が定められていること
- 過去の災害においても、車中泊等により健康被害が生じており、健康リスクが存在し得ること

**■　区**

● 多様な避難者が安全に安心して避難生活を送れるよう、平素から避難所環境の整備等に努める。

# 第11章　物流・備蓄・輸送対策の推進

## 第1節　食料及び生活必需品等の確保

### 第1　対策内容と役割分担

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| 区 | ● 被災者の生活の維持のため、あらかじめ必要な食糧、飲料水、生活必需品等を備蓄<br>● 区民の日常備蓄の取組や食物アレルギー・感染症に配慮した備蓄、効率的な物資調達を推進<br>● 区の災害応急対策活動に必要な区職員用の食糧、飲料水、生活必需品等を備蓄 |
| 都総務局 | ● 都民、事業者による物資の備蓄について意識向上を図る。<br>● 要請があった場合に備えて、あらかじめ食料・生活必需品の調達体制を構築 |
| 都都市整備局 | ● 都民、事業者による物資の備蓄を促進するため、都市開発の機を捉え、防災備蓄倉庫の整備を促進 |
| 都福祉局 | ● 広域的な見地から区市町村備蓄物資の補完を行うため、備蓄を推進 |
| 都生活文化スポーツ局<br>都産業労働局<br>都中央卸売市場 | ● 要請があった場合に備えて、あらかじめ食料・生活必需品の調達体制を構築 |

### 第2　詳細な取組内容

**■　区**

(1)　対策方針

災害時における各種物資器材等の確保は、被災者の救助・救護を図る上から極めて重要なことであるが、災害時には、その購入調達が著しく困難になることが予想されるため、区は、地震被害の想定に基づき、災害応急対策活動に必要な物資、資器材等を確保することとする。

(2)　備蓄目標

ア　備蓄数量

● 区は都と連携して、発災後３日分の物資の確保に努める。

・ 区は、都からの事前寄託分を含めて、３日分を備蓄する。

・ 原則、「震災対策における都・区間の役割分担」に基づき、２日目以降は、都からの支援物資（事前の備蓄分、発災後の調達分）を被災者に供給する。

・ ただし、都からの輸送体制が整うまでの間は、区の備蓄物資を被災者に供給する。

＜備蓄数量の考え方＞
- 「震災対策における都・区間の役割分担（昭和 52 年合意）」における食料備蓄については、区は１日分としている。２日目以降は、都からの支援物資（都の備蓄物資、都の調達物資）を被災者に供給することとしている。
- しかし、都からの物資輸送は、道路障害物除去等作業が本格化すると想定される３日目以降から実施可能と考えられる。
- そこで、区は、自主的な目標として、さらに２日分を備蓄し、輸送態勢が整うまでは区の備蓄物資を被災者に配分する。
- 原則、都区の役割分担を前提に３日目以降は、都からの支援物資（都の備蓄物資、都の調達物資）を被災者に供給する。

- 必要備蓄量の算出に当たっては、都の被害想定における区の最大被災者数等を基準とし、家庭の備蓄率や SDGs の理念を踏まえ、再構築する。
- 食物アレルギーに配慮した備蓄や、感染症に対応した備蓄（感染症に有効な段ボールベッドやパーテーションなど）についても推進する。

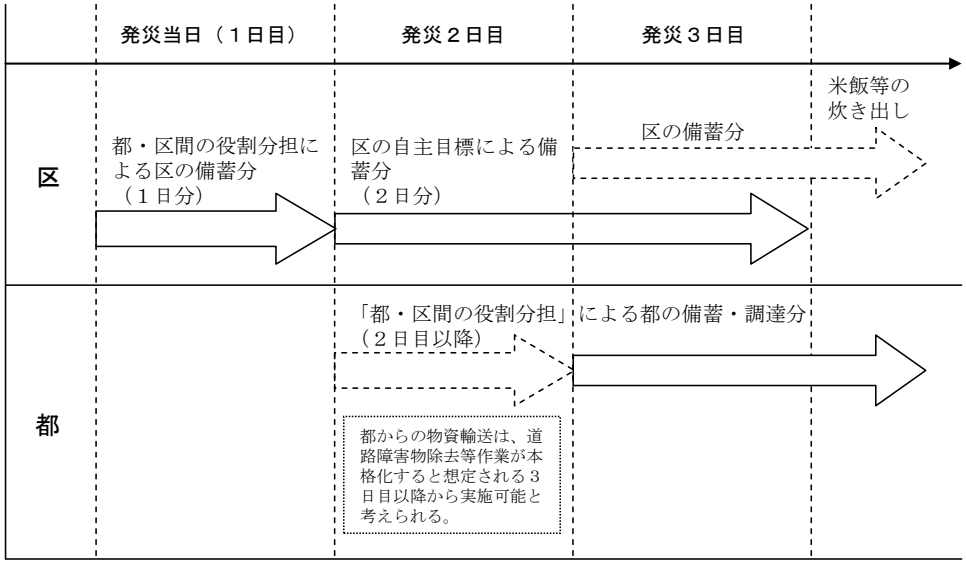
■参照（別冊「資料編」）
資料震 2.11.1　震災対策における都・区間の役割分担（昭和 52 年合意）

**【備蓄目標及び災害時の物資供給の考え方】**

- 炊き出し等の体制が整うまでの間は、都及び区の備蓄又は調達する食料等を支給する。
- 道路障害物除去が本格化し、輸送が可能と考えられる４日目以降は、原則として米飯等による炊き出し等を行うとともに、被災者の多様な食料需要に応えるため、弁当、おにぎり等加工食品の調達体制を整える。

| 供給源 | 発災当日 | 発災２日目 | 発災３日目 | 発災４日目以降 |
|---|---|---|---|---|
| 区の備蓄物資<br>（都の事前寄託分を含む。） | ○ | ○ | ○ | － |
| 区の調達物資 | － | △ | △ | ○ |
| 都の備蓄物資 | － | △ | △ | ○ |
| 都の調達物資 | － | △ | △ | ○ |
| 炊き出し | － | － | － | ○ |

| 備考 | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 区の備蓄 | 責務 | 自主目標 | － |
| | 区の調達 | － | ○　都からの輸送体制の状況に応じて対応する。<br>○　都からの輸送体制が整うまでの間は、区の備蓄物資を供給する。 | 道路障害物除去作業が本格化し、都からの輸送が可能になると考えられる。 |
| | 都の備蓄 | | | |
| | 都の調達 | | | |
| | 炊き出し | 炊き出し等の体制が整うまでの間は、都及び区の備蓄又は調達する食料等を支給する。 | | 米飯等の炊き出し等を行う。 |




### イ　調製粉乳の備蓄

被災乳幼児（２歳未満）用として必要な調製粉乳は、都及び区で確保する。

- 区は、災害発生後の最初の３日分を備蓄する。
- 都は、広域的見地から区を補完するため、以後の４日分を備蓄する。

#### ウ　職員用の備蓄

職員の執務環境確保の観点から、職員向けに３日間の執務（災害対策業務）が行えるよう、食料については３日分を配布しており、引き続き、自らの嗜好や業務等にあわせて自助による食料、水、生活用品等の備蓄に努める。

【参考】
- 都は、事業所の災害備蓄用に少なくとも３日分の備蓄を指導している。
- 区は、区民に対して７日分程度の食糧、水等の備蓄を呼びかけている。

#### エ　被災者のニーズへの対応

- 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえるとともに、要配慮者や女性・子どもなど様々な被災者のニーズに対応した物資の確保に留意する。
- 夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する。
- 被災者のニーズを把握するに際しては、都の被害想定によるライフライン停止（発災１週間の電力停止、その間の通信途絶）を想定し、早期に避難所や地域センター等主要な施設との連絡手段等（交換便を含む。）について代替手段を講じていく。

#### オ　備蓄物資の供給体制の整備

被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮する。

### (3) 備蓄体制

#### ア　備蓄物資の拡充

区は、災害時に物資の流通機構が混乱状態になることが予想されるので、平時から災害用物資の備蓄の充実に努めている。備蓄物資の最適化の方針に沿って、品目、数量とも充実に努める。

#### イ　備蓄方法

備蓄に不適な物資等については、ランニングストック方式とし、区内業者と連携を強めていく。

#### ウ　協定等

区は、災害時における食料品・生活必需品等の確保のため、自治体及び民間団体等と供給協定を締結している。

#### エ　事業者への協力依頼

区は、災害時における帰宅困難者への対応として、企業等に対し、食料・生活必需品等の備蓄の協力依頼を行う。

### (4) 各種物資・機材の備蓄状況

■参照（別冊「資料編」）
資料震 2.11.2　避難所に配備する物資一覧

# 第2節　飲料水及び生活用水の確保

## 第1　対策内容と役割分担

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| 区 | ● 応急給水槽においては、応急給水に必要な資器材等の設置を行う。<br>● 応急給水槽及び災害時給水ステーション（給水拠点）である浄水場（所）・給水所において、給水要員を派遣する。<br>● 雨水貯留槽、災害用井戸等の整備により、水の確保に努める。 |
| 事業者<br>区民 | ● 水の汲み置き等により生活用水の確保に努める。 |
| 都総務局 | ● 災害時の飲料水等を確保するため、災害時給水ステーション（給水拠点）の設置を行う。<br>● 災害時給水ステーション（給水拠点）となる応急給水槽及び浄水場（所）・給水所等において、応急給水に必要な施設や資器材等の整備を行う。 |
| 都都市整備局 | ● 都民、事業者による飲料水の備蓄を促進するため、都市開発の機会を捉えて防災備蓄倉庫の整備を促進<br>● 防災都市づくり施策として整備してきた地域における防災上の拠点について、局が所管している災害時給水ステーション（給水拠点）となる貯水槽などの既存の施設の維持管理・更新を適切に実施 |
| 都水道局 | ● 災害時給水ステーション（給水拠点）となる応急給水槽・浄水場（所）・給水所において、応急給水に必要な資器材等の設置を行う。<br>● 災害時給水ステーション（給水拠点）である浄水場（所）・給水所において、災害発生時に参集のうえ活動する要員を指定する。<br>● 区市町や住民防災組織等が、水道局職員の参集を待たずに応急給水活動ができる施設の整備を行う。<br>● 区市町が避難所等において、消火栓等からの応急給水ができるよう、スタンドパイプ等の応急給水用資機材を貸与<br>● 区市町が避難所等の敷地内において、応急給水ができるよう、給水管の耐震化と併せて応急給水栓を整備 |

## 第2　詳細な取組内容

### (1) 給水拠点の整備

**■ 都**

● 都は、災害時の飲料水等を確保するため、居住場所からおおむね半径２km の距離内に１か所の災害時給水ステーション（給水拠点）の設置を目標とし、浄水場(所)・給水所等の施設を活用するとともに、給水拠点がない空白地域の早期解消を図るため、応急給水槽の建設を行ってきた。

●災害時給水ステーション（給水拠点）の整備状況は、次のとおりである。

・ 都全域で災害時給水ステーション（給水拠点）を 213 か所整備している。区内では以下のとおりである。

・ 居住場所からおおむね半径２km 距離内に災害時給水ステーション（給水拠点）を確保している。

### ア　災害時給水ステーション（給水拠点）（応急給水槽）と対応避難場所

（平成 27 年４月１日現在）

| 応急給水槽<br>設置場所 | 所在地 | 対応避難場所※ | 容量 |
|---|---|---|---|
| 都立城北中央公園<br>こども広場 | 板橋区桜川１－１ | 公社向原住宅一帯<br>都立城北中央公園一帯 | 1,500m³ |
| 板橋区立城北公園<br>野球場 | 板橋区坂下２－19 | 浮間公園・荒川河川敷緑地一帯<br>中台三丁目地区 | 1,500m³ |
| 北区立桐ヶ丘中央公園 | 北区桐ヶ丘１－８ | 桐ヶ丘・赤羽台・西が丘地区 | 1,500m³ |
| 都立板橋高等学校 | 板橋区大谷口１－54 | 公社向原住宅一帯 | 100m³ |
| 板橋区立西徳第二公園 | 板橋区西台３－42－１ | 中台三丁目地区<br>高島平二・三丁目地区 | 100m³ |
| 都立赤塚公園 | 板橋区高島平３－１ | 高島平二・三丁目地区 | 100m³ |

※　災害時給水ステーション（給水拠点）の対応避難場所は、原則的なものであり、必ずしも住所地から限定されるものではない。

### イ　災害時給水ステーション（給水拠点）（浄水場（所）・給水所等）と対応避難場所

（平成 27 年４月１日現在）

| 浄水場・給水所名 | 所在地 | 対応避難場所※ | 確保水量 |
|---|---|---|---|
| 板橋給水所 | 板橋区加賀 1-17 | 東京家政大学・加賀中学校一帯 | 26,600 m³ |
| 三園浄水場 | 板橋区三園 2-10 | 高島平二・三丁目地区 | 15,600 m³ |
| 練馬給水所 | 練馬区光が丘 2-4 | 光が丘団地・光が丘公園一帯 | 45,000 m³ |
| 大谷口給水所 | 板橋区大谷口 1-4 | 都営幸町アパート一帯<br>公社向原住宅一帯 | 11,600 m³ |

※　災害時給水ステーション（給水拠点）の対応避難場所は、原則的なものであり、必ずしも住所地から限定されるものではない。

- 災害時給水ステーション（給水拠点）が遠い地域等への対応については、地域特性を踏まえた多面的な飲料水及び生活用水の確保に向けて、区が確保している受水槽、プール、消火栓等、避難所応急給水栓、災害用井戸等の施設を活用するなど、区と連携して応急給水に万全を期する。
- 応急給水槽については、電気設備や自家用発電設備などの老朽化に対応して計画的な更新を図る。
- 浄水場（所）、給水所等に仮設給水栓など応急給水用資器材の計画的な更新を図り、資器材の整備を推進するとともに、これら資器材を収納する倉庫を整備する。
- 災害時に迅速かつ的確な給水活動の実施を確保するため、設置場所、地勢及び施設水準などを考慮し、応急給水用給水設備の改良を行う。
- 浄水場（所）・給水所の災害時給水ステーション（給水拠点）において、区や住民防災組織等が、都水道局職員の参集を待たずに応急給水活動ができるよう、施設用地内に応急給水エリアを区画し、給水ユニット式応急給水ポンプ、常設給水栓、照明設備等の整備及び施錠方法の変更を行う。

■　区

● 区は、拠点避難所や区有地内に、防災用深井戸の整備を進めている。

【防災用深井戸】

| 名称 | 所在地 | 給水能力（L/h） | 設置年度 |
|---|---|---|---|
| 舟渡斎場内 | 舟渡 4-14 | 21,000 | 昭和 52 年度 |
| 平和公園内 | 常盤台 4-3 | 21,000 | 昭和 61 年度 |
| 板橋区役所内 | 板橋 2-66 | 13,000 | 昭和 61 年度 |
| 緑小学校内 | 中台 3-27 | 21,000 | 平成元年度 |
| 加賀中学校内 | 加賀 2-19 | 21,000 | 平成２年度 |
| 志村第二中学校内 | 小豆沢 1-21 | 21,000 | 平成３年度 |
| 上板橋第二中学校旧校舎内※ | 小茂根 1-2 | 21,000 | 平成４年度 |
| 高島第三中学校内 | 高島平 4-22 | 21,000 | 平成５年度 |
| 赤塚第一中学校内 | 徳丸 4-13 | 15,000 | 平成７年度 |
| 小豆沢公園内 | 小豆沢 3-8 | 22,800 | 平成７年度 |
| 新河岸小学校内 | 新河岸 1-3 | 15,000 | 平成８年度 |
| 赤塚新町小学校内 | 赤塚新町 3-31 | 15,000 | 平成９年度 |
| 板橋第二中学校内 | 幸町 26-1 | 16,500 | 平成 24 年度 |

※令和６年度から令和８年度まで上板橋第一中学校（小茂根校舎）として運営予定

● 上表のほかに、民間との協定により、１か所の防災用深井戸の使用が可能である。

■参照（別冊「資料編」）
資料震 2.6.46　深井戸の維持管理及び運用に関する協定書（個人・円福寺）

### (2) 多様な応急給水への取り組み

■　区

区は、給水拠点から遠方にある地域の避難所に、ろ過器を設置し、プールの水や井戸水等から生活用水が確保できるようにしている。

また、都水道局から仮設給水器材の貸与を受け、避難所等に整備、訓練等を実施するとともに、使用方法等について定める。

### (3) 生活用水の確保

#### ア　防災協力井戸の整備

■　区

現在、区内の水道管の耐震化が進むなど、一定量の水の確保はできている。これまで整備してきた防災協力井戸については、災害時の水確保の予備的措置として維持していく。

#### イ　水の汲み置き等

■　区民、事業者

事業所及び家庭においては、水道の復旧には時間を要するので、平素から水の汲み置き等により生活用水の確保に努める。

### ウ　　飲料水の確保

**■　区**

区では、一定規模以上の建築物を建築する事業者に対して、板橋区大規模建築物等指導要綱（平成 11 年 3 月 26 日区長決定）に基づく指導を行い、防災備蓄倉庫の整備を促進する。

**■参照（別冊「資料編」）**
資料震 2.11.3　板橋区大規模建築物等指導要綱

。

# 第3節　備蓄倉庫及び輸送拠点の整備

## 第1　対策内容と役割分担

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| 区 | ● 区の備蓄物資（都の事前寄託分を含む。）を管理<br>● 備蓄物資の輸送及び配分の方法について定める。 |
| 都総務局 | ● 国や他道府県等他の者からの支援物資を円滑に受け入れるため、あらかじめ受援体制を整える。 |
| 都福祉局 | ● 迅速かつ的確に物資を輸送するため、都備蓄倉庫を配置<br>● 都の備蓄物資を管理<br>● 都備蓄倉庫及びトラックターミナルの効率的な運営体制を構築 |

## 第2　詳細な取組内容

### (1) 備蓄倉庫等の整備

**■　区**

- 発災当初の救助・救出や道路障害物除去等作業の状況によっては、都からの支援物資の搬送が遅れることや区においても搬送が難しいことが予想される。
- 区は、指定避難所（区立小・中学校等）、都が指定している避難場所の区域内や周辺を重点に、備蓄倉庫を整備する。
- 区は、災害時に即応できるよう区立小・中学校及び区施設等に、備蓄倉庫を整備する。
- 物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、物資拠点の登録に努める。
- 舟渡四丁目南地区に令和６年９月竣工予定の民間大規模物流施設と連携し、当該施設を支援物資の保管・配送拠点として物流システムを活用し、運用することについて検討を進める。

#### ア　　区施設等利用による備蓄倉庫等

（令和２年４月１日現在）

| 種別 | か所数 | 面積（$m^2$） |
|---|---|---|
| 防災備蓄倉庫 | 40 | 3,327.0 |
| 防災資器材庫 | 9 | 225.0 |

■参照（別冊「資料編」）
資料震 2.11.4　防災備蓄倉庫・防災資器材庫等一覧

イ　　区立小・中学校等指定避難所利用による備蓄倉庫等

（令和２年４月１日現在）

| 施設 | 備蓄倉庫 | |
|---|---|---|
| | 整備計画数 | 整備済数 |
| 小学校 | 50 | 50 |
| 中学校 | 22 | 22 |

■参照（別冊「資料編」）
資料震 2.10.3　避難所備蓄倉庫状況一覧

### (2) 備蓄倉庫の管理運営等

■　区

- 備蓄倉庫の確保及び平時における管理運営を行う。
- 区が備蓄（都の事前寄託分を含む。）する食料、生活必需品等の輸送及び配分の方法について定める。
- 避難所として指定した学校の余裕教室等を活用するなどして、分散備蓄の場の整備を進めるよう努める。

### (3) 輸送拠点の整備

■　区

区が避難所等へ食料及び生活必需品等を搬送するための仕分け・一時的保管機能を持つ場所として、あらかじめ「地域内輸送拠点」を指定し、都福祉局に報告しておく。

**＜輸送拠点の機能と整備・運営主体＞**

| 区分 | 機能 | 整備・運営主体 | 施設名称・所在地 |
|---|---|---|---|
| 広域輸送基地 | 国・他道府県等からの緊急物資等の受入れ、一時保管、地域内輸送拠点等への積替・配送等の拠点。多摩広域防災倉庫、トラックターミナル、卸売市場、ふ頭、空港など。 | 都福祉局 | 陸上輸送基地<br>・　板橋トラックターミナル（高島平６－１－１） |
| | | | 水上輸送基地<br>・　小豆沢船着場（小豆沢４丁目地先） |
| 地域内輸送拠点 | 区の地域における緊急物資等の受入、配分、避難所への輸送等への拠点 | 区 | ・　区立小豆沢体育館（小豆沢３－１－１）<br>（予備；区立上板橋体育館（桜川 1-3-1）※都立城北中央公園活用で調整） |

# 第4節　輸送体制の整備

## 第1　対策内容と役割分担

| 各　機　関 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| **区** | ● **物流事業者（輸送事業者等）等との災害時における輸送業務に関する協定締結を推進する。** |
| 都関係局 | ● 都災害情報システム（DIS）を活用した情報連絡体制の整備<br>● 物資輸送に関する訓練の実施 |

## 第2　詳細な取組内容

### (1) 陸上輸送体制の整備

**■　区**

● 協定の締結

・ 災害時には、備蓄物資、救助物資等の迅速な輸送手段を確保するため、指定公共機関等の協力も得る必要がある。

・ 区は、輸送事業者等と、災害時における輸送業務に関する協定を締結している。

| 協定の締結先 | |
|---|---|
| （ア） | 東京都トラック協会板橋支部 |
| （イ） | 赤帽首都圏軽自動車運送協同組合城北支部 |

### (2) 空路輸送体制の整備

**■　区**

・ 区は、ヘリコプターによる空路輸送等に活用できるよう、指定避難所（区立小・中学校）の屋上にヘリサインを整備している。

・ 整備状況　区立小学校 41 か所、区立中学校 20 か所（平成 26 年度末現在。隣接する小中学校では除外校あり。）

### (3) 水上輸送体制の整備

**■　区**

原則、陸上輸送による対応を行う。水上輸送については、国土交通省荒川下流河川事務所と周辺自治体による「荒川下流防災施設運用協議会」における荒川河川敷の活用を検討していく必要があることから、同協議会及び都と調整に努めていく。

# 第5節　輸送車両等の確保

## 第1　対策内容と役割分担

第二次交通規制実施時には、緊急交通路に指定された道路では、一般車両の通行が禁止され、緊急通行車両を優先して通行させる。

| 各　機　関 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| 区 | ● 調達先及び調達予定数を明確にしておくなどにより、調達体制を整える。<br>● 災害応急対策等に使用する車両について、車両の事前届出を行う。 |
| 都財務局 | ● 緊急通行車両（下記機関及び東京消防庁を除く都関係車両）等の確認 |
| 都交通局<br>都水道局<br>　北部支所<br>都下水道局<br>　西部第二下水道事務所 | ● 各機関が所有する緊急通行車両等の確認 |
| 都総務局<br>都生活文化スポーツ局<br>都福祉局<br>都産業労働局<br>都中央卸売市場 | ● 物資の輸送のため必要となる車両について、車両の事前届出を行う。 |
| 東京消防庁<br>　第十消防方面本部<br>　各消防署 | ● 所有する緊急通行車両等の確認 |
| 警視庁<br>　第十方面本部<br>　各警察署 | ● 緊急通行車両等の確認 |

## 第2　詳細な取組内容

### (1) 緊急通行車両等の事前届出

**■　区、警視庁（第十方面本部、各警察署）、関係機関**

- 発災時に緊急通行車両等として使用することが決定している車両については、事前届出を行うことができる。
- 区は、次の車両について、災害時の交通規制時における通行を確保するため、警視庁各警察署を経由して東京都公安委員会に事前届出を行っている。
  （ア）　区所有車両及び契約により常時使用している雇上げ車両
  （イ）　発災時等に関係機関・団体から調達する車両

都は、審査の結果、緊急通行車両等に該当すると認められるものについては、「緊急通行車両等事前届出済証」を交付する。

### (2) 車両調達体制の整備

**■ 区**

- 人員輸送車の調達に関して、区内路線バス会社及び区内観光バス会社と、供給契約を締結しておく。板橋区と板橋個人タクシー協同組合及び東京都個人タクシー協同組合板橋第一支部は災害時における輸送業務に関する協定書を交わしている。今後もさらなる輸送力の強化のため、さらなる事業者との協定締結を検討する。
- リース契約車両の活用に関して、土木部、都市整備部等の各部は、常時使用しているリース契約車両を、災害時に災害対策用車両として使用できるよう、あらかじめ必要な措置を講じておく。

■参照（別冊「資料編」）
資料震 2.6.100　災害時における輸送業務に関する協定書（個人タクシー）

# 第12章　放射性物質対策

## 第1節　情報伝達体制の整備

### 第1　対策内容

**■　都、区**

都は今後、都内において原子力災害による放射性物質等の影響（以下この章において「放射性物質等による影響」という。）が懸念される事態が発生した場合に備え、より迅速かつ機能的に対応できる体制を構築する（詳細は、応急対策を参照。）。

区は都の動向に合わせて、必要な体制を検討する。

## 第2節　都民・区民への情報提供等

### 第1　対策内容

**■　国、都、区**

国、都や区の役割分担を明確にした上で、必要な情報提供体制を整備する。

**■　都、区**

- 都は、国、所在道府県及び原子力事業者と協力して、周辺住民等に対し原子力防災に関する知識の普及啓発のため、次に掲げる事項について広報活動等を実施する。
  - 放射性物質及び放射線の特性に関すること
  - 原子力施設の概要に関すること
  - 原子力災害とその特性に関すること
  - 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
  - 緊急時に都や国等が講じる対策の内容に関すること
- 区は、防災の知識の普及と啓発に際しては、高齢者、障がい者、外国人、妊産婦、乳幼児その他の要配慮者のニーズを十分踏まえ、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

**■　教育機関**

都及び区の教育機関においては、原子力防災に関する教育の充実に努める。

# 第3節　都放射線等使用施設の安全化（再掲：第３部第４章第５節）

## 第1　対策内容と役割分担

- 放射線等使用施設については、国（原子力規制委員会）が、放射性同位元素等の規制に関する法律に基づき、RI（ラジオ・アイソトープ）の使用、販売、廃棄等に関する安全体制を整備するとともに、立入検査の実施による安全確保の強化、平常時はもとより災害時においても監視体制がとれるよう各種の安全予防対策を講じる。
- 放射性物質等のうち核物質の保管状況等の情報については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき、国が把握しているが、治安対策上の理由から国からの情報提供は行われていない。都では、火災予防条例に基づく届出により東京消防庁が消防活動に必要な情報を把握しており、関係機関において、必要な情報の共有を図っていく。
- 区では、放射性物質等のうち核物質の保管状況等の情報を有していないが、災害時の情報共有について消防署等関係機関との連携に努めていく。

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| **区** | ● **災害時の情報共有について消防署等関係機関との連携に努めていく。** |
| 都保健医療局 | ● RI 管理測定班を編成し、地域住民の不安除去に努める。 |
| 都総務局<br>都保健医療局<br>都産業労働局 | ● 監視体制の強化、法制上の問題、災害時の安全対策等について協議を行う。<br>● 関係各局がそれぞれの RI 対策を推進する。 |

# 第13章　区民の生活の早期再建

## 第1節　生活再建のための事前準備

### 第1　対策内容と役割分担

**■ 区**

罹災証明の発行手続きの手順を定め、迅速化を図る。また、迅速な生活復旧体制の確保を図る。

(1) 災害時の罹災証明書交付に向けた実施体制整備

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| **区** | **● 災害対策基本法第２条第１号に規定する災害において、罹災証明の交付手続を実施**<br>**● 都が示すガイドラインに基づき、住家被害認定調査や、罹災証明書の交付体制等を構築**<br>**● 住家被害認定調査や罹災証明書の交付事務手続等に関する職員研修や訓練を実施**<br>**● 災害救護及び復旧費等の基金の積立**<br>**● 東京消防庁との協定締結や事前協議による罹災証明書交付に係る連携体制の確立** |
| 都総務局<br>都主税局 | ● 「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」の実行性の向上及び継続的な見直し<br>● 共同利用版のシステム利用に関する区市町村間の調整<br>● 区市町村に対する研修や訓練の実施<br>● 区市町村の応援要員の確保の検討<br>● 固定資産税関連情報等に関し、区と調整 |
| 東京消防庁<br>第十消防方面本部<br>各消防署 | ● 火災による被害状況調査体制の充実<br>● 区との協定締結や事前協議による罹災証明書交付に係る火災被害の情報収集等、連携体制の確立 |

(2) 義援金の配分事務

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| **区** | **● 義援金の募集・配分について、あらかじめ必要な手続を明確にする。** |
| 都総務局<br>都福祉局 | ● 義援金配分委員会の委員は必要な時期に迅速に開催できるようあらかじめ、都、区市町村、日本赤十字社東京都支部その他関係機関の中から選任しておく。<br>● 義援金の募集・配分について、必要な手続きを明確にする。<br>● 義援金に関する寄付控除（国税及び地方税）等の取扱いの確認 |

(3) 建設型応急住宅に関する計画の策定

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| **区** | **● あらかじめ建設候補地を決定する。** |
| 都住宅政策本部 | ● 建設候補地について、年１回区市町村から報告を求める。<br>● 建設候補地の状況に基づき、建設型応急住宅の配置計画を検討する。<br>● 規模に対応したコミュニティ施設等の設置を検討する。 |

## 第2　詳細な取組内容

### (1) 応急危険度判定員及び被災宅地危険度判定士の確保

**■ 都**

○　都では、平成７年５月に「東京都防災ボランティアに関する要綱」を制定し、応急危険度判定員を災害ボランティアとして位置づけた。

○　応急危険判定制度の運用については、平成 14 年度から判定員活動の意思確認を行う登録更新制度を開始し、実員の確保を図っている。

○　平成 13 年 11 月に区市町村が会員となり発足した「東京都被災宅地危険度判定地域連絡協議会」が毎年講習会を開催し、修了した者には判定士として知事が認定登録を行うなど、引き続き判定士の養成・確保に努めていく。

○　全国被災建築物応急危険度判定協議会を通じた判定員の相互応援体制の整備を進めており、広域支援が可能となっている。

### (2) 罹災証明書の交付

**■ 都総務局**

○　区市町村と都協働で設立した「東京都被災者生活再建支援システム利用協議会」において、災害に係る住家認定被害判定調査、罹災証明書交付、被災者台帳の作成まで一貫した実施体制を検討する。

○　全区市町村が、被災者生活再建支援システムを導入しやすい環境整備として構築した共同利用型システムの利用に関する調整及び合意形成を図る。

○　平成 29 年５月に策定した「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」の実効性の向上及び継続的な見直しを行う。

○　区市町村に対し、罹災証明の発行根拠となる住家被害認定調査や罹災証明書の発行体制等に関する研修及び訓練を実施する。

　また、受講者をリスト化することで、応援体制の強化を図る。

**■ 区**

- 区は、ガイドラインに基づき、住家被害認定調査や、罹災証明書発行体制等の庁内体制を整備するとともに、業務のマネジメントや実務を担う人材の育成に向けて研修や訓練を実施する。
- 区は、応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違いなどについて周知するものとする。
- 罹災証明書の交付に必要な固定資産関連情報について東京都主税局と連携を図る。
- 罹災証明書の交付根拠となる、被害に係る住家被害認定調査の研修を実施する。
- 区は、被災者生活再建支援システムの事前把握・習熟に努める。

**■ 東京消防庁（第十消防方面本部、各消防署）**

消防署と区は協定締結や事前協議等を行い、火災の罹災証明書交付に係る連携体制を確立する。

### (3) 義援金の配分事務

**■ 都**

都は、義援金の募集・配分について、早期配分に必要な手続を明確にする。

**■ 区**

区は、東京都の義援金募集等に協力する場合、独自で義援金を募集する場合の双方について、必要な手続を明確にする。

### (4) 災害救護及び復旧費等の基金の積立計画

**■ 区**

**ア　計画方針**

区は、板橋区災害対策基金条例に基づき、災害による被災者の救護、又は復旧等の臨時的経費にあてるため、基金を積立てるものとする。

**イ　基金の積立**

応急救助等の実施に要する費用については、緊急に相当の額を必要とするので、東日本大震災の現状を踏まえ基金計画において、区はその財源にあてるため災害対策基金を積立てている。

# 第2節　トイレの確保及びし尿処理

## 第1　対策内容と役割分担

災害用トイレを確保するとともに、区が各避難所等から収集したし尿の処理体制を確保する。

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| 区 | ● 災害用トイレの確保<br>● し尿の収集・運搬に関する現況を把握し、し尿処理運搬車等を確保<br>● 避難所毎の避難者数に応じた生活用水の確保<br>● 都下水道局が管理する水再生センターや下水道幹線におけるし尿受入用マンホール等への収集・運搬体制の確保等 |
| 事業所<br>家庭 | ● 災害用トイレ、トイレ用品を備蓄<br>● 生活用水の確保 |
| 各機関 | ● 仮設トイレ等の設置箇所や備蓄等をあらかじめ区民に周知<br>● 災害用トイレに関する知識の普及啓発 |
| 都環境局 | ● 区市町村の対応のみでは困難となった場合に備え、し尿収集車の確保に関する区市町村と関連事業者との協定等の締結を推進<br>● し尿の収集・運搬に関する広域的な調整を円滑に実施 |
| 都下水道局 | ● 避難所等から排水を受ける下水道管とマンホールの接続部の耐震化などの推進<br>● し尿の受け入れ体制の整備<br>● 災害用トイレの設置ができるマンホールの指定拡大（区部） |
| 都教育庁 | ● 避難所となる公立学校のトイレの洋式化やマンホールトイレ等の災害用トイレ整備を行う区市町村を支援 |

## 第2　詳細な取組内容

### (1) 災害用トイレの確保

■　区

- 避難者 50 人当たり 1 基の災害用トイレの確保に努める。
- 携帯トイレ・簡易トイレ・仮設トイレ・マンホールトイレ等も確保する。
- 要配慮者用トイレ（洋式トイレ等）の備蓄に配慮する。
- トイレの設置位置を考慮し、防犯性を確保する。
- 仮設トイレ等の設置体制・維持管理方法等に関するマニュアルを作成する。

■参照
第３部第 10 章第２節　避難所・避難場所等の指定・安全化　第２（１）ウ　避難所施設の環境整備
第３節　避難所の管理運営体制の整備等
第４部第６章　第２節　避難所の開設・運営

**■　事業所・家庭**

- 当面の目標として、３日分の災害用トイレ、トイレ用品を備蓄
- 水の汲み置き等により生活用水を確保

**■　区・各機関**

区や各機関は、仮設トイレ等の設置箇所や備蓄等をあらかじめ区民に周知し、災害用トイレに関する知識の普及啓発に努める。

**■　各機関**

災害用トイレの設置や利用等の経験は、極めて重要であり、各機関は、災害用トイレを利用した各種訓練（設置訓練・利用訓練等）を実施する。

### (2) 仮設トイレ等の設置態勢の整備

**■　区**

区は、仮設トイレ等の設置について、次の取組を推進する。

（ア）　仮設トイレ等の設置態勢・維持管理方法に関するマニュアルを整備する。

（イ）　仮設トイレ等の機種選定にあたっては、努めて高齢者・障がい者に配慮する。

（ウ）　仮設トイレ等の設置にあたっては、設置可能な場所をあらかじめ選定し、これを周知する。

### (3) し尿収集・処理体制の整備

**■　区**

区は、都下水道局との覚書の締結により、次の体制を整備する。

（ア）　水再生センター及び管きょの指定マンホールへの搬入体制

（イ）　下水道用仮設マンホールトイレの設置体制

# 第3節　ごみ処理

## 第1　対策内容と役割分担

大量に発生するごみの処理は、区を実施主体として、必要に応じて都が支援して収集・運搬機材等を確保し、迅速な処理体制を整備する。

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| **区** | ● **ごみ処理に関する窓口**<br>● **所管区域内の廃棄物関連施設や運搬収集車等の現況を把握し、施設の耐震化の促進や不足が想定されるマンパワーや資機材に対する備えを検証、確保** |
| 都環境局 | ● 区市町村を通して、都内全域のごみ処理体制を把握<br>● 区市町村の応援要請に迅速に対応するため、都内のごみ収集・運搬機材等や廃棄物処理施設の現況を把握、機材の確保や処理体制の協力体制を構築 |
| 都総務局 | ● 都の対策全般を総括<br>● 広域的なごみ処理体制について連携体制の構築を推進 |

## 第2　詳細な取組内容

### ■　区

- 資源循環推進課は、都環境局と協力して、特別区で示しているガイドライン等を参考に処理機能の確保策に関してマニュアルに示すなどの見直しを行うことで、手順を明確にし、ごみ処理体制の構築を促進する。
- 臨時集積所は、大型車両の積替え可能な場所をあらかじめ選定しておく。

# 第4節　災害廃棄物処理

## 第1　対策内容と役割分担

大量に発生する災害廃棄物の処理は、区を実施主体として、必要に応じて都が支援して集積場所や最終処分場を確保し、迅速な処理体制を整備する。

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| **区<br>資源環境部** | **● あらかじめ、集積場所候補地を指定<br>● 所管区域内の廃棄物関連施設や運搬車等の現況を把握し、施設の耐震化の促進や不足が想定されるマンパワーや資機材に対する備えを検証、確保<br>● 区災害廃棄物処理計画の改定を行うと共に国や都の動向等を踏まえ随時見直す** |
| 都環境局 | ● 区市町村を通して、都内全域の災害廃棄物処理体制を把握<br>● 国の動向等最新の情報を把握した上で、関係局と協議し「東京都災害廃棄物対策マニュアル」を策定<br>● 区市町村の応援要請に迅速に対応するため、関係機関と連携し都内の収集機材や中間処理施設の現況を把握し、機材の確保や処理体制の協力体制を構築<br>● 区が処理計画を策定、見直しをする際に支援を実施 |
| 都総務局 | ● 都の対策全般を総括<br>● 広域的な災害廃棄物処理体制につき、連携体制の構築を推進 |

# 第5節　災害救助法の適用基準

## 第1　対策内容と役割分担

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| **区** | ● **区長は、災害救助法の適用基準のいずれかに該当するか、又は該当する見込みがあるときはその旨を都知事に直ちに報告しなければならないため、職員は、適用基準に関して十分に理解し、迅速に対応できる体制を整備** |
| 都総務局 | ● 災害救助法による救助の程度・方法及び期間等の基準に関して、区市町村に周知を徹底する。 |

## 第2　詳細な取組内容

### (1) 災害救助法の適用基準

**■　区**

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第１条に定めるところによるが、本区においては、次のいずれか一つに該当する場合、災害救助法を適用する。

（ア）　区の区域内の住家が滅失した世帯数が 150 世帯以上であること。
（イ）　都の区域内で住家が滅失した世帯数が 2,500 世帯以上で、かつ区の区域内で滅失した住家が 75 世帯以上であること。
（ウ）　都の区域内で住家が滅失した世帯数が 12,000 世帯以上の場合、又は災害が隔絶した地域で発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別な事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。
（エ）　多数の者が生命、又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

### (2) 被災世帯の算定基準

#### ア　被災世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯は、２世帯をもって、住家が床上浸水、土砂堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は、３世帯をもって、それぞれ住家の滅失した１世帯とみなす。

### イ　住家の滅失等の認定

| 区分 | 内容 |
|---|---|
| 1　住家が滅失したもの | 住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の 70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の 50%以上に達した程度のもの |
| 2　住家が半壊、半焼する等著しく損傷したもの | 住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の 20%以上 50%未満のもの |
| 3　住家が半壊又は半焼に準ずる程度に損傷したもの | 損壊部分がその住家の延床面積の 10%以上 20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 10%以上 20%未満のもの。 |
| 4　住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの | 上記１及び２に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土砂、竹木等の堆積により一時的に居住することができない状態となったもの |

### ウ　世帯及び住家の単位

| 区分 | 内容 |
|---|---|
| 世帯 | 生計を一にしている実際の生活単位をいう。 |
| 住家 | 現実に居住のために使用している建物をいう。ただし、耐火構造アパート等で、居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって１住家として取り扱う。 |

# 第6節　激甚災害法の指定基準

## 第1　対策内容と役割分担

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| **区** | ● **区長は、大規模災害が発生した場合は、都知事に速やかにその被害の状況及びとられた措置等を報告しなければならないことから、職員は、激甚災害指定手続き等に関して十分に理解し、迅速に対応できる体制を整備** |
| 都総務局 | ● 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下、「激甚災害法」という。）に定める事業に関して、関係各局に周知を徹底する。 |
| 都各局 | ● 激甚災害法に定める事業や指定手続、必要となる報告事項等を事前に十分に理解し、迅速に対応できる体制を整備 |

## 第2　詳細な取組内容

### (1) 激甚災害法の指定基準

**■ 区**

職員は、激甚災害指定手続き等に関して十分に理解し、迅速に対応できる体制を整備する。

| 基準名 | 概要 |
|---|---|
| 激甚災害指定基準 | ● 昭和37年12月7日中央防災会議が決定した基準であり、国が特別の財政援助等の措置を行う必要がある事業の種類別に基準を定めている。 |
| 局地激甚災害指定基準 | ● 災害を区市町村段階の被害の規模でとらえ、激甚災害として指定すること等の基準は、昭和 43 年 11 月 22 日の中央防災会議にて定められた。<br>● 局地激甚災害指定基準による公共土木施設等及び農地等に係るものについては災害査定によって決定した災害復旧事業費が指標とされている。 |

■参照（別冊「資料編」）
資料震 2.13.1　激甚災害制度の概要

第４部



# 災害応急・復旧対策計画
# （震災・火山編）

# 第4部　災害応急･復旧対策計画(震災･火山編)

**第１章　初動態勢** ..... 248
第１節　初動態勢 ..... 248
第２節　消火・救助・救急活動 ..... 259
第３節　応援協力・派遣要請 ..... 262
第４節　応急活動拠点の調整 ..... 269
**第２章　区民と地域の応急対策** ..... 270
第１節　自助による応急対策の実施 ..... 270
第２節　地域による応急対策の実施 ..... 272
第３節　マンション防災における応急対策の実施 ..... 273
第４節　消防団による応急対策の実施 ..... 273
第５節　事業所による応急対策の実施 ..... 274
第６節　ボランティアとの連携 ..... 275
**第３章　情報の収集・伝達** ..... 279
第１節　防災機関相互の情報通信連絡体制（警報及び注意報などの第一報） ..... 279
第２節　防災機関相互の情報通信連絡体制（被害状況等） ..... 286
第３節　広報体制 ..... 293
第４節　広聴体制 ..... 296
**第４章　二次災害・危険防止対策** ..... 297
第１節　公共施設等の応急対策による二次災害防止 ..... 297
第２節　危険物等の応急措置による危険防止 ..... 303
**第５章　医療救護・保健等対策** ..... 313
第１節　初動医療体制等 ..... 315
第２節　防疫体制の確立 ..... 328
第３節　医療品・医療資機材の供給 ..... 332
第４節　医療施設の確保 ..... 338
第５節　行方不明者の捜索、遺体の検視・検案・身元確認等 ..... 339
第６節　火葬 ..... 345
**第６章　避難者対策** ..... 348
第１節　避難誘導 ..... 348
第２節　避難所の開設・運営 ..... 355
第３節　動物救護 ..... 365
第４節　車中泊 ..... 367
第５節　ボランティアの受入れ ..... 368
第６節　被災者の他地区への移送 ..... 369
第７節　帰宅困難者対策 ..... 371
第１　帰宅困難者対策オペレーションシステム等を活用した初動対応 ..... 371
第２　事業所等における帰宅困難者対策 ..... 375
第３　駅周辺での混乱防止 ..... 379

第４　復旧対策 ..... 382
１　帰宅ルール等による安全な帰宅の推進 ..... 382
２　徒歩帰宅者の支援 ..... 384
**第７章　物流・備蓄・輸送対策 ..... 386**
第１節　飲料水の供給 ..... 386
第１　飲料水の供給 ..... 386
第２　水の安全確保 ..... 389
第３　生活用水の確保 ..... 390
第２節　食料・生活必需品等の供給 ..... 392
第１　備蓄物資の供給 ..... 392
第２　多様なニーズへの対応 ..... 394
第３　物資の調達要請 ..... 394
第４　炊き出し ..... 398
第５　義援物資の取扱い ..... 399
第６　燃料の供給 ..... 400
第３節　備蓄・調達物資の輸送 ..... 401
第１　物資の輸送 ..... 401
第２　輸送車両の確保 ..... 403
**第８章　ライフライン施設の応急・復旧対策 ..... 405**
第１節　水道 ..... 405
第１　応急対策 ..... 405
第２　復旧対策 ..... 406
第２節　下水道 ..... 407
第１　応急対策 ..... 407
第２　復旧対策 ..... 409
第３節　電気・ガス・通信等 ..... 410
第１　応急対策 ..... 410
第２　復旧対策 ..... 410
第４節　エネルギーの確保 ..... 411
**第９章　公共施設の応急・復旧対策 ..... 412**
第１節　公共土木施設等 ..... 412
第１　道路・橋りょう ..... 412
１　応急対策 ..... 412
２　復旧対策 ..... 418
第２　河川等 ..... 419
１　応急対策 ..... 419
２　復旧対策 ..... 420
第２節　鉄道施設 ..... 422
第１　応急対策 ..... 422
第２　復旧対策 ..... 422

第３節　公共施設の安全確保、施設の本来機能の回復 ..... 423
**第 10 章　放射性物質対策 ..... 424**
第１節　応急対策 ..... 424
第１　情報連絡体制 ..... 424
第２　都民・区民への情報提供等 ..... 424
第３　放射線等使用施設の応急措置 ..... 425
第４　核燃料物質輸送車両等の応急対策 ..... 425
第２節　復旧対策 ..... 429
第１　保健医療活動 ..... 429
第２　放射性物質への対応 ..... 429
第３　正確な情報提供 ..... 430
**第 11 章　噴火降灰対策 ..... 431**
第１節　情報の収集・伝達 ..... 431
第２節　交通・ライフラインの応急対策 ..... 433
第１　交通の応急対策 ..... 433
第２　ライフラインの応急対策 ..... 434
第３節　宅地等の降灰処理 ..... 435
**第 12 章　ごみ処理・トイレの確保及びし尿処理・障害物の除去・災害廃棄物処理 ..... 436**
第１節　ごみ処理 ..... 436
第２節　トイレの確保及びし尿処理 ..... 438
第３節　災害廃棄物処理 ..... 441
第１　災害廃棄物処理 ..... 441
第２　災害廃棄物処理の実施 ..... 449
**第 13 章　大規模事故対策 ..... 450**
第１節　活動体制等 ..... 450
第２節　鉄道事故 ..... 451
第３節　道路・橋りょう事故 ..... 453
第４節　ガス事故 ..... 455
**第 14 章　応急生活対策 ..... 457**
第１節　被災建築物の応急危険度判定 ..... 457
第２節　被災宅地の危険度判定 ..... 460
第３節　被害に係る住家被害認定調査等 ..... 461
第４節　罹災証明書の交付 ..... 462
第１　罹災証明書の交付準備 ..... 462
第２　罹災証明書の交付 ..... 466
第５節　被災した住宅の応急修理 ..... 468
第６節　応急仮設住宅の供給 ..... 470
第７節　区営住宅の応急修理 ..... 475
第８節　被災者の生活相談等の支援 ..... 476
第９節　被災者の生活再建資金援助等 ..... 477

第 10 節　職業のあっ旋 ..... 479
第 11 節　租税等の徴収猶予及び減免等 ..... 480
第 12 節　その他の生活確保 ..... 482
第 13 節　義援金の募集・受付・配分 ..... 483
1　義援金品の募集・受付 ..... 483
2　義援金の募集・受付・配分 ..... 483
第 14 節　中小企業への融資 ..... 487
第 15 節　応急教育 ..... 488
**第 15 章　災害救助法の運用 ..... 491**
**第 16 章　激甚災害の指定 ..... 502**
第 1 節　激甚災害制度 ..... 502
第 2 節　激甚災害に関する調査報告及び特別財政援助等の申請手続き等 ..... 503

# 第1章　初動態勢

## 第1節　初動態勢

### ■　都

#### (1)　都災害対策本部等

都は、災害対策として次の組織を設置する。区は都災害対策本部等と連携し、相互に災対本部等の運営に協力する。

**ア　都災害対策本部**

都災害対策本部は、本部長室、局及び地方隊をもって構成する。本部長室は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

**イ　現地災害対策本部**

現地災害対策本部は、災害現地又は区庁舎等に設置し、現地災害対策本部長は、本部長が指名する者とする。板橋区内に設置する場合は、区防災センター内の安全性を確認した上で設置を調整する。

**ウ　現地派遣所**

現地派遣所は、災害現場又は支庁庁舎等に設置する。

#### (2)　本部派遣員

都があらかじめ指定する場合は、区職員を都本部に派遣する。また、必要な場合は、区災対本部に都職員の派遣を要請する。

### ■　区

#### (1)　対策内容と役割分担

東京都板橋区災害対策本部条例及び東京都板橋区災害対策本部条例施行規則に基づき、板橋区災害対策本部（以下この章において「区災対本部」という）を編成する。

区災害対策本部の組織等は第２部第１章第２節第２のとおり。

#### (2)　詳細な取組内容

**ア　区の活動方針**

- 区は、区の区域に地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、第一次的防災機関として、法令、都地域防災計画及び区地域防災計画の定めるところにより、都、他の区市町村及び指定地方行政機関等並びに区域内の公共的団体及び区民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策の実施に努める。
- 区は、上記の責務を遂行するため必要があるときは、区災対本部を設置し、災害応急対策に従事する職員を配置する。
- 区は、区災対本部を設置し、又は廃止したときは、ただちに、知事にその旨を報告するとともに、警察署、消防署等の関係機関に通報する。

- 区は、区災対本部に関する組織を整備し、区災対本部の設置又は廃止、非常事態に応ずる配備態勢、職員の配置及び服務、予算、会計、契約等に関する基準を定める。
- 区災対本部が設置される前又は設置されない場合における災害応急対策の実施は、区災対本部が設置された場合に準じて処理する。
- 区の地域に災害救助法が適用されたときは、区長（区本部長）は、知事（都本部長）の指揮を受けて、法に基づく救助事務を補助する。
- 区は、夜間休日等の勤務時間外の地震発生に備え、情報連絡体制を確保する。

### イ　区災対本部の運営

#### （ア）　設置及び廃止

区長は、災害対策基本法第 23 条の２に基づき、次の場合に本部長の指示又は通知等により区災対本部を設置し、災害応急対策を実施する。

**a　設置**

(a) 区の区域に災害救助法施行令第１条の基準に達する程度（板橋区の場合は 150 世帯以上の数が滅失）の災害の発生、又は発生するおそれがある場合

■参照
第３部第 13 章第５節　災害救助法の適用基準

(b) 上記の災害程度に達しなくても、区の区域に一定数の避難所の開設、救助物資の輸送、非常炊き出し等の必要が生じた場合

(c) 区内に震度５弱以上の地震が発生したとき

**b　通知**

(a) 危機管理部長は、区災対本部が設置された時は、次に掲げる者のうち必要と認めた者に区災対本部を設置したことを通知する。

1) 各部部長
2) 指定公共機関及び指定地方公共機関の長又は代表者
3) 都知事（都総務局総合防災部）
4) 隣接地方公共団体、地方行政機関等関係機関

(b) 各部部長は区災対本部設置の通知を受け次第、直ちに所属職員に対し、周知徹底しなければならない。

**c　掲示**

区災対本部が設置された場合、区本庁舎南館４階防災センター、又は適当な場所に「板橋区災害対策本部」の標示を行う。

**d　廃止**

(a) 本部長は区の地域において、災害の発生するおそれが解消したと認めたとき、又は災害応急対策及び復旧対策がおおむね完了したと認めたときは、区災対本部を廃止する。

(b) 区災対本部の廃止の通知等は、設置の場合に準じて処理する。

#### （イ）　本部長室の開設場所

- 本部長室は、原則として区本庁舎南館４階防災センターに開設する。本部が設置されたときは、危機管理部長は直ちに本部長室を開設するために必要な措置をとる。

- 赤塚庁舎には観測・無線設備など情報端末を配置し、防災センターバックアップ施設とする。

**（ウ）　本部長への措置状況等の報告**

本部員・本部員付連絡員は次の事項について、速やかに本部長に対し報告をしなければならない。

a　調査把握した被害状況等
b　実施した応急措置の概要
c　今後実施しようとする応急措置の内容
d　本部長から特に指示された事項
e　その他必要と認められる事項

**（エ）　災害対策本部会議の招集**

a　本部長は、本部長室の所掌事務について審議する必要があるときは、災害対策本部会議（以下この章において「本部会議」という）を招集する。なお、第１回の本部会議は、発災後２時間以内に行う。
b　本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。
c　本部員付連絡員は、本部員と災対各部との連絡調整、本部員の指示の伝達にあたる。
d　本部長は、特に必要があると認めるときは、区内の消防署長又はその指名する消防吏員等、本部長室の構成員以外の者に対し、本部会議への出席を要請できる。

（参考：災害対策基本法第 23 条の 2 第 3 項）

**■参照（別冊「資料編」）**
資料震 2.6.103　区有施設利用計画
資料震 2.6.104　本庁舎内会議室等利用計画

## ウ　区職員の動員態勢

| 動員態勢 | | | | | 第１非常配備態勢 | 第２非常配備態勢 | 第３非常配備態勢 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 配備基準 | 自動参集 | 対象者 | | 震度（区内） | ５弱 | ５強 | ６弱以上 |
| | | | | 南海トラフ地震臨時情報 | 巨大地震警戒 | － | － |
| | | | | 本部長 | ○ | ○ | ○ |
| | | | | 副本部長 | ○ | ○ | ○ |
| | | | | ・本部員<br>・常勤監査委員<br>・部長<br>・会計管理者<br>・保健所長<br>・教育委員会事務局次長<br>・選挙管理委員会事務局長<br>・監査委員事務局長<br>・区議会事務局長<br>・危機管理部各課長<br>・本部長が指定する職員<br>・本部員付連絡員<br>・各部指揮要員（校長含む） | ○ | ○ | ○ |
| | | | | ・　第１非常配備員<br>・課長補佐<br>・各課庶務担当係長<br>・副校長<br>・施設長<br>・危機管理部職員 | ○ | ○ | ○ |
| | | | | ・　特別活動員（本部長が指定）<br>（地域班、情報隊、避難所隊、一時滞在施設班、緊急医療救護班、特命機動班（随時指定）） | ○ | ○ | ○ |
| | | | | 上記以外の各部で指定された職員（※１） | － | ○ | ○ |
| | | | | 全職員（※１） | － | － | ○ |
| | 指示参集 | 対象者 | | 指示があった職員 | 本部長の指令（※安否確認参集システム、継送等による指示）<br>１　本部長は、必要があると認めたときは、特定の非常配備態勢該当職員又は特定の部・班・課・隊に対してのみ非常配備態勢の指令を発し又は解除する。<br>２　本部長は、必要があると認めたときは、特定の部・班・課・隊・職員に対して種別の異なる非常配備態勢を指令し又は解除する。<br>３　本部長は、必要があると認めたときは、各部・班・課・隊の人員を増減する。<br>４　南海トラフ地震等の大規模地震が発生し国として災害緊急事態等対応すべき事案が発生した場合は、状況に対応した非常配備態勢の指令を発する。 | | |

※１　副校長以外の教職員を含む。

本部長は災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、非常配備態勢の指令を発し、区災対本部を設置するとともに、本部及び各班の職員を配備する。

**（ア）　非常配備態勢の種別**

| 種別 | 時期 | 態勢 |
|---|---|---|
| 第１非常配備態勢 | a　**自動参集**<br>(a)　区の地域に震度５弱以上の地震が発生したとき。<br>(b)　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発せられたとき。<br>b　**指示参集**<br>本部長が必要と認めたとき。 | 救助措置に必要な準備を開始するほか、通信・情報活動を主とした態勢とする。<br><br>**【対象者】**<br>１）本部長<br>２）副本部長<br>３）本部員<br>４）本部員付連絡員<br>５）各部指揮要員<br>６）第１非常配備員<br>７）特別活動員 |
| 第２非常配備態勢 | a　**自動参集**<br>区の地域に震度５強以上の地震が発生したとき。<br>b　**指示参集**<br>本部長が必要と認めたとき。 | 応急措置活動に十分対応できる態勢とする。<br><br>**【対象者】**<br>１）第１非常配備態勢職員<br>２）各部で指定された職員 |
| 第３非常配備態勢 | a　**自動参集**<br>区の地域に震度６弱以上の地震が発生したとき。<br>b　**指示参集**<br>本部長が必要と認めたとき。 | 全職員参集のもと、総力をあげて災害に対処する態勢とする。<br><br>**【対象者】**<br>区全職員 |

**（イ）　非常配備態勢の特例**

a　本部長は、必要があると認めたときは、特定の部・班・課・隊に対してのみ非常配備態勢の指令を発し又は解除する。

b　本部長は、必要があると認めたときは、特定の部・班・課・隊に対して種別の異なる非常配備態勢を指令し又は解除する。

c 本部長は、必要があると認めたときは、各部・班・課・隊の人員を増減する。

**（ウ）　非常配備態勢に基づく措置**

a　各部長は、効果的な業務継続計画（BCP）の運用に向けて業務継続マネジメント（BCM）体制を構築するため、あらかじめ部が非常配備態勢の種別に応じて措置すべき事項・指示命令（コマンド）を定めた初動マニュアル・Ready-Go リストを改訂し、所属職員に対して周知徹底をさせておかなければならない。また、上記の初動マニュアルに合わせ、全庁的な防災行動を整

理した庁内タイムラインを作成するものとする。

b　各部長は非常配備態勢の指令を受けたときは、上記の初動マニュアルに基づき、所属職員に対し、必要な指示をしなければならない。

c　各部長は、災害時に所属職員が自発的に行動できるよう、b の指示のうち、平素から事前指示として行うものとする。

**（エ）　状況報告**

職員は、参集途上における火災の発生状況や建物等の被害状況の概要について、本部に報告するものとする。

**（オ）　参集時の留意事項**

a　事前の習熟

職員は、事前に定められた配備態勢、参集場所及び自己の任務を十分習熟しておかなければならない。

b　災害情報の収集

職員は、地震が発生したときは、ラジオ・テレビの視聴や防災行政無線等により、自ら工夫して災害の状況、配備態勢を知るよう努める。

c　参集経路の確認

職員は、被災により交通機関が途絶した場合に備えて、バイク、自転車、徒歩等により参集するための経路を普段から検討し、訓練時等に確認しておく。

d　服装及び携行品

参集する際は、応急活動に便利で安全な服装とし、タオル、水筒、食糧及び携帯ラジオ、懐中電灯等の必要な用具をできる限り携行する。

e　参集途上の措置

参集途上において火災、人身事故等に遭遇したときは、最寄りの消防機関又は警察機関に通報するとともに、直ちに可能な限りの適切な措置をとること。

f　被害状況の報告

職員は、参集途上に可能な限り次の項目を把握し、メモし、写真に記録する。

参集後、参集場所の活動班の長に報告し、長は部を経由して本部の災対情報統括班に報告する。

・家屋等の倒壊、火災発生箇所（概要）
・安全に通行できる個所（状況）
・避難所（小中学校）、地域センター等の区施設その周辺の状況（避難者、帰宅困難者の状況）
・住民の動向
・電気・ガス・水道等ライフラインの状況

**（カ）　動員対象から除外する職員**

次に掲げるいずれかに該当する者は、災害発生以降の動員対象から期間を指定して除外する。これに該当する者は、可能な限り速やかに所属長に連絡（安否確認職員参集システムによる報告も可能）し、以後の指示を受ける。

| | 想定する職員 | | 参集の要否等 |
|---|---|---|---|
| a | 長期療養中の職員 | | 全て免除 |
| b | 妊娠中、妊娠出産休暇期間中、育児休業中の職員 | | 全て免除 |
| c | 介護休業を取得している職員 | 全部休業 | 全て免除 |
| | | 一部休業 | 他に託せる状況ができるまで免除 |
| d | 養育中の幼児・児童・避難行動要支援者がいる職員で、他に預けることができない職員 | | 他に託せる状況ができるまで免除 |
| e | 家族が負傷し、他に面倒をみる者がいない職員 | | 他に託せる状況ができるまで免除 |
| f | 自身が負傷した職員 | | 骨折等し入院・自宅療養が必要な場合は、その期間のみ免除。治癒後は参集する。 |
| g | 自宅から火災が発生し、又は周辺で火災が発生し延焼するおそれがある職員（風水害（浸水）等も同様） | | 火災時は免除。火災が終息し、家族を避難所等に誘導後参集 |
| h | 自宅が半壊相当以上で、職員本人が保護・保全しなければ、居住者及び財産の安全が確保できない職員 | | 状況が改善するまで免除 |
| i | 再任用短時間職員、再雇用職員、非常勤職員、臨時職員（非常配備態勢員は除く。） | | 本来業務の勤務時間に間に合うよう参集する。本来業務の勤務時間のみ勤務。 |

※　住居が遠方にある職員は、何らかの方法により原則、参集する。

※　自宅付近において救出や救助、救護の要請がある場合は、人道的に人命優先を考える必要がある。対応をする余裕がない場合は、必ず消防署や警察署に要請する旨を要請者に対して伝えた上で、参集する。

※　年次有給休暇を申請中の職員は、原則、時季変更により、参集する。（遠方への出張者等は身の安全確保と交通機関の状況等を確認し、原則、参集する。）

エ　職員の配置

| 対象者 | | 配置基準 |
|---|---|---|
| 本部員 | | （ア）　非常配備の命令を受けたときには、直ちに災対各部に参集しなければならない。<br>（イ）　あらかじめ部の分掌事務を遂行するため、各非常配備態勢において本部の事務に従事すべき職員を、東京都板橋区災害対策本部条例施行規則第６条第３項の規定に基づく本部の職員として指定し、必要な名簿を備えておかなければならない。<br>（ウ）　非常配備の命令を受けたときには、直ちに次の措置を執らなければならない。<br>a　職員を所定の部署に配置する。<br>b　職員の安否確認を行うとともに、参集状況を把握する。<br>c　その他高次の非常配備態勢に応ずる職員の配置に移行できる措置を講ずる。<br>（エ）　災害時に職員の安否状況を確認するとともに参集状況を把握するため、あらかじめ、継送表を整備するとともに、安否確認職員参集システムの活用を図る。<br>（オ）　災対総務部長は、必要により自己の所掌事務のうち、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長及び会計管理室長所管の職員が属する班の事務を、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長及び会計管理室長所管に代行させることができる。<br>（カ）　平素から次の措置を執らなければならない。<br>a　職員に初動マニュアルを周知徹底する。<br>b　職員に対して訓練を実施する。<br>c　災害時に行う指示のうち、事前命令可能なものを周知し、徹底する。 |
| 本部員付連絡員 | | （ア）　非常配備の命令を受けたときには、直ちに各所属職場に参集しなければならない。<br>（イ）　各班の災害応急活動の指示を行い、本部長室に向かう。<br>（ウ）　本部員を補佐し、部内の活動内容を把握し、各部が効果的な活動を行えるよう調整する。 |
| 各部指揮要員 | | （ア）　非常配備の命令を受けたときには、直ちに各所属職場に参集しなければならない。<br>（イ）　各班の災害応急活動の指揮にあたる。 |
| 第１非常配備員 | | （ア）　非常配備の命令を受けたときには、直ちに各所属職場に参集しなければならない。<br>（イ）　各部指揮要員等の管理職を補佐し、各庁舎、施設の被害状況の把握及び安全確保に努める。 |
| 特別活動員 | 地域班 | （ア）　非常配備の命令を受けたときには、直ちに指定された地域センターに参集しなければならない。<br>（イ）　町会・自治会（住民防災組織）等と災対区民文化部との連絡調整、避難行動要支援者の安否確認、避難所隊の補助、被害状況調査、罹災調査、特命事項等に関する業務に従事するものとする。 |
| | 情報隊 | （ア）　非常配備の命令を受けたときには、直ちに防災センターに参集しなければならない。<br>（イ）　情報の収集、伝達に関する業務及び特命事項に関する業務に従事するものとする。 |

| 対象者 | | 配置基準 |
|---|---|---|
| | 避難所隊 | （ア）　非常配備の命令を受けたときには、直ちにあらかじめ指定された避難所に参集しなければならない。<br>（イ）　参集後は避難所長や地域の方、学校教職員等と協力し、避難所開設運営に関する業務及び特命事項に関する業務に従事するものとする。 |
| | 一時滞在施設班 | （ア）　非常配備の命令を受けたときは、直ちに指定された一時滞在施設に参集しなければならない。<br>（イ）　一時滞在施設班は施設長の指揮のもと、帰宅困難者に関する情報の収集、交通情報等の各種情報やトイレ・水・毛布・非常食の提供など、帰宅困難者対策に関する業務及び特命事項に関する業務に従事するものとする。 |
| | 緊急医療救護班 | （ア）　非常配備の命令を受けたときには、直ちに指定された緊急医療救護所に参集しなければならない。<br>（イ）　参集後は、医療関係者と連携し、板橋区医師会等が実施するトリアージ等の医療活動を支援する業務に従事するものとする。 |
| | 特命機動班 | （ア）　災害発生後、指定を受けた場合は、特命事項に関する業務に従事するものとする。<br>※　特命内容を括弧書きで付記する。<br>例　特命機動班（避難所運営担当） |
| その他の職員（教職員を含む。） | | （ア）　非常配備の命令を受けたときには、直ちに各所属職場等に参集しなければならない。<br>（イ）　各部・班の災害活動業務及び災害対応として特に重要な業務継続等に従事するものとする。 |
| 【本部長室その他職員の構成員及び職務】<br>第２部第１章第２節第２「板橋区災害対策本部の役割」のとおり | | |
| 【本部員、本部員付連絡員、各部指揮要員、施設長が未参集・不在の場合の庶務代理】<br>第２部第１章第２節第２「板橋区災害対策本部の役割」のとおり | | |

**オ　職員の服務**

（ア）　職員は次の事項を遵守しなければならない。

a　平常時

(a)　常に災害に関する情報に注意すること。

(b)　平素から本部、所属職場からの指示に注意すること。

b　非常配備態勢が発せられたとき

(a)　不急の行事、会議、出張等は中止すること。

(b)　正規の勤務時間が終了しても、本部長の指示があるまで退庁しないこと。

(c)　発令された非常配備態勢に該当しないときは、勤務場所を離れている場合、若しくは退庁後においても常に所在を明らかにし、進んで所属職場と連絡をとること。

(d)　非常配備態勢に該当するときは、万難を排して参集すること。

（イ）　職員は自らの言動によって、区民に不安を与えて区民の誤解を招き、又は本部の活動に支障を来たすことのないよう厳に注意しなければならない。

### カ　夜間・休日等における初動態勢の確保（危機管理本部）

#### （ア）　態勢

a　休日又は夜間に地震災害・その他の災害が発生した場合における災害対策活動の円滑な遂行を確保するため、区本庁舎南館４階防災センターに危機管理本部を置き、輪番制により警戒態勢を執る。

b　危機管理本部員は、職員のうち、参事・専門参事・副参事又は専門副参事の職層にある職員をもって充てる。

c　上記ｂのほか、危機管理連絡員を常時配備し、24 時間の監視警戒態勢をとる。

#### （イ）　服務

a　災害に関する情報の収集・伝達及び記録に関すること。

b　東京都及び関係防災機関との連絡に関すること。

c　区災対本部等の設置に関すること。

d　参集した職員の指揮に関すること。

#### （ウ）　勤務時間

ａ　危機管理本部員

| 区分 | | 勤務時間 |
|---|---|---|
| 宿直勤務 | 勤務時間の割振りが午前８時 30 分からの者 | 午後５時 15 分から翌日の午前８時 30 分まで |
| | 勤務時間の割振りが午前８時 45 分からの者 | 午後５時 30 分から翌日の午前８時 45 分まで |
| | 勤務時間の割振りが午前７時 40 分からの者 | 午後４時 25 分から翌日の午前７時 40 分まで |
| | 休日 | 午後５時 15 分から翌日の午前８時 30 分まで |
| 日直勤務 | 休日 | 午前８時 30 分から午後５時 15 分まで |

ｂ　危機管理連絡員

| 区分 | 勤務時間 |
|---|---|
| 一昼夜の部 | 午前８時 30 分から翌日の午前８時 30 分まで |
| 夜の部 | 午後５時 15 分から翌日の午前８時 30 分まで |

■参照（別冊「資料編」）
資料震 2.6.105　板橋区危機管理本部規則

### キ　防災会議委員の災害対策本部への協力

区の区域に災害が発生した場合において、当該災害に係る災害応急対策に関し、各防災関係機関等相互間の連絡調整を図る必要があると認められるときは、区防災会議の委員は、区災対本部長の指示に従い、災害対策本部会議の参加に協力しなければならない。また、会長に区防災会議の招集を要請する。

### ク　本部の財務

#### （ア）　経費の負担

区災対本部設置後に、災対各部が応急対策として初動期に対応した非常時優先業務（災対分掌事務）の遂行に要した経費は、区災対本部の負担とする。災対各部は、必要物品、経費負担及び契約等について災対本部に必要な事項を協議又は要請する。なお、災害時における通常業務は、災対本部と調整し原則各部で対応する（事後報告が求められる場合があることから正確に記録する）。

#### （イ）　応急・復旧期の手続き

大震災当初の１週間は電力が通じていないことが想定されるため、原則として手書き作業による対応とし、電力及びシステムの復旧後、財務情報システム等による作業を行う。

##### a　予算手続

本部の予算手続は、原則、東京都板橋区予算事務規則（昭和 39 年東京都板橋区規則第２号）及び別に定めるものに基づき処理する。各本部員は、本部事務の予算に不足を生じるとき、又は予算措置がなされていないとき、予算執行の停止がなされたときは、直ちに災対政策経営部長の指示を受けるものとする。

##### b　物資調達手続き

災害対策に必要な物資は災対本部が都や協定先と連携し、災対財政班、災対契約管財班等との協力のもと、調達する。本部が調達する物資は、東京都板橋区予算事務規則、東京都板橋区契約事務規則（昭和 53 年東京都板橋区規則第 21 号）及び別に定めるものに基づき処理する。各本部員は物資調達に支障がある場合は、東京都板橋区予算事務規則にあっては災対政策経営部長の、東京都板橋区契約事務規則にあっては災対総務部長の指示を受けるものとする。いずれの場合も事務処理は、関係様式の左上に「災」と朱書し、処理する。

##### c　支払手続き

本部の支払手続は、東京都板橋区会計事務規則（昭和 39 年東京都板橋区規則第３号）及び別に定めるものに基づき処理する。各本部員は支払いに支障がある場合は、会計管理者の指示を受けるものとする。

#### （ウ）　事前準備

前（イ）の手続きのため、関係様式を事前に準備しておくものとする。

#### （エ）　事後手続

各本部員は、災害終息後、活動に要した災対各部の諸経費について、災対本部会議で集約し、本部長に報告しなければならない。

#### （オ）　災害復興に係る財政需要見込み額の把握

各部長（本部員）は、緊急を要する被災直後の生活支援等に係る財政需要見込み額を災対政策経営部長に報告する。

#### （カ）　緊急の区議会（臨時会）の招集

災害時には、緊急のため本部長がその職権で行うもののほか、緊急の予算・会計等を編成・執行する必要が生じた場合、臨時会を招集し、災害対策基本法第１条の目的を実現していくものとする。

## 第2節　消火・救助・救急活動

### (1) 対策内容と役割分担

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| **区** | ● **第一次的防災機関として、都、他の区市町村及び指定地方行政機関等並びに区域内の公共的団体及び区民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策の実施に努める。**<br>● **必要があるときは災害対策本部を設置し、直ちに、知事にその旨を報告するとともに、警察署、消防署等の関係機関に通報する。**<br>● **区の地域に災害救助法が適用されたときは、区長（区災対本部長）は、知事（都災対本部長）の指揮を受けて、法に基づく救助事務を補助する。**<br>● **夜間休日等の勤務時間外の地震発生に備え、情報連絡体制を確保する。**<br>● 人命救助活動の円滑化を図るため、東京都へ安否不明者の氏名情報等の情報提供を行う。 |
| 警視庁<br>第十方面本部<br>各警察署 | ● 救出救助活動は、生存者の救出を最優先に行う。<br>● 救出した負傷者は速やかに医療救護所等に引き継ぐ。<br>● 救出救助活動に当たっては、重機類等装備資器材等を有効に活用する。<br>● 救出救助活動を速やかに行うため、第一次交通規制及び第二次交通規制を実施する。<br>● 東京消防庁、自衛隊、住民防災組織等と連携協力し、救出救助に万全を期する。<br>● 救出救助部隊を編成する。 |
| 自衛隊 | ● 知事からの派遣要請等に基づき、部隊を派遣する。主な活動は下記のとおり。<br>　● 被害状況の把握<br>　● 避難の援助<br>　● 被災者等の捜索援助<br>　● 人員及び物資の緊急搬送<br>　● 応急医療、救護及び防疫　など |
| 都災対本部<br>（都総合防災部） | ● 救出･救助活動並びに応急対策に関し、総合防災部・自衛隊・警視庁・東京消防庁・海上保安庁を構成員とする救出救助統括室において、調整を図る。<br>● 人命救助活動の円滑化を図るため、区市町村等からの情報提供を受け、安否不明者の氏名情報等を公表する。 |
| 東京消防庁<br>第十消防方面本部<br>各消防署 | ● 災害の規模等に応じ所定の計画に基づき部隊を運用する。<br>● 限られた消防力を最大限に活用し消火活動を実施する。<br>● 特別救助隊及び救急隊が連携し組織的な人命救助・救急活動を行う。<br>● 通常の対応では困難な救助事象に対しては、即応対処部隊及び消防救助機動部隊を投入する。<br>● 警視庁、自衛隊、東京ＤＭＡＴ、消防団、住民防災組織等と連携協力し、消火・救助・救急の万全を期する。<br>● 所定の計画に基づき、多様な手段を活用して、災害情報の収集伝達、関係防災機関との情報交換等を行う。<br>● 区市町村本部に参画し、消防的見地から情報提供や助言等を行う。<br>● 消防ヘリコプター等を活用し、情報収集、部隊投入、救助活動等の各種活動を行う。 |
| 第三管区<br>海上保安本部<br>（東京海上保安部） | ● 遭難船及び遭難者の救助は、東京海上保安部所属の巡視船艇が対応するとともに、必要があれば第三管区海上保安本部に要請し、他部署の巡視船艇及び航空機の応援派遣を求める。<br>● 救護を必要とする者については、東京海上保安部と日赤東京都支部との協定により、医師等の派遣を求め、相互に協力するとともに、早急に医療機関に引き渡す必要のあるものについては、直ちにその措置を講ずる。<br>● 被災者の救出対策は、被災者の乗・下船の場所、運送方法等について、都と協議の上実施する。 |

(2) 詳細な取組内容

ア　警察機関がとるべき活動態勢

**■　警視庁（第十方面本部、各警察署）**

（ア）　計画方針

a　活動方針

(a) 災害の発生に対しては、速やかに関係機関の全組織を動員し総力をあげて区民の生命、身体、財産の保護、交通秩序の維持、各種犯罪の予防、並びに取締り、その他公共の安全と秩序を維持して被災地における治安の万全を期する。

(b) 人命の保護を第一とし、初動的段階では避難誘導、負傷者等の救出・救護及び交通規制の適正を期する。

b　計画目標

平素から関係防災機関との連絡を緊密に保持しながら総合的な防災活動の推進を図るとともに、予想される被害の実情に即した計画準備の万全を期する。

（イ）　発災時の措置

a　災害時が発生した場合の任務

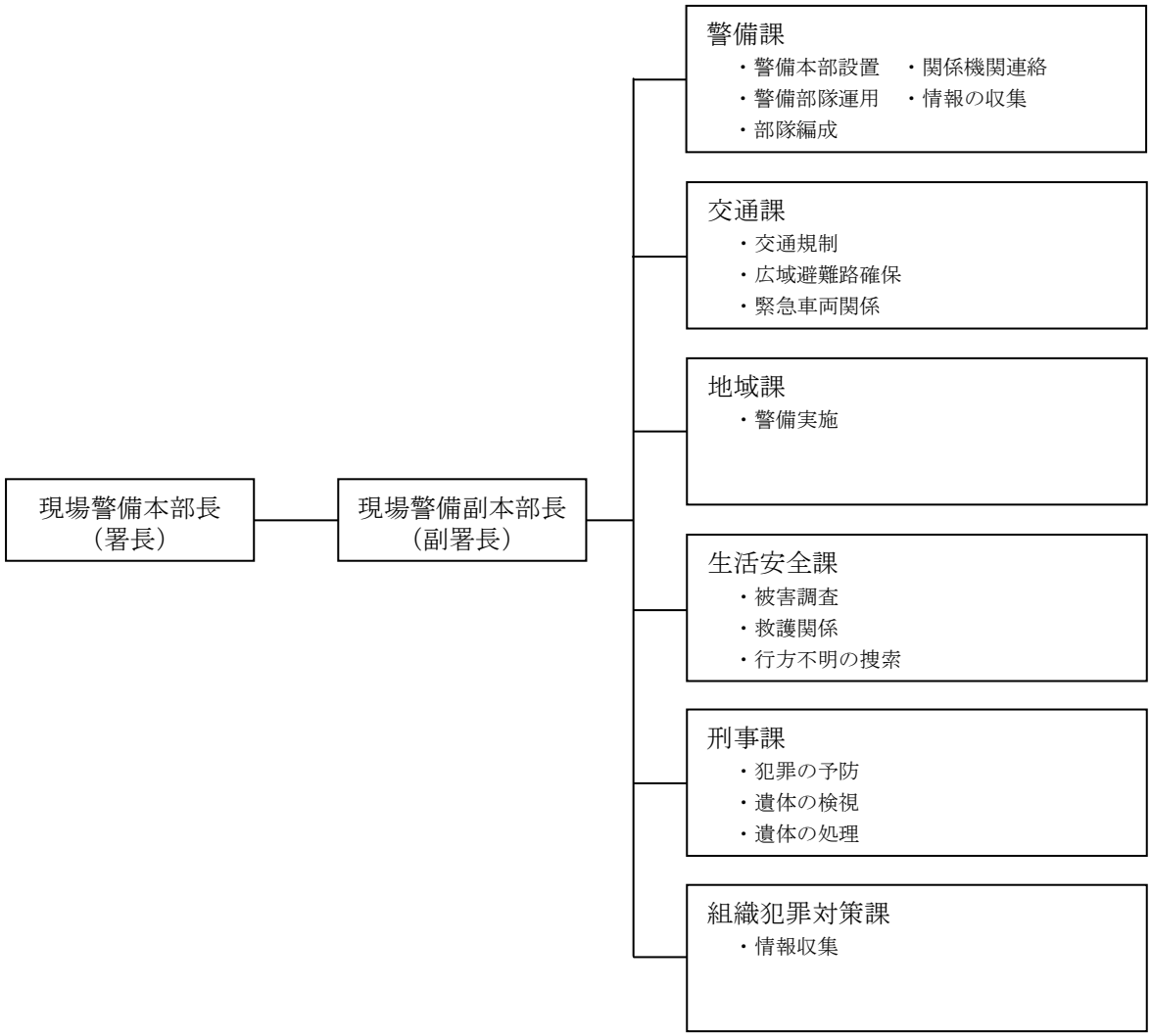
建物倒壊、火災、津波等により発生する被害の拡大防止のため、次の警備活動等を行う。

- 被害実態の把握及び各種情報の収集
- 交通規制
- 被災者の救出救助及び避難誘導
- 行方不明者の捜索及び調査
- 遺体の調査等及び検視
- 公共の安全と秩序の維持

b　警備態勢

(a)　現場警備本部の設置

災害が発生した場合には、それぞれの警察署管内に現場警備本部を次のとおり設置して、指揮態勢を確立する。




(b)　**警備要員の措置**

災害の発生を知った警備要員は（事後参集者を含む。）自動的、あるいは命令によって所定の任務に従事する。

c　**部隊の配備運用**

所定の計画に基づき、必要な警備部隊を配備し被害実態の把握、交通規制、避難誘導、救出救護等の措置をとる。

**イ　防災機関の活動体制**

- 地震による災害が発生した場合、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関は所管に係る災害応急対策を実施するとともに、都及び区が実施する応急対策が円滑に行われるよう、その業務について協力する。
- 指定地方行政機関等は上記の責務を遂行するため必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配置及び服務の基準を定める。

## 第3節　応援協力・派遣要請

災害が発生した場合、各関係防災機関は、あらかじめ定めた所掌事務、又は業務に従って、応急対策を実施するが、災害の状況により、区の関係防災機関のみでは対応が困難な場合、被災していない他自治体や民間の協力を得て、災害対策に万全を期す必要がある。

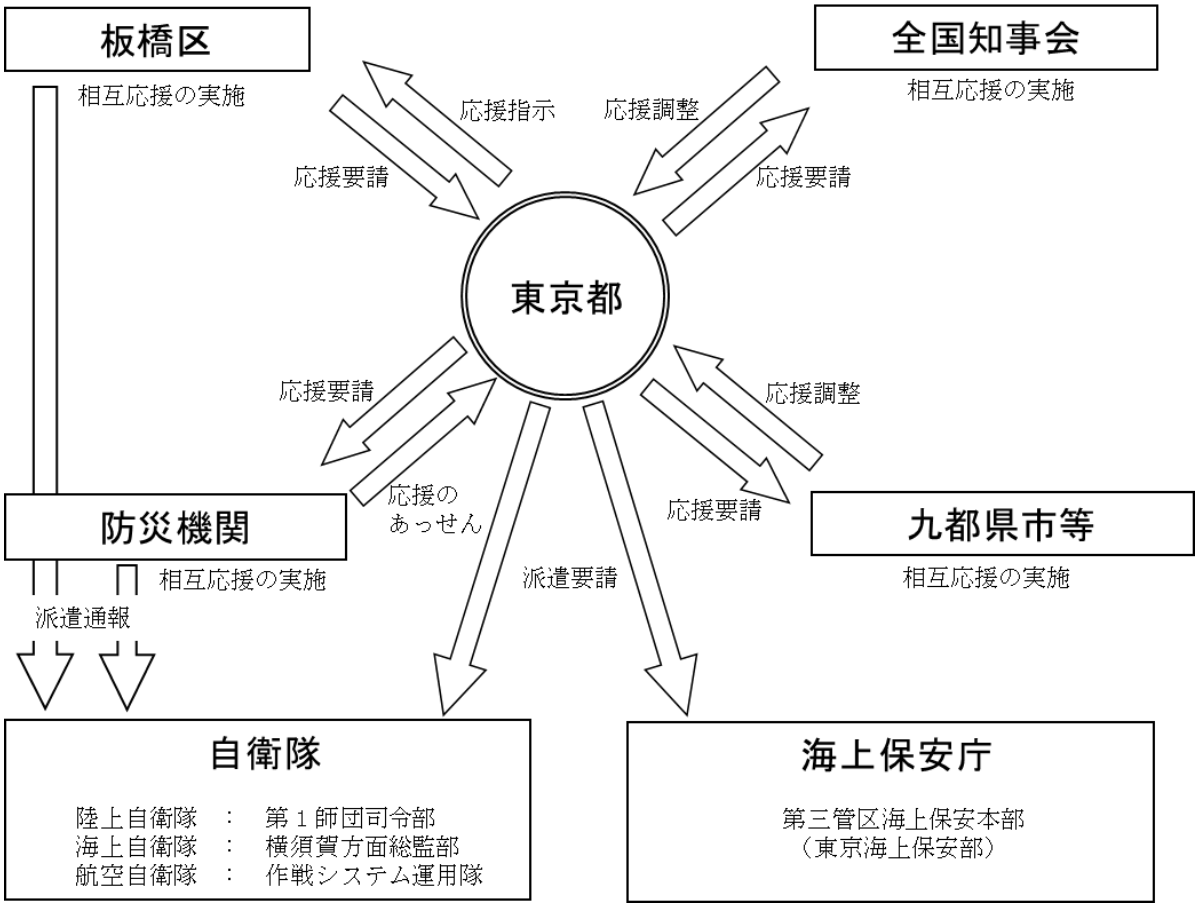
このため、応援や受援体制についてのマニュアル等を整備したり、自治体及び民間団体等と応援・協力に関する協定をあらかじめ締結するなどして、応援態勢を確立する。また、区は、民間団体が災害時に実効性のある防災行動がとれるよう、関係部署が連携して協定災項目等の協議等を進める。

### (1) 対策内容と役割分担

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| **区** | **● 知事に応援又は応援のあっ旋を求める**<br>**● 区市町村間相互の応援協力について実施**<br>**● 区の区域内の応援協力について実施**<br>**● 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、区長が応急措置を実施するため必要があると認めた場合、都知事に対して自衛隊への災害派遣を要請**<br>**● いとまがない場合は、直接関係部隊へ通報し、速やかに知事に通知** |
| 自衛隊 | ● 部隊を派遣した場合は、知事に派遣部隊の指揮官の官職・氏名その他必要事項を通知<br>（派遣部隊の派遣要請・活動内容は、（３）の「カ　自衛隊への災害派遣要請」参照） |
| 防災関係機関 | ● 知事に応援又は応援のあっ旋を求める。<br>● 防災機関相互の応援協力について実施<br>● 災害派遣の対象となる事態が発生し、自衛隊の災害派遣を依頼しようとする時は、知事に対して依頼<br>● いとまがない場合は、直接関係部隊へ通報し、速やかに所定の手続を行う。 |
| 都本部（都総務局） | ● 他の区市町村に対し応援すべきことを指示し、又は防災関係機関の応援をあっ旋<br>● 他の地方公共団体・全国知事会・九都県市との応援協力について実施<br>● 地震により災害が発生し人命若しくは財産の保護のために必要があると認めた場合、又は区市町村から災害派遣要請の要求があった場合は、自衛隊に対して災害派遣を要請 |

(2) 業務手順

【応援協力・派遣要請のフロー】




(3) 詳細な取組内容

ア　都、区市町村間の応援協力

（ア）　都との連携

a　本区への協力要請

■　区

- 本区が被災した場合、区長は、知事に応援又は応援のあっ旋を求めるなどして災害対策に万全を期する。
- 区は、自らが行う災害マネジメントについて支援が必要な場合、応急対策職員派遣制度に基づき、都を通じて、総務省に対し、災害マネジメント総括支援等で編成される総括支援チームの派遣を要請することができる。
- 本区が被災し、区長が知事に応援又は応援のあっ旋を求める場合、都本部に対し、次に掲げる事項についてまず口頭又は電話等をもって要請し、後日文書により改めて処理する。
  - 災害の状況及び応援を求める理由（災害の情況及びあっ旋を求める

場合はその理由）

- 応援を希望する機関名
- 応援を希望する人員、物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- 応援を必要とする場所、期間
- 応援を必要とする活動内容
- その他必要な事項

b　知事による調整等

■　都

- 知事は、災害を受けた区市町村から応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された場合、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない。
- 知事は、災害を受けた区市町村が応急対策を円滑に実施できるようにするため、他の区市町村に対し応援すべきことを指示し、又は防災機関の応援をあっ旋する。

c　他の区又は指定公共機関への協力

■　区

都から他の区又は指定公共機関に協力することを依頼されたときは、自らの応急措置に支障のない限り、協力する。

（イ）　協定自治体等との連携

■　区

a　本区への協力要請

区は、災害時における協定書等に基づき、協定締結先の友好自治体に協力を求める。

b　協定自治体等への協力

区は、災害時における相互援助協定自治体及び他の自治体において災害が発生した場合、協定等に基づき被災自治体の支援及び救援活動等を実施するが、被災自治体に対する災害支援態勢について、整備を図る必要がある。

災害時には、区及び災害ボランティアは、被災自治体に対して、次の態勢で協力する。

(a)　区

区は、おおむね、次の事項について対外的な支援を行う。

1)　災害見舞金に関すること。
2)　災害支援物資に関すること。
3)　職員の派遣に関すること。
4)　災害支援物資等の運搬に関すること。
5)　その他、災害支援に関すること。

(b)　災害ボランティア

- 災害ボランティアの対外的支援は、あくまで災害ボランティアの自主性、主体性を尊重する。

- 区は、災害ボランティアの支援規模、支援内容等について、被災自治体との連絡調整を行い、被災自治体に対する区及び災害ボランティアの対外的支援態勢の整合性を図るように努める。

（ウ）　特別区間における協定

**■　区**

発災時に、迅速に支援態勢を確立するため、支援区間で協議することなく、以下に従って、支援区のうち一区を本部設置区とする。

a　本部設置区は、次の順位に従って決定する。
(a)　第１順位区長会会長区
(b)　第２順位区長会副会長区のうち、23 区行政順位が先の区
(c)　第３順位区長会副会長区のうち、23 区行政順位が後の区

b　支援区の中に第１順位から第３順位までの該当区がなかった場合は、次の順により本部設置区を決定する。
(a)　支援区の中から、区長会幹事区で、行政ブロック順が先の区
(b)　(a)による該当区がなかった場合、支援区の中から、行政順が先の区

**イ　防災関係機関等の応援協力**

**■　各防災関係機関**

- 防災関係機関の長又は代表者は、都に対し災害応急対策の実施を要請しもしくは応援を求めようとするとき、又は区もしくは他の防災関係機関等の応援のあっ旋を依頼しようとするときは、都総務局（総合防災部防災対策課）に対し、次に掲げる事項についてまず口頭又は電話等をもって要請し、後日文書により改めて処理する。
  - 災害の状況及び応援を求める理由（災害の情況及びあっ旋を求める場合はその理由）
  - 応援を希望する機関名
  - 応援を希望する人員、物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
  - 応援を必要とする場所、期間
  - 応援を必要とする活動内容
  - その他必要な事項
- 各機関は、他の機関から応援を求められた場合は、自らの災害応急対策の実施に支障のない限り、協力又は便宜を供与する。
  - 各機関の協力業務の内容は、第２部第１章に定める範囲とし、協力方法は各計画に定めるところによる。
  - 各機関相互の協力が円滑に行われるよう、必要に応じ事前に協議を整える。
  - 都総務局は、各機関の間にあって相互協力のあっ旋をする。

**■　東京電力グループ（大塚支社）**

- 東京電力グループは、非常災害対策用資機材の備蓄を効率的に行うとともに、災害時の不足資機材の調達を迅速、容易にするため、復旧用資材の規格の統一を電力会社間で進めるほか、電力広域的運営推進機関の「防災業務計画」に基づき、

他業者と非常災害対策用資機材の相互融通体制を整えている。

- 東京電力パワーグリッド株式会社は、各電力会社と締結した「全国融通電力需給契約」、隣接する各電力会社と締結した「二社融通電力受給契約」及び電力広域的運営推進機関の指示に基づき、緊急災害時においても電力の融通ができるよう取り決めている。

### ウ　公共的団体及び住民防災組織等との協力

**■　区、公共的団体、住民防災組織**

- 区は、区域内における公共的団体（日赤奉仕団、医師会、歯科医師会、薬剤師会、農業協同組合、商工会議所、青年団、婦人会、母の会等）の防災に関する組織の充実を図るとともに、相互の連絡を密にし、その機能を震災時に十分発揮できるよう態勢を整備する。
- 区は、町会や自治会などを主体に結成された地域の防災活動を担う組織である防災市民組織、事業所の防災組織に対しても、組織の充実、連帯協力の強化を図る。
- 区は、災害時における応急活動を能率的に処理するため、これらの団体に対して、防災態勢をあらかじめ確立しておくよう依頼し、広く防災についての積極的な協力態勢の確立に努める。
- これらの団体の協力事業内容としては、次のようなものが考えられる。
  - 異常現象、災害危険箇所発見等の場合に区その他の関係機関に連絡すること。
  - 災害に関する予警報その他情報を地域住民に伝達すること。
  - 災害時における広聴広報活動に協力すること。
  - 災害時における出火防止及び初期消火に関し協力すること。
  - 避難誘導、避難所内被災者の救助業務に関すること。
  - 被災者に対する炊き出し、支援物資の配分等に協力すること。
  - 被害状況の調査に協力すること。
  - 被災区域内の秩序維持に協力すること。
  - 罹災証明書交付事務に協力すること。
  - その他災害応急対策業務に協力すること。

### エ　民間団体との応援協力

**■　区、関係防災機関**

●区並びに関係防災機関は、その所掌事務に関係する民間団体等に対し、災害時における協定書等に基づき、積極的協力が得られるよう協力体制の確立に努める。

### オ　各機関の経費負担

**■　区**

国から区に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法並びに他府県、他市町村から区に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は、所定の方法による（災害対策基本法施行令第 18 条）。

### カ　自衛隊への災害派遣要請

**■　区**

（ア）　災害派遣の範囲

区長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人命、又は財産の保護のため、必要があると認める場合には、都知事に対し、自衛隊の派遣要請に係る要求を行うものとする。

（イ）　災害派遣要請

a　災害派遣の対象となる事態が発生し、区長が自衛隊の災害派遣を依頼しようとするときは、下記の事項を明らかにし、都総務局（総合防災部防災対策課）に依頼するものとする。

(a)　災害の状況及び派遣を要請する理由

(b)　派遣を希望する期間

(c)　派遣を希望する区域及び活動内容

(d)　その他参考となるべき事項

b　区長は、通信等の途絶等により都知事に対する災害派遣要請に係る要求ができない場合は、その旨及び災害の状況を、直接関係する部隊に通知し、事後、所定の手続を速やかに行うものとする。ただし、災害が発生し、自衛隊の災害派遣に関わる要請ができないときは、災害派遣に関する訓令に基づき、自衛隊は災害救援活動を展開することができる。

〈緊急の場合の連絡先〉

| 部隊名等（駐屯地・基地名） | | 緊急連絡責任者 | |
|---|---|---|---|
| | | 時間内 | 時間外 |
| 陸上自衛隊 | 第１師団司令部（練　馬） | 第３部長又は同部防衛班長<br>3933-1161 | 司令部当直長<br>3933-1161 |
| | 第１普通科連隊（練　馬） | 第３科長又は運用訓練幹部<br>3933-1161 | 部隊当直司令<br>3933-1161 |
| 海上自衛隊 | 横須賀地方総監部（横須賀） | 第３幕僚室長<br>又は国民保護・防災主任<br>046-822-3522 | オペレーション当直幕僚<br>046-823-1009 |
| | 自衛艦隊司令部（横須賀） | 作戦幕僚<br>046-861-8281 | オペレーション当直幕僚<br>046-861-8286 |
| | 第21航空群司令部（館　山） | 運用幕僚<br>0470-22-3191 | 群当直士官<br>0470-22-3191 |
| 航空自衛隊 | 作戦システム運用隊本部（横　田） | 企画科長又は防衛班長<br>042-553-6611 | 防空指揮群当直幹部<br>042-553-6611 |

（ウ）　災害派遣部隊の受入態勢等

a　他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

自衛隊の活動が他機関と競合重複しないよう重点的・的確・効率的な作業分担となるよう配慮するものとする。

b　作業計画及び資器材の準備

自衛隊の応急救護活動に関して、先行性のある作業計画を樹立するとともに、必要な資器材をあらかじめ準備し、施設の使用に際しては管理者の了解をあらかじめ取りつけておくものとする。

c　宿舎

| 施設名 | 所在地 | 収容可能人員 | 炊飯施設有無 | 使用条件 |
|---|---|---|---|---|
| 植村記念加賀スポーツセンター | 加賀 1-10 | 200 人 | 無 | 区災対本部の指示による。 |
| 教育科学館 | 常盤台 4-14 | 100 人 | 〃 | |

d　ヘリコプター発着可能地点

| 名称 | 所在地 | 発着展開面（m） | 着陸可能機種 |
|---|---|---|---|
| 区立小豆沢野球場 | 小豆沢 3-8 | 80×100 | 中型 |
| 区立東板橋公園運動場 | 板橋 3-50 | 半径 75 の 1/4 円 | 中型 |
| 荒川戸田橋緑地 | 舟渡 2.3.4 | 570×250 | 大型 |

※　小豆沢野球場は、災害時臨時離着陸場。

※　東板橋公園運動場は、医療機関近接ヘリコプター緊急離着陸場。

（エ）　経費負担区分

自衛隊の救援活動に要した下記に掲げる経費は、原則として派遣を受けた機関が負担するものとし、２以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係機関が協議して定める。

a　派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材（自衛隊装備品を除く。）等の購入費、借上料及び修繕費

b　派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料

c　派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費・電話料等

d　派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた（自衛隊装備品を除く。）損害の補償

e　その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義がある場合は、自衛隊と派遣を受けた機関が協議するものとする。

（オ）　災害派遣部隊の活動内容

■　自衛隊（災害派遣部隊）

| 区分 | 活動内容 |
|---|---|
| 被害状況の把握 | 車両、航空機等の手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。 |
| 避難の援助 | 避難指示等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で、必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。 |
| 被災者等の捜索救助 | 安否不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。 |
| 道路又は水路の啓開 | 道路若しくは水路が損壊し、又は障害がある場合は、それらの啓開、又は除去にあたる。 |
| 応急医療、救護及び防疫 | 被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う。<br>（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用） |
| 人員及び物資の緊急輸送 | 緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び支援物資の緊急輸送を実施する。<br>この場合において、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。 |
| 被災者生活支援 | 被災者に対し、給食、給水、入浴支援等の支援を実施する。 |

| 区分 | 活動内容 |
|---|---|
| 支援物資の無償貸付又は譲与 | 「防衛庁の管理に属する物品の無償及び譲与等に関する総理府令」（昭和 33 年総理府令第１号）に基づき、被災者に対し、支援物資を無償貸付、又は譲与する。 |
| 危険物の保安及び除去 | 能力上可能なものについて火薬類、爆発物及び有毒ガス等危険物の保安措置及び除去を実施する。 |
| その他臨機の措置等 | （１）　その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。<br>（２）　災害対策基本法第 63 条第３項、第 64 条第８項から第 10 項及び第 65 条第３項に基づき、区長、区長の職権を行うことができる者、警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊は区長に代わって警戒区域の設定等の必要な措置をとる。 |

## 第4節　応急活動拠点の調整

### (1) 対策内容と役割分担

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| **区** | ● **オープンスペースの使用調整に協力・連携** |
| 都本部 | ● オープンスペースや航空機の使用について、必要に応じて、総合的に調整 |

### (2) 業務手順

区は、都が実施するオープンスペースの使用調整に協力・連携する。また、区内の大規模救出救助拠点等（都立城北中央公園一帯等）は応急活動拠点、後方支援拠点として、災害対策活動の継続を調整する。

＜都が実施する取組＞
- 地震が発生したとき、応急活動を効果的に実施するために、応急対策上重要な役割を果たすオープンスペースや航空機の使用について、必要に応じて、都本部で総合的に調整する。
- 都本部は、地震発生後、オープンスペースの被害状況、使用の可否について、都各局、区市町村、関係機関等から情報収集し、その状況について継続的に把握する。
- 都各局及び区市町村は、オープンスペースの利用要望を都本部に提出する。
- 都本部は、都各局及び区市町村の利用要望と、自衛隊、他県等の警察・消防の応援部隊の使用見込との調整を行う。
- オープンスペースを使用する機関は、使用状況を定期的に都本部へ報告する。
- 都本部は、報告に基づき、時系列に応じたオープンスペースの有効活用を図る。
- 都本部は、航空機使用について東京航空局等と連携・協力し、次の調整を行う。
  - 離発着場の指定
  - 応急対策に使用する航空機の需給調整

# 第2章　区民と地域の応急対策

## 第1節　自助による応急対策の実施

### (1) 区民自身による応急対策

- 災害時には、まず自身と家族の身を守り、次に出火を防止する。
- 災害情報、避難情報の収集を行い、避難所においては自ら活動する。
- 地震発生後数日間は、水道・ガス・電気・電話等ライフラインをはじめ、食糧の供給が途絶える可能性が高いため、当面は、あらかじめ各家庭で準備しておいた食料・水・生活必需品を活用する。

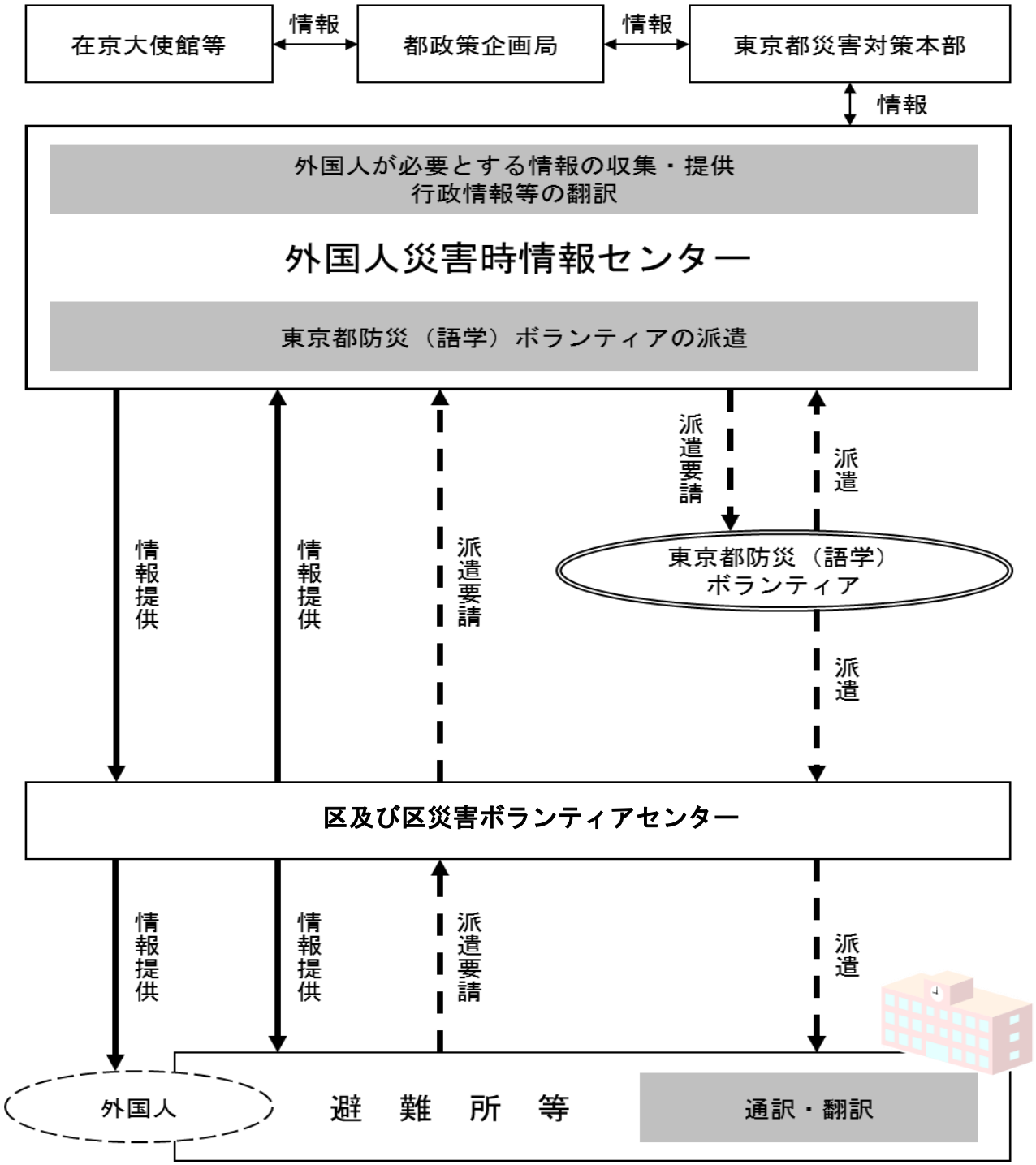
### (2) 外国人の情報収集等に係るサポート

#### ア　対策内容と役割分担

各機関は、在住外国人及び外国人旅行者に対し、必要とする情報の収集・提供を円滑に行う。

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| **区** | ● **在住外国人への情報提供**<br>● **外国人災害時情報センターとの情報交換**<br>● **区の国際交流協会等との連携** |
| 都総務局 | ● 東京都防災ホームページ、東京都防災アプリを介して、多言語等での災害情報の発信等を行う。<br>● 東京都等が保有するデジタルサイネージにおいて、災害時に多言語での発信を行う。 |
| 都生活文化スポーツ局 | ● 外国人災害時情報センターの業務の実施<br>● 災害時の被災外国人への対応として、都庁に外国人災害時情報センターを設置し、（公財）東京都つながり創生財団と連携して、次の業務を実施<br>●・外国人が必要とする情報の収集・整理・翻訳等<br>●・区市町村等が行う外国人への情報提供に対する支援<br>●・東京都防災（語学）ボランティアシステムを活用し、東京都防災（語学）ボランティアを派遣<br>● （公財）東京都つながり創生財団と連携して、他道府県等の地域国際化協会などから広域支援の受入れ等を実施 |
| 都政策企画局 | ● 大使館、外国機関、海外からの支援組織との連絡 |
| 都産業労働局 | ● 外国人旅行者に対する情報提供への協力<br>● ・東京観光情報センター、都が設置・提供するデジタルサイネージや無料Ｗｉ-Ｆｉサービス、東京の観光公式サイト「ＧＯ　ＴＯＫＹＯ」等を活用した情報提供 |
| 観光関連事業者等 | ● 各施設等を利用する外国人旅行者の案内、誘導、情報提供 |

イ　業務手順


在京大使館等
情報
都政策企画局
情報
東京都災害対策本部
情報
外国人が必要とする情報の収集・提供
行政情報等の翻訳
外国人災害時情報センター
東京都防災（語学）ボランティアの派遣
情報提供
情報提供
派遣要請
派遣要請
派遣
東京都防災（語学）
ボランティア
派遣
区及び区災害ボランティアセンター
情報提供
情報提供
派遣要請
派遣
外国人
避　難　所　等
通訳・翻訳

## 第2節　地域による応急対策の実施

### (1) 対策内容と役割分担

消防団及び住民防災組織や事業所等は、自らの身の安全を図るとともに、地域防災力の中核である消防団と連携し、発災初期における初期消火、救出救助、応急救護活動等を実施する。

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| 住民防災組織<br>町会・自治会等 | ● 近隣での助け合い（出火防止、初期消火、救助等）<br>● 安否や被害についての情報収集<br>● 初期消火活動<br>● 救出活動<br>● 負傷者の手当・搬送<br>● 区民の避難誘導活動<br>● 避難行動要支援者の避難支援<br>● 避難所運営<br>● 自治体及び関係機関の情報伝達<br>● 炊き出し等の給食・給水活動等 |
| 消防団 | ● 消防隊と連携した消火活動<br>● 地域住民との協働による救助活動、応急救護活動<br>● 災害情報の収集・伝達活動<br>● 区民指導、避難指示の伝達、避難者の安全確保等 |
| 事業所 | ● 事業所相互間の協力体制及び住民防災組織等との連携による消火活動、救護活動等の支援 |

### (2) 詳細な取組内容

**■　住民防災組織**

**ア　住民防災組織等による初期消火活動**

- 火災が発生した場合は、住民防災組織が協力して、スタンドパイプ等を活用した初期消火を実施する。
- なお、地域で行う初期消火活動は、火災の拡大防止を主眼に行い、資器材の能力や市街地の特性を勘案して行う。消防団員や消防隊員が到着後は、その指示に従う。

**イ　救出・救護活動**

- 地域の資器材保管場所や最寄りの消防署等にある簡易救助資器材を活用する。
- 倒壊建物等の二次災害の防止を図り、負傷者の救出を実施し、負傷者に対し、応急救護を実施するとともに、医療救護所又は緊急医療救護所への搬送を実施する。
- また、要配慮者のうち避難行動要支援者名簿掲載者については、名簿をもとに安否確認を行うとともに、消防団等と連携して、避難誘導や救出・救護を行う。

**ウ　避難所運営支援**

- 区や避難所運営の主体となる地域住民、避難所施設教職員等と連携し、住民防災組織リーダーや町会・自治会等の役員を中心に、女性や子どものほか、高齢者、障害者、外国人など要配慮者等の視点を踏まえた避難所運営支援を行う。

## 第3節　マンション防災における応急対策の実施

### ■　マンション管理組合等

(1)　対策内容と役割分担

マンション管理組合等は、本章第２節の「地域による応急対策の実施」に掲げる対策のほか、次のとおり応急対策を実施する。

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| 管理組合・マンションに係る自治会・自主防災組織等 | ● マンション居住者の安否確認<br>● マンション共有の資器材を用いた救出活動支援<br>● 集会室等を利用した避難所運営<br>● 建物被害調査と二次被害防止<br>● ライフライン復旧状況の確認<br>● 在宅避難継続のためのマンション居住者への支援<br>● マンションの復旧に向けた調査、診断、居住者への説明、合意形成への支援、工事等の手配 |

## 第4節　消防団による応急対策の実施

### ■　消防団

- 発災と同時に付近の区民に対して出火防止と初期消火の呼びかけを行う。
- 災害の初期対応を行うとともに、消防活動上必要な情報や被災状況の情報収集を行い、携帯無線機等を活用し、消防団本部等に伝達する。
- 同時多発火災の拡大防止を図るため、消防署隊との連携を一層強化し、分団受持区域内の建物等の消火活動及び避難道路防護活動を消防団独自に、又は消防署隊と連携して行う。
- 所轄消防署（所）の消火活動等の応援をするとともに、活動障害排除する等の活動を行う。
- 救助器具等を活用し、地域住民との協働による救出活動を行うとともに、負傷者に対する応急措置を行い、安全な場所へ搬送を行う。
- 避難のための指示が出された場合は、これを地域住民に伝達すると同時に、関係機関と連絡をとりながら、地域住民の避難誘導、避難者の安全確保及び避難場所の防護活動を行う。

# 第5節　事業所による応急対策の実施

## ■　事業所

- 来訪者や従業員等の安全を確保し、救助活動、救護活動を行う。
- 出火防止措置を速やかに実施する。
- 火災が発生した場合には安全確保した上で初期消火を実施する。
- 正確な情報を収集し、来所者や従業員等に伝達する。
- 施設の安全を確認した上で、従業員の一斉帰宅を抑制する。
- 事業所での災害対策完了後、地域の消火活動、救助活動、救護活動を実施する。
- 重要業務を継続し社会的使命を果たすとともに、応急対策後は早期に事業を復旧させ、地域住民の生活安定化に寄与する。

## 第6節　ボランティアとの連携

### (1) 対策内容と役割分担

区・社会福祉協議会・いたばし総合ボランティアセンターが協働で、区災害ボランティアセンターを設置し、都及び関係機関等と連携して、一般ボランティアが被災地のニーズに即した円滑な活動ができるよう支援する。

なお、都から事務の委任を受けた場合、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置・運営する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費のうち災害救助法で定められた一部経費を国庫負担の対象とすることができる。

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| **区** | **● いたばし総合ボランティアセンター・区社会福祉協議会等との協働による区災害ボランティアセンターの設置**<br>**● ボランティア活動支援に当たっては、地域に精通した区災害ボランティアセンターが中心となり、必要な情報や資器材等の提供等、活動環境を整備し、ボランティア等を直接的に支援**<br>**● 区社会福祉協議会は全国社会福祉協議会など福祉関係組織との調整窓口となり、ボランティアセンターの運営に協力** |
| 警視庁<br>第十方面本部<br>各警察署 | ● 交通規制支援ボランティアへの支援要請 |
| 都生活文化スポーツ局 | ● 東京ボランティア・市民活動センターと協働で東京都災害ボランティアセンターを設置し、女性や子どものほか、高齢者、障害者、外国人など要配慮者等の視点も踏まえながら、区市町村災害ボランティアセンターや市民活動団体等に対して支援を実施<br>● 都内外の被災状況の情報収集<br>● 国・道府県・区市町村等との連絡調整<br>● ボランティアの受入れ状況等の情報提供<br>● 区市町村災害ボランティアセンター・市民活動団体等との連携体制の構築 |
| 東京消防庁<br>第十消防方面本部<br>各消防署 | ● 東京消防庁災害時支援ボランティア受入本部の設置<br>● 東京消防庁災害時支援ボランティアへの活動要請 |
| 東京ボランティア・市民活動センター | ● 都と協働で東京都災害ボランティアセンターを設置、市民活動団体と協働で東京都災害ボランティアセンターを運営し、区市町村災害ボランティアセンターや市民活動団体等を支援<br>● 災害ボランティアコーディネーターの区市町村災害ボランティアセンターへの派遣<br>● 区市町村災害ボランティアセンターの設置・運営支援<br>● 被災区市町村のボランティアニーズ等の収集及びボランティアの受入れ状況等の情報提供<br>● 資器材やボランティア等の区市町村間の需給調整<br>● ボランティア支援団体の全国的なネットワーク組織との連携 |
| いたばし総合ボランティアセンター | ● 区・区社会福祉協議会等と協働し、区災害ボランティアセンターの設置・運営 |

【主な災害ボランティアの活動内容】

| ボランティア名 | 出動要件及び活動内容 |
|---|---|
| 防災（語学）ボランティア | 外国人災害時情報センターからの要請を受け、都の災害情報の翻訳や被災者臨時相談窓口における外国人からの問い合わせ対応、区が設置する避難所等での通訳・翻訳を実施し、被災外国人等を支援 |
| 応急危険度判定員 | 区からの協力依頼を受け、余震等による建築物の倒壊などの二次災害を防止するため、地震発生後できるだけ早く、かつ短時間で建築物の被災状況を調査し、その建築物の当面の使用の可否を判定 |
| 被災宅地危険度判定士 | 都都市整備局からの協力依頼を受け、地震等による宅地への被害の発生状況を把握し、危険度判定を実施 |
| 建設防災ボランティア | 震度５強以下の地震発生時には都建設局からの出動要請を受け、また、震度６弱以上の地震発生時には自主的に、それぞれ出動し、建設局所管施設の被災状況の点検業務支援及び都立公園等避難場所における建設局所管施設の管理業務支援等を実施 |
| 交通規制支援ボランティア | 警察署長からの要請を受け、警察官に協力し、交通の整理誘導、交通広報並びに交通規制用装備資器（機）材の搬送及び設置等を実施 |
| 東京消防庁災害時支援ボランティア | 東京消防庁管内における震度６弱以上の地震発生時に、あらかじめ登録した消防署に自主的に参集し、消防署内での後方支援活動、応急救護活動などを実施 |

【一般ボランティアと専門ボランティアの違い】

| | 一般ボランティア | 専門ボランティア |
|---|---|---|
| 定義 | 専門的な知識や経験を必要としない被災者支援活動を行うボランティア | 専門的な知識及び技術を必要とする災害救援活動にあたるボランティア |
| 活動内容例 | 被災状況把握・情報連絡、給水等避難所での被災者支援、救援物資の整理・輸送、ボランティアの受入等のコーディネート、被災動物の保護・環境管理、その他軽作業等 | 被災者に対するカウンセリングや相談活動、外国語の翻訳や通訳、視覚障がい者支援ボランティア等による災害時要援護者対応、医療活動や応急救護活動・救急活動の支援、応急危険度判定 |
| 対象者・職種 | 一般区民等 | 医療従事者、応急危険度判定員、外国語通訳者、ホームヘルパー、社会福祉士等 |
| 受入窓口 | いたばし災害ボランティアセンター | 災対各部 |

### (2) 詳細な取組内容

#### ア　ボランティア受け入れ体制の整備

##### （ア）　計画方針

大災害時における災害ボランティアの活動は、発災直後の初期消火や救出・救護に始まり、建築物の応急危険度判定や避難所運営の支援、支援物資の配布、情報収集・伝達、交通案内、更には、被災者個人に関わるケア等、多種多様であり、区民生活全般にわたって活動することになる。

特に地震災害の場合は、専門技術的なボランティアと一般的なボランティアとを効率的、有機的に活用する必要がある。そのためにも区災害対策本部との連携、

日本赤十字社及び板橋区社会福祉協議会との連携をとり災害ボランティアのネットワーク化を図る。また、区内大学との連携により、大学生のボランティア受け入れを積極的に行う。

また、災害応急対策において長期化する場合も予測されるため、災害ボランティアの後方支援態勢づくりも必要となるので近隣区市との連携が図れるようにする。

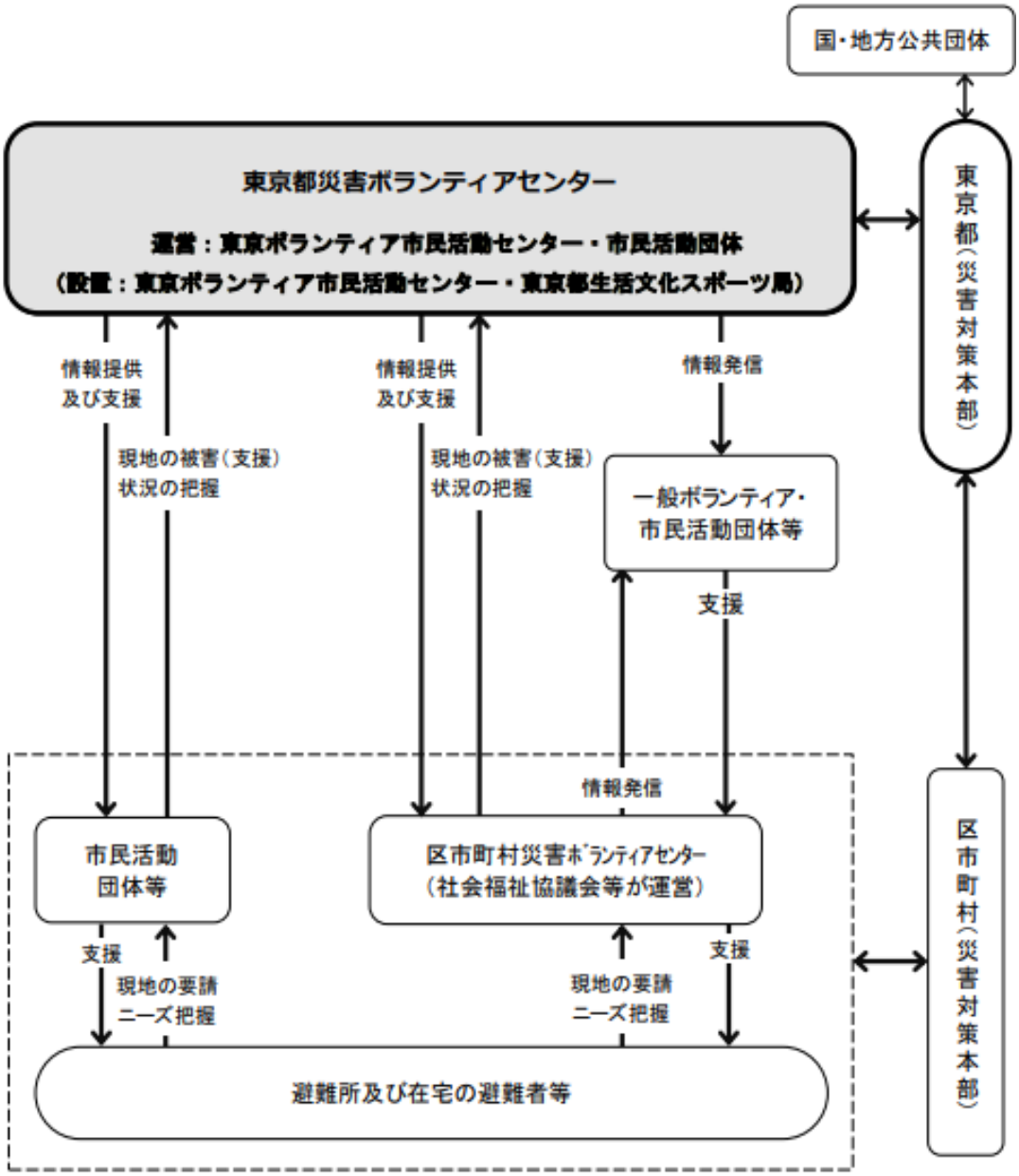
### （イ）　災害ボランティアセンターの設置及び運営

区は、災害が発生した場合、災害ボランティアの活動拠点となる災害ボランティアセンターを開設し、その場所を提供し、活動に必要な資器材を貸与する。

また、被災状況に応じ、災害ボランティアセンターの設置場所を検討する。（複数か所での設置、被災箇所付近への設置等を検討）

| 事項 | 内容 | |
|---|---|---|
| 設置場所 | 災害ボランティアセンター | 小豆沢体育館<br>（小豆沢 3－1－1） |
| 貸与資器材等 | 災害時に、電話、無線、ＦＡＸ、複写機等の通信手段及び情報収集機能並びにその他、活動に必要な資器材等を貸与する | |
| 運営方法 | 災害ボランティアセンターの運営については、災害ボランティアの自主性や主体性を尊重し、円滑な災害ボランティア活動の総括ができるよう、おおむね、次の内容とする。<br>a　運営内容<br>(a) 板橋区災害対策本部との連絡調整<br>(b) 日本赤十字社及び板橋区社会福祉協議会等のボランティア関係機関との連絡調整<br>(c) 区内外のボランティア団体等との連絡調整<br>(d) 災害ボランティア活動の総括<br>(e) 災害ボランティアセンター運営マニュアルによる運営<br>b　活動内容<br>災害ボランティアが円滑に活動できるようボランティアの初動態勢の確立を図るため、おおむね、次の班をもって編成し、対応する。<br>(a) 事務処理班（募集、受付、広報、給食、宿泊等の庶務）<br>(b) 支援物資管理班（受領、運搬、配分）<br>(c) 情報管理班（アマチュア無線等）<br>(d) 交通管理班（道路案内）<br>(e) 避難所管理班<br>(f) 生活支援班（見守り・生活サポート）<br>c　宿泊場所及び活動拠点の提供<br>(a) 小豆沢野球場、小豆沢二丁目集会所、グリーンカレッジホールなど、小豆沢体育館近郊の区施設をボランティアの宿泊場所として提供する。<br>(b) 建築物応急危険度判定は、判定支部を設置する地域センター等とする。 | |

イ　一般ボランティアとの連携体制



# 第3章　情報の収集・伝達

## 第1節　防災機関相互の情報通信連絡体制（警報及び注意報などの第一報）

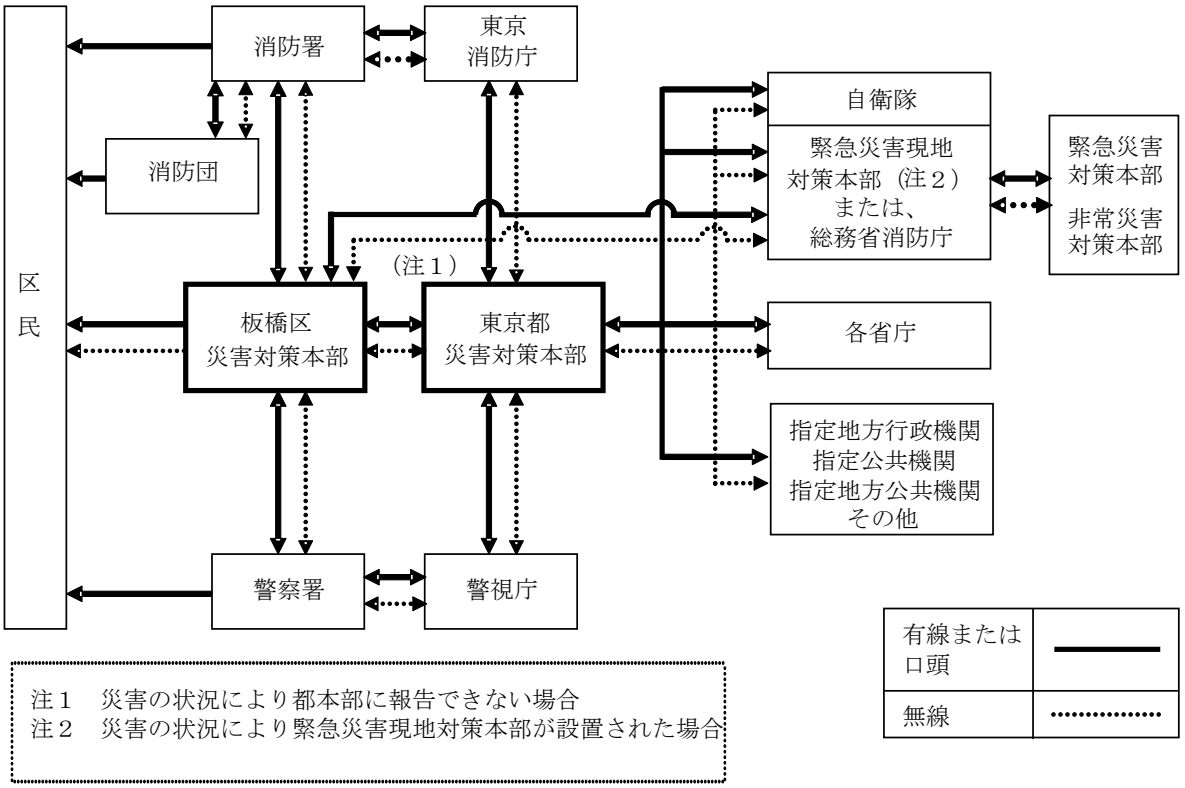
### (1) 対策内容と役割分担

警報及び注意報の発表・伝達を行う。

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| **区** | ● **災害が発生するおそれのある異常な現象についての通報**<br>● **災害原因に関する重要な情報についての周知**<br>● **津波警報及び注意報についての伝達・周知** |
| 警視庁<br>第十方面本部<br>各警察署 | ● 警察署長は、異常現象を認知したとき、又は異常現象を発見した者から通報を受けたときは、区に通報 |
| ＮＴＴ東日本<br>東京北支店 | ● 各種警報の通報<br>● 警報の優先取扱い |
| 各放送機関 | ● 災害に関する警報等の周知 |
| 都総務局 | ● 災害原因に関する重要な情報について、気象庁、都各局、区市町村及びその他関係機関から通報を受けたとき、又は自ら収集するなどして知ったときは、関係のある都各局、区市町村、防災機関等に通報<br>● 津波警報及び注意報について、気象庁から通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、関係のある都各局及び区市町村に通知 |
| 都各局 | ● 災害原因に関する情報について、都総務局に通報<br>● 都総務局その他関係機関から通報を受けた重要な情報、警報及び注意報については、所属機関に通報 |
| 東京消防庁<br>第十消防方面本部<br>各消防署 | ● 都総務局からの通報に基づき、消防署等に一斉通報し、各消防署等は、都民に周知<br>● 地震に起因する水防に関する情報を各消防署等から収集し、これを都総務局及びその他の関係機関に通報するとともに、区民に周知 |
| 第三管区<br>海上保安本部<br>（東京海上保安部） | ● 津波警報等及び災害に関する情報の伝達・周知 |
| 東京管区気象台 | ● 緊急地震速報、大津波警報・津波警報・注意報、地震及び津波に関する情報の発表<br>● 発表した情報は、東京都等へ提供するとともに、各放送機関等の協力を得て、広く情報提供に努める。<br>● 大津波警報・津波警報・注意報の関係機関への通知 |

(2) 業務手順

ア　情報伝達系統




イ　各機関の対応

| 機関名 | 内容 |
|---|---|
| 区 | １　異常現象の通報<br>区は、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者、又はその発見者から通報を受けた警察官若しくは海上保安官から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは直ちに都及び気象庁に通報する。<br>（１）　地象に関するもの噴火現象、噴火以外の火山性異常現象、群発地震<br>（２）　水象に関するもの異常潮位、異常波浪<br>２　一般的な災害原因に関する情報の通報<br>地象等災害原因に関する重要な情報について、都、又は関係機関から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに区域内の公共的団体その他重要な施設の管理者、区民の自発的な防災組織等及び一般区民等に周知する措置をとる。 |
| 警視庁 | １　異常現象の通報<br>警察署長は、異常現象を認知したとき、又は異常現象を発見した者から通報を受けたときは、直ちに区に通報する。 |
| ＮＴＴ東日本 | １　警報の伝達<br>（１）気象業務法に基づいて気象庁からＮＴＴさいたまメディアウェーブに伝達された各種警報は、区及び関係機関に通報する。<br>（２）津波警報以外の警報の伝達は、電話により区に通報する。<br>（３）津波警報の伝達は、電話により関係機関に通報する。<br>２　警報の取扱い順位等 |

| 機関名 | 内容 |
|---|---|
| | （１）警報はすべての通信に優先して取り扱い、特に津波警報は他の警報に優先して取り扱う。津波警報（“津波なし”、“津波解除”を除く。）は15分、その他の警報は30分以内に通報する。<br>（２）警報の伝達料金は無料とする。 |
| 都 | １　重要な情報の通報<br>都総務局は、地象、水象その他の災害原因に関する重要な情報について、気象庁、都各部局、区市町村その他関係機関から通報を受けたとき、又は自ら収集するなどして知ったときは、直ちに関係のある都各部局、区市町村、防災機関等に通報する。<br>２　注意報及び警報の通報<br>都総務局は、重要な注意報及び警報について、気象庁から通報を受けたとき、又は自らその発令を知ったときは、直ちに関係のある都各部局及び区市町村に通知する。<br>３　都各部局の責務<br>都各部局は、自ら収集した災害原因に関する情報を、直ちに都総務局に通報するとともに、都総務局その他の関係機関から通報を受けた重要な情報、注意報及び警報については直ちに所属機関に通報する。<br>４　緊急時の対応<br>災害が差し迫った場合で、緊急性や危険度が非常に高い場合、通常の連絡手段によるいとまがない場合においては、通常の連絡に加え、区長とのホットラインを活用する。ホットラインは原則として都危機管理監が行う。 |
| 東京消防庁 | 都総務局からの通報に基づき、地震による津波の発生するおそれのあるときは、直ちに消防署、消防団に一斉通報し、消防署、消防団は区民に周知を図る。 |
| 東京管区気象台 | １　緊急地震速報（警報）<br>震度５弱以上の揺れが予想された場合に、震度４以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。なお、震度６弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づける。また、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。<br>２　津波予報、地震情報等の種類<br>気象庁が必要と認めたとき発表する津波予報及び地震情報等の種類は次のとおりである。<br>（１）　津波予報（津波注意報、津波警報）<br>（２）　地震及び津波に関する情報（津波情報、地震情報、各地の震度情報）<br>２　津波予報、地震情報等の通知<br>（１）津波予報を行った場合、専用電話、予警報一斉伝達装置（以下この章において「同報装置」という。）及び加入電信により、関東管区警察局、第三管区海上保安本部、ＮＴＴ虎ノ門センター、日本放送協会、都に通知する。このほか、緊急警報信号の放送（通称緊急警報放送システム：ＥＷＳ）により津波警報の放送を行う放送局に対し通知することとなっている。<br>（２）地震及び津波に関する情報を発表した場合は、同報装置により、都、関係警察機関、報道機関等に伝達する。<br>３　特別警報<br>気象庁は、平成25年８月から、特別警報の運用を開始した。気象に関する警報の種類は大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪の６種類で、台風、低気圧などにより数十年に一度の降雨等が予想される場合に発令される。<br>また、内陸まで影響を及ぶ３メートルを超える大津波のおそれが大きい際には「大津波警報」を、既に運用されている「火山噴火警報」及び震度６弱以上の「緊急地震速報」を特別警報として位置づけた。<br>特別警報が発表されたら、ただちに命を守る行動をとるよう呼びかけている。 |
| その他の防災機関 | その他の防災機関は、都、気象庁、その他関係機関から通報を受けた重要な情報、注意報及び警報については直ちに所属機関に通報する。 |

(3) 詳細な取組内容

■　区

ア　連絡態勢

（ア）　通信窓口の統一

a　各防災機関における窓口

情報の錯そうを避けるため、区及び各防災機関に情報受発の総括者として連絡責任者を置き、窓口の統一を図る。

■参照（別冊「資料編」）
資料震 2.7.5　区及び防災関係機関における通信窓口及び指定電話

b　区における総括窓口

区における総括窓口は、板橋区防災センター（本庁舎南館４階）とする。

（イ）　連絡手段

| 連絡手段 | 用途など |
|---|---|
| 指定電話 | 区災対本部が設置された場合、各部連絡責任者は、指定電話を平常業務のために使用することを制限し、通信連絡を総括する。 |
| 衛星電話 | 区長及び職務代理者との非常通信手段 |
| 板橋区防災行政無線 | |
| デジタル移動通信システム（デジタル 260Mhz 帯） | 主に各拠点間の非常通信手段 |
| 同報系無線システム（デジタル 60Mhz 帯） | ● 区民に対する災害情報の伝達手段<br>● 平成 24 年度にデジタル化。無線放送塔の増設等についても、平成 25 年度以降、計画的に実施。 |
| デジタルＭＣＡ無線システム（デジタル 800Mhz 帯） | 現地情報の収集手段 |
| 東京都防災行政無線 | 都本部に対する情報連絡手段 |
| 板橋消防署の電話機及びファクシミリ装置 | 東京都防災行政無線が途絶した場合の非常通信手段 |
| 職員参集安否確認システム | 職員個人の携帯電話のメール機能を活用し、災害情報の伝達や職員の参集状況を確認する。 |

■参照（別冊「資料編」）
資料震 2.7.1　板橋区防災行政無線系統
資料震 2.7.2　【デジタル同報通信システム】屋外拡声子局設置場所一覧表
資料震 2.7.3　【防災行政無線デジタル移動通信システム（260Mhz）】無線機器設置場所
資料震 2.7.4　デジタルＭＣＡ無線機器設置場所一覧

### イ　連絡事項

| 事項 | 連絡態勢 |
|---|---|
| 災害が発生するおそれのある異常な現象 | 災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者又はその発見者から通報を受けた警察官もしくは海上保安官から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、ただちに都及び気象庁に通報する |
| 災害原因に関する重要な情報 | 災害原因に関する重要な情報について、都又は関係機関から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、ただちに区域内の公共的団体その他重要な施設の管理者、区民の自発的な防災組織及び一般区民等に周知する。 |
| 津波の注意報及び警報 | 津波の注意報及び警報について、都又は NTT 東日本からの通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、ただちに管内の公共的団体その他重要な施設の管理者、区民の自発的な防災組織等に伝達するとともに、警視庁、東京消防庁、都政策企画局等の協力を得て、区民に周知する。 |

### ウ　情報収集

（ア）　区は災害応急対策の第１次機関として、区民及び防災関係機関からの災害情報収集に努めるものとする。

（イ）　災害時には、区民からの連絡・通報のため、NTT 東日本に依頼し、特設公衆電話を設置する。

（ウ）　特別活動員（一時滞在施設班等）からの無線による情報及び区民からの有線による情報は、災対情報統括班が処理する。

（エ）　大規模災害発生直後は、情報収集が困難な状況になることが想定されるため、SNS を活用した情報収集・分析やドローンを活用した災害情報の把握など、多様な情報収集手段を確保する。

（オ）　区は次の事項について重点的に収集する。

・異常現象の発生内容、又は災害発生の原因及び経過
・区内の被害に関する情報
・区が実施した措置状況

（カ）　収集した情報は、統合型 GIS 等に反映させ、活用を図る。

### エ　情報伝達

#### （ア）　都への情報伝達

- 区は、収集した情報を整理のうえ、直ちに都その他の関係防災機関へ伝達する。
- 東京都災害対策本部への情報連絡は、東京都災害情報システム（DIS）により行う。
- 都本部に対する情報連絡は、東京都防災行政無線を使用する。
- 災害の状況により都本部に連絡することができない場合は、国の現地対策本部又は総務省消防庁等に対して直接連絡する。

#### （イ）　職員への情報伝達

- 現地に対する緊急指示は、①防災行政無線、②職員参集安否確認システム、③本部無線の指示により被害地を巡回する無線局搭載車により伝達する。

**（ウ）　区民等への情報伝達**

- 区民等に対する情報伝達は、①同報系無線（屋外拡声子局）、②板橋区防災・緊急情報メール、③板橋区公式ホームページ、④その他（区 LINE、X（旧 Twitter）、フェイスブック等の ICT 技術も活用）により行う。
- また、情報発信のためのバックアップ体制も構築する。

**■　都、区、各放送機関**

- 発災時、本部設置時には、放送要請による対応を行う場合があるほか、本部設置に至らない場合でも、都民等に対し各放送機関等と連携した避難指示等に関する情報提供を行う。
- 具体的な対応については、「放送を活用した避難勧告等の情報伝達の申し合わせ」の内容による。

**ア　実施機関**

東京都、区、東京都域又は都域を超える広域区域を事業区域とする各放送機関

**イ　伝達する情報**

（ア）　高齢者等避難
（イ）　避難指示
（ウ）　警戒区域の設定

**■　警視庁（第十方面本部、各警察署）**

警察署長は、異常現象を認知したとき、又は異常現象を発見した者から通報を受けたときは、速やかに区に通報する。

**■　東京消防庁（第十消防方面本部、各消防署）**

- 都からの通報に基づき、地震による津波等が発生するおそれがあるときは、直ちに消防署等に一斉通報し、各消防署等は、区民に周知する。
- 地震に起因する水防に関する情報を各消防署等から収集し、これを都総務局及びその他の関係機関に通報するとともに、区民に周知する。

**ア　通信連絡系統**

東京消防庁における震災時の情報連絡体制は、消防・救急デジタル無線、消防電話、区防災行政無線等を活用し、警防本部、方面隊本部、他の署隊本部、消防団、各防災関係機関との情報連絡を行う。

**イ　情報の収集・伝達**

| 事項 | 内容 |
|---|---|
| 異常現象の通報 | 消防署は、異常現象を認知したとき、又は異常現象の通報を受けたときは、区に通報する。 |
| 重要な情報の伝達 | 警報等の重要な通報を受けたとき、又は自らがその発令を知ったときは、既定計画により管内区民に周知する。 |

**ウ　広報活動**

災害時において災害に関する情報を収集し、関係機関と協力して次の事項に重点をおいて、適時活発な広報活動を実施する。

| 事項 | 内容 |
|---|---|
| 広報内容 | (a)　出火防止、初期消火、救出救護及び要配慮者への支援の呼びかけ<br>(b)　火災及び水災に関する情報<br>(c)　避難指示又は避難命令等の伝達<br>(d)　人心安定を図るための情報<br>(e)　救急告示医療機関等の診療情報<br>(f)　その他区民が必要としている情報 |
| 広報手段 | (a)　消防車両の拡声装置<br>(b)　消防署、消防団及び町会の掲示板等への掲示による広報<br>(c)　テレビ、ラジオ等、報道機関を介しての情報提供<br>(d)　ホームページ・SNS・消防アプリ等を活用した情報提供<br>(e)　消防団員、災害時支援ボランティア、自主防災組織を介しての情報提供 |

**■　ＮＴＴ東日本（サービス運営部）**

- 気象業務法に基づいて、気象庁から NTT 東日本に伝達された各種警報は、区及び関係機関に通報する。
- 津波警報の伝達は、FAX により関係機関に通報する。
- 警報に関する通信は優先して取り扱う。

**■　各放送機関**

各社の規定に基づき、災害に関する警報等を放送する。

**■　その他の防災機関**

都、気象庁、その他関係機関から通報を受けた重要な情報、注意報及び警報については直ちに所属機関に通報する。

## 第2節　防災機関相互の情報通信連絡体制（被害状況等）

### (1) 対策内容と役割分担

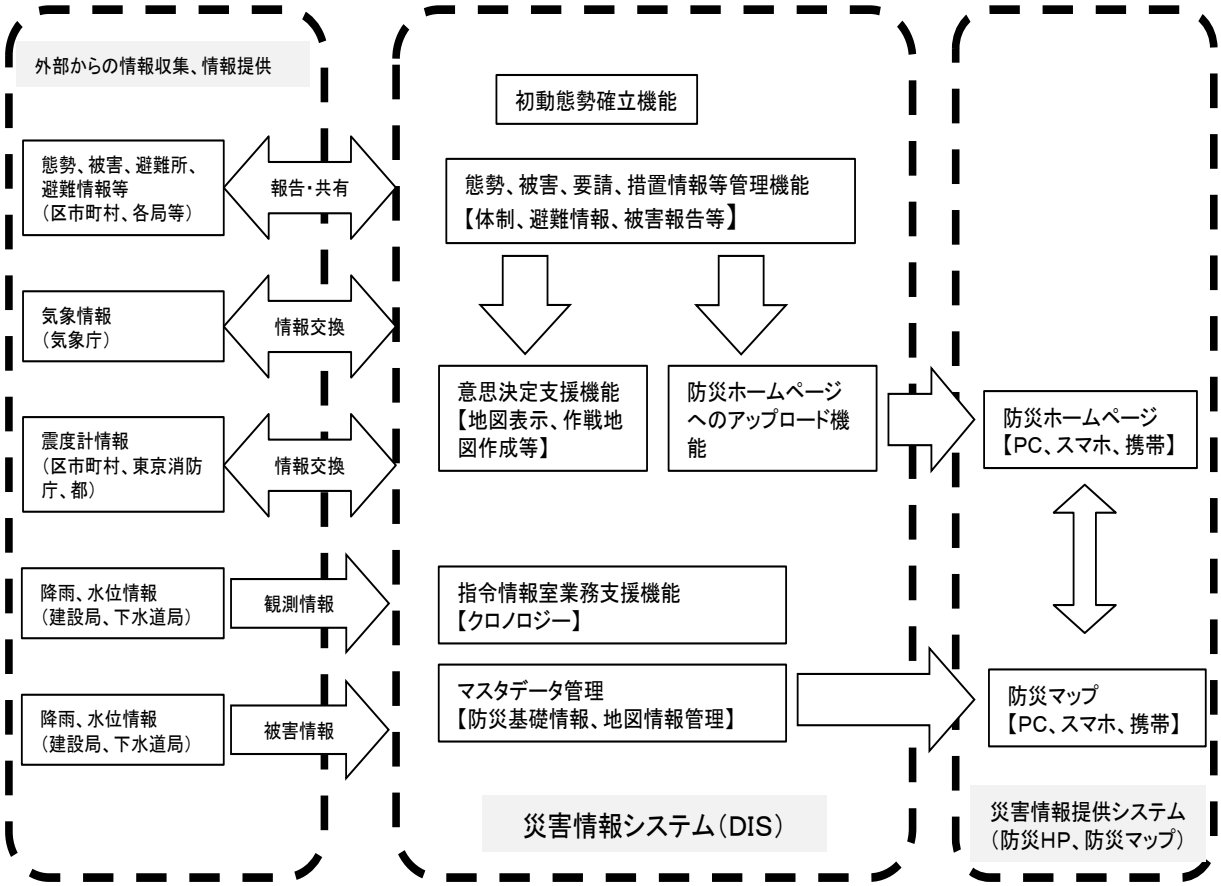
東京都災害情報システム（DIS）のほか、専用電話、衛星携帯電話など、多様な通信手段を活用した重層的な情報連絡体制を確立し、被害状況等の把握を行う。

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| 区 | ● 災害が発生したときから当該災害に関する応急対策が完了するまで都へ報告 |
| 警視庁<br>第十方面本部<br>各警察署 | ● 都への通報、関係機関との情報交換<br>● 安否・被害情報確認システムによる参集途上の職員からの被害状況等の収集<br>● 高所カメラ、地震被害判読システム等による災害情報収集 |
| 各防災機関 | ● 発災直後の被害状況等を、都に対して提供 |
| 各通信事業者 | ● 通信の被害、疎通状況、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況等 |
| 都総務局 | ● 所在区市町村別の被害状況等調査<br>● 国（総務省消防庁）への報告と他関係防災機関への通報<br>● 現地の状況調査及び被害状況等とりまとめ<br>● 東京都災害情報システム等の運用及び補完する多様な通信手段による行政機関内の情報連絡<br>● 重層的な連絡体制による外部機関との情報連絡 |
| 東京消防庁<br>第十消防方面本部<br>各消防署 | ● 地震被害予測システム等による被害予測<br>● 高所カメラ、地震被害判読システム、早期災害情報システム等による災害情報収集<br>● 各消防署管内の被害状況及び各種消防活動の状況等についての都への通報、関係機関との情報交換 |
| 第三管区<br>海上保安本部<br>（東京海上保安部） | ● 情報収集及び通報 |
| 関東地方整備局<br>東京国道事務所 | ● 情報収集及び連絡 |
| 関東地方測量部 | ● 情報収集及び連絡 |
| 関東総合通信局 | ● 防災情報伝達システムの検討<br>● 電気通信事業者の被災・復旧状況等<br>● 放送局の被災・復旧状況等 |
| 東京ハイヤー・タクシー協会 | ● 発災時の災害情報の収集・伝達<br>● 発災直後の被害状況等を、都に対して提供 |

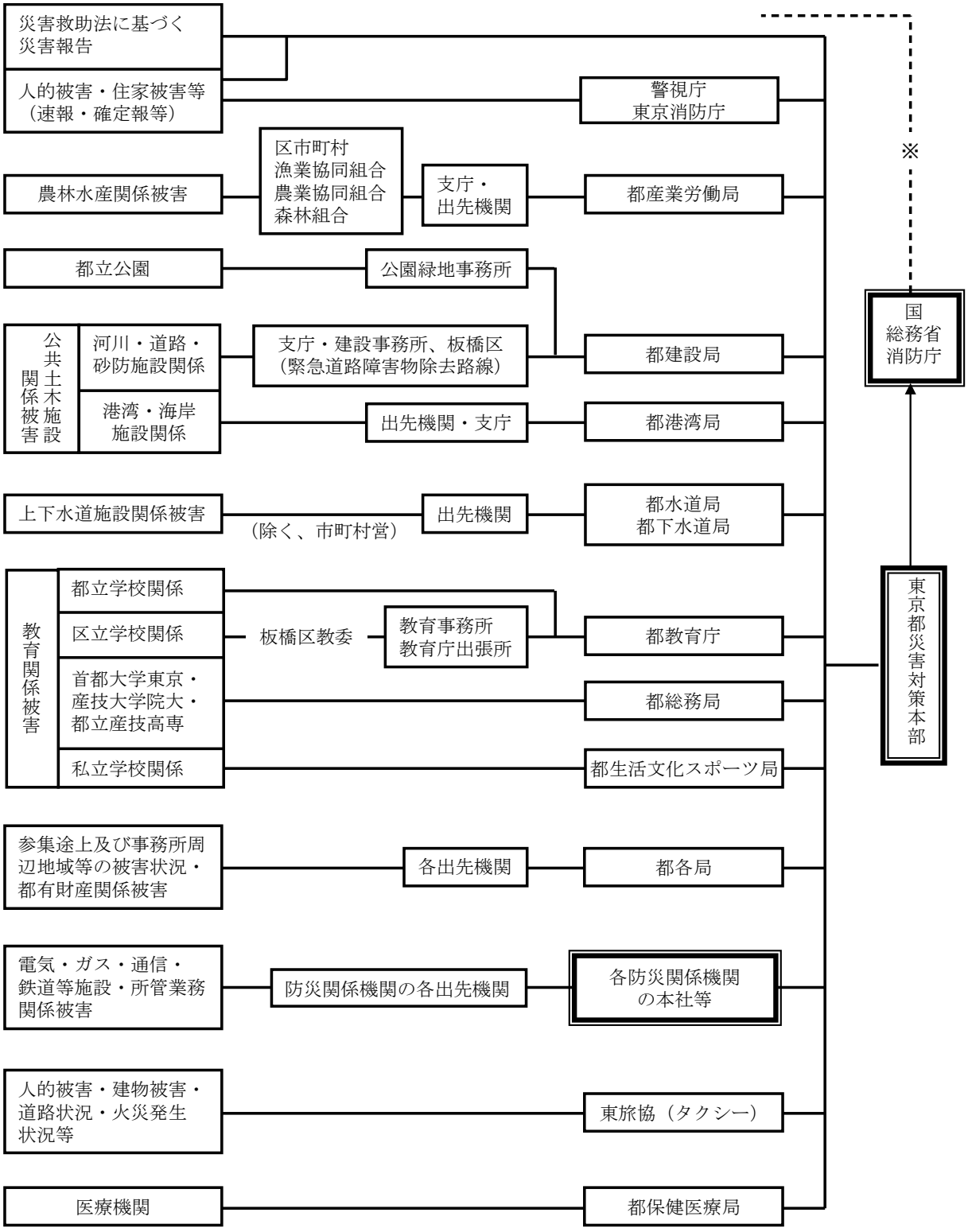
(2) 業務手順

＜東京都災害情報システム（DIS）の場合＞

災害情報システム(DIS)/災害情報提供システム(防災ホームページ・防災マップ)関連図



## ＜都災害対策本部の情報体制＞




※　災害の状況により都本部に報告できない場合

(3) 詳細な取組内容

■ 区

- 災害が発生したときから当該災害に関する応急対策が完了するまで、被害状況等について、次により都に報告する。
- 家屋の倒壊や火災が多発する災害が発生した場合及び災害対策基本法第 53 条に基づく被害状況を都に報告できない場合には、国（総務省消防庁）に報告する。

**ア　報告すべき事項**

（ア）　災害の原因
（イ）　災害が発生した日時
（ウ）　災害が発生した場所又は地域
（エ）　被害状況（被害の程度は、「エ　認定基準」に基づき認定）
（オ）　災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置
（カ）　災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
（キ）　その他必要な事項

**イ　報告の方法**

- 原則として、東京都災害情報システム（DIS）への入力による。
- システム障害等により入力できない場合は、「災害報告取扱要領」（平成５年４月都総務局災害対策部）に定められた報告様式等に基づき、電話、FAX などあらゆる手段により報告する。

**【報告の種類・期限等】**

| 報告の種類 | | 入力期限 | 入力画面 |
|---|---|---|---|
| 発災通知 | | 即時 | 被害第１報報告 |
| 被害措置概況速報 | | 即時及び都が通知する期限内 | 被害数値報告<br>被害箇所報告 |
| 要請通知 | | 即時 | 支援要請 |
| 確定報 | 災害確定報告 | 応急対策を終了した後 20 日以内 | 被害数値報告 |
| | 各種確定報告 | 同上 | 被害箇所報告 |
| 災害年報 | | 翌年度の４月 20 日 | 被害数値報告 |

**ウ　災害救助法に基づく報告**

災害救助法に基づく報告については、第２部第 13 章第５節第２応急対策「９災害救助法の適用」に定めるところによる。

**エ　被害程度の認定基準（災害報告取扱要領より）**

**（ア）　人的被害**

人的被害については、次により区分して示すが、重軽傷者の別が把握できない場合は、負傷者として報告する。

| 区分 | 認定基準 |
|---|---|
| (1) 死者 | 当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認できないが、死亡したことが確実なもの。 |

| | |
|---|---|
| （2）災害関連死者 | 当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）。 |
| （3）行方不明者 | 当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるもの。 |
| （4）重傷者 | 当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、１月以上の治療を要する見込みのもの。 |
| （5）軽傷者 | 当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、１月未満で治療できる見込みのもの。 |

（イ）　住家の被害

| 区分 | 認定基準 |
|---|---|
| （1）住家 | 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 |
| （2）世帯 | 生計を一つにしている実際の生活単位をいう。 |
| （3）棟 | 一つの独立した建物をいう。 |
| （4）全壊 | 「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。 |
| （5）半壊 | 「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。 |
| （6）一部損壊 | 「一部破損」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。 |
| （7）床上浸水 | 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。 |
| （8）床下浸水 | 「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。 |

（ウ）　非住家の被害

| 区分 | 認定基準 |
|---|---|
| (1) 非住家 | 住家以外の建物をいう。官公庁庁舎、学校、病院、公民館、神社仏閣等及び土蔵、倉庫、納屋等は非住家で公共建物という。常時人が居住している場合は当該部分は住家とする。 |
| (2) 非住家被害 | 非住家に対する全壊、半壊程度の被害を受けたもの。 |

（エ）　田畑の被害

| 区分 | 認定基準 |
|---|---|
| (1) 流失、埋没 | 耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕農が不能となったもの。 |
| (2) 冠水 | 植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったもので、耕地、作物に被害を受けたもの。 |
| (3) 地割れ | 地割れや液状化のため、耕地に被害を受けたもの。 |

（オ）　その他の被害

| 区分 | 認定基準 |
|---|---|
| (1) 道路決壊 | 高速自動車道、一般国道、都道及び区道が決壊し、車両の通行が不能となった程度の被害を受けたもの。 |
| (2) 道路の一部損壊 | (1)の道路の一部が損壊し、道路の決壊にいたらない程度に被害を受けたもので、応急的に修理を要するもの。 |
| (3) 橋りょう流失 | 区道以上の道路に架設した橋が一部、又は全部流失し、一般の渡橋が不能となった程度の被害を受けたもの。 |
| (4) 橋りょうの一部損壊 | (3)の道路に架設した橋の一部を損壊し、橋りょうの流失にいたらない程度に被害を受けたもので、応急的に修理を要するもの。 |
| (5) 堤防決壊 | 河川の堤防、あるいは溜池、かんがい用水路の堤防が決壊した程度に被害を受けたもの。 |
| (6) 堤防の一部損壊 | 堤防決壊にいたらない程度に被害を受けたもので、応急的に修理を要するもの。 |
| (7) 被害船舶 | ろかいのみをもって運転する舟以外の船で、船体が没し、航行不能になったもの及び流出し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたもの。 |
| (8) その他の被害 | 農業用施設、林業用施設、砂防施設、港湾及び漁港施設、農作物等の被害で、特に報告を必要とするもの。 |

（カ）　被災者

| 区分 | 認定基準 |
|---|---|
| （1）被災世帯 | 災害によって何らかの被害を受けた世帯。 |
| （2）被災者 | 被災世帯の構成員をいう。 |

※罹災者…罹災証明等の公的な被害証明を受けた者とする。

（キ）　被害額

- 物的被害の概算額を千円単位として計上する。

■参照（別冊「資料編」）
資料震 2.7.6　災害報告取扱要領

**■　各通信事業者**

- 次により臨機の措置をとり、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。
  - 応急回線の作成、網措置等通信の疎通確保の措置をとる。
  - 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法第８条第２項及び電気通信事業法施行規則第 56 条の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとる。
  - 非常、緊急通話又は非常、緊急電報は、電気通信事業法第８条第１項及び電気通信事業法施行規則第 55 条の定めるところにより、一般の通話、電報に優先して取扱う。
- 災害発生により著しく通信輻輳が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言サービスを速やかに提供する。
- 通信の被害、疎通状況の案内と通信輻輳時における利用者への時差通信等の協力要請について、報道機関及びホームページ、SNS 等を通じて広報する。

**■　ＮＴＴ東日本**

○ 区の要請に基づき、避難所等へ、被災者が利用する災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置に努める。

## 第3節　広報体制

### (1) 対策内容と役割分担

区民へ正確な情報を迅速かつ確実に提供を行う。

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| **区** | **● 警察署、消防署等と連携した広報活動** |
| 警視庁<br>第十方面本部<br>各警察署 | ● 余震、津波等気象庁の情報　ほか |
| 自衛隊 | ● 情報収集と広報活動 |
| 日本郵便<br>板橋郵便局 | ● 業務被害、応急対策の措置状況等、業務運営状況及びその見通し等 |
| 各通信事業者 | ● 通信の被害、疎通状況の案内等<br>● 災害用安否確認サービス提供開始の案内<br>● 災害時用公衆電話の開設状況<br>● 避難所 Wi-Fi 等の開設状況 |
| 東日本高速道路<br>中日本高速道路<br>首都高速道路<br>東京西局 | ● 応急対策の措置状況等 |
| 東日本旅客鉄道<br>東京支社 | ● 災害の規模、被害範囲、駅周辺や沿線の被害状況等 |
| 東京電力グループ<br>大塚支社 | ● 電気による二次災害等を防止するための方法等 |
| 東京ガスグループ | ● ガス供給の応急対応、復旧状況<br>● マイコンメーター復帰操作、ガス機器の使用上の注意事項等 |
| 各放送機関 | ● 発災時の応急措置、災害に関する警報等の周知 |
| 都本部 | ● 震災発生直後に行う広報内容<br>● 被災者に対する広報<br>● 被害情報や鉄道運行状況、道路情報等の提供<br>● 多様な通信手段による都民への情報提供 |
| 都政策企画局 | ● 各広報媒体を活用し、災害対策本部の発する情報を基に広報活動を実施<br>● 都庁総合ホームページを災害対策用への切り替え、迅速な情報提供<br>● 報道機関に対する発表<br>● 要請文の作成 |
| 都総務局 | ● 都政策企画局その他の関係機関に対し必要な情報提供の指示及び要請、無線一斉通報<br>● 各広報媒体を活用し、災害対策本部の発する情報を基に広報活動を実施<br>● 東京都防災ホームページを災害対策用に切り替え、迅速な情報提供を行うほか、東京都防災 X（旧 Twitter）、東京都防災アプリを活用して災害情報等を発信<br>● 東京都等が保有するデジタルサイネージにおいて災害情報を発信 |
| 都生活文化スポーツ局 | ● 被災外国人への対応として、外国人災害時情報センターを設置し、災害対策本部の発する情報を基に、（公財）東京都つながり創生財団と連携して、外国人が必要とする情報の収集・提供、区市町村等が行う外国人への情報提供に対する支援等を行う。 |
| 都水道局 | ● 地震発生直後の広報<br>● 応急対策開始後の広報<br>● 応急対策の進捗に伴う広報<br>● 当日の復旧活動の概要の広報 |
| 都下水道局 | ● 下水道施設の被害状況や復旧等の状況、下水道の使用制限や使用自粛等についての広報 |
| 東京消防庁<br>第十消防方面本部<br>各消防署 | ● 災害情報、消防活動状況等の広報 |
| 東京管区気象台<br>（気象庁） | ● 地震・津波の詳しい状況やその解説、地震活動の見通しや防災上の留意事項など |

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| 関東総合通信局 | ● 電気通信事業者の被災・復旧状況等<br>● 放送局の被災・復旧状況等 |
| 日本銀行 | ● 災害応急対策に関する情報 |

（注）都総務局と都政策企画局は、災害発生時に、協働して広報発信を行うものとする。

### (2) 業務手順

**■　区**

#### ア　区災対本部からの発表

##### （ア）　区民への広報体制

- 区災対本部 本部長室は、災害広報情報を統一的に収集し、発表する。
- 区の災害広報担当は、災対政策経営部広聴広報班とする。
- 区の所有する広報媒体を十分に活用して広報活動に当たる。

##### （イ）　報道機関への広報体制

- 「防災報道センター」を開設し、区災対本部において収集した災害広報情報を報道機関へ発表する。

#### イ　警視庁・東京消防庁からの発表

警視庁及び東京消防庁が収集した災害情報等については、それぞれの庁内記者クラブ等に対して発表する。

ただし、人的被害に関する情報については、原則、東京都が発表した後に必要に応じて発表する。

#### ウ　各防災機関からの発表

被害状況及び施設の復旧等に関する情報は、各防災機関の記者クラブ等で発表するが、必要に応じて都本部においても発表する。

### (3) 詳細な取組内容

**■　区**

- 当該区域や所管施設において災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、直ちに警察署、消防署等と連携して、必要な広報活動を実施する。
- 区は、ケーブルテレビ局などの地域放送局を活用して、被災・復旧などの情報を放送する。

#### ア　広報体制

- 区災対本部 本部長室は、災害広報情報を統一的に収集し、発表する。発表する情報は地図情報等を活用して一元管理を行い、専用のアプリやポータルサイトと連携させ、避難所開設状況等の情報発信が視覚的にわかりやすいものとなるよう検討する。
- 区の災害広報担当は、災対政策経営部広聴広報班とする。
- 区の所有する広報媒体（ホームページ、区 LINE や X（旧 Twitter）等 SNS、広報紙、掲示板への貼り紙等）を十分に活用するとともに、音声・テロップ・手話等を利用した要配慮者に配慮した広報活動に当たる。
- 事前の予定稿の作成等、迅速な広報活動に努める。

● 主な広聴広報事項は、次のとおりである。

| 主な広聴広報事項 |
|---|
| 1　災害情報及び区の防災態勢 |
| 2　区の応急復旧対策 |
| 3　避難誘導、その他注意事項 |
| 4　交通機関運行状況 |
| 5　区民の士気、相互扶助精神の高揚方策 |
| 6　災害に関する要望、苦情、相談等 |
| 7　その他必要事項 |

**イ　災害広報情報の収集**

● 災対広聴広報班は、他の部の調査等を行う班と緊密な連絡をとり、正確かつ迅速な情報収集に努める。

● 災対情報統括班は、必要に応じてアマチュア無線技術者と連携し、広範な情報収集に当たる。

**ウ　区民への広報**

**（ア）　区民に対する広報**

区民に対する広報は、第７章第５節第２の１の「１　情報通信連絡体制（警報及び注意報などの第一報）」に準じて行う。

| 広報手段 | 対応 |
|---|---|
| 広報車 | ● 災害発生のおそれのある場合において、危険が予想される地域を重点的に広報車を出動させる。<br>● 出動車は極力無線を装備し、区災対本部と緊密な連絡をとり、情報に適した広報区域、周知事項を決定し、効果的な広報活動を行う。<br>● 広報車は、区広報車のほか、宣伝車の借上げを考慮する。 |
| 防災行政無線 | ● 各小・中学校、公園等に設置の防災行政無線を用いて、区民に対し、迅速かつ正確な広報活動を行う。 |

**（イ）　被災者に対する広報**

上記（ア）に加えて、次の情報伝達手段も積極的に活用し、避難所情報の提供等も行う。

a　区広報紙

b　回覧板

c　GIS や二次元コードなど（IT の積極的な活用）

**エ　記録写真の作成**

● 発災時における被害地の状況を写真に収め、復旧対策広報活動の資料等として活用する。

● 写真撮影は原則として広報車に同乗し取材するものとする。

**オ　報道機関への広報**

**（ア）　防災報道センターの開設**

● 災対広聴広報班は、「防災報道センター」を開設する。

● 災対広聴広報班は、防災報道センターに、臨時電話、パソコン、FAX 等を設置する。

**（イ）　報道機関への発表**

● 危機管理部長、各部長又は広聴広報課長は、区災対本部において収集した災害広報情報を報道機関へ発表する。

# 第4節　広聴体制

## (1) 対策内容と役割分担

発災後、被災者からの相談及び被災者への支援に関することなどの相談窓口を設置することで、混乱を防止するとともに、被災者等のニーズを把握する。

| 各　機　関 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| **区** | **● 被災者のための相談所を開設**<br>**● 広聴内容を関係機関に連絡** |
| 警視庁<br>第十方面本部<br>各警察署 | ● 臨時相談所を開設<br>● 交通規制に係るテレホンコーナーを開設 |
| 都総務局 | ● 都各局の相談窓口をとりまとめ都民等へ周知 |
| 都各局 | ● 相談窓口等を開設するとともに、都総務局に報告 |
| 東京消防庁<br>第十消防方面本部<br>各消防署 | ● 災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所で各種相談等に対応 |

## (2) 詳細な取組内容

### ■　区

被災者のための相談所を設け、要望事項や苦情を聴取し、その解決を図る。

■参照
第4部第14章第8節　被災者の生活相談等の支援

#### ア　区の広聴体制

- 区民生活の速やかな復旧を図るため、広聴活動を展開し、被災住民の動向と要望事項の把握に努める
- 主な広聴広報事項は、次のとおりとする。

| 主な広聴広報事項 |
|---|
| 1　災害情報及び区の防災態勢 |
| 2　区の応急復旧対策 |
| 3　避難誘導、その他注意事項 |
| 4　交通機関運行状況 |
| 5　区民の士気、相互扶助精神の高揚方策 |
| 6　災害に関する要望、苦情、相談等 |
| 7　その他必要事項 |

#### イ　臨時被災者相談所等の設置

（ア）　臨時被災者相談所

被害地及び集団避難所等に臨時被災者相談所を必要に応じ設け、相談、要望、苦情等を聴取し、速やかに関係部及び関係機関に連絡して早期解決に努める。

（イ）　相談所の規模及び構成員

相談所の規模及び構成員等は、災害の規模や現地の状況を検討して決める。

# 第4章　二次災害・危険防止対策

## 第1節　公共施設等の応急対策による二次災害防止

### (1) 公共施設等の応急対策

#### ア　対策内容と役割分担

##### （ア）　公共施設等の応急危険度判定

地震が発生したとき、応急対策上重要な役割を果たす公共施設等について、余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止するため、早期に被害状況を調査し、使用できるかどうかを応急的に判定する。

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| 区 | ● 都立及び区立の公共建築物が被災した場合、必要に応じて応急危険度判定を実施<br>● 応急危険度判定技術者が不足する場合、他団体（他行政庁、民間団体）への協力要請<br>● 社会公共施設の管理者から判定実施の支援要請があった場合、公共建築物に準じて、公共的施設の判定を実施 |
| 社会公共施設の管理者 | ● 所管する公共的施設が被災した場合、必要に応じて応急危険度判定を実施<br>● 判定が困難な場合、都又は区に判定実施の支援要請 |
| 都 | ● 都立及び区立の公共建築物が被災した場合、必要に応じて応急危険度判定を実施<br>● 応急危険度判定技術者が不足する場合、他団体への協力要請<br>● 社会公共施設の管理者から判定実施の支援要請があった場合、公共建築物に準じて、公共施設の判定を実施 |

**■　区**

区では、発災直後に区有建築物の点検（安全確認としての第一次的な判断）及び被害調査を行い、必要に応じて応急危険度判定を行い、防災拠点としての機能を応急的に判定する。

| 機　関　名 | | 対　策　内　容 | |
|---|---|---|---|
| 区 | 区有建築物の施設管理者 | ● 区有建築物の施設管理者は、応急危険度判定又は第一次的な判断として「災害時における所管施設の点検・被害調査マニュアル」を参考に、準用する国土交通省発災時チェックシートに基づく緊急点検をする<br>● 緊急点検後、施設使用可否判定が困難な場合、施設経営課に応急危険度判定実施の支援要請 | |
| | 施設経営課 | ● 区有建築物のうち避難所が被災した場合、優先して応急危険度判定を実施<br>● 区有建築物の施設管理者からの応急危険度判定実施要請の対応窓口の設置 | ● 必要に応じて応急危険度判定の実施には、建築技術職員 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 都市整備部 | ● 応急危険度判定技術者が不足する場合、都への協力要請<br>● 民間の社会公共施設の管理者から判定実施の支援要請があった場合、民間の社会公共施設の判定を実施 | の人員調整を実施 |
| 民間の社会公共施設の管理者 | | ● 所有する社会公共施設が被災した場合、必要に応じて応急危険度判定を実施<br>● 判定が困難な場合、都または区に応急危険度判定実施の支援要請 | |

（イ）　公共施設等の応急対策

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| **各施設管理者** | **● 状況に応じて必要な措置をとる。** |
| 都 | ● 状況に応じて必要な措置をとる。 |

**■　区**

区では、発災直後の点検（第一次的な判断）・被害調査の後に、必要に応じて応急危険度判定を行う。

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| **区**<br>**施設経営課** | **● 区有建築物については、状況に応じて必要な措置をとる。**<br>**● 区有建築施設の応急処理を行う場合、別表　関係業界動員態勢系統図により協力要請をする。** |

イ　詳細な取組内容

（ア）　公共施設等の応急危険度判定

a　区有建築物が被災した場合

**■　区**

- 区は、その所管する公共建築物が被災した場合、必要に応じて応急危険度判定を実施する。
  - 区有建築物の施設管理者は、区有建築物が被災した場合、応急危険度判定又は第一次的な判断として「災害時における所管施設の点検・被害調査マニュアル」を参考に、準用する国土交通省発災時チェックシートに基づく緊急点検を直ちに実施する。
  - 区施設経営課は、区有建築物のうち避難所となる施設を優先して、応急危険度判定を直ちに実施する。
  - 避難所以外の区有建築物の施設管理者は、緊急点検後、施設使用可否判断が困難な場合、必要に応じて応急危険度判定の実施を施設経営課に要請する。
  - 施設経営課は、その判定を実施することが困難な場合、区都市整備部長に判定実施の支援を要請する。
  - 都市整備部長は、応急危険度判定を実施する際、建築技術職員の人員調整を図り、判定業務に支障が生じないように配慮する。
- その判定が困難な場合、都災害対策本部に判定実施の支援を要請する。

b　民間の公共施設が被災した場合

**■　社会公共施設の管理者**

- 民間の社会公共施設の管理者は、その所有する社会公共施設が被災した場合、必要に応じて応急危険度判定を実施する。
- 民間の社会公共施設の管理者は、その所有する社会公共施設の判定が困難な場合、都又は区に判定実施の支援を要請する。

**■　区**

区災対本部は、第 13 章第５節第２応急対策「１　被災建築物の応急危険度判定」により、民間の社会公共施設の管理者等から支援の要請があった場合は、民間の社会公共施設の応急危険度判定を実施する。

（イ）　公共施設等の応急対策

a　区有建築物

**■　区**

(a)　目的

区（施設経営課）は、区有建築物の地域災害時における区民の安全を保持するため、区有建築物が被災した時、又は防災計画に基づく緊急の改修を必要とする場合には、直ちにこれに対処できるような態勢を整備する。

(b)　方針

区（施設経営課）は、被害施設の緊急補修等にあたっては、地元事業者である（一社）建設業協会（建築）、電設会（電気）、防災電友会（電気）、管友会（給排水）、防水業協会、塗装協力会、調査測量設計事業共同組合、（一社）東京都建築士事務所協会　板橋支部、（一社）建設関連協会、その他協力事業者とあらかじめ協定を結び、緊急時、区の要請により直ちに出動して、区有建築施設応急処理を行う。

(c)　応急対策事項

緊急に実施を予期されるものは次のとおりである。

1)　建築施設の補修・修繕
2)　建物に付帯する電気施設の補修・修繕
3)　建物に付帯する機械施設の補修・修繕

(d)　地域発災時における各主管部課との連絡

1)　政策経営部（施設経営課）の措置

別表による、施設経営課（事務担当班、技術担当班）を各施設の所管部の庶務担当課からの連絡窓口とする。

2)　各主管部の措置

各施設に被災の発生、又は発生のおそれがある場合は、直ちに区有建築物の施設管理者は、各施設の所管部の庶務担当課へ連絡する。各施設の所管部の庶務担当課は、被災状況等のとりまとめを行い、施設経営課に報告するとともに応急処置の要請を行う。

(e)　実施要領

1)　政策経営部長及び都市整備部長は、地域災害の発生、又は発生のおそれがあるとき、直ちに区長（本部長）に報告し、その指示に従い適切な処置をとる。

2)　政策経営部長は、区長（本部長）の指示に従い、施設経営課長をして現場の状況を把握し、別表（施設経営課職員動員態勢・関係業界動員態勢）により指令伝達し、その指揮監督の任にあたる。

3)　施設経営課長は、現場における災害の状況及び処置経過等について施設管理担当部長に報告するとともに、主管部庶務担当課長に連絡する。

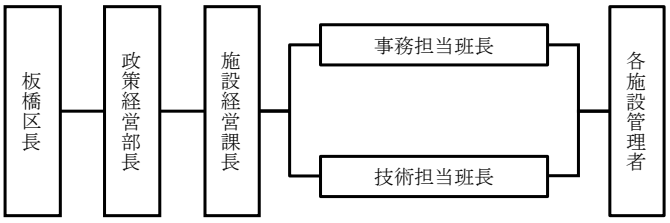
4)　軽微な災害については、1)、2)を省略することができる。

(f)　事後処理方法

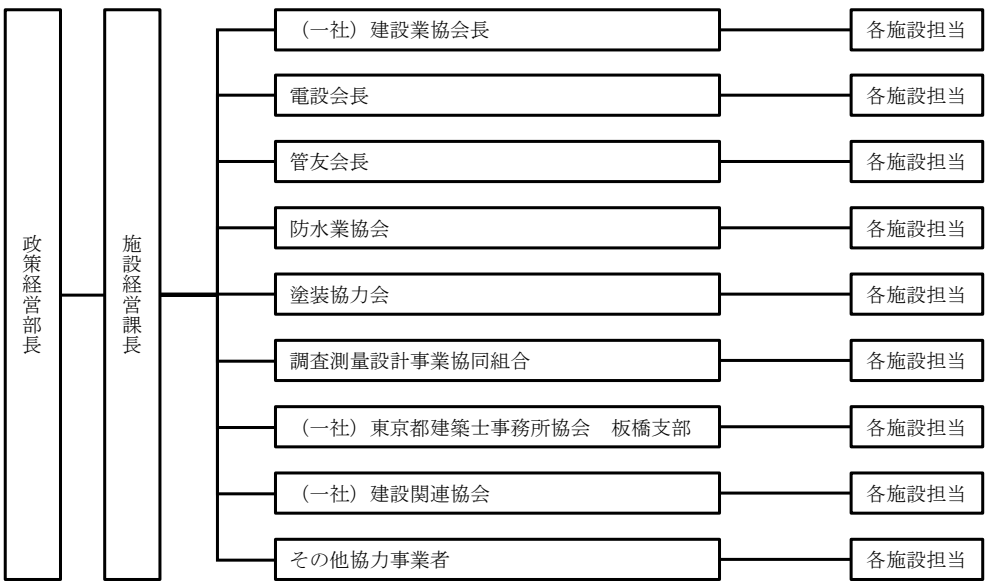
東京都板橋区工事施行規程第 15 条（緊急に起工しなければならない場合）の規定により処理する。

■別表

■政策経営部施設経営課職員動員態勢系統図（応急対策）




■関係業界動員態勢系統図（応急対策）



b　医療施設

| ■　各医療機関 |
|---|

- 事業継続計画（ＢＣＰ）等あらかじめ策定した計画に基づき、患者の生命保護を最重点に対応する。
- 通信手段の確保に努めるとともに、状況に応じて必要な措置をとるなど万全を期する。

c　福祉施設等

| ■　各施設管理者 |
|---|

- 福祉施設等の責任者は被災後速やかに施設内外を点検し、落下・倒壊等の危険箇所の有無を確認する。必要に応じて応急修理を行い、安全を確保する。
- 業務継続計画（BCP）等あらかじめ策定した計画に基づき、利用者の安否確認や安全確保、サービスの継続を行う。
- 施設独自での復旧が困難である場合は､区が組織した｢要配慮者班」等関係機関に連絡し援助を要請する。
- 震災の被害を受けなかった施設の責任者は、援助を必要とする施設の責任者に積極的に協力し、入所者の安全を確保する。

d　学校施設

| ■　各学校（施設管理者） |
|---|

- 学校長は、児童・生徒等の安全確保を図るため、避難計画（学校防災計画）等を作成し、この計画に基づいて行動する。
- 自衛防災組織を編成し、役割分担に基づき行動する。
- 緊急時には、関係機関へ通報して臨機の措置を講ずる。
- 学校施設が、避難所になった場合は、避難者の健康と安全の確保に努めるとともに、余震や火災予防についても十分な措置をとる。
- 学校施設の応急修理を迅速に実施する。

e　区立文化施設・社会教育施設

| ■　各施設（施設管理者） |
|---|

- 管理者は、利用者等の避難誘導に当たっては、あらかじめ定められた避難場所に誘導し、混乱防止及び安全確保に万全を期する。
- 災害状況に即した対応ができるよう各施設の担当部署との緊急連絡体制を確立する。

f　文化財施設

| ■　各施設管理者 |
|---|

- 文化財に被害が発生した場合には、その所有者又は管理者は、直ちに東京消防庁等の関係機関に通報するとともに被害の拡大防止に努め、被災状況を速やかに調査し、都教育委員会を経由して、その結果を文化庁長官に報告する。
- 関係機関は被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講ずる。

g　応急仮設住宅となりうる公的住宅等

**■　各施設管理者**

- 各住宅の管理者は、発災後速やかに被害の概況は調査し、必要に応じて応急措置を講じる。

### (2) 河川等の施設の応急対策

区有公共土木施設が地震・津波等により被害を受けるおそれがあるときは、水害を警戒、防御する。被害を受けたときは、速やかに応急対策を行い、二次災害を防止する。

### (3) 急傾斜地崩壊防止施設の応急対策

#### ア　対策内容と役割分担

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| **区** | **● 発生状況等を情報収集し都建設局に報告、応急措置の実施、避難対策の実施** |
| 都建設局 | ● 砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設における、応急措置及び応急復旧対策の実施 |
| 都環境局 | ● 保全地域の急傾斜地崩壊防止施設における、応急措置及び応急復旧対策の実施 |

#### イ　業務手順

**■ 区**

- 区は、土砂災害の発生状況等の情報収集を行い、都建設局に報告する。
- 区は、土砂災害による急迫した危険が認められる場合、適切に避難指示等の判断が行えるよう、都建設局から情報提供を受ける。
- 区は、土砂災害の危険性が高い箇所について関係機関や区民に周知を図り、応急対策を行うとともに、災害のおそれがある場合は避難対策を実施する。

## 第2節　危険物等の応急措置による危険防止

都、区又は事業者は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

### (1) 危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等の応急措置

#### ア　対策内容と役割分担

（ア）　石油等危険物施設の応急措置

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| **区** | **● 必要に応じ、区民に対する避難の指示等の措置を実施** |
| **事業者等** | **● 危険が想定される場合等は関係機関への通報等、応急措置** |
| 東京消防庁等 | ● 関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対し、当該危険物施設の実態に応じた措置を講ずるよう指導<br>● 必要に応じて、応急措置命令等を実施 |

（イ）　火薬類保管施設の応急措置

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| **区** | **● 必要に応じ、区民に対する避難の指示等の措置を実施** |
| **事業者等** | **● 危険が想定される場合等は関係機関への通報等、応急措置** |
| 都環境局 | ● 危険防止措置を指導<br>● 被害情報を収集し、関東東北産業保安監督部へ報告<br>● 必要に応じて、緊急措置命令等を実施 |
| 関東東北<br>産業保安監督部 | ● 危険防止措置の監督又は指導<br>● 必要に応じて、緊急措置命令等を実施<br>● 緊急の場合、未使用の火薬類の回収、返納等の措置の指示<br>● 実情を把握し、適切な指示、命令等を実施 |

（ウ）　高圧ガス保管施設の応急措置

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| **区** | **● 必要に応じ、区民に対する避難の指示等の措置を実施** |
| **事業者等** | **● 危険が想定される場合等は関係機関への通報等、応急措置** |
| **防災事業所** | **● 出動要請を受けて応援出動** |
| 警視庁<br>　第十方面本部<br>警察署 | ● ガス漏れ等の事故が発生した場合、関係機関との連絡通報<br>● 区長からの要求等により、避難を指示<br>● 避難区域内への車両の交通規制<br>● 避難路の確保及び避難誘導 |
| 都総務局 | ● 都県市境付近での漏えい事故の際、関係機関への連絡通報 |
| 都環境局 | ● 事業者に対し、災害の拡大防止及び被害の軽減を指示<br>● 被害情報を収集し、関東東北産業保安監督部へ報告<br>● 被害拡大のおそれがある場合、防災事業所に緊急出動要請<br>● 安全維持等のため必要な場合は、事業者に緊急措置を命令 |
| 東京消防庁<br>　第十消防方面本部<br>消防署 | ● 災害の進展等により、区民を避難させる必要がある場合の区への通報<br>● 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合における災害対策基本法第 50 条に掲げる避難指示等及びその後の区への通報<br>● 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制<br>● 災害応急対策の実施 |
| 関東東北産業<br>保安監督部 | ● 都及び関係機関と連絡のうえ、高圧ガス製造の施設者等に緊急保安措置を講ずるよう指導 |
| 東京都高圧ガス地域防災協議会 | ● 災害拡大のおそれがある場合、指定した防災事業所等に出動要請し、災害の拡大防止を指示 |

### （エ）　毒物・劇物取扱施設の応急措置

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| **区** | ● **必要に応じ、区民に対する避難の指示等の措置を実施**<br>● **毒物・劇物取扱事業者に対して、応急措置を指示**<br>● **毒物・劇物の飛散等に対し、除毒作業を事業者に指示**<br>● **災害情報の収集、伝達** |
| **事業者等** | ● **危険が想定される場合等は関係機関への通報等、応急措置** |
| **都下水道局**<br>**西部第二下水道事務所** | ● **下水道への流入事故の際は、排出防止の応急措置を指導**<br>● **災害情報の収集、伝達** |
| 都教育庁 | ● あらかじめ計画した、発災時の対策に基づく行動を指導 |
| 都保健医療局<br>保健所設置市 | ● 毒物・劇物取扱事業者に対して、応急措置を指示<br>● 毒物・劇物の飛散等に対し、除毒作業を事業者に指示<br>● 災害情報の収集、伝達 |
| 警視庁<br>第十方面本部<br>各警察署 | ● 毒物・劇物の飛散、漏出等の事故が発生した場合、関係機関との連絡通報<br>● 区長からの要求等により、避難を指示<br>● 避難区域内への車両の交通規制<br>● 避難路の確保及び避難誘導 |
| 東京消防庁<br>第十消防方面本部<br>消防署 | ● 災害の進展等により、区民を避難させる必要がある場合の区への通報<br>● 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合における災害対策基本法第 50 条に掲げる避難指示等及びその後の区への通報<br>● 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制<br>● 災害応急対策の実施 |

### （オ）　化学物質関連施設の応急措置

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| **区** | ● **必要に応じ事業者に応急措置を指示** |
| **事業者等** | ● **危険が想定される場合等は区等関係機関に連絡、応急措置を実施** |
| 都環境局 | ● 化学物質対策<br>区市町村と連絡調整、必要に応じて関係機関に情報提供<br>● PCB 対策<br>区市町村との連絡調整により、PCB 保管事業者に関する情報収集を行うとともに、環境省環境再生・資源循環局へ報告 |

### （カ）　放射線等使用施設の応急措置

● 放射線同位元素使用者等は、放射性同位元素又は放射線発生装置に関し、放射線障害が発生するおそれがある場合、又は放射線障害が発生した場合においては、放射線同位元素等の規制に関する法律に基づいて定められた基準に従い、直ちに応急の措置を講じ、原子力規制委員会に報告する。

●原子力規制委員会は、必要があると認めるときは、放射性同位元素使用者等に対し、放射線障害を防止するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

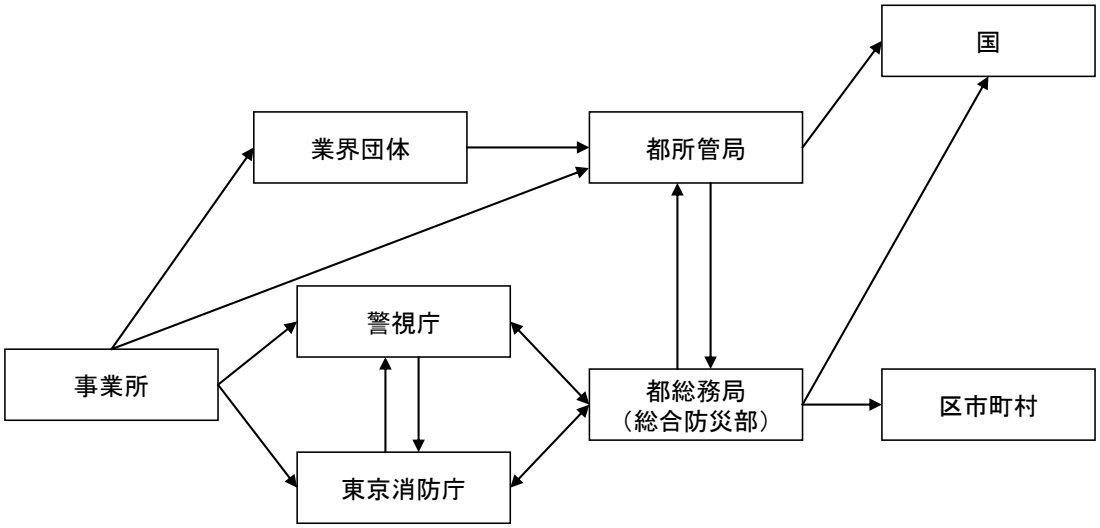
| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| **区** | ● **関係機関との連絡を密にし、必要に応じ、区民に対する避難の指示等の措置を実施** |
| 都保健医療局 | ● RI 使用医療施設での被害が発生した場合、RI 管理測定班を編成し、必要な措置を実施 |
| 東京消防庁<br>第十消防方面本部<br>各消防署 | ● 放射性物質の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、使用者に必要な措置をとるよう要請<br>● 事故の状況に応じ、必要な措置を実施 |

（キ）　石綿含有建築物等の応急措置

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| **区** | ● **都の協定締結団体等と連携して、石綿飛散防止対策を実施**<br>● **住民、作業員、ボランティア等への石綿ばく露防止の注意喚起**<br>● **建築物等からの飛散・ばく露防止の応急措置の支援・実施** |
| **建築物所有者等** | ● **建築物等の倒壊・損壊に伴う飛散・ばく露防止の応急措置を実施** |
| 都環境局 | ● 都民、作業員、ボランティア等への石綿ばく露防止の注意喚起<br>● 協定締結団体等と連携して、石綿飛散防止対策を実施<br>● 建築物等からの飛散・ばく露防止の応急措置の支援 |

**イ　業務手順**

＜一般的な事故報告等の流れ＞




**ウ　詳細な取組内容**

（ア）　石油等危険物施設の応急措置

**■ 区**

事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。

- 区民に対する避難の指示等
- 区民の避難誘導
- 避難所の開設、避難住民の保護
- 情報提供、関係機関との連絡

**■ 事業者等**

発災により施設が被害を受けた場合や事故が発生した場合、又は危険が予想される場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。

### （イ）　火薬類保管施設の応急措置

**■ 区**

事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。

- 区民に対する避難の指示等
- 区民の避難誘導
- 避難所の開設、避難住民の保護
- 情報提供、関係機関との連絡

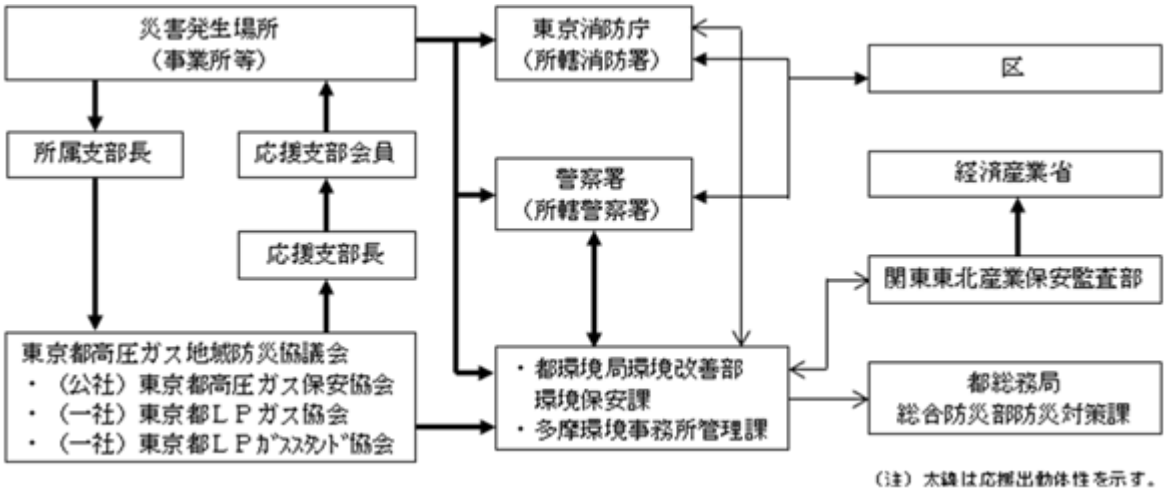
**■ 事業者等**

発災により施設が被害を受けた場合や事故が発生した場合、又は危険が予想される場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。

### （ウ）　高圧ガス保管施設の応急措置

#### a　高圧ガス震災時応援連絡体制

- 高圧ガス漏えい事故が発生し、災害が拡大するおそれがある場合には、東京都高圧ガス地域防災協議会が指定している防災事業所が応援出動する。
- 防災事業所自体が地震の被害を受け出動できない場合は、被害を受けていない地域の協議会支部が、ガスの種類に応じ、支部単位で応援出動する態勢をとることとし、応援の要請を受けた支部長は、連絡網を通じて支部の会員をまとめ応援出動する。




#### b　高圧ガス漏えい事故発生時の広域連絡体制

高圧ガス貯蔵施設が被害を受け塩素ガス等の有毒ガスが漏えいした場合、気体としての特性から、都県境を越えるなど広範囲に被害が拡大するおそれがある。このため、都は近接の他県市との間に広域情報連絡体制を定めている。

#### c　高圧ガス大規模漏えい時に係る連絡通報窓口

#### d　関係機関による通報

関係機関は高圧ガス大規模漏えい等緊急の場合、所定の様式に基づき通報する。

e　機関別の対応措置

**■　警視庁（第十方面本部、各警察署）**

- ガス漏れ等の事故が発生した場合、関係機関と連絡通報を行う。
- 区長が避難の指示を行うことができないと認めたとき、又は区長から要求があったときは、避難の指示を行う。
- 避難区域内への車両の交通規制を行う。
- 避難路の確保及び避難誘導を行う。

**■　区**

事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。

- 区民に対する避難の指示等
- 区民の避難誘導
- 避難所の開設、避難住民の保護
- 情報提供、関係機関との連絡

**■　防災事業所**

高圧ガスの移動や事業所における事故に対し、出動要請を受けて応援出動する。

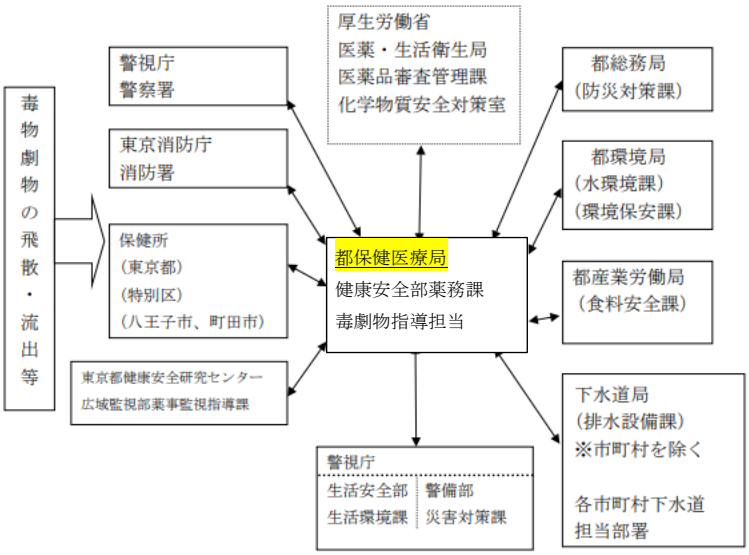
**■　事業者等**

発災により施設が被害を受けた場合や事故が発生した場合、又は危険が予想される場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。

（エ）　毒物・劇物取扱施設の応急措置

a　連絡系統

（機関別対応措置）




b　機関別対応措置

**■　都保健医療局、区**

- 毒物・劇物取扱事業者に対して、毒物・劇物の飛散、漏えい、浸透、及び火災等による有毒ガスの発生を防止するための応急措置を講ずるよう指示する。
- 毒物・劇物が飛散、漏えいした場合には、中和剤等による除毒作業を毒物・劇物取扱事業者に対し指示する。
- 関係機関との連絡を密にし、毒物・劇物に係る災害情報の収集、伝達に努める。

**■　警視庁（第十方面本部、各警察署）**

- 毒物・劇物の飛散、漏出等の事故が発生した場合、関係機関と連絡通報を行う。
- 区長が避難の指示を行うことができないと認めたとき、又は区長から要求があったときは、避難の指示を行う。
- 避難区域内への車両の交通規制を行う。
- 避難路の確保及び避難誘導を行う。

**■　区**

事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。

- 区民に対する避難の指示等
- 区民の避難誘導
- 避難所の開設、避難住民の保護
- 情報提供、関係機関との連絡

**■　事業者等**

発災により施設が被害を受けた場合や事故が発生した場合、又は危険が予想される場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。

### （オ）　化学物質関連施設の応急措置

**■ 区**

a　化学物質対策

適正管理化学物質取扱事業者から事故に関する情報を収集し、必要に応じて同事業者に応急措置を実施するよう指示するとともに、関係機関に情報を提供する。

b　PCB 対策

PCB 保管事業者等から事故に関する情報を収集し、必要に応じて同事業者等に破損、漏洩している機器の調査・確認を行うとともに、応急措置の実施及び PCB 汚染状況を表示するよう指示する。また、関係機関に情報を提供する。

**■ 事業者等**

c　化学物質対策

適正管理化学物質取扱事業者は、事故により危険が想定される場合は速やかに区及び関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。

d　PCB 対策

発災により PCB 機器が破損・漏えいしている場合、又は危険が予想される場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。

### （カ）　放射線等使用施設の応急措置

**■ 区**

関係機関との連絡を密にし、事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。

- 区民に対する避難の指示等
- 区民の避難誘導
- 避難所の開設、避難住民の保護
- 情報提供、関係機関との連絡

（キ）　石綿含有建築物等の応急措置

**■ 区**

- 住民、作業員、ボランティア等に対し、石綿ばく露防止について注意喚起を行う。
- 都の協定締結団体と連携して、倒壊建築物等の石綿露出状況調査及び環境モニタリングを実施する。
- 建築物所有者等が実施する応急措置の支援を行い、必要に応じて応急措置を実施する。

**■ 建築物所有者等**

- アスベストの露出等が確認された場合は、速やかに飛散・ばく露防止の応急措置を実施する。

(2) 危険物輸送車両等の応急対策

ア　対策内容と役割分担

（ア）　危険物輸送車両等の応急対策

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| **区** | **● 必要に応じ、区民に対する避難の指示等の措置を実施** |
| **事業者等** | **● 危険が想定される場合等は関係機関への通報等、応急措置** |
| 都環境局 | ● 関係機関との密接な情報連携<br>● 必要な場合、一般高圧ガス等の移動制限又は一時禁止等の緊急措置を命令<br>● 災害拡大のおそれがある場合、防災事業所に応援出動を要請 |
| 警視庁<br>第十方面本部<br>各警察署 | ● 事故の状況把握及び区民等に対する広報<br>● 施設管理者等に対し、被害拡大等防止の応急措置を指示<br>● 関係機関と連携を密にし、事故の状況に応じた交通規制、警戒区域の設定、救助活動等の措置 |
| 東京消防庁<br>第十消防方面本部<br>各消防署 | ● 関係機関と密接な情報連絡を行う<br>● 災害応急対策の実施 |
| 関東東北産業保安監督部 | ● 都及び関係機関との密接な情報連絡<br>● 高圧ガス輸送者に対して、必要に応じ、移動制限又は一時禁止等の緊急措置命令 |
| 関東運輸局 | ● 危険物輸送の実態に応じた対策を推進 |
| 第三管区海上保安本部<br>（東京海上保安部）<br>（東京湾海上交通センター） | ● 関係事業者等に対し災害の実態に応じた措置を指導 |
| JR 貨物 | ● 事故の拡大等防止のため、立入禁止等の措置<br>● 消防、警察等の関係機関への通報 |

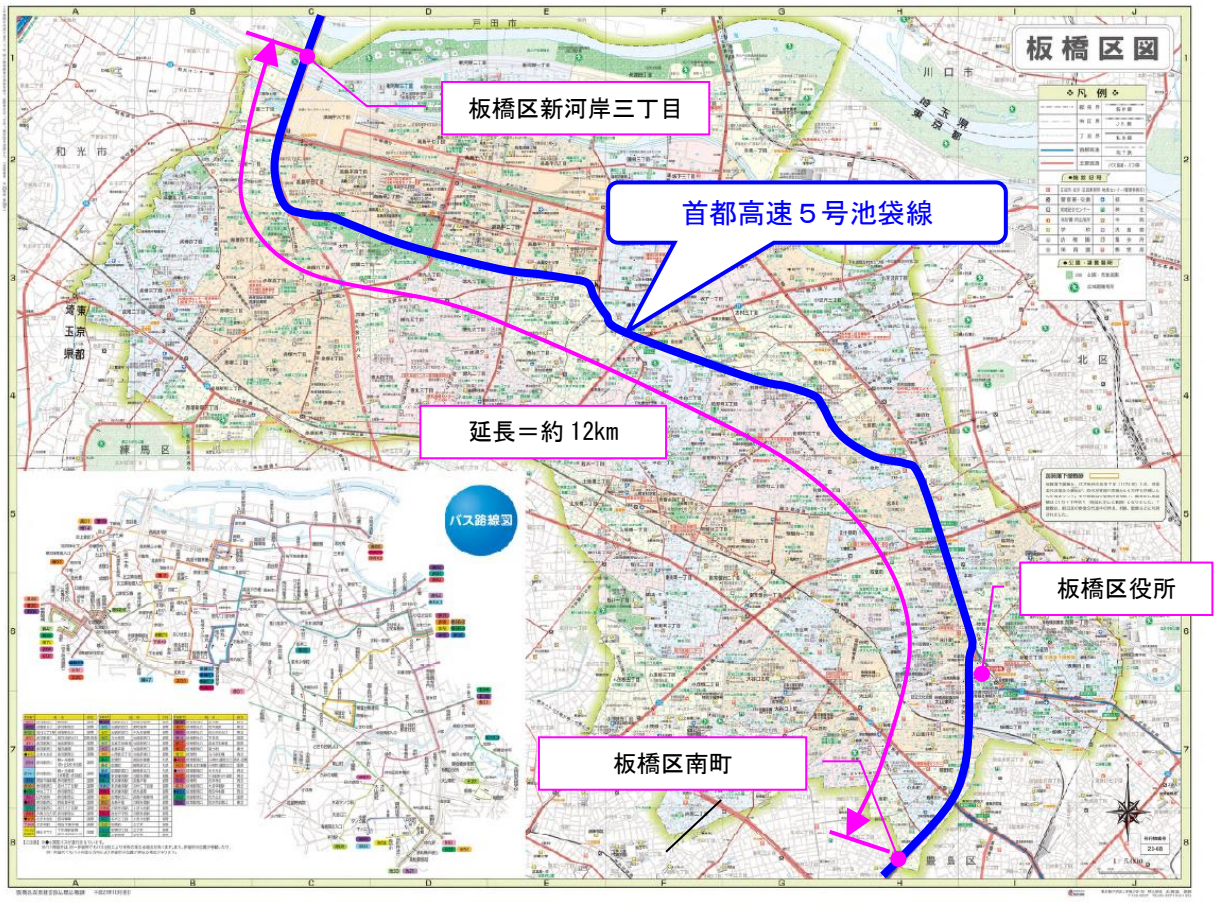
（イ）　核燃料物質輸送車両等の応急対策

核燃料物質の輸送中に、万一事故が発生した場合のため、国の関係省庁からなる「放射性物質安全輸送連絡会」（昭和 58 年 11 月 10 日設置）において安全対策を講じる。

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| **区** | **● 関係機関と連絡を密にし、必要に応じ、区民に対する避難の指示等の措置を実施** |
| **事業者等** | **● 関係機関への通報等、応急の措置を実施**<br>**● 警察官等の到着後は、情報を提供し、指示に従い適切な措置を実施** |

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| 原子力規制委員会<br>国土交通省<br>厚生労働省<br>総務省<br>環境省<br>警察庁<br>総務省消防庁<br>海上保安庁 | ● 放射性物質輸送事故対策会議の開催<br>● 派遣係官及び専門家の対応 |
| 都総務局 | ● 事故の通報を受け、直ちに関係機関に連絡<br>● 国への専門家の派遣要請や都民の避難等の措置 |
| 警視庁<br>　第十方面本部<br>各警察署 | ● 事故の状況把握及び区民等に対する広報<br>● 施設管理者等に対し、被害拡大等防止の応急措置を指示<br>● 関係機関と連携を密にし、事故の状況に応じた交通規制、警戒区域の設定、救助活動等必要な措置 |
| 東京消防庁<br>　第十消防方面本部<br>　各消防署 | ● 事故の通報を受けた旨を都総務局に通報<br>● 事故の状況に応じ、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施 |
| 第三管区<br>海上保安本部 | ● 事故の状況に応じ、原子力事業者等と協力して、現場海域への立入制限、人命救助等に関する必要な措置を実施<br>● 都知事からの要請を受け、動員されたモニタリング要員等を搭載しての海上モニタリングの支援 |

【核燃料物質の想定輸送ルート】



### イ　詳細な取組内容

#### （ア）　危険物輸送車両等の応急対策

**■ 区**

事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。

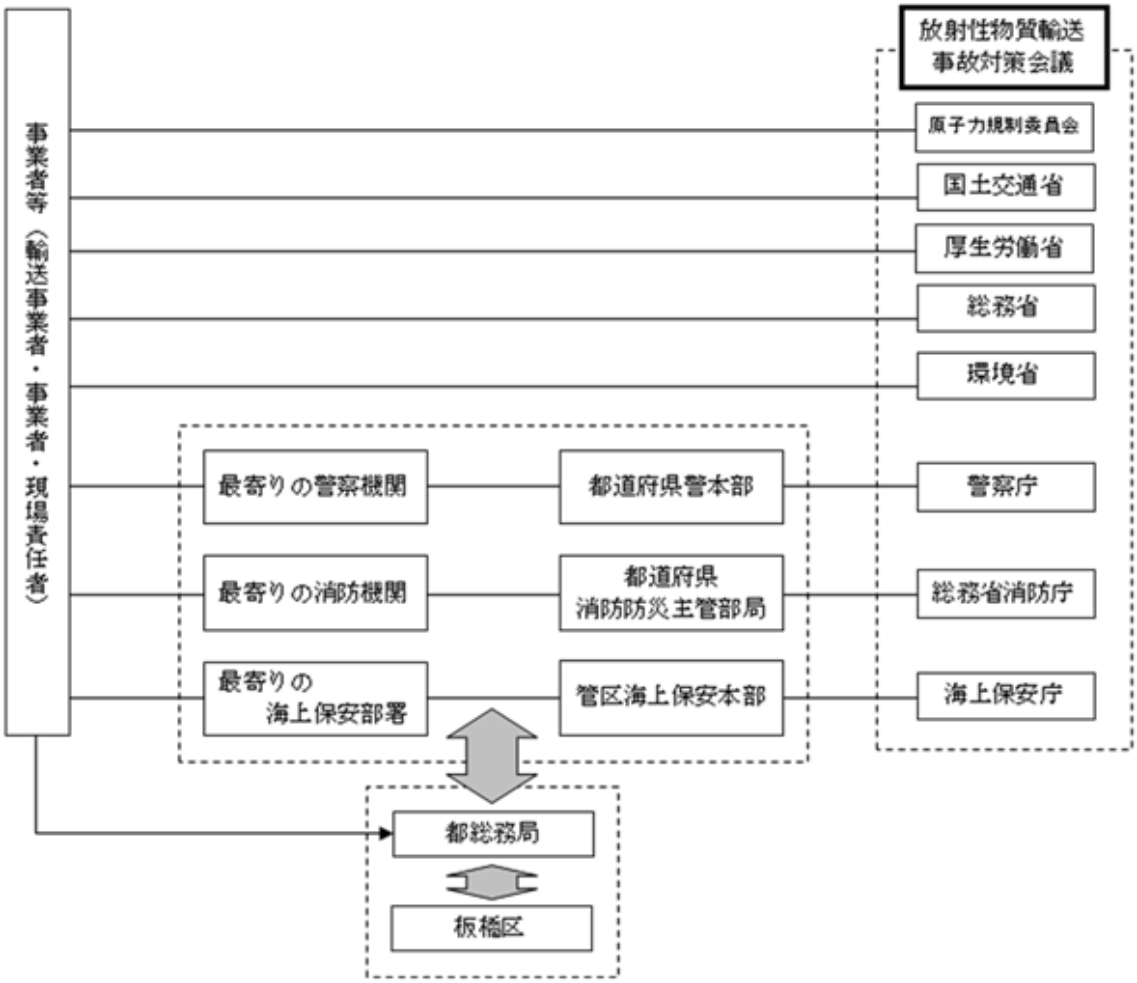
- 区民に対する避難の指示等
- 区民の避難誘導
- 避難所の開設、避難住民の保護
- 情報提供、関係機関との連絡

**■ 事業者等**

発災により施設が被害を受けた場合や事故が発生した場合、又は危険が予想される場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。

#### （イ）　核燃料物質輸送車両の応急対策

##### a　情報連絡体制




##### b　各機関の対応

**■ 区**

**(a)　事故情報の収集・連絡**

都総務局と連携し、事故の状況、事業者及び関係機関の応急対策の活動状況等の情報を収集する。

(b)　区民への広報

- 区長は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請を行う。
- 事故の状況に応じて速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制及び災害対策本部の設置等、必要な体制をとるものとし、機関相互の連携を図る。
- 国が原子力緊急事態宣言を発出し、原子力災害対策本部及び現地災害対策本部を設置した場合、区災対本部を設置し、必要に応じて次の措置を講ずる。
  - 退避・避難収容活動
  - 緊急輸送活動
  - 事故状況の情報収集、被害状況の調査
  - 各種規制措置と解除（飲料水・飲食物の摂取制限等）
  - 区民の健康調査
- 関係機関と連絡を密にし、事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。
  - 区民に対する避難の指示等
  - 区民の避難誘導
  - 避難所の開設、避難住民の保護
  - 情報提供、関係機関との連絡

**■ 事業者等**

- 事故発生後直ちに、関係機関への通報、人命救助、立入制限等事故の状況に応じた応急の措置を講ずる。
- 警察官、海上保安官又は消防吏員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な措置をとる。

### (3) 危険動物の逸走時対策

#### ア　対策内容と役割分担

区民が飼養している特定動物等（特定動物及びその他人に危害を加える恐れのある危険動物）の危険動物の逸走の通報があった場合は、関係各局の協力の下、動物の保護、収容場所の確保、飼い主情報の収集等を行う。

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| **区** | **● 事故時には必要に応じ、次の措置を実施<br>● 区民に対する避難の指示等<br>● 区民の避難誘導<br>● 避難所の開設、避難住民の保護<br>● 情報提供、関係機関との連絡** |
| 警視庁<br>第十方面本部<br>各警察署 | ● 情報の受理及び伝達並びに必要な措置（警察官職務執行法） |
| 都総務局 | ● 情報収集並びに国及び他府県等との連絡調整等の運営管理 |
| 都保健医療局 | ● 情報収集、特定動物等の捕獲等に関する措置及び関連局（庁）との連絡調整 |
| 都産業労働局 | ● 産業動物の飼い主に対する逸走した家畜の捕獲等を指導 |
| 都建設局 | ● 都立動物園の逸走動物の捕獲等必要な措置 |
| 東京消防庁<br>第十消防方面本部<br>各消防署 | ● 情報の受理及び伝達並びに被災者の救助及び搬送 |

# 第5章　医療救護・保健等対策

【医療救護活動におけるフェーズ区分】

| 区　分 | | 想定される状況 |
|---|---|---|
| 0 | 発災直後<br>（発災～６時間） | 建物の倒壊や火災等の発生により、傷病者が多数発生し、救出救助活動が開始される状況 |
| 1 | 超急性期<br>（６～72 時間） | 救助された多数の傷病者が医療機関に搬送されるが、ライフラインや交通機関が途絶し、被災地外からの人的・物的支援の受入れが少ない状況 |
| 2 | 急 性 期<br>（72 時 間 ～ １ 週 間 程 度） | 被害状況が少しずつ把握でき、ライフライン等が復旧し始めて、人的・物的支援の受入体制が確立されている状況 |
| 3 | 亜急性期<br>（１週間～１か月程度） | 地域医療やライフライン機能、交通機関等が徐々に復旧している状況 |
| 4 | 慢 性 期<br>（１～３か月程度） | 避難生活が長期化しているが、ほぼ復活して、地域の医療機関や薬局が徐々に再開している状況 |
| 5 | 中 長 期<br>（３か月以降） | 医療救護所がほぼ閉鎖されて、通常診療がほぼ回復している状況 |

【主な医療救護活動】

災害時の医療救護活動のフェーズ区分と必要な活動

| 全体概要 | フェーズ0 発災直後<br>発災～6時間まで | フェーズ1 超急性期<br>72時間まで | フェーズ2 急性期<br>1週間程度まで | フェーズ3 亜急性期<br>1か月程度まで | フェーズ4 慢性期<br>3か月程度まで | フェーズ5 中長期<br>3か月程度以降 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 医療ニーズ | 外傷治療・救命救急のニーズ | | | 慢性疾患治療、被災者・支援する職員等の健康管理、公衆衛生的なニーズ | | |
| 必要な医療救護活動 | 都内全域の広域的な活動 | | | 区市町村中心の救護活動 | | |
| ① 区 | | 緊急医療救護所の設置・運営 | | | | |
| 区市町村災害医療コーディネーター | | 地区医療救護班・歯科医療救護班・薬剤師班等の派遣 | | | | |
| | | 避難所医療救護所・医療救護活動拠点・災害薬事センターの設置 | | | | |
| ② 都 | 災害医療コーディネーターの参集<br>医療対策拠点の設置 | | | | | |
| | 東京DMATの活動 | | 都医療救護班・歯科医療救護班・薬剤師班等の派遣 | | | |
| 東京都災害医療コーディネーター | | | 主に日本DMATによる支援活動 | | | |
| 地域災害医療コーディネーター | | | | 主に他道府県の医療救護班による支援活動 | | |
| ③ 災害拠点病院 | | | 主に重症者の収容・治療 | | 平常時の医療体制へ徐々に移行 | |
| ④ 災害拠点連携病院 | | | 主に中等症者又は容態の安定した重症者の収容・治療 | | 平常時の医療体制へ徐々に移行 | |
| ⑤ 災害医療支援病院<br>⑥ 診療所等 | | | 診療継続または区市町村の定める医療救護 | | 平常時の医療体制へ徐々に移行 | |

※ 被害状況等により、活動期間は、長期化または短縮します

# 第1節　初動医療体制等

## (1) 医療情報の収集伝達体制

### ア　対策内容と役割分担

区は、都と連携し、医療機関の被害状況や活動状況、区が設置する医療救護所の情報等について迅速かつ的確に把握する。

| 機　関　名 | 活　動　内　容 |
|---|---|
| 区 | ● 区医師会及び区災害医療コーディネーター等と連携して、人的被害及び医療機関(診療所、歯科診療所及び薬局)の被災状況や活動状況等を把握し、圏域内の医療対策拠点に報告<br>● 地域住民に対する相談窓口の設置 |
| 区医師会<br>区歯科医師会<br>区薬剤師会 | ● 被害状況及び活動状況等を把握し、区へ報告 |
| 都保健医療局 | ● 都保健医療局を保健医療福祉調整本部（※）として位置付け、関係各機関と協力し、以下本章における保健医療活動の総合調整を図る。<br>● 区市町村、東京消防庁、都医師会、都歯科医師会及び都薬剤師会など関係機関と連携し、東京都災害医療コーディネーターを中心に被害状況及び活動状況等を収集<br>● 東京都地域災害医療コーディネーターは、東京 DMAT や地域災害時小児周産期リエゾンの支援を受け、各二次保健医療圏内の医療機関の被害状況等を収集し、東京都災害医療コーディネーターと情報を共有<br>● 医療機関の被害状況及び活動状況等を区市町村と情報を共有<br>● 各種広報媒体や報道機関等を通じた都民への広報 |

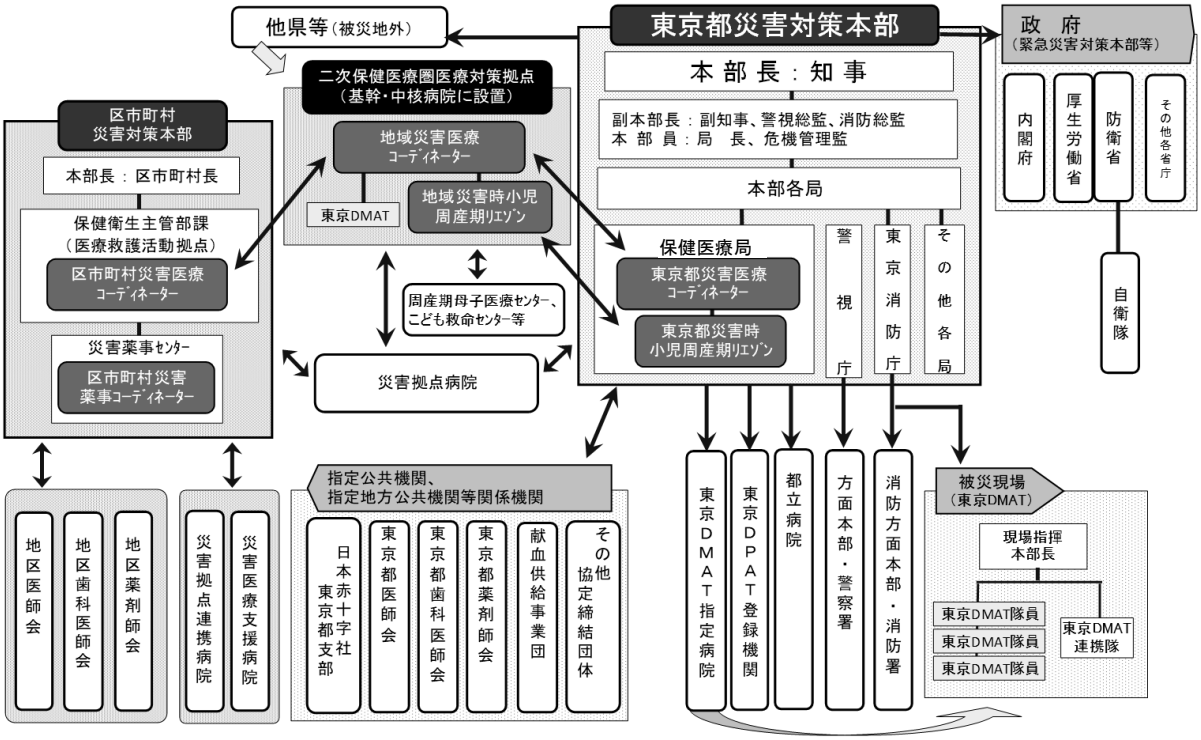
※　保健医療福祉調整本部

平成 29 年７月５日付厚生労働省関係局連名通知「大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備について」において示された組織。

大規模災害時に都道府県災害対策本部の下に設置され、保健医療活動チームの派遣調整、保健医療活動に関する情報連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整を行う。

イ　業務手順

【発災直後の連携体制（イメージ）】




ウ　詳細な取組内容

■　区

- 区医師会及び区災害医療コーディネーター等の関係機関と連携して、人的被害、診療所、歯科診療所及び薬局の被災状況や活動状況等を把握し、関係機関で情報収集するとともに圏域内の地域災害医療コーディネーターに対して報告する。
- 医療救護所の設置状況や医療機関の活動状況を地域住民に周知する。
- 初期医療活動を円滑に実施するために、区内の医療機関及び医療救護班との連絡態勢の確立に努める。

(2)　初動期の医療救護活動

ア　対策内容と役割分担

| 機　関　名 | 活　動　内　容 |
|---|---|
| 区 | ● 災害時における医療救護を一次的に実施<br>● 区災害医療コーディネーターの助言を受け、区内の医療救護活動等を統括・調整<br>● 避難所医療救護所等を設置・運営<br>● 急性期以降は、医療救護活動拠点を設置して、医療救護所や在宅療養者への医療支援について調整<br>● 避難所等において定点・巡回診療を実施<br>● 区医師会、区歯科医師会及び区薬剤師会との協定に基づき、医療救護を実施するよう要請<br>● 医療救護体制が不足する場合には、東京都地域災害医療コーディネーターに応援を求める<br>● 災害薬事センターを設置して区災害薬事コーディネーターの管理の下、医薬品供給や薬剤師班派遣業を調整 |

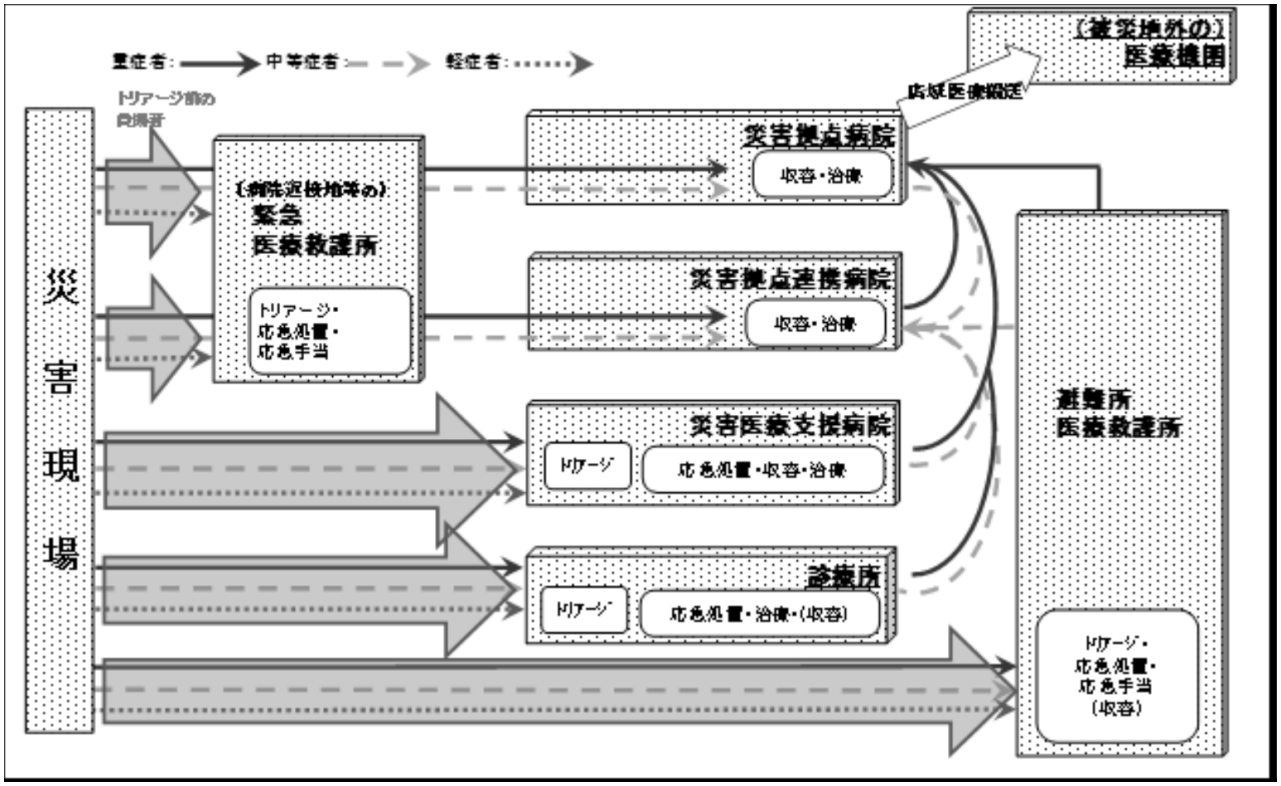
| 機　関　名 | 活　動　内　容 |
|---|---|
| 区医師会 | ● 区から「災害時の医療救護活動についての協定（資料震 2.6.52)」に基づく医療救護班の派遣要請があった場合は、ただちに医療救護班を編成し活動を開始 |
| 区歯科医師会 | ● 区から「災害時の歯科医療救護活動についての協定（資料震 2.6.54)」に基づく歯科医療救護班の派遣要請があった場合は、ただちに歯科医療救護班を編成し活動を開始 |
| 区薬剤師会 | ● 区から「災害時の救護活動についての協定（資料震 2.6.58)」に基づく薬剤師の派遣要請があった場合は、ただちに薬剤師班を編成し活動を開始 |
| 区柔道整復師会 | ● 区から「災害時の医療救護活動についての協定（資料震 2.6.51)」に基づく協力要請があった場合は、応急救護の実施及び衛生材料の提供等、医療救護活動等に協力する。<br>● 医療救護所において行う応急救護は、医師の指示により実施 |
| 医療ボランティア | ● 被災者に対する医療救護活動 |
| 都保健医療局 | ● 医療救護に関する総合的な指揮命令及び連絡調整<br>● 東京都災害医療コーディネーターの助言を受け、都内全域の医療救護活動等を統括・調整<br>● 東京都災害時小児周産期リエゾンの助言を受け、都内全域の小児周産期領域に係る医療救護活動等を統括・調整<br>● 医療機関の空床利用や収容能力の臨時拡大等を要請<br>● 災害発生現場等の多数傷病者に対し救命処置を実施するため、東京 DMAT を派遣<br>● 災害時の精神科医療ニーズに対応するため、東京 DPAT を派遣<br>● 区市町村から要請があった場合、又は都において医療救護の必要があると認めた場合は、都医療救護班等を派遣<br>● 東京都立病院機構のほか、都医師会、日赤東京都支部、災害拠点病院に都医療救護班を、都歯科医師会に都歯科医療救護班を、都薬剤師会に都薬剤師班の派遣をそれぞれ要請し、医療救護所等へ派遣<br>● 医療救護体制が不足する場合には、九都県市相互応援協定等に基づき、応援を要請<br>● 相互応援協定等に基づく医療救護班や日本DMAT等医療救護チームの要請・受入システムや医療スタッフ等の受入体制を確立し、活動拠点等を確保<br>● （各二次保健医療圏）<br>● 基幹災害拠点病院及び地域災害拠点中核病院に二次保健医療圏医療対策拠点を設置<br>● 東京都地域災害医療コーディネーターは、東京 DMAT の支援を受け、都職員とともに圏域内の医療救護活動等を統括・調整<br>● 東京都地域災害医療コーディネーターは、必要に応じて地域災害医療連携会議を開催し、圏域内の医療救護活動を調整<br>● 地域災害時小児周産期リエゾンは、都職員とともに圏域内の小児周産期領域に係る医療救護活動を統括・調整<br>● 都保健所は、公衆衛生的見地から地域災害医療コーディネーター及び市町村を支援 |
| 東京消防庁<br>第十消防方面本部<br>各消防署 | ● 都保健医療局と連携して、可能な範囲で救急隊を派遣<br>● 東京ＤＭＡＴと連携して、救命処置等を実施 |
| 日赤東京都支部 | ● 都からの要請又は自主的な判断に基づき、積極的に医療救護活動等に協力する。<br>● 医療救護班は、都と締結した「災害救助又はその応援の実施に関する業務委託契約」に基づき、都医療救護班として医療及び助産救護活動等を行う。<br>● 血液救護班を設置し、災害時の救護活動における輸血用血液供給業務を実施 |
| 献血供給事業団 | ● 都から「災害時における血液製剤の供給業務に関する協定書」に基づく血液製剤等の供給要請があった場合は、日赤東京都支部などと協力して行う。<br>● 都外から血液製剤の輸送要請があった場合、東京都赤十字血液センター等と協力して行う。 |

イ　業務手順

- 都は、医療機関に対して、空床の確保や収容能力の臨時拡大等の対応を行うよう要請する。
- 都は、東京 DMAT を被災現場に派遣し、救出救助の部隊と連携して多数傷病者等の救命処置等を実施する。都から出場要請を受けた東京 DMAT は、東京消防庁とともに被災現場へ出場し、東京消防庁の指揮下で救命処置等の医療救護活動を行う。
- 都は、都医師会、都歯科医師会、都薬剤師会及び日赤東京都支部等の関係機関に対して、都医療救護班、都歯科医療救護班及び都薬剤師班（以下この章において「都医療救護班等」という）の編成を要請し、区からの要請を受けて派遣する。
- 都医療救護班等は、区の計画等に基づき、区が設置した医療救護所等において医療救護活動を実施する。
- 都は、都内被害状況に応じ東京 DPAT を派遣する。
- 医療救護所を設置する場所は、原則として 500 人以上の避難所、福祉避難所、医療機関及び災害現場とする。

【災害時医療救護の流れ】

※ 災害拠点病院は主に重症者を、災害拠点連携病院は主に中等症者を受入れる。
　災害医療支援病院は、専門医療や慢性疾患への対応、その他医療救護活動を行う。



【緊急医療救護所等】

| 名称 | 説明 |
|---|---|
| 緊急医療救護所 | 区が、発災直後速やかに、災害拠点病院などの近接地等（病院開設者の同意がある場合は、病院敷地内を含む。）に設置する医療救護所で、主に傷病者のトリアージ、軽症者に対する応急処置及び搬送調整を行う場所。 |
| 医療救護活動拠点 | 区コーディネーターを中心に、医療救護活動方針の確認や、情報収集・情報交換等を行う。特に、医療機関や緊急医療救護所における人的・物的不均衡がないか確認し、医療救護活動が継続的に行えるよう調整をする場所。 |

### ウ　詳細な取組内容

#### （ア）　災害医療コーディネーターの活動

| 名称 | 活動内容 |
|---|---|
| 東京都<br>災害医療コーディネーター | 都が把握する被災地の負傷者の状況及び医療機関の対応状況を踏まえ、東京 DMAT、医療救護班等の派遣や医療救護所、医療機関の確保等について都に対して医学的な助言を行う。 |
| 東京都地域<br>災害医療コーディネーター | 二次保健医療圏域内の負傷者の状況、医療機関の対応状況等を踏まえ、東京都災害医療コーディネーターに必要な支援を要請する。 |
| 板橋区<br>災害医療コーディネーター | 板橋区の医療救護活動を統括・調整するため、区に対して医学的な助言を行う、区が指定する医師。 |

#### （イ）　災害時小児周産期リエゾンとの連携活動

| 名称 | 活動内容 |
|---|---|
| 東京都<br>災害時小児周産期リエゾン | 重点的に小児周産期領域に係る医療救護活動を行う地域の選定、多数傷病者を受け入れる二次保健医療圏の設定、等について、東京都災害医療コーディネーターと連携の上、都に対して医学的な助言を行う。 |
| 地域<br>災害時小児周産期リエゾン | 小児周産期領域に係る二次保健医療圏域内の負傷者の状況、医療機関の対応状況等を踏まえ、災害時小児周産期リエゾンと調整する。 |

#### （ウ）　東京 DMAT との連携活動

**■　東京消防庁（第十消防方面本部、各消防署）**

東京 DMAT が出場する場合には、連携活動を行う。

■東京 DMAT の活動
- ●東京 DMAT の出場に当たっては、医療対策拠点における東京都地域災害医療コーディネーターの支援活動を除いて東京消防庁との連携によることとし、「東京 DMAT 運営要綱」に基づき活動する。
- ●災害発生直後からおおむね 72 時間後までの間、災害発生現場等、医療の空白地帯において、多数傷病者に対し救命処置を実施するため、東京 DMAT を派遣する。
- ●都は、東京 DMAT チームが効果的な活動を行えるよう、東京 DMAT 指定病院と情報の共有等を行うなど連携を密にするとともに、医療従事者等の迅速かつ円滑な派遣に努める。
- ●都は、各被災現場の被害状況、出場可能な指定病院及びチーム数等を踏まえ、出場先及び出場順序について、福祉保健局、東京消防庁で協議の上、決定する。決定に際しては、東京都災害医療コーディネーターに助言を求めることができる。

●都は、災害現場の東京 DMAT チームとの連絡体制の確立に努めるとともに、必要に応じ東京 DMAT に対し、医療資器材等の支援を行う。
●都は、東京都地域災害医療コーディネーターの活動を補佐するため、医療対策拠点に、東京 DMAT を派遣する。
●他県からの応援 DMAT の受入れに当たっては厚生労働省（DMAT 事務局）と調整する。
●他県からの応援 DMAT 及び応援医療救護班の活動状況等について、派遣した当該他道府県市等へ情報提供する。

### （エ）　東京 DPAT との連携活動

**■　都福祉局**

■東京 DPAT の活動
- 東京 DPAT は、「東京都災害派遣精神医療チーム運営要領」に基づき活動拠点本部での活動や被災区市町村での精神保健医療活動等を行う。
- 災害発生直後から、被災した精神科病院の患者の搬送の支援や急性増悪患者の対応、災害派遣医療チーム等との連携を行うため、東京 DPAT を派遣する。
- 都は、各被災現場の被害状況、出場可能な登録医療機関及びチーム数等を踏まえ、出場先及び出場順序について、都福祉局が決定する。決定に際しては、必要に応じて東京都災害医療コーディネーターに助言を求める。
- 他県からの応援 DPAT の受入れに当たっては厚生労働省（DPAT 事務局）と調整するとともに、活動状況等について、派遣した当該他道府県市等へ情報提供する。

### （オ）　緊急医療救護所の設置

**■　区**

- 区は、発災後すみやかに緊急医療救護所を設置する。
- 緊急医療救護所を設置する場所は、災害拠点病院・災害拠点連携病院等の医療機関の敷地内、又は、医療機関近接地の公園・公共施設等とする。
- 緊急医療救護所では、一次トリアージ、重傷者・中等症者の搬送、軽症者の応急手当を行うとともに、災害対策本部と連携して避難所への誘導等を行う。

### （カ）　医療救護活動拠点の設置

**■　区**

- 区は、発災後ただちに健康推進課（区役所３階）に医療救護活動拠点を設置する。
- 医療救護活動拠点では、区災害医療コーディネーターを中心に緊急医療救護所でのトリアージや傷病者に適した医療支援について調整するほか、区内の医療機関の情報を収集し、医療機関の調整を行う。

### （キ）　医療救護班等の活動

**■　医療救護班、歯科医療救護班、薬剤師班**

医療救護班等の活動は、被災直後の超急性期においては、災害拠点病院及び災害拠点連携病院の敷地内または近接地に設置する緊急医療救護所を中心とし、その後は、避難所等における医療救護所を中心とする。

a　医療救護班等の活動内容

| 区　分 | 内　　容 |
|---|---|
| 医療救護班 | ● 傷病者に対するトリアージ<br>● 傷病者に対する応急処置及び治療<br>● 傷病者の収容医療機関への転送の要否及び搬送順位の決定<br>● 助産救護<br>● 死亡の確認及び遺体の検案への協力<br>● 以上のほか、状況に応じて遺体の検案に協力する。 |
| 歯科医療救護班 | ● 傷病者に対するトリアージの協力<br>● 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置<br>● 災害拠点病院等への転送の要否及び転送順位の決定<br>● 避難所内における転送の困難な患者、軽症患者等に対する歯科治療、衛生指導<br>● 検視・検案に際しての法歯学上の協力 |
| 薬剤師班 | ● 医療救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導<br>● 傷病者に対するトリアージの協力<br>● 医療救護所及び医薬品の集積場所等における医薬品等の仕分け、管理及び受発注<br>● 一般用医薬品を活用した被災者の健康管理支援<br>● 避難所の衛生管理・防疫対策への協力 |

b　医療救護班の編成・派遣等

(a) 区は、板橋区医師会、板橋区歯科医師会及び板橋区薬剤師会との災害時における協定に基づき、医療救護班、歯科医療救護班、薬剤師班の編成・派遣を要請する。

■参照（別冊「資料編」）
資料震 2.6.52　災害時の医療救護活動についての協定書（板橋区医師会）
資料震 2.6.53　緊急災害時救急医療機関及び収容施設（板橋区医師会）
資料震 2.6.54　災害時の歯科医療救護活動についての協定書（板橋区歯科医師会）
資料震 2.6.58　災害時の救護活動についての協定書（薬剤師会）

(b) 区は、上記の派遣状況を都保健医療局へ報告する。

(c) 区の対応能力のみでは十分な医療救護活動が困難な場合は、地域災害医療コーディネーターに協力を要請するものとする。

(d) 医療救護班等は、主に緊急医療救護所、医療救護所等で活動するほか、避難所等の巡回を行うものとする。

■参照（別冊「資料編」）
資料震 2.8.1　医療救護所一覧

（ク）　医療救護活動協力機関の活動内容

■　都看護協会

都看護協会は、医療救護所等において、看護業務を行う。

■　柔道整復師会、区

● 区は、板橋区柔道整復師会との災害時における協定に基づき、負傷者の応急手当についての協力を要請する。

■参照（別冊「資料編」
資料震 2.6.51　災害時の医療救護活動についての協定書

- 都柔道整復師会は、医療救護所等において、医師の指示に基づく応急救護を行う。

**■　医療ボランティア、区**

- 区は、医療ボランティアの受入れを円滑に行うため、窓口を設置する。
- 医療ボランティアは、医療救護所等において、被災者に対する医療救護活動を行うものとする。

（ケ）　職種による色の定め

**■　医療救護班、歯科医療救護班、薬剤師班、医療救護活動協力機関**

都は、災害現場における相互認識を高めるため職種による色を定め、災害現場で活動する際には、この色のユニホームなどを身に付けることとしている。

区においても、これに準じて色を定める。

| ユニホーム等の色 | 職種 |
|---|---|
| 赤 | 医師・歯科医師 |
| 緑 | 看護師・歯科衛生士・歯科技工士 |
| 青 | 薬剤師 |
| 白 | 臨床検査技師・放射線技師 |
| 紺 | 柔道整復師 |
| 黄 | 事務 |

### (3)　負傷者等の搬送体制

ア　対応内容と役割分担

| 機　関　名 | 内　　容 |
|---|---|
| **区** | **● 被災現場から医療救護所等まで搬送**<br>**● 区が派遣する医療救護班等の医療スタッフの搬送**<br>**● 搬送は、あらかじめ定められた基準に基づく搬送順位に従って、搬送先施設等の受入体制を確認し行う。** |
| 警視庁<br>第十方面本部<br>各警察署<br>自衛隊 | ● ヘリコプター等を活用し、航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）等へ搬送 |
| 都総務局 | ● 災害拠点病院の対応能力では不足する場合に、都は、「九都県市災害時相互応援協定」及び、「首都直下地震応急対策活動要領」に基づき、関係機関に対し医療機関への広域搬送に必要な措置を要請 |
| 都保健医療局 | ● 東京消防庁等の関係機関と調整して、搬送手段を確保<br>● その他協定締結団体等による重傷者等の広域搬送を実施<br>● 災害拠点病院の対応能力では不足する場合に、都は「九都県市相互応援協定」及び、「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づき、関係機関に対し医療機関への広域搬送に必要な措置を要請 |
| 東京消防庁<br>第十消防方面本部<br>各消防署 | ● 搬送は、被災現場等から医療機関への重症者の搬送を優先し、あらかじめ定められた基準に基づく搬送順位に従い、搬送先施設等の受入体制を確認し行う。<br>● 負傷者等の医療機関への搬送は、状況に応じて、都保健医療局と連携して行う。 |

イ　業務手順

- 搬送は、原則として被災現場から医療救護所等までは区が対応し、医療機関又は医療救護所等から災害拠点病院等の病院までは、都及び区が対応する。
- 医療機関や医療救護所で対応できない重症者は、日本ＤＭＡＴなどの医療従事者による医療搬送を中心とする。搬送車両がない場合は、都又は区が調達する。

ウ　詳細な取組内容

**■　区、都、医療機関、東京消防庁等**

（ア）　負傷者の搬送

a　搬送先と役割分担

| 搬送先 | 実施主体（原則） |
|---|---|
| 被災現場から医療救護所等まで | 区 |
| 緊急医療救護所等から災害拠点病院等の病院まで | 都及び区 |

b　緊急医療救護所等から災害拠点病院等の医療機関への搬送体制

(a)　搬送の要請等

緊急医療救護所等で、災害拠点病院又は災害拠点連携病院に収容する必要のある負傷者等が発生した場合、次の対応を行う。

(1)　受入れ先施設の選定を区災害医療コーディネーターに依頼する。

(2)　区災害医療コーディネーターは医療救護活動拠点のスタッフに搬送手段の確保と搬送を指示する。

(3) 区又は都に搬送を要請する。

(b)　搬送手段の確保

- 都及び区は、搬送手段を有する機関と連携して、緊急度や搬送人数等に応じた搬送手段の確保に努める。
- 負傷者等の災害拠点病院等への搬送は、都保健医療局及び区が、東京消防庁等の関係機関と連携し、車両・ヘリコプター（東京都ドクターヘリを含む。）・船舶等により行う。
- 都本部に集まる道路障害物除去情報及び警視庁及び東京消防庁のヘリコプターが収集した画像情報をはじめとした道路交通情報を効果的に活用し、搬送路を決定する。

■参照（別冊「資料編」）
資料震 2.8.2　救急告示医療機関一覧

（イ）　医療スタッフの搬送

- 区が派遣する医療救護班等の医療スタッフの搬送は、原則として区が対応する。また、区医師会等と協議し、発災後すみやかに搬送態勢を確立するよう努める。
- 都が派遣する医療救護班等の搬送は、都が対応する。
- 都医療救護班等の搬送にあたって、既に締結している関係機関との協定に基づき、バス、船舶、トラック等による搬送を活用する。
- 発災直後において道路通行が不可能なときは、医療救護班等の移送手段として、都建設局が所有する水上バス等を活用する。移送に当たっては、清掃船

等により河川障害物除去が行われた後、安全を確保した上で実施する。

（ウ）　医療資器材・医薬品の搬送

区が設置する緊急医療救護所等で使用する医療資器材・医薬品の搬送態勢を確立する。

### (4) 保健衛生体制

#### ア　対策内容と役割分担

避難所等における健康の維持、管理及び増進に関わる保健衛生対策を迅速かつ円滑に行う。

| 各　機　関 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| 区 | ● 保健活動班を編成し、被災住民に対する健康に関する相談を行う。<br>● 保健所は、保健衛生に関して被災住民や営業施設等に対し、必要な情報を速やかに提供する。<br>● 区単独では対応が困難な場合は、都に応援を要請するほか、区が独自に他道府県市等と結ぶ応援協定に基づき、保健活動班の派遣を要請<br>● 派遣職員の受入れ及び搬送体制の確立、並びに活動拠点の確保を図る。<br>● 「環境衛生指導班」による飲料水の安全等環境衛生の確保<br>● 「食品衛生指導班」による食品の安全確保<br>● 被災動物の保護に関する都、関係団体等への協力 |
| 都保健医療局 | ● 保健医療関連施設等の被災状況を把握<br>● DHEAT に関する総合的な連絡調整を行う。<br>● 保健活動班に関する総合的な連絡調整を実施<br>● 区市町村における保健活動班の活動を支援<br>● 区市町村が行う被災者や在宅生活者の健康相談を支援<br>● 関係機関と連携し、被災者に対する適切な保健衛生活動を実施<br>● 被災区市町村からの応援要請に基づき、都内の非（小）被災区市町村、国及び他 道府 県市等 に保健活 動班の派遣を要請<br>● 「環境衛生指導班」による飲料水の安全等環境衛生の確保（特別区及び保健所設置市を除く）<br>● 「食品衛生指導班」による食品の安全確保（特別区及び保健所設置市を除く）<br>● 関係団体等との協働による「動物救援本部」の設置<br>● 負傷又は放し飼い状態の被災動物の保護 |
| 都福祉局 | ● 避難所や福祉関連施設等の被災状況を把握<br>● 被災区市町村からの応援要請に基づき、避難所での精神保健相談、支援者支援等を行う東京 DPAT 及び他県 DPAT を派遣 |

#### イ　業務手順

（ア）　保健衛生に関する情報提供

保健所は、保健衛生に関して被災住民や営業施設等に対し、必要な情報を速やかに提供する。

（イ）　保健活動班の編成・派遣

区は、巡回健康相談等を行うため、保健師・管理栄養士その他必要な職種からなる保健活動班を編成して避難所等に派遣する。

（ウ）　被災動物の保護

都保健医療局は、関係団体等と協力して「動物救援本部」を設置し、関係団体等と協力して被災動物を保護する。

ウ　詳細な取組内容

（ア）　保健所の指揮調整機能支援等

■　**都保健医療局**

- DHEAT に関する総合的な連絡調整を行う。
- 被災区、中核市及び保健所政令市からの要請に基づき、DHEAT を派遣する。
- 国へ他道府県及び指定都市からの DHEAT の応援派遣に関する調整を依頼する。
- 他道府県及び指定都市からの DHEAT の派遣場所の調整を行う。

（イ）　保健活動

■　区

a　保健活動班の編成・派遣等

区は、避難所での健康相談、地域における巡回健康相談、その他必要な保健活動を行うため、保健師・管理栄養士その他必要な職種からなる保健活動班を編成して避難所等に派遣する。

b　保健活動班の活動内容

保健活動班は、環境衛生指導班や食品監視班、防疫班と連携し、避難住民等の健康管理に関して、次の活動を行う。

(a)　避難所における健康相談
(b)　地域における巡回健康相談
(c)　その他必要な保健活動

■　都、区

a　連絡調整等

- 都は、区における保健活動班の活動が円滑に行われるよう支援する。
- 都は、区における保健活動班よる巡回健康相談等が円滑に行われるよう、通信機器を活用した支援を実施する。

b　他県市からの応援保健活動班の受入れ

- 区は、災害時における協定書等に基づき、協定締結先の自治体に、保健活動班の派遣を要請する。
- 区は、都と協議のうえ、必要に応じて応援協定に基づき、他県市への保健活動班の派遣を都に要請する。
- 都は、被災区市町村からの応援要請に基づき、都内の非（小）被災区市町村に保健活動班の派遣要請を行うとともに、国を通じて他道府県市に保健活動班の派遣を要請する。
- 都及び区は、派遣職員の受け入れ及び搬送体制の確立、並びに活動拠点の確保を図る。

### （ウ）　地域精神保健活動

■　**都福祉局**

- 都全体の精神保健に関する情報を収集し、迅速に区へ提供する。
- 被災状況に応じて、東京 DPAT 登録医療機関へ派遣要請を行うとともに、厚生労働省（DPAT 事務局）を通して、他県 DPAT へも派遣要請をし、受入れの調整を行う。
- 被災区市町村の要請に基づき、東京 DPAT 及び他県 DPAT を派遣する。
- 避難所等での精神疾患の急性増悪者等への対応等を行うため、東京 DPAT 及び他県 DPAT を派遣し、災害派遣医療チーム・保健師チーム等と連携により支援を行う。
- 東京 DPAT 及び他県 DPAT は、被災区市町村の災害医療コーディネーターの助言の下、避難所での保健師チーム等との連携により、精神保健相談、精神保健に関する普及啓発等の活動を実施する。
- 東京 DPAT 及び他県 DPAT は、被災区市町村で活動する支援者に対して、支援者の心身の健康を維持できるよう助言等を行う。
- 東京都全域及び区市町村間の精神保健医療に関する連絡調整を行う。
- 都立の３つの精神保健福祉センターにおいて、精神保健福祉相談を実施する。

### （エ）　精神医療体制の確保

■　**都福祉局**

- 東京 DPAT 及び他県 DPAT は、派遣された区市町村内の精神科医療機関の機能補完を行う。

■　**都福祉局、区**

- 必要に応じて電話相談窓口や外来相談窓口を設置する。
- 被災住民の心的外傷後ストレス障がい(PTSD)をも視野に入れて、メンタルヘルスケア体制整備を図り、被災の状況に即して活動する。
- 精神科病院・診療所の外来実施状況について、状況の把握・提供ができるよう努める。

### （オ）　在宅難病患者への対応

- 保健所は、専門医療が必要となる難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等に罹患している在宅難病患者へ必要に応じて医療機関情報の提供や災害医療支援病院での対応を要請する等の支援を行う。
- 都は、区からの要請に応じ、医療機関及び近県市等と連携し、在宅難病患者の搬送及び救護体制の支援に努める。

### （カ）　在宅人工呼吸器使用者への対応

■　**区**

ａ　**安否確認**

区は、「東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針」を活用して作成した「在宅人工呼吸器使用者災害対策リスト」を基に、「災害時個別支援計画」で定めた方法により、在宅人工呼吸器使用者の安否確認を行う。

b　在宅療養の継続や避難等の支援

- 人工呼吸器使用者及び家族に被害状況、医療機関の開設状況等の情報を提供するとともに、できるだけ在宅療養が継続できるよう支援する。
- 在宅療養の継続や避難等に際し、「災害時個別支援計画」による支援が困難な場合は都へ支援を要請する。

■　**都保健医療局**

区からの要請に応じ、人工呼吸器使用者の支援について、医療機関及び他道府県市等と調整に努める。

（キ）　透析患者等への対応

区及び医師会等は、都保健医療局が実施する次の取組に協力する。

＜都が実施する取組＞

- 東京都透析医会及び日本透析医会災害時情報ネットワーク等との連携により、透析医療機関の被災の状況、透析医療の可否について情報を収集し、関係機関に情報を提供する。
- 被災状況に応じ、水の供給、患者搬送について関係機関と調整する。
- 他県市への支援要請について、必要な調整を図る。

（ク）　被災動物の保護

■　区

被災動物の保護に関して都、関係団体等へ協力する。

■　**都保健医療局**

- 負傷又は放し飼い状態の被災動物を保護する。
- 関係団体等と協働し、「動物救援本部」を設置する。

## 第2節　防疫体制の確立

### (1) 対策内容と役割分担

被災地や避難所における防疫対策を迅速かつ的確に行うことにより、感染症の発生及びまん延を防止する。

| 機　関　名 | 活　動　内　容 |
|---|---|
| 区 | ● 災害の種類、程度に即応した防疫活動として、飲料水の消毒や避難所及び患者発生等の消毒、ねずみ族、衛生害虫の駆除等を行う。<br>● 「防疫班」、「消毒班」、「食品衛生指導班」及び「環境衛生指導班」を編成し、防疫活動を実施<br>● 被災戸数及び防疫活動の実施について、都保健医療局に対し、迅速に連絡<br>● 防疫活動の実施に当たって、対応能力が十分でないと認める場合は、都保健医療局又は区医師会に協力を要請<br>● 都が活動支援や指導、区市町村調整を行う場合、協力する。<br>● 被災地や避難所における感染症発生状況の把握<br>● 感染症の流行状況等を踏まえた予防接種の実施<br>● 避難所等における感染症の集団発生時の疫学調査及びまん延防止対策の実施<br>● 一類・二類感染症など入院対応が必要な感染症患者の入院先医療機関の確保及び移送・搬送手段の確保<br>● 保健活動班を編成し、被災住民に対する健康調査及び健康相談を行う。<br>● 被災動物の保護に関する都、関係団体等への協力 |
| 都保健医療局 | ● 区市町村の防疫活動を支援・指導<br>● 都医師会、都薬剤師会等に区市町村の防疫活動に対する協力を要請<br>● 他県市を含め被災地以外の自治体に対して防疫活動への応援要請と連絡調整を実施<br>● 被災地や避難所における感染症発生状況の把握及び情報提供<br>● 感染症の流行状況等を踏まえて区市町村が実施する予防接種に関する指導・調整<br>● 一類・二類感染症など入院対応が必要な感染症患者の入院先医療機関の確保及び移送・搬送手段の確保について保健所と調整<br>● 区市町村が実施する初期防疫活動において防疫用資器材が不足したときは、都保健医療局において調達<br>● 区市町村の衛生管理対策を支援・指導<br>● 「環境衛生指導班」による飲料水の安全等環境衛生の確保（特別区及び保健所設置市を除く）<br>● 「食品衛生指導班」による食品の安全確保（特別区及び保健所設置市を除く）<br>● 区市町村における保健活動班の活動を支援<br>● 「動物救援本部」との協働による動物救護活動、関係機関との連絡調整<br>● 負傷又は放し飼い状態の被災動物の保護 |
| 都医師会 | ● 都保健医療局長(都及び区市が設置する保健所)からの要請に応じて防疫活動に協力<br>● 都保健医療局（都保健所を含む。）又は区市町村と協議の上、防疫活動を実施 |

■参照
第４部第６章第３節　動物救護

### (2) 業務手順

**■ 区**

区は、所属職員や他自治体の応援職員等の中から、「防疫班」、「消毒班」、「食品衛生指導班」及び「環境衛生指導班」を編成（又は担当者を配置）して、防疫活動を実施する。

**【班別役割分担】**

| 班名 | 機関名 | 役割 |
|---|---|---|
| 防疫班 | 区 | ● 健康調査及び健康相談<br>● 避難所等の防疫指導、感染症発生状況の把握<br>● 感染症予防のため広報及び健康指導<br>● 避難所におけるトイレ・ごみ保管場所の適正管理 |
| 消毒班 | 区 | ● 患者発生時の消毒(指導)<br>● 避難所の消毒の実施及び指導 |
| 保健活動班 | 区 | ● 健康調査及び健康相談の実施<br>● 広報及び健康指導 |
| 食品衛生指導班 | 区 | ● 炊飯所、弁当・給食調理場等の衛生確保<br>● 食品集積所の衛生確保<br>● 避難所の食品衛生指導<br>● その他食品に起因する危害発生の防止<br>● 食中毒発生時の対応<br>● 避難所における食品取扱管理者の設置促進等、食品衛生管理体制の確立<br>● 食品の衛生確保、日付管理等の徹底<br>● 手洗いの励行<br>● 調理器具の洗浄殺菌と使い分けの徹底<br>● 残飯、廃棄物等の適正処理の徹底<br>● 情報提供<br>● 殺菌、消毒剤の調整 |
| 環境衛生指導班 | 区 | ● 飲料水の塩素による消毒の確認<br>● 区民への簡易残留塩素検出紙の配布<br>● 区民への残留塩素の確認方法の指導<br>● 避難所の過密状況や衛生状態を調査・確認<br>● 避難所における室内環境の保持や寝具類の衛生確保のための助言・指導<br>● 避難所におけるハエや蚊の防除方法についての助言・指導 |

### (3) 詳細な取組内容

**■ 区**

**ア　対策方針**

（ア）　区は、災害の種類、程度に即応した防疫活動として、避難所での健康相談、避難所の防疫指導、感染症患者の予防・早期発見、飲料水の消毒の確認、避難所及び被災家屋等の消毒、ねずみ族・衛生害虫駆除、食品の衛生確保等を行う。

（イ）　区は、災害時における防疫活動を実施するために、防疫班、消毒班、保健活動班、食品衛生指導班、環境衛生指導班を編成する。

（ウ）区は、被災戸数及び防疫活動の実施状況等について、都保健医療局に報告する。

（エ）　区長は、防疫活動の実施にあたって、区の対応能力では十分でないと認めるときは、都保健医療局（食品衛生指導班、環境衛生指導班）及び地元医師会に協力を要請する。

（オ）　区は、都の実施する防疫活動について、協力しなければならない。

**イ　各班の編成及び役割**

| 班名 | 役割 | 編成 |
|---|---|---|
| 防疫班 | 医療救護班・保健活動班等と緊密に連携をとりながら、被災住民の健康調査を行い、感染症患者の早期発見に努め、被災地や避難所の感染症発生状況を把握するとともに、必要に応じて応急治療・感染拡大防止対策等を行う。 | ● 医師、保健師、又は看護師１名<br>● 事務担当１名 |
| 消毒班 | 防疫班と緊密に連携をとりながら、患者発生時の消毒（指導）・避難所の消毒の実施及び指導を行う。 | ● 消毒担当２名<br>● 運転担当１名 |
| 保健活動班 | 健康調査及び健康相談の実施と並行して、保健所の食品衛生指導班及び環境衛生監視班等の協力を得て、広報及び健康指導を行う。 | ● 保健・栄養担当２名<br>● 事務担当１名 |
| 食品衛生指導班 | 保健所長の指揮のもとに、食品の安全を確保するとともに、都と連携して避難住民に対する食品の衛生的な取扱いの指導等を行う。 | ● 食品衛生監視員１名<br>● 事務担当２名 |
| 環境衛生指導班 | 飲用しようとする水が塩素剤等で消毒されているか、確認を行う。それ以後は、環境衛生指導班が区民に簡易残留塩素顕出紙を配布し、消毒の確認方法を指導する | ● 環境監視員２名<br>● 事務担当２名 |

**ウ　避難所の防疫措置**

（ア）　消毒班は、避難所開設後、直ちにトイレその他の要消毒場所の消毒を行い、以後、トイレ等の生活施設の衛生的管理及び消毒を行う。

（イ）　防疫班は、避難所開設後、速やかに医療救護班、保健活動班と協力して、健康調査及び健康相談を行う。

（ウ）　防疫班は、感染症予防のための広報及び健康指導として、食品衛生監視員及び環境衛生監視員等の協力を得て、次の活動を行う。実施にあたっては、都と協力してポスターの掲示、ビラの配付、拡声器等により周知の徹底を図る。

a　食品の保管方法
b　水洗トイレの使用方法の周知徹底及び仮設トイレの消毒方法
c　屋内清掃、布団干し、害虫・ねずみ等の駆除の方法
d　断水時の手洗い、うがいの方法
e　貯水槽やプール水の安全な活用方法

（エ）　食品衛生指導班は、給食施設の衛生的管理及び消毒を行う。

（オ）　都は、区が行う避難所での消毒活動を支援する。

**エ　消毒とその確認**

（ア）　消毒班は、被災家屋、下水及びその他不潔場所の消毒を行い、又は消毒薬を配付して指導する。

（イ）　環境衛生指導班は、防災井戸が汚染された場合、直ちにクロール石灰等による

消毒を行う。（※汚染された井戸水は、水質検査実施後に飲用に適する水質であることが判明した場合のみ飲用水とする。）

### オ　感染症対策

#### （ア）　感染症発生時等の対応

- 区保健所は、一類・二類感染症など入院対応が必要な感染症が発生した場合や勧告入院中の患者に転院の必要が生じた場合などには、都保健医療局と連携して、受入先医療機関の確保及び移送・搬送手段の確保を行う。
- 都保健医療局及び区保健所は、被災地や避難所における感染症の発生状況を把握し、評価・分析した情報を提供するとともに、必要に応じて感染拡大防止に向けた注意喚起を実施する。

#### （イ）　予防措置

- 区は、インフルエンザや麻しんなどの流行状況等を踏まえ、予防接種を実施する。
- 都保健医療局は、インフルエンザや麻しんなどの流行状況等を踏まえ、区に対して、予防接種の実施に関する指導・調整を行う。

#### （ウ）　感染拡大防止対策

区保健所は、避難所等において感染症の集団発生が確認された際には、防疫班と連携して疫学調査及び感染拡大防止対策を迅速かつ的確に実施する。

### カ　被災動物の保護

区は、被災動物の保護に関して、都、関係団体等へ協力する。

## 第3節　医療品・医療資機材の供給

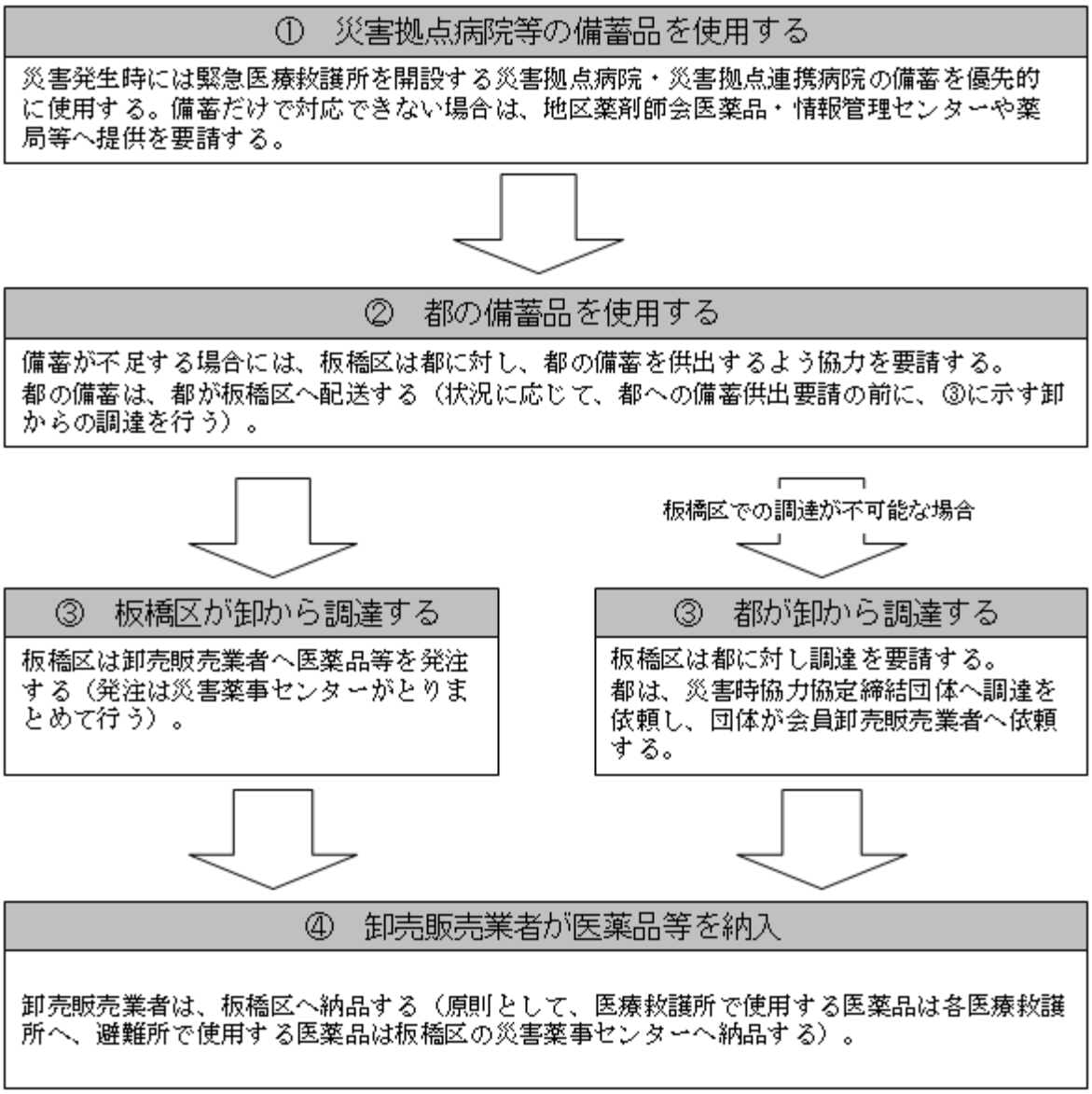
### (1) 対策内容と役割分担

都の災害時医薬品供給体制を再検討し、医療物資供給体制を強化する。

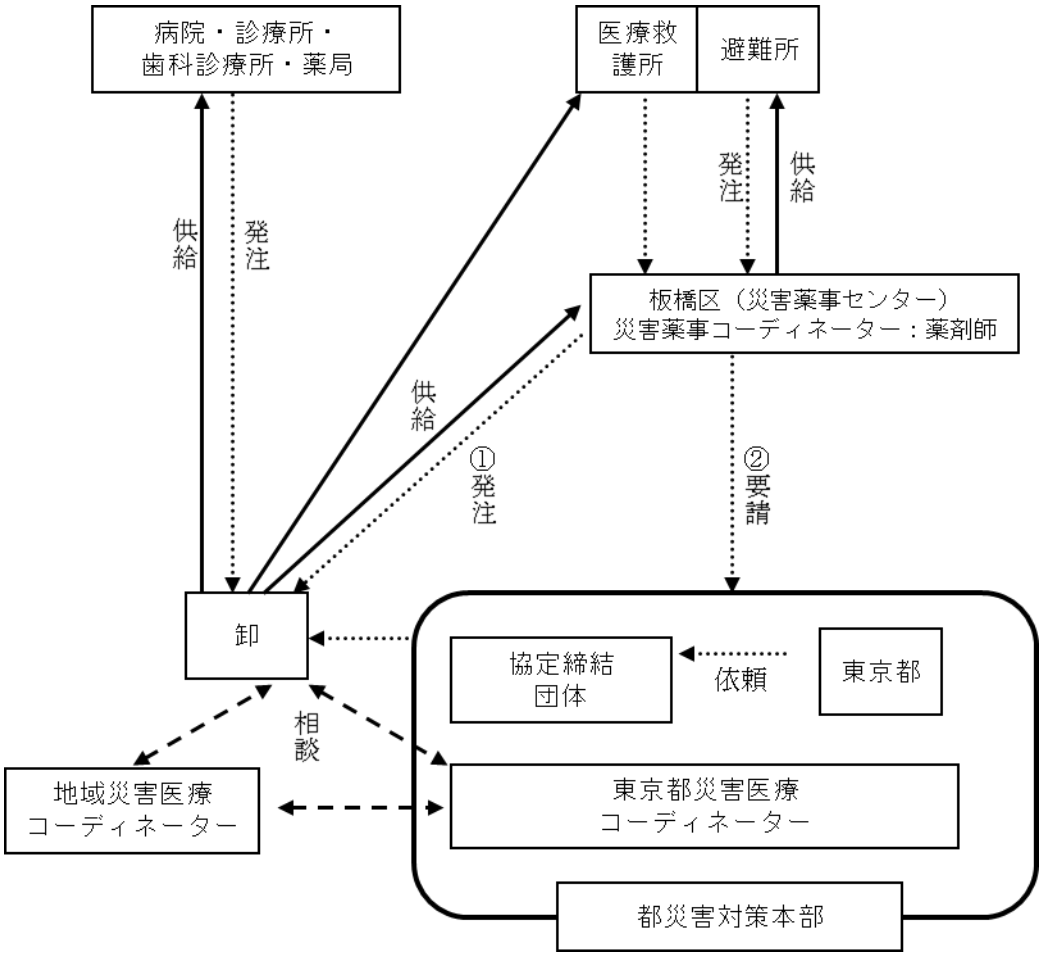
| 各　機　関 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| 区 | ● 発災後速やかに災害薬事センターを設置<br>● 発災時には緊急医療救護所が設置される各病院で備蓄している医薬品等を使用<br>● 備蓄している医薬品等に不足が生じた場合は、区において独自に調達し、調達が困難な場合には都に要請 |
| 区薬剤師会 | ● 区災害医療コーディネーター、東京都地域災害医療コーディネーター及び東京都災害医療コーディネーターの業務に協力<br>● 区の要請を受け、災害薬事センターにおける医薬品の仕分け・管理等を行う。 |
| 都保健医療局 | ● 医薬品等の卸売販売業者が早期に機能を復旧できるよう、自衛隊等関係機関の協力を得ながら支援<br>● 区市町村の医薬品・医療資器材が不足する場合に、要請に基づき、都の備蓄品を供給<br>● 医薬品等が不足した場合には、東京医薬品卸業協会等災害時協力協定締結団体から調達<br>● 災害拠点病院等が収容力を臨時的に拡大するために必要な応急用資器材及び医薬品等の確保に努める。<br>● 必要に応じて医薬品集積センターを設置し、仕分けた上で区市町村へ提供 |
| 東京都立病院機構 | ● 都立病院が収容力を臨時的に拡大するために必要な応急用資器材及び医薬品等の確保に努める。 |
| 日赤東京都支部 | ● 日赤医療救護班は、医療救護活動に必要な医療資材を携行<br>● 都から「災害時における血液製剤の供給業務に関する協定」に基づく供給要請があった場合、東京都赤十字血液センター(日赤東京都支部)と献血供給事業団とが密接な連携の下に供給を行う。<br>● 血液製剤の都外からの輸送等については日赤が行うほか、状況により都をはじめ各機関に協力を要請 |
| 献血供給事業団 | ● 都から「災害時における血液製剤の供給業務に関する協定書」に基づく血液製剤等の供給要請があった場合は、東京都赤十字血液センター(日赤東京都支部)等と協力して供給を行う。<br>● 都外から血液製剤の輸送要請があった場合、東京都赤十字血液センター等と協力して行う。 |

(2) 業務手順

ア　区が使用する医薬品等の調達手順



### イ　卸売販売業者からの医薬品等調達の流れ




※都の協定締結団体
東京都薬剤師会、日本産業・医療ガス協会、東京医薬品卸業協会、
大東京歯科用品商協同組合、日本衛生材料工業連合会、日本医療機器協会

① 区は、卸売販売業者へ必要な医薬品等を発注し、卸売販売業者が区へ納品する。

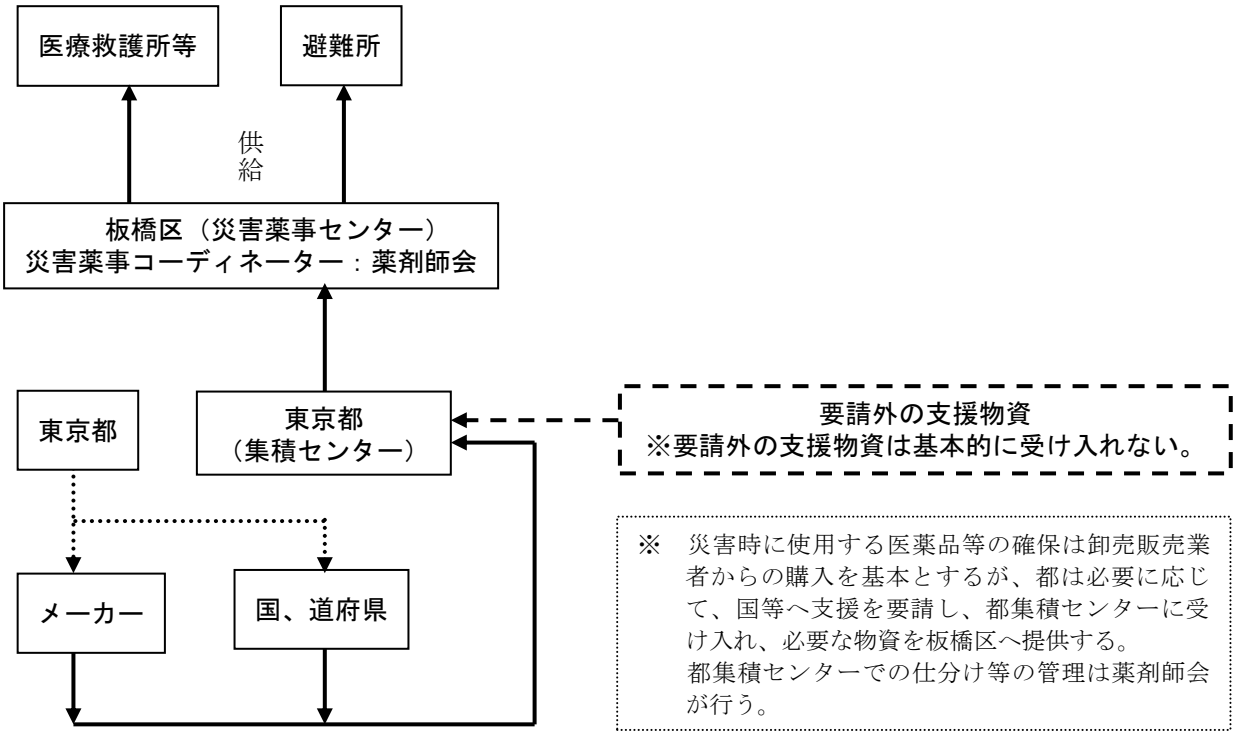
② 区での調達が不可能な場合は、区は都へ調達を要請し、都が災害時協力協定締結団体へ依頼する。団体の会員である卸売販売業者が区へ納品する。

③ ①、②どちらの場合でも発注（又は調達要請）方法、及び卸売販売業者からの納品方法は以下のとおりとする。

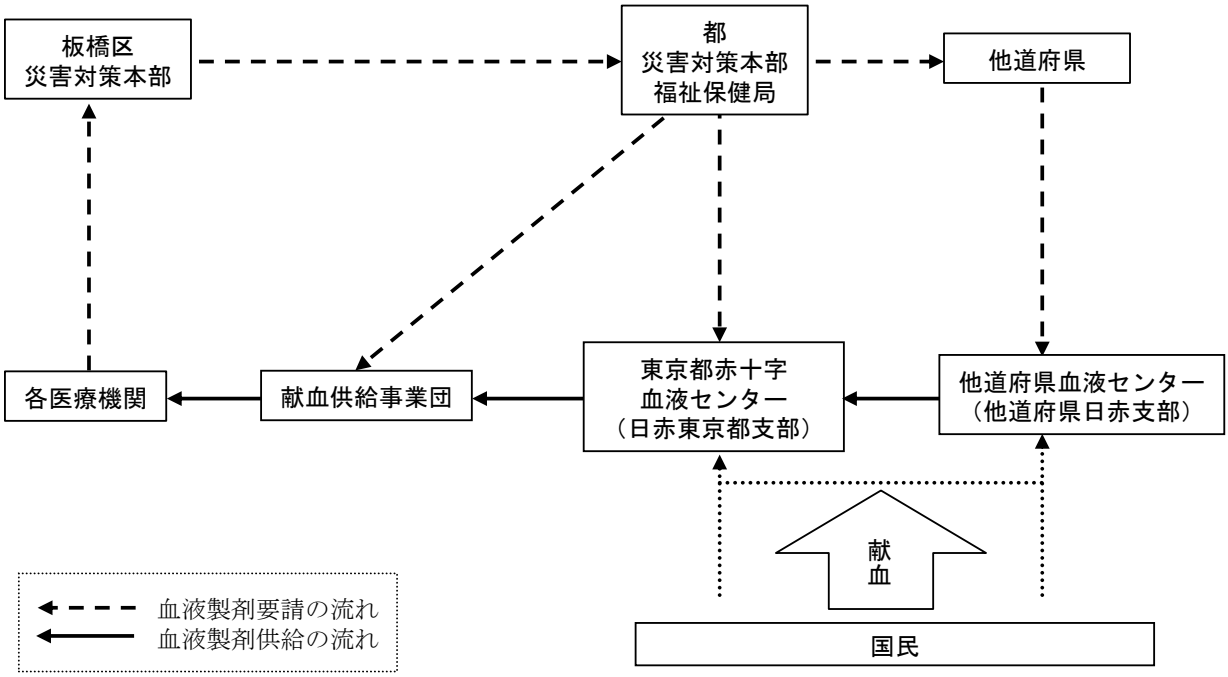
| 医薬品の使用場所 | 調達方法 | |
|---|---|---|
| 緊急医療救護所等 | 発注 | 区の災害薬事センターでとりまとめて発注（又は調達要請） |
| | 納品 | 卸が各医療救護所へ直接納品 |
| 避難所医療救護所 | 発注 | 区の災害薬事センターでとりまとめて発注（又は調達要請） |
| | 納品 | 卸は区の災害薬事センターへ納品し、災害薬事センターが仕分けた上で各避難所へ配送 |

④　卸売販売業者は、全ての発注に対応できない場合、原則として災害拠点病院へ優先的に医薬品等を供給する。ただし、東京都災害医療コーディネーターの助言があった場合は、別途対応する。

**ウ　支援物資供給の流れ**



エ　血液製剤の供給体制




| 各機関 | 対応 |
|---|---|
| 区 | ● 各医療機関からの要請を受け、都に血液製剤の供給を要請する。 |
| 都保健医療局 | ● 区から血液製剤の供給要請があった場合、又は血液製剤の供給について必要と認めた場合は、「災害時における血液製剤の供給業務に関する協定書」に基づき日赤東京都支部（東京都赤十字血液センター）及び献血供給事業団に供給を要請する。<br>● 血液製剤が不足する場合は、都は他道府県を通じて他道府県血液センター（他道府県支部）に応援を依頼し、都外からの血液導入によりその確保を図る。 |
| 日赤東京都支部 | ● 災害発生後、速やかに東京都赤十字血液センター及び事業所等の被災状況を調査し、その機能の復旧を図るとともに、東京都赤十字血液センターを中心に血液製剤確保体制をとる。<br>● 東京都赤十字血液センターは、被害の軽微な地域に採血班を出動させ、一般都民からの献血を受ける。<br>● 医療機関等への血液製剤の供給は、東京都赤十字血液センターが、都及び献血供給事業団と密接な連携の下に行う。 |

(3)　詳細な取組内容

■　区

ア　災害薬事センター（旧称：医薬品ストックセンター）の設置

● 区薬剤師会と連携して、医療救護所や避難所等への医薬品等の発注、供給拠点となる「災害薬事センター」を発災後速やかに設置する。

●災害薬事センターを複数か所設置する場合には、中核となる災害薬事センターのセンター長（＝区災害薬事コーディネーター（旧称：医薬品ストックセンター長）は地区薬剤師会から選任し、その他のセンターのセンター長は地区薬剤師会と区が協議

のうえ決定する（中核となる災害薬事センターのセンター長は、その他の災害薬事センターを統括する）。

- 区災害薬事コーディネーターは、区災害医療コーディネーター及び地域災害医療コーディネーター（各二次保健医療圏毎に設置）、東京都災害医療コーディネーターの業務に協力しする。また、備蓄医薬品等が不足し、新たな医薬品等を調達する必要が生じた場合における医薬品等の調達業務の調整、その他医薬品等の確保に関する業務を行う。

### イ　医薬品の調達及び供給

#### （ア）　区の備蓄からの供給

区医師会、区歯科医師会、区薬剤師会と協議の上、医療救護所等や避難所等において、発災直後は災害拠点連携病院等の備蓄を使用する。

#### （イ）　薬剤師会等への要請

病院の備蓄で医薬品が不足する場合は、区薬剤師会と協議の上、区薬剤師会医薬品管理センターや薬局等へ提供を要請する。

#### （ウ）　都への要請

それでもなお医薬品が不足する場合は、都に対し、都の備蓄を供出するよう協力を要請する。都の備蓄は、都が区へ配送する（状況に応じて都への備蓄供出要請の前に以下に示す卸売販売業者からの調達を行う）。

**【区への支援手順】**

<table>
<tr><th>手順</th><th>各機関</th><th>対応</th></tr>
<tr><td>1</td><td>区</td><td>区が自ら調達を行うことが不可能な場合には、区は都に医薬品等の調達を要請する。</td></tr>
<tr><td>2</td><td>都</td><td>都は、災害時協力協定締結団体に調達を依頼する。</td></tr>
<tr><td>3</td><td>協定締結団体</td><td>協定締結団体は、会員各社（卸売販売業者）から最も効率的に区へ納入できる者を選定し、調達を依頼する。</td></tr>
<tr><td>4</td><td>卸売販売業者</td><td>依頼を受けた卸売販売業者は、区へ納品する。<br>【納品場所（原則）】
<table>
<tr><th>医薬品の使用場所</th><th>納品場所</th></tr>
<tr><td>緊急医療救護所等</td><td>各緊急医療救護所等</td></tr>
<tr><td>避難所</td><td>区の災害薬事センター</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

### ウ　卸売販売業者からの調達

備蓄及び区薬剤師会からの提供だけでは医薬品等が不足する場合には、区薬剤師会と協議の上、医薬品等の卸売販売業者に発注し調達する。区が自ら調達を行うことが不可能な場合には、都保健医療局へ調達を要請する。

# 第4節　医療施設の確保

## (1) 対策内容と役割分担

| 各　機　関 | 内　　容 |
|---|---|
| **区** | ● **医療機関の空床利用や収容能力の臨時拡大等を要請** |
| 自衛隊 | ● 陸上自衛隊は、救護所を設営、負傷者等の受入れ及び医療処置等を実施<br>● 海上自衛隊は、傷病者搬送のための船舶又は傷病者を受け入れる能力のある船舶を出動 |
| 都総務局 | ● 都は、災害の規模などにより、必要と認める場合、自衛隊へ災害派遣を要請 |
| 都保健医療局 | ● 医療機関の空床利用や収容能力の臨時拡大等を要請 |
| 東京都立病院機構 | ● 都立病院全体で災害医療提供体制の充実を図るため、都立病院における医療危機管理ネットワークを充実・強化 |
| 第三管区海上保安本部（東京海上保安部）（東京湾海上交通センター） | ● 傷病者搬送のための巡視船艇、航空機を出動 |

## (2) 業務手順

**■　医療機関等**

- 災害時には、多くの負傷者等に対応するため、災害拠点病院等に対し空床利用や収容能力の臨時拡大等を図る。
- 災害拠点病院は、重症患者等の収容力の臨時拡大、ライフラインの機能停止時の応急的な診療機能を確保する。

## 第5節　行方不明者の捜索、遺体の検視・検案・身元確認等

### (1) 対策内容と役割分担

行方不明者の捜索、遺体の検視・検案には、多くの遺体を一時的に安置する場所が必要となるため、都と区は連携して遺体収容所を開設し、火葬手続きを迅速に実施する。

都が平成９年３月に発行した「災害時における検視・検案活動等に関する共通指針（マニュアル)」に基づき、遺体の取扱いに関連する活動等を行う。

#### ア　遺体の捜索についての取組内容

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| **区** | **● 関係機関と連携し、行方不明者の捜索の総括、遺体の収容を実施**<br>**● 災害救助法が適用された場合は、区長は、知事の補助機関として捜索を実施するものとする。** |
| **警視庁**<br>**第十方面本部**<br>**各警察署** | **● 救助救出活動に伴い発見・収容した遺体を適切に取り扱う。**<br>**● 区が実施する遺体の捜索・収容に協力する。**<br>**● 各警察署において、行方不明の届出受理の適正を期するとともに、情報の入手に努め、調査を実施する。** |
| **陸上自衛隊** | **● 都の要請に基づき、行方不明者等の救助・救出を実施、救助・救出活動に伴い発見した遺体を関係機関へ引き継ぐ。** |
| 都総務局 | ● 関係機関との連絡調整に当たる。 |
| 第三管区<br>海上保安本部 | ● 東京港内及びその周辺に遺体が漂流する事態が発生した場合は、所属巡視艇により捜索を実施する。<br>● 必要に応じ、他の海上保安部から巡視船艇又は航空機の応援派遣を求めて捜索に当たる。<br>● 収容した遺体は、検視(見分)後、区市町村に処理を引き継ぐ。 |

※　行方不明者には、周囲の事情から既に死亡していると推定される者を含む。
※　上記以外の機関が、他の業務を遂行中に遺体を発見した場合は、区に連絡する。なお、上記機関が直近で活動している場合は当該機関に通報する。

#### イ　遺体の搬送（遺体収容所まで）についての取組内容

| 機　関　名 | 活　動　内　容 |
|---|---|
| **区** | **● 遺族等による搬送が困難な遺体を遺体収容所に搬送する。**<br>**● 状況に応じて、都及び関係機関への協力依頼等を行う。** |
| 都総務局 | ● 区及び関係機関等との連絡調整を実施。<br>● 状況に応じて、陸上自衛隊第１師団に対して、行方不明者の救出・救助、遺体の搬送協力の要請を行う。 |

#### ウ　遺体収容所の設置とその活動についての取組内容

遺体収容所においては、検視・検案の実施、死体検案書の交付、死亡届の受理、火葬許可証の交付等の関係法令に基づく手続、遺体の引渡しや一時的な保存、必要に応じて遺体の洗浄等を一括的に処理することとする。

なお、遺体収容所の開設や運営等に関して、区の対応能力のみでは十分でないと認められるときは、都及び関係機関に応援を要請する。

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| 区 | ● 遺体収容所の設置等に関し、あらかじめ、関係機関と協議を行い、条件整備に努める。<br>● 遺体収容所について、死者の尊厳や遺族感情への配慮、効率的な検視・検案・身元確認の実施に資するよう、一定の条件を満たす施設を、事前に指定・公表するよう努める。<br>● 災害発生後速やかに遺体収容所設置準備を実施、順次開設<br>● 都及び警視庁に報告するとともに、区民等へ周知<br>● 状況に応じて、都及び関係機関に応援を要請<br>● 遺体収容所に管理責任者を配置、都等と連絡調整を実施<br>● 都及び警視庁と連携の上、遺体収容所における検視・検案体制を整備<br>● 遺体の腐敗防止の対策を徹底<br>● 遺体の収容 |
| 警視庁<br>第十方面本部<br>各警察署 | ● 遺体収容所の開設状況の情報を収集<br>● 遺体取扱対策本部を設置し、遺体収容所の開設に備えて検視班等を編成<br>● 開設された遺体収容所に検視班等を派遣 |
| 都保健医療局 | ● 遺体収容所の開設状況の情報を収集<br>● 区市町村長の要請に基づき、遺体収容所の開設、運営を支援 |

エ　検視・検案・身元確認等についての取組内容

（ア）　検視・検案

**■ 都・区等**

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| 区 | ● 遺体収容所における検視・検案を含めた運営の準備<br>● 検視・検案は、同一場所で集中的に実施できるよう、遺体収容所の配置区分、業務の体制整備等を決定<br>● 遺体収容所が複数設置された場合は、収容所間で遺体情報を共有化する。 |
| 警視庁<br>第十方面本部<br>各警察署 | ● 遺体収容所において、遺体の受付、検視、所持品等からの身元確認等を行う。<br>● 検視班は、法令及び警視庁の内規に基づき、遺体の検視及び身元確認に必要な資料の採取等を行う。<br>● 各遺体収容所等における遺体の収容状況を集約・調整の上、監察医務院長に検案を要請する。 |
| 都保健医療局 | ● 知事は、監察医務院長に命じ、監察医等による検案班を編成、遺体収容所等に派遣、遺体の検案等の措置を講ずる。<br>● 検案態勢が都の対応能力のみでは不足する場合は、必要に応じて日本法医学会、都医師会等に応援を要請するとともに、東京都の委嘱等、必要な措置を講ずる。<br>● 検視・検案に必要な資器材が不足する場合、関係団体に要請 |
| 監察医務院 | ● 警視庁遺体取扱対策本部長（刑事部長）と調整の上、速やかに検案班を編成し、遺体収容所等に派遣<br>● 検案班の指揮者（監察医務院長が指定した監察医等）は、遺体収容所等で業務を行う各関係機関と調整し、検案活動を実施<br>● 検案班は、警視庁検視班等と協力し、遺体の検案、死体検案書の発行、その他必要な措置を講ずる。<br>● 大規模災害時においては、監察医制度の施行区域（区部）にかかわらず、東京都全域において、監察医務院長が統一して検案班の編成・派遣等を行う。 |

## ■　協力機関

関係機関が協力する検視・検案活動は、警視庁及び都保健医療局（監察医務院）の検視・検案責任者の指揮に基づいて活動を行う。

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| 都医師会 | ●　都の要請に応じて、遺体の検案に協力 |
| 都歯科医師会 | ●　都及び警視庁の要請に応じて、遺体の身元確認に協力 |
| 日赤東京都支部 | ●　都の要請に応じて、遺体の検案に協力 |
| 日本法医学会 | ●　都の要請に応じて、検案医の確保・派遣に協力 |

### （イ）　身元確認に関する機関別活動内容

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| 区 | ●　身元不明者の周知と身元不明遺体の保管について周知する。<br>●　遺体の身元を確認し、遺体処理票及び遺留品処理票を作成の上、納棺し、氏名及び番号を記載した「氏名札」を棺に貼付する。<br>●　災害対策本部と他の遺体収容所に遺体情報を報告し共有化を図る。<br>●　身元不明遺体の遺骨を遺留品とともに遺骨遺留品保管所に保管し、１年以内に引取人が判明しない場合は、身元不明者扱いとし、都営納骨堂等に保管する。 |
| 警視庁<br>第十方面本部<br>各警察署 | ●　行方不明者と身元不明者の照合、ＤＮＡ型鑑定等の身元調査を行う。<br>●　身元が判明したときは、着衣・所持金品と共に「遺体引渡班」に引き継ぐ。<br>●　おおむね２日間調査を行っても身元が判明しない場合は、所持金品と共に遺体を区長に引き継ぐ（引き継いだ後も身元調査は継続する。）。 |
| 都歯科医師会 | ●　警視庁から身元確認作業の協力要請があった場合は、速やかに１班につき歯科医師２名以上で構成する身元確認班（歯科医師班）を編成し、派遣<br>●　身元確認班（歯科医師班）は、警視庁の検視責任者の指示に基づき、必要な身元確認作業に従事 |

■参照（別冊「資料編」）
資料震 2.8.4　遺体処理関係報告様式

### オ　死亡者に関する情報提供についての取組内容

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| 区 | ●　大規模災害に伴う死亡者に関する広報に関して、都及び警視庁（各所轄警察署）と連携を保ち、区庁舎・遺体収容所等への掲示、報道機関への情報提供、問合せ窓口の開設等、地域住民等への情報提供を行う体制を準備する。 |
| 都総務局 | ●　大規模発災時における遺体の引渡し等を円滑に実施するため、警視庁、区市町村、関係機関等と連携し、都内の広域的な死亡者に関する情報を、都民に速やかに提供する。 |

カ　遺体の遺族への引き渡しについての取組内容

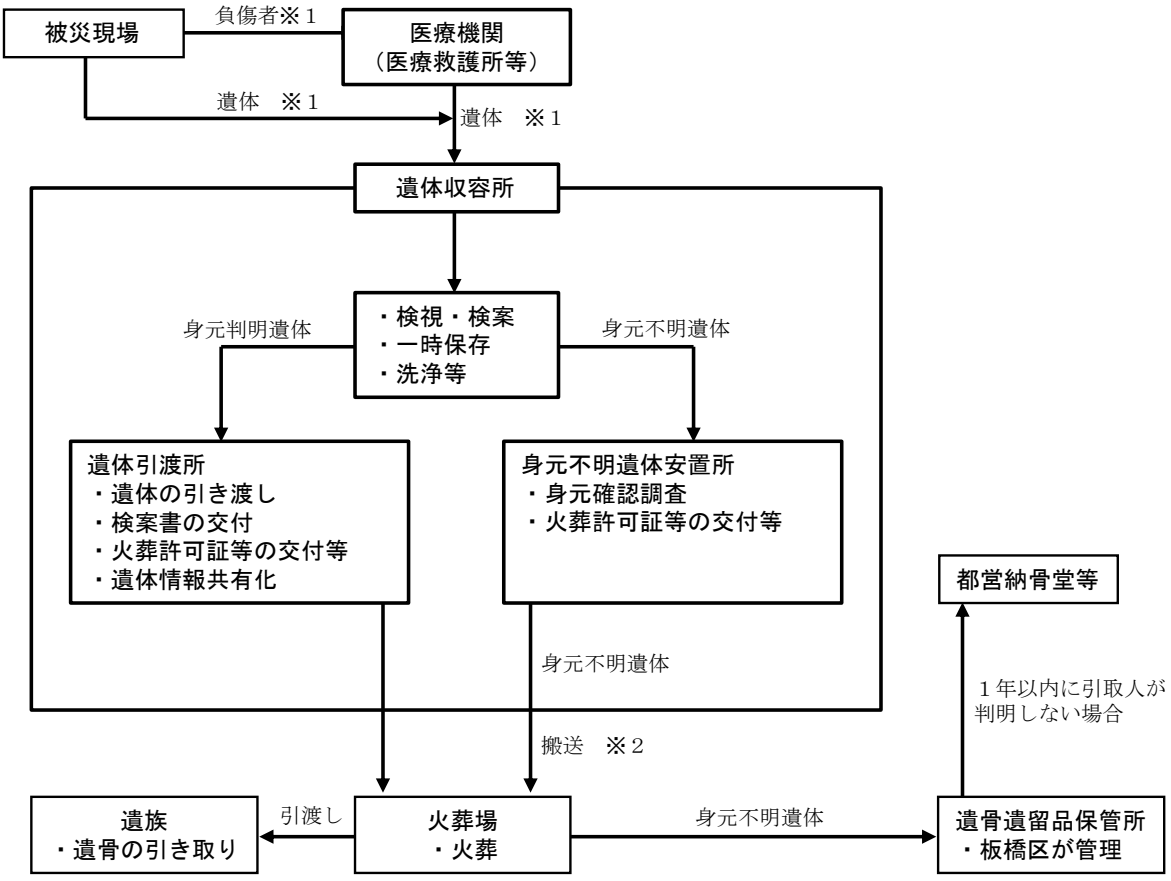
| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| 区 | ● 警視庁や関係機関と連携し、警視庁「遺体引渡班」の指示に従って、遺体の遺族への引渡しを実施<br>● 家族その他より遺体の引取りの希望があるときは、遺体処理票によって整理のうえ引き渡す。 |
| 警視庁<br>第十方面本部<br>各警察署 | ● 区や関係機関と連携し、遺体の遺族への引渡しを実施 |

キ　死亡届の受理、火葬許可証等の発行等についての取組内容

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| 区 | ● 遺族等に引き渡された検視・検案を終えた遺体について、遺体収容所等において死亡届を受理する。<br>● 死亡届を受理した後、速やかに火葬許可証又は特例許可証を発行する。 |
| 都総務局 | ● 区市町村に対して、必要な支援措置を講ずる。 |

(2)　業務手順

【遺体取扱いの流れ】




※１　警視庁は、板橋区が実施する遺体の捜索･収容等に協力
　　自衛隊は、都の要請に基づき、行方不明者の救助・救出、遺体を関係機関へ引き継ぐ。
※２　板橋区の要請に基づき、都保健医療局が関係機関（一般社団法人全国霊柩自動車協会等）に協力を要請

### (3) 詳細な取組内容

#### ア　遺体の捜索期間と国庫負担

遺体の捜索期間や国庫負担の対象となる経費等については、厚生省告示「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」に基づき、下表のとおり定められている。

| 区　分 | | 内　　容 |
|---|---|---|
| 捜索の期間 | | 災害発生の日から 10 日以内とする。 |
| 期間の延長<br>(特別基準) | | 災害発生の日から 11 日以上経過してもなお遺体を捜索する必要がある場合は、捜索の期間内（10 日以内）に下記の事項を明らかにして、内閣総理大臣（区長の場合は知事）に申請する。<br>・　延長の期間<br>・　期間の延長を要する地域<br>・　期間の延長を要する理由（具体的に記載すること。）<br>・　その他（期間延長によって捜索されるべき遺体数等） |
| 国庫負担 | 対象となる経費 | ● 船舶その他捜索に必要な機械器具の借上費又は購入費で、直接捜索の作業に使用したものに限り、その使用期間における借上費又は購入費<br>● 捜索のために使用した機械器具の修繕費<br>● 機械器具を使用する場合に必要なガソリン代、石油代及び捜索作業を行う場合の照明用の灯油代等 |
| | 費用の限度額 | 金額の多寡にかかわらず「真にやむを得ない費用」の範囲 |
| | その他 | ● 捜索のために要した人件費及び輸送費も国庫負担の対象<br>● いずれも経理上、捜索費と分け、人件費及び輸送費として、それぞれに一括計上 |

#### イ　遺体処理の期間等と国庫負担

| 区　分 | 内　　容 |
|---|---|
| 遺体処理の期間 | 災害発生の日から 10 日以内とする。 |
| 期間の延長<br>(特別基準) | 災害発生の日から 11 日以上経過してもなお遺体を処理する必要がある場合は、期間内（10 日以内）に内閣総理大臣（区長の場合は知事）に申請する。 |
| 国庫負担の対象となる経費 | ● 遺体の一時保存のための経費<br>● 遺体の洗浄・縫合・消毒の処理等のための費用 |

#### ウ　遺体の捜索

（ア）　遺体及び行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により死亡していると推定される者の捜索は、区が都総務局と協議し、都、警察署等の協力のもとに、作業員の雇上げ、舟艇、機械器具等の借上げを行い、実施するものとする。

（イ）　帳票の整備

遺体の捜索を実施した場合、次の書類・帳票等を整備するものとする。

a　救助実施記録日計票

b　捜索用機械器具燃料受払簿

c　死体の捜索状況記録簿

d　死体の捜索用関係支出証拠書類

### エ　遺体の搬送

区は、作業員を雇い上げ、又は警察署等の協力を得て、遺体を遺体収容所に搬送する。

### オ　遺体収容所の設置

（ア）　区は、被害現場付近の適当な場所（寺院、赤塚体育館等の公共施設）に遺体収容所を開設し、必要器具を用意した上で、遺体を収容する。

（イ）　前記収容所に遺体収容のための適当な既存建物がない場合は、テント等を設備する。

（ウ）　開設状況について、都及び警察署へ報告する。

### カ　遺体の収容

#### （ア）遺体の一時保存

災害時の遺体は、その顔貌の形状を止めていない場合が多く、識別を正確に行うため、遺体の一時保存を行う。

#### （イ）遺体の洗浄等

泥土、汚物等が付着したまま遺体を放置することは、人道上好ましくないのみならず、いたずらに腐敗を速め、感染症発生の原因ともなりかねない。

また、遺体の識別を容易にするためにも、洗浄等の処理が必要となる。

このため、区は、都保健医療局と協議の上、必要に応じて作業員を雇い上げ、遺体の洗浄、縫合、消毒の処置を実施する。

#### （ウ）帳票の整備

a　救助実施記録日計票

b　死体処理台帳

c　死体処理費支出関係証拠書類

### キ　遺体に関する情報の共有化

遺体収容所が複数設置された場合は、収容所間で遺体情報を共有化する。また、災害対策本部と他の遺体収容所に遺体情報を報告し、情報の共有化を図る。

## 第6節　火葬

### (1) 対策内容と役割分担

遺体の火葬は、必要に応じて、区において、火葬許可証に代わる証明書として「特例許可証」を発行するほか、都は、計画に基づき、広域火葬体制を速やかに整備する。

#### ア　火葬特例の適用・許可証発行について

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| 区 | ● 通常の手続が困難な場合には、緊急時の対応として、迅速かつ的確な処理を期すため、火葬許可証に代わる証明書として「特例許可証」を必要に応じて発行 |

#### イ　遺体の火葬等

| 機　関　名 | 活　動　内　容 |
|---|---|
| 区 | ● 遺体を火葬に付する場合、災害死体送付票を作成の上、指定された火葬場に送付する。<br>● 遺骨及び遺留品に、「遺骨及び遺留品処理票」を付し、所定の保管所へ一時保管する。<br>● 家族その他から遺骨及び遺留品の引取りの希望がある場合、「遺骨及び遺留品処理票」によって整理のうえ引き渡す。<br>a 遺骨処理票<br>b 遺留品処理票<br>● 帳票の整備<br>火葬を実施した場合、次の書類・帳票等を整備する。<br>a 救助実施記録日計票<br>b 火葬台帳<br>c 火葬費支出関係証拠書類 |

■参照（別冊「資料編」）
資料震 2.8.4　遺体処理関係報告様式

#### ウ　身元不明遺体及び遺骨の取り扱い等

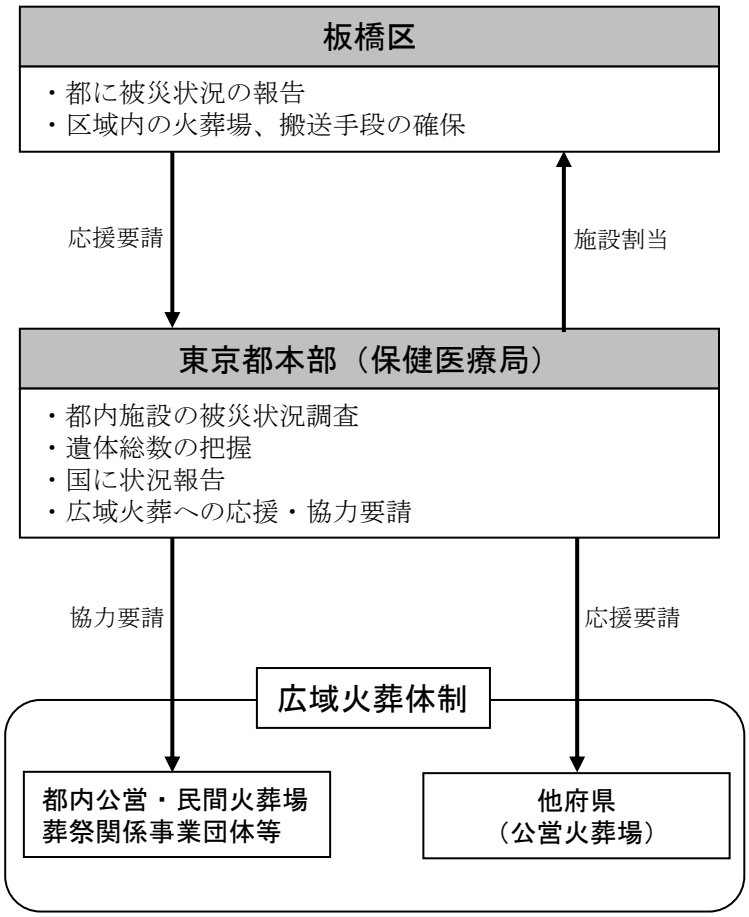
| 機　関　名 | 活　動　内　容 |
|---|---|
| 区 | ● 警視庁（身元確認班）より引き継いだ身元不明遺体の適正な保管に努め、一定期間（おおむね１週間程度）を経過した身元不明遺体を火葬する。<br>● 引取人のない焼骨については、火葬場から引き取り、引取人が現れるまでの間、保管する。<br>● 身元不明遺体の遺骨を遺留品とともに遺骨遺留品保管所に保管し、１年以内に引取人が判明しない場合は、身元不明者扱いとし、都営納骨堂等に保管する。 |
| 警視庁<br>第十方面本部<br>各警察署 | ● 区と協力して身元不明遺体の遺骨の引取人を調査する。 |

エ　広域火葬の実施について

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| 区 | ● 火葬場被害状況の把握<br>　● 火葬場の被災状況を把握するとともに、棺や火葬場を確保<br>　● 状況に応じて、都に広域火葬の応援・協力を要請<br>● 区民に対する周知<br>都内で広域火葬が実施される場合、都と調整を図り、広域火葬の円滑な実施と区民への広域火葬体制の広報に努める。<br>● 火葬に必要な事項の確認<br>都の調整の下、割り振られた火葬場に、火葬に必要な事項、手順等を確認<br>● 車両の確保<br>　● 遺体の搬送に必要な車両を確保<br>　● 交通規制が行われている場合には、緊急通行車両の標章の交付を受ける。遺体収容所から受入れ火葬場まで遺体搬送のための措置を講じ、区域内で対応できない状況となった場合には、都に対して、遺体搬送手段の確保を要請 |
| 都保健医療局 | ● 広域火葬が必要と判断した場合には、「東京都広域火葬実施計画」に基づき、都本部に広域火葬の対策に専従する班を編成し、広域火葬体制を整備<br>● 区市町村からの応援・協力要請に基づき、必要性を検証した上で、広域火葬の実施を決定。速やかに区市町村及び関係団体に周知するとともに、近隣県に今後の応援・協力の必要性を含めて通知<br>● 対応可能な都内の火葬場に対し、応援を要請し、広域火葬の受け入れについての報告を求める。また、都内で対応が困難な場合には近隣県に対し、応援・協力を要請<br>● 各火葬場の受入可能数に応じ、各区市町村に割り振るとともに、当該火葬場及び当該県に対し協力を依頼<br>● 火葬場経営者からの応援要請に基づき、他の区市町村及び近隣県等に火葬要員の派遣を要請<br>● 遺体の搬送について区市町村から要請を受けた場合は、輸送車両等の確保について、関係機関等へ協力要請する。 |
| 都建設局 | ● 管理する火葬場（瑞江葬儀所）や都納骨堂での受入れを実施<br>● 火葬体制の整備に当たり、施設を管理している立場から、関係機関に対して助言、協力を行う。 |

### (2) 業務手順

【火葬体制】




### (3) 詳細な取組内容

**■　区**

区は、遺体の火葬場への搬送に向けて、都内の公営・民間の火葬場や葬祭関係事業団体等と連携して棺や火葬場を確保し、通行可能な道路にて速やかに搬送する。

**■　都**

東京都は、都内の火葬場等の被災状況や区の状況を踏まえ、広域火葬を含めた迅速な火葬体制を整備する。その際、都内公営火葬場は先導的な役割を担う。

# 第6章　避難者対策

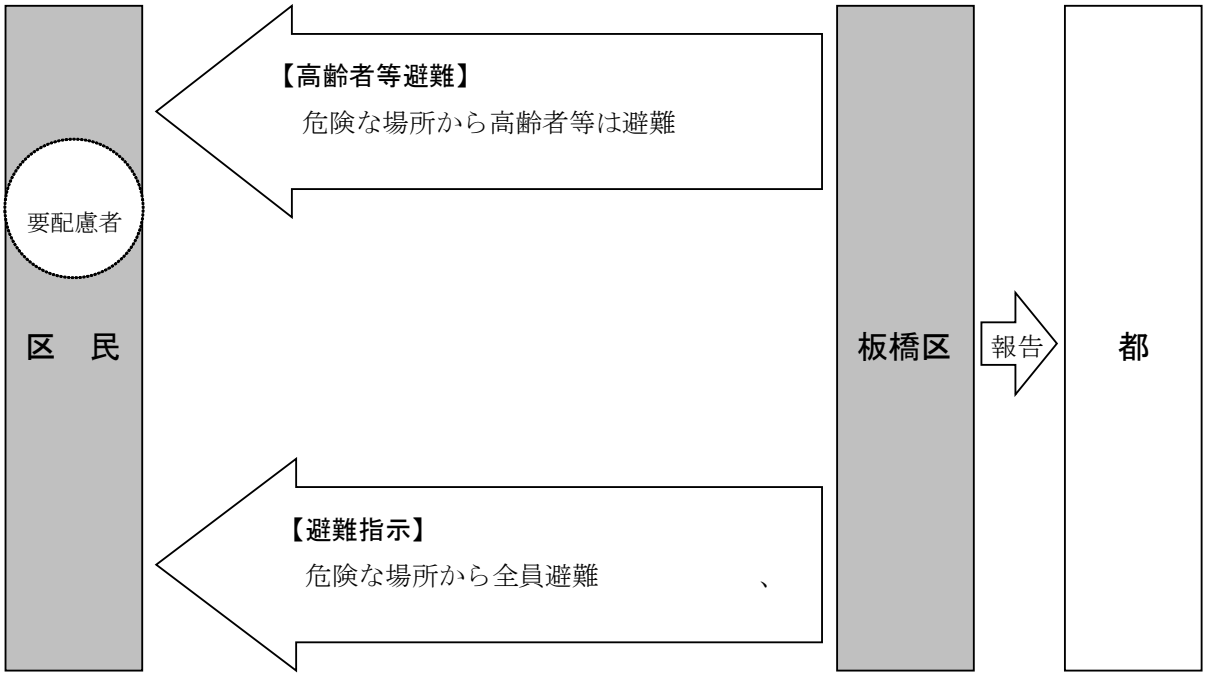
## 第1節　避難誘導

(1) 対策内容と役割分担

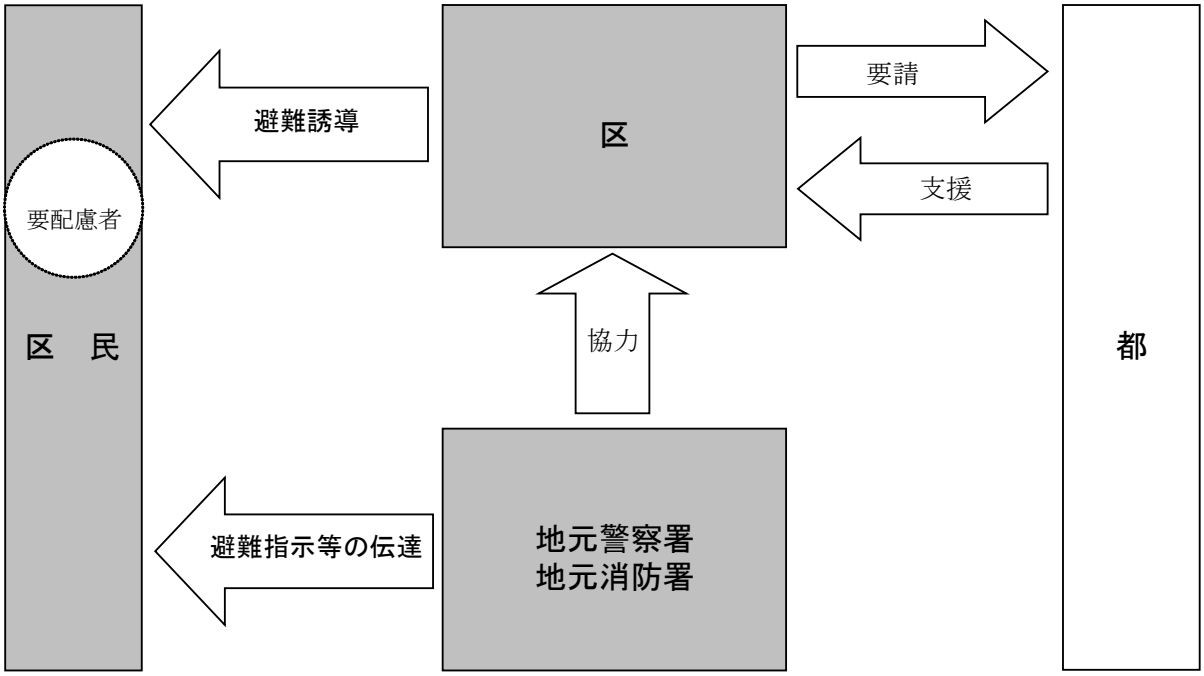
| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| 区 | ● 避難指示等<br>● 警戒区域の設定<br>● 避難誘導<br>● 避難行動要支援者に関する情報収集、安否確認<br>● 避難場所におけるトイレ機能の確保<br>● 水防法に基づく立退き指示 |
| 警視庁<br>第十方面本部<br>各警察署 | ● （区長が避難指示できない場合）警察官による避難指示<br>● 区民の避難誘導 |
| 都本部 | ● 災害対策基本法に規定する知事の役割<br>● （応急措置、区市町村の代行（避難指示、応急措置））<br>● 区市町村からの要請に関する都関係各局との連絡調整<br>● 避難指示等の対象地域、判断時期等についての助言 |
| 都関係各局 | ● 区市町村からの要請対応 |
| 都福祉局 | ● 要配慮者に関する区市町村及び近隣県市等との連絡調整 |
| 都建設局<br>都港湾局 | ● 地すべり等防止法に基づく立退き指示<br>● 水防法に基づく立退き指示 |
| 東京消防庁<br>第十消防方面本部<br>各消防署 | ● 災害の進展等により、区民を避難させる必要がある場合の区への通報<br>● 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合における避難指示等及びその後の区への通報<br>● 被災状況を勘案し、必要な情報を区、関係機関に通報<br>● 避難指示等の伝達 |

(2) 業務手順

ア　避難指示等




イ　避難誘導



## (3) 詳細な取組内容

### ア　避難指示・危険区域等の設定等

**■　区、関係機関**

#### （ア）　一般的基準

避難のための指示の基準は、原則として次のような場合である。

(a) 大地震時、同時多発の火災が拡大するおそれがあるとき。
(b) 避難の必要を予想される各種気象警報が発せられたとき。
(c) 河川が警戒水位を突破し洪水のおそれがあるとき。
(d) 河川の上流地域が水害を受け、下流地域に危険があるとき。
(e) ガスの流出拡散、又は爆発のおそれがあるとき。
(f) 地すべり、山崩れ等により著しい危険が切迫しているとき。
(g) その他、土砂災害警戒情報が発表される等、区民の生命、又は身体を災害から保護するため必要と認められる場合には避難指示等の発表を行う。

#### （イ）　避難指示の発令

| 機関名 | 内　　容 |
|---|---|
| 区 | ● 人の生命、身体を保護するために必要があると認めるとき、区長は、警戒区域を設定し、当該区域への立入りを制限もしくは禁止し、又は退去を命ずる。<br>● 地震による火災や土砂崩れなど、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、区長は、地元警察署長及び消防署長に連絡の上、対象地域、対象者及び避難先を定めて、避難を指示する。この場合、直ちに都本部に報告する。<br>● 区長は、避難指示等に当たって、国又は知事に対して助言を求めることができ、助言を求められた国又は知事は所掌事務に関して技術的に可能な範囲で必要な助言を行う。<br>● 区長は、屋外等で移動して避難所等へ避難する途上で被災することも考えられる場合は、自宅等の屋内に留まったり、建物の上階へ移動（垂直移動）したりする方が安全な場合もありうることから、「屋内での退避等の安全確保措置」を区民に対し指示できる（災害対策基本法第 60 条の１・３）。 |
| 警視庁<br>第十方面本部<br>各警察署 | ● 区長が避難の指示をすることができないと認めるとき、又は区長から要請があった場合は、警察官が居住者等に避難の指示を行う。この場合、直ちに区長に対し、避難の指示を行った日時、対象区域、避難誘導方向及び避難先等を通知する。<br>● 避難の指示に従わない者に対しては、極力説得して任意で避難させる。この場合、現場の警察官は危険が切迫し、特に急を要すると認めるときは、警察官職務執行法に基づく措置をとる。 |
| 都本部 | ● 区から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言するものとする。 |
| 都関係各局 | ● （水防法に基づく避難指示）<br>● 水防法第 29 条に基づき、都知事、その命を受けた都職員は津波等によって氾濫による著しい危険が切迫していると認められる場合、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。 |

| | |
|---|---|
| | （地すべり等防止法に基づく立退き指示）<br>● 地すべり等防止法第25条に基づき、都知事又はその命を受けた都職員は、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域内の居住者に対し避難のために立ち退くべきことを指示することができる。この場合においては、直ちに、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。<br>● 災害発生により、区が大部分以上の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立退きの指示に関する措置の全部又は一部を、区長に代わって実施する。 |
| 都福祉局 | 区における要配慮者班の活動状況の把握や区への支援を行うため、「要配慮者対策統括部」を設置し、区の要配慮者対策担当部門及び近隣県市等と連絡調整を図る。 |
| 東京消防庁<br>第十消防方面本部<br>各消防署 | ● 災害の進展等により、区民を避難させる必要がある場合、区へ通報する。<br>● 消防署長は、人命に危険が著しく切迫し、区に通報するいとまのない場合、関係機関と連携し、区民に避難を指示する。その後、区にその内容を通報する。 |

【避難情報等と居住者等がとるべき行動】

| 避難情報等 | 居住者等がとるべき行動等 |
|---|---|
| 高齢者等避難 | ● 発令される状況：災害のおそれあり<br>● 居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 |
| 避難指示 | ● 発令される状況：災害のおそれ高い<br>● 居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 |
| 緊急安全確保 | ● 発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない）<br>● 居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保 |

（内閣府「避難情報に関するガイドライン」を参照）

イ　避難誘導

**■　区、関係機関**

| 機関名 | 内　　容 |
|---|---|
| 区 | ● 避難指示等を発令した場合、地元警察署及び消防署の協力を得て、地域又は町会・自治会、事業所単位に集団の形成を図るため、一時集合場所に避難者を集合させたのち、住民防災組織の班長や事業所の管理者等のリーダーを中心に集団を編成し、あらかじめ指定してある避難場所等に誘導する。（２段階避難方式）<br>● 避難指示等を発令するいとまがない場合又は地域の実情や災害の状況により、必要な場合は、避難場所への直接避難も行う。<br>● 地域に配備されている職員は、住民が避難誘導を安全に行えるよう適切な指示を行う。一時集合場所への誘導完了後は、避難所・福祉避難所への誘導を行う |
| | 【避難行動要支援者等の避難支援】<br>● 高齢者や障がい者、外国人等の避難行動要支援者については、障がいの特性や住環境、言語の違いなどを踏まえ、避難方法に配慮して、防災担当部局と福祉担当部局、多文化共生担当部局等との連携の下、地域住民、住民防災組織等の協力を得ながら適切に避難誘導し、安否確認を行う。<br>● 区は、震災により区民の避難が必要となった場合、避難行動要支援者の避難にあたっては、住民防災組織、民生委員等の協力を得て、避難行動要支援者を優先するとともに、身体等 |

| 機関名 | 内　　容 |
|---|---|
| | **の特性に合わせた適切な誘導を考慮し、できるだけ集団避難を行うよう努める。**<br>**● 事前に避難指示等が発せられた場合、避難行動要支援者の自主的避難促進のため、路線バス会社に対し、増発依頼並びに状況に応じバス雇上げにより緊急輸送に努める。** |
| 警視庁<br>第十方面本部<br>各警察署 | ● 一時集合場所に集合した地域住民、事業所従業員等を、町会等の役員及び事業所の責任者等のリーダーを中心にした集団単位で、指定された避難場所に避難させる。この場合、避難行動要支援者は優先して避難させる。<br>● 火災等の規模や態様等により、できる限り必要な部隊を配置する。<br>● 避難誘導に当たっては、現場での個別広報を行う。<br>● 避難場所では、できる限り所要の警戒員を配置し、関係防災機関と緊密に連絡をとり、被害情報の収集並びに広報活動、行方不明者等の把握及び危険と認めた場合の再避難の措置等を講じ、避難場所の秩序維持に努める。 |
| 都福祉局 | ● 区における要配慮班の活動状況の把握や区への支援を行うため、「要配慮者対策統括部」を設置し、区の要配慮者対策担当部門及び近隣県市等と連絡調整を図る。 |
| 東京消防庁<br>第十消防方面本部<br>各消防署 | ● 避難指示等が発令された場合には、災害の規模、道路橋りょうの状況、火災拡大の経路及び消防部隊の運用等を勘案し、最も安全と思われる方向等を区、関係機関に通報する。<br>● 避難指示等が発令された場合は、災害状況及び消防力の余力に応じ、広報車やヘリコプターの活用等により避難指示の伝達を行う。<br>● 避難指示等が発令された時点以降の消火活動は、避難場所、避難道路の安全確保に努める。 |

### ウ　避難場所の運用

- 震災時における区内の避難場所の運用は、原則として都と調整して区が行う。ただし、所在区のみの対応が困難な場合は都が補完する。
- 区は、以下のとおり避難場所におけるトイレ機能の確保に努める。
- 雨水貯留槽、防災用井戸等によって生活用水を確保し、水洗機能の回復を図る。
- 水洗トイレが不足する場合は、仮設トイレ等を確保し、対応する。
- 避難場所等において、非常用便槽等を活用できる施設がある場合は、区が組立てトイレ等を備蓄により確保する。
- 都災害対策本部は、区から避難場所の運用に必要な措置の要請があった場合、ただちに都各局又は関係機関等へ指令を発し、速やかに要請事項を実施する。
- 避難が長期化することが見込まれる場合は、周辺の火災等に配慮して避難所等への誘導を行う。
- 避難場所のうち、荒川河川敷については荒川下流防災施設運用協議会による「荒川下流防災施設活用計画」で、都立城北中央公園については東京都が大規模救出活動拠点としての運用が計画されている。住民の避難と計画通りの運用が両立して行えるよう、区は関係各機関と連携して対処する。

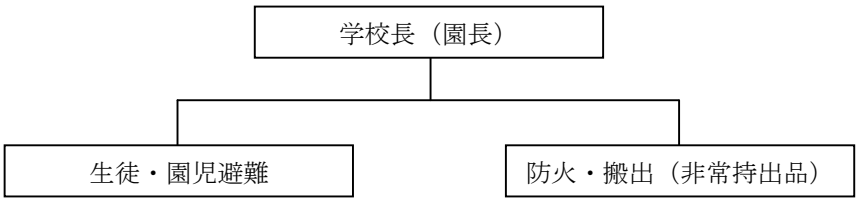
### エ　幼稚園及び小・中学校における避難

#### （ア）　基本方針

幼稚園、小・中学校における園児、児童生徒の生命保護の万全を期するものとする。各学校は、教職員の役割を明確にするため、施設ごとに防災計画書を作成する。

#### （イ）　学校（幼稚園）における避難態勢

学校長（幼稚園長）を総指揮者とする避難対策組織を各学校（幼稚園）において編成する。あいキッズ活動時においては学校長・教職員と運営者で協力して避難態勢を編成する。




### （ウ）　避難要領

各教職員は、園児、児童・生徒の生命及び身体の安全を図るため、明確適切な処置を指示する。

| 時期 | 対策内容 |
|---|---|
| 震動初期 | a　火の始末<br>職員室、特別教室等火気使用場所はすぐ火を消す。<br>b　校内活動時<br>(a)　直ちに「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所を判断し、そこに身を寄せ、揺れが収まるまで様子を見る。<br>(b)　教員の指示に従う<br>c　校外活動時<br>(a)　グループ活動時には、声をかけ合い、あわてずまとまって行動する。<br>(b)　家に帰ろうとしてあわてて駅に行かない。<br>(c)　海や川の近くにいるときは、できるだけ高い所に逃げる。<br>d　登下校時<br>(a)　周囲の状況を十分に確認して、「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所に身を寄せる。<br>(b)　ブロック塀や屋根瓦、マンホールなどに近寄らない。<br>(c)　公共交通機関を使用している場合は、係員の指示に従う。<br>e　その他<br>(a)　震動の激しい時は移動しない。<br>(b)　あいキッズ活動時は校舎内にいる教職員等の指示に従う。 |
| 震動後 | 学校長、園長は、一時避難場所（校庭）への移動等必要な指示をするとともに、情報の収集に努める。 |
| 避難 | a　学校からの避難場所への避難については板橋区災害対策本部教育部の指示及び災害情報等を受けて学校長が状況を判断し実施する。<br>b　避難誘導は責任者の指示に従って行う。 |
| 保護者への引渡し | 学校は、保護者等が児童等を迎えに来たときは、安全に避難できることを確認してから、児童等を引き渡す。 |

## オ　保育園及び児童館における避難

### （ア）　基本方針

震災時における園児・児童の生命及び身体の安全の確保を図るため、保育園及び児童館・あいキッズ等における災害予防、応急対策について万全を期する必要がある（あいキッズは前頁も参照）。

このため、各施設は、それぞれ避難並びに応急保育・児童館活動に関する計画

を樹立しておくものとする。

（イ）　避難対策

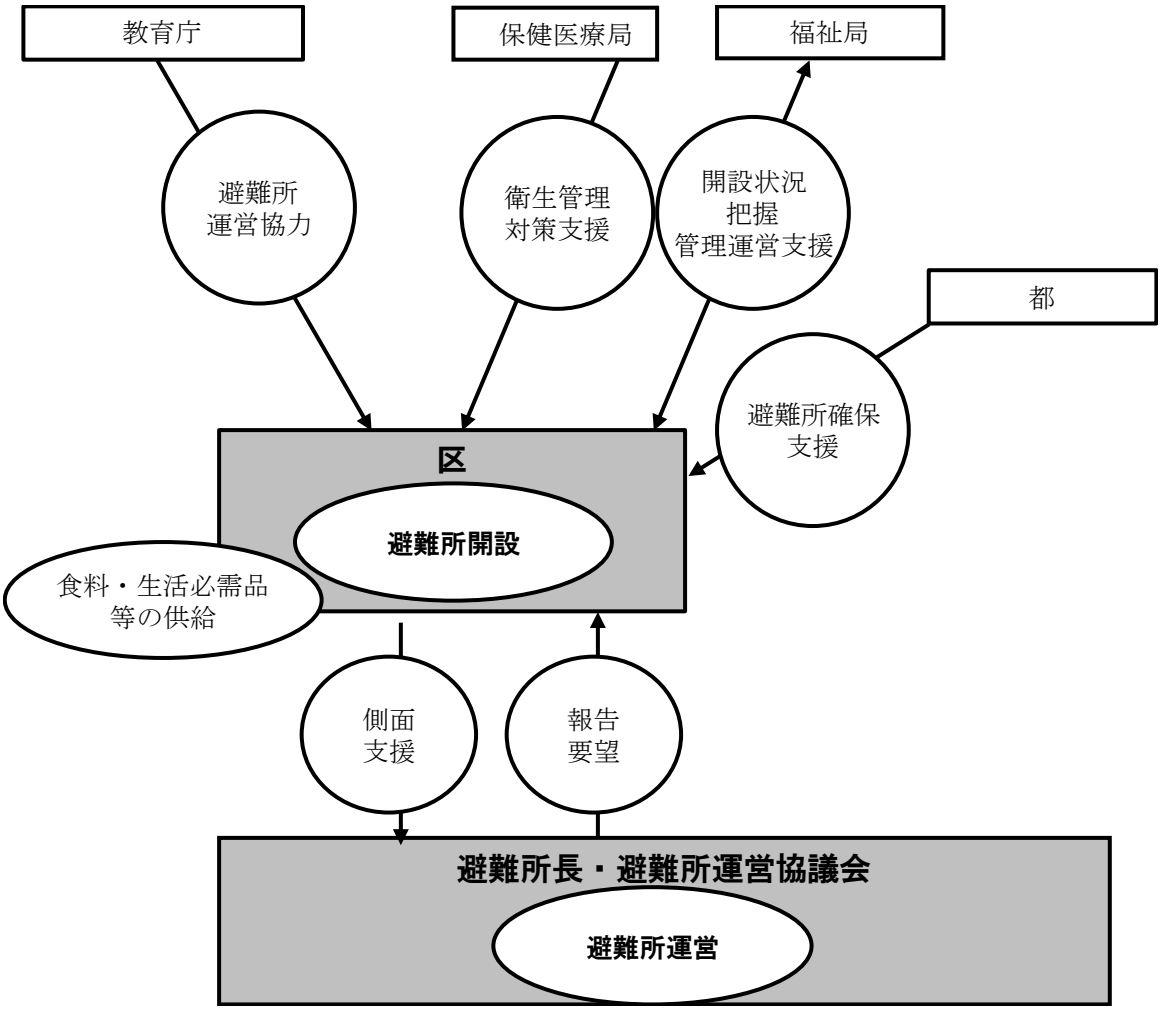
| 時期 | 対策内容 |
|---|---|
| 事前準備 | a　園（館）長、事業者は、施設の立地条件を考慮した上、災害時の応急保育（児童館活動）計画、指導の方法などについて、あらかじめ適正な計画を立てておくものとする。<br>b　園（館）長、事業者は、災害の発生に備えて、次のような措置を講じなければならない。<br>(a) 園児や児童が施設の管理下にあるとき、その他保育活動等の多様な場面において発災した際に、緊急避難等の指示が行えるよう、避難計画を立案し、園（館）の活動に位置づける。<br>(b) 区、警察署、消防署（団）、地域医療機関及び保護者への連絡網並びに協力態勢を確立する。<br>(c) 勤務時間外における職員の参集、連絡態勢、役割分担等の計画を作成し、職員に周知する。 |
| 災害時の態勢 | a　園児や児童が施設の管理下にあるときに発災した場合、施設が安全と確認できた場合は施設内に保護するものとし、被害が差し迫っている場合は避難計画に基づいて、避難行動を行うこととする。保護者に対しては、避難計画に基づいて、園児及び児童の安全な引渡しを図る。<br>なお、児童については、帰宅における安全を確認し、保護者等と連絡の上、児童を帰宅させる場合もある。<br>b　園（館）長、事業者は、園児、児童や職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握し、子ども家庭部又は教育委員会へ報告しなければならない。<br>c　園（館）長は、状況に応じ、臨時休園（館）等の適切な措置をとる。 |
| 災害復旧時の態勢 | 園(館)長は、災害の推移を把握し、子ども家庭部又は教育委員会と緊密な連絡を図るとともに、平常保育(児童館活動)に戻すように努める。その時期については早急に保護者に連絡する。 |

## 第2節　避難所の開設・運営

### (1) 対策内容と役割分担

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| 区 | ● 避難所の開設<br>● 福祉避難所の開設<br>● 避難所の運営等対策<br>● 避難所が不足する場合、野外に受入施設を開設<br>● 食料・生活必需品等の供給<br>● 炊き出しその他食品・生活必需品等の給与の実施が困難な場合は、都福祉局に応援を要請<br>● 避難住民に対する健康相談<br>● 「環境衛生指導班」による飲料水の衛生指導<br>● 「食品衛生指導班」による食品の安全等環境衛生の確保<br>● 避難住民に対する食品の衛生的な取扱指導<br>● 避難所におけるトイレ機能の確保<br>● 公衆浴場の確保及び区民への情報提供<br>● 避難者のための通信手段確保（特設公衆電話等の手配）<br>● 感染症予防についての避難住民への周知、患者発生時の感染拡大防止対策<br>● 避難所における防火安全性の確保 |
| 都本部 | ● 必要な避難所等の確保のための区市町村支援 |
| 都財務局 | ● 野外受入施設の開設に向けたテントの調達 |
| 都保健医療局 | ● 区市町村の避難住民に対する健康相談支援<br>● 保健医療福祉調整本部としての位置づけの下、保健医療福祉活動の総合調整を図る。<br>● 「環境衛生指導班」による飲料水の安全等環境衛生の確保（特別区及び保健所設置市を除く）<br>● 「食品衛生指導班」による食品の安全確保（特別区及び保健所設置市を除く）<br>● 避難住民に対する食品の衛生的な取扱指導<br>● 区市町村の衛生管理対策支援 |
| 都福祉局 | ● 避難所及び福祉避難所開設状況の把握<br>● 避難所管理運営に関する支援<br>● 避難所・福祉避難所・社会福祉施設等への福祉専門職派遣による運営支援<br>● 野外受入施設設置に必要な資材に関する連絡調整<br>● 保健医療福祉調整本部としての位置づけの下、保健医療福祉活動の総合調整を図る。<br>● 生活必需品等の配分について区市町村から要請があった場合、都福祉局は、都総務局等に応援を依頼するとともに、日本赤十字社に対して東京都赤十字救護ボランティア等の応援要請等の措置を講ずる。 |
| 都教育庁 | ● 都立学校に避難所を開設する場合の避難所運営協力の支援 |
| 日赤東京都支部 | ● 日赤各地区からの申請により、避難住民に対して災害救援物資を配分<br>● 避難住民に対するこころのケアを実施 |

### (2) 業務手順




### (3) 詳細な取組内容

**■　区**

区は、災害が発生したとき、あるいは発生するおそれがある場合に、避難所を開設する。避難所の開設・運営は、地域住民、学校教職員、施設管理者・担当者、区職員が協力連携して行う。そのための手順を示すため、区では、平成 25 年に板橋区避難所運営マニュアルを作成し、その後も見直しを行っている。

**ア　開設・報告**

**（ア）　開設の判断及び指示**

- 区災対本部長（区長）は、災害が発生したとき、あるいは発生するおそれがある場合、区内震度５以上の地震の場合は、区職員等に被災地又は必要な避難所の開設を指示する。
- 区職員、教職員、学校防災連絡会構成員は、建物の安全を確認する。
- 地震で区内震度６以上の場合は、全ての避難所を自動開設する。
- 災対本部は開設後速やかに本部長に報告し、本部長は災害対策本部会議において本部員に開設した旨、報告する。

### （イ）　開設、避難者の受入れ等

- 避難所隊※の区職員等は、区災対本部長からの指示を受け、町会・自治会等の地域代表者等から選任される避難所長や近隣協力員、教職員と協力し、速やかに避難所を開設し、被災者の受入れ態勢を整え、被災者を避難させる。

※「避難所隊」とは
- 区では、発災後の初動期の活動を行う区職員として、区災対本部長が、次の「特別活動員」を指定する。
  ①地域班、②情報隊、③避難所隊、④一時滞在施設~~隊~~班、⑤緊急医療救護班、⑥特命機動班
- このうち、避難所隊は、次の対応を行う。
  （ア）　配備の命令を受けたときには、直ちにあらかじめ指定された避難所に参集しなければならない。
  （イ）　避難所隊は避難所長の指揮のもと、避難所開設運営に関する業務及び特命事項に関する業務に従事するものとする。

（参照：第４部第１章第１節　初動態勢　■区（2）エ　職員の配置

- 被災者の受入れは、可能な限り町会・自治会単位に被災者の集団を編成し、住民防災組織等と連携して班を編成した上で、受け入れる。
- 避難所は、命をつなぐ場となるため、自宅に避難が可能な区民に対しては、自宅に避難を促す。
- 学校の BCP（業務継続計画）を踏まえ、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等を考慮し、早期復旧の必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

### （ウ）　開設の期間

避難所の開設期間は、災害発生の日から７日以内とする（災害救助法施行規則による）。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、都知事の事前承認（内閣総理大臣の承認を含む。）を受ける。

### （エ）　避難所の確保

- 避難所又は避難が可能な場所は、区立小中学校以外にも多様な手段で確保に努める。
- 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、福祉避難所の確保に努める。
- 必要により避難が可能な場所は、民間賃貸住宅等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。

### （オ）　避難者への情報提供

- 避難者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、掲示板、ラジオ等の設置、臨時広報誌の発行、Wi-Fi 環境、FAX、SNS での情報発信等の整備を行う。被災者の特性に応じた情報提供手段をとるものとする。
- 避難所内部における物資の供給場所や供給方法の連絡などの情報提供は、拡声器等の音声によるものと併せて掲示やビラ等文字による情報提供を実施し、要配慮者等にも情報が確実に提供できるよう配慮する。
- デジタル同報通信システムの整備に伴い、体育館内においても無線による放送内容が確認出来るよう設置された、体育館モニタリング局設備を活用し、J-ALERT による緊急情報や避難指示等についても、瞬時に情報提供を行う

ものとする。

**（カ）　運営体制（開設時の留意事項）**

- 避難所を開設した場合は、町会・自治会等の地域代表者等から運営責任者（避難所長）を置き、地域毎や役割毎の班をつくり、それぞれ班長を置く。
- 避難所の運営は、地域コミュニティを形成している高齢者や、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。
- 運営責任者は、避難者数・被害状況・要配慮者の状況・必要物資などを速やかに把握し、関係機関との連携に努める。
- 運営責任者（避難所長）及び運営に係る区民や避難者は、避難所の運営に際して、男女のニーズの違い等男女双方の視点のほか、LGBTQ をはじめとする性的マイノリティ、高齢者、障がい者、乳幼児、児童等の要配慮者等の視点に配慮する。
- 学校教職員は、学校危機管理マニュアルや学校防災計画等に従い、避難所開設及び運営に協力する。
- 子どもが災害に遭遇して強い恐怖や衝撃を受けた場合、不安や不眠などのストレス症状が現れ、場合によってはその後の成長や発達に大きな障害となることがあることから、メンタルケアや安心して過ごせる居場所を作るなどの環境づくりに努める。
- 避難所の運営にあたっては、要配慮者の居室とトイレを接近させるなどの配慮や室内外の出入口等の段差の解消、車椅子等が通れる通路の幅員確保（バリアフリー化された場所を推奨）などに努める。
- 多言語支援が必要な避難者情報の収集及び当該避難者に対する言語、生活習慣、文化等の違いに配慮する。
- 家庭動物のためのスペース確保及び動物飼養者の周辺への配慮を徹底するとともに、獣医師会の他、動物取扱業者等の民間団体から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。
- 福祉避難所の運営にあたっては、施設管理者や区職員等が協力し、不足する場合は、都福祉局に応援職員を要請する。
- 福祉避難所等において運営に支障を来たしている場合、東京都災害福祉広域調整センターへ福祉専門職員の派遣を要請する。派遣を受けた場合、福祉専門職員の福祉避難所等への派遣調整を行う。
- 区災害ボランティアセンター等を通じて、避難所で活動するボランティアを派遣する。
- 円滑な避難所運営の実施のため、ボランティア・市民活動団体等との連携を図る。
- 避難所の運営にあたって、次のボランティアの協力が必要な場合は、区のいたばし総合ボランティアセンターと協議のうえ、以下のとおり要請する。
  - a　避難所における外国人を支援するための防災（語学）ボランティア→外国人災害時情報センター

b　福祉関連のボランティア→都福祉局

- ボランティアや職能団体等、専門性を有した外部支援者等の協力を得られるよう努めるとともに、必要に応じて、他の地方公共団体に対して協力を求める。
- 水（水道、受水槽、プール等）や備蓄物資の確認を行い、特に飲料水が不足する場合は、早急に災対福祉部経由で給水を要請する。
- 被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を災対福祉部で回答するよう努めるものとする。

**（キ）　報告**

**a　区への報告**

区避難所隊又は学校防災連絡会構成員は、避難所を開設した後、速やかに区災対本部長（区災対福祉部経由）に報告する。

**b　都・関係機関への報告**

(a) 避難所を開設したときは、区災対本部長は、開設日時、場所、避難者数及び開設予定期間等を速やかに所定の様式により、都福祉局及び地元警察署、消防署等関係機関に報告する。

(b) 都福祉局への報告は、原則として東京都災害情報システム（DIS）への入力等により行う。なお、個別の連絡調整については、東京都防災行政無線で行う。

(c) 福祉避難所を開設したときは、施設管理者は、開設日時、場所、避難者数（介護等に特段の配慮を要する避難者の数とその状況を含む。）、開設予定期間、避難所周辺の状況等を、速やかに所定の様式により、都福祉局及び地元警察署、消防署等関係機関に連絡する。また、都立施設について、状況に応じ、福祉避難所としての利用を検討する場合は、都と連絡調整する。

**c　避難者等に係る情報収集及び報告**

避難所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、都等へ報告を行う。

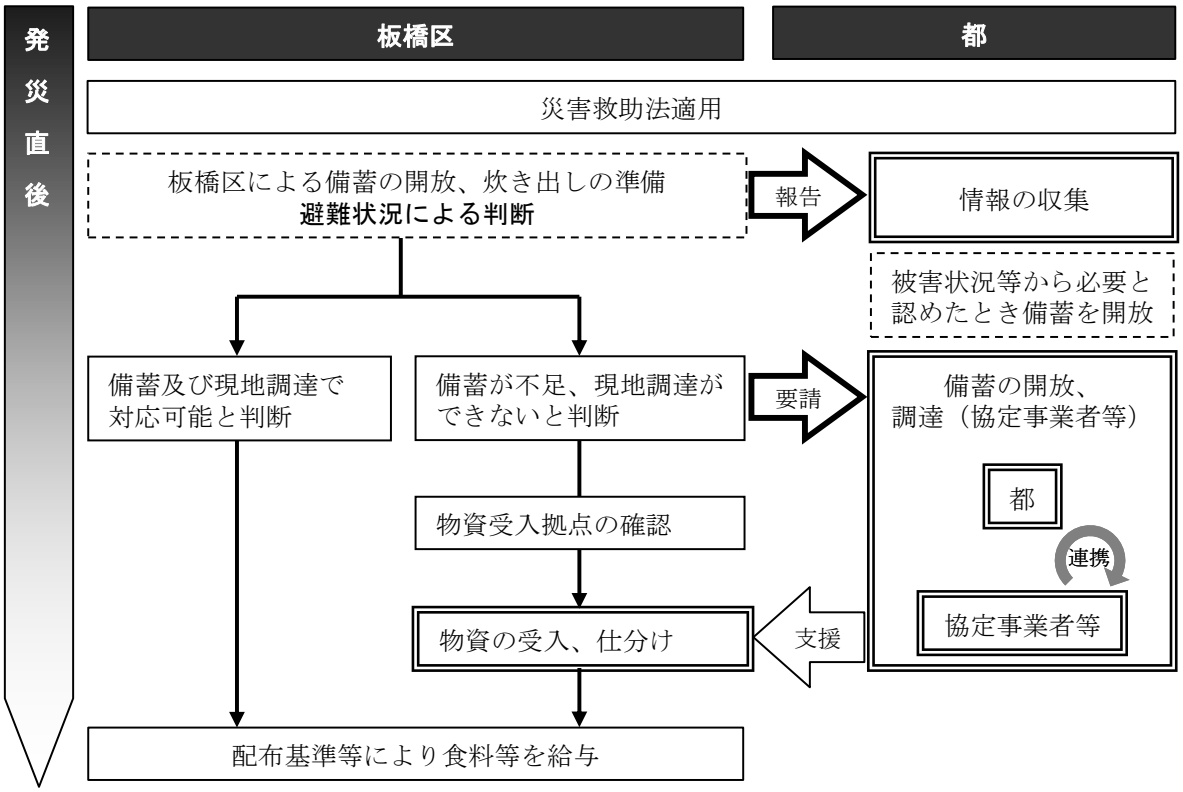
**イ　食料・生活必需品等の供給・貸与**

- 被災者に対する食料・生活必需品等の供給・貸与は、区が開設する避難所等において、災害救助法に定める基準を参考に必要に応じて弾力的に行う。
- 食料の確保等にあたっては、食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーへの配慮に努める。
- 炊き出し等の体制が整うまでの間は、都及び区の備蓄又は調達する食料等を支給する。
- 被災者に対する炊き出しその他による食品給与の配布基準は、原則として、災害救助法施行細則を参考に必要に応じて弾力的に定める。
- この基準により難い事情がある場合（期間の延長、特別基準の設定）は、避難所開

設期間延長の承認申請と同様に、別途、知事の事前承認（内閣総理大臣の承認を含む。）を得て定める。

（第４部第７章第２節　食料・生活必需品の供給　参照）

【避難所における物資供給のスキーム】




### ウ　飲料水の安全確保

- 区は、避難所での飲料水の安全を確保するため、飲用に供する水の消毒確認を行う。
- 区は、環境衛生指導担当を指定し、それ以後の消毒について、消毒の確認を行う。

■参照
第４部第５章第２節防疫体制の確立

### エ　食品の安全確保

- 都及び区は、食品衛生指導担当を指定し、食品の安全を確保する。
- 都及び区（食品衛生指導担当）は連携し、避難住民に対する食品の衛生的な取扱いの指導等を行う。
  - (a) 避難所における食品取扱管理者の設置促進等、食品衛生管理体制の確立
  - (b) 食品の衛生確保、日付管理等の徹底
  - (c) 手洗いの励行
  - (d) 調理器具の洗浄殺菌と使い分けの徹底
  - (e) 残飯、廃棄物等の適正処理の徹底
  - (f) 情報提供
  - (g) 殺菌、消毒剤の適切な使用
  - (h) 乳幼児、高齢者などの食事の特性に応じた衛生指導

■参照
第４部第５章第２節防疫体制の確立

### オ　トイレ機能の確保

- 被災後、断水した場合には、学校のプール、雨水貯留槽等で確保した水を使用し、機能の回復を図る。
- 発災後３日目までは、し尿収集車によるし尿の収集・運搬が困難な状況が予想されることから、区は、可能な限りし尿収集車による収集を要しない災害用トイレを確保し、対応する。
- 発災後４日目からは、区は、し尿収集車による収集が可能な災害用トイレを含めて確保し、対応する。
- 備蓄分が不足した場合には、区は都に対して要請し、都は広域応援等により必要数を確保する。

### カ　避難所の運営等

#### （ア）　避難所の運営方針

(a) 被災者は、着の身着のままで、避難してくる事が予想されるので、迅速な対応に心掛けるものとする。

(b)避難所の運営にあたっては、町会・自治会、地域の防災リーダー等と協力し、円滑、かつ公平な運営に努めるものとし、女性、乳幼児・児童及び高齢者や障がい者等の要配慮者に対しては、福祉施設等の活用も考慮し、対応するものとする。

(c) 避難所の運営に際しては、特に女性に配慮したプライバシーの確保に努めるものとする。

(d) 区は、避難所を効果的に運営するために、避難所運営協議会の設置を支援する。避難所運営協議会が設置され、避難者による避難所の自主運営態勢が確立した場合は、区は側面からの援助とし、避難所の状況や要望等について、災害対策本部に報告のうえ対応するものとする。

(e) 避難所隊及び避難所班は、避難所の運営にあたるものとし、避難所長及び教職員等と協力し、避難者の支援活動を行うものとする。

(f) 校長及び教職員は、児童・生徒及び来校者の安全確保や施設点検を行った後は、避難所運営の支援を行い、教育の早期復旧に努めるものとする。

(g) 避難所班は、避難所の統合・廃止に伴い、避難者の移動や生活支援・福祉施策等について対応する。

#### （イ）　避難所における職員の任務

| 事項 | 内容 | 備考 |
|---|---|---|
| 一般的な事項 | (a) 施設の点検、被害調査<br>(b) 児童・生徒の救護及び保護者への引渡し<br>(c) 職員の初動態勢づくり<br>(d) 避難所班の派遣要請<br>(e) 受入れ者の受付・名簿作成<br>(f) 受入れ者の組織編成<br>適当な人員ごとに班を編成し、班長を決める。班長には町会・自治会等の役員をあてることが望まし | |

| | | |
|---|---|---|
| | い。<br>(g) 避難所に送付される食料及び物資の受払い<br>(h) 施設の保全管理 | |
| 記録に関すること※ | (a) 避難者名簿 | 様式１ |
| | (b) 物品受払簿 | 様式２ |
| | (c) 避難所開設日誌 | 様式３ |
| | (d) 避難所受入れ状況報告 | 様式４ |
| | (e) 避難所勤務状況表 | 様式５ |
| | (f) 支援物資等の受領書 | 様式６ |
| 本部への報告事項 | (a) 避難所開設（閉鎖）報告 | |
| | (b) 避難所受入れ状況報告 | |
| | (c) 給食状況の報告<br>（朝食、昼食、夕食の見込み人員・済人員） | |

※記録用紙は、備蓄倉庫等に配備しておくものとする。

**■参照（別冊「資料編」）**
資料震 2.10.6　避難所関係様式

### （ウ）　男女のニーズに配慮した避難所運営

- 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。
- 特に、女性専用の物干し場、男女別の更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、パトロールの実施や照明の配置による視認性の向上など避難所における防犯・安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。
- LGBTQ をはじめとする性的マイノリティ等のニーズに配慮する。

### （エ）　要配慮者に配慮した避難所運営

- 要配慮者の特性に応じて必要となる物品を確保する。備蓄物資は要配慮者を優先として配布を始める。
- 要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、障がい特性や個々の状態、ニーズを把握し、必要に応じ福祉避難所へ移送し、福祉施設等への入所、介護職員等の派遣について、介護保険事業所等へ要請する。
- ニーズ等への対応
  - 飲食については、個々の要配慮者のニーズに応じた提供ができるように努める。例）別献立や別食材、食材の大きさや硬さの調整、味付け等
  - トイレは洋式を用意するとともに、介護用のおむつなど生活用品についても可能な限り確保に努める。
  - 避難所内での巡回相談や相談窓口等を設けて、要配慮者のニーズ等の把握に努めるものとする。
- 福祉避難所への移送
  - 福祉避難所の運営は、障がい特性に応じた支援が必要である。また、小中学校の避難所から福祉避難所への移送が必要な場合もあり、移送手段についても確保する。
  - 要配慮者の健康状態等を踏まえ、避難所での生活が困難と判断した場合

は、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画等による優先度を考慮し、福祉施設等の福祉避難所に移送し、介護など必要なサービスを受けられるように配慮する。

**（オ）　在宅の要配慮者支援**

区は、避難所及び福祉避難所以外にも、自宅等に在宅している要配慮者に対して、必要な支援を行うよう努めるものとする。

**（カ）　生活・衛生環境の確保**

- 区民の避難所への適正誘導及び収容並びに過密状況を把握する。
- 立入禁止区域、土足禁止区域、喫煙（分煙）区域を設定する。
- 避難所屋内施設は火器の取り扱いに注意し、禁煙とする。
- 停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。
- 避難住民の生活環境上必要な物品を確保する。
- 区は、保健師・管理栄養士その他必要な職種からなる保健活動班を編成し、避難所における健康相談、その他必要な保健活動を行う。
- 避難の長期化等必要に応じて、必要な措置を講じるよう努める。
  - 避難者や避難所に係わる運営スタッフ等の健康状態及び医師や看護師等による巡回の必要性を把握し、必要な措置を講じるよう努める。
  - プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみの処理状況など、避難所の衛生状態等の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。
- ごみの適切な排出方法・集積場所、トイレの使用方法・設置場所など、避難住民への衛生管理上の留意事項を周知する。
- 歯と口の健康維持および誤嚥性肺炎予防のために口腔ケア（歯みがき等）の励行を周知し、健康維持に努める。

**（キ）　避難所における感染症対策**

- 受付時等に避難者に対し体調の確認を行い、発熱や咳等の症状がある避難者を、症状のない避難者とは別の部屋を確保する等して、動線が極力交わらないようにする。
- 避難所内では扉を開放したり、極力窓開ける等して十分な換気に努めるとともに、避難者同士の距離をなるべく離すよう留意する。
- 手指消毒剤の使用や、手洗い、咳エチケット等、避難者に基本的な感染症対策を徹底してもらうよう呼びかけを行う。
- 感染症流行期においては、発熱や咳等の症状が無くても、避難者に対し避難所内でのマスクの着用を呼び掛け、必要に応じ備蓄のマスクを配付する等して飛沫感染の防止を図る。また、指定避難所への避難だけでなく「在宅避難」や「安全な親戚、友人宅等への避難（縁故避難）」等の避難方法を周知する。
- 被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、災害対策本部と衛生対策班が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものと

する。

**（ク） 防火安全対策**

- 避難所の管理責任者は施設管理者等を防火担当責任者として指定し、防火安全対策を講じる。

**キ　公衆浴場等の確保**

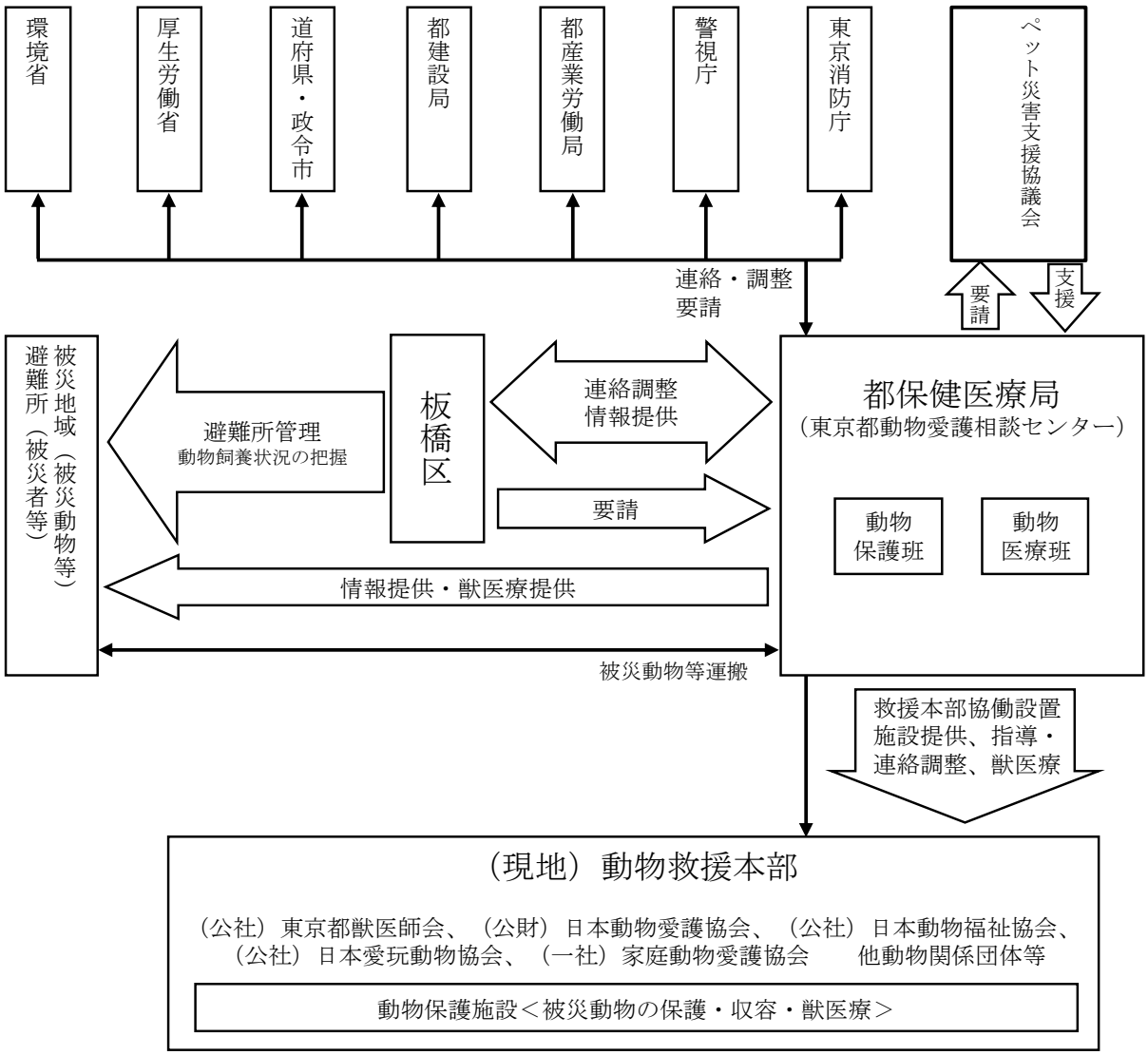
- 区災対福祉部は、保健所（災対生活衛生班）と連携して公衆浴場の営業状況、仮設浴場、シャワー施設の設置状況を把握する。
- 避難住民に対してその情報を提供するとともに浴場等の確保に努め、避難所の衛生管理を支援する。

## 第3節　動物救護

### (1) 対策内容と役割分担

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| 区 | ● 同行避難動物の飼養場所等の確保<br>● 避難所等における動物の飼養状況の把握及び都・関係団体への情報提供<br>● 避難所等における動物の適正飼養の指導等 |
| 都保健医療局 | ● 被災動物の保護<br>● 関係団体等との連絡調整<br>● 関係団体等との協働による「動物救援本部」の設置<br>● 避難所等における動物の適正飼養の指導等 |

### (2) 業務手順



(3) 詳細な取組内容

■　区

ア　動物の避難及び救護活動

（ア）　同行避難の勧告

区長は、動物の飼い主が避難するときは、区の指定する避難所に、極力、動物を定められた動物避難設備（ケージ等）に収容し、又は動物用の綱（リード）をつけ同行するよう勧告するものとする。

なお、動物とは一般家庭で飼育されている登録犬、猫、小鳥その他小動物とする。

（イ）　避難所における動物の適正な飼養

- 動物避難設備への収容

  避難所では、動物専用の区画を設定し、動物救護所を設置する。飼い主は、定められた動物避難設備（ケージ等）に動物を収容するものとする。

- 飼い主の飼育管理

  飼い主は、平素から同行避難することを想定し、動物用の食料や用具を揃えるとともにしつけを行うものとする。避難所では、他の避難者との共生を図るよう努めるものとする。

- 負傷動物の救護及び治療

  区長（本部長）は、板橋区獣医師会等に対して、避難所における負傷動物の救護及び治療にあたるよう要請することができる。

- 区は、開設した避難所に、動物の飼養場所を避難所施設に応じて確保する。避難所内に同行避難動物の飼養場所を確保することが困難な場合は、近接した避難所等に飼養場所を確保する。
- 区は、災害時の動物の同行避難や保護の観点から、動物愛護協力員（動物愛護ボランティア）等との協力体制について検討する。
- 都保健医療局は、区と協力して、飼い主とともに同行避難した動物について、以下の取り組みを行い、適正飼養を指導する。
  - 各地域の被害状況、避難所での動物飼養状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等
  - 避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整
  - 他県市への連絡調整及び要請

（ウ）　負傷動物救護所及び動物救護センター

区長は、負傷動物救護所及び動物救護センターを設置することができる。

イ　都への協力

区等関係機関や都獣医師会等関係団体は、都が、危害防止及び動物愛護の観点から実施する、負傷又は放し飼い状態の動物の保護や適正な飼養に関する対策に協力する。

## 第4節　車中泊

### (1) 対策内容と役割分担

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| **区** | **● 車中泊者発生抑制に向けた普及啓発**<br>**● 避難所環境の整備促進**<br>**● 車中泊等の状況把握及び都福祉局への報告**<br>**● 避難所に来訪できない車中泊者への必要に応じた支援（エコノミークラス症候群等防止のための普及啓発等）** |
| 警視庁<br>第十方面本部<br>各警察署 | ● 大震災時の交通規制及び新たな自動車の乗り出し自粛依頼に係る普及啓発 |
| 都本部 | ● 車中泊者発生抑制に向けた普及啓発<br>● 車中泊者等に関する区市町村への情報提供<br>● 必要な避難所確保のための区市町村支援（再掲） |
| 都福祉局 | ● 車中泊者発生抑制に向けた普及啓発<br>● 車中泊者等の情報収集（区）<br>● 避難所管理運営に関する支援 |

### (2) 詳細な取組内容

発災時には、以下の通り対応することを原則とするが、地域性や避難所運営組織等の状況を踏まえ、適切な対応を図る。

**■　都、区**

- 都における震災時の車中泊に係る基本的考え方（P529）に基づき、啓発事項（P529）について、発災後にも積極的な呼び掛け等を行い、混乱を防止する。

**■　区**

- 多様な避難者が安全に安心して避難生活を送れるよう、平素から避難所環境の整備等に努める。
- 区は、車中泊など避難所に滞在することができないと判断した被災者等を含めた避難者等に係る情報の早期把握に努める。
- 健康面等についての相談・支援などは、区において現行で想定されている体制の中で、必要に応じて都や地域等と連携の上、対応に努める。あわせて、エコノミークラス症候群等防止のための普及啓発等に努める。

## 第5節　ボランティアの受入れ

### (1) 対策内容と役割分担

避難所の運営におけるボランティアの受入れについて、必要な流れを示す。

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| **区** | ● **「避難所管理運営の指針」に基づいたマニュアル等の業務手順によるボランティアの派遣要請及び受入れ**<br>● **区災害ボランティアセンターにおいて、必要なボランティアを派遣**<br>● **円滑な避難所運営の実施のため、ボランティア・市民活動団体等との連携** |
| いたばし総合ボランティアセンター | ● 区・社会福祉協議会と協働し、区災害ボランティアセンターを設置し、必要なボランティアを派遣 |
| 都生活文化スポーツ局 | ● 東京ボランティア・市民活動センターと協働で、東京都災害ボランティアセンターを設置・運営し、区市町村災害ボランティアセンターを支援<br>● 東京都防災（語学）ボランティアを派遣 |
| 都福祉局 | ● 福祉関係団体等の協力によるボランティア派遣について、区市町村に対する広域的支援 |

### (2) 詳細な取組内容

**■　区**

**ア　ボランティア受入体制の整備**

区は、避難所におけるボランティア受入が円滑に実施出来るよう、体制整備を図る。

また、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。

**イ　都等への要請**

- 区は、避難所の運営にあたって、次のボランティアの協力が必要な場合は、区のボランティアセンターと協議のうえ、以下のとおりボランティア派遣を要請する。
  - a　避難所における外国人を支援するための防災（語学）ボランティア【外国人災害時情報センター】
  - b　福祉関連のボランティア【都福祉局】
- 区は、「避難所管理運営の指針」に基づいた避難所運営マニュアル等の業務手順により、ボランティアを受け入れる。なお、女性の避難者やボランティアへの安全に配慮する。

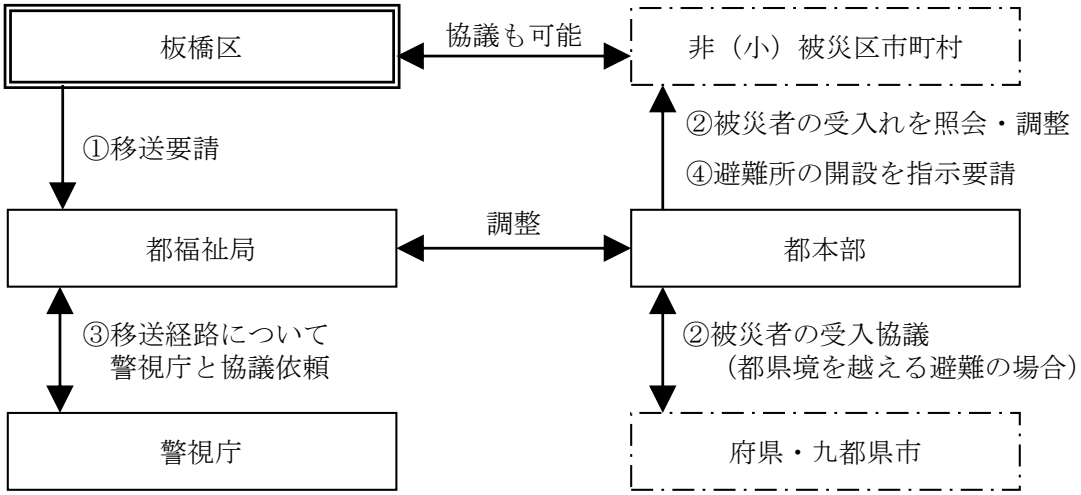
# 第6節　被災者の他地区への移送

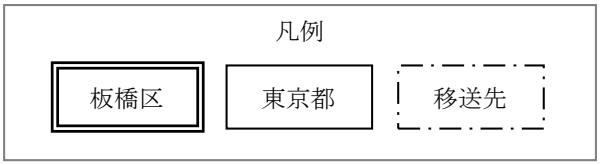
## (1) 対策内容と役割分担

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| 区 | （被災地側）<br>● 他区市町村への避難についての調整<br>● 移送について知事（都福祉局）に要請<br>● 移送先における避難所運営者を決定し、移送先へ派遣<br>● 移送後の避難所運営への積極的な協力<br>（受入側）<br>● 受入態勢を整備<br>● 移送後の避難所運営 |
| 都本部 | ● 都県境を越える避難についての調整 |
| 都福祉局 | ● 被災者の移送先の決定<br>● 移送先の区市町村との調整<br>● 被災者の移送方法を決定、移送手段の確保<br>● 区市町村による要配慮者等の移送支援 |

## (2) 業務手順

【移送先の決定】




## (3) 詳細な取組内容

### ア　移送・受入れ要請

● 区長（本部長）は、区の避難所に被災者を受け入れることが困難なときは、被災者の他地区（近隣の非被災地区若しくは小被災地又は隣接県）への移送について、知事（都福祉局）に要請する。なお、相互応援協定等の締結先区市町村や、他の区市町村長に協議した場合、その旨を都知事に報告しなければならない。

【都による代替措置】
知事は、区市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合で、被災住民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、当該被災住民について広域一時滞在の必要があると認めるときは、全部又は一部を当該区市町村長に代わり実施する。

- 必要に応じて、災害時相互援助協定等に基づき、協定自治体に対し、被災者の受入れ施設の提供を要請する。

【広域避難体制の整備】

首都直下地震等の大災害時における区の災害関連死者数減少のため、区及び８県 13 自治体（栃木県日光市、山梨県都留市、千葉県鴨川市、群馬県渋川市、茨城県かすみがうら市、茨城県桜川市、新潟県田上町、福島県白河市、山形県最上町、新潟県妙高市、群馬県高崎市、群馬県沼田市、山形県尾花沢市）と締結している「災害時相互援助協定」を改定することを令和５年８月に合意し、被災していない自治体への「広域避難（都県外広域一時滞在）」が可能となる体制を構築した。体制構築後は、協定自治体と連携して被災者の滞在施設の確保に努めるものとする。

### イ　避難所管理者の派遣

- 都及び協定自治体に被災者の他自治体への移送を要請した場合は、所属職員の中から移送先等における避難所管理者を定め、移送先等へ派遣するよう努める。

### ウ　被災者の受入れ

- 都から被災者の受入を指示された場合は、直ちに避難所を開設し、受入れ態勢を整備するものとする。この場合、避難所の運営は、次の役割分担で行う。

**【本区で被災者を受け入れる際の役割分担】**

| 対策 | 実施主体 |
|---|---|
| 避難所の運営 | 板橋区 |
| 避難所の運営への協力 | 移送元の自治体 |

- 災害時相互援助協定等に基づく、受入れ施設の提供を要請された場合も、上記と同様の措置をとる。

### エ　人員の輸送計画

#### （ア）　人員輸送車の調達

- 区において必要とする車両等は、庁舎管理・車両班が調達するが、庁舎管理・車両班は同時に各関係機関に対する協力要請の窓口とする。
- 区内路線バス会社及び区内観光バス会社より雇い上げる。この場合、事前に供給協定を締結しておくものとする。

#### （イ）　人員の輸送

被災者の他自治体への輸送は、原則として区が都福祉局の協力を得て実施する。この場合には都財務局から提供されるバスを使用する。

# 第7節　帰宅困難者対策

## 第1　帰宅困難者対策オペレーションシステム等を活用した初動対応

### (1) 情報収集と判断

#### ア　対策内容と役割分担

| 機　関　名 | 内　　容 |
|---|---|
| 区 | ● 区内の滞留者へ発災直後からの安全確保について呼びかけ<br>● 区内の混雑状況や被害状況、交通機関運行状況、一時滞在施設の安全確認状況等について情報収集したうえで、一斉帰宅抑制や一時滞在施設の開設の可否を判断 |
| 都総務局 | ● 都本部内に、帰宅困難者対策部門を設置<br>● 都内滞留者へ発災直後からの安全確保について呼びかけ<br>● 都内の混雑状況や被害状況、交通機関運行状況、一時滞在施設の安全確認状況等について情報収集したうえで、一斉帰宅抑制や一時滞在施設の開設の可否を判断 |
| 国<br>都交通局<br>東日本旅客鉄道<br>東京支社<br>東武鉄道<br>東上業務部<br>東京地下鉄 | ● 公共交通機関の運行状況等について情報収集し、適宜都や区市町村と共有 |

#### イ　詳細な取組内容

**■　都、区、関係機関**

- 都は、都本部内に、帰宅困難者対策部門を設置し、帰宅困難者対策の対応をする。
- 区及び都は、発災直後から、都内の滞留者に対し報道機関や SNS 等を活用するなどしてなるべく迅速に安全確保のための行動を呼びかける。
- 区及び都は、都内滞留者の一斉帰宅の抑制や一時滞在施設の開設の要否等を判断するため、混雑状況や被害状況、交通機関の運行状況、一時滞在施設の安全確認等の準備状況等について情報収集し、適宜 DIS 等で共有する。
- また、 都が開発中の帰宅困難者対策オペレーションシステムについても、都本部において利用可能な機能を順次活用し、GPS 情報に基づく混雑状況や SNS 投稿情報に基づく被害状況等を収集し、対応する。
- 公共交通機関の運行状況については、帰宅困難者の動向に大きな影響を与えるため、国や都、区や交通事業者が連携して情報を共有し、区内滞留者へ適切に発信する。

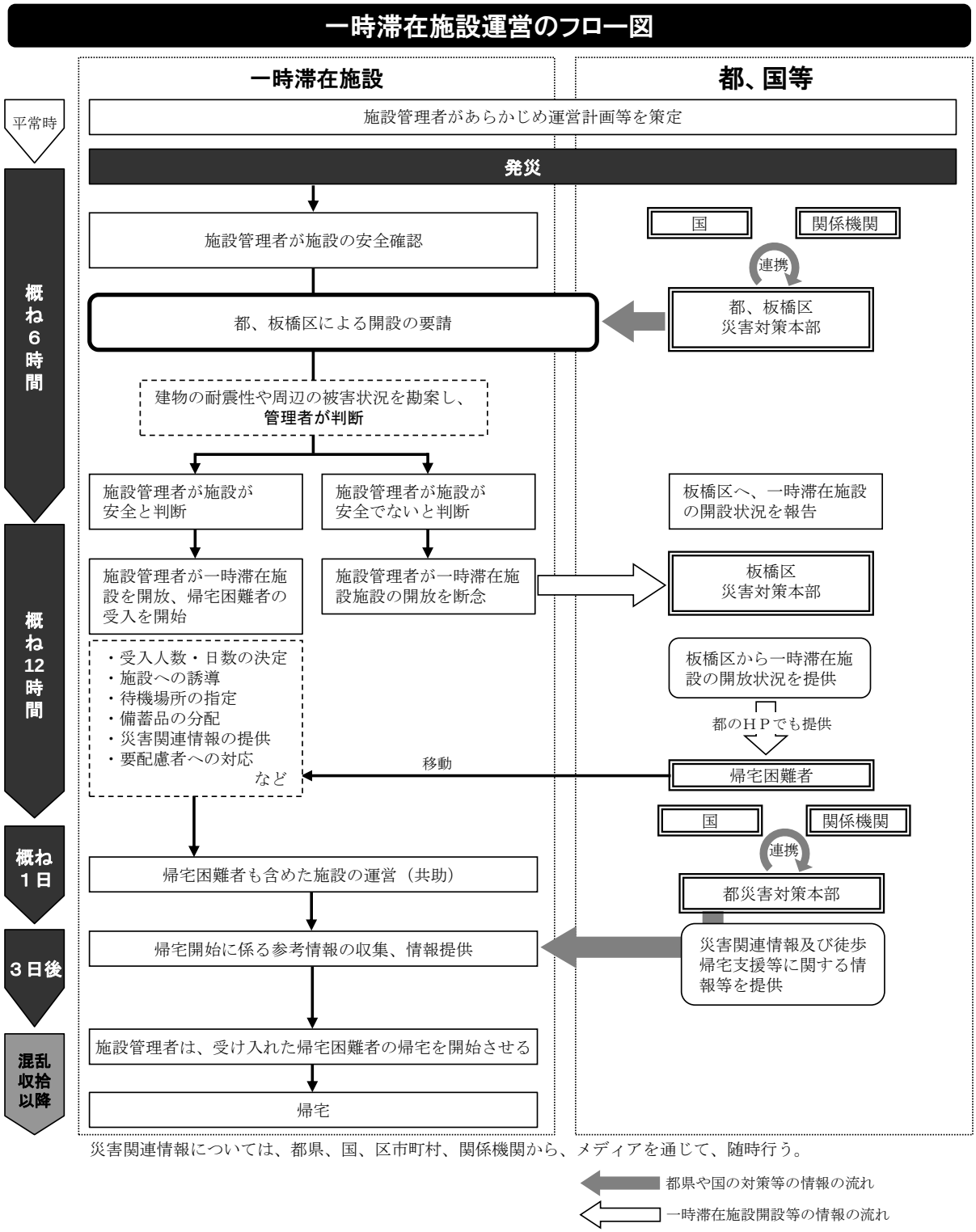
### (2) 一時滞在施設の開設・帰宅困難者の受入

#### ア　対策内容と役割分担

| 機　関　名 | 内　　容 |
|---|---|
| 区 | ● 区立の一時滞在施設や、協定を締結している民間一時滞在施設に開設要請<br>● 一時滞在施設の開設・運営状況を情報収集し、滞留者への情報提供や必要に応じて施設運営の支援等を実施 |
| 一時滞在施設となる施設 | ● 施設管理者が一時滞在施設を開設し、帰宅困難者を受け入れ |

| 機　関　名 | 内　　容 |
|---|---|
| 都総務局 | ● 都立一時滞在施設に開設要請<br>● ○　区市町村を通じ、民間一時滞在施設に開設要請<br>● ○　一時滞在施設の開設・運営状況を情報収集し、滞留者への情報提供や必要に応じて施設運営の支援等を実施 |

イ　業務手順



### ウ　詳細な取組内容

#### （ア）　一時滞在施設の開設

**■　区**

区は、一時滞在施設の開設が必要と判断した場合、協定を締結した民間一時滞在施設等や区立の一時滞在施設などに対し開設要請を行う。

施設の開設要請後は、施設管理者もしくは区が、都の DIS もしくは帰宅困難者対策オペレーションシステムにおいて施設の開設・運営状況を適宜報告する。

**■　施設管理者**

施設管理者は、発災時の国や都の一斉帰宅抑制の呼びかけ、あるいは区からの要請等により、当該施設の待機場所や施設入口などの安全確認及び行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等による周辺状況を確認の上、一時滞在施設を開設する。

なお、施設管理者による自主的な判断による開設も妨げるものではない。

また、施設管理者は、当該施設が一時滞在施設としてあらかじめ公表されている場合において施設の安全が確保できないときは、帰宅困難者等による混乱を回避するためにも、施設の入口やその他の目に触れやすい場所に、一時滞在施設として開設できない旨の掲示を行う。

#### （イ）　一時滞在施設の運営の流れ（目標）

**■　施設管理者**

災害発生からの経過時間に応じて、目標となる一時滞在施設の運営の流れは、おおむね以下のとおりとなる。

| 事項 | 災害発生からの経過時間 | 取組内容 |
|---|---|---|
| 1）発災直後から一時滞在施設開設まで | 発災直後<br>から<br>おおむね<br>6 時間後まで | ● 従業員の安否確認<br>● 建物内の被害状況の把握や施設の安全性の確認<br>● 施設内の受入スペースや女性優先スペース、立入禁止区域の設定<br>● 従業員等による運営組織の編成、備蓄や設備の確認などの運営準備<br>● 施設利用案内の掲示等<br>● 電話、災害時用公衆電話（特設公衆電話）、FAX、Wi-Fi 等の通信手段の確保<br>● 区等への一時滞在施設の開設報告 |
| 2）帰宅困難者の受入等 | おおむね<br>12 時間後まで | ● 帰宅困難者の受入開始<br>● 携帯トイレ・簡易トイレ使用区域の設定、医療救護所の設置などの保健衛生活動<br>● 計画的な備蓄の配布など、水、食料等の供給<br>● し尿処理・ごみ処理のルールの確立<br>● テレビ、ラジオ、インターネット等での情報の収集及び受入者へ伝達<br>● 受入可能人数を超過した場合の区等への報告 |
| 3）運営体制の強化等 | おおむね<br>1 日後 | ● 受入者も含めた施設の運営<br>● 公共交通機関の運行再開、搬送手段に関する |

| 事項 | 災害発生からの経過時間 | 取組内容 |
|---|---|---|
| | から<br>３日後まで | 情報等、帰宅支援情報の提供 |
| ４）一時滞在施設の閉設 | おおむね<br>４日後以降 | ● 一時滞在施設閉設の判断<br>● 帰宅支援情報の提供による受入者の帰宅誘導<br>● 災害時帰宅支援ステーションの開設 |

### (3) 帰宅困難者・一時滞在施設等への情報提供

#### ア　対策内容と役割分担

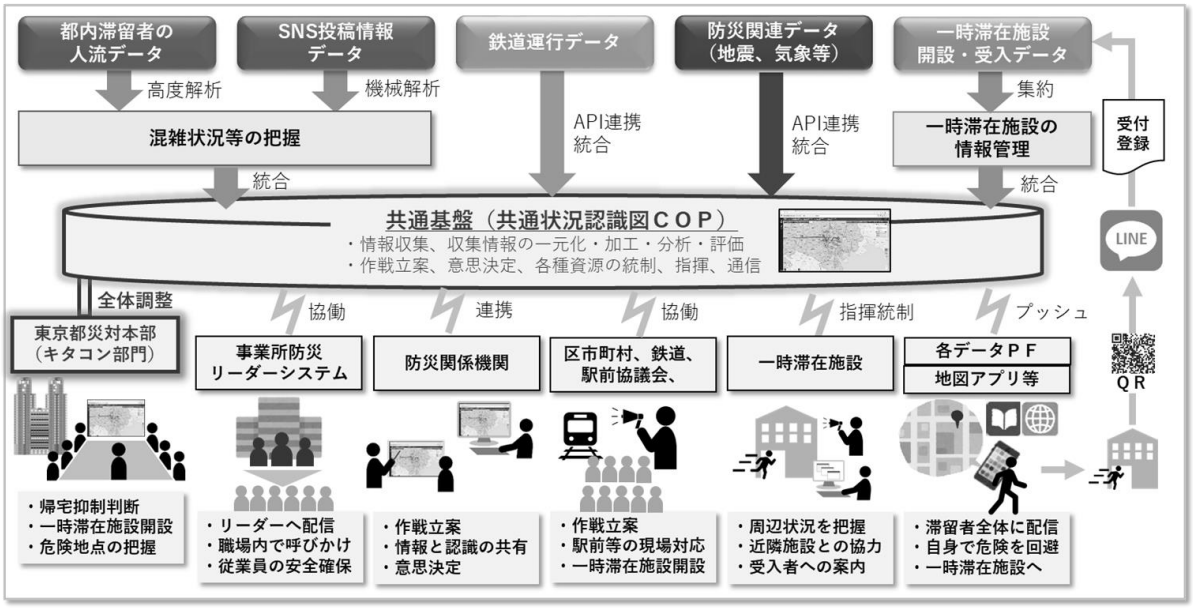
| 機　関　名 | 内　　容 |
|---|---|
| **区** | **● 帰宅困難者や協定締結先の一時滞在施設等に対し、随時情報提供** |
| 都総務局 | ● 帰宅困難者等に対し、防災ホームページや防災 X（旧 Twitter）、デジタルサイネージ等の広報手段を活用して情報を提供<br>● 一時滞在施設に対し、DIS のほか必要に応じて無線やメール等で随時、運営に必要な情報を共有<br>● 帰宅困難者対策オペレーションシステムを開発し、利用可能な機能を順次活用して、帰宅困難者・一時滞在施設等に対し情報発信<br>● 事業所防災リーダーを通じて都内の事業所に対し、随時災害情報等を提供 |
| 報道機関 | ● 行政機関や交通機関等からの情報について、都民・事業者に提供 |

#### イ　詳細な取組内容

**■　区**

- 区は都と、帰宅困難者や一時滞在施設、事業所等に対し、ホームページ・SNS・デジタルサイネージなど様々な広報手段を通じて、広く災害に関する情報や一斉帰宅抑制など防災行動に関する情報を周知する。適宜、報道機関とも連携して取り組む。

## 【帰宅困難者対策オペレーションシステムの全体概要】（完成イメージ）



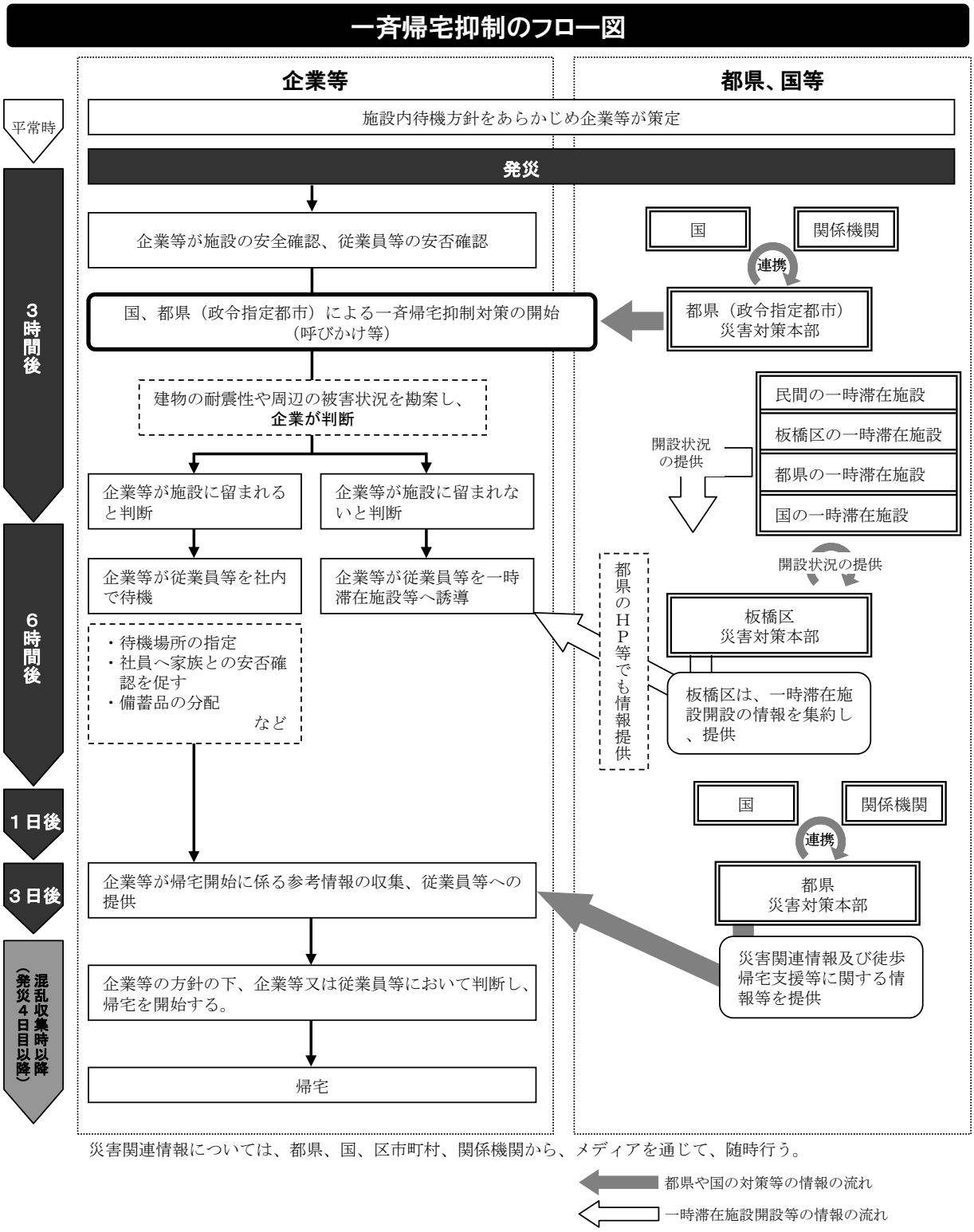

## 第2　事業所等における帰宅困難者対策

### (1) 対策内容と役割分担

発災時には、帰宅困難者の発生を抑制するため、企業等における従業員の施設内待機や学校等における児童・生徒等の保護を図ることが必要であり、その対応について定める。

| 機　関　名 | 内　　容 |
|---|---|
| 区 | ● 報道機関や通信事業者等と連携協力して、事業所が必要な情報を得られる仕組みを構築 |
| 事業者 | ● 施設内に従業員等を一定期間待機、帰宅抑制 |
| 学校等 | ● 児童・生徒等を保護し、保護者へ連絡 |
| 都総務局 | ● 事業所防災リーダーを通じて、登録事業所へ災害情報や一斉帰宅抑制など防災行動に関する情報等を提供<br>● 事業者に対し、従業員、顧客に対する安全確保に努めるよう要請<br>● 事業者団体を通じて、事業者へ基本原則の周知徹底 |
| 東京商工会議所<br>東京経営者協会<br>東京青年会議所 | ● 加盟事業者に対して、基本原則の周知徹底を要請 |

(2)　業務手順


一斉帰宅抑制のフロー図
企業等
都県、国等
平常時
施設内待機方針をあらかじめ企業等が策定
発災
企業等が施設の安全確認、従業員等の安否確認
国
関係機関
連携
国、都県（政令指定都市）による一斉帰宅抑制対策の開始
（呼びかけ等）
都県（政令指定都市）
災害対策本部
3時間後
建物の耐震性や周辺の被害状況を勘案し、
企業が判断
民間の一時滞在施設
板橋区の一時滞在施設
都県の一時滞在施設
国の一時滞在施設
開設状況の提供
企業等が施設に留まれると判断
企業等が施設に留まれないと判断
開設状況の提供
企業等が従業員等を社内で待機
企業等が従業員等を一時滞在施設等へ誘導
都県のHP等でも情報提供
板橋区
災害対策本部
・待機場所の指定
・社員へ家族との安否確認を促す
・備蓄品の分配
など
6時間後
板橋区は、一時滞在施設開設の情報を集約し、提供
国
関係機関
連携
1日後
3日後
企業等が帰宅開始に係る参考情報の収集、従業員等への提供
都県
災害対策本部
災害関連情報及び徒歩帰宅支援等に関する情報等を提供
混乱収集時以降
（発災4日目以降）
企業等の方針の下、企業等又は従業員等において判断し、帰宅を開始する。
帰宅
災害関連情報については、都県、国、区市町村、関係機関から、メディアを通じて、随時行う。
都県や国の対策等の情報の流れ
一時滞在施設開設等の情報の流れ

(3) 詳細な取組内容

ア　事業所による従業員等の施設内待機

■　事業者

- 従業員等がチェックリストにより施設の安全を確認する。
- 各事業所防災リーダーは、都からの発信情報を参考に、一斉帰宅の抑制など事業所内で適切な災害対策を実施する。
- 国や都の一斉帰宅抑制の呼びかけ等を受けた後は、災害関連情報等を入手し、周辺の火災状況等を確認し、従業員等を施設内又は他の安全な場所に待機させる。なお、各事業所の自主的な判断による待機等の行動も妨げない。
- 来所者についても、従業員等に準じて、施設内又は他の安全な場所で待機させるようにする。

イ　施設内に待機できない場合の対応

■　事業者

建物や周辺が安全でない場合は、事業所は、行政機関からの一時滞在施設等※の開設情報等を基に、一時滞在施設等へ従業員等を誘導する。なお、誘導先は地域の事情によるものとする。

また、テナントビルの場合は、施設管理者の指示に従うものとする。

（※一時滞在施設、避難場所等を指す。）

ウ　防災活動への参加

■　事業者

事業所は、事業継続のための要員を除き、可能な範囲で、被災者支援・救助・復旧活動（特に要配慮者の保護等）に努める。

エ　情報提供体制の確保

■　国、都、区、事業者

- 事業所は、発災時に施設内待機の判断を行うとともに、待機させる従業員等に対して災害関連情報や公共交通機関の運行情報等を提供する必要がある。
- そのため、国、都、区は、あらかじめ報道機関や通信事業者、公共交通機関等と連携協力して、事業所が必要な情報を得られる仕組みを構築しておく。
- 都は、事業所防災リーダーシステム、帰宅困難者対策オペレーションシステム等を通じて、事業所へ適宜災害情報を発信していく。

オ　学校等の対応

■　学校等

学校等は、児童・生徒等を保護し、必要に応じて備蓄物資等を提供する。児童・生徒等の安否等について、事前に定める手段により、保護者へ連絡する。帰宅抑制している保護者の迎えが必要な児童・生徒等の安全確保を図る。

## 【事業所防災リーダーを通じた東京都からの情報発信の例】（イメージ）

| | 想定シーン | 事業所防災リーダーへの呼びかけ（イメージ） |
|---|---|---|
| 1 | 電車が止まる程度の地震<br>【朝（出勤前後）】 | ○月○日●時●分東京地方で最大震度●を観測する地震が発生しました。この地震の影響により、鉄道をはじめ公共交通機関の運行に中止や遅延が生じています。今後も余震等の恐れがあることに加え、出勤者等による混雑が大きくなると大変危険です。また医療やライフラインなど、エッセンシャルワーカーの円滑な出勤を優先していく必要があります。<br>各企業におかれては、従業員等の安全を確保するため、適宜出勤の制限やすでに出勤した方の事業所内での保護等を、適切に実施していただきますようお願いいたします。<br>その他、地震に関する情報は東京都防災HP等をご参照ください。 |
| 2 | 電車が止まる程度の地震<br>【日中（勤務時間中）】 | ○月○日●時●分東京地方で最大震度●を観測する地震が発生しました。この地震の影響により、鉄道をはじめ公共交通機関の運行に中止や遅延が生じています。今後の地震情報や運行情報にご注意ください。余震等の恐れがあることに加え、徒歩帰宅による混雑が大きくなると大変危険です。<br>各企業におかれては、従業員の安否を確認し、安全な帰宅ができるよう情報収集等に努めてください。従業員が安全に帰宅できない可能性がある場合は、事業所内に留まることもご検討ください。<br>その他、地震に関する情報は東京都防災HP等をご参照ください。 |
| 3 | 電車が止まる程度の地震<br>【夜間（勤務時間外）】 | ○月○日●時●分東京地方で最大震度●を観測する地震が発生しました。この地震の影響により、鉄道をはじめ公共交通機関の運行に中止や遅延が生じています。今後の地震情報や運行情報にご注意ください。余震等の恐れがあることに加え、徒歩帰宅による混雑が大きくなると大変危険です。<br>各企業におかれては、従業員が安全に帰宅できない可能性がある場合は、事業所内に留まることもご検討ください。<br>その他、地震に関する情報は東京都防災HP等をご参照ください。 |
| 4 | 首都直下地震クラス<br>【朝（出勤前後）】 | ○月○日●時●分東京地方で最大震度●を観測する地震が発生しました。<br>各企業におかれては、従業員及び建物・周囲の安全を確認したうえで、出勤している従業員を待機させてください。適宜災害時用伝言サービス等で家族の安全を確認したうえ、帰宅は控えるよう呼びかけてください。<br>まだ出勤していない従業員に対しては、身の安全を確保することを最優先とし、出勤の抑制等を呼びかけてください。業務継続のための活動は、従業員の安全が確保された状況で実施しましょう。<br>その他、地震に関する情報は東京都防災HP等をご参照ください。 |
| 5 | 首都直下地震クラス<br>【日中（勤務時間中）】 | ○月○日●時●分東京地方で最大震度●を観測する地震が発生しました。<br>各企業におかれては、従業員及び建物・周囲の安全を確認したうえで、出勤している従業員を待機させてください。適宜災害時用伝言サービス等で家族の安全を確認したうえ、帰宅は控えるよう呼びかけてください。<br>業務継続のための活動は、従業員の安全が確保された状況で実施しましょう。<br>その他、地震に関する情報は東京都防災HP等をご参照ください。 |
| 6 | 首都直下地震クラス<br>【夜間（勤務時間外）】 | ○月○日●時●分東京地方で最大震度●を観測する地震が発生しました。<br>各企業におかれては、従業員及び建物・周囲の安全を確認したうえで、事業所内の従業員を待機させてください。適宜災害時用伝言サービス等で家族の安全を確認したうえ、帰宅は控えるよう呼びかけてください。<br>業務継続のための活動は、従業員の安全が確保された状況で実施しましょう。<br>その他、地震に関する情報は東京都防災HP等をご参照ください。 |

## 第3　駅周辺での混乱防止

発災時、公共交通機関が運行停止し、特にターミナル駅やその周辺は多くの人が滞留し混乱等が発生することが想定されるが、行政の「公助」には限界があり、駅周辺の事業者や学校等が行政と連携して、混乱防止を図る。

### (1) 駅周辺の混乱防止

#### ア　対策内容と役割分担

| 機　関　名 | 内　　容 |
|---|---|
| **区** | ● **駅周辺の滞留者の誘導先を確保**<br>● **滞留者に対する情報提供、帰宅困難者等の誘導** |
| **事業者等** | ● **集客施設及び駅等において、利用者を保護**<br>● **駅前滞留者を待機可能な施設又は一時滞在施設等へ安全に案内又は誘導** |
| 都総務局 | ● 帰宅困難者に対し、区市町村や報道機関等と連携して、一時滞在施設の開設状況等について情報を提供 |
| 警視庁 | ● 所轄の警察署は、区市町村等に対して、駅周辺の混乱防止対策に係る支援を実施 |
| 東京消防庁 | ● 所轄の消防署は、区市町村等に対して、災害情報の提供等、駅周辺の二次災害発生防止に係る支援を実施 |
| 通信事業者 | ● 事業者及び帰宅困難者に対し、情報を提供<br>● 災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）、災害用伝言板等の利用を周知 |
| 報道機関 | ● 行政機関や交通機関等からの情報について、都民・事業者に提供 |

#### イ　詳細な取組内容

- 駅前滞留者対策協議会は、発災時に活動の拠点となる現地本部等を立ち上げる。
- また、地域によっては、現地本部に加え、駅前滞留者に掲示板等で情報提供を行う情報提供ステーションを立ち上げる。あわせて、協議会参加団体と協力し地域防災活動に必要な情報を収集する。
- 災害発生直後においては、協議会参加団体が参集して現地本部を速やかに立ち上げることが困難な場合がある。現地本部は、行政側で立ち上げを行うことも検討し、その場合は、ある程度、駅前滞留者対策協議会の参加団体が参集した時点で連携して対応する。
- 現地本部は、大型ビジョン、デジタルサイネージ、掲示板等様々な手法を活用し、駅周辺の滞留者に対し、災害情報を提供するとともに、家族等との安否確認方法も周知する。
- 駅前滞留者対策協議会参加団体は、駅前滞留者を一時滞在施設等へ安全に誘導し、その他帰宅困難者に対しては安全な待機を促す。

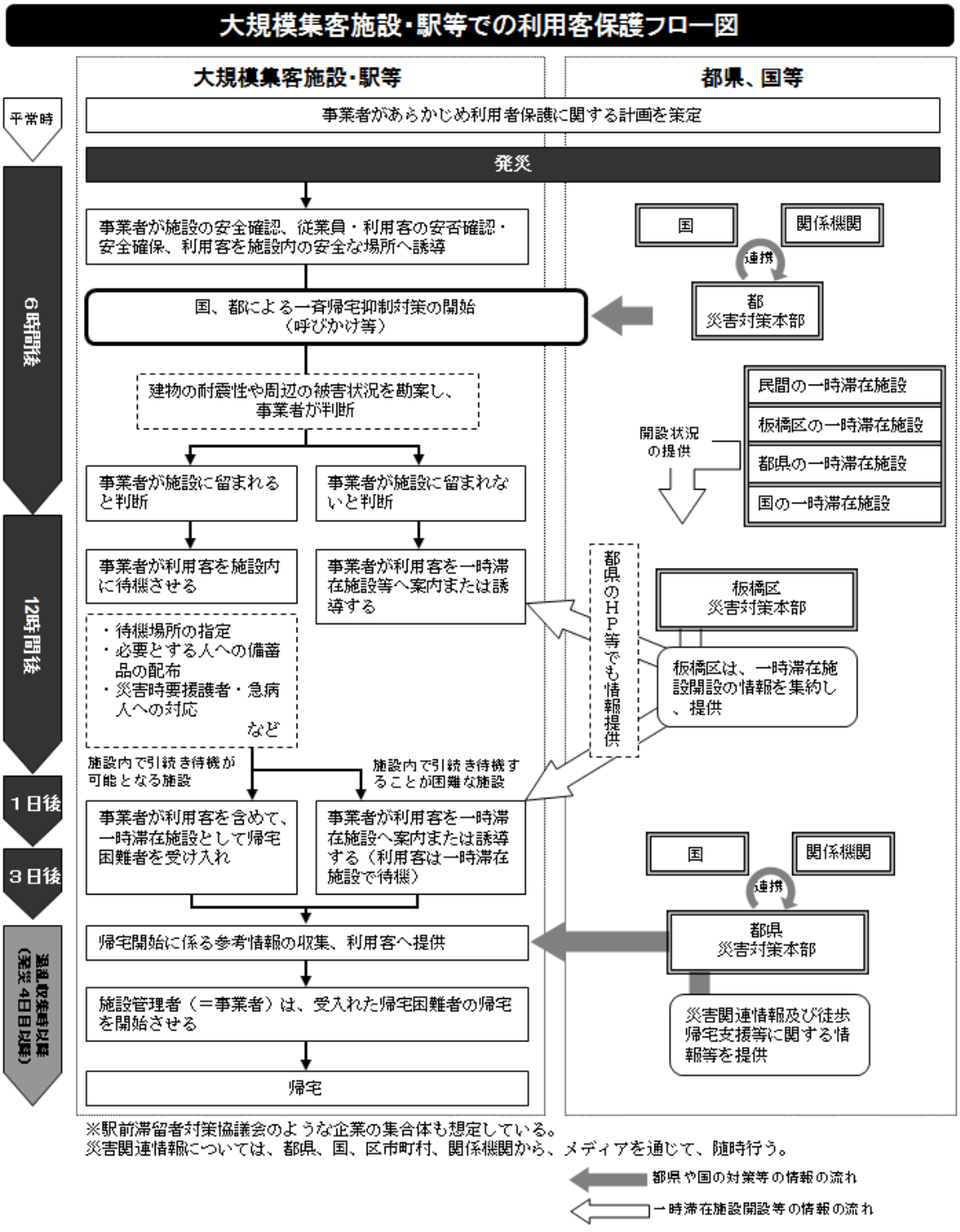
### (2) 集客施設及び駅等における利用者保護

#### ア　対策内容と役割分担

| 機　関　名 | 内　　容 |
|---|---|
| **区** | ● **報道機関や通信事業者等と連携協力して、事業者及び一時滞在施設が必要な情報を得られる仕組みを構築** |
| **集客施設及び駅等の事業者** | ● **集客施設及び駅等において、利用者を保護**<br>● **駅前滞留者を一時滞在施設等へ安全に案内又は誘導** |

| 機　関　名 | 内　　容 |
|---|---|
| 鉄道事業者 | ● 駅利用者に必要な情報を提供 |
| 国、都 | ● 都は、帰宅困難者対策オペレーションシステムを通じて集客施設や駅利用者等へ、都内の混雑に関する情報や一時滞在施設の開設・運営情報等を提供できるよう整備<br>● 報道機関や通信事業者等と連携協力して、事業者及び一時滞在施設が必要な情報を得られる仕組みを構築 |

イ　業務手順



### ウ　詳細な取組内容

**■　区**

あらかじめ報道機関や通信事業者等と連携協力して、事業者が必要な情報を得られる仕組みを構築する。

**■　集客施設、駅等の事業者**

#### （ア）　施設の安全性の確認

| 事項 | 取組内容 |
|---|---|
| 施設の安全の確認 | ● 事業者は、利用者及び自らが管理する施設の安全を確認する。 |
| 施設の周囲の安全の確認 | ● 国や都の一斉帰宅抑制の呼びかけ等を受け、行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、火災の状況等、周辺の安全を確認する。 |
| 利用者の保護 | ● 安全を確認できた場合、利用者を施設内の安全な場所で保護する。なお、各施設管理者による自発的な対応を妨げるものではない。 |

#### （イ）　一時滞在施設への誘導等

| 事項 | 取組内容 |
|---|---|
| 事業者等による案内又は誘導 | ● 保護した利用者については、区や関係機関との連携の下、事業者や駅前滞留者対策協議会等が一時滞在施設の開設状況を確認しながら案内又は誘導することを原則とする。 |
| 一時滞在施設への案内又は誘導が困難な場合 | ● 災害発災時、一時滞在施設への案内又は誘導が困難な場合においては、各事業者は、区や関係機関と連携し、施設の特性や状況に応じ可能な限り待機中の施設又は隣接施設の協力を得て、当該施設が、帰宅が可能になるまでの間、一時的に受け入れる一時滞在施設となることも想定する。<br>● さらに、利用者を保護した施設が、一時滞在施設となる場合は、施設の安全性や確保可能なスペース等を勘案し、外部の帰宅困難者等の受け入れについても検討する。 |
| 帰宅困難者対策オペレーションシステムによる施設情報の提供 | ● 都は、帰宅困難者対策オペレーションシステムにより、都内の混雑状況や一時滞在施設の開設・運営状況を迅速に集約・発信し、帰宅困難者等が利用可能な施設を把握・移動できるよう、開発を進める。 |

#### （ウ）　建物や周辺が安全でないために、施設内保護ができない場合の対応

建物や周辺が安全でないために、施設内で利用者を保護できない場合は、区や関係機関との連携の下、事業者が一時滞在施設等へ利用者を案内又は誘導することを原則とする。

#### （エ）　要配慮者への配慮

利用者保護に当たって、事業者は、区や関係機関とも連携し、あらかじめ定めた手順等に基づき、要配慮者ニーズに対応する。

（オ）　利用者に対する情報提供

事業者は、災害関連情報や公共交通機関の運行情報等を行政機関や関係機関から入手し、施設内で待機している利用者に情報提供する。

例えば、施設に備わる電子掲示板や放送設備を活用するなど、施設の特性や状況に応じて多様な手段を用いることにより情報提供を行う。

**■　鉄道事業者**

- 駅利用者に対し、構内放送や駅周辺の地図を配布するなど、駅から誘導場所までの情報を提供する。
- 駅利用者に対し、列車や代替輸送などの運行情報を提供する。

## 第4　復旧対策

### 1　帰宅ルール等による安全な帰宅の推進

#### (1) 対策内容と役割分担

職場や一時滞在施設等に留まった帰宅困難者は、地震発生以降の混乱が落ち着いた後、特に、救出・救助活動が落ち着くと考えられる発災後おおむね４日目以降、順次帰宅することを想定している。一方、混乱が収拾し鉄道等の公共交通機関が復旧した際には、留まっていた帰宅困難者が駅などに集中し、再度混乱を生じるおそれがある。

こうした帰宅の集中を避けるため、関係機関や事業者が連携して情報を収集し、安全な帰宅が実現できるよう対応する必要がある。さらに混乱が収拾し帰宅が可能な状況になったとしても、特に長距離の徒歩帰宅が困難な要配慮者等に対しては、優先的に代替輸送機関による搬送が必要となる可能性がある。

ア　帰宅ルールの周知・運用

| 機　関　名 | 内　　容 |
|---|---|
| **区** | **● 報道機関や様々な広報手段を用い、分散帰宅などの方法を周知** |
| **事業者** | **● 従業員等の帰宅に際しては、災害情報を収集し、事前に策定した安全な帰宅のためのルールに基づいて実施するなど留意**<br>**● 事業所防災リーダーは、都から発信される情報も参考にして帰宅方法を周知** |
| 国<br>都総務局 | ● 都は、事業所防災リーダーシステムや帰宅困難者対策オペレーションシステムにより、事業所や帰宅困難者等に情報発信し、分散帰宅などの方法を周知<br>● 報道機関や様々な広報手段を用い、分散帰宅などの方法を周知 |

イ　鉄道運行情報等の提供

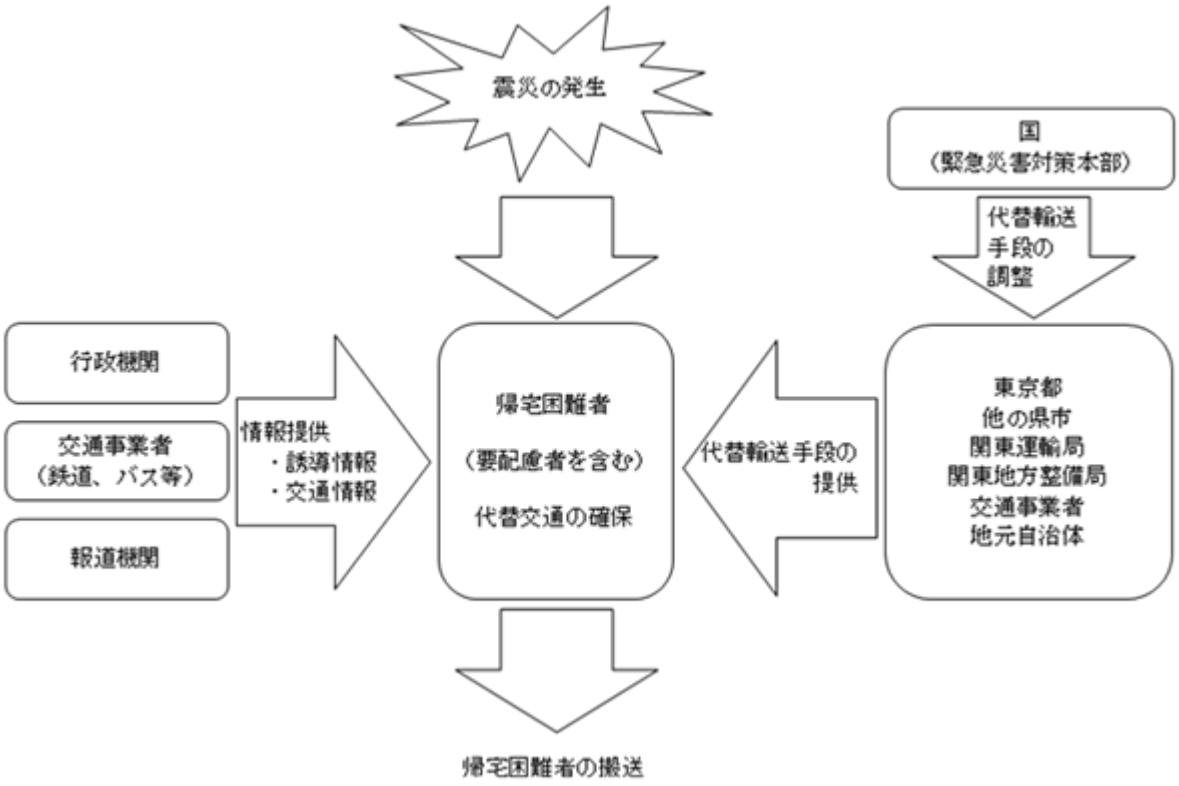
| 機　関　名 | 内　　容 |
|---|---|
| **区** | **● 都や交通事業者などからの情報により、徒歩帰宅者を誘導など支援** |
| **鉄道事業者** | **● 折り返し運転の実施状況、乗り継ぎが可能な路線等に係る情報を都や報道機関に提供**<br>**● 発災後、早期に運転を再開** |
| 都総務局 | ● 事業所防災リーダーを通じて、事業所に情報提供<br>● 都内の交通事業者からの情報を集約し、帰宅困難者対策オペレーションシステム、都のホームページにおける帰宅困難者対策ポータルサイト等を活用して、区市町村、都民、一時滞在施設等に提供する。 |

| 機　関　名 | 内　　容 |
|---|---|
| 関東運輸局 | ● 所管区域の総合的な交通情報の集約・提供 |
| バス事業者 | ● 運行状況、鉄道に乗り継ぎが可能な路線等に係る情報を都や報道機関に提供 |
| 報道機関 | ● 行政機関や交通機関等からの情報について、都民・事業者に提供 |

### ウ　代替輸送手段の確保

| 機　関　名 | 内　　容 |
|---|---|
| **区** | **● 徒歩帰宅者を利用可能な交通機関や代替輸送などに誘導** |
| 国、都総務局、都建設局、都港湾局、都交通局等 | ● 国の緊急災害対策本部（緊急災害現地対策本部）で、内閣府作成の「帰宅困難者等搬送マニュアル（仮称）」に基づき、搬送オペレーションに係る総合調整を実施<br>● バス・船舶による代替輸送手段を確保 |
| 関東地方整備局 | ● 船舶運行情報（利用可能な岸壁、海上経路、船舶情報等）の収集・提供を行う |
| 関東運輸局 | ● 代替交通の許可等を速やかに実施 |
| バス事業者 | ● バス等による代替輸送手段を確保 |
| 船舶事業者 | ● 船舶等による代替輸送手段を確保 |

### (2) 業務手順



(3) 詳細な取組内容

ア　帰宅ルールの周知・運用

■　事業者

事業者は、従業員を帰宅させるに際しては、様々な災害関連情報を従業員に提供し、事前に策定した従業員の安全な帰宅のためのルールに基づき実施するよう留意する。特に事前にルールがない場合でも、集中して帰宅せず少しずつ分散させるなど呼びかけるようにする。

事業所防災リーダーは、事業所防災リーダーシステムを通じて都から発信される情報等も参考に、帰宅方法を従業員等に周知する。

イ　鉄道運行情報等の提供

■　区

区は、都や交通事業者などからの情報により、徒歩帰宅者を利用可能な交通機関や代替輸送などに誘導して、帰宅を支援する。

■　鉄道事業者

鉄道事業者は、折り返し運転の実施状況、乗り継ぎが可能な路線等に係る情報を都や報道機関に提供する。国土交通省の「大阪北部地震における運転再開等に係る対応に関する連絡会議」の結果を踏まえ、「運転再開までの対応」や「利用者への情報提供」などについて検討し、見直しが必要な事項については、各事業者の防災計画を改訂するなどして対応する。

ウ　代替輸送手段の確保

■　区

区は、都や交通事業者などからの情報により、徒歩帰宅者を利用可能な交通機関や代替輸送などに誘導して、帰宅を支援する。

## 2　徒歩帰宅者の支援

### (1) 対策内容と役割分担

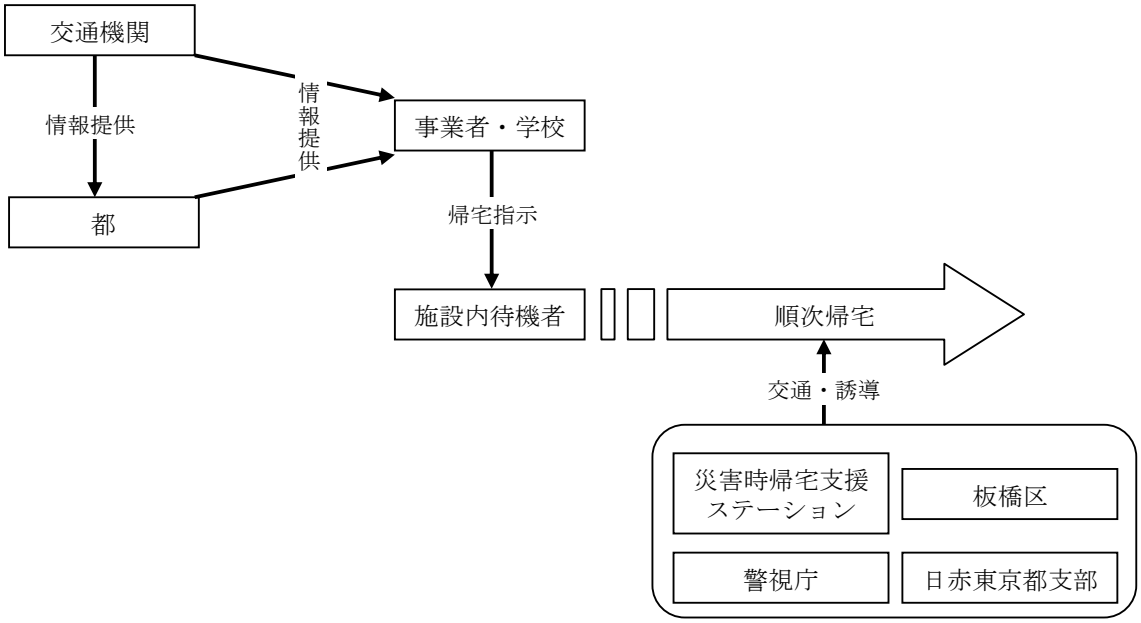
帰宅困難者が帰宅するにあたっては、交通機関の輸送力については限りがあることから、自宅まで帰宅可能な距離にある帰宅困難者は、原則として徒歩で帰宅するよう促さなければならない。このため、帰宅困難者等の秩序立った徒歩帰宅を促すため、徒歩帰宅支援を充実させる。

| 機　関　名 | 内　　容 |
|---|---|
| 区 | ● 事業者と連携し、帰宅困難者の円滑な徒歩帰宅を支援<br>● 必要により一時滞在施設により情報提供等を行う。 |
| 事業者、学校等 | ● 帰宅経路沿いの被害状況などの情報や、行政及び関係機関から提供される情報等により、従業員等が安全に帰宅できることを確認し、従業員や児童・生徒等の帰宅を開始<br>● 災害時帰宅支援ステーションに指定されている施設は、徒歩帰宅者を支援 |
| 都総務局 | ● 事業所防災リーダーシステムや帰宅困難者対策オペレーションシステムによる情報提供<br>● 交通情報や災害時帰宅支援ステーションなどの情報を提供<br>● 災害時帰宅支援ステーションに指定された都有施設において支援を実施 |

| 機　関　名 | 内　　容 |
|---|---|
| 警視庁<br>第十方面本部<br>各警察署 | ● 交通規制資器材を活用した誘導経路の確保等を実施<br>● 避難誘導を行う警察官は、被害状況等徒歩帰宅に必要と認める情報を提供 |
| 日赤東京都支部 | ● 赤十字エイドステーション （帰宅困難者支援所）を設置し、炊出食、飲料水の配布、応急手当、交通情報、地理情報、徒歩帰宅者情報等を提供 |

(2) 業務手順

**救出・救助活動が落ち着いた発災後おおむね４日目から、順次帰宅開始**




(3) 詳細な取組内容

**■　区**

区は、徒歩帰宅訓練の実施等を踏まえて、事業者等と連携し、徒歩帰宅者への情報提供、誘導など円滑な徒歩帰宅支援を行う。

**■　事業者・学校等**

- 事業者・学校等は、帰宅経路沿いの被害状況などの情報や、行政及び関係機関（テナントビルの場合は、施設管理者を含む。）から提供される災害関連情報等により、従業員等が安全に帰宅できることを確認し、企業内で定めた帰宅の優先順位等あらかじめ定めた手順により従業員等の帰宅を開始する。その際、職場近隣在住者については自宅までの帰路の安全が確認された人等から順に段階的に帰宅させることも検討する。
- 事業者等において、災害時帰宅支援ステーションに指定されている施設は、徒歩帰宅者を支援する。

# 第7章　物流・備蓄・輸送対策

## 第1節　飲料水の供給

### 第1　飲料水の供給

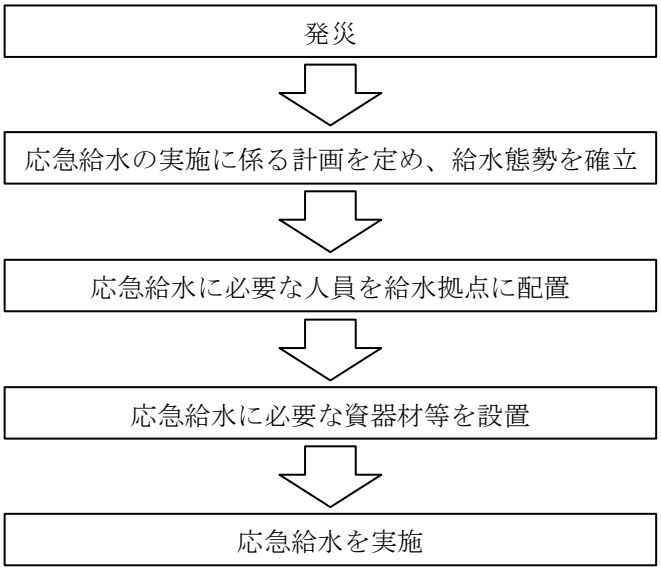
震災時における水道施設の復旧には、長時間を要し、被災者は、長期間にわたり不自由な生活を余儀なくされることが予測される。

このため、都・区間において協力して、給水拠点施設及び迅速な応急給水活動ができる態勢を整備する。

(1)　対策内容と役割分担

| 各　機　関 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| 水道局<br>北部支所<br>板橋営業所 | ● 災害時給水ステーション（給水拠点）（浄水場（所）・給水所等）での応急給水<br>● 災害時給水ステーション（給水拠点）からの距離がおおむね２㎞以上離れている避難場所について、車両輸送による応急給水<br>● 必要に応じて、消火栓等からの仮設給水栓による応急給水 |
| 区 | ● 災害時給水ステーション（給水拠点）（応急給水槽及び浄水場・給水所）での応急給水<br>● 避難所応急給水栓による応急給水 |

(2)　業務手順



(3) 詳細な取組内容

■ 区、都

ア　震災時の応急給水の方法

| 応急給水の方法 | 内容 |
|---|---|
| 災害時給水ステーション（給水拠点）での応急給水 | 応急給水槽及び浄水場（所）・給水所等の災害時給水ステーション（給水拠点）で応急給水を行う。 |
| 車両輸送による応急給水 | 災害時給水ステーション（給水拠点）からの距離がおおむね２km 以上離れている避難場所等で、関係行政機関等から要請があり、必要と認められる場合には、車両輸送による応急給水を行う。<br>給水車の要請が多数の場合は、原則、「病院等」「水を供給できない給水拠点」「避難所」の対応順位で、応急給水を行う。 |
| 仮設給水栓による応急給水 | 断水地域の状況、水道施設の復旧状況等に応じて、特に必要がある場合に、消火栓等に仮設給水栓を接続して応急給水を行う。 |
| 避難所応急給水栓による応急給水 | 避難所応急給水栓が設置されている場合は、区市町が応急給水用資器材を接続して応急給水を行う。 |

イ　災害時給水ステーション（給水拠点）での都及び区の役割分担

| 給水拠点等 | 実施主体 | 役割分担 |
|---|---|---|
| 応急給水槽 | 区 | ● 応急給水に必要な資器材等の設置<br>● 区民等への応急給水 |
| 浄水場（所）・給水所等 | 都 | ● 応急給水に必要な資器材等の設置（施設） |
| | 区 | ● 施設整備後の浄水場（所）・給水所では、区や住民防災組織等が応急給水活動を開始 |
| 飲料水を車両輸送する必要がある避難場所 | 都 | ● 区により設置された仮設水槽まで飲料水を輸送・補給 |
| | 区 | ● 都と調整し、必要により区民等への応急給水 |
| 避難所 | 区 | ● 車両輸送、関係機関との連携<br>● 応急給水に必要な資器材等の設置<br>● 避難所応急給水栓を活用した応急給水 |
| 医療施設等 | 都 | ● 都の車両輸送による応急給水 |
| 防災用深井戸 | 区 | ● 区民等への応急給水（生活用水） |

| | | |
|---|---|---|
| 民間との協定により使用可能な井戸 | 区 | ● 区民等への応急給水（生活用水） |
| 防災協力井戸 | 区 | ● 区民等への応急給水（生活用水） |

### ウ　飲料水の給水基準

震災時における飲料水の給水基準は、１日１人あたり３Ｌとする。

### エ　給水体制

#### （ア）　情報収集

震災が発生した場合、都は、給水状況や住民の避難状況など必要な情報を震災情報システム等により迅速かつ的確に把握する。

#### （イ）　給水体制の確立

- 都水道局は、応急給水の実施に係る計画を定め、給水体制を確立する。
- 都水道局は、浄水場（所）・給水所等の災害時給水ステーション（給水拠点）において、拠点ごとにあらかじめ職員を要員として指定している。震災時にはこれらの要員等と区が連携して、迅速な応急給水を実施する。
- 区は、道路障害物除去が遅れ輸送が困難な場合、給水が可能となるまでの間は、あらゆる方法によって飲料水及び生活用水の確保に努める。
  - 受水槽の水の利用
  - 備蓄飲料水（ペットボトル）の活用
  - ろ過器により雨水貯留槽、プールの水、井戸水等の利用　　など
- 区は、交通途絶等の場合で必要があるときは、空中輸送等について、都本部（総務局）を通じ自衛隊へ要請する。

■参照（別冊「資料編」）
資料震 2.6.44　給水施設の維持管理及び運用に関する協定書
資料震 2.6.45　都立学校内の給水施設の維持管理及び運用に関する協定（都知事・都教育長）
資料震 2.11.1　震災対策における都・区間の役割分担（昭和 52 年合意）

### オ　応急給水槽等の活用

- 都及び区は、浄水場、給水所のほか、応急給水槽についても、風水害により応急給水の必要が生じた場合には、施設の活用を図る。
- 都では、本区内で、給水拠点（応急給水槽）、給水拠点（浄水場（所）・給水所等）を次の通り整備している。

【給水拠点（応急給水槽）と給水拠点対応避難場所】

（令和３年１月１日現在）

| 応急給水槽設置場所 | 所在地 | 対応避難場所※ | 容量 |
|---|---|---|---|
| 都立城北中央公園こども広場 | 板橋区桜川１－１ | 公社向原住宅一帯<br>都立城北中央公園一帯 | 1,500m³ |
| 板橋区立城北公園野球場 | 板橋区坂下２－19 | 浮間公園・荒川河川敷緑地一帯<br>中台三丁目地区 | 1,500m³ |
| 北区立桐ヶ丘中央公園 | 北区桐ヶ丘１－８ | 桐ヶ丘・赤羽台・西が丘地区 | 1,500m³ |
| 都立板橋高等学校 | 板橋区大谷口１－54 | 公社向原住宅一帯 | 100m³ |
| 板橋区立西徳第二公園 | 板橋区西台３－42－１ | 中台三丁目地区<br>高島平二・三丁目地区 | 100m³ |
| 都立赤塚公園 | 板橋区高島平３－１ | 高島平二・三丁目地区 | 100m³ |

※　給水拠点の対応避難場所は、原則的なものであり、必ずしも住所地から限定されるものではない。

【給水拠点（浄水場・給水所）と給水拠点対応避難場所】

（令和３年１月１日現在）

| 浄水場・給水所名 | 所在地 | 対応避難場所※ | 確保水量 |
|---|---|---|---|
| 板橋給水所 | 板橋区加賀 1-17 | 東京家政大学・加賀中学校一帯 | 26,600 m³ |
| 三園浄水場 | 板橋区三園 2-10 | 高島平二・三丁目地区<br>都営成増五丁目第２アパート一帯 | 15,600 m³ |
| 練馬給水所 | 練馬区光が丘 2-4 | 光が丘団地・光が丘公園一帯 | 66,600 m³ |
| 大谷口給水所 | 板橋区大谷口 1-4 | 都営幸町アパート一帯<br>公社向原住宅一帯 | 11,600 m³ |

※　給水拠点の対応避難場所は、原則的なものであり、必ずしも住所地から限定されるものではない。

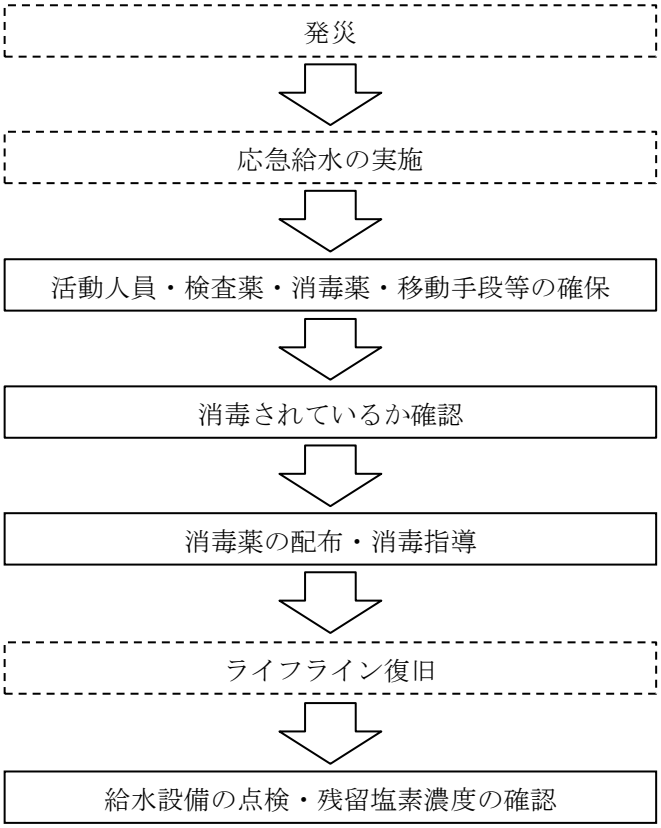
## 第2　水の安全確保

### (1)　対策内容と役割分担

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| 区 | ● 飲料水の衛生相談を行う。 |
| 都保健医療 | ● 区長が、区の対応能力では十分ではないと認めるときに、都に協力を要請する場合、環境衛生指導班を編成し、飲料水が塩素で消毒されているか確認を行う。住民への消毒薬の配布及び消毒の確認及び飲料水の消毒指導を行う。 |

(2) 業務手順

【水の安全確保に係る都の業務】




(3) 詳細な取組内容

■　区

- 区は必要により「環境衛生指導班」を編成し、飲料水の消毒効果の確認を行う。
- ライフライン復旧後、区民が給水設備の点検及び残留塩素濃度を確認し、飲用の可否等の判断方法について、適正に周知する。

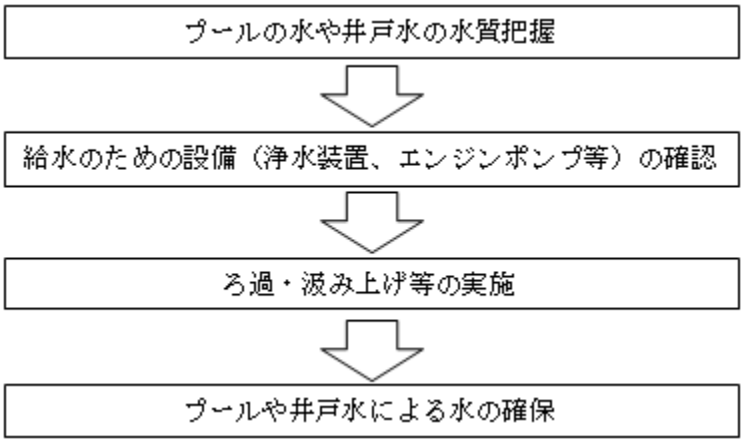
■参照
第４部第５章第２節　防疫体制の確立

## 第3　生活用水の確保

(1) 対策内容と役割分担

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| 区 | ● 避難場所・避難所における生活用水の確保 |
| 区民<br>事業者 | ● 事業所・家庭等における生活用水の確保 |

(2) 業務手順




(3) 詳細な取組内容

**■　区**

- 避難場所における対応

  雨水貯留槽、防災用深井戸等によって生活用水を確保する。

- 避難所における対応

  被災後、断水した場合には、学校のプール、防災用井戸等で確保した水を使用する。

**■　区民、事業者**

- 事業所・家庭等における対応
  - 浄水機能に 支障が発生している場合には、汲み置き、防災用井戸、河川水等によって水を確保する。
  - 区民の協力のもと、一般家庭等における手動式井戸を利用し、災害時の生活用水等として活用する。

# 第2節　食料・生活必需品等の供給

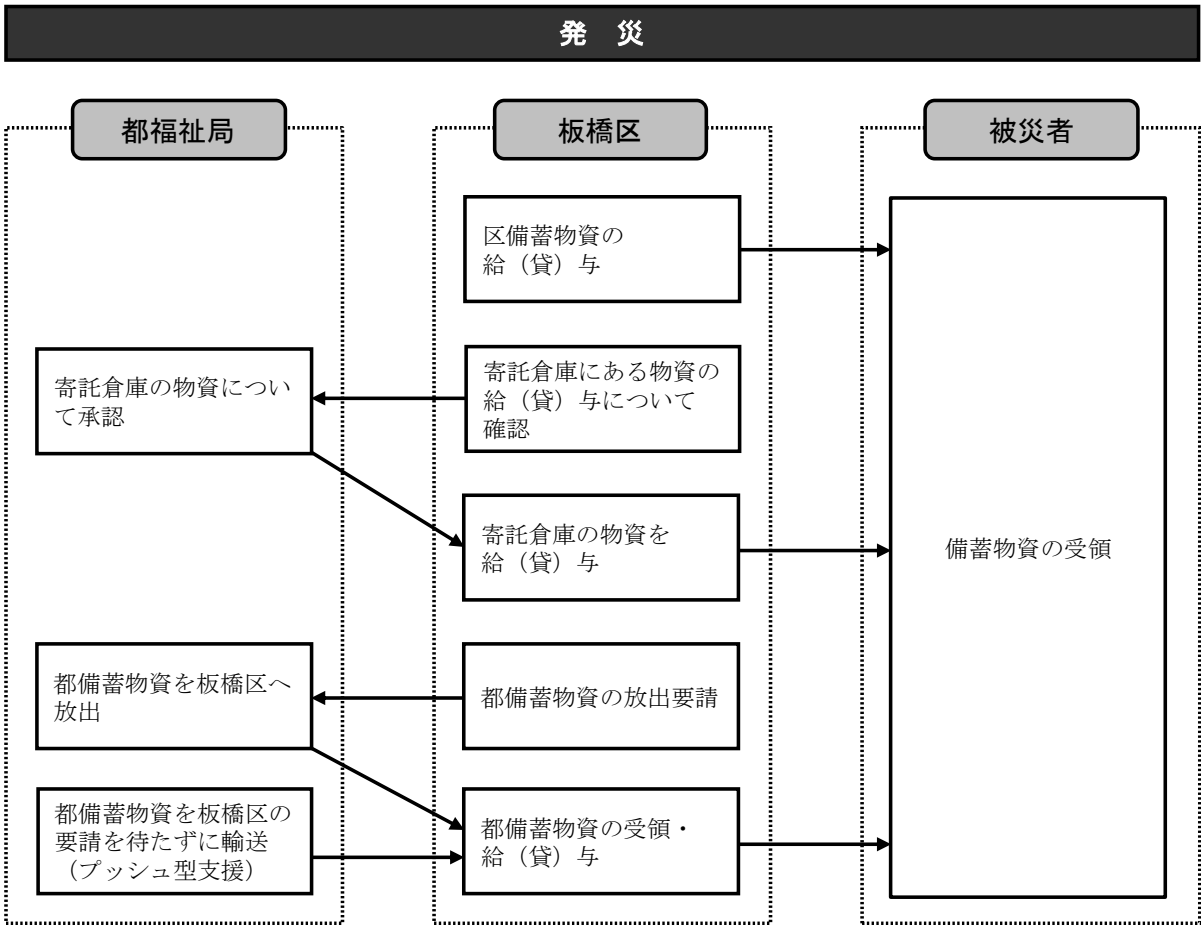
## 第1　備蓄物資の供給

### (1) 対策内容と役割分担

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| 区 | ● 備蓄物資を被災者へ給（貸）与 |
| 都福祉局 | ● 都備蓄物資を区市町村へ放出 |

### (2) 業務手順

ア　対応フロー




### (3) 詳細な取組内容

■　区

| 事項 | 内容 |
|---|---|
| 食料 | ア　実施方針<br>● 震災時における被災者への食料の給与を実施する。<br>● 被災者に対する食料の給与は、区が開設する避難所等において、災害救助法の定める基準に従って行う。 |

| 事項 | 内容 |
|---|---|
| | ●　被災者に食料の給与を実施する場合、給食の順位、給食の範囲等について考慮する。<br>●　献立、炊き出し方法等について定めるとともに、炊き出しに必要な人員、調理器具、熱源等を確保する。 |
| | イ　実施方法<br>（ア）　給食の順位<br>①クラッカー<br>②アルファ化米<br>③炊き出しによる米飯<br>（イ）　給食の範囲<br>主として避難所収容者を対象に実施するが、自宅残留被災者（在宅避難者）についても給食の対象とする。<br>（ウ）　実施場所及び実施時刻<br>実施場所：主として避難所<br>実施時刻：８時、12 時、18 時<br>（エ）　配分の方法<br>a　避難所担当職員等は、混乱がおきないよう公正な配分方針を定め、被災者の協力を得て、配分する。<br>b　一時に多数の被災者に実施するのが困難な場合は、要配慮者から優先して実施するような配慮をする。 |
| | ウ　都の備蓄物資（食料）の給与<br>●備蓄物資として東京都が区に事前に配置してある食料は、都福祉局長の承認を得て区が輸送し、被災者に給与する。ただし、緊急を要する場合は、被災者への給与を優先して実施し、事後に報告するものとする。<br>●必要に応じて、物資調達・輸送調整等支援システムへの入力等により、都福祉局に備蓄物資の放出を要請し、地域内輸送拠点で受領する。<br>●※道路障害物除去が本格化し、都からの輸送が可能と考えられる４日目以降は、原則として米飯による炊き出し等を行うとともに、被災者の多様な食料需要に応えるため、弁当、おにぎり等加工食品の調達体制を整える。 |
| 生活必需品 | ア　実施方針<br>●震災時における被災世帯に対する生活必需品等の給（貸）与を実施する。<br>●被災者に生活必需品等を給（貸）与する場合、災害救助法の定める基準に従って、配分方法等について定める。<br>●生活必需品の供給は、すべて世帯単位で行う。 |
| | イ　実施方法<br>●区が被災し、区において給（貸）与の実施が困難な場合、都本部に応援を要請する。<br>●原則として、住家の全壊・半壊等により、日常生活を営むことが困難な避難所生活者を主とし、公正な配分計画を定め、避難所において配分する。 |
| | ウ　都の備蓄物資（生活必需品）の給与<br>●備蓄物資として、東京都が区に事前に配置してある生活必需品は、都福祉局長の承認を得て区が輸送し、被災者に給（貸）与する。ただし、緊急を要する場合は事後に報告する。<br>●必要に応じて、物資調達・輸送調整等支援システムへの入力等により、都福祉局に備蓄物資の放出を要請し、地域内輸送拠点で受領する。 |

## 第2　多様なニーズへの対応

被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化し、多様化すると考えられる。

また、要配慮者、女性、子どもなど被災者の特性によって必要となる物資は異なる。

区は、ボランティア・市民活動団体等と連携しながら、変化していく避難者ニーズの把握及びニーズに対応した物資の確保及び配布に努めるとともに、生理用品、女性用下着の配布は女性が行うなど、物資の配布方法についても配慮する。

| 各　機　関 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| **区** | **● 変化していく被災者ニーズの把握及びニーズに対応した物資の確保及び配布に努める。<br>● 生理用品、女性用下着等の配布は女性が行うなど、物資の配布方法についても配慮する。<br>● 企業、団体からの大口の支援物資について、前記（第２の３（３）ア（ウ）、イ（ウ）及び４）の体制の中で受入れを検討する** |
| 都 | ● 都は、広域的見地から区市町村を補完するため、国・他道府県等からの支援物資の受入体制及び事業者からの調達体制を整えて、必要な物資の確保に努める。 |

## 第3　物資の調達要請

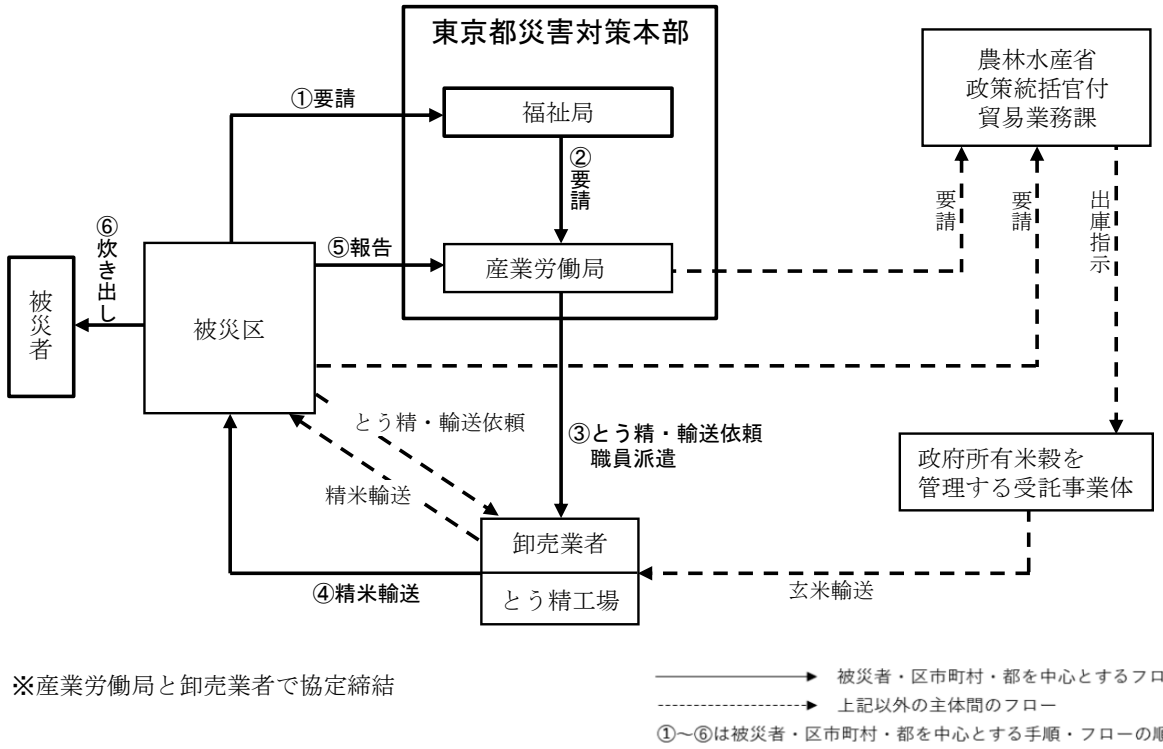
### (1) 対策内容と役割分担

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| **区** | **● 必要な物資の調達計画を策定<br>● 状況により、物資の調達を都福祉局に要請<br>● 現地調達が適当な場合は、現地調達する。<br>● 区社会福祉協議会及び区ボランティアセンターと連携した物資の調達** |
| 都本部 | ● 国・他道府県等との連絡調整<br>● あらかじめ協力依頼している物販事業者（小売事業者等）に物資の調達を要請 |
| 都生活文化スポーツ局 | ● 東京都生活協同組合連合会から応急生活物資を調達 |
| 都福祉局 | ● 状況により、関係局等に調達を依頼し、直ちに所要量を確保するとともに、都本部を通じて国・他道府県へ応援を要請 |
| 都産業労働局 | ● 米穀、副食品及び調味料を調達 |
| 都中央卸売市場 | ● 生鮮食料品を調達 |
| 農林水産省<br>政策統括官付貿易業務課 | ● 都からの米穀の放出要請に対応する。 |
| 関東農政局 | ● 都知事からの生鮮食料品の出荷要請に対応する。 |
| 関東経済産業局 | ● 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保を行う。 |

※輸送車両の確保、物資の輸送については、「第３節備蓄・調達物資の輸送」を参照

(2)　業務手順

ア　米穀の調達フロー図




イ　考え方【再掲】

（(表)「備蓄目標及び震災時の物資供給の考え方」は省略。「第３部第 11 章第１節食料及び生活必需品等の確保」参照）

- 炊き出し等の体制が整うまでの間は、都及び区の備蓄又は調達する食料等を支給する。
- 道路障害物除去が本格化し、輸送が可能と考えられる４日目以降は、原則として米飯による炊き出し等を行うとともに、被災者の多様な食料需要に応えるため、弁当、おにぎり等加工食品の調達体制を整える。

(3)　詳細な取組内容

■　区

ア　食料の調達

災害の発生によって、食料の流通機構は、一時的に混乱状態になることが予想されるので、平時から災害用食料を備蓄するほか、緊急に食料を調達し得る措置を講じておき、食料の確保に万全を期するよう計画するものとする。

（ア）　調達方針

a　調達計画の策定

- 区は、災害時において被災者に対する炊き出しその他による、食料の供給のための調達（備蓄を含む。）計画を策定する。
- 調達計画は、令和 4 年に実施された都の被害想定結果をもとに、食品の多

様化や高齢者等に配慮した主食及び副食の調達数量、調達先その他調達に必要な事項について定める。備蓄物資の総量については、区の最大避難者数を基準とし、家庭の備蓄率やSDGsの理念を踏まえて再構築する。

- また、各避難所や備蓄倉庫に配備している備蓄物資について、数量や倉庫ごとのレイアウトなどの配備計画を検討し、備蓄物資体制最適化計画を策定する。

b　調達方法

- 区は、災害救助法適用後において、炊き出し等食料の供給を実施しようとするときは、状況によりその調達を都福祉局に要請する。
- ただし、被害の状況により、現地調達が適当と認められる場合は、区が調達する。調達は支援物資のほか、協定団体等からの調達その他の方法により災対本部・物資調達各班で行う。

（イ）　調達内容等

| 区分 | 内容 | |
|---|---|---|
| （１）第１次調達分 | 都区役割分担に基づく区の備蓄（１日分）に、区の自主備蓄（２日分）を追加（計３日分） | ■避難者数（板橋区）<br>１日後：避難所 40,130人／避難所外 7,082人／計 47,212人<br>４日～１週間後：避難所 66,499人／避難所外 33,250人／計 99,749人<br><br>■備蓄目標<br>給食需要量＝発災から３日目までの避難所避難者数×1.2×１人１日３食<br><br>「首都直下地震等による東京の被害想定」（令和４年５月東京都）より<br><br>※区の備蓄総量については、区の最大避難者数を基準とし、家庭の備蓄率やSDGsの理念を踏まえ再構築する。 |
| （２）第２次調達分 | 第１次調達分において不足が生じた場合、区は、援助協定締結自治体及び協定締結団体等に対して、調達の要請を行う。 | |
| （３）第３次調達分 | 上記（１）、（２）において、調達不可能等の状況が生じた場合、区長（本部長）は都又は区の登録小売販売業者のうち、事業継続及び調達可能な者より直接購入する。 | |
| （４）粉乳の備蓄 | 都区役割分担により、３日分を備蓄する。 | |
| （５）生鮮食料品の調達 | 区は、援助協定締結自治体及び協定締結団体等に対して、生鮮食料品の調達を要請する。 | |

（ウ）　調達方法

| 事項 | 内容 |
|---|---|
| 米穀の調達 | ● 区の要請に基づき、おおよそ発災の３日目以降、米の炊き出しによる食料提供が可能となった段階で、区があらかじめ協定を締結している団体等より調達する。<br>● なお、上記による米穀の調達に不足のある場合は、区は都福祉局に要請し、都福祉局から要請を受けた都産業労働局が農林水産省農産局貿易業務課と協議の上で、米穀販売事業者の在庫状況により精米を調達する。 |
| 副食品等 | 都福祉局へ手配方を要請し、都産業労働局が調達する副食品の提供を受けるほか、区があらかじめ協定を締結している団体等より調達する。 |
| 調製粉乳 | ● 板橋薬業協同組合のランニングストック分から調達する。<br>● なお、不足が生じた場合の粉乳及び哺乳ビンについては、都福祉局へ要請して放出を受ける。 |
| 米飯給食等に必要な生鮮食料品 | 相互援助協定締結自治体等に対し、要請し調達するものとする。 |

（エ）　調達手続

「第１章第１節初動態勢　■区(2)詳細な取組内容　ク　本部の財務」による。

イ　生活必需品の調達

● 災害時における被災者の生活維持のために、食料等と同様、生活必需品についても供給できるよう、平時から備蓄に努めるほか、緊急に調達できる措置を講じておくものとする。

●なお、都区役割分担により、生活必需品については、主として都が対応することとなっているが、都からの調達までの期間及び物資の不足等を考慮するという観点からも、区としての計画を立てるものとする。

（ア）　調達方針

a　調達計画の策定

● 区は、震災時において、実施する被災者に対する生活必需品等の給（貸）与のため、調達（備蓄を含む。）計画を樹立しておくものとする。

●調達計画は、被災世帯を想定して生活必需品等の調達数量、調達先その他調達に必要な事項について定める。

b　調達方法

● 区は、災害救助法適用後、生活必需品等の供（貸）給の必要が生じたとき、状況により物資の調達を物資調達・輸送調整等支援システムにより都福祉局に要請する。

●ただし、被災の状況により、現地調達が適当と認められる場合は、区が調達する。調達は支援物資のほか、協定団体等からの調達その他の方法により災対本部・物資調達各班で行う。

（イ）　調達内容等

a　備蓄

区は、毛布、敷物（防水シート）、タオル等を備蓄する。

b　調達

被災者の生活確保ため、次の品目の範囲内において現物をもって、供給に努める。

(a)　寝具
(b)　外衣
(c)　肌着
(d)　身廻品
(e)　炊事用具
(f)　食器
(g)　日用品
(h)　光熱材料

（ウ）　調達方法

区は、備蓄品により対応するほか、日用品等の供給に関する覚書を締結している業者に対し、供給要請して調達するものとする。

（エ）　調達手続　（ア食料の調達の（エ）調達手続きを参照）

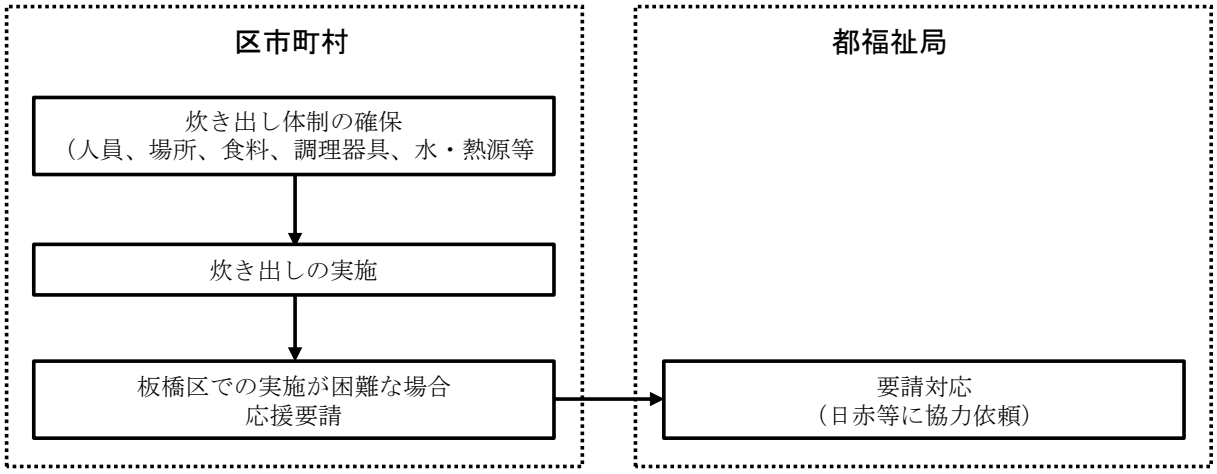
## 第4　炊き出し

### (1) 対策内容と役割分担

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| 区 | ● 震災後およそ４日目以降、原則として米飯の炊き出しにより給食する。 |
| 都福祉局 | ● 区から炊き出しの要請に対応する。 |

### (2) 業務手順

ア　対応フロー



イ　考え方【再掲】

（(表)「備蓄目標及び震災時の物資供給の考え方」は省略。「第３部第 11 章第１節食料及び生活必需品等の確保」参照）

- 炊き出し等の体制が整うまでの間は、都及び区の備蓄又は調達する食料等を支給する。
- 道路障害物除去が本格化し、都からの輸送が可能と考えられる４日目以降は、原則として米飯による炊き出し等を行うとともに、被災者の多様な食料需要に応えるため、弁当、おにぎり等加工食品の調達体制を整える。

(3)　詳細な取組内容

■　区

ア　炊き出しの実施

- 震災後およそ４日目以降、原則として米飯の炊き出しにより給食する。
- ボランティア・市民活動団体等と連携して、円滑な炊き出しの実施に努めるものとする。
- 避難所における炊き出しは、各避難所に順次備蓄を進めている災害用炊き出しセットを活用するほか、学校給食設備を利用するなどして、避難所運営協議会、町会・自治会、ボランティアの協力を得て、実施するものとする。
- なお、炊き出しを行う際は、感染症対策を十分に講じながら実施する。
- 災害用炊き出しセットの燃料については、東京都石油業協同組合板橋練馬支部の協力により供給を受けられるよう協定を締結している。

イ　都への応援要請

被害状況により、区において、被災者に対する炊き出しその他による食品等の給与の実施が困難な場合は、炊き出し等について都福祉局に応援を要請する。

## 第5　義援物資の取扱い

平成 24 年に発表された中央防災会議の報告書では、「個人が被災地に小口・混載の支援物資を送ることは、被災地において内容物の確認、仕分けなどの作業が必要となり、被災地方公共団体の負担になることから、特定個人向けのものであって配送も可能な場合は除き、抑制を図るべきである」とされている。

都福祉局、区は、生活必需品等の需給状況等を把握の上、適宜支援物資の要否を検討・決定し、受付・問い合わせ先等を広報するなど迅速に対応していく。

■　区

(1)　義援物資の受付・募集

被害の状況等を勘案し、被災者が必要とする物資を広報して募集し、都及び区で受け付ける。

ア　受付

○　区は、義援物資の受付窓口を開設し、直接、支援物資を受け付ける。

○　避難所で受け付けた物資は、避難所の備蓄として保管し活用する。

**イ　受領書の発行**

- 受領した義援物資については、寄託者に受領書を発行する。
- 支援物資受領書（義援金品受領書）については、区災害対策本部及び避難所の備蓄倉庫に配備しておく。
- 避難所で義援品を受け付けた情報は、災対本部で集約する。

■参照（別冊「資料編」）
資料震 2.11.6　義援金品受領書

**ウ　都福祉局との連携**

区は、物資の調達状況、区での義援物資の受付状況、生活必需品等の需給状況等を踏まえ、必要に応じて都福祉局に支援物資の供給を要請する。

### (2) 義援物資の保管及び配分

- 区は、地域内輸送拠点等で、受け付けた義援物資を保管する。
- 区は、生活必需品等の需給状況等を踏まえ、義援物資の配分計画を策定する。
- 直接受領した義援物資及び都福祉局等から送付された義援物資については、配分計画に基づき被災者へ配分する。

## 第6　燃料の供給

都及び区は、区内の被災状況及び交通規制の状況等の情報を収集し、あらかじめ協定を締結している団体に情報提供するとともに、燃料の供給を要請する。

# 第3節　備蓄・調達物資の輸送

## 第1　物資の輸送

### (1)　対策内容と役割分担

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| **区** | ● **区の地域内輸送拠点から避難所及び災害対策本部が指定するところへ物資を輸送** |
| 都本部 | ● 調達した物資、国・他道府県等から陸上輸送による応援物資等を、区市町村の指定する地域内輸送拠点等に輸送<br>● 国・他道府県等からの支援物資で、滞留の可能性のある物資について一時保管する。 |
| 都福祉局 | ● 調達した物資、国・他道府県等から陸上輸送による支援物資等を、区市町村の指定する地域内輸送拠点に輸送 |
| 都生活文化スポーツ局<br>都産業労働局<br>都中央卸売市場 | ● 調達した物資を、広域輸送基地又は区市町村の指定する地域内輸送拠点まで輸送 |

### (2)　詳細な業務内容

**■　区**

**ア　実施方針**

- 区が調達（都からの調達分を含む。）する食料及び生活必需品等の輸送及び配分の方法について定める。
- 地域内輸送拠点を指定し、都福祉局に報告する。
- 地域内輸送拠点で受入れた物資を避難所等へ輸送する。
- 調達した食料・生活必需品等の被災者への配布については、「第２節第１　備蓄物資の供給」と同様に行う。
- 舟渡四丁目南地区に令和６年９月竣工予定の民間大規模物流施設（MFLP・LOGIFRONT 東京板橋）と連携し、災害時の支援物資の保管・配送拠点として物流システムを用いた支援物資の効率的な管理及び実効性のある防災体制を構築する。

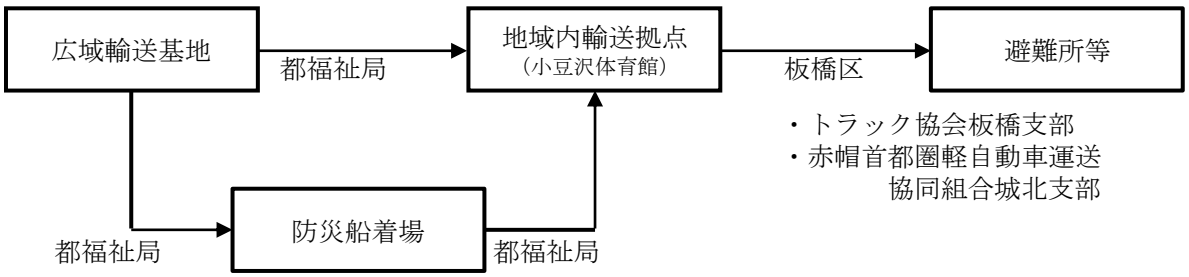
**イ　輸送体制**

**（ア）　調達物資**

区が調達（都からの調達分を含む。）する食料及び生活必需品等は、次のとおり輸送する。

| 区分 | 役割分担等 |
|---|---|
| 水防用資器材 | 区又は都建設局が輸送する。 |
| 米穀及びクラッカー等 | ■地域内輸送拠点まで<br>都福祉局が、区の地域内輸送拠点である小豆沢体育館まで輸送する。 |
| | ■地域内輸送拠点から避難所等まで<br>地域内輸送拠点で受入れた物資は、区が避難所等まで輸送する。 |
| 生活必需品 | 「米穀及びクラッカー等」に準ずる。 |

【輸送系統図】




（イ）　防災船着場の運用（小豆沢四丁目地先）

都は、災害時に河川が物資等の緊急輸送経路として活用できるように、避難場所等に隣接して防災船着場を整備している。

| 機関名 | 都・区災害対策本部等設置期間中 | 都・区災害対策本部等立ち上げ時 |
|---|---|---|
| 都災害対策本部 | 運用指示主体<br>（都全体の災害対策活動の中で調整を行い、必要がある場合、区災害対策本部に運用の指示をする。） | 都災害対策本部は、区災害対策本部が防災船着場の運用主体になり、防災船着場として利用が可能になったことを防災機関に周知する。 |
| 都建設局 | 運用支援主体<br>（損傷等に対する修繕・補修） | 損傷の有無の点検を行い、安全を確認し、区災害対策本部に引き継ぐ。 |
| **区** | **運用主体<br>（一切の運用管理権限を掌握）** | **都建設局の安全確認点検後、運用主体として、引き継ぎを受け、都災害対策本部に報告する。** |

ウ　指定公共機関等による協力

発災時に緊急を要する物資等の輸送のため必要があるときは、協定に基づき、次の事項を明らかにし、要請するものとする。

| 協定先 | 連絡事項 |
|---|---|
| 東京都トラック協会<br>板橋支部 | （ア）派遣要請の理由<br>（イ）車両の台数、大きさ及び従事員数<br>（ウ）派遣場所<br>（エ）その他必要な事項 |
| 赤帽首都圏軽自動車運送協同組合<br>城北支部 | （ア）輸送業務の期間<br>（イ）輸送する物資及び場所<br>（ウ）車両の台数及び運転手等の人数<br>（エ）その他必要な事項 |

エ　陸上輸送ルートの確保

災害時は、道路交通網の遮断、交通渋滞等も予想されるので、都が選定する緊急道路障害物除去路線により、物資等（飲料水を含む。）の輸送路を確保する。

道路閉塞等による交通途絶のために、陸上輸送ルートが確保できない場合は、必要に応じて都と連携し、船舶等による水上輸送やヘリ・無人航空機等による空中輸送を実施する。

区は、都本部（総務局）と連携して孤立した被災者の状況を把握し、警視庁、東京消防庁、自衛隊と調整のうえ、輸送体制を整える。

## 第2　輸送車両の確保

### (1) 対策内容と役割分担

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| **区** | ● **独自に調達計画を立てる。所要車両が調達できない場合は、都本部へ調達あっ旋を要請** |
| 警視庁<br>　第十方面本部<br>　各警察署 | ● 独自に調達計画を立てる。<br>● 緊急通行車両（所管関係車両）等の確認（再掲：第２部第４章） |
| 都本部 | ● 物資等の輸送に必要な車両を調達 |
| 都交通局<br>都水道局<br>　北部支所<br>都下水道局<br>　西部第二下水道事務所 | ● 独自に調達計画を立てる。<br>● 緊急通行車両（所管関係車両）等の確認（再掲：第２部第４章） |
| 東京消防庁<br>　第十消防方面本部<br>　各消防署 | ● 独自に調達計画を立てる。<br>● 緊急通行車両（所管関係車両）等の確認（再掲：第２部第４章） |
| 関東運輸局 | ● 都本部の要請に基づき、車両の調達あっ旋を行う。 |

### (2) 詳細な取組内容

**■　区**

ア　調達計画

（ア）　区による調達

- 区において必要とする車両等は、災対庁舎管理・車両班が調達する。調達にあたっては原則として運転手を含め運行できる体制とする。
- 庁舎管理・車両班は、同時に各関係機関に対する協力要請の窓口とする。
- 区による車両の調達内容は、次のとおりとする。

| 区分 | 内容 |
|---|---|
| 区所有の車両の活用等 | ● 区所有の車両については、庁舎管理・車両班において統括され、活用を図る。<br>● 不足を生じた場合には、東京都トラック協会板橋支部及び赤帽首都圏軽自動車運送協同組合城北支部に対し、「災害時における輸送業務に関する協定」に基づいて、 |

| | |
|---|---|
| | 協力を要請する。 |
| 人員輸送車の調達 | ● 区内路線バス会社及び区内観光バス会社より雇い上げる。 |
| リース契約車両の活用 | ● 土木部、都市整備部等の各部において、常時使用しているリース契約車両を、災害時に災害対策用車両として使用する。 |

**（イ）　都への調達あっ旋の要請**

震災時において、区の所要車両が調達できない場合は、都財務局へ調達あっ旋を要請する。

**イ　配車計画**

**（ア）　配車手続方法**

a　災対各部において、車両を必要とするときは、車種、トン(t)数、台数、引渡し場所、日時を明示の上、災対庁舎管理・車両班に要求する。

B　庁舎管理・車両班は契約会社から調達し、請求のあった部へ引き渡す。

**（イ）　車両の待機**

a　災害発生のおそれのあるときは、庁舎管理・車両班は状況に応じ、必要に応じて直ちに補充しておく。

区災対各部から請求があった場合、上記の中から区災対各部へ引き渡し、必要に応じて直ちに補充しておく。

B　区災対各部において待機車両を必要とするときは、災対庁舎管理・車両班に請求し当該部用として待機させることができる。

# 第8章　ライフライン施設の応急・復旧対策

## 第1節　水道

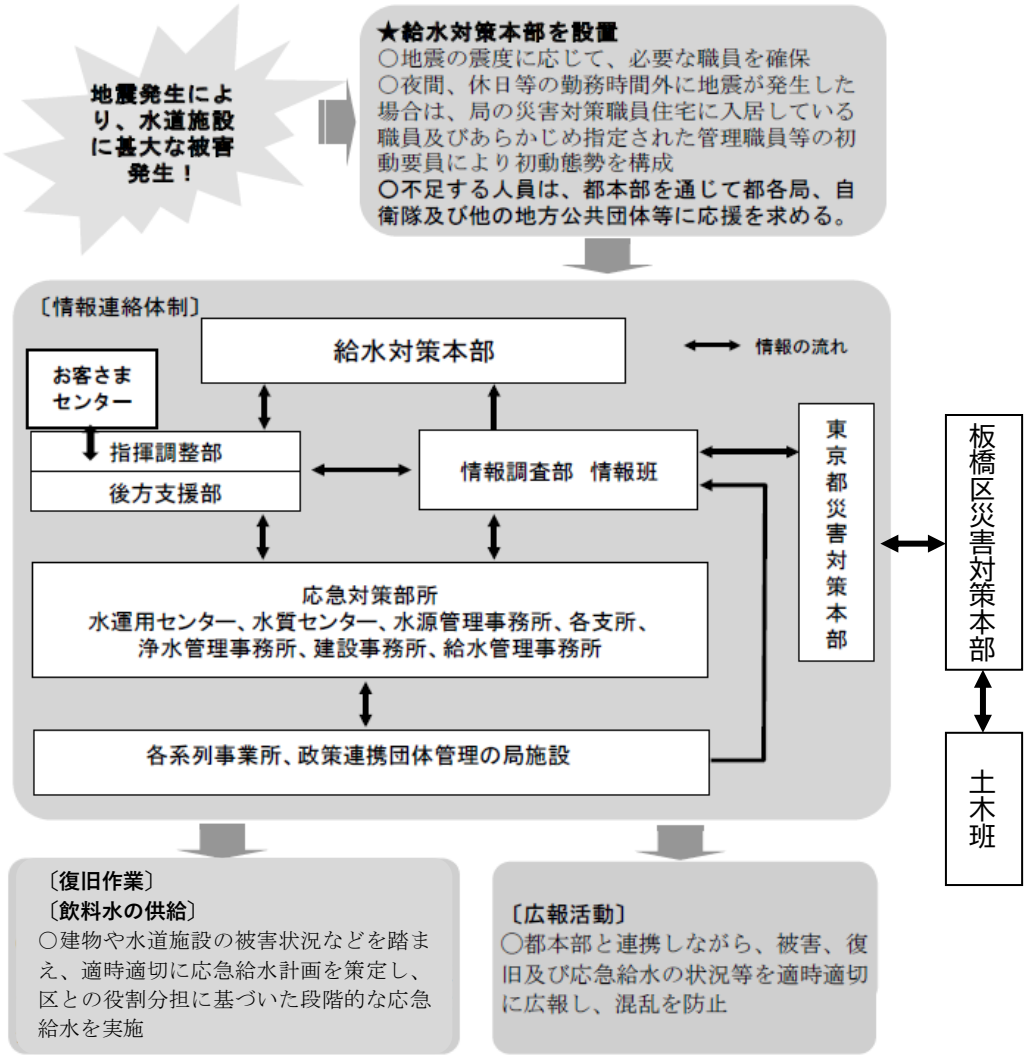
### 第1　応急対策

(1)　対策内容と役割分担

情報収集及び連絡、点検、調査等の迅速な初動対応と被害拡大防止対策を行う。災害により途絶したライフライン施設は、速やかに応急措置等を進めるとともに、応急供給、サービス提供を行う。

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| 都水道局<br>北部支所<br>板橋営業所 | ● 異常か所等についての情報収集及び連絡を徹底する。<br>● 施設の点検・被害調査を実施する。<br>● 被害箇所の復旧までの間、二次災害発生のおそれがある場合及び被害の拡大するおそれがある場合の応急措置を講じる。 |

(2)　業務手順



## 第2　復旧対策

### (1) 対策内容と役割分担

施設、管路、給水装置等の復旧を行う。

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| 都水道局 | ● 取水・導水施設の復旧対策<br>● 浄水・配水施設の復旧対策<br>● 送・配水管路、給水装置の復旧対策 |

# 第2節　下水道

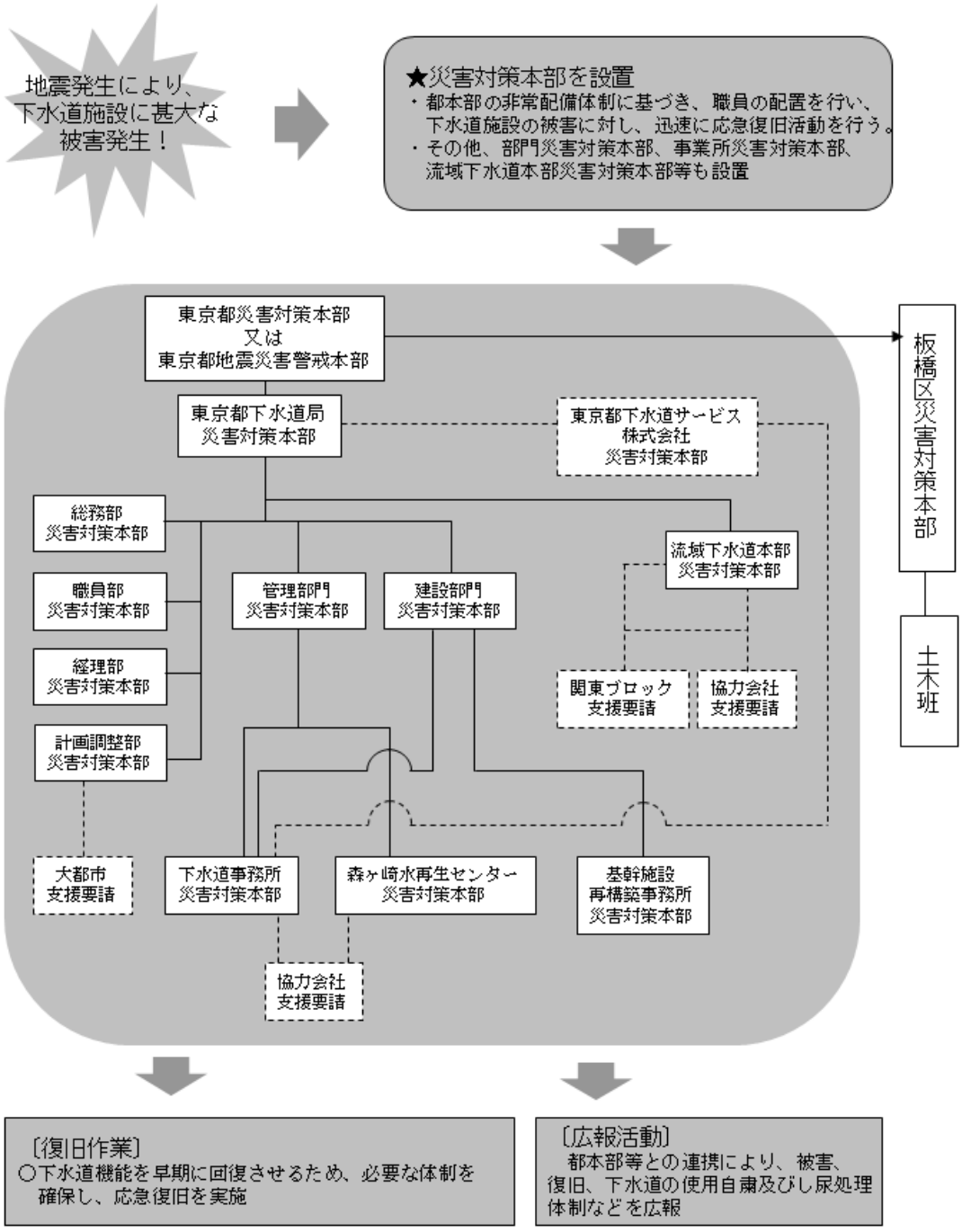
## 第1　応急対策

### (1) 対策内容と役割分担

下水道局災害対策本部を設置し、下水道施設の調査、点検を行い、被害状況を把握する。災害により途絶したライフライン施設は、速やかに応急措置等を進めるとともに、応急供給、サービス提供を行う。

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| 都下水道局<br>西部第二下水道事務所 | ● 下水道施設の調査、点検等を実施し、被害情報の収集及び連絡を徹底する。<br>● 復旧までの間、二次災害発生のおそれがある場合、被害の拡大するおそれがある場合の応急措置を講じるとともに、工事現場の応急対策を実施する。<br>● 水再生センター・ポンプ所等におけるポンプ及び諸機械の運転を継続する。 |

(2)　業務手順


地震発生により、
下水道施設に甚大な
被害発生！
★災害対策本部を設置
・都本部の非常配備体制に基づき、職員の配置を行い、
下水道施設の被害に対し、迅速に応急復旧活動を行う。
・その他、部門災害対策本部、事業所災害対策本部、
流域下水道本部災害対策本部等も設置
東京都災害対策本部
又は
東京都地震災害警戒本部
板橋区災害対策本部
東京都下水道局
災害対策本部
東京都下水道サービス
株式会社
災害対策本部
総務部
災害対策本部
職員部
災害対策本部
経理部
災害対策本部
計画調整部
災害対策本部
管理部門
災害対策本部
建設部門
災害対策本部
流域下水道本部
災害対策本部
関東ブロック
支援要請
協力会社
支援要請
土木班
大都市
支援要請
下水道事務所
災害対策本部
森ヶ崎水再生センター
災害対策本部
基幹施設
再構築事務所
災害対策本部
協力会社
支援要請
〔復旧作業〕
○下水道機能を早期に回復させるため、必要な体制を
確保し、応急復旧を実施
〔広報活動〕
都本部等との連携により、被害、
復旧、下水道の使用自粛及びし尿処理
体制などを広報

## 第2　復旧対策

### (1) 対策内容と役割分担

下水道管、水再生センター・ポンプ所等、工事現場等の復旧を行う。

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| 都下水道局<br>西部第二下水道事務所 | ● 下水道管の復旧対策の実施<br>● 水再生センター・ポンプ所等の復旧対策の実施 |

### (2) 詳細な取組内容

**■ 都下水道局（西部第二下水道事務所）**

- 被害が発生したときは主要施設から復旧を図る。復旧順序については、水再生センター・ポンプ所、幹線管きょ等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管きょ、ます・取付管の復旧を行う。

| 対象 | 取組内容 |
|---|---|
| 下水道管等 | 緊急調査で判明した被害について、より詳細に被害状況を把握・整理し、流下機能を確保するための復旧を行う。 |
| 水再生センター・ポンプ所等 | ● 水再生センター・ポンプ所等は、流下機能の確保と揚水、沈殿、消毒、放流などの機能の回復を図り、さらに環境負荷の低減、公共用水域の水質の向上に努める。<br>● 水再生センター・ポンプ所等において、停電のためポンプの機能が停止した場合、ディーゼル発電機やガスタービン発電機などの非常用発電機及びエンジン直結ポンプによってポンプ運転を行い、揚水不能の事態が起こらないよう対処する。また、最低限の機能確保のための復旧を行う。<br>● 停電が続く場合には、非常用発電設備の燃料油について、東京都石油業協同組合及び東京都石油商業組合との安定供給等に関する協定により、確保に努める。 |

- 道路等を占用する施設の復旧に当たっては、道路工事調整協議会の決定に従い、区及びライフライン相互間の連携を密に迅速に取り組む。

# 第3節　電気・ガス・通信等

## 第1　応急対策

### (1) 対策内容と役割分担

情報収集、点検、危険予防措置、資機材等の調達、広報活動等を行う。災害により途絶したライフライン施設は、速やかに応急措置等を進めるとともに、応急供給、サービス提供を行う。

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| 東京電力グループ | ● 資材の調達・輸送<br>● 震災時における危険予防措置<br>● 応急工事<br>● 災害時における電力の融通 |
| 東京ガスグループ<br>ガス事業者 | ● 被害情報収集<br>● 事業所設備等の点検<br>● 製造所、整圧所における送出入量の調整又は停止<br>● ガス導管網の地域ブロック化及び被害状況に応じた減圧措置<br>● 被害推定に基づく応急措置<br>● 遠隔再稼働による速やかなガス供給再開<br>● 移動式ガス発生設備による臨時供給<br>● 資機材等の調達<br>● 避難所等への LP ガス供給 |
| 各通信事業者 | ● 被害状況、通信施設の疎通状況等の情報収集<br>● 自治体への通信障害・復旧状況等の情報共有、及び自治体要望・活動状況の情報収集<br>● 重要通信の確保による応急復旧対策、広報活動等<br>● 災害対策用機材、車両等の確保<br>● 通信回線の確保や通信の途絶防止などの応急対策 |

### (2) 業務手順

- 災害対策本部や報道機関等から被害情報を収集するとともに、自社の被害状況を把握する。
- 資材の在庫を常に把握し、応急対策に必要な資材で不足するものは調達･確保する。
- 防災活動等において、安全確保のため必要な場合は、危険予防措置を実施する。
- 応急措置を実施する。

## 第2　復旧対策

### (1) 対策内容と役割分担

復旧効果の大きさ、二次災害防止等の観点から復旧を行う。

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| 東京電力グループ | ● 電力供給上復旧効果の大きいものから実施 |
| 東京ガスグループ<br>ガス事業者 | ● 二次災害を防止するため、あらかじめ定めた手順により実施 |
| 各通信事業者 | ● 応急復旧による通信確保に取り組む |

## 第4節　エネルギーの確保

### (1) 対策内容と役割分担

施設の機能を維持するため、自立・分散型電源等の活用により、エネルギーを確保する。

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| 東京ガスグループ | ● 避難所等への移動式ガス発生設備による臨時供給 |
| ガス事業者 | ● 避難所等への LP ガス供給（再掲） |
| 都各局 | ● 非常用発電設備、コージェネレーションシステム等の活用<br>● 重要な施設への燃料油の優先供給 |

### (2) 詳細な取組内容

**■　ガス事業者**

震災により都市ガス施設に被害が生じた場合、都と一般社団法人東京都ＬＰガス協会が協力し、避難所等に LP ガスを支援物資として供給するよう努める。

# 第9章　公共施設の応急・復旧対策

## 第1節　公共土木施設等

### 第1　道路・橋りょう

#### 1　応急対策

##### (1) 対策内容と役割分担

第一次・第二次交通規制及び緊急通行車両等の確認、道路･橋りょうの情報収集、緊急道路障害物除去等を行う。

道路の復旧等の応急活動を一体的に実施するため、各局、防災機関、関係団体、事業者で連携し、相互に情報の共有化等を図るなど、各対策における円滑な調整に必要な体制を構築する。

ア　道路交通規制等

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| 警視庁<br>第十方面本部<br>各警察署 | ● 発災直後は道路交通法に基づく第一次交通規制を実施<br>● その後、災害対策基本法に基づく第二次交通規制を実施<br>● 緊急通行車両等の確認 |
| 都財務局 | ● 緊急通行車両（下記４機関を除く都関係車両）等の確認 |
| 都交通局<br>都水道局<br>都下水道局<br>東京消防庁 | ● 緊急通行車両（所管関係車両）等の確認 |

イ　緊急道路障害物除去

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| 警視庁<br>第十方面本部<br>各警察署<br>関東地方整備局<br>万世橋出張所<br>区<br>首都高速道路<br>東京西局 | ● 震災初期における被害状況や通行可能道路の情報を収集<br>● 道路上の障害物の除去等を実施 |
| 都建設局<br>都港湾局<br>東日本高速道路<br>中日本高速道路 | |

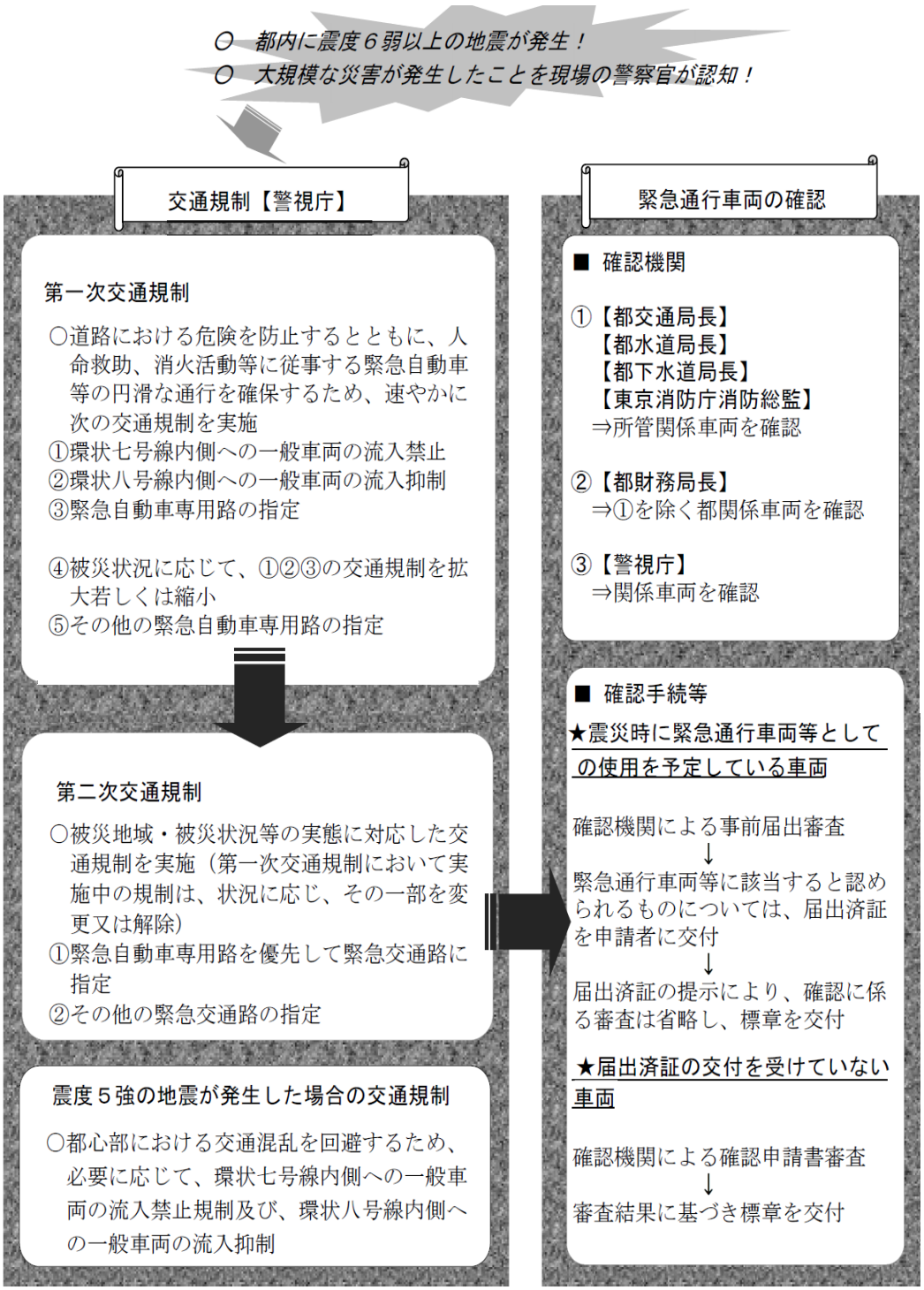
ウ　その他応急措置

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| 区<br>関東地方整備局<br>万世橋出張所<br>首都高速道路<br>東京西局 | ● 発災時における、通行止め等の措置又は迂回道路の選定など、通行者の安全対策を講じる。<br>● パトロール等を兼ねた広報<br>● 被災道路、橋りょうについての応急措置及び応急復旧対策 |
| 都建設局<br>都港湾局<br>東日本高速道路<br>中日本高速道路 | |

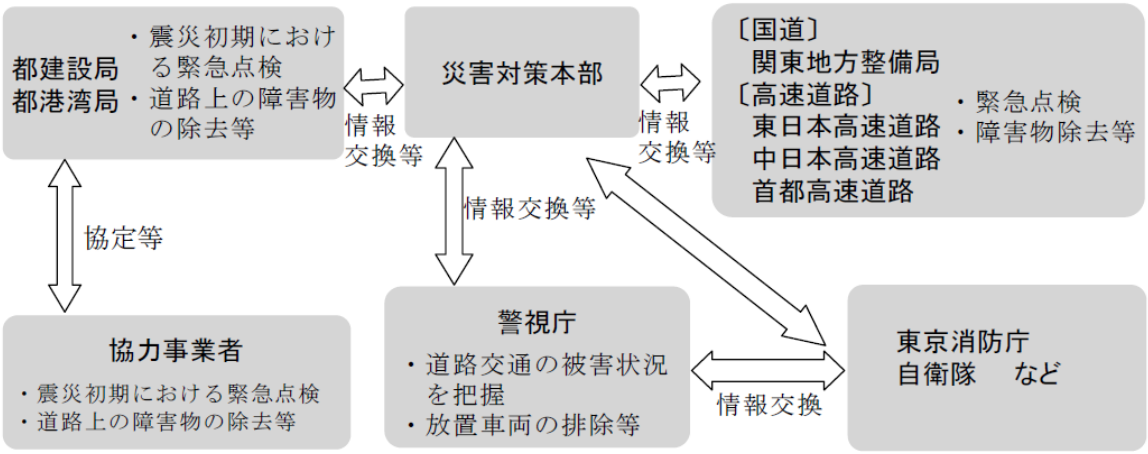
| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| 警視庁<br>第十方面本部<br>各警察署 | ● 発災時における、被災状況に応じた交通規制等の措置又は迂回道路の選定など、通行者の安全対策を講じる。<br>● パトロール等を兼ねた広報 |

(2)　業務手順

ア　道路交通規制等



イ　緊急道路障害物除去




(3)　詳細な取組内容

ア　道路交通規制等

■　警視庁（第十方面本部、各警察署）

（ア）　交通対策

a　交通情報の収集、規制

(a)　道路交通の被害状況を速やかに調査把握し、交通規制の内容について広報の徹底を期する。

(b)　被災地及びその周辺には危険箇所の表示を行う。なお、必要に応じて局地的な通行禁止、一方通行等適切な交通規制を行い、交通秩序の維持に努める。

b　交通規制の実施

道路における危険を防止するとともに、被災地域への車両の流入抑制等により交通総量の削減を図り、人命救助・消火活動に従事する緊急車両等の通行を確保するため、次の交通規制を実施する。

■参照（別冊「資料編」）
資料震 2.4.1　大震災時における交通規制
資料震 2.4.2　緊急通行車両等の確認事務等の実施要領（警視庁）

c　緊急交通路等の実態把握

緊急交通路等の交通情報の収集は、ヘリコプター、ヘリコプターテレビ及び現場警備本部長（各警察署長）等からの報告によるほか、白バイ、交通パトカー等による緊急交通路等の視察、交通テレビシステムによる情報収集及び東京消防庁、道路管理者等の関係機関との情報交換等により、全般的な状況の把握に努める。

d　交通規制の実効性を確保する手段・方法

(a)　警備員、ボランティア等の協力の受入れ

規制要員は、制服警察官を中心に編成するものとするが、警察署長は、規

制要員が不足することを考慮し、平素から警備業者、交通安全協会、地域交通安全活動推進委員会等の民間の協力団体、ボランティア等の協力を得るよう配慮する。

(b)　**装備資器材の効果的な活用**

交通規制の実施にあたっては、サインカー等の規制用車両を有効的に活用するほか、ロープ、セイフティコーン等の装備資器材を効果的に活用する。

(c)　**交通管制システムの適切な運用**

交通管制センターをはじめ、防災型信号機、可変式規制標識、交通情報板、路側通信装置等の交通管制システムの適切な運用に努める。

e　**緊急物資輸送路線の指定**

避難、救助、消火等の初期活動が一段落した後、緊急交通路の中から緊急物資輸送のための路線を指定する。

f　**交通規制に係る標示**

災害対策基本法第 76 条第１項の規定により緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限する場合の標示




【備考】

1　色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。

2　縁線及び区分線の太さは、１cm とする。

3　図示の長さの単位は、cm とする。

4　道路の形状、又は交通の状況により特別の必要がある場合にあたっては、図示の寸法の２倍まで拡大し、又は図示の寸法の２分の１まで縮小することができる。

### （イ）　緊急通行車両の確認事務等

**■　各関係機関**

緊急通行車両、又は緊急輸送車両（以下この章において「緊急通行車両等」という。）の確認に係る事務処理の迅速化を図るとともに、発災時等に交通規制の対象から除外する車両（以下この章において「除外車両」という。）の認定に関する手続きを定め、発災時等における災害応急対策の適正を期するものである。※　緊急通行車両等の対象となる車両の詳細については、別冊「資料編」の「資料震 2.4.2　大規模災害に伴う交通規制実施要領（警視庁)」を参照のこと。

| 確認機関 | | 対象 |
|---|---|---|
| ア　知事 | (ｱ)　都財務局長 | 都所有の車両、雇上車両及び業務の委託ならびに協定等に伴い必要となる車両（以下、「関係車両」という。）のうち(ｲ)に規定するもの以外 |
| | (ｲ)　交通局長、水道局長、下水道局長及び東京消防庁消防総監 | 所管関係車両 |
| イ　都公安委員会（警視庁） | | アを除いた車両 |

#### a　緊急通行車両等の事前届出

事前届出は、緊急通行車両等の概数をあらかじめ把握するとともに、発災時等における緊急通行車両等の確認事務の省力化及び効率化を図るため、申請者の申請に基づき、事前に緊急通行車両等として使用されるものに該当するか否かの審査を行うものである。

**(a)　届出済証の交付**

取扱警察署長等は、交通部長が緊急通行車両等に該当すると認めたものについては、申請者に対して緊急通行車両等事前届出済証の交付の措置をとるものとする。

**(b)　届出済証の再交付**

取扱警察署長等は、届出済証の交付を受けた者から、事前届出の内容に変更が生じ、又は届出済証を亡失、滅失、汚損し、若しくは破損した旨の申し出があり、届出済証の再交付が必要と認めた場合は、再交付の措置をとるものとする。

**(c)　届出済証の返還**

取扱警察署長等は、届出済証の交付を受けた者から、申請に係る車両が緊急通行車両等の要件に該当しなくなった場合、廃車その他緊急通行車両としての必要性がなくなったことなどを理由に、届出済証の返還の申し出があったときは、これを受理し、速やかに返還の手続きをとるものとする。

**(d)　事前届出の処理経過**

取扱警察署長等は、「緊急通行車両等事前届出受理及び交付簿」を備え付

け、届出済証を交付しなかった場合の理由を備考欄に簡記するなど事前届出の受理、届出済証の交付等の事務処理経過を明らかにしておくものとする。

b　緊急通行車両の確認

(a)　届出済証の交付を受けている車両

警察署、交通機動隊、又は高速道路交通警察隊の隊本部（以下この章において「隊本部」という。）、交通検問所等において届出済証の提示を求め、確認する。

(b)　届出済証の交付を受けていない車両

「緊急通行車両等確認申請書」に災害応急対策に係る事務、又は業務である旨を証する書類を添付させ、確認の審査を行う。

c　標章及び確認証明書の交付

緊急通行車両であることの確認を行った場合は、「緊急通行車両確認証明書」及び「標章」の交付の措置をとるものとする。ただし、災害応急活動期にあっては、標章の交付対象車両を、救命・救助活動等に必要な車両に限定し、食料品等の生活関連物資の輸送車両等については、災害応急活動期が経過した後に、交付するものとし、災害応急活動期の活動に支障が生じないよう配慮するものとする。

d　広域応援の車両

届出済証を所持しているライフライン復旧などの広域応援車両については、その所管する道府県公安委員会から標章等の交付を受ける必要がある。ただし、やむを得ない場合は、届出済証の提示により都公安委員会で標章等の交付を受けることができる。

イ　緊急道路障害物除去

■　都、関東地方整備局　東京国道事務所、首都高速道路（東京西局）、区

（ア）　実施方針

a　災害時、道路と橋りょう等との境に段差が生じたり、落下した看板や倒壊した電柱などの障害物が、道路上に散乱することが予想される。このため、区は、緊急車両の通行に要する上下各１車線計２車線を確保するため、道路上の障害物の状況を調査し、速やかに都建設局に報告するとともに、所管する道路上の障害物を除去する。

なお、各関係機関と相互に密接な連絡をとり協力するものとする。

b 都及び区は、緊急車両の通行に要する上下各１車線の交通路の確保を図るため、緊急道路障害物除去（啓開）路線を選定し、この選定路線について、路上障害物の除去等の応急補修を優先的に行う。

（イ）　緊急道路障害物除去（啓開）作業順位（都第四建設事務所・区）

ア　第一次交通規制路線（緊急交通路）

イ　第二次交通規制路線

ウ　緊急輸送道路ネットワーク（第一次）

エ　緊急輸送道路ネットワーク（第二次）
オ　緊急輸送道路ネットワーク（第三次）
カ　その他

**（ウ）　緊急道路障害物除去（啓開）路線の作業分担**

| 機関名 | 主要路線 |
|---|---|
| 都第四建設事務所<br>都第六建設事務所 | 環七、環八、高島通り、環六、23 路線 |
| 首都高速道路<br>東京西局 | 首都高速 5 号池袋線、首都高速中央環状線 |
| 板橋区 | ときわ通り、徳丸通り他 13 路線 |

**（エ）　緊急道路障害物除去（啓開）路線の作業内容**

| 機関名 | 実施内容 |
|---|---|
| 都第四建設事務所<br>都第六建設事務所 | 交通障害物により通行不可能となった道路において、障害物除去等により、原則として上下各 1 車線を確保すること。 |
| 首都高速道路<br>東京西局 | 残置車両や道路上の障害物の状況を調査し、関係機関等とも協力の上、所管する道路上の障害物等の除去を実施する。 |
| 板橋区 | 協定に基づき、関係団体等の協力を求め、道路障害物除去（啓開）作業を実施する。 |

## 2　復旧対策

### (1) 対策内容と役割分担

道路の障害物除去及び搬出、改良復旧等を行う。

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| **区** | ● **区道上の障害物除去及び応急復旧の実施** |
| **都建設局** | ● **道路の被災箇所で、被害がある箇所の復旧**<br>● **都道上の障害物除去作業及び障害物の搬出** |
| **首都高速道路<br>東京西局** | ● **災害の再度発生防止等の観点から、可能な限り改良復旧を図る** |
| **関東地方整備局<br>万世橋出張所** | ● **応急復旧工事を行い、緊急輸送路としての機能を確保** |
| 都港湾局 | ● 所管道路の障害物除去及び応急復旧の実施 |
| 東日本高速道路<br>中日本高速道路 | ● 速やかに交通を確保し、被害の拡大を防止する観点から応急復旧を図る。 |

(2) 詳細な取組内容

被害を受けた道路を速やかに復旧し、交通の確保に努める。特に、避難道路指定路線及び緊急道路障害物除去路線を優先的に実施する。

ア　道路応急対策計画

■ 区

a 区内の道路の被害について、被害状況に応じた応急復旧を行い交通の確保に努める。

b　上下水道、電気、ガス、電話等道路占用施設の被害が発生した場合、当該施設管理者及び当該道路管理者に通報する。

緊急のため、状況に応じては、現場付近の立入禁止、避難の誘導、周知措置等住民の安全確保のための措置をとり事後連絡するものとする。

## 第2　河川等

### 1　応急対策

(1) 対策内容と役割分担

河川関係障害物除去等を行う。

ア　河川関係障害物除去

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| 都建設局 | ● 全舟航河川における障害物を除去<br>● 清掃船の航行可能河川における浮遊物を除去 |
| 関東地方整備局 | ● 港湾管理者が管理する区域に対する支援 |
| 都港湾局 | ● 局保有のしゅんせつ船等の船舶を利用して障害物除去を実施<br>● 清掃作業を委託している東京港埠頭株式会社やサルベージ業者等への応援要請<br>● 東京港の障害物除去に関する国への応援要請 |
| 第三管区海上保安本部（東京海上保安部）（東京湾海上交通センター） | ● 船舶航行の障害となる漂流障害物を除去（巡視船艇により対応可能な範囲に限る。） |

イ　河川及び内水排除施設の応急措置

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| 区 | ● 水防活動と並行して管内の河川管理施設を重点的に巡視。被害箇所については、ただちに都に報告するとともに必要な措置を実施する。 |
| 都建設局 | ● 河川管理施設及び工事箇所の被災の発見に努め、必要な応急措置を実施 |
| 下水道局<br>西部第二下水道事務所 | ● 下水道管、高潮防潮扉、水再生センター・ポンプ所等の被害状況を確認し、必要な応急措置を講じる。 |
| 関東地方整備局 | ● 堤防、護岸、排水施設等の河川管理施設及び工事箇所の被災の発見に努める。 |
| 都港湾局 | ● 高潮対策センター、第二高潮対策センターは、状況に応じ、その所管する水門を閉鎖するとともに排水機場を操作する。 |

ウ　防災船着場の運用

都は、災害時に河川及び港湾が物資等の緊急輸送経路として活用できるように、避難場所等に隣接して防災船着場を整備している。

このうち、都所管の防災船着場についての発災時の運用は、統一的な運用の観点から、下記のとおりとする。

| 機関名 | 都・区災害対策本部等設置期間中 | 都・区災害対策本部等立ち上げ時 |
|---|---|---|
| 都災害対策本部 | 運用指示主体<br>（都全体の災害対策活動の中で調整を行い、必要がある場合、区災害対策本部に運用の指示をする。） | 都災害対策本部は、区災害対策本部が防災船着場の運用主体になり、防災船着場として利用が可能になった事を防災機関に周知する。 |
| 都建設局 | 運用支援主体<br>（損傷等に対する修繕・補修） | 損傷の有無の点検を行い、安全を確認し、区災害対策本部へ引き継ぐ。 |
| 都港湾局 | 運用支援主体<br>（損傷等に対する修繕・補修） | 損傷の有無の点検を行い、安全を確認する。 |
| 区 | 運用主体<br>（一切の運用管理権限を掌握） | 建設局の安全確認点検後、運用主体として、引き継ぎを受け、都災害対策本部に報告する。 |

(2) 業務手順

ア　河川関係障害物除去

- 都建設局は、舟航河川における障害物を除去する。
- 都港湾局は、障害物を早期に発見するため、監視艇等により速やかに巡回するとともに、障害物を除去する。
- 関東地方整備局は、河川機能確保のため、土砂等の障害物を除去する。

イ　河川及び内水排除施設の応急措置

- 発災直後において道路通行が不可能なときは、医療救護班や重篤患者の移送手段として、都建設局が所有する水上バス等を活用する。移送に当たっては、清掃船等により河川障害物除去が行われた後、安全を確保した上で実施する。

## 2　復旧対策

(1) 対策内容と役割分担

公共土木施設の応急復旧、各機関が所管する施設の緊急工事等を行う。

ア　河川及び内水排除施設

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| 区 | ● 区内の河川管理施設・排水場施設に被害が生じた場合の復旧対策 |
| 都建設局 | ● 河川管理施設が大規模な破損等の被害を受けた場合の復旧対策<br>● 区の実施する応急措置を支援 |

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| 都下水道局<br>西部第二下水道事務所 | ● 下水道管、水再生センター・ポンプ所等の排水施設の復旧対策 |
| 関東地方整備局 | ● 都及び区等の行う応急対策への支援 |
| 都港湾局 | ● 局所管施設の緊急工事 |

(2) 詳細な取組内容

**■ 区**

- 排水場施設に被害を生じた場合は、速やかに施設の復旧に努めて、水防団体等との協力及び応援態勢の確立を図り、排水作業を継続し、内水の氾濫による被害の拡大を防止する。
- 区が管理する河川管理施設の応急復旧対策については、大規模なものを除き、都の助言のもとにこれを実施する。

**■ 都建設局**

- 都が管理する河川管理施設については、応急復旧対策を全般的に実施する。
- 区の実施する応急措置に関し、技術的助言及び総合調整を行うほか、応急復旧対策を総合的判断の下に実施する。
- 排水機場施設の被害をとりまとめるほか、総合的判断のもとに、移動式排水ポンプ車の派遣を決定する。
- 区が管理する河川管理施設の応急復旧対策について区に技術的助言を行うほか、大規模なものについては直接実施する。

# 第2節　鉄道施設

## 第1　応急対策

### (1) 対策内容と役割分担

初動措置として運転規制や乗客の避難誘導を行うほか、浸水事故発生対応や駅などでの各種情報提供等を行う。

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| 都交通局<br>東日本旅客鉄道<br>　東京支社<br>東武鉄道<br>　東上業務部<br>東京地下鉄 | ● 災害対策本部等の設置<br>● 災害情報及び応急措置の連絡指示並びに被害状況の収集等の通信連絡の実施<br>● 徐行等の運転規制の実施<br>● 乗客の避難誘導の実施<br>● 負傷者救護を優先実施<br>● 浸水事故発生時の浸水防止及び排水作業の実施 |

### (2) 業務手順

- 旅客及び施設等の安全確保を行うため、災害対策本部等を設置する。
- 列車及び旅客の安全確認のため、徐行等の運転規制を実施する。
- 駅での混乱防止や、列車内の乗客の安全確保のため、速やかに避難誘導を実施する。
- 駅や列車内での混乱防止のため、案内放送等による情報提供を行うとともに、利用者に対してホームページやＳＮＳ等による情報提供を行う。
- 事故が発生した場合、災害対策本部と協力し、負傷者の救護を優先して実施する。

## 第2　復旧対策

### (1) 対策内容と役割分担

施設の被害状況に応じた復旧を行う。

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| 都交通局<br>東日本旅客鉄道<br>　東京支社<br>東武鉄道<br>　東上業務部<br>東京地下鉄 | ● 施設の被害状況に応じた復旧の実施 |

## 第3節　公共施設の安全確保、施設の本来機能の回復

### (1) 河川管理施設等の復旧

河川管理施設については、氾濫水による被害の拡大を防止するために、速やかに施設の復旧に努める。

### (2) 公共施設等の復旧

#### ア　対策内容と役割分担

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| 区<br>各施設管理者 | ● 施設の被害状況を調査し、復旧を実施 |
| 都 | ● 施設の被害状況を調査し、復旧を実施 |

#### イ　詳細な取組内容

**■ 区、各施設管理者**

区等は、被災施設の復旧にあたり、原状復旧を基本にしつつも、再度の災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うことが望ましい。

**（ア）　区有施設**

- 区施設管理担当部は、応急対策の実施後、区民生活等への影響、復旧の優先度等を考慮し、復旧計画を作成し、本格的な復旧を行う。
- 指定管理施設については、指定管理者と連携し、施設の復旧に対処する。

**（イ）　学校施設**

- 公立学校の施設が甚大な被害を受け､教育活動ができないと判断した場合に、区教育委員会は、学校長及び都教育委員会と協力し、応急教育計画等を作成する。
- 児童・生徒の不安を解消するため、教育活動に中断がないように努める。

**（ウ）　文化財施設**

被災した文化財等の廃棄、散逸を防止するため、被害状況と文化財等の重要度に応じて、都教育委員会、区教育委員会及び文化財管理者等において修復等について協議を行う。

# 第10章　放射性物質対策

## 第1節　応急対策

### 第1　情報連絡体制

(1) 対策内容と役割分担

放射性物質等による影響が生じた際に、円滑かつ的確に対応できる都の体制を整備する。

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| 都 | ● 放射能対策チーム等を設置する。 |

(2) 詳細な取組内容

**■ 都**

**ア　都災害対策本部を設置した場合**

- 都災害対策本部の下に、都関係局で構成する放射能対策チーム（以下この章において「対策チーム」という。）を設置する。
- 対策チームでは、都各局が連携した対応策を実施するため、被害情報等の情報の共有化や必要な連絡調整を行う。

（構成メンバー）

都政策企画局、都総務局、都財務局、都環境局、都保健医療局、都産業労働局、都中央卸売市場、都港湾局、都水道局、都下水道局ほか

- 対策チームの事務は都総務局が掌理する。

**イ　都災害対策本部を設置しない場合**

- 放射能対策連絡調整会議を設置する。
- 機能は上記対策チームと同様とする。

### 第2　都民・区民への情報提供等

(1) 対策内容と役割分担

モニタリング等の実施と、その結果についての情報提供を行う。

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| **区** | **● 放射線量や放射性物質の測定・検査と、内容・結果の公表** |
| **都水道局** | **● 浄水場原水・浄水等の放射性物質の測定及び情報提供** |
| **都下水道局**<br>**西部第二下水道事務所** | **● 下水汚泥焼却灰及び混練灰に含まれる放射能量の測定、情報提供** |
| 都総務局<br>都政策企画局 | ● 正確な情報提供・広報 |
| 都環境局 | ● 大気環境測定局で得られた気象データの提供<br>● 都内区市町村等と連携し、焼却施設等における放射能濃度等の測定データを収集 |

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| 都保健医療局 | ● 被ばく線量の測定等に関する医療情報の提供<br>● 保健所において被ばく線量等の測定<br>● 空間放射線量や流通食品等の放射性物質の測定と結果の公表 |
| 都産業労働局 | ● 都内産農林水産物等の放射性物質検査 |
| 都中央卸売市場 | ● 摂取又は出荷が制限・自粛された食品の流通を防止 |

### (2) 詳細な取組内容

**■　区**

指定した区施設等における空間放射線を測定し、公表する。

## 第3　放射線等使用施設の応急措置

### (1) 対策内容と役割分担

- 放射性同位元素使用者等は、放射性同位元素又は放射線発生装置に関し、放射線障害が発生するおそれがある場合、又は放射線障害が発生した場合においては、放射線同位元素等の規制に関する法律に基づいて定められた基準に従い、直ちに応急の措置を講じ、原子力規制委員会に報告する。
- 原子力規制委員会は、必要があると認めるときは、放射性同位元素使用者等に対し、放射線障害を防止するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| **区** | **● 関係機関との連絡を密にし、必要に応じ、区民に対する避難の指示等の措置を実施** |
| 都保健医療局 | ● RI 使用医療施設での被害が発生した場合、RI 管理測定班を編成し、必要な措置を実施 |
| 東京消防庁<br>第十消防方面本部<br>各消防署 | ● 放射性物質の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、使用者に必要な措置をとるよう要請<br>● 事故の状況に応じ、必要な措置を実施 |

### (2) 詳細な取組内容

**■　区**

関係機関との連絡を密にし、事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。

- 区民に対する避難の指示
- 区民の避難誘導
- 避難所の開設、避難住民の保護
- 情報提供、関係機関との連絡

## 第4　核燃料物質輸送車両等の応急対策

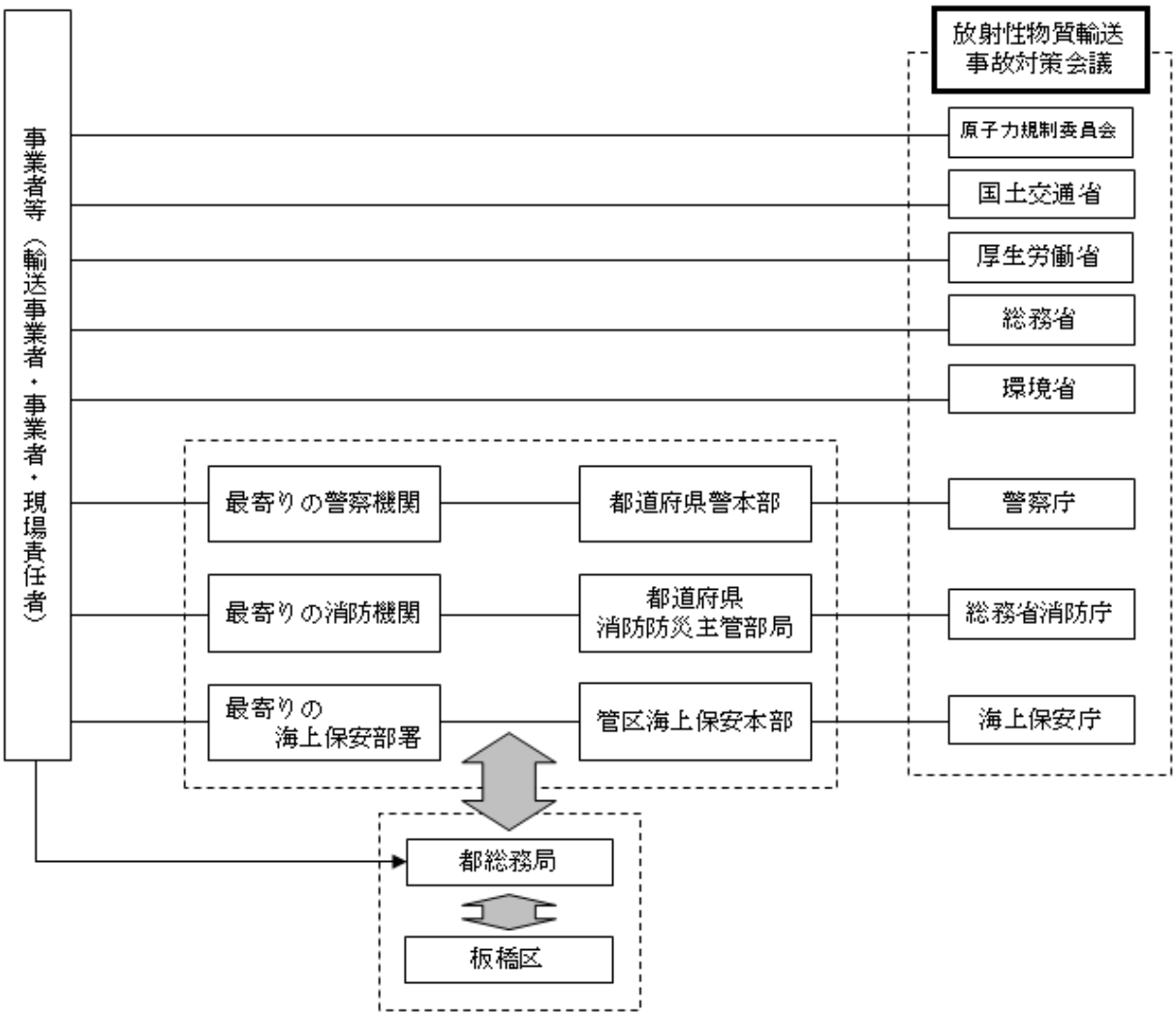
### (1) 対策内容と役割分担

核燃料物質の輸送中に、万一事故が発生した場合のため、国の関係省庁からなる「放射性物質安全輸送連絡会」（昭和 58 年 11 月 10 日設置）において安全対策を講じる。

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| **区** | ● **関係機関と連絡を密にし、必要に応じ、区民に対する避難の指示等の措置を実施** |
| **警視庁**<br>**第十方面本部**<br>**各警察署** | ● **事故の状況把握及び区民等に対する広報**<br>● **施設管理者等に対し、被害拡大等防止の応急措置を指示**<br>● **関係機関と連携を密にし、事故の状況に応じた交通規制、警戒区域の設定、救助活動等必要な措置** |
| **事業者等** | ● **関係機関への通報等、応急の措置を実施**<br>● **警察官等の到着後は、情報を提供し、指示に従い適切な措置を実施** |
| 文部科学省<br>経済産業省<br>国土交通省<br>警察庁<br>総務省消防庁<br>海上保安庁 | ● 放射性物質輸送事故対策会議の開催<br>● 派遣係官及び専門家の対応 |
| 都総務局 | ● 事故の通報を受け、直ちに関係機関に連絡<br>● 国への専門家の派遣要請や都民の避難等の措置 |
| 東京消防庁<br>第十消防方面本部<br>各消防署 | ● 事故の通報を受けた旨を都総務局に通報<br>● 事故の状況に応じ、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施 |
| 第三管区<br>海上保安本部 | ● 事故の状況に応じ、原子力事業者等と協力して、現場海域への立入制限、人命救助等に関する必要な措置を実施<br>● 都知事からの要請を受け、動員されたモニタリング要員等を搭載しての海上モニタリングの支援 |

(2) 業務手順

【情報連絡体制】




(3) 詳細な取組内容

■ 区

ア　事故情報の収集・連絡

都総務局と連携し、事故の状況、事業者及び関係機関の応急対策の活動状況等の情報を収集する。

イ　区の対応

- 区長は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請を行う。
- 事故の状況に応じて速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制及び災害対策本部の設置等、必要な体制をとるものとし、機関相互の連携を図る。
- 国が原子力緊急事態宣言を発出し、原子力災害対策本部及び現地災害対策本部を設置した場合、区災対本部を設置し、必要に応じて次の措置を講ずる。

- 退避・避難収容活動
- 緊急輸送活動
- 事故状況の情報収集、被害状況の調査
- 各種規制措置と解除（飲料水・飲食物の摂取制限等）
- 区民の健康調査

- 関係機関と連絡を密にし、事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。
  - 区民に対する避難の指示
  - 区民の避難誘導
  - 避難所の開設、避難住民の保護
  - 情報提供、関係機関との連絡

**■　事業者等**

- 事故発生後直ちに、関係機関への通報、人命救助、立入制限等事故の状況に応じた応急の措置を講ずる。
- 警察官、海上保安官又は消防吏員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な措置をとる。

# 第2節　復旧対策

## 第1　保健医療活動

### (1) 役割分担と対策内容

放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないという原子力災害の特殊性を考慮し、原子力災害時における区民の安全を確保し、健康に関する不安を解消するため、必要と認められる場合は、次の保健医療活動を行う。

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| 区 | ● 健康相談に関する窓口の設置<br>● 被ばく線量等の測定 |
| 都保健医療局<br>東京都立病院機構 | ● 健康相談に関する窓口の設置等<br>● 行政からの要請に基づき、保健所、都立病院において被ばく線量等の測定 |

### (2) 詳細な取組内容

**■　区**

区民の求めに応じ、公立病院、保健所において被ばく線量等の測定等を実施する。

## 第2　放射性物質への対応

### (1) 役割分担と対策内容

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| 都各局<br>区 | ● 除染等の必要性を検討し、必要に応じて対応を行う。 |

### (2) 詳細な取組内容

放射性物質による環境汚染に関する国の対処方針や都内の状況等を踏まえ、除染等の必要性を検討し、必要に応じて対応を行う。

**■　区**

- 区の実施した測定で、地上１メートルで周辺に比べ空間放射線量率毎時１μSv（マイクロシーベルト）以上の高い数値が測定された場合、再測定を行い、都・国に連絡する。
- 区立公園、区立幼稚園、区立学校、区立保育園、私立保育園等の子どもが常時立ち入る公共的な場所で、地上１メートルで毎時0.23μSv（マイクロシーベルト）以上の空間放射線量率が測定された場合、除染の対象とする。
- 区民から民有地で毎時１μSv（マイクロシーベルト）以上の空間放射線量率が測定されたと通報があった場合は、土地所有者の了解を得ながら測定を行う。

## 第3　正確な情報提供

### (1) 役割分担と対策内容

東日本大震災では、福島第一原子力発電所の事故に関連する「風評」の発生により、農作物等の売り上げが減少し、生産者がいわれのない経済的な被害を被った。このような被害を未然に防ぐために、区民の安全確保、区内の産業・経済への影響について、正確な情報を発信する。

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| **区** | ● **区民の安全確保のための正確な情報提供**<br>● **区内の産業・経済の安全確保のための正確な情報提供** |
| 都産業労働局 | ● 都内産農林水産物等の放射性物質検査を定期的に実施するとともに、都民に対して情報提供を行う。<br>● 海外のメディアや旅行事業者に対して、東京の安全性や魅力を PR する。<br>● 工業製品の放射線量測定試験を実施して検査証明書を発行する等、製品の安全性の PR に努める。 |
| 都中央卸売市場 | ● 摂取又は出荷が制限・自粛された食品の流通を防止<br>● 卸売市場を流通する生鮮食料品の安全性の PR 及び正確な情報の提供 |
| 都港湾局 | ● 貿易相手国等に対して東京港の安全性を PR する。 |

### (2) 詳細な取組内容

**■　区**

- 放射性物質による被害は、次の２つに区別して対応する必要がある。
  - ①　身体に有害な放射線の作用（被害）があった「実際の被害」
  - ②　実際の被害ではない「風評に過ぎない被害」
- ①については、区民の身体の危険が懸念されるため、放射線量（空間、水・食品など）、健康への影響と対応策などの正確な情報を伝達することで、区民自らが危険を把握し、安全を確保できるよう努める必要がある。
- 一方、②については、区内の製造業をはじめ、集客施設や観光、農産物等への影響が懸念されるため、専門知識を有する検査機関等と連携した情報収集及び検査体制を確立するとともに、農産物等の検査結果を的確かつ速やかに広報する必要がある。
- 区は、放射性物質対策としての情報発信について、（ア）“区民の身体”の安全確保、（イ）“区内の産業・経済”の安全確保を目的とし、正確な情報の発信に努める。

# 第11章　噴火降灰対策

## 第1節　情報の収集・伝達

### (1) 対策内容と役割分担

区は、富士山など市域に影響の及ぶおそれのある火山が噴火した場合、気象庁の発表する火山警報等の情報を収集する。

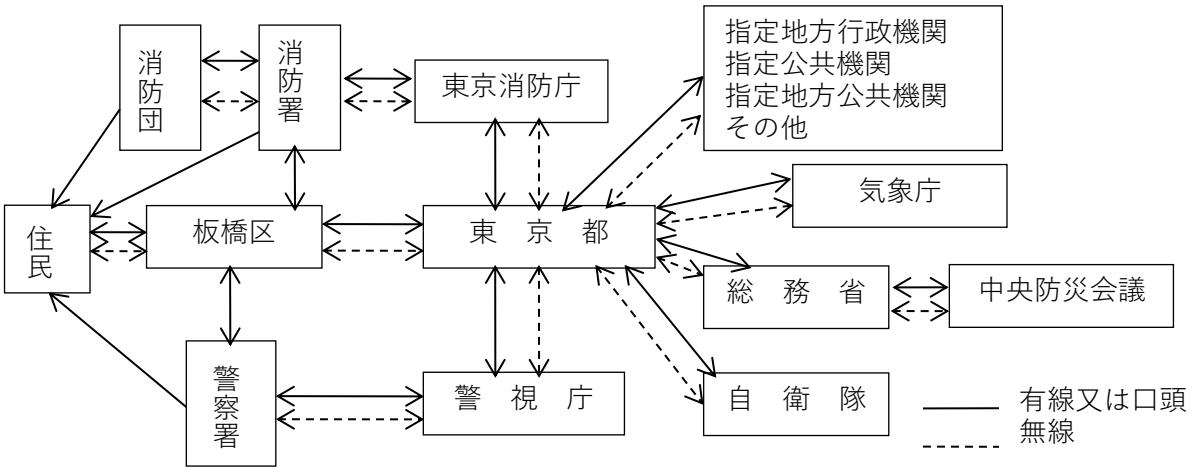
特に、降灰については、降灰予報及び風向き等の情報を収集する。

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| 区 | ● 気象庁が発表する火山警報等の情報を収集する。 |

【降灰予報の種類と内容】

| 種　類 | 内　容 |
|---|---|
| 降灰予報<br>(定時) | (1) 噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的(３時間毎)に発表<br>(2) 18 時間先(３時間区切り)までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供 |
| 降灰予報<br>(速報) | (1) 噴火の発生を通報する「噴火に関する火山観測報」を受けて発表<br>(2) 降灰予報(定時)を発表中の火山では、「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表<br>(3) 降灰予報(定時)が未発表の火山では、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表<br>(4) 事前計算された降灰予報結果から適切なものを抽出することで、噴火後速やかに(５～10 分程度で)発表<br>(5) 噴火発生から１時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供 |
| 降灰予報<br>(詳細) | (1) 噴火の観測情報(噴火時刻、噴煙高など)を用いて、より精度の高い降灰予測計算を行い発表<br>(2) 降灰予報(定時)を発表中の火山では、「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表<br>(3) 降灰予報(定時)が未発表の火山では、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表<br>(4) 降灰予測計算結果に基づき、噴火後 20～30 分程度で発表<br>(5) 噴火発生から６時間先まで(１時間ごと)に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供 |

なお、富士山が噴火した場合は次の系統による情報連絡を行う。




### (2) 詳細な取組内容

**■ 区**

**ア　降灰に関する重要な情報の伝達**

- 区は、降灰に関する重要な情報について、気象庁、関係機関から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに管内の公共的団体、重要施設管理者、自主防災組織等に通報するとともに、警察署、消防署の協力を得て区内に周知する。

**イ　区民への広報・問合せ対応**

- 区は、降灰予報等により、区内に降灰のおそれがある場合は、降灰の予想、外出時の注意喚起や心がけ等を、防災行政無線、一斉配信メール、ホームページ等で区民等に提供する。

**ウ　降灰調査・報告**

- 区は、降灰についての通報や公共施設等で降灰が確認された場合、その状況を調査して東京都に報告する。また、農作物、交通等の被害が発生した場合も被害状況を把握する。

（降灰調査の報告項目）

①降灰の有無・堆積の状況　②時刻・降灰の強さ　③構成粒子の大きさ
④構成粒子の種類・特徴等　⑤堆積物の採取　⑥写真撮影
⑦降灰量・降灰の厚さ（※可能な場合）

**エ　被害状況等の調査報告**

- 区及び防災関係機関は、降灰による被害の発生に際し、速やかに管内または所管業務に関する被害状況等を迅速、的確に把握し、あらかじめ定められた伝達系統により都等へ報告する。

**オ　その他被害状況に応じた対応の実施**

- 区は、都及び医療機関と連携して、状況に応じて健康相談等を実施する。
- 降灰後の降雨により土砂災害の危険性が高くなる可能性があることから、区は必要に応じて避難指示等を発令し、住民を避難させる。

# 第2節　交通・ライフラインの応急対策

## 第1　交通の応急対策

### (1) 対策内容と役割分担

降灰による被害発生時には、様々な社会的混乱や交通の混乱等の発生が予想される。このため、住民の生命、身体及び財産の保護を図るため、速やかに必要な対策を実施する。

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| 区<br>関東地方整備局<br>東京国道事務所<br>首都高速道路<br>東京西局<br>都建設局<br>都港湾局<br>東日本高速道路<br>中日本高速道路 | ● 被害の調査<br>● 応急措置及び応急復旧対策 |
| 警視庁<br>第十方面本部<br>各警察署 | ● 危険箇所の表示や交通規制 |
| 東日本旅客鉄道<br>東京支社<br>東武鉄道<br>東上業務部<br>東京地下鉄 | ● 被害の調査<br>● 応急措置及び応急復旧対策 |

### (2) 詳細な取組内容

**■ 区、関東地方整備局東京国道事務所、首都高速道路、都**

- 降灰により、道路、その他の道路施設が被害を受けた場合、道路管理者は、速やかに被害を調査し、関係機関に周知するとともに、速やかに復旧を図る。

**■ 警視庁（第十方面本部、各警察署）**

- 降灰時の視界不良による衝突事故やスリップ事故等を防止するため、危険箇所の表示や交通規制等に努める。

**■ 東日本旅客鉄道東京支社、東武鉄道東上業務部、東京地下鉄**

- 降灰により、鉄軌道、踏切、その他の鉄道施設が被害を受けた場合、鉄道事業者は速やかに被害を調査し、関係機関に周知するとともに、速やかに復旧を図る。

## 第2　ライフラインの応急対策

### (1) 対策内容と役割分担

ライフライン機関は、それぞれの活動体制を確立し、機能の維持のため応急対策活動を実施する。

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| 都水道局<br>北部支所 | ● 貯水施設及び浄水施設の応急対策、復旧 |
| 都下水道局 | ● 汚水、雨水の疎通対策 |

### (2) 詳細な取組内容

**■ 都水道局**

- 降灰により、貯水施設及び浄水施設が被害を受けた場合、速やかに被害を調査し、関係機関に周知するとともに、速やかに復旧を図る。

**■ 都下水道局**

- 降灰時に汚水、雨水の疎通に支障のないように必要な措置を講じる。

## 第3節　宅地等の降灰処理

### (1) 対策内容と役割分担

火山噴火によって降灰が長期間続いた場合は、宅地、公園等に大きな被害を与え、ひいては地域の経済活動及び区民の社会生活に著しい障害をもたらし、地域の活力を失うこととなる。

このため、降灰によって被害が生じた場合は、早急な復旧対策を行い地域の活力を取り戻す必要がある。

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| 区 | ● 降灰予報やその他火山情報の把握<br>● 宅地の降灰運搬<br>● 収集した降灰の処分<br>● 測定機器の設置・測定<br>● 被害額の算定・報告 |
| 都都市整備局 | ● 区への指導<br>● 国に対する被害状況や被害額等の報告・進達 |
| 国土交通省<br>都市・地域整備局 | ● 復旧対策の助成措置 |

### (2) 詳細な取組内容

**■　区**

- 宅地等に降り積もった火山灰は、次の基本方針により収集、処理を実施する。
  - ①　火山灰の収集は、原則として、土地所有者または管理者が行う。
  - ②　火山灰の運搬は、一般廃棄物とは別に行い、飛散しないように努める。
  - ③　宅地等に降った火山灰の運搬については、区が行う。
  - ④　宅地以外に降った火山灰の収集・運搬については、各施設管理者が行う。
  - ⑤　火山灰の処分は、区が都や関係機関と調整して行う。
- 除灰作業に当たっては、道路の側溝等の詰まりを防ぐため、火山灰を側溝等に流さないよう留意する。

### (3) 今後の検討課題

都は、令和 5 年 12 月に策定した「大規模噴火降灰対応指針」において、大規模噴火時には、大量の降灰が想定され、都や区市町村だけでは対応が困難であることから、国に対し、大規模噴火に伴う火山灰の除去・処分方法について、広域的な観点から明確な指針を示すよう要望しており、本指針とともに国の検討内容を踏まえながら、地域防災計画（火山編）を改定し、各主体の役割や取組内容の明確化を図るとともに、大規模降灰対策に備えた具体策を講じていくため、引き続き検討を進めていくとしている。

区においても、国や都の検討内容を踏まえ、降灰処理の具体的な対策等について地域防災計画に反映していくものとする。

# 第12章　ごみ処理・トイレの確保及びし尿処理・障害物の除去・災害廃棄物処理

## 第1節　ごみ処理

### (1) 対策内容と役割分担

ごみ処理は、区の被災状況や要請を踏まえ、都も収集･運搬機材等の確保を協力して行うなど広域処理体制を確保し、迅速な処理を実施する。

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| **区<br>資源環境部** | ● **所管区域内の被災状況を把握し、ごみの発生推定量を算出、集積場所の決定など、災害廃棄物処理計画を速やかに策定** |
| 都環境局 | ● 広域的な支援要請等を実施<br>● 災害廃棄物処理に関して、国と国庫補助等の調整 |
| 都総務局 | ● 都本部の下、災害廃棄物処理のほか応急対策全般に関する調整<br>● 環境局と連携し、ごみ処理対策に関して広域的に協議 |

### (2) 業務手順

**■　区**

区は、担当部署で策定する「災害発生時のごみ処理マニュアル」や「板橋区災害廃棄物処理計画」等に沿って主体的に対応する。

### (3) 詳細な取組内容

#### ア　広域調整等

**■　都、区**

| 機関 | 取組内容 |
|---|---|
| 都環境局 | ● 区から被災状況の報告を受け、要請に応じて、収集･運搬機材や人員等の確保に関する広域的な支援要請を実施する。<br>● 区の収集・運搬機材の不足や人員不足等の要請に対して、地方公共団体等の関係者によって組織する地域ブロック協議会、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）及び関係業界団体への応援要請及び調整を行う。また、区が対応できず住民の生活環境保全上の支障が生じうる場合は、区の支援要請に応じて、災害廃棄物の撤去に対して自衛隊の支援を求めるものとする。 さらに、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）等による人的支援・人材育成に努める。 |
| 区 | ● 可能な限り主体的に対応するが、被災が広範囲に及ぶ時などは、都や事務組合等と情報の共有化を密にして対応する。 |

### イ　臨時集積所の運用等

**■ 区**

災害時のごみは、分別を徹底させ、区有地、公園、その他空地等に設けられた臨時集積所に排出するよう指導する。

### ウ　ごみの収集運搬態勢

**■ 区**

ごみの収集運搬は、板橋東清掃事務所（志村清掃事業所を含む。）、板橋西清掃事務所の相互援助態勢を整備し、平常作業からの応援及び臨時雇上げの人員並びに器材を活用し、衛生上速やかに処理を必要とするごみから優先的に、収集態勢確立後２週間で行う。

### エ　公有地等の活用

**■ 区**

処理施設への短期間大量投入が困難である場合には、幹線道路に面した公有地等を中継所（仮置場）として活用し、収集の効率化を図る。

### オ　関係機関との応援連携

**■ 区**

被害が大きく、清掃事務所・事業所における現有能力（人員・器材）では、その処理に長期間を要すると判断した場合は、関係機関と調整の上、臨時車両、人員、器材の応援を受け処理する。

## 第2節　トイレの確保及びし尿処理

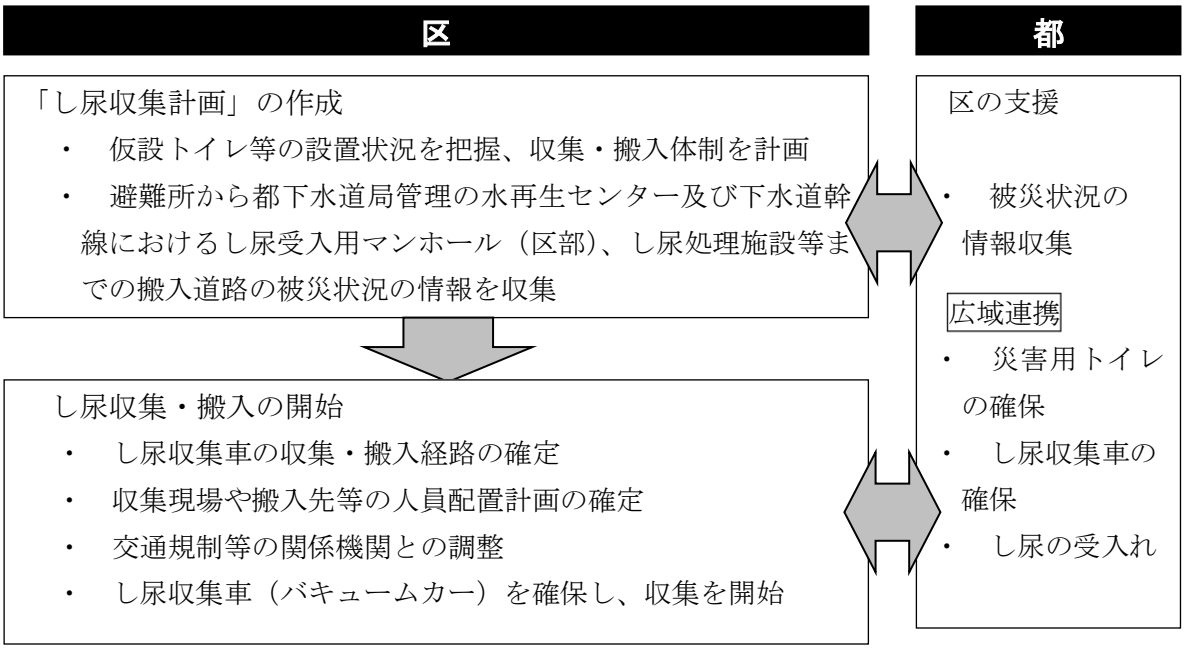
### (1) 対策内容と役割分担

区は、各避難所等の避難人数、災害用トイレ、し尿収集車台数等を把握した上で、し尿収集計画を策定し、都下水道局と連携した下水道施設（水再生センター及び下水道幹線におけるし尿受入用マンホール（区部））への搬入や、し尿処理施設への搬入を実施する。

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| 区 | ● 仮設トイレ等の設置状況の把握、し尿収集計画の策定、収集体制の整備<br>● 断水した場合には、学校のプール、雨水貯留槽や防災用井戸等を活用し、災害用トイレで必要となる生活用水を確保<br>● 発災後３日目までは、し尿収集車による収集を要しない災害用トイレを避難所等に確保するよう努める |
| 都本部 | ● 災害用トイレに関する広域的な調整等 |
| 都環境局 | ● し尿の収集・運搬に関する広域的な調整等 |
| 都下水道局 | ● 水再生センターや下水道幹線におけるし尿受入マンホール（区部）での、し尿の受入れ・処理 |

### (2) 業務手順

#### ア　対応フロー




#### イ　し尿処理の基本的考え方

（ア）　水を確保することによって、下水道機能を有効活用する。

（イ）　上記の対策と併行して、仮設トイレを使用したし尿処理を行う。

### (3) 詳細な取組内容

#### ア　災害用トイレの活用とし尿の収集・搬入

（ア）　し尿の収集・搬入

**■　区**

- 区は、震災が発生した場合、平常時における収集対象戸の被害状況及び仮設トイレの設置状況を把握し、収集態勢を整備する。
- 区は、被害状況、収集場所等の情報を基にして、汲み取りを必要とする仮設トイレ等のし尿をし尿収集車（バキュームカー）により収集し、水再生センター、し尿処理施設及び下水道幹線におけるし尿受入用マンホールなどに搬入する。
- 仮設トイレ等を設置する際には、女性・要配慮者、子ども等の安全性の確保等に配慮して、多目的トイレの確保や設置場所の選定等を行う。
- 確保できるし尿収集車のみでは対応できない場合に、区は、都に応援を要請する。
- 区は、必要により他自治体等への応援要請を行い、搬入する水再生センター及び受入れ人孔（マンホール）を確定して、収集態勢の整備を行う。
- し尿収集車の確保状況に応じて、し尿収集車による収集を要しない処理方法を継続する。

（イ）　し尿収集車の確保に係る調整等

**■　都**

都は、汲み取りの必要な災害用トイレを継続的に活用するため、区からの要請に基づき、被災していない他の自治体や事業者団体などに対して、し尿収集車の確保についての広域的な調整･応援要請を行う。

イ　避難所等における対応

（ア）　避難場所における対応

**■　区**

- 延焼の状況、水洗トイレの使用の可否等その状況により、防災用井戸、雨水貯留槽等によって生活用水を確保する。
- 下水道機能を確保するため、避難場所からの排水を受け入れる下水道管とマンホールの接続部の耐震化などを推進する。
- 水洗トイレが不足する場合は、仮設トイレ等を確保し、対応する。
- 避難場所等において、非常用便槽等を活用できる施設がある場合は、区は備蓄した仮設トイレ・マンホールトイレにより対応する。

（イ）　避難所における対応

**■　区**

- 断水時には、プール、防災用井戸等により確保した水を使用し、下水道機能の活用を図る。
- 発災後３日目までは、し尿収集車によるし尿の収集・運搬が困難な状況が予想されることから、区は、可能な限りし尿収集車による収集を要しないマンホールトイレ等の災害用トイレを確保し、対応する。
- 発災後４日目からは、区は、し尿収集車の確保状況に合わせ、し尿収集車による収集が可能な災害用トイレを含めて確保し、対応する。

**■ 都**

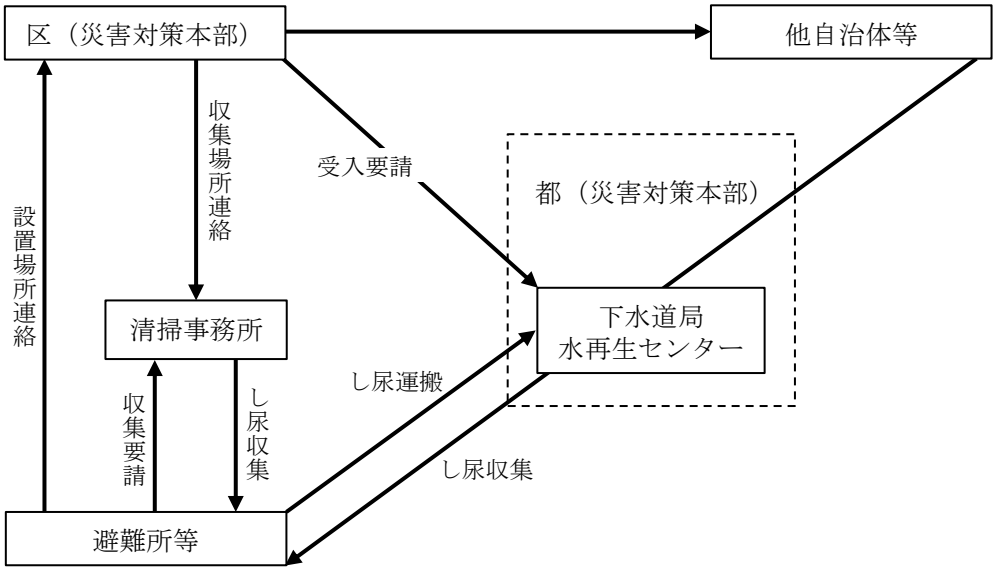
備蓄分が不足した場合には、区は都に対して要請し、都は広域応援等により必要数を確保する。

**（ウ）　事業所・家庭等における対応**

**■ 事業所、家庭等**

- 上水機能に支障が発生している場合には、排水設備に異常がないか確認した上で汲み置き、防災用井戸、備蓄、給水所、河川水等によって水を確保し、可能な限り既設水洗トイレを使用する。
- 下水機能に支障が発生している場合には、事業所・家庭における備蓄（災害用トイレ）を活用する。

### ウ　し尿処理態勢



# 第3節　災害廃棄物処理

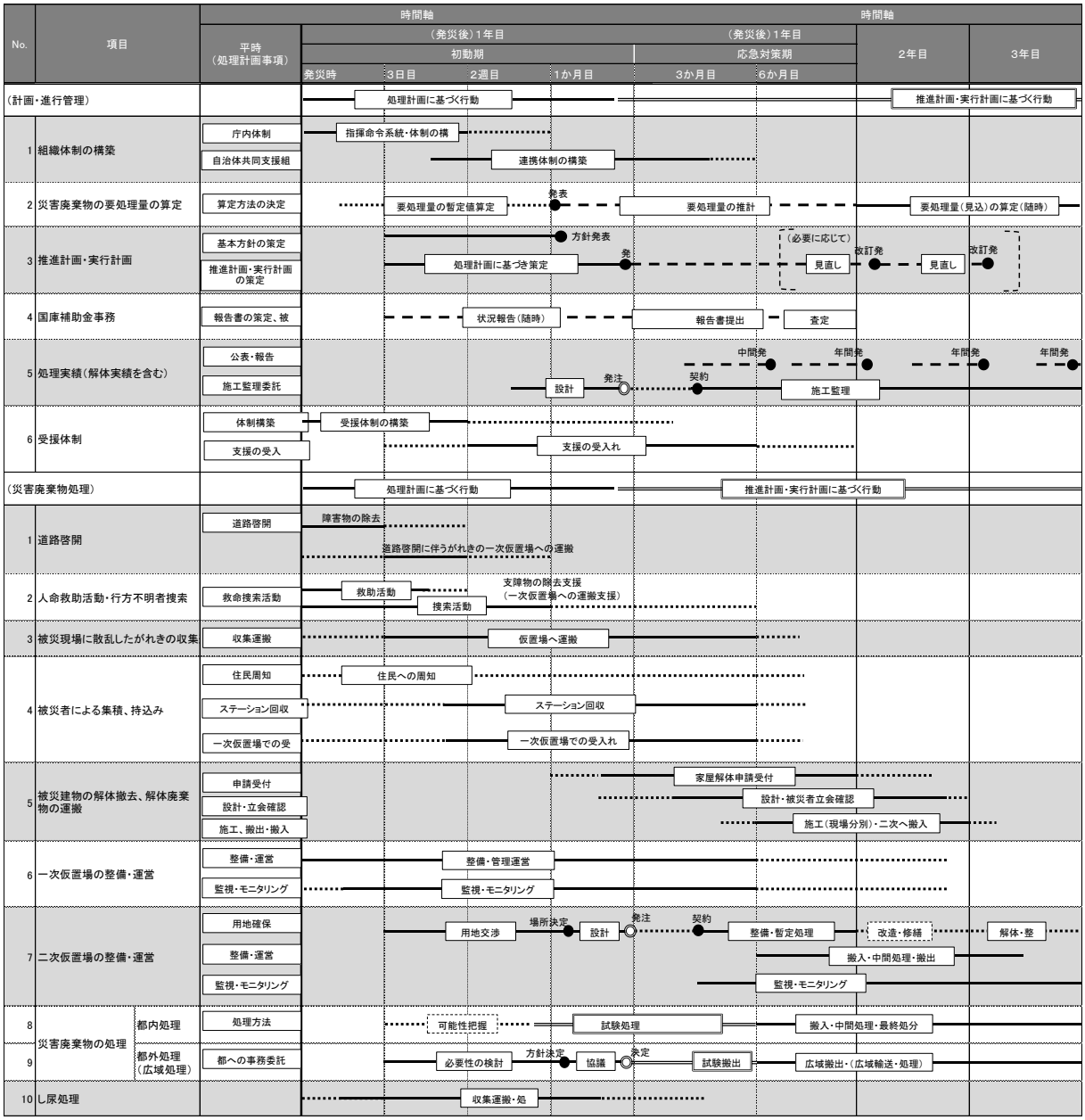
## 第1　災害廃棄物処理

### (1) 対策内容と役割分担

災害廃棄物処理は、区の被災状況や委託要請を踏まえ、都も仮置場等を確保し、かつ、処理体制を確立し、処理主体である区が適正に災害廃棄物の処理を実行できるよう、技術的支援や各種調整を行う。

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| 区<br>資源環境部 | ● 区の災害廃棄物処理計画及びマニュアルに沿って対応<br>● 円滑な災害廃棄物処理の実施のため、ボランティア・市民活動団体等と連携<br>● 被災状況を都に報告し、必要に応じて応援を要請<br>● 所管区域内の被災状況を確認し、災害廃棄物の発生推定量を算出、仮置場や最終処分場を決定し、「災害廃棄物処理計画」を策定<br>● 災害廃棄物処理費用おいて、国・都と国庫補助等を調整 |
| 都環境局 | ● 「東京都災害廃棄物対策本部（仮称）」を設置し、関係各局及び区市町村から被災状況等に関する情報を収集、把握<br>● 区市町村の要請に応じて、広域的支援を国や他府県に要請 |
| 都建設局 | ● 緊急道路障害物除去路線上の障害物や災害廃棄物の道路障害物除去作業を実施、関係各局に報告 |
| 都総務局 | ● 都災害対策本部のもと、応急対策全般に関する調整とともに、環境局、建設局等と連携し、災害廃棄物処理対策に関して協議 |

## (2) 業務手順


No.
項目
時間軸
平時
（処理計画事項）
（発災後）1年目
初動期
応急対策期
2年目
3年目
発災時
3日目
2週目
1か月目
3か月目
6か月目
（計画・進行管理）
処理計画に基づく行動
推進計画・実行計画に基づく行動
1 組織体制の構築
庁内体制
指揮命令系統・体制の構
自治体共同支援組
連携体制の構築
2 災害廃棄物の要処理量の算定
算定方法の決定
要処理量の暫定値算定
発表
要処理量の推計
要処理量（見込）の算定（随時）
3 推進計画・実行計画
基本方針の策定
方針発表
推進計画・実行計画の策定
処理計画に基づき策定
発
（必要に応じて）
見直し
改訂発
4 国庫補助金事務
報告書の策定、被
状況報告（随時）
報告書提出
査定
5 処理実績（解体実績を含む）
公表・報告
施工監理委託
中間発
年間発
設計
発注
契約
施工監理
6 受援体制
体制構築
受援体制の構築
支援の受入
（災害廃棄物処理）
処理計画に基づく行動
推進計画・実行計画に基づく行動
1 道路啓開
道路啓開
障害物の除去
道路啓開に伴うがれきの一次仮置場への運搬
2 人命救助活動・行方不明者捜索
救命捜索活動
救助活動
捜索活動
支障物の除去支援
（一次仮置場への運搬支援）
3 被災現場に散乱したがれきの収集
収集運搬
仮置場へ運搬
4 被災者による集積、持込み
住民周知
住民への周知
ステーション回収
一次仮置場での受
一次仮置場での受入れ
5 被災建物の解体撤去、解体廃棄物の運搬
申請受付
家屋解体申請受付
設計・立会確認
設計・被災者立会確認
施工、搬出・搬入
施工（現場分別）・二次へ搬入
6 一次仮置場の整備・運営
整備・運営
整備・管理運営
監視・モニタリング
7 二次仮置場の整備・運営
用地確保
用地交渉
場所決定
設計
発注
契約
整備・暫定処理
改造・修繕
解体・整
搬入・中間処理・搬出
8 災害廃棄物の処理 都内処理
処理方法
可能性把握
試験処理
搬入・中間処理・最終処分
9 都外処理（広域処理）
都への事務委託
必要性の検討
方針決定
協議
決定
試験搬出
広域搬出・（広域輸送・処理）
10 し尿処理
収集運搬・処

### (3) 詳細な取組内容

最終処分量の削減を図るため、震災による建物の焼失、倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等の再利用、適正処理を基本として処理を行う。

**■ 区**

#### ア 「災害廃棄物処理対策班（仮称）」の設置

発災後、区は、速やかに災害廃棄物処理を行う臨時組織である「災害廃棄物処理対策班（仮称）」を資源環境部に設置し、「板橋区災害廃棄物処理計画」に基づき、都と連携して適切な災害廃棄物処理を行う。

**【「災害廃棄物処理対策班（仮称）」の構成等】**

| 構成主管課 | 所管業務 |
|---|---|
| 資源環境部<br>資源循環推進課 | a　円滑かつ効果的な処理を推進するため、被害状況（廃棄物処理施設、家屋等）及び災害廃棄物発生量（推計）について都に報告する。<br>b　「災害廃棄物処理計画」に従って処理する。 |

#### イ 被害状況の確認

所管の区域における被害状況を確認し、災害廃棄物の発生量を推計するとともに、公費負担による災害廃棄物処理の対象となる範囲を定め、公表する。

#### ウ 災害廃棄物処理計画の策定と見直し

災害廃棄物の発生から処理・処分までの流れや、災害時の組織体制及び連携・支援・受援体制、仮置場等の環境保全対策などについて基本的事項を定めた「板橋区災害廃棄物処理計画」を策定した。計画は、実行性を高めるために必要に応じて見直しを行う。

#### エ 緊急道路障害物除去作業に伴う災害廃棄物の搬入

緊急道路障害物除去作業により収集する災害廃棄物を、各地の仮置場（第一仮置場）に搬入し、廃木材、コンクリートがら、金属くず等に分別する。

#### オ 災害廃棄物の撤去及び倒壊建物の解体

##### （ア） 実施方針

- ●災害廃棄物の撤去に関しては、個人住宅や一部の中小事業所等に限り、災害廃棄物処理対策班（仮称）において区民からの申請受付、民間業者との契約事務を行うとともに、その適正処理についての指導等を行う。
- ●倒壊した建物の解体は、原則的に所有者が行うこととするが、個人住宅や一部の中小事業所等について災害対策基本法第 64 条や第 86 条の 5 の廃棄物処理特例地域として指定された場合の規定、特例措置を国が講じた場合等により、倒壊建物の解体処理に関しても災害廃棄物の撤去と同様の事務を行う。

### （イ）　受付事務

災害廃棄物処理対策班（仮称）は、次の事項に対応する。

| 事項 | 内容 |
|---|---|
| 申請受付窓口の設置 | 発災後速やかに区民からの解体・撤去申請を受け付ける窓口を区役所及び区民事務所に設置する。 |
| 解体・撤去の適否判断 | 申請を受け付けた後、その建物に関する権利関係等（都主税局「土地・建物名寄帳」を利用）を確認し、解体・撤去の適否を判断する。また、被災者台帳等との確認を行う。 |
| 確認書類 | 申請時には、次の書類を必要とする。<br>a　個人の場合 ……身分証明書<br>b　中小企業の場合 ……登記簿、従業員数を確認できる書類 |

■参照（別冊「資料編」）
資料震 2.13.3　解体・撤去の処理に関する申請様式

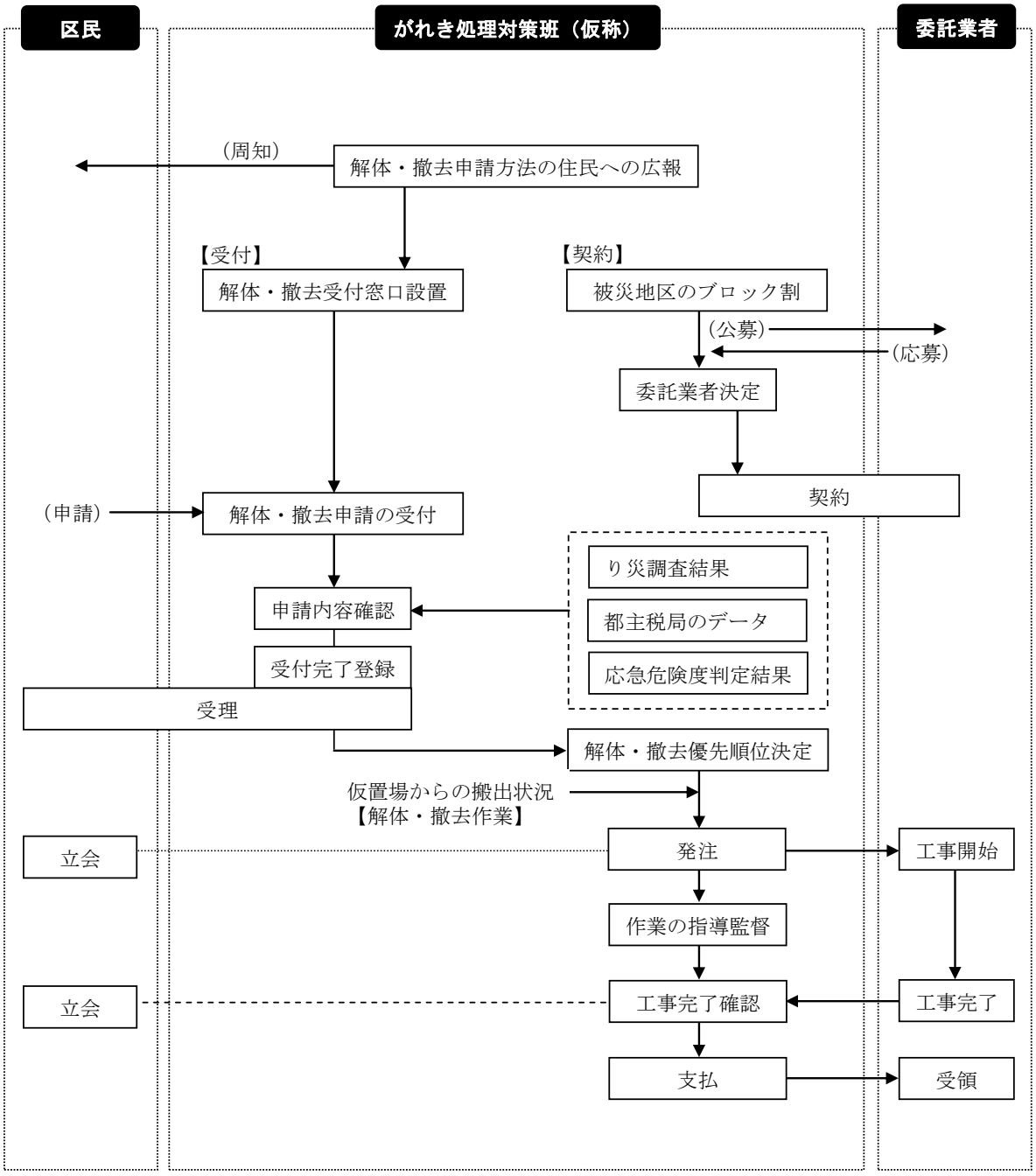
### （ウ）　民間業者との契約事務

災害廃棄物処理対策班（仮称）は、緊急道路障害物除去終了後、解体・撤去することが適当と認められたものについて、建物の危険度や復旧・復興計画上の優先順位等を考慮しつつ、民間業者と解体・撤去作業の委託契約を締結する。

### （エ）　適正処理の指導事務

- 解体・撤去作業は、災害廃棄物を種類別に分別して搬出し、また、アスベスト等の有害物質については、所定の指針に基づき、適正に取り扱うよう委託業者に対し、指導を徹底する。
- 搬出した災害廃棄物については、災害廃棄物処理対策班（仮称）の指示する仮置場に搬入する。

【「災害廃棄物」の撤去業務の流れ】



### カ　災害廃棄物の仮置場の設置

- 仮置場は、積替えによる災害廃棄物の輸送効率の向上と、分別の徹底及び再利用施設が円滑に機能するまでの貯留用地として設置する。
- 具体的には、災害廃棄物処理の経過に応じて、次のように区分する。

| 区分 | 内容 |
|---|---|
| 第一仮置場<br>（災害廃棄物処理対策班（仮称）が設置） | ● 緊急道路障害物除去により収集した災害廃棄物を、処理体制が整うまでの間仮置きするために設置する。<br>● 緊急道路障害物除去終了後は、引き続き輸送の効率をはかるため、建物の解体により発生した災害廃棄物の積替え用地として使用する。 |
| 第二仮置場<br>（災害廃棄物処理対策班（仮称）が設置） | ● 緊急道路障害物除去終了後、他の応急対策で利用していたオープンスペースを転用して、建物の解体により発生した災害廃棄物の積替え用地として使用する。 |
| 第三仮置場 | ● 第一・第二仮置場から搬出した廃木材・コンクリートがらについては、できる限り再利用するが、その際に、中間処理や再利用施設が円滑に機能するまでの間、貯留用地として使用する。<br>● 第三仮置場周辺で発生した災害廃棄物は輸送効率を勘案し、第一・第二仮置場を経由せずに直接搬入する。 |

- 各仮置場には簡易破砕機等を導入して、廃木材・コンクリートがらをできる限り減容化する。

### キ　災害廃棄物仮置場搬入券の発行

- 仮置場への災害廃棄物の搬入は、仮置場搬入券を保有する者に限る。
- 災害廃棄物処理対策班（仮称）は、「解体・撤去災害廃棄物」及び「持込災害廃棄物」搬入券を、搬入希望者の申請に基づき発行し、搬入券の発行状況について、随時「災害廃棄物処理対策調整本部（仮称）」（区資源環境部）に報告する。
- 区が解体・撤去作業の委託契約を締結した業者に対しては、契約時に搬入券を発行する。

■参照（別冊「資料編」）
資料震 2.13.4　災害廃棄物搬入承認券発行申請様式

### ク　災害廃棄物の中間処理・再利用・最終処分

- 第一・第二仮置場から分別して搬出された災害廃棄物は、破砕処理等の中間処理を行った後、「資源の有効な利用の促進に関する法律（以下、「資源有効利用促進法」という。）」や「建設工事における資材の再資源化等に関する法律（以下、「建設リサイクル法」という。）」に基づいて、次の品目ごとにできる限り再利用する。
- 再利用が不可能なものに限り、焼却処理するなどできる限り減容・減量化したうえで、環境汚染防止に十分配慮しながら、都が管理する既存の埋立処分場に搬入する。

＜災害廃棄物の再利用の用途等＞

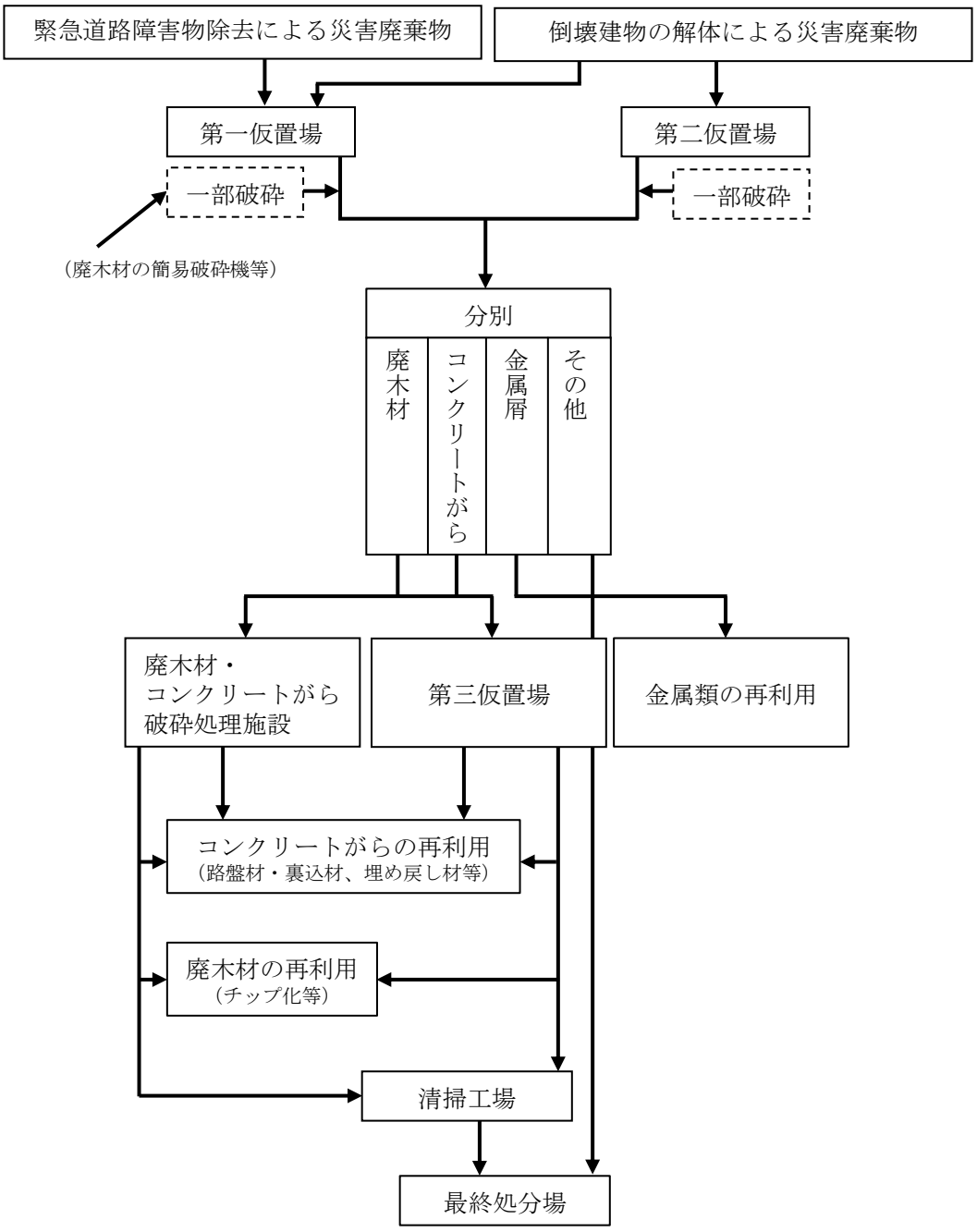
| 品目 | 再利用の用途等 |
|---|---|
| 廃木材 | ● 破砕処理した後、チップ化し、製紙用、ボード用、燃料用等として再利用する。<br>● チップ化できないものについては、清掃工場等において焼却処理する。 |
| コンクリートがら | 破砕処理し、路盤材、工事現場における埋め戻し材料、低地の埋立てによる地盤のかさ上げ工事の材料等に再利用する。 |
| 金属くず | 製鋼材料等に再利用する。 |

### ケ　災害廃棄物の処理に必要な協力態勢について

災害廃棄物の処理にあたっては、次の業務について、資器材の提供を含め、民間業者に協力を求めて、効率的に実施する。

| 業務 | 内容 |
|---|---|
| 倒壊建物の解体・「災害廃棄物」の撤去 | a　倒壊建物の解体業務<br>b　発生「災害廃棄物」の撤去業務 |
| 「災害廃棄物」仮置場の設置 | a　仮置場の維持管理業務<br>b　仮置場からの「災害廃棄物」の搬出 |
| 「災害廃棄物」の中間処理・再利用・最終処分 | a　廃木材・コンクリートがら等破砕処理<br>b　廃木材・コンクリートがら等のストックヤードの提供<br>c　再利用施設への搬入<br>d　再利用施設での優先的な処理<br>e　最終処分場への「災害廃棄物」の搬入 |

### コ　災害廃棄物処理の基本的流れ



## 第2　災害廃棄物処理の実施

### (1) 対策内容と役割分担

災害廃棄物処理は、処理施設の被災状況や区での一次仮置場の状況を踏まえて、都本部及び東京都災害廃棄物対策本部（仮称）において対策を検討し、処理主体である区が適正に災害廃棄物の処理を実行できるよう、技術的支援や各種調整を行う。

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| **区<br>資源環境部** | **● 所管区域内の仮置場の集積や運搬状況等を把握する。<br>● 処理施設の被災状況を調査し、施設復旧策を検討、都に報告<br>● 実態相当規模の災害廃棄物の最終処分受入場所を確保** |
| 都環境局 | ● 有害物質対策や仮置場等の衛生管理を指導<br>● 区市町村からの各施設の被災状況報告を受け、広域的な支援策等を検討<br>● 仮置場、最終処分場の確保に関する支援 |
| 都総務局 | ● 区市町村と連携して国に対して、災害廃棄物処理への応援を要請 |

### (2) 詳細な取組内容

**■　区**

資源循環推進課は、解体等の受付開始に向けて、解体業者等との契約、仮置場の確保、受付窓口の設置箇所等を検討し、都や関係機関等と調整を行い、決定する。

# 第13章　大規模事故対策

区は、区域に不測の事故が発生し、又は発生するおそれがある場合は、第一次的防災機関として、都等の協力を得て、災害応急対策の実施に努める。

なお、本章に記載のないものは、「震災・火山編」の他の章を準用する。

## 第1節　活動体制等

### (1) 対策内容と役割分担

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| **区** | ● **災害対策本部を設置（必要があるとき）**<br>● **警察署、消防署、その他現地の関係機関と密接な連絡のもと、広報を実施（必要があるとき）**<br>● **相談所の設置** |
| 都環境局 | ● 応急対策本部または災害対策本部を設置（必要があるとき）<br>● 区の広報に対する応援の実施 |
| 防災機関 | ● 所管に係る災害応急対策を実施<br>● 都及び区が実施する応急対策が円滑に行われるよう、その業務について協力 |

### (2) 詳細な取組内容

**■　区**

- 災害対策本部を設置し、又は廃止したときは、ただちに、知事にその旨を報告するとともに、警察署、消防署等の関係機関に通報する。
- 区の地域に災害救助法が適用されたときは、区長は、知事の指揮を受けて、法に基づく救助事務を補助する。
- 状況により広報活動を実施する必要があると考えられる場合は、直ちに警察署、消防署、その他現地の関係機関と密接な連絡のもと、広報を行う。
- 被災者のための相談所を設け、要望事項を聴取し、その解決を図るほか、広聴内容を関係機関に連絡する。

**■　都**

- 東京都災害対策本部が設置され、必要があると認めた時は区にその旨を通知する。廃止の通知等は、設置の通知等に準じて処理する。
- 知事は、特に必要があると認めた時は、区長に対して、区職員を本部派遣員として東京都災害対策本部の事務に協力することを求める。
- 知事は、本部派遣員に対し、資料や情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求める。
- 区から広報に関する応援要請を受けたとき、又はその他の状況により必要と認めるときは、都政策企画局その他の関係機関に対し、放送要請手続きをとるよう指示する等、必要な指示又は要請を行う。

## 第2節　鉄道事故

### (1) 対策内容と役割分担

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| 都交通局 | ● 事故の処理<br>● 情報の収集・伝達および指揮命令の確立<br>● 輸送の早期回復及び被害の拡大防止 |
| 東日本旅客鉄道 | ● 復旧体制の整備 |
| 東武鉄道 | ● 応急対策の確立 |
| 東京地下鉄株式会社 | ● 対策本部、現地対策本部の設置<br>● 旅客の安全確保 |
| 都 | ● 各鉄道事業者との連携 |

### (2) 詳細な取組内容

**■　都交通局**

- 鉄道事業者との覚書に基づき、各鉄道事業者との連携を図る。
- 地下高速電車の事故及び災害が発生した場合又は発生が予想される場合は、地下高速電車運転取扱実施基準、地下高速電車事故災害取扱要綱及び関係示達等により処理する。
- 事故が発生した場合または発生が予想される場合における旅客および輸送の安全確保をはかるため、情報の収集・伝達および指揮命令を確立し、その円滑な取り扱いにより輸送の早期回復及び被害の拡大防止に努める。

**■　東日本旅客鉄道**

- 事故等の発生に敏速かつ適切に対処するため、次の事項についてあらかじめ計画し訓練を実施する等、常に復旧体制を整備する。
  1　応急処置方法
  2　情報の伝達方法
  3　事故復旧対策本部尾設置方法
  4　非常招集の方法
  5　救援列車の配備、復旧用具の整備及び使用方法

**■　東武鉄道**

- 事故発生に際し、その被害を最小限に止めるとともに、輸送の確保を図るため、事故発生時における応急対策を確立する。
  1　運転事故の発生のおそれがあるとき、又は運転事故が発生して、併発事故を発生する恐れがあるときは、列車の停止手配をとる。
  2　事故発生時には、運転取扱実施手順、鉄道事業本部事故災害等対策規程、運転事故応急処置手続き等により、対策本部を設け、要員を招集し、迅速な復旧に努める。
  3　事故発生時における列車の運転については、その都度の状況に応じて折返運転、代行輸送等により対処する。

## ■　東京地下鉄

- 事故・災害等対策規程に基づき非常態勢を発令し、本社内に対策本部を設置する。
- 事故が発生した場合、事故発生場所に直ちに現地対策本部を設置し、旅客の安全確保を第一の使命として行動する。

1　旅客の人命救助及び避難誘導を行う。

2　旅客に被害が拡大しないように二次災害及び付帯事故の防止を行う。

3　被災者の救出、応急救護及び負傷者の搬送に努めるとともに、消防隊、救出隊の出動を要請及びその活動に協力する。

4　現地対策本部は、救援隊により旅客の救出及び救護ならびに救急隊の出動要請及び活動に協力する。

5　情報連絡は、列車無線装置、指令電話、FAX、鉄道電話、NTT 加入電話及び携帯電話等を活用する。

6　利用者に必要な列車運行に関する情報をホームページに掲載するとともに、適宜報道機関に公表する。

7　対策本部長は、被害状況、工事の難易及び運転開始による効果の大きさを勘案し、応急工事計画を策定する。

8　対策本部の各班長は、必要な資機材及び要員出勤を要請する。

9　復旧工事に係る現業長は、緊急自動車及び資機材の整備、救護及び復旧要員の緊急出動態勢を確立しておく。

## 第3節　道路・橋りょう事故

### (1) 対策内容と役割分担

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| 区 | ● 状況把握、応急措置・復旧対策の確保<br>● 現地連絡調整所の要請（状況に応じて）<br>● 避難先の確保、避難の誘導 |
| 関東地方整備局<br>東京国道事務所 | ● 関係機関への連絡<br>● 応急・復旧措置 |
| 東日本高速道路 | ● 災害応急対策の実施<br>● 東京都並びに関係各機関と情報交換 |
| 首都高速道路 | ● 災害応急対策の実施<br>● 関係機関等との情報交換 |
| 都保健医療局 | ● 負傷者の受入れ病院の調整<br>● 東京 DMAT の追加支援要請 |
| 都建設局 | ● 関係機関への連絡、調整<br>● 応急措置の実施<br>● 被災した施設の安全点検及び応急復旧の実施 |
| 東京消防庁<br>第十消防方面本部<br>各消防署 | ● 災害現場の要請に基づき部隊を派遣<br>● 必要に応じて東京 DMAT と連携し、救出救助活動・救急活動を実施 |
| 警視庁<br>第十方面本部<br>各警察署 | ● 要救助者の救出救助及び避難誘導<br>● 周辺道路の交通規制等 |

### (2) 詳細な取組内容

**■　区**

- 所管する道路において事故が発生した場合、又はその可能性がある場合は、被害を最小限にし、交通を確保するため、事故の状況把握や応急措置・復旧体制を確保する。
- 事故状況に応じ、都に対して現地連絡調整所の設置を要請する。
- 事故の発生により、又は発生に伴う火災の延焼など、被害の拡大により、住民の避難が必要な際は、都、警視庁、消防機関と連携し、避難先の確保や避難の誘導などを行う。

**■　関東地方整備局東京国道事務所**

- 東京国道事務所が所管する道路に関する大規模な事故が発生した場合、又は発生が予測される場合、被害を最小限にし、輸送の確保を図るため、次の措置を講ずる。
  - １　関係機関への連絡
  - ２　応急措置・復旧体制の確保
  - ３　応急・復旧措置の実施

### ■　東日本高速道路

- 東日本高速道路が所管する道路に関する大規模事故が発生した場合又は発生が予想される場合、被害を最小限にするため、東日本高速道路防災業務計画に定める災害応急対策に基づき対策を実施するとともに、東京都並びに関係各機関と情報項を行う。

### ■　首都高速道路

- 大規模事故が発生した場合又は発生が予測される場合、防災事業計画に基づき災害応急対策を実施するとともに、関係機関等と情報交換を行う。

# 第4節　ガス事故

## (1) 対策内容と役割分担

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| **区** | ● **状況把握、応急措置・復旧対策の確保**<br>● **現地連絡調整所の要請（状況に応じて）**<br>● **避難先の確保、避難の誘導** |
| **東京ガスグループ** | ● **通報連絡**<br>● **応急措置** |
| 東京消防庁<br>第十消防方面本部<br>各消防署 | ● 災害現場の要請に基づき部隊を派遣<br>● 必要に応じて東京 DMAT と連携し、救出救助活動及び救急活動を実施 |
| 警視庁<br>第十方面本部<br>各警察署 | ● 関係機関と連絡通報を実施<br>● **避難の指示**<br>● **避難区域内への車両の交通規制**<br>● **避難路の確保及び避難誘導** |

## (2) 詳細な取組内容

### ■　区

- 事故が発生した場合、又はその可能性がある場合は、被害を最小限にするため、事故の状況把握や応急措置・復旧体制を確保する。
- 事故状況に応じ、都に対して現地連絡調整所の設置を要請する。
- 事故の発生により、又は発生に伴う火災の延焼など、被害の拡大により、住民の避難が必要な際は、都、警視庁、消防機関と連携し、避難先の確保や避難の誘導などを行う。

### ■　東京ガスグループ

**（ア）　通報連絡等**

通報の責任者は、当該工事現場の現場責任者とし、直ちにガスライト 24、ならびに消防、警察、道路管理者及び沿道住民等に連絡する。連絡の内容は、事故の状況・発生場所その他必要事項とする。

**（イ）　非常災害対策組織**

ガス導管等の事故発生時の態勢は、あらかじめ定めた組織による。

なお、ガス導管等の緊急事故に対しては、初動措置を迅速かつ的確に実施し、二次災害の防止に対処するため、ガスライト 24 では 24 時間の緊急出動態勢を確立している。

**（ウ）　事故時の応急措置**

a　消防機関及び警察機関と緊密な連携を保ちつつ、現場の状況に応じて次の措置を取る。

(a)　人身災害が発生したときは、直ちに医師又は消防機関に連絡し、適切な措置をとる。

(b)　ガス漏えい箇所付近では火気の使用を禁止し、関係者以外の者が立ち入らないような措置をとる。

(c)　状況に応じ、メーターガス栓、遮断装置等によりガスの供給を停止する。

(d)　状況に応じ、マンホール開放を行った場所は、通行者に対する安全誘導を行う。

(e)　状況に応じ、個別訪問、拡声器等により、付近住民等に対する広報活動を行う。

b　事故の状況に応じ、応援の依頼又は特別出動の要請を行う。

c　復旧のための調査、連絡、修理等を行う。

# 第14章　応急生活対策

## 第1節　被災建築物の応急危険度判定

### (1) 対策内容と役割分担

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| 区<br>都市整備部 | ● 地震発生後 10 日以内に終了することを目標に、二次災害の防止のための被害状況の把握、被災建築物の余震等に対する危険度の判定（応急危険度判定）を行い、必要な措置を講じる。 |
| 都都市整備局 | ● 地震発生後 10 日以内に終了することを目標に、二次災害の防止のための被害状況の把握、被災建築物の余震等に対する危険度の判定（応急危険度判定）を行い、必要な措置を講じる。 |

### (2) 詳細な取組内容

#### ア　判定制度の趣旨

地震後、余震等による建築物の倒壊や落下物、転倒物による二次災害を防止し、区民の安全確保を図るためできる限り早く、かつ短時間で建築物の被害状況を調査し、当該建築物の当面の使用の可否について応急的に判定する。

#### イ　判定の実施態勢の整備状況

■　区

- 「板橋区建築物応急危険度判定員会」を組織し、緊急時に備えた実施体制（連絡網等）の整備及び調査方法の講習会等を実施している。
- 区判定員会に登録している判定員は、「東京都防災ボランティアに関する要綱」により災害ボランティアとして都に登録している「応急危険度判定員」で、板橋区に在住・在勤している判定員のうち民間判定員 117 名、建築技術職を中心とした区職員 113 名（令和５年８月現在）となっている。
- 区立小中学校の避難所では、早期の避難所開設のため、応急危険度判定に先立ち、学校防災連絡会の事前の取決めにより、近隣の建築事業者が仮の使用のための検査を実施する。
- 区内の被害が甚大で、区による応急危険度判定の人員が不足する場合は、都に応援を求める。

ウ　判定の役割分担

**■　区、都等**

| 判定対象住宅 | 実施主体 | 判　定　の　実　施 |
|---|---|---|
| **民間住宅** | **区** | ● **区長は、その区域内において地震により多くの建築物が被災した場合、応急危険度判定実施本部（以下この章において「判定実施本部」という。）の設置その他必要な措置を講じ、判定を実施する。** |
| | 都 | ● 知事は、区長が判定の実施を決定した場合には、東京都防災ボランティア要綱に基づいて登録した建築物の応急危険度判定員の出動要請等、必要な支援を行う。<br>● 区に対する支援を効果的に行うため、都本部の下に被災建築物応急危険度判定支援本部を設置する。<br>● 知事は、地震被害が大規模であること等により必要であると判断する場合は、国土交通省、10 都県被災建築物応急危険度判定協議会を構成する各県、その他道府県の知事及び独立行政法人都市再生機構理事長に対し必要な応援を要請する。 |
| 都営住宅等 | 都住宅政策本部及び都住宅供給公社 | ● 都営住宅等の応急危険度判定は、主として都住宅政策本部及び都住宅供給公社が実施する。<br>● 都住宅政策本部及び都住宅供給公社所属の応急危険度判定員及び判定に関する知識を有する職員等が判定業務に従事する。<br>● 人員の不足が見込まれる場合は、都本部に支援を要請する。 |
| 都住宅供給公社、独立行政法人都市再生機構等が管理する住宅 | 各管理者 | ● 都住宅供給公社、独立行政法人都市再生機構等の公的機関が管理する住宅については、各管理者が応急危険度の判定を行う。 |
| **区営住宅** | **区** | ● **区が管理する住宅については、災対都市整備部が応急危険度の判定を行う。** |
| **区施設（区営住宅を除く。）** | **区** | ● **区施設（区営住宅を除く。）については、災対施設管理担当部が応急危険度の判定を行う。** |

## エ　区による被災建築物の応急危険度判定

### ■　区

#### （ア）　判定の実施態勢等

地震発生直後の応急対応の一環として、民間重要施設、一般の戸建て住宅を始め共同住宅等の被災建築物の安全性の判定を応急的に次の通り実施する。

| 事項 | | 内容 |
|---|---|---|
| 応急危険度判定実施本部の設置 | | ● 区長は、地震により多くの建築物等が被災した場合、区災対本部のもとに判定実施本部を設置し、必要な措置を講じ判定を実施する。<br>● 判定支部を地域センター内に設置する。 |
| 区から支援体制 | 都への支援要請 | ● 区長は、地震被害が大規模であること等により必要であると判断する場合は、都知事等に対し支援を要請する。 |
| | 建築物応急危険度判定員（民間建築士）の出動要請等 | ● 区長は、人々の安全確保の観点から、判定の対象となる建築物が多数にのぼることが想定されるため、「東京都防災ボランティアに関する要綱」に基づいて登録した建築物応急危険度判定員（民間建築士）の出動要請等を行う。 |
| その他 | | ● その他判定に関することは、板橋区被災建築物応急危険度判定要綱による。 |

#### （イ）　判定対象建築物及び適用範囲

● 判定対象建築物は、判定実施本部が災害の状況に応じて決定した「要判定地域」内にある民間の戸建・共同住宅等とする。

| 判定対象建築物 | 説明 |
|---|---|
| 民間重要施設 | ● 災害時に一時的に区民が避難する公共公益施設（教育施設等）<br>● 病気や怪我のための医療施設、福祉施設（病院・特別養護老人ホーム・高齢者住宅等）<br>● 多人数の利用する施設（大型小売り店舗等） |
| 民間住宅 | 戸建て住宅、併用住宅、共同住宅 |

● 被災建築物の応急危険度判定の適用範囲は、地震の被害を受けた木造・鉄骨造・鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造等の通常構法の建築物とする。

#### （ウ）　判定方法

判定員は、目視又は簡易な道具を使用し、判定基準に従って、建築物等の沈下、傾斜、構造躯体の被害等を調査判定する。

#### （エ）　判定結果の表示

応急危険度判定による調査結果は、「調査済」・「要注意」・「危険」の三種類のステッカーにより、建築物の出入口等の見やすい場所に表示し、当該建築物の利用者・居住者・歩行者等に周知を図る。

## 第2節　被災宅地の危険度判定

### (1) 対策内容

#### ア　目的

災害対策本部が設置される規模の地震又は自然災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度を判定することにより二次災害を軽減・防止し、区民の安全確保を図る。

#### イ　判定対象宅地

盛土規制法第２条第１号に規定する宅地（農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他公共の用に供する施設の用に供されている土地以外の土地）のうち、住居である建築物の敷地及び危険度判定実施本部長が危険度判定の必要を認める建築物の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地が対象となる。

### (2) 詳細な取組内容

**■　都、区**

#### ア　判定の実施

| 機関 | 取組内容 |
|---|---|
| 区 | ● **区長は、大地震等の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、被災宅地の危険度判定を要すると判断したときは、必要な措置を講じ被災宅地危険度判定本部を設置するとともに都知事に連絡し、報道機関等を通じて区民に判定実施の周知に努める。**<br>● **実施本部は、被害状況を把握し危険度判定実施に関する計画を策定する。**<br>● **判定は、災害ボランティアである被災宅地危険度判定士の派遣を都に要請し、実施本部が判定士を受け入れて実施する。** |
| 都 | ● 知事は、区長から被災宅地危険度判定士の派遣等の支援要請を受けたときは、都に危険度判定支援本部を設置し、速やかに被災宅地危険度判定士に協力を依頼する等、支援措置を講じる。<br>● 知事は、災害の規模が極めて大きく広範囲にわたるときは、必要に応じて他府県に対して被災宅地危険度判定士の派遣等を要請し、もしくは国土交通省に対し被災宅地危険度判定士の派遣等について調整を要請する。 |

#### イ　判定結果の表示

- 被災宅地危険度判定の結果については、「危険宅地」「要注意宅地」「調査済宅地」の３種類のステッカーを宅地等の見やすい場所に表示する。
- 当該宅地の使用者・居住者だけでなく、宅地の付近を通行する歩行者にも安全であるか否かを容易に識別できるようにする。

## 第3節　被害に係る住家被害認定調査等

### (1) 対策内容

都市復興における被害状況図や家屋被害台帳の作成等に活用するほか、住宅の応急修理、住宅の供給等のための基礎資料とするため、被災後に、建物の被害状況を把握する。

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| 区 | ● 被害に係る建物被害の状況調査を行い、都本部に報告する。 |

### (2) 詳細な取組内容

**■ 区**

- 区は、国が標準的なものとして示した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」を参考とし、あらかじめ被害認定のための具体的な調査方法や判定方法などを定める。
- 区は、上記指針に基づき、被害に係る住家被害の状況調査を行い、都本部に報告する。

# 第4節　罹災証明書の交付

## 第1　罹災証明書の交付準備

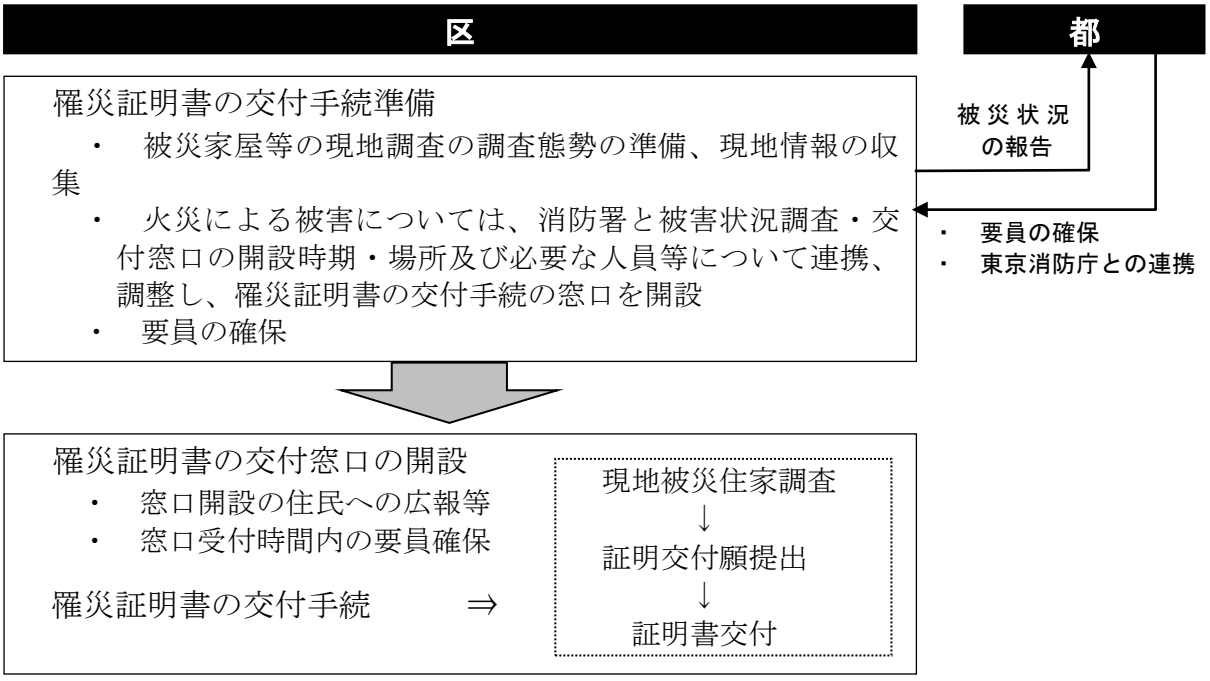
### (1) 対策内容と役割分担

被災者の生活応急対策は、罹災証明書の交付の事務のほか、災害救助法に基づく適用準備など、都と区は連携して迅速に実施する。詳細は、「震災復興マニュアル（生活復興マニュアル)」による。

罹災証明の調査は、災害対策基本法第 90 条の２及び消防法に基づき、住家の倒壊については区で実施し、火災は消防部署で実施するが、罹災証明書交付は区で行うため、連携・協力体制を確立する。

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| **区** | **● 住家被害認定調査及び罹災証明書交付の実施体制を構築**<br>**● システム稼働に向けた準備や資機材を確保**<br>**● 住家被害認定調査実施に向けた計画等を作成**<br>**● 火災による被害状況に係る罹災証明書交付のための情報共有** |
| 都総務局 | ● 区市町村の要請に応じて、関係機関や他の地方公共団体に対して、要員確保に関する協力を要請<br>● 職員を被災区市町村へ派遣<br>● 住家被害認定調査や罹災証明発行窓口の開設時期等について区市町村間の調整を実施 |
| 東京消防庁<br>第十消防方面本部<br>各消防署 | ● 火災による被害状況調査の実施に向けた、区との調整<br>● 火災による被害状況に係る罹災証明書交付のための情報共有 |

### (2) 業務手順



(3) 詳細な取組内容

**■　区、東京消防庁（第十消防方面本部、各消防署）**

**ア　発行手続き準備**

- 区は、住家被害認定調査の実施や罹災証明書の交付に向けて、庁内連携及び応援職員の確保も含めて体制を構築する。なお、建築物等の応急危険度判定とは調査対象及び判定基準は異なる。
- 罹災証明書のための住家被害認定調査を進めるにあたり、事前に、資器材の確保を図る。
- 東京湾北部地震での被害想定では、全壊・全焼が 2,403 棟、半壊が 10,736 棟のため、調査対象件数は 30,000 棟以上と想定されることから、区が主導して罹災証明発行に関する調整会議（仮称）を設置し、災対本部・復興本部で全庁的な体制を整備する。
- ※調査家屋件数のうち、罹災証明書交付件数の割合は、仙台市では約 30%、大島町では約 10%といった数値の例もある。
- 消防署は、区と調整及び連携し、火災による被害状況調査を実施する。

**＜調査の区分＞**

| 区分 | 実施主体 |
|---|---|
| 被害状況の調査 | 区（地進振興班） |
| 火災による被害調査 | 消防署 |

- 被災者生活再建支援システムに最新の住民情報や家屋情報を登録するなど、システム稼働に向けた準備や資機材の確保を行う。
- 住家被害認定調査の調査方針、調査体制、業務日程などを含む調査計画を策定し、調査員及び庁内外の関係部署と共有したうえで、被害認定調査を実施する。
- 火災による被害状況に係る罹災証明書交付のために東京消防庁と必要な情報の共有を図る。

**イ　交付窓口の開設**

**（ア）　交付場所等**

**a　開設時期**

原則として発災の２週間後を目安とし、災害状況その他による住家被害認定調査の進捗状況により判断する。

**b　交付場所**

| 交付場所 | 開設主体 |
|---|---|
| 区役所戸籍住民課（１階ロビー） | 区・消防合同で開設 |
| 区民事務所（６か所） | 〃 |
| 消防署（２か所）※災害対策基本法対象外の被害の場合 | 消防単独で開設 |
| 消防出張所（７か所）※災害対策基本法対象外の被害の場合 | 〃 |

※区本庁舎及び被災地に開設する

**c　交付会場**

会場には、受付・交付窓口・再調査相談等を設置し、再調査相談は区職員と消防等の関係機関、協定自治体や応援自治体等が連携して専門的な内容に対応できるよう実施する。

### （イ）　東京消防庁との連携（火災による罹災証明調査）

火災に関する罹災証明書の交付について、東京消防庁（消防署）は区と連携し、交付時期や交付場所等について調整を図る。

### （ウ）　交付

#### a　交付手続き

| 区分 | 交付者 | 交付窓口 | 交付手続き |
|---|---|---|---|
| 罹災証明書 | 区長 | 区戸籍住民課<br>区民事務所 | ● 区内の被災者台帳※を備え付け、その名簿（名簿によって確認できない者は、申請者の立証資料）等によって、被災者の申請により、発行する。<br>● 罹災証明の発行システムの活用 |
| 火災による罹災証明書 | 消防署長 | 消防署<br>消防出張所 | ● 東京消防庁が定めた様式により発行する。※災害対策基本法対象外の被害の場合 |

※　区内の被災者台帳は、罹災証明の発行システムによる端末からの閲覧・操作を含む。

#### b　発行手数料

免除とする。

#### c　近隣自治体との調整

罹災証明書の交付基準（揺れ・火災・浸水・液状化等）を近隣自治体と調整する。

### （エ）　被災者台帳の整備

災害対策基本法第 90 条の３により、被災者台帳を整備する。整備にあたっては、住家被害認定調査を基本に、住民基本台帳その他各種台帳との整合性や都主税局の固定資産台帳データ、消防署の火災調査による台帳等との調整を図る。記載する主な内容は次のとおりとする。

#### a　記載内容

氏名（世帯構成）、生年月日、性別、住所又は居所、整理番号、住家・非住家（事業所等）の区分、住家の被害その他区市町村長が定める種類の被害の状況、援護の実施の状況、要配慮者であるときはその旨及び要配慮者に該当する事由、その他内閣府令で定める事項

#### b　個人情報保護

台帳の整備及び利用については、調査実施及び証明を利用する部署に限定する等、区個人情報保護条例に留意するとともに、災害対策基本法等に基づく利用ができることとする。

### （オ）　証明の範囲

#### a　証明の範囲

罹災証明書は、災害対策基本法第２条第１号に規定する災害で、次の事項について証明する。

| 事項 | 範囲 |
|---|---|
| 住家、住家以外の建造物の被害 | (1) 全壊<br>(2) 流失<br>(3) 大規模半壊<br>(4)中規模半壊<br>(5) 半壊<br>(6) 準半壊<br>(7) 床上浸水<br>(8) 床下浸水<br>(9) その他区長が被害と認めるもの |

※災害状況や法律の特例等に対応するため、自動車等の動産については「被災届出証明（仮称)」の発行を検討する。

#### b　被害程度の認定基準

被害程度の認定は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（令和３年３月内閣府）に基づく。

##### (a)　住家の被害

| 区分 | 認定基準 |
|---|---|
| (1) 住家 | 人が起居できる設備のある建物、又は現に人が居住のために使用している建物をいう。<br>なお、土蔵、小屋であっても現実に人が居住しているときは、住家とみなす。 |
| (2) 世帯 | 生計を一つにしている実際の生活単位をいう。 |
| (3) 棟 | 一つの独立した建物をいう。 |
| (4) 全壊 | 住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、家屋全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が 甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその 住家の延床面積の 70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のもの。 |
| (5)大規模半壊 | 居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 50%以上 70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 40%以上 50%未満のもの。 |
| (6)中規模半壊 | 居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 30%以上 50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家 |

| | |
|---|---|
| | の損害割合が 30%以上 40%未満のもの。 |
| (7) 半壊 | 住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる 程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 30%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の 20%以上 30 未満のもの。 |
| (8) 準半壊 | 住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 10%以上 20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 10%以上 20%未満のものとする。 |
| (9) 床上浸水 | 全壊又は半壊に該当しないが、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。 |
| (10) 床下浸水 | 住家が床上浸水に達しない程度のもの。 |

(b) 非住家の被害

| 区分 | 認定基準 |
|---|---|
| (1) 非住家 | 事業所、官公庁庁舎、学校、病院、公民館、神社仏閣等及び土蔵、倉庫、納屋、駐車場等の住家以外の建物をいう。常時人が居住している場合は当該部分は住家とする |
| (2) 非住家被害 | 非住家に対する全壊、半壊程度の被害を受けたもの |

(c) 田畑の被害

| 区分 | 認定基準 |
|---|---|
| (1) 流失埋没 | 耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕農が不能となったもの |
| (2) 冠水 | 植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったもので、耕地、作物に被害を受けたもの |
| (3) 地割れ | 地割れや液状化のため、耕地に被害を受けたもの |

**■　都**

区が実施する住家被害認定調査のほか、罹災証明書の交付手続き事務に関する応援要請に対して、他自治体や公的機関、大学等人員調整を広域的に実施する。

住家被害認定調査における調査対象や被害区分（全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊・一部損壊・床上浸水・床下浸水）等について区市町村間の調整を行う。

住家被害認定調査や罹災証明書の交付手続事務に係る区市町村向け説明会を実施する。

## 第2　罹災証明書の交付

### (1) 対策内容と役割分担

「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」に基づき、住家被害認定調査を実施し、罹災証明書を交付するとともに、被災者台帳を作成する。

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| **区** | **● 住家被害認定調査の結果に基づき、罹災証明書の交付手続きを実施**<br>**● 火災被害の罹災証明書発行について東京消防庁と連携し、発行時期や発行場所等について調整**<br>**● 必要に応じて住家被害の２次調査を実施**<br>**● 被災者台帳を作成し、被災者生活再建支援の進捗状況を管理** |
| 都総務局 | ● 罹災証明書交付窓口の開設時期等について区市町村間の調整を実施<br>● 住家被害状況や被災者に対する支援状況の全体像の把握 |
| 東京消防庁<br>第十消防方面本部<br>各消防署 | ○ 区と連携し、発行時期や発行場所等について調整を図り、火災被害に係る罹災証明書の交付手続の支援を実施 |

(2) 詳細な取組内容

**■ 区**

- 住家被害認定調査を実施するとともに調査結果をデータ化し、罹災証明書の交付に備える。
- 住家被害認定調査の進捗状況や仮設住宅入居などの日程を確認しながら、交付日程について庁内調整するとともに、交付場所や資機材を確保する。また、都や区市町村と交付日程の足並みを揃えるなど調整をしたのち、交付日程等について被災者に広報する。
- 住家被害認定調査の結果を被災者に説明しながら罹災証明書を交付し、被災者から同意が得られない場合には第２次調査を実施する。
- 罹災証明書交付時に確定した情報等を基に被災者台帳を作成し、被災者の生活再建支援の進捗状況を管理する。被災者台帳の作成は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者生活再建支援システムの活用を進める。
- 火災による被害状況調査及び罹災証明書の交付について、東京消防庁と連携を図る。

**■ 東京消防庁（第十消防方面本部、各消防署）**

○ 火災による被害状況調査及び罹災証明書の発行について、区と連携を図り、必要に応じて交付手続きの支援を行う。

## 第5節　被災した住宅の応急修理

### (1) 対策内容と役割分担

首都直下地震等の発災時には、災害救助法に基づき、被災した住宅の居住性を維持するため、居住に必要な最小限の応急修理の実施が必要となる。

このため、都は応急修理の必要規模について迅速に調査の上、区に募集・受付・審査等について委任するとともに、応急修理方針等を策定し、区、関係機関への周知、応援体制の確保を図る。原則として、区は、応急修理の募集・受付・審査等の事務を行う。

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| 区 | ● 被災者の資力その他生活条件の調査<br>● 都が提示する募集選定基準をもとに、募集・受付・審査を実施 |
| 都住宅政策本部 | ● 居住に必要な最小限の応急修理を行い、被災した住宅の居住性を維持する。<br>● 応急修理の実施に係る方針（受付基準、金額等）の決定<br>● 関係団体及び協力業者との連絡調整 |

### (2) 詳細な取組内容

■　都、区

**ア　応急修理の種類と対象者**

応急修理の種類と対象者次のとおりとする。

| 修理の種類 | 対象者 |
|---|---|
| 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理 | 災害のため住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者<br>※大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊が対象（全壊は修理することで居住することが可能な場合。）。 |
| 日常生活に必要な最小限度の部分の修理 | ①　住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者<br>②　大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者<br>※大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊が対象（全壊は修理することで居住することが可能な場合。）。 |

**イ　対象者の調査及び選定**

区による被災者の資力その他生活条件の調査及び区長が発行する罹災証明書に基づき、都が定める選定基準により、都から委任された当該区市町村が募集・受付・審査等の事務を行う。

### ウ　修理

都が、応急修理に関する協定締結団体と調整のうえ、応急修理を行う業者のリストを作成し、区はリストより業者を指定し、以下の修理を行う。

| 修理の種類 | 修理の内容 |
|---|---|
| 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理 | 災害により受けた被害を補償するものではなく、住家（屋根、外壁、建具（玄関、窓、サッシ等））について日常生活に必要な最低限度の部分の修理を行うまでの間、ブルーシートやベニヤ板、落下防止ネットなどで緊急的に修理し、住宅の損傷が拡充しないようにするために実施する。 |
| 日常生活に必要な最小限度の部分の修理 | 居室、炊事場、トイレ等生活上欠くことのできない部分の修理を行う。 |

### エ　経費

1 世帯当たりの経費は、国の定める基準による。

### オ　期間

| 修理の種類 | 期間 |
|---|---|
| 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理 | 災害発生の日から 10 日以内に完了する。 |
| 日常生活に必要な最小限度の部分の修理 | 原則として、災害発生の日から３か月以内に完了する。（国の災害対策本部が設置された災害においては６ヶ月以内に完了）。 |

### カ　帳票の整備

住宅の応急修理を実施した場合、都及び区は、必要な帳票を整備する。

# 第6節　応急仮設住宅の供給

## (1) 対策内容と役割分担

### ■ 都

都は、被害状況に応じて、災害救助法に基づき、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家が無い者であって、自己の資力では住家を得ることができない被災者に対して、応急仮設住宅等を迅速かつ的確に供与する

都内において、十分な戸数を確保できない場合は、速やかに他道府県に対し、応急仮設住宅等の供与について協力要請を行う。

### ■ 区

区は、被害状況に応じて区営住宅の活用、民間賃貸住宅の借上げを行うとともに、都と連携して仮設住宅の建設により応急仮設住宅等を効率的に供給する。

十分な戸数を確保できない場合は、速やかに都に対し、応急仮設住宅の供与について協力要請を行う。

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| **区** | **● 区営住宅の空き住戸の確保及び被災者への供給**<br>**● 応急仮設住宅の建設予定地の選定及び都への報告**<br>**● 入居者の募集及び選定、入居者の管理及び帳票の整備**<br>**● 入居者に対する防火安全対策の指導**<br>**● 区供給分の応急仮設住宅等の管理**<br>**● 必要に応じて、区は、都が建設する応急仮設住宅の工事監理への協力に努めるとともに、入居者の募集・受付・審査等の事務を行う。** |
| 都住宅政策本部 | ● 応急仮設住宅等（公営住宅等の空き住戸利用、賃貸型応急住宅及び建設型応急住宅）の必要量を迅速に把握し、応急仮設住宅等供給方針を作成・公表<br>● 応急仮設住宅等の供与に係る建設業務や既存空き住戸の確保業務などを開始するとともに、住宅種別毎に募集計画等を策定し、区市町村、関係機関への周知、応援体制の確保を図る。<br>　● 都営住宅等の供給<br>　● 民間賃貸住宅の提供<br>　● 建設する応急仮設住宅の提供<br>－ 建設予定地の把握、東京消防庁への情報提供<br>－ 建設地の選定、応急仮設住宅の建設<br>　● 入居者の募集計画の策定<br>　● 入居者の選定基準の策定<br>　● 区市町村への住宅の割り当て、募集・選定の依頼<br>　● 都供給分の応急仮設住宅等の管理 |
| 東京消防庁<br>　第十消防方面本部<br>　各消防署 | ● 建設する応急仮設住宅の防火安全対策の把握 |
| 独立行政法人都市再生機構、東京都住宅供給公社 | ● 空き住戸の提供 |
| （一社）東京建設業協会、（一社）プレハブ建築協会（一社）全国木造建設事業協会及び（一社）日本木造住宅産業協会 | ● 建設業者のあっ旋 |

(2)　詳細な取組内容

ア　応急仮設住宅等の種類

（ア）　公的住宅の活用による一時提供型住宅

**■ 都**

都は都営住宅等の空き住戸を確保するとともに、独立行政法人都市再生機構、東京都住宅供給公社及び区等に空き住戸の提供を求め、被災者に供給する。

**■ 区**

区は、区営住宅の空き住戸の確保に努め、被災者に供給する。

（イ）　民間賃貸住宅を活用した賃貸型応急住宅

**■ 都**

都は、関係団体と協力し、借上げにより民間賃貸住宅を被災者に提供する。

（ウ）　建設型応急住宅

**■ 都、区、東京消防庁（第十消防方面本部、各消防署）**

都は、関係団体と協力して仮設住宅を建設し、被災者に提供する。

| 事　項 | 実施主体 | 内　容 |
|---|---|---|
| 建設候補地の確保 | 区 | ● **区は、あらかじめ次の点を考慮のうえ、建設候補地を定める。**<br>a　**接道及び用地の整備状況**<br>b　**ライフラインの状況（埋設配管）**<br>c　**避難場所などの利用の有無**<br>● **区は、常に最新の建設候補地の状況を把握しておくために、年１回都へ報告する。** |
| | 都 | ● 都住宅政策本部は、区から建設候補地の報告を受けた際、東京消防庁に情報を提供する。 |
| 建設地 | 都 | ● 都は区から報告を受けた建設候補地の中から建設地を選定する。建設に当たっては、二次災害の危険がないよう配慮する。<br>● 選定に当たり、区の行政区域内の用地だけでは必要戸数の確保が困難な場合には、都との調整を踏まえ、区市町村相互間で戸数をの融通し割り当てる。<br>● 都住宅政策本部は、建設地及び建設計画が決定した際、東京消防庁に必要な情報を提供する。 |
| 構造及び規模等 | 都 | ● 平屋建て・２階建ての軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、木造又はユニットを標準とし、必要に応じ、その他構造を選定する。<br>● 必要に応じて、高齢者や障がい者世帯に配慮した設備・構造の住宅とする。<br>● １戸あたりの規模は、国の定めに基づき、地域の実情、世帯構成等に応じて、都が設定する。<br>● １戸あたりの設置に係る費用については、国の定めによる。<br>● 都住宅政策本部は、建設する仮設住宅の標準仕様書について、東京消防庁、（一社）東京建設業協会、（一社）プレハブ建築協会、（一社）全国木造建設事業協会、（一社）日本木造住宅産業協会等と協議を行い、防火安全対策を講じる。 |

| 事　項 | 実施主体 | 内　容 |
|---|---|---|
| 建設工事 | 都 | ● 都は、災害発生の日から 20 日以内に着工する。<br>● 都は、（一社）東京建設業協会、（一社）プレハブ建築協会、（一社）全国木造建設事業協会又（一社）日本木造住宅産業協会はがあっ旋する建設業者に建設工事を発注する。<br>● 必要に応じ、他の建設業者にも発注する。<br>● 都は、必要に応じて、工事の監督を区等に委任する。<br>● 都住宅政策本部は、建設工事が終了し、使用が開始されることについて、東京消防庁に情報を提供する。 |
| **防火安全対策** | **区** | ● **区は、東京消防庁が策定する防火安全対策について、入居者に対し指導する。** |
| **設置戸数** | 都 | ● 応急仮設住宅等（公営住宅等の空き住戸利用、賃貸型応急住宅及び建設型応急住宅）の必要量を迅速に把握し、応急仮設住宅等供給方針を作成・公表する。 |
| | **区** | ● **被害の程度、深刻さ、区民の経済的能力、住宅事情等により、設置戸数を引き上げる必要があると認められるときは、都を通じて、内閣総理大臣に申請する。** |

### イ　入居資格

**■ 都**

- 次の各号のすべてに該当する者のほか、知事が必要と認める者とする。
  - 住家が全焼、全壊又は流失した者
  - 居住する住家がない者
  - 自らの資力では住家を確保できない者
- 使用申し込みは１世帯１か所限りとする。

**■ 区**

都の入居資格に準じ、区長が必要と認める者とする。

### ウ　入居者の募集・選定

#### （ア）　応急仮設住宅の割り当て等

**■ 都**

都が策定した応急仮設住宅等の入居者の募集計画を基に、区に割り当てられた住宅の入居者の募集及び選定を依頼する。

**■ 区**

区は、割り当てに際しては、原則として区内の割り当て住宅だけでは必要戸数の確保が困難な場合を想定し、都が他区市町村との調整を踏まえ、広域的に割り当てる。

#### （イ）　入居者の募集

**■ 区**

割り当てを受けた住宅について、区は、区の被災者に対し募集を行う。

（ウ）　入居者の選定

■ 区

都が策定した入居者の選定基準に基づき、区が入居者の選定を行う。入居者の選定に当たっては、都が策定する選定基準に基づき、要配慮者の優先的入居に努める。

■ 都

入居者の選定基準を決定する。

エ　応急仮設住宅等の管理及び入居期間

（ア）　管理主体

■ 都

応急仮設住宅等の管理は、原則として、供給主体の都が行う。

（イ）　区の役割

■ 区

区は、入居者の管理を行うとともに、必要な帳票を整備する。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、入居者の心のケア、入居者におけるコミュニティの形成に努めるとともに、女性の参画を推進するなど、多様な生活者の意見を反映できるよう配慮する。

（ウ）　入居期間

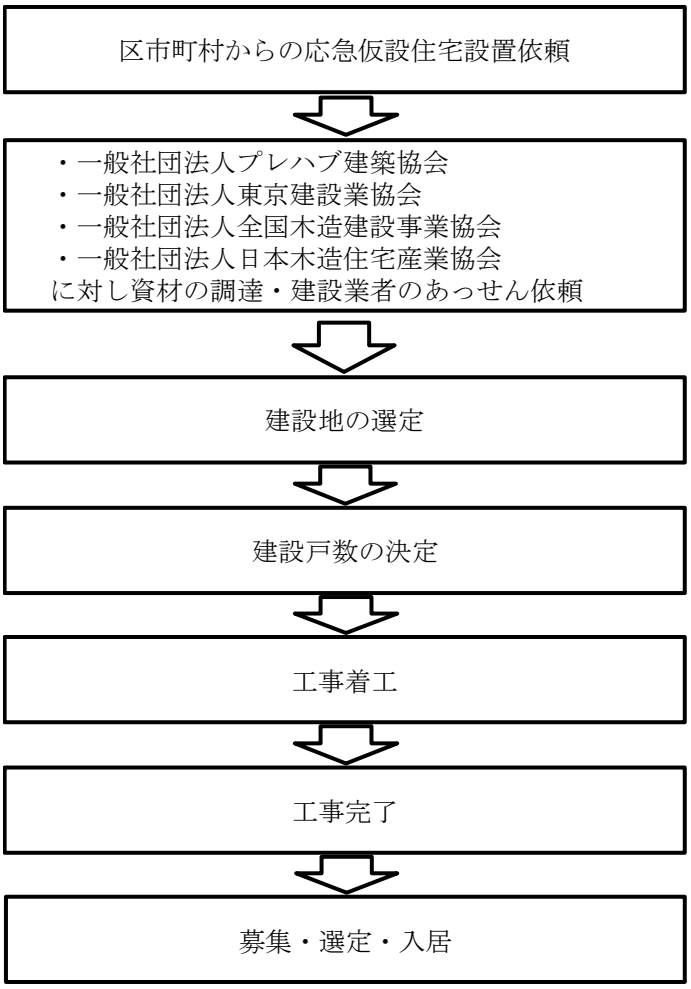
■ 都

応急仮設住宅等の入居期間は、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ知事が定める。

### オ　事務処理の方法

**■ 都、区**

事務処理の手順は次のとおりである。



## 第7節　区営住宅の応急修理

(1) 対策内容と役割分担

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| 区<br>区営住宅の指定管理者等 | ● 区営住宅について、区営住宅等の指定管理者等と協力して応急修理に当たる。 |

(2) 業務手順

**■ 区、区営住宅の指定管理者等**

区及び区営住宅の指定管理者等は、応急危険度判定後、危険防止等のため応急的な修理が必要な区営住宅等について、協力して応急修理にあたる。

# 第8節　被災者の生活相談等の支援

## (1) 対策内容と役割分担

被災者の生活復旧に向けて、様々な相談に対応する窓口を設ける。

### ア　相談窓口の設置

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| **区** | ● **被災者生活実態調査（被災者センサス）を実施する。**<br>● **被災者のための相談窓口を設置し、被災者の生活再建に係る活動に必要な情報提供を行うとともに、支援状況等を被災者台帳に記録する。** |
| **警視庁**<br>**第十方面本部**<br>**各警察署** | ● **警察署、交番その他必要な場所に、臨時相談所を開設して、警察関係の相談に当たる。** |
| 都 | ● 被災者臨時相談窓口を設置する。<br>● 被災１か月後を目途に被災者総合相談所を開設する。<br>● 男女平等参画の視点からの相談支援等の実施する。<br>● 区が被災者台帳のため、都が保有する被災者に関する情報を必要とし、その情報の提供の求めがあったときは、被災者に関する情報の提供を行う。 |
| 都福祉局<br>都都市整備局<br>都住宅政策本部 | ● 区市町村と連携し、被災者生活実態調査（被災者センサス）を実施する。 |
| 東京消防庁<br>第十消防方面本部<br>各消防署 | ● 災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所で各種相談等に対応する。 |

## (2) 業務手順

**■ 区**

- 被災者のための相談所を設置し、効果的かつ迅速な被災者の生活再建に向けて必要な情報を提供する。
- 相談事項や実施した支援内容については被災者台帳に記録する。
- 被災者台帳を活用し、生活再建支援相談及び対策を進める。

## (3) 詳細な取組内容

**■ 区**

- 被災者は、様々な生活上の不安や問題を抱えることとなることから、行政が窓口を設け、被災者からの相談に応じることで、少しでも問題や悩みを解消し、その生活の再建と安定を支援していくことは、極めて緊急かつ重要な課題である。
- このため、被災者の要請にきめ細かく対応するとともに、必要な情報を総合的かつ一元的に提供することが重要である。
- 区は、震災発生後、速やかに臨時窓口を、災害復旧・復興対策の本格化に応じて、可能な限り早期に庁内で連携を図り、被災者のための相談所を設置し、総合的な相談業務を開始する。
- 設置した相談所で、要望等を聴取し、マネジメントの実施等により、その解決を図るほか、必要に応じて関係機関に連絡し、連携して対応する。
- 避難所における避難者、在宅避難者、域外への自主避難者等の全被災者（世帯）を対象とした被災者生活実態調査（被災者センサス）を実施する。

# 第9節　被災者の生活再建資金援助等

## (1) 対策内容と役割分担

災害弔慰金の支給、災害援護資金の貸付等の生活支援策を迅速に実施する。

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| 区 | ● 災害援護資金等の貸付<br>● 災害見舞金の支給<br>● 災害弔慰金等の支給<br>● 被災者生活再建支援金の支給 |
| 都福祉局 | ● 災害弔慰金等の支給<br>● 災害援護資金等の貸付<br>● 被災者生活再建支援金の支給 |
| 都福祉局<br>東京都社会福祉協議会 | ● 生活福祉資金の貸付 |
| 日赤東京都支部 | ● 災害救援品の支給基準に基づき、日赤各地区からの申請により、被災した者に対して、災害救援物資の配分を行う。 |

## (2) 詳細な取組内容

### ■　区

#### ア　災害弔慰金等の支給

自然災害により死亡した区民の遺族に対して、災害弔慰金の支給を、また、災害により精神的又は身体に著しい障がいを受けた者に対して、災害障害見舞金を支給する。

※　災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年 9 月）

※　なお、災害弔慰金は、水防及び災害応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例に基づく各種損害補償や災害救助法に基づく扶助金等と重複して支給できないとされていることから、都と調整し対応する。

#### イ　災害援護資金等の貸付

○　災害救助法が適用となる自然災害により、家財等に被害を受けた世帯の世帯主に対して、生活の立て直し資金として災害援護資金を貸し付ける。

○　災害により被害を受けた者を対象に、現行制度内での応急福祉資金、女性福祉資金等の貸付けを行い、生活の安定と生活意欲の増進を図る。

#### ウ　災害見舞金

災害救助法の適用に至らない災害により、被害を受けた区民を対象に、次の基準に基づき、被災者に見舞金を支給する。

（ア）　火災による住家の全焼、半焼及び消火活動による水損の被害を受けた世帯主

（イ）　暴風・豪雨・豪雪・がけ崩れ・洪水等の異常な自然現象による住家の全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水の被害を受けた世帯主

#### エ　被災者生活再建支援金の支給

自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。【実施主体：都】

区は、被害認定や支給申請書の受付等の事務を行う。

■参照（別冊「資料編」）
資料震 2.13.8　板橋区福祉資金等の貸付
資料震 2.13.9　災害弔慰金等の支給

資料震 2.13.10　災害援護資金の貸付
資料震 2.13.11　被災者生活再建支援金の支給

## ■ 都福祉局

### ア　災害弔慰金等の支給

自然地震災害により死亡した都民の遺族に対して、災害弔慰金の支給を、また、災害により精神的又は身体に著しい障がいを受けた者に対して、災害障害見舞金を支給する。【実施主体：区】

### イ　災害援護資金等の貸付

災害救助法が適用となる自然災害により、家財等に被害を受けた世帯の世帯主に対して、生活の立て直し資金として災害援護資金を貸し付ける。【実施主体：区】

### ウ　被災者生活再建支援金の支給

自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給し、自立生活の開始を支援する。

## ■ 東京都社会福祉協議会

### ア　生活福祉資金の貸付

被災した低所得世帯を対象に、生活の立て直しのための生活福祉資金や、緊急かつ一時的に生活費が必要な場合の緊急小口資金を貸し付ける（生活福祉資金については、災害援護資金の貸付対象となる場合は原則として対象外）。【窓口：板橋区社会福祉協議会】

## 第10節 職業のあっ旋

### (1) 対策内容と役割分担

国と都、区が連携し、被災者に対する職業のあっ旋を迅速に実施する。

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| **区** | ● **被災者の職業のあっ旋について、都に対する要請措置等の必要な計画を策定する。** |
| 東京労働局 | ● 災害による離職者の把握に努め、そのあっ旋を図る。<br>● 他府県と連絡調整を行い雇用の安定を図る。 |

### (2) 詳細な取組内容

**■　区**

区は、被災者のために開設する相談所において、離職者の状況を把握し、公共職業安定所に報告するとともに、あっ旋を依頼する。

# 第11節 租税等の徴収猶予及び減免等

## (1) 対策内容と役割分担

国や都、区が連携し、被災者の租税等の徴収猶予等を迅速に実施する。

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| 区 | ● 区税の徴収猶予及び減免等納税緩和措置に関する適切な措置を講ずる。<br>● 国民健康保険料等の減免等に関する適切な措置を講じる。<br>● その他の利用料等の減免等に関する適切な措置を講じる。 |
| 都主税局 | ● 都税の納税緩和措置として、期限の延長、徴収猶予及び減免等、適時、適切な措置を講ずる。 |
| 東京労働局 | ● 労働保険料の納入期限の延長措置を講じる。 |

## (2) 詳細な取組内容

### ■ 都、区

被災した納税義務者、特別徴収義務者（以下この章において「納税義務者等」という。）、又は被保険者等に対し、地方税法、又は東京都板橋区特別区税条例等により、期限の延長、徴収猶予及び減免等の緩和措置を行うにあたっては、被災者の実情を把握し、被災者の不利にならないようそれぞれの実態に応じ、適切に講ずるものとする。

#### ア　特別区税の納税緩和措置

| 事項 | 内容 |
|---|---|
| （ア）　期限の延長 | 災害により、納税義務者等が、期間内に申告その他書類の提出、又は区税を納付若しくは納入することが出来ないと認めるときは、次の方法により、当該期限を延長する。<br>a　災害が広域にわたる場合は、区長が職権により適用の地域及び期限の延長日を指定する。<br>b　その他の場合、災害が収まったあと速やかに、被災納税義務者等による申請があったときは、区長が納期限を延長する。 |
| （イ）　徴収猶予 | ● 災害により、財産に被害を受けた納税義務者等が、区税を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、１年以内において徴収を猶予する。<br>● なお、やむを得ない理由があると認められるときは、更に１年以内の延長を行う。 |
| （ウ）　滞納処分の執行の停止等 | 災害により、滞納者が無財産になる等の被害を受けたことが判明した場合は、滞納処分の執行の停止、換価の猶予及び延滞金の減免等、適切な措置を講じる。 |
| （エ）　減免 | 被災した納税義務者等（特別徴収義務者を除く。）に対し、特別区民税（都民税個人分を含む。）及び軽自動車税について、その被災状況に応じた納期限前の税に関する減免に関する適切な措置を講ずる。 |

**イ　国民健康保険料の減免等**

| 事項 | 内容 |
|---|---|
| （ア）　減免 | 災害により、生活が著しく困難となった者に対し、被災の状況に応じて保険料を減免することができる。 |
| （イ）　徴収猶予 | 災害により、財産に損害を受けた納付義務者が、保険料を一時に納付することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、その納付することができないと認められる金額を限度として、６か月以内において徴収を猶予する。 |

**ウ　国民年金保険料の免除**

被保険者（強制加入）、又はその世帯員が災害により財産に損害を受け、保険料を納付することが困難な事情にあるときは、申請に基づき、内容審査のうえ都知事に進達し、免除の認定をする。

**エ　保育費用徴収金の減額**

災害により損失を受けた場合は、その損失の程度に応じて減額する。

**オ　介護保険料の減免等**

| 事項 | 内容 |
|---|---|
| （ア）　徴収猶予 | 災害により、生計維持者又は納付義務者が財産の損害を受けた場合に、保険料を一時に納付することができないと認めるときは、当該納付義務者の申請により、その納付することができないと認められる金額を限度として、６か月以内において徴収を猶予することができる。 |
| （イ）　減免 | 災害により、その損害等が甚大で、納付義務者がその納付すべき保険料の全部又は一部を納付することができないと認めるときは、当該納付義務者の申請により、その納付することができないと認められる金額を限度として、保険料を減免することができる。 |

**カ　介護保険の利用者負担の免除**

要介護被保険者等、又はその属する世帯の生計維持者が災害による損失を受けた場合は、利用者負担分を免除することができる。

**キ　後期高齢医療制度保険料の減免等**

災害等により被保険者等が重大な損害を受けた場合は、保険料の減免を申請することができる。なお、損害の程度等に応じて減免の割合は異なる。

**ク　その他の区債権の徴収猶予、免除等**

その他の区債権については、地方自治法施行令等に基づき徴収猶予、免除等を行う。その場合は、区内の被害状況に応じて、法令に従い免除等について審議する。

## 第12節 その他の生活確保

### (1) 対策内容と役割分担

国や関係機関が連携し、被災者に対する生活支援策を、迅速に実施する。

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| 日本郵便<br>東京支社 | ● 被災者に対する郵便葉書等の無償交付<br>● 被災者が差し出す郵便物の料金免除<br>● 被災地あて救助用郵便物の料金免除<br>● 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分 |
| ＮＴＴ東日本<br>ＮＴＴｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝｽﾞ<br>ＮＴＴドコモ | ● NTT の規定に該当する被災者又は避難者の基本料金の減免及び仮住居への移転工事費の無料化を実施<br>● 災害救助法適用地域のお客様の支払期限の延長 |
| 東京労働局 | ● 雇用保険の失業給付等に関する特別措置<br>● 労働保険料等の徴収の猶予 |
| 関東森林管理局 | ● 国有林材の供給の促進、輸送販売の実施、木材関係団体等への要請 |

# 第13節 義援金の募集・受付・配分

## 1　義援金品の募集・受付

### (1) 対策内容と役割分担

都、区、日本赤十字社等各機関は、被害の状況を勘案し、義援金の募集を行うか否かを検討し、決定する。

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| **区** | ● **義援金の募集を行うか否かを検討し、決定する。**<br>● **義援金の募集・受付に関して、都、日本赤十字社、関係機関等と情報を共有する。**<br>● **義援品は、地域内輸送拠点又は各避難所で受け付ける。** |
| 都総務局<br>都福祉局 | ● 区市町村等の義援金の募集・受付状況等を把握<br>● 義援金の募集・受付に関して、区市町村、日本赤十字社、関係機関等と情報を共有する。 |
| 日本赤十字社 | ● 義援金の募集を行うか否かを検討し、決定する。<br>● 義援金の募集・受付に関して、都、区市町村等と情報を共有する。 |

### (2) 業務手順

**■　区**

- 義援金の募集を行うか否かを検討し、決定する。
- 義援金の募集が決定した場合は、募集口座を開設する。
- 都や赤十字、区への義援金、災害復旧のための寄付金等の区別をする。
- 募集を決定した場合は、区内外に広報する。
- 義援物資等は、「第７章第２節第５義援物資の取扱い」を参照する。

### (3) 詳細な取組内容

**■　区**

区は、都の義援金募集に協力して受領した義援金については、寄託者に受領書を発行する。ただし、口座への振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができる。区義援金として受領した場合も同様とする。

## 2　義援金の募集・受付・配分

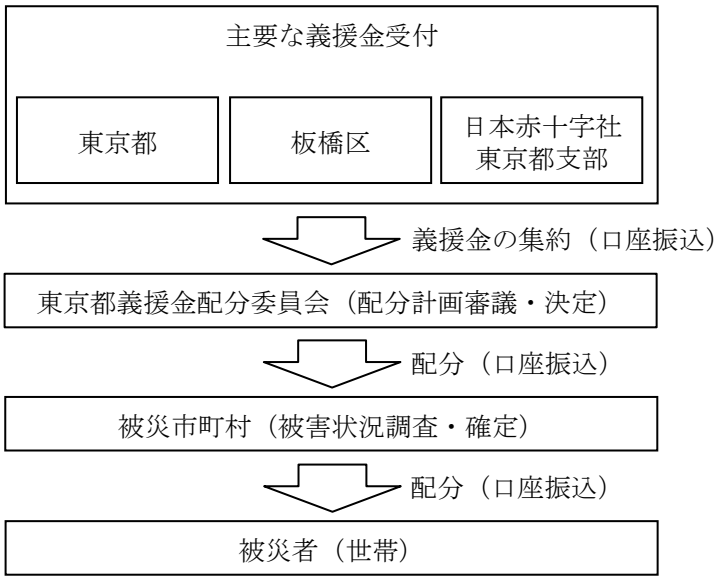
### (1) 対策内容と役割分担

義援金の募集から受付、一時保管から配分まで迅速に対応する。

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| 区 | 1　義援金の募集・受付<br>● 義援金の募集を行う場合は事前に定めた内容により、適切に取り扱う。<br>● 都の義援金募集に協力して受け付けた義援金については、都委員会に報告するものとし、都委員会の指定する口座に送金する。なお、送金するまでの間は、「預り金」として銀行口座で一時保管する。<br>● 義援金の取扱団体別（赤十字、都、区）に受け付ける。<br>● 必要により区委員会を設置し、義援金を公正・公平に配分する。<br>2　義援金の配分・受入れ<br>都委員会から配分される義援金を受け入れるため、銀行等に普通預金口座を開設し、都に報告する。<br>3　義援金の支給<br>● 本区が被災し、義援金を受け入れた場合、都委員会から送金された義援金を配分計画に基づき、速やかに被災者に支給する。<br>● 本区が被災し、義援金を受け入れた場合、被災者への義援金の支給状況について、都委員会に報告する。<br>● 支給に際して区独自の基準が必要になる場合は、区委員会を組織する。 |
| 都福祉局 | 1　東京都義援金配分委員会の設置<br>義援金の募集を決定次第、あらかじめ選任された委員により、都本部に都委員会を設置する。<br>2　義援金の管理<br>都福祉局は、義援金の受付状況について都委員会に報告するものとし、受け付けた義援金は、預り金として都委員会が指定する方法で管理する。<br>3　義援金の配分<br>（1）都委員会の開催<br>義援金の募集開始後、都委員会を開催し、以下の事項を審議、決定する。<br>● 被災区市町村への義援金の配分計画の策定<br>● 義援金の受付・配分に係る広報活動<br>● その他義援金の受付・配分等に関して必要な事項<br>（2）義援金の送金<br>決定した配分計画に基づき義援金を、区市町村に送金する。<br>4　義援金の広報<br>義援金の募集方法、寄せられた義援金額や配分状況について、ホームページに掲載する等により、広く周知を図る。 |
| 日赤東京都支部 | ● 受領した義援金は、都委員会に送金するまでの間、支部長名義の口座を開設し、「預り金」として、一時保管する。<br>● 義援金の受付状況について都委員会に報告するものとし、受け付けた義援金は、都委員会の指定する口座に送金する。 |

(2) 業務手順

【義援金受付・配分の流れ】




(3) 詳細な取組内容

ア　義援金の募集・受付

（ア）　募集の実施態勢

■　都

- 都各局・関係団体等は義援金の募集に協力する。
- 国又は地方公共団体からの知事あての見舞金は、都本部において受け付ける。

■　関係機関

- 金融機関は、都及び区の義援金口座の開設に協力する。
- 報道機関及び関係団体等は、義援金募集の広報に協力する。

（イ）　受付

■　都、区、日本赤十字社

- 義援金は、都、区及び日本赤十字社で受け付ける。
- 区は、義援金の受付窓口を開設し、直接、義援金を受け付けるほか、銀行等に応急救助主管の長名義の普通預金口座を開設し、振込による義援金を受け付ける。
- 本区の災害対策として受け付けた寄付金又は見舞金等は、災害復旧等事業又は寄付者の申し出による財源に充当し、活用状況を報告する。

（ウ）　受領書の発行

■　区

- 受領した義援金については、寄託者に受領書を発行する。ただし、振込による義援金の場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができる。

- 義援金品受領書については、区災対本部及び避難所の備蓄倉庫に配備しておく。

■参照（別冊「資料編」）
資料震 2.11.6　義援金品受領書

### （エ）　一時保管及び都委員会への報告・送金

**■ 区**

- 義援金の受付状況について、都委員会に報告するとともに、受け付けた義援金については、都委員会に送金する。
- 寄託者より受領した義援金は、都委員会に送金するまでの間、義援金受付口座に預金保管する。
- 直接、区への義援金として受け付けたものは、別の義援金受付口座として預金保管する。

## イ　義援金の配分

**■ 都委員会**

都、区市町村、日本赤十字社東京都支部及び関係機関の代表者で構成される都委員会にて、配分計画を審議、決定し、迅速に被災市町村を通じて、被災世帯に公正に配分する。

**■ 区**

- 本区が被災した場合、区は、都委員会から送金された義援金を、配分計画に基づく配分率及び配分方法により、被災者に配分する。
- 本区が被災した場合、区長は、被災者への義援金の配分状況について、都委員会に報告する。
- 義援金の受付状況や配分状況は、広報やホームページ等により公表する。

## 第14節 中小企業への融資

### (1) 対策内容と役割分担

被災した中小企業に対する事業支援策を、迅速に実施する。

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| **区** | **● 板橋区産業融資制度による融資の周知あっ旋** |
| 都産業労働局<br>関係機関 | ● 中小企業事業者及び組合への融資 |

### (2) 詳細な取組内容

**■ 区**

板橋区産業融資制度による融資の周知あっ旋を行う。

**■参照（別冊「資料編」）**
資料震 2.13.12　災害復旧関係各種融資制度

# 第15節 応急教育

## (1) 計画方針

震災時における区立小・中学校児童・生徒及び区立幼稚園幼児（以下この章において「児童生徒等」という。）の生命及び身体の安全並びに教育活動の確保を図るため、区立小・中学校及び区立幼稚園（以下この章において「学校等」という。）における災害の予防、応急対策等について、万全を期す必要がある。

このため、区はその所管の事務について、それぞれ応急教育に関する計画を樹立しておくものとする。

## (2) 応急教育の実施

### ア　事前準備

**■　学校長等**

**（ア）　応急教育計画の策定**

学校長、又は園長（以下この章において「学校長等」という。）は、学校等の立地条件などを考慮したうえ、あらかじめ災害時の応急教育計画を樹立するとともに、指導の方法などについて的確な計画をたてておく。

**（イ）　災害時の対応態勢の整備**

学校長等は、災害の発生に備えて、次のような措置を講じなければならない。

| 事項 | 内容 |
|---|---|
| 防災知識の普及等 | 児童生徒等の避難訓練を実施するほか、区が実施する防災訓練に教職員、児童生徒等も参加、協力するなどして、防災知識の普及等に努める。 |
| 避難計画の策定及び周知徹底 | 在校中や休日等のクラブ活動等で児童生徒等が、学校管理下にあるとき、その他教育活動の多様な場面において発災した際に、適切な緊急避難等の指示が行えるよう避難計画を立案し、教育計画に位置づけるとともに、保護者との連絡態勢を整備する。<br>また、登下校時に発災した場合に備え、通学路や通学経路の安全性を把握し、緊急時に適切な行動がとれるよう避難計画を立案し、周知徹底する。 |
| 緊急連絡網の確立 | 教育委員会、警察署、消防署、教職員及び保護者との連絡網の確立・確認を行う。 |
| 勤務時間外発災時の行動計画の整備 | 勤務時間外における教職員の参集、連絡態勢、役割分担等の計画を整備する。 |

### イ　災害時の態勢

**■　学校長等**

**（ア）　児童生徒等の保護等**

学校長等は、児童生徒等が在校中や休日等のクラブ活動等で学校管理下にあるときに発災した場合は、安全確認がとれる及び帰宅抑制の観点から、児童生徒等を校内または安全な場所に保護するものとし、確実に保護者に引渡しができる時、救助救出の支障にならない時、安全が確保できる時に、児童生徒等を帰宅させる。

（イ）　被害状況の把握等

学校長等は、災害の規模並びに、児童生徒等、教職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握するとともに、教育委員会へ報告する。

（ウ）　応急教育態勢の確保

- 学校長等は、状況に応じ、教育委員会と連絡のうえ、臨時休校（園）等の適切な措置を講じる。
- 学校長等は、準備した応急教育計画に基づき、災害状況に即した応急の指導を行う。
- 応急教育計画については、教育委員会に報告するとともに、決定し次第、速やかに保護者及び児童生徒等に周知徹底を図る。

ウ　災害復旧時の態勢

（ア）　復旧計画の作成

**■　教育委員会**

教育委員会は、学校長等からの校舎等の被害報告に基づき、復旧計画を作成し、速やかに復旧する。

（イ）　情報連絡態勢の確保

**■　教育委員会**

教育委員会は、被災学校等の施設ごとに担当職員、指導主事を決め、情報及び指令の伝達について万全を期する。

**■　教育委員会、学校長等**

教育委員会及び学校長等は、連絡網の確立を図り、指示事項伝達の徹底を期する。

（ウ）　応急教育の実施

**■　学校長等**

- 学校長等は、応急教育計画に基づき学校（園）に収容可能な児童生徒等を収容し、指導する。
- 指導にあたっては健康、安全教育及び生活指導に重点をおくようにする。
- 心のケアについても十分に留意するものとする。
- 遠隔地に避難した児童生徒等については、職員の分担を決め、地域ごとに実情の把握に努めるとともに、避難先を訪問するなどして、上記に準じた指導を行うように努める。

（エ）　児童生徒等の安否確認等

**■　学校長等**

教育活動の再開に際しては、児童生徒等の安否確認並びに通学路及び通学経路の安全確認を行い、教育委員会に報告する。

（オ）　学校の再開等

■　学校長等

- 学校等の施設を避難所としているため、長期間学校等が使用できない場合には、教育委員会に連絡するとともに、他の公共施設の確保を図り、避難所の縮小・閉鎖等を行う。または、二部授業等の検討をすることにより、早急に学校等における授業の再開が行えるよう努める。
- 学校長等は、災害の推移を把握し、教育委員会と緊密な連絡のうえ、平常授業（保育）にもどすように努め、その時期については早急に保護者に連絡する。

(3)　学用品の調達及び支給計画

ア　給与の対象

（ア）　災害救助法が適用されないとき

■　教育委員会

災害により住家に被害を受け、学用品を喪失、又はき損し、就学上支障のある小・中学校の児童生徒に対し、被害の実情に応じ、教科書（教材を含む。）、文房具及び通学用品を支給する。

（イ）　災害救助法が適用されたとき

■　都、区

災害救助法適用後は、都がこれを行い、区は協力するものとする。

イ　給与の期間

■　区

（ア）　給与の期間は、次のとおりとする。

| 対象 | 給与の期間 |
|---|---|
| 教科書 | 災害発生の日から１か月以内 |
| 文房具及び学用品 | 災害発生の日から 15 日以内 |

（イ）　ただし、交通、通信等の途絶により学用品の調達及び輸送が困難と予想される場合には、必要な期間延長が認められることがある。

ウ　給与の方法

■　都、区

学用品の購入及び配分について、都と区の役割分担は次のとおりとする。

| 事項 | 内容 |
|---|---|
| 原則 | ● 都が、一括購入する。<br>● 区が、被災児童生徒に配分する。 |
| 区長が都から職権の委任を受けた場合 | 状況に応じ学用品の給与を迅速に行うため、職権の委任を受けた場合は、区長が学校長及び区教育委員会の協力を得て、調達から配分までの業務を行う。 |

■　教育委員会

教育委員会は、配分にあたり、事前に各学校長より給付対象者数の報告を受けたうえで、公正な配分計画を立てるものとする。なお、実配分にあたっては、輸送班を編成し、各学校へ巡回配分を行う。

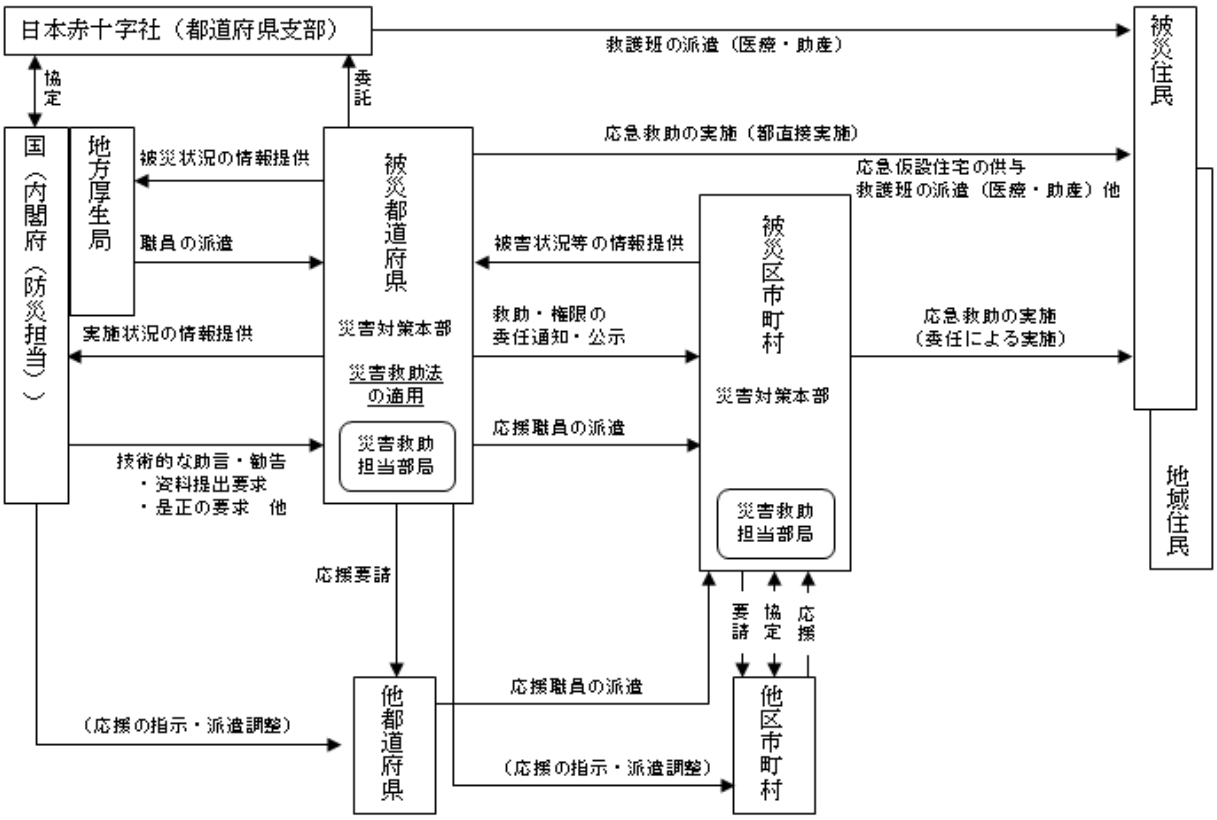
# 第15章　災害救助法の運用

## (1) 対策内容と役割分担

都は、区からの報告又は要請に基づき、災害救助法の適用を決定し、災害救助基金等を運用し、救助活動を実施する。

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| **区** | **● ○区長は、災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちにその旨を知事に報告** |
| 都総務局<br>関係各局 | ● ○知事は、災害救助法の適用について、事前に内閣総理大臣にその旨を連絡<br>● ○都本部が設置されている場合は、本部長室の審議を経て災害救助法の適用を決定。災害救助法適用の際には速やかに公布<br>● ○都本部の組織を災害救助法適用後、救助実施体制として拡充整備<br>● ○被災区市町村の被害状況を調査する体制の整備<br>● ○救助の実施に必要な関係帳票を整備 |

## (2) 業務手順



(3) 詳細な取組内容

ア　災害救助法の適用

■ 区

- 区長は、災害の事態が急迫し、知事による災害救助法に基づく救助の実施を待つことができないときは、救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処理について知事の指示を受ける。
- 区長は、災害救助法に基づき知事が救助に着手したときは知事を補助し、被災者に対して必要な救助を実施する。

■ 都

知事は、区からの報告又は要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに、法に基づく救助の実施について、区及び都各局に指示するとともに、関係指定地方行政機関等、内閣総理大臣に通知又は報告する。

イ　災害救助法の公布

■　都

都知事は、災害救助法を適用したときは、速やかに次により公布する。

公告

○月○日発生の○○災害に関し○月○日から○○区市町村の区域に災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）により救助を実施する。

○年○月○日

東京都知事○○○○

ウ　救助の種類

- 災害救助法に基づく救助は、被災者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるものであり、次のような種類の救助がある。

| 災害救助法に基づく救助の種類 |
|---|
| (1)　避難所及び応急仮設住宅の供与 |
| (2)　炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 |
| (3)　被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与 |
| (4)　医療及び助産 |
| (5)　被災者の救出 |
| (6)　災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去 |
| (7)　被災した住宅の応急修理 |
| (8)　生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与 |
| (9)　学用品の給与 |
| (10)　埋葬 |
| (11)　死体の捜索及び処理 |

- 災害救助法に基づく救助は、現物によって行うことが原則だが、知事が必要と認めた場合は、救助を必要とする者に対し、金銭を給付することができる。
- 災害救助法に基づく救助の程度・方法及び期間については、内閣総理大臣が定める基準に基づき知事が定め、区ほか関係機関に通知する。

### エ　救助実施体制の整備

**■　都、区**

**（ア）　救助実施組織の整備**

- 救助の万全を期し、円滑に救助業務を実施するためには、事前に強力な救助実施組織を確立することが必要である。
- そのため、都は、災害対策本部の組織を災害救助法適用後、災害救助法実施組織として活用できるよう、拡充整備を図るとともに、要員に対する事前研修を実施するなど、救助業務の習熟に努める。

**（イ）　被害状況調査体制の整備**

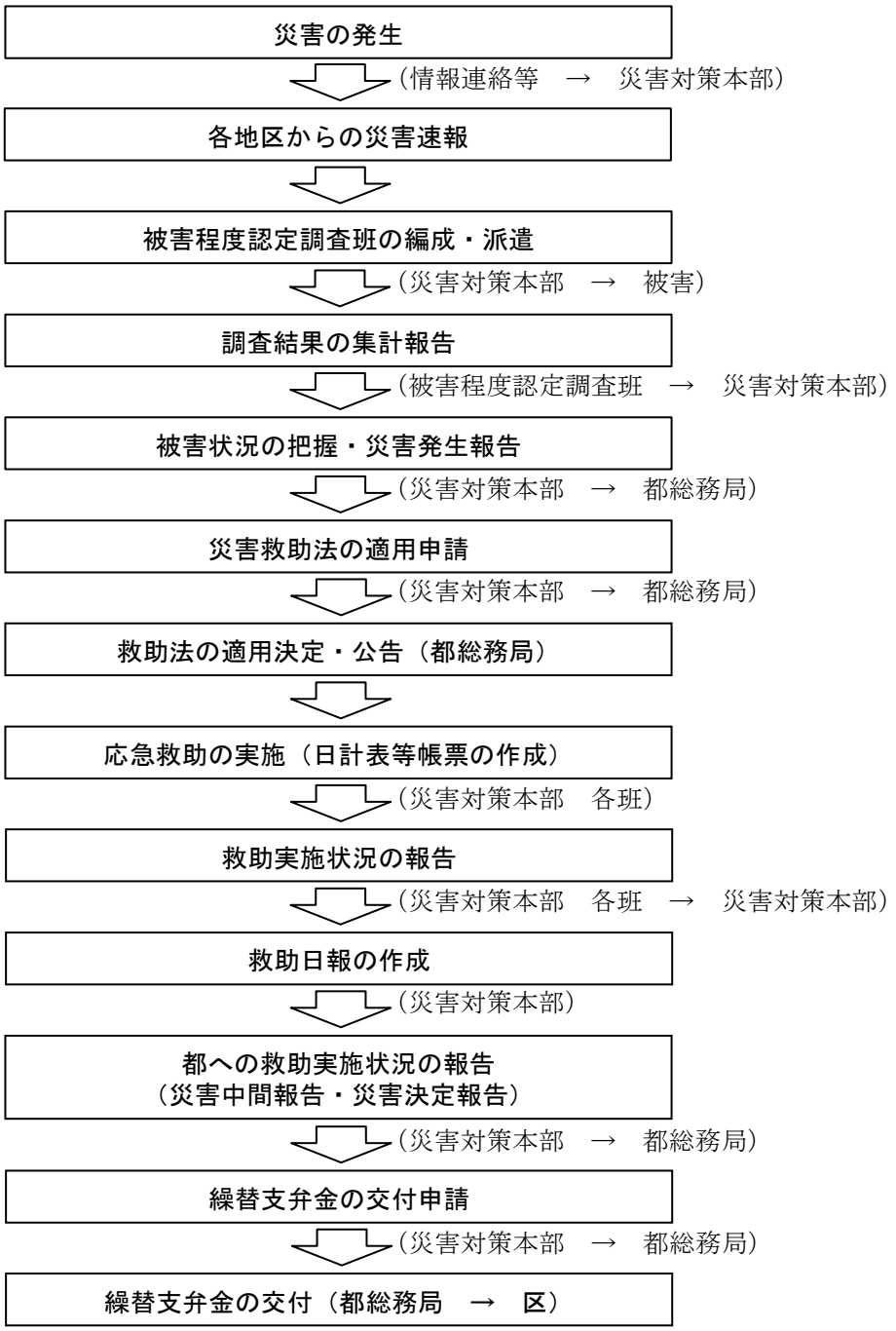
災害救助法を適用するにあたっては、被災地の被害状況を迅速かつ正確に把握する必要があるので、被害状況等の調査、報告体制の整備に努める。

**（ウ）　救助の実施に必要な関係帳票の整備**

- 救助の実施にあたっては、救助ごとに帳票の作成が必要となる。
- 災害時に遅滞なく救助業務を実施するため、救助関係帳票を事前に備えておくとともに、災害発生から終了までの間の手続き等の流れを定めておくものとする。

**■参照（別冊「資料編」）**
資料震 2.13.13　災害救助関連帳票一覧

【災害発生から終了までに必要な帳票と流れ】



### （エ）　救助の実施方法等

#### a　災害報告

**■　区**

災害救助法に基づく「災害報告」には、災害発生の時間的経過にあわせ、発生報告、中間報告、決定報告の３段階がある。

これらの報告は、救助用物資、義援金品の配分等の基礎になるほか、各種の対策の基礎資料となる。

このため、区は、迅速かつ正確に被害状況を収集把握して、速やかに知事に報告する。

#### b　救助実施状況の報告

**■　区**

災害直後における当面の応急措置及び災害救助費国庫負担金の清算事務に必要となる。

区は、各救助種目の救助実施状況を初期活動から救助活動が完了するまでの間、日毎に記録、整理し、都に報告する。

### （オ）　従事命令等

迅速な救助業務を遂行するために必要な人員、物資、施設等を確保する手段として知事に次のような権限が付与されているため、都知事と調整を行う。

【従事命令等の内容】

①従事命令…一定の業種のものを、救助に関する業務に従事させる権限

（例）医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、土木技術者、建築技術者、大工、左官、とび職　等

②協力命令…被災者その他近隣のものを、救助に関する業務に協力させる権限

（例）被災者に炊き出しを協力させる　等

③管理・使用・保管命令及び収用…特定の施設を管理し、土地、家屋、物資を使用し、特定の業者に対して物資の保管を命じ、又は物資を収用する権限

（管理）…救助を行うため特に必要があると認めるとき、知事が病院、診療所、旅館、飲食店等を管理する権限

（使用）…家屋を収用施設として用いるような場合で、管理と異なり土地、家屋、物資を物的に利用する権限

（保管命令）…災害の混乱時に、放置すれば他に流れてしまうおそれのある救助その他緊急措置に必要な物資を、一時的に業者に保管させておく権限

（収用）…災害の際、必要物資を多量に買いだめし、売り惜しみしているような場合は、その物資を収用する権限。なお、収用は、特定業者に限らず、一般人等何人に対してもなし得る。

### （カ）　従事命令を受けた者の実費弁償

従事命令を受けた者の実費弁償は次のとおりである。

なお、基準額については、都規則により適宜改訂を行う 。

| 区分 | 範　囲 | 令和４年度費用(日当)の限度額 | 期　間 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|
| 実費弁償 | 災害救助法施行令第４条第１号から第４号までに規定する者 | １人１日当たり<br>医師‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥21,600 円以内<br>歯科医師‥‥‥‥‥‥‥‥20,700 円以内<br>薬剤師‥‥‥‥‥‥‥‥‥17,900 円以内<br>保健師、助産師、看護師･16,800 円以内<br>准看護師‥‥‥‥‥‥‥‥13,600 円以内<br>診療放射線技師、臨床検査技師及び臨床工学技士‥‥‥‥‥‥‥‥14,700 円以内<br>歯科衛生士‥‥‥‥‥‥‥‥14,200 円以内<br>救急救命士‥‥‥‥‥‥‥‥17,100 円以内<br>土木技術者及び建築技術者‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥16,200 円以内<br>大工‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥25,600 円以内<br>左官‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥28,100 円以内<br>とび職‥‥‥‥‥‥‥‥‥27,900 円以内<br>など | 救助の実施が認められる期間内 | 時間外勤務手当及び旅費は別途東京都規則で定める額 |

■救助の程度・方法及び期間

| 救助の種類 | 対象 | 費用の限度額 | 期間 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 避難所の設置（法第 4 条第 1 項） | 災害により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者を収容する。 | 1　基本額<br>避難所設置費<br>1人1日当たり 340 円以内<br>2　高齢者者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。 | 災害発生の日から 7 日以内 | 1　費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金、職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、高熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。<br>2　避難に当たっての輸送費は別途計上<br>3　避難所での避難生活が長期にわたる 場合等においては、避難所で避難生活 している者への健康上の配慮等によ り、ホテル･旅館など宿泊施設を借上 げて実施することが可能。（ホテル・ 旅館の利用額は＠7,000 円（食費込・ 税込）／泊・人以内とするが、これに より難い場合は内閣府と事前に調整を行うこと。） |
| 避難所の設置（法第 4 条第 2 項） | 災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。 | 1　基本額<br>避難所設置費<br>1人1日当たり 340 円以内<br>2　高齢者者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。 | 法第 2 条第 2 項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間（災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第 2 条第 2 項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間） | 1　費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。<br>2　避難に当たっての輸送費は別途計上 |
| 応急仮設住宅の供与 | 住家が全壊、全焼、又は流失し、居住する住家が無い者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者 | ○ 建設型応急住宅<br>1　規模<br>応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定<br>2　基本額 1 戸当たり 6,775,000 円以内<br>3　建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出でき | 災害発生の日から 20 日以内着工 | 1　費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として 6,775,000 円以内であればよい。。<br>2　同一敷地内等に概ね 50 戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（50 戸未満であ |

<table>
<tr><th>救助の種類</th><th>対象</th><th>費用の限度額</th><th>期間</th><th>備考</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>る費用は、当該地域における実費。</td><td></td><td>っても小規模な施設を設置できる）<br>3　高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。<br>4　供与期間は２年以内</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>賃貸型応急住宅<br>1　規模<br>建設型仮設住宅に準じる<br>2　基本額　地域の実情に応じた額</td><td>災害発生の日から速やかに借上げ、提供</td><td>1　費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。<br>2　供与期間は建設型仮設住宅と同様。</td></tr>
<tr><td>炊き出しその他による食品の給与</td><td>1　避難所に収容された者<br>2　住家に被害を受け、若しくは災害により現にて炊事ができない者</td><td>1人1日当たり 1,230 円以内</td><td>災害発生の日から７日以内</td><td>食品給与のための総経費を延給食人員で除した金額が限度額以内であればよい。（1食は 1/3 日）</td></tr>
<tr><td>飲料水の供給</td><td>現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること）</td><td>当該地域における通常の実費</td><td>災害発生の日から７日以内</td><td>輸送費、人件費は別途計上</td></tr>
<tr><td>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</td><td>全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者</td><td>1　夏季（４月～９月）冬季（10月～３月）の季別は災害発生の日をもって決定する<br>2　下記金額の範囲内<br>
<table>
<tr><th colspan="2">区分</th><th>１人世帯</th><th>２人世帯</th><th>３人世帯</th><th>４人世帯</th><th>５人世帯</th><th>６人以上１人増す毎に加算</th></tr>
<tr><td rowspan="2">全壊<br>全焼<br>流出</td><td>夏</td><td>19,200</td><td>24,600</td><td>36,500</td><td>43,600</td><td>55,200</td><td>8,000</td></tr>
<tr><td>冬</td><td>31,800</td><td>41,100</td><td>57,200</td><td>66,900</td><td>84,300</td><td>11,600</td></tr>
<tr><td rowspan="2">半壊<br>半焼<br>床上浸水</td><td>夏</td><td>6,300</td><td>8,400</td><td>12,600</td><td>15,400</td><td>19,400</td><td>2,700</td></tr>
<tr><td>冬</td><td>10,100</td><td>13,200</td><td>18,800</td><td>22,300</td><td>28,100</td><td>3,700</td></tr>
</table></td><td>災害発生の日から 10 日以内</td><td>1　備蓄物資の価格は年度当初の評価額<br>2　現物給付に限ること</td></tr>
<tr><td>医療</td><td>医療の途を失った者<br>（応急的処置）</td><td>1　救護班<br>使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費<br>2　病院、又は診療所<br>国民健康保険診療報</td><td>災害発生の日から 14 日以内</td><td>患者等の移送費は別途計上</td></tr>
</table>

| 救助の種類 | 対象 | 費用の限度額 | 期間 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| | | 酬の額以内<br>3　施術者<br>協定料金の額以内 | | |
| 助産 | 災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者） | 1　救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実績<br>2　助産師による場合は、慣行料金の 100 分 80 以内の額 | 分べんした日から7日以内 | 妊婦等の移送費は別途計上 |
| 被災者の救出 | 1　現に生命、身体が危険な状態にある者<br>2　生死不明の状態にある者 | 当該地域における通常の実費 | 災害発生の日から3日以内 | 輸送費、人件費は別途計上 |
| 住家の被害の拡大を防止するための緊急修理 | 住宅が半壊（焼）又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者 | 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分1世帯当たり 50,000 円以内 | 災害発生の日から 10 日以内 | |
| 日常生活に必要な最小限度の部分の修理 | 1　住宅が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者<br>2　大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者 | 居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当たり<br>①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯<br>706,000 円以内<br>②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯<br>343,000 円以内 | 災害発生の日から3か月以内（災害対策基本法第 23 条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第 24 条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第 28 条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6ヵ月以内） | |
| 学用品の給与 | 住宅の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒 | 1　教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届け出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費<br>2　文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内<br>（1）小学校児童<br>1人当たり 4,800 円<br>（2）中学校生徒<br>1人当たり 5,100 円<br>（3）高等学校生徒 | 災害発生の日から<br>・教科書<br>1か月以内<br>・文房具及び通学用品<br>15 日以内 | 1　備蓄物資は評価額<br>2　入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。 |

| 救助の種類 | 対象 | 費用の限度額 | 期間 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| | | 1人当たり5,600円 | | |
| 埋葬 | 災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給 | 1体当たり<br>・大人（12歳以上）<br>219,100円以内<br>・小人（12才未満）<br>175,200円以内 | 災害発生の日から10日以内 | 災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。 |
| 死体の捜索 | 行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者 | 当該地域における通常の実費 | 災害発生の日から10日以内 | 輸送費、人件費は別途計上 |
| 死体の処理 | 災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。 | （洗浄、消毒等）<br>1体当たり3,500円以内<br><br>（一時保存）<br>（1）既存建物借上費<br>通常の実費<br>（2）既存建物以外<br>1体当たり5,400円以内<br>（検案）<br>救護班以外は慣行料金 | 災害発生の日から10日以内 | 1　検案は原則として救護班<br>2　輸送費、人件費は別途計上<br>3　死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。 |
| 障害物の除去 | 居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者 | 1世帯当たり138.300円以内 | 災害発生の日から10日以内 | |
| 輸送費及び賃金職員等雇上費（法第4条第1項） | 1　被災者の避難に係る支援<br>2　医療及び助産<br>3　被災者の救出<br>4　飲料水の供給<br>5　死体の捜索<br>6　死体の処理<br>7　救済用物資の整理配分 | 当該地域における通常の実費 | 救助の実施が認められる期間以内 | |
| 輸送費及び賃金<br>職員等雇上費（法第4条第2項） | 避難者の避難に係る支援 | 当該地域における通常の実費 | 救助の実施が認められる期間以内 | 災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。<br><br>・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用<br>・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費 |
| 実費弁償 | 災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者 | 災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。 | 救助の実施が認められる期間以内 | 時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額 |
| 救助の事務を | 1　時間外勤務手 | 救助事務費に支出できる費 | 救助の実施が | 災害救助費の精算事務を行 |

| 救助の種類 | 対象 | 費用の限度額 | 期間 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 行うのに必要な費用 | 当<br>2　賃金職員等雇上費<br>3　旅費<br>4　需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）<br>5　使用料及び賃借料<br>6　通信運搬費<br>7　委託費 | 用は、法第 21 条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記 1 から 7 までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 143 条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。<br>イ 3 千万円以下の部分の金額については 100 分の 10<br>ロ 3 千万円を超え 6 千万円以下の部分の金額については 100 分の 9<br>ハ 6 千万円を超え 1 億円以下の部分の金額については 100 分の 8<br>ニ 1 億円を超え 2 億円以下の部分の金額については 100 分の 7<br>ホ 2 億円を超え 3 億円以下の部分の金額については 100 分の 6<br>ヘ 3 億円を超え 5 億円以下の部分の金額については 100 分の 5<br>ト 5 億円を超える部分の金額については 100 分の 4 | 認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内 | うのに要した経費も含む。 |

**■土石・竹木等の除去計画**

災害救助法施行令第８条第２号にいう「災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去」の指針を明らかにする。

| 救助の種類 | 対象となる物 | 内容 |
|---|---|---|
| 土石、竹木等の障害物の除去 | 1）自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することのできない者であること。（生活保護法の被保護者、要保護者及び特定の財産を持たない失業者等）<br>2）居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分に、障害となるものが運び込まれているか、又は敷地等に運び込まれているため、家への出入りが困難な状態にある場合であること。<br>3）当面の日常生活が営み得ない状態にあること。（本宅に障害物が運び込まれても別宅がある場合等は対象とならない）<br>4）半壊、又は床上浸水したものであること。（全壊、流失、床下浸水の住家は対象とならない）<br>5）原則として、救助法適用の原因となった災害によって、住家が直接被害を受けたものであること。 | ● 区は、災害救助法適用後、除去対象戸数及び所在を調査し、都建設局に報告するとともに、関係機関と協力して、土石、竹木等の除去を実施する。<br>● なお、災害救助法の適用がない場合は、災害対策基本法第 64 条の規定に基づき、区清掃リサイクル課が、除去の必要を認めたものを対象として実施する。 |

# 第16章　激甚災害の指定

## 第1節　激甚災害制度

政府は、国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成措置を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合には、中央防災会議の意見を聴いた上で、政令でその災害を「激甚災害」として指定するとともに、当該激甚災害に対し適用すべき措置を合わせて指定することとしている。

激甚災害に指定されると、地方公共団体の行う災害復旧事業等への国庫補助の嵩上げや中小企業者への補償の特例等、特別の財政助成措置が講じられる。

激甚災害の指定は、中央防災会議が定めている「激甚災害指定基準」（本激の基準）及び「局地激甚災害指定基準」（局激の基準）による。

激甚災害指定基準による指定、いわゆる「本激」が地域を特定せず、災害そのものを指定するのに対し、局地激甚災害指定基準による指定、いわゆる「局激」は市町村単位での災害指定を行う。ただし、激甚災害に指定されても、被害を受けた地方公共団体等のすべてが特例措置を受けられるわけではなく、被害の大きさが一定規模以上の地方公共団体等に限って特例措置が適用される。

## 第2節　激甚災害に関する調査報告及び特別財政援助等の申請手続き等

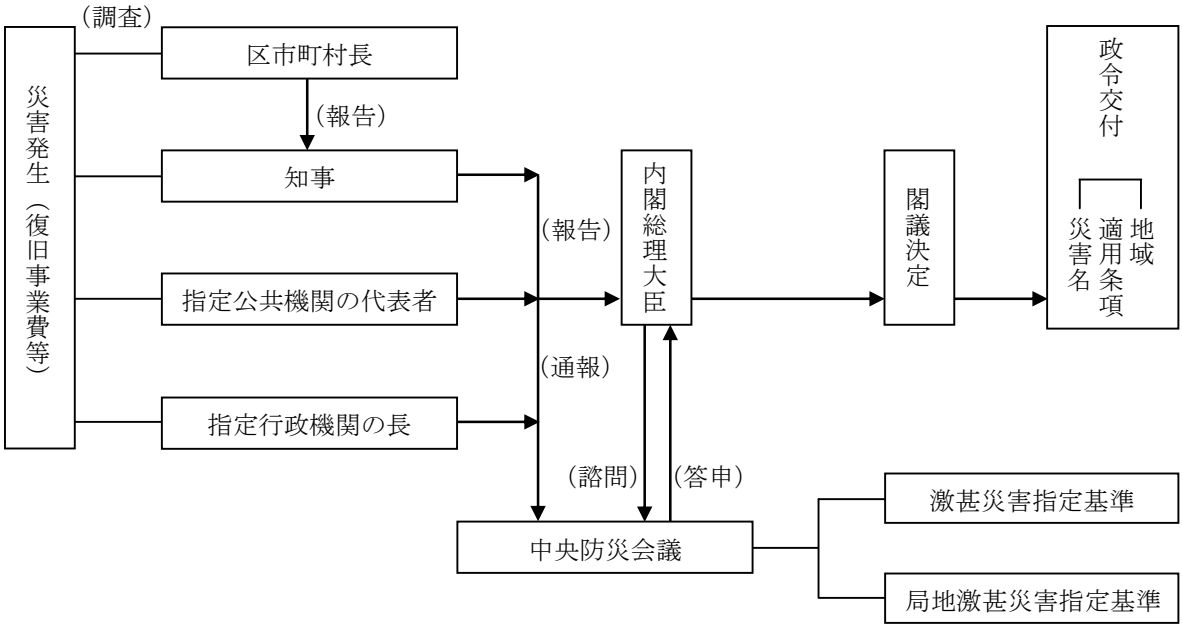
### (1) 対策内容と役割分担

大規模な自然災害が発生した場合には、知事は、区の被害状況を踏まえ、激甚災害の指定を受ける必要があるか調査を実施し、内閣総理大臣に報告する。

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| 区 | ● **激甚災害に関する調査報告**<br>**区長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分に考慮して、災害状況等を調査し、知事に報告する。**<br>● **特別財政援助等の申請手続等**<br>**激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、都各局に提出しなければならない。** |
| 都総務局<br>都関係局 | ● 激甚災害に関する調査報告<br>　● 都内に大規模な災害が発生した場合、知事は、区市町村の被害状況等を検討の上、激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係各局に必要な調査を行わせる。<br>　● 局地激甚災害の指定は関係各局が翌年当初に必要な調査を実施<br>　● 関係各局は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、その他激甚災害法に定める必要な事項を調査、都総務局に提出<br>　● 都総務局長は各局の調査をとりまとめ、激甚災害の指定に関して都本部に付議する。<br>　● 知事は、区市町村長の報告及び前記各局の調査結果をとりまとめ、内閣総理大臣に報告する。<br>● 特別財政援助等の申請手続等<br>　● 都関係局は、激甚災害法に定められた事業を実施する。<br>　● 激甚災害の指定を受けたときは、都関係局は、事業の種別ごとに激甚災害法及び算定の基礎となる法令に基づき負担金、補助等を受けるための手続その他を実施する。 |

### (2) 業務手順

**【激甚災害指定の手続きフロー図】**



(3) 詳細な取組内容

ア　激甚災害指定の手続

**■ 区**

区長は、災害が発生した場合は、速やかに、その災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を都知事に、都知事は内閣総理大臣に報告する。（災害対策基本法第 53 条）

**■ 国**

内閣総理大臣は、都知事等の報告に基づき、中央防災会議の意見を聴いて、激甚災害として指定すべきと判断したときは、その災害に対してとるべき措置を指定する政令を制定することとなり、これにより必要な財政援助措置がとられる。

イ　激甚災害に関する被害状況等の報告

**■ 区**

- 区災対本部長（区長）は、区内に大規模な災害が発生した場合、被害状況等を検討のうえ、激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係部課に必要な調査を指示する。
- 区は、都が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

ウ　特別財政援助の交付手続

**■ 区**

区災対本部長（区長）は、激甚災害の指定を受けたとき財政班が速やかに関係調書等を作成し、都各局に提出する。

■参照（別冊「資料編」）
資料震 2.13.5　激甚災害指定基準
資料震 2.13.6　局地激甚災害指定基準
資料震 2.13.7　激甚災害法に定める事業及び都関係局

第５部



# 災害応急・復旧対策計画
# （風水害編）

# 第5部　災害応急･復旧対策計画（風水害）

**第１章　初動態勢** ..... 509
第１節　板橋区水防本部の組織・運営 ..... 510
第２節　板橋区災害対策本部の組織・運営 ..... 516
第３節　区職員の初動態勢 ..... 520
第４節　救助・救急対策 ..... 523
第５節　応援協力・派遣要請 ..... 525
第６節　防災機関の活動体制 ..... 525
第７節　ボランティア等との連携・協働 ..... 525
**第２章　情報の収集・伝達** ..... 526
第１節　情報連絡体制 ..... 526
第２節　災害予警報等の伝達 ..... 529
第３節　被害状況等の報告体制 ..... 535
第４節　災害時の広報及び広聴活動 ..... 537
**第３章　水防対策** ..... 542
第１節　水防情報 ..... 544
第２節　水防機関の活動 ..... 556
**第４章　雪害対策** ..... 559
第１節　雪害に対する備え及び啓発 ..... 559
第２節　凍雪害対策の組織及び体制 ..... 560
第３節　除雪活動計画 ..... 564
第４節　除雪指定道路 ..... 565
第５節　大規模な雪害への対応 ..... 565
**第５章　警備・交通規制** ..... 566
第１節　警備活動 ..... 566
第１　警備体制 ..... 566
第２　警備活動 ..... 566
第３　その他 ..... 566
第２節　交通規制 ..... 567
第１　交通情報の収集と交通統制 ..... 567
第２　交通規制 ..... 567
第３　車両検問 ..... 567
第４　その他 ..... 567
**第６章　医療救護・保健等対策** ..... 568
**第７章　避難者対策** ..... 571
第１節　避難体制の整備 ..... 574
第２節　避難指示等の判断・伝達 ..... 577
第３節　避難誘導 ..... 584
第４節　避難所の開設・運営 ..... 588

第5節　動物救護 588
第6節　車中泊 588
第7節　ボランティアの受入れ 588
第8節　被災者の他地区への移送 588
第9節　要配慮者の安全確保 589
第10節　広域避難 593
第11節　自主避難対策 597
第12節　帰宅困難者対策 597
**第8章　物流・備蓄・輸送対策 598**
**第9章　ライフライン施設の応急・復旧対策 599**
第1節　水道施設（都水道局　北部支所、板橋営業所） 600
第1　活動態勢 600
第2　応急対策 601
第3　復旧対策 601
第2節　下水道施設（都下水道局　西部第二下水道事務所） 603
第1　災害時の活動態勢 603
第2　応急対策 603
第3　下水道施設の復旧計画 604
第3節　電気施設（東京電力グループ） 605
第1　活動態勢 605
第2　応急対策 605
第3　復旧対策 606
第4節　ガス施設（東京ガスグループ） 607
第1　活動態勢 607
第2　応急対策 607
第3　復旧対策 607
第5節　通信施設 608
第1　活動態勢 608
第2　応急対策 608
第3　復旧対策 608
**第10章　公共施設等の応急・復旧対策 609**
第1節　公共土木施設等 609
第1　道路・橋りょう 609
第2　河川及び内水排除施設 610
第3　急傾斜地崩壊防止施設 611
第2節　鉄道施設 612
第1　運行基準 612
第2　災害時の応急措置 612
第3　事故発生時の救護活動 612
第4　浸水時等の対応 612

第５　復旧対策 ..... 612
第３節　社会公共施設等 ..... 613
第１　各医療機関 ..... 613
第２　社会福祉施設等 ..... 613
第３　学校施設 ..... 613
第４　文化施設・社会教育施設・集会施設 ..... 614
**第11章　ごみ処理・トイレの確保及びし尿処理・障害物の除去・災害廃棄物処理 ..... 615**
第１節　ごみ処理 ..... 615
第２節　トイレの確保及びし尿処理 ..... 615
第３節　障害物の除去 ..... 616
第１　住居関係障害物の除去 ..... 616
第２　道路関係障害物の除去 ..... 616
第３　河川・港湾関係障害物の除去 ..... 616
第４節　災害廃棄物処理 ..... 617
**第12章　応急生活対策 ..... 618**
**第13章　災害救助法の適用 ..... 619**
**第14章　激甚災害の指定 ..... 620**

# 第1章　初動態勢

非常配備態勢の種別及び動員態勢

情報・・・情報統括班（危機管理部）
がけ地・・がけ地対策班（建築指導課）

| 本部 | 本部の所管 | 配備態勢 | 対応班等 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 情報 | 土木 | がけ地 | 特別活動員 | その他 |
| — | 水防対策室※ | 警戒態勢 | △ | ○ | ○ | × | × |
| 水防本部 | 水防本部長室 | 水防本部第一【限定対応】<br>（短時間豪雨：ゲリラ豪雨） | ○ | ○ | ○ | ○ | △<br>(一部) |
| | | 水防本部第二<br>【土砂災害シフト】<br>（短時間豪雨：小規模台風） | 全庁態勢（限定対応＋特命機動班） | | | | |
| 災害対策本部 | 災害対策本部長室 | 荒川シフト　第１段階<br>（大規模水害への警戒：<br>荒川氾濫・線状降水帯等） | 全庁態勢<br>（災害対策本部における応急業務） | | | | |
| | | 荒川シフト　第２段階<br>（大規模水害のおそれ、又は災害救助法の適用） | 全庁態勢<br>（災害対策本部における応急＋復旧業務） | | | | |

※水防対策室・・・本部体制に入る前段階において、土木部長が設置し警戒の任にあたる。
指揮下には土木部各課、南部及び北部土木サービスセンター、都市整備部建築指導課により構成される。
なお、危機管理部は、情報整理と水防対策室との連絡調整を担当する。

# 第1節　板橋区水防本部の組織・運営

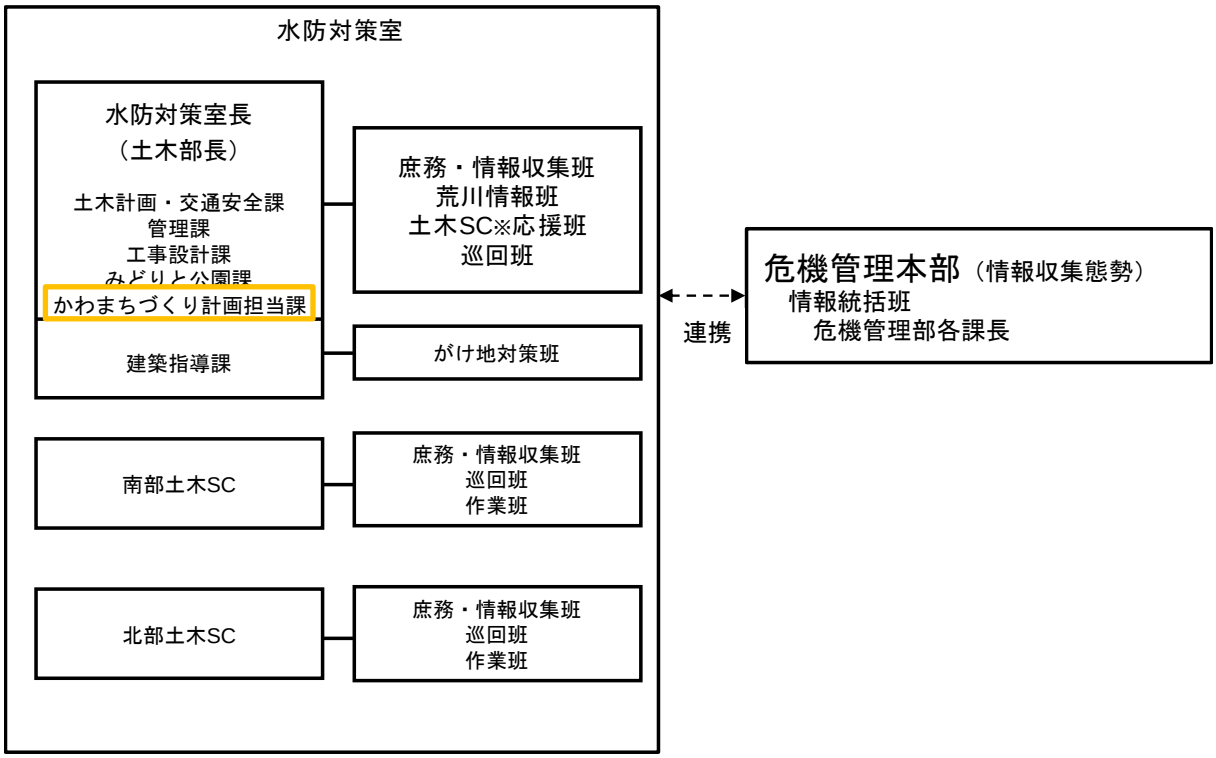
台風、暴風、豪雨等による風水害に対処するための水防本部の非常配備態勢は、災害の状況その他により本部長（区長）が必要と認める態勢をとるものとする。

## 1　水防対策室

警戒態勢：気象庁の警報（暴風、大雨、洪水のいずれか）、荒川の水防警報（水防団待機水位）等が発せられたときには、土木部長は警戒態勢（水防本部の設置に至らない態勢）として水防対策室を設け、道路パトロール等、警戒の任に当たる。

### (1) 警戒態勢

#### ア 組織体制




※土木 SC＝土木サービスセンター

### イ 組織構成及び役割分担

警戒体制／水防対策室

| 種別 | 班 | 業務内容 | 担当 |
|---|---|---|---|
| 水防対策室 | 土木班 | 1　職員の待機及び出動指令に関すること。<br>2　水防対策室設置及び解除に関すること。<br>3　危機管理本部との連絡調整に関すること。<br>4　水防対策室内各班、庁内各部及び防災関係機関との連絡調整に関すること。<br>5　災害対策本部の設置要請に関すること。<br>6　道路のパトロールに関すること。<br>7　現場対応に関すること。 | 土木計画・交通安全課<br>管理課<br>工事設計課<br>みどりと公園課<br>南部土木サービスセンター<br>北部土木サービスセンター<br>かわまちづくり計画担当課 |
| | がけ地対策班 | 被害箇所（おそれを含む。）の調査及び対応に関すること。 | 建築指導課 |
| 情報収集連絡体制 | 情報統括班 | 1　災害情報の整理に関すること<br>2　水防対策室との連絡調整に関すること | 危機管理部各課 |

※　土木班　土木部内の班の総称をいう。

## 2　水防本部

水防対策室が設置されている状態において、被害拡大等が予想される場合は、水防本部が設置される。水防本部の設置基準は、以下の基準による。

### (1) 水防本部設置基準

ア　浸水被害が発生（被害情報が 10 件程度入り、さらに拡大が予想されるとき）し、又は発生するおそれがある場合で、区長が必要と認めたとき

イ　危機管理部長、土木部長、危機管理部各課長、土木計画・交通安全課長で協議し、区長の指示で設置するとき

ウ　区長が設置を必要と判断し、指示したとき

### (2) 水防本部の設置を協議する場合

ア　10 分間雨量 20mm 以上、30 分間雨量 40mm 以上、１時間雨量で 60mm 以上、３時間以上継続して時間雨量 50mm を超えた場合

イ　石神井川、白子川、新河岸川のいずれかの水位が桁下から 240cm になった場合

ウ　荒川洪水予報で基準地点の水位が、氾濫注意水位（警戒水位）に達し、氾濫注意報が発表された場合

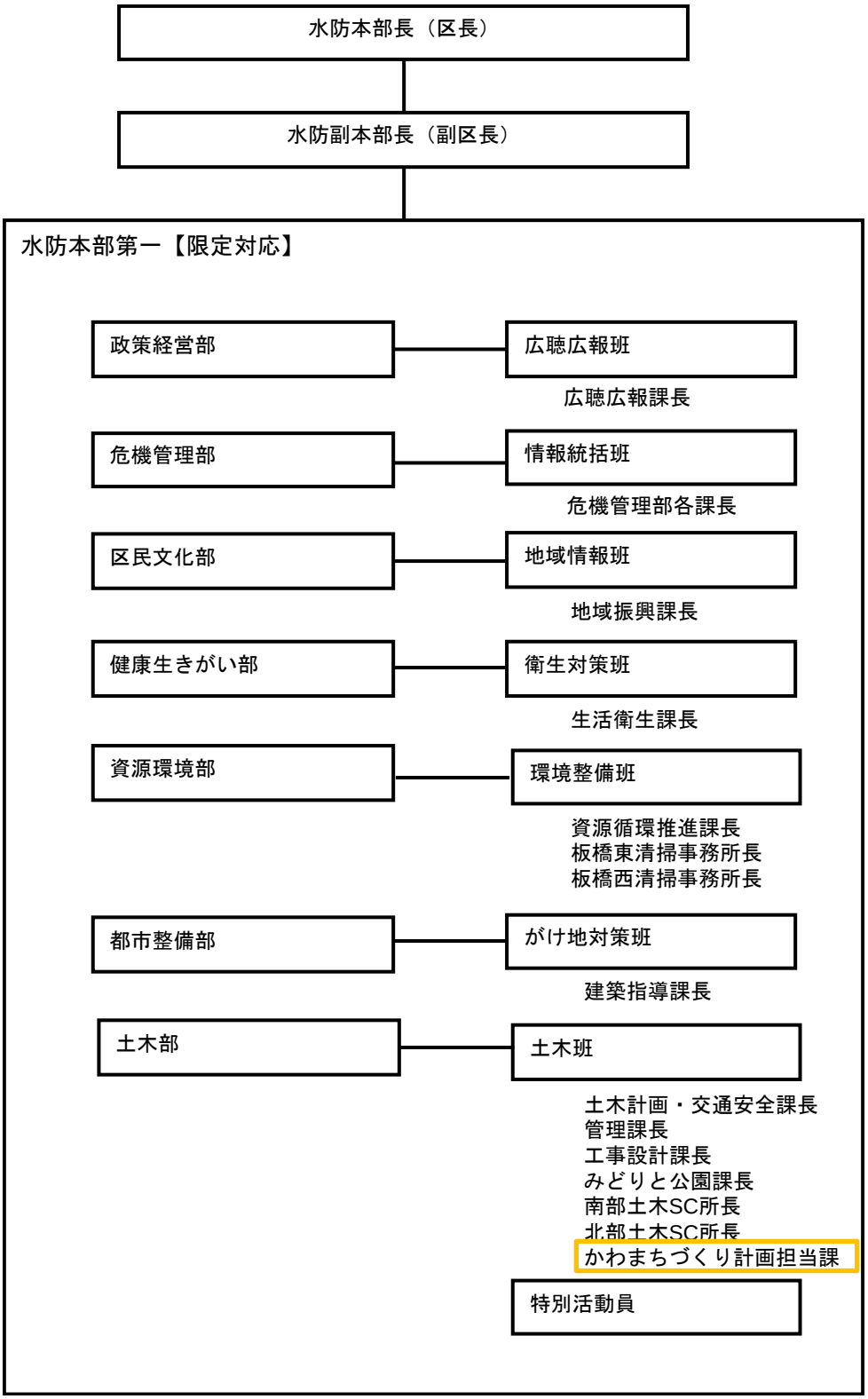
エ　台風の上陸が予想され、大きな被害が発生することが予想される場合

オ　板橋区を含む地域に土砂災害警戒情報が発令され、今後被害が発生することが予想される場合

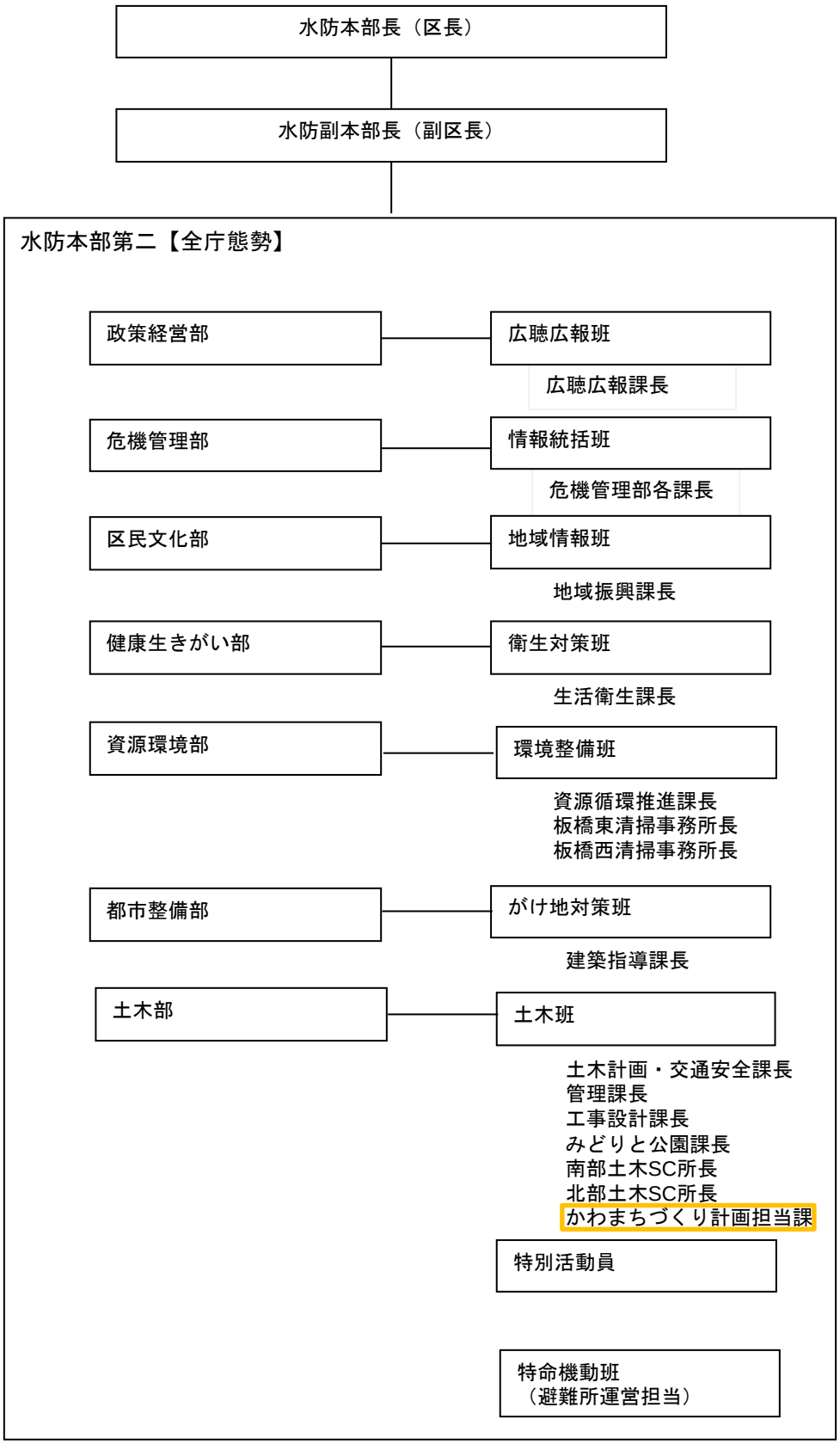
カ　板橋区気象観測システムにより、強雨予告が発令された場合

### (3) 組織体制

ア　水防本部第一【限定対応】



イ　水防本部第二【全庁態勢】



### (4) 組織構成及び役割分担

水防本部

| 種別 | 班 | 業務内容 | 担当 |
|---|---|---|---|
| 水防本部　第一・第二 | 情報統括班 | 1　職員の待機及び出動指令に関すること。<br>2　水防本部設置及び解除に関すること。<br>3　水防本部内各班、庁内各部及び防災関係機関との連絡調整に関すること。<br>4　状況に応じ、特別活動員（地域班、情報隊、避難所隊等）の出動要請に関すること。<br>5　災害情報の整理の総括に関すること。<br>6　避難対策、高齢者等避難・避難指示の協議に関すること。<br>7　小・中学校、集会室等の開放、避難所の開設の総括に関すること。<br>8　必要な班（特命機動班）を臨時に編成すること。<br>9　災害対策本部の設置に関すること。<br>10　り災証明書の発行の総括に関すること。<br>11　見舞金の支給に関すること。 | 危機管理部各課 |
| | 広聴広報班 | 1　報道機関の取材対応に関すること。<br>2　報道発表に関すること。<br>3　「広報いたばし」、ホームページ等広報手段による区民への情報提供に関すること。<br>4　広聴事案の対応に関すること。 | 広聴広報課 |
| | 衛生対策班 | 被災した家屋、道路等の消毒に関すること。 | 生活衛生課 |

| 種別 | 班 | 業務内容 | 担当 |
|---|---|---|---|
| 水防本部　第一・第二 | 環境整備班 | 浸水被害によるごみの収集に関すること。 | 資源循環推進課<br>板橋東清掃事務所<br>板橋西清掃事務所 |
| | 地域情報班 | 1　集会室等の開放に関すること。<br>2　被害状況の把握に関すること。<br>3　地域班の動員に関すること。 | 地域振興課<br>地域センター |
| | | 罹災証明書の発行に関すること。 | 戸籍住民課<br>区民事務所 |
| | 特別活動員 | 1　特別活動員の任務<br>2　特命事項に関すること。 | 指定された特別活動員 |
| | 特命機動班 | 特命事項に関すること。 | 指定された部・課・隊・職員 |
| | 土木班 | 1　風水被害の対応に関すること。<br>2　情報統括班との連絡調整に関すること。<br>3　災害情報の整理に関すること。 | 土木計画・交通安全課<br>管理課<br>工事設計課<br>みどりと公園課<br>南部土木サービスセンター<br>北部土木サービスセンター<br>かわまちづくり計画担当課 |
| | がけ地対策班 | 被害箇所（おそれを含む。）の調査及び対応に関すること。 | 建築指導課 |

### (5) 本部及び動員態勢

| 本部 | 本部の所管 | 配備態勢 |
|---|---|---|
| ― | 水防対策室 | 警戒態勢 |
| 水防本部 | 水防本部長室 | 水防本部第一 |
| | | 水防本部第二 |
| 災害対策本部 | 災害対策本部長室 | 荒川シフト |

# 第2節　板橋区災害対策本部の組織・運営

## 1　板橋区災害対策本部の分掌事務等

第２部第１章第２節第２のとおり。

## 2　板橋区災害対策本部の設置等

区長は、災害対策基本法第 23 条の２に基づき、次の場合に本部長の指示又は通知等により区災対本部を設置し、災害応急対策を実施する。

### (1) 設置

ア　区の区域に災害救助法施行令第１条の基準に達する程度（板橋区の場合は 150 世帯以上の数が滅失）の災害の発生、又は発生するおそれがある場合

■参照
第３部第 13 章第５節　災害救助法の適用基準

イ　板橋区内に避難指示の発令を決定した場合

ウ　上記の災害程度に達しなくても、区の区域に一定数の避難所の開設、救助物資の輸送、非常炊き出し等の必要が生じた場合

エ　板橋区を含む地域に特別警報（大雨、暴風、暴風雪、大雪）が発令された場合

オ　区内全域に重大な風水害の発生又は発生するおそれのある場合

### (2) 通知

ア　危機管理部長は、区災対本部が設置された時は、次に掲げる者のうち必要と認めた者に区災対本部を設置したことを通知する。

(ア) 各部部長
(イ) 指定公共機関及び指定地方公共機関の長又は代表者
(ウ) 都知事（都総務局総合防災部）
(エ) 隣接地方公共団体、地方行政機関等関係機関

イ　各部部長は区災対本部設置の通知を受け次第、直ちに所属職員に対し、周知徹底しなければならない。

### (3) 掲示

区災対本部が設置された場合、区本庁舎４階防災センター、又は適当な場所に「板橋区災害対策本部」の標示を行う。

### (4) 災害対策本部の廃止

ア　本部長は区の地域において、災害の発生するおそれが解消したと認めたとき、又は災害応急対策及び復旧対策がおおむね完了したと認めたときは、区災対本部を廃止する。

イ　区災対本部の廃止の通知等は、設置の場合に準じて処理する。

## 3　板橋区災害対策本部の運営

### (1) 本部長室の開設場所

ア　本部長室は、原則として区本庁舎４階防災センターに開設する。本部が設置されたときは、危機管理部長は直ちに本部長室を開設するために必要な措置をとる。

イ　赤塚庁舎には観測・無線設備など情報端末を配置し、防災センターバックアップ施設として整備している。

### (2) 本部長への措置状況などの報告

本部員・本部員付連絡員は次の事項について、速やかに本部長に対し報告をしなければならない。

ア　調査把握した被害状況等

イ　実施した応急措置の概要

ウ　今後実施しようとする応急措置の内容

エ　本部長から特に指示された事項

オ　その他必要と認められる事項

### (3) 災害対策本部会議の招集

ア　本部長は、本部の所掌事務について審議する必要があるときは、災害対策本部会議（以下この章において「本部会議」という）を招集する。なお、第１回の本部会議は、発災後２時間以内に行う。

イ　本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

ウ　本部員付連絡員は、本部員と災対各部との連絡調整、本部員の指示の伝達にあたる。

エ　本部長は、必要があると認めるときは、区内の消防署長又はその指名する消防吏員等、本部長室の構成員以外の者に対し、本部会議への出席を要請できる。

（参考：災害対策基本法第 23 条の２第３項）

■参照（別冊「資料編」）
資料震 2.6.91　区有施設利用計画
資料震 2.6.92　本庁舎内会議室等利用計画

## 4　職員の配置

| 対象者 | 配置基準 |
|---|---|
| 本部員 | ア　非常配備の命令を受けたときには、直ちに災対各部に参集しなければならない。<br>イ　あらかじめ部の分掌事務を遂行するため、各非常配備態勢において本部の事務に従事すべき職員を、東京都板橋区災害対策本部条例施行規則第６条第３項の規定に基づく本部の職員として指定し、必要な名簿を備えておかなければならない。<br>ウ　非常配備の命令を受けたときには、直ちに次の措置を執らなければならない。<br>(ア) 職員を所定の部署に配置する。<br>(イ) 職員の安否確認を行うとともに、参集状況を把握する。 |

| 対象者 | | 配置基準 |
|---|---|---|
| 本部員 | | (ウ) その他高次の非常配備態勢に応ずる職員の配置に移行できる措置を講ずる。<br>エ　災害時に職員の安否状況を確認するとともに参集状況を把握するため、あらかじめ、継送表を整備するとともに、防災メール配信システムの活用を図る。<br>オ　災対総務部長は、必要により自己の所掌事務のうち、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長及び会計管理室長所管の職員が属する班の事務を、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長及び会計管理室長所管に代行させることができる。<br>カ　平素から次の措置を執らなければならない。<br>(ア) 職員に災害時に取らなければならない活動を周知徹底する。<br>(イ) 職員に対して訓練を実施する。<br>(ウ) 災害時に行う指示のうち、事前命令可能なものを周知し、徹底する。 |
| 本部員付連絡員 | | ア　非常配備の命令を受けたときには、直ちに各所属職場に参集しなければならない。<br>イ　各班の災害応急活動の指示を行い、本部に向かう。<br>ウ　本部員を補佐し、部内の活動内容を把握し、各部が効果的な活動を行えるよう調整する。 |
| 各部指揮要員 | | ア　非常配備の命令を受けたときには、直ちに各所属職場に参集しなければならない。<br>イ　各班の災害応急活動の指揮にあたる。 |
| 第１非常配備員 | | ア　非常配備の命令を受けたときには、直ちに各所属職場に参集しなければならない。<br>イ　各部指揮要員等の管理職を補佐し、各庁舎、施設の被害状況の把握及び安全確保に努める。 |
| 特別活動員 | 地域班 | ア　非常配備の命令を受けたときには、直ちに指定された地域センターに参集しなければならない。<br>イ　町会・自治会・住民防災組織等と災対区民文化部との連絡調整、避難行動要支援者の安否確認、避難所隊の補助、被害状況調査、り災調査、特命事項等に関する業務に従事するものとする。 |
| | 情報隊 | ア　非常配備の命令を受けたときには、直ちに防災センターに参集しなければならない。<br>イ　情報の収集、伝達に関する業務及び特命事項に関する業務に従事するものとする。 |
| | 避難所隊 | ア　配備の命令を受けたときには、直ちにあらかじめ指定された避難所に参集しなければならない。<br>イ　参集後は避難所長や地域の方、学校教職員等と協力し、避難所開設運営に関する業務及び特命事項に関する業務に従事するものとする。 |
| 特別活動員 | 一時滞在施設班 | ア　非常配備の命令を受けたときは、直ちに指定された一時滞在施設に参集しなければならない。<br>イ　一時滞在施設班は施設長の指揮のもと、帰宅困難者に関する情報の収集、交通情報等の各種情報やトイレ・水・毛布・非常食の提供など、帰宅困難者対策に関する業務及び特命事項に関する業務に従事するものとする。 |
| | 緊急医療救護班 | ア　非常配備の命令を受けたときには、直ちに指定された緊 |

| 対象者 | 配置基準 |
|---|---|
| | 急医療救護所に参集しなければならない。<br>イ　参集後は、医療関係者と連携し、板橋区医師会等が実施するトリアージ等の医療活動を支援する業務に従事するものとする。 |
| **特命機動班** | ア　指定を受けた場合は、特命事項に関する業務に従事するものとする。<br>※　特命内容を括弧書きで付記する。<br>例　特命機動班（避難所運営担当） |
| **その他の職員（教職員を含む。）** | ア　配備の命令を受けたときには、直ちに各所属職場等に参集しなければならない。<br>イ　各部・班の災害活動業務及び災害時に特に重要な業務継続等に従事するものとする。 |
| 【本部長室その他職員の構成員及び職務】 | |
| 第２部第１章第２節第２「板橋区災害対策本部の役割」のとおり | |
| 【本部員、本部員付連絡員、各部指揮要員、施設長が未参集・不在の場合の庶務代理】 | |
| 第２部第１章第２節第２「板橋区災害対策本部の役割」のとおり | |

# 第3節　区職員の初動態勢

## 1　区職員の配備態勢

### (1) 参集時の留意事項

**ア 事前の習熟**

職員は、事前に定められた配備態勢、参集場所及び自己の任務を十分習熟しておかなければならない。

**イ 災害情報の収集**

職員は、災害が発生したときは、ラジオ・テレビの視聴や防災行政無線等により、自ら工夫して災害の状況、配備態勢を知るよう努める。

**ウ 参集経路の確認**

職員は、被災により交通機関が途絶した場合に備えて、バイク、自転車、徒歩等により参集するための経路を普段から検討し、訓練時等に確認しておく。参集場所が浸水又は浸水のおそれがある場合は、近隣の安全な区施設を参集場所と定めそこに参集する。

**エ 安全の確保**

参集にあたっては天候に留意し、参集途上に被災することがないよう注意する。

**オ 服装及び携行品**

参集する際は、応急活動に便利で安全な服装とし、タオル、水筒、食糧及び携帯ラジオ、懐中電灯等の必要な用具をできる限り携行する。

**カ 参集途上の措置**

参集途上において被害、人身事故等に遭遇したときは、消防機関又は警察機関に通報するとともに、直ちに可能な範囲で適切な措置をとること。

**キ 被害状況の報告**

職員は、参集途上に可能な限り次の項目を把握し、写真に記録する。参集後、参集場所の活動班の長に報告し、長は部を経由して本部の災対情報統括班に報告する。

・家屋等の倒壊、被災箇所（概要）
・安全に通行できる個所（状況）
・避難所（小中学校）、地域センター等の区施設その周辺の状況（避難者、帰宅困難者の状況）
・住民の動向
・電気・ガス・水道等ライフラインの状況

### (2) 動員対象から除外する職員

次に掲げるいずれかに該当する者は、災害発生以降の動員対象から期間を指定して除外する。これに該当する者は、可能な限り速やかに所属長に連絡（職員参集安否確認システムによる報告も可能）し、以後の指示を受ける。

| | 想定する職員 | | 参集の要否等 |
|---|---|---|---|
| A | 長期療養中の職員 | | 全て免除 |
| B | 妊娠中、妊娠出産休暇期間中、育児休業中の職員 | | 全て免除 |
| C | 介護休業を取得している職員 | 全部休業 | 全て免除 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | 一部休業 | 他に託せる状況ができるまで免除 |
| D | 養育中の幼児・児童・避難行動要支援者がいる職員で、他に預けることができない職員 | | 他に託せる状況ができるまで免除 |
| E | 家族が負傷し、他に面倒をみる者がいない職員 | | 他に託せる状況ができるまで免除 |
| F | 自身が負傷した職員 | | 骨折等により入院・自宅療養が必要な場合は、その期間のみ免除。治癒後は参集 |
| G | 自宅が床上浸水相当以上で、職員本人が保護・保全しなければ、居住者及び財産の安全が確保できない職員 | | 状況が改善するまで免除 |
| H | 再任用短時間職員、会計年度任用職員 | | 本来業務の勤務時間に間に合うよう参集する。本来業務の勤務時間のみ勤務。 |

※　自宅付近において救出や救助、救護の要請がある場合は、人道的に人命優先を考える必要がある。対応をする余裕がない場合は、必ず消防署や警察署に要請する旨を要請者に対して伝えた上で、参集する。

※　年次有給休暇を申請中の職員は、原則、時季変更により、参集する（遠方への出張者・旅行者等は身の安全確保と交通機関の状況等を確認し参集）。

## 2　職員の服務

### (1) 職員は次の事項を遵守しなければならない。

ア　平常時

(ア) 常に災害に関する情報に注意すること。

(イ) 平素から本部、所属職場からの指示に注意すること。

イ 非常配備態勢が発せられたとき

(ア) 不急の行事、会議、出張等は中止すること。

(イ) 正規の勤務時間が終了しても、本部長の指示があるまで退庁しないこと。

(ウ) 発令された非常配備態勢に該当しないときは、勤務場所を離れている場合、若しくは退庁後においても常に所在を明らかにし、進んで所属職場と連絡をとること。

(エ) 非常配備態勢に該当するときは、万難を排して参集すること。

### (2) 職員は自らの言動によって、区民に不安を与えて区民の誤解を招き、又は本部の活動に支障を来たすことのないよう厳に注意しなければならない。

## 3　夜間・休日等における初動態勢の確保（危機管理本部）

### (1) 態勢

ア 休日又は夜間に災害が発生した場合における災害対策活動の円滑な遂行を確保するため、区本庁舎４階防災センターに危機管理本部を置き、輪番制により警戒態勢を執る。

イ 危機管理本部員は、職員のうち、参事・専門参事・副参事又は専門副参事の職層にある職員

をもって充てる。

ウ 上記イのほか、危機管理連絡員を常時配備し、24 時間の監視警戒態勢をとる。

### (2) 服務

ア 災害に関する情報の収集・伝達及び記録に関すること。

イ 都及び関係防災機関との連絡に関すること。

ウ 区災対本部等の設置に関すること。

エ 参集した職員の指揮に関すること。

### (3) 勤務時間

第４部第１章第１節　参照

## 4　防災会議委員の災害対策本部への協力

第４部第１章第１節　参照

## 5　本部の財務

第４部第１章第１節　参照

# 第4節　救助・救急対策

## 1　救助・救急活動体制等

| 機　関　名 | 内　　容 |
|---|---|
| 警視庁<br>第十方面本部<br>各警察署 | ○　出水によるでき水者、家屋の倒壊、がけ(山)崩れ等による埋没者その他の負傷者の救出救助に重点をおいて救助活動を行う。<br>○　負傷者は、速やかに医療機関等に引き継ぐ。<br>○　漂流者を発見したときは、ヘリコプター、舟艇、ロープ、救命索等を有効に活用して迅速に救助する。<br>○　救出救助に当たっては、都や東京消防庁等の関係機関と積極的に協力し、負傷者の救出救助の万全を期する。 |
| 東京消防庁<br>第十消防方面本部<br>各消防署 | ○　区市町村本部との情報共有と意思決定の迅速化を図るため、必要な要員を当該本部に派遣するとともに、各種災害に対応した救助・救急資器材を活用して、組織的な人命救助・救急活動を行う。<br>○　救助活動に建設資器材等が必要な場合は、関係事業者との協定等に基づく迅速な調整を図り、効果的な活動を行う。<br>○　救急活動に当たっては、消防団等との協力により現場救護所を設置し、行政機関、医療関係機関等と連携し、高度救急資器材を有効に活用して、傷病者の救護に当たる。<br>○　傷病者を適応する医療機関へ迅速に搬送する。 |

## 2　救助・救急活動体制等

### (1)　東京消防庁の救助・救急体制

#### ア　救助体制の整備

○　先遣隊として災害実態の早期把握や、活動・指揮拠点を形成するため、ドローン、特殊車両、エアボート等を装備する即応対処部隊を運用し、即応体制を強化している。

○　災害発生時に救助活動を迅速に行うため、特殊車両や重機等の資器材を備えた消防救助機動部隊等を整備し、救助体制の強化促進を図る。

○　水害地の救助活動を効率的に行うため、水防部隊の整備強化を図り、風水害地からの救助体制を強化する。

○　災害時に使用する建設資器材及び船艇等については、関係事業所協定に基づく迅速な調整及び事前協議により調達計画を樹立する。

○　災害現場において東京 DMAT と連携した救助及び傷病者の救護体制を確立する。

#### イ　救急体制の整備

○　救急活動を効率的に行うため救急車等の増強を図り、風水害により発生する傷病者に対する搬送体制を強化する。

○　重症度、緊急度の高い傷病者の救命効果を高めるため、救急救命士の人員確保及び高度救急資器材の整備を行い、現場救護所等における救急活動の充実を図る。

○　傷病者の搬送を効率的に行うため、「広域災害救急医療情報システム(EMIS)」等を活用し、医療情報収集体制を強化する。

○　東京民間救急コールセンター登録事業者連絡協議会と連携し、多数傷病者の搬送補完体制の確立を図る。

#### ウ　救助・救急資器材等の整備

○　多種多様な救助・救急事象に対応するため、救助車、資材搬送車、高規格救急車等の整備を図ってきたが、引き続き計画的に消防機動力の整備増強を図る。

○ 災害が予想される地域の消防署、消防出張所を優先に、水害地での救助・救急及び消防活動を行うための資器材等の整備増強を図る。
○ 現場救護所等における救急活動を充実するため、高度救急資器材、非常用救急資器材等の整備増強を図る。

### (2) 警視庁の救出救助体制

災害時に必要な装備資器材の整備及び充実強化を図り、効果的に資器材を活用した迅速、的確、安全な救出救助活動ができるようにする。

### (3) 消防団の救出・救護活動能力の向上

○ 東京消防庁は、特別区消防団の応急救護資器材の整備を行う。
○ 応急手当普及員の養成など、教育訓練の充実を図る。
○ 災害時に、消防署所及び消防団に配置されている資器材を有効に活用し、消防職員との連携による救出・救護活動体制の充実を図る。

### (4) 都民の救出・救助活動能力の向上

○ 東京消防庁は、災害時に、都民自らが、適切な応急手当を行える能力を身につけられるよう、応急救護知識及び技術を普及する。
○ 事業所における応急手当の指導者を養成することにより、自主救護能力の向上を積極的に図る。
○ 一定の応急手当技能を有する都民に対してその技能を認定する。

### (5) 事業所の救出・救護活動能力の向上

#### ア 救出活動技術の普及啓発

東京消防庁は、事業所の実態に応じ、組織、資器材を有効に活用した活動が行えるように訓練を通じて自衛消防隊その他の従業員等の活動技術の向上を推進する。

#### イ 応急救護知識の普及及び技術の向上

○ 東京消防庁は、火災予防条例第 55 条の５に基づき、自衛消防活動中核要員を中心に、事業所の従業員に対し、上級救命講習等の受講の促進を図る。
○ 応急救護知識及び技術を有する者を中心とした訓練を推進することで応急救護能力の向上を図る。

## 第5節　応援協力・派遣要請

第４部第１章第３節を準用するほか、区は、土木事業者等に対して、区内を２区域（各土木サービスセンター）に区分し、異常降雨等の災害時には分担して水防等の作業に従事するよう要請する。

## 第6節　防災機関の活動体制

区及び都は、風水害による災害が発生した場合、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の所管に係る災害応急対策が円滑に行われるよう、その業務について協力する。

指定地方行政機関等は上記の責務を遂行するため必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配置及び服務の基準を定める。

## 第7節　ボランティア等との連携・協働

第４部第２章第６節を準用する。

# 第2章　　情報の収集・伝達

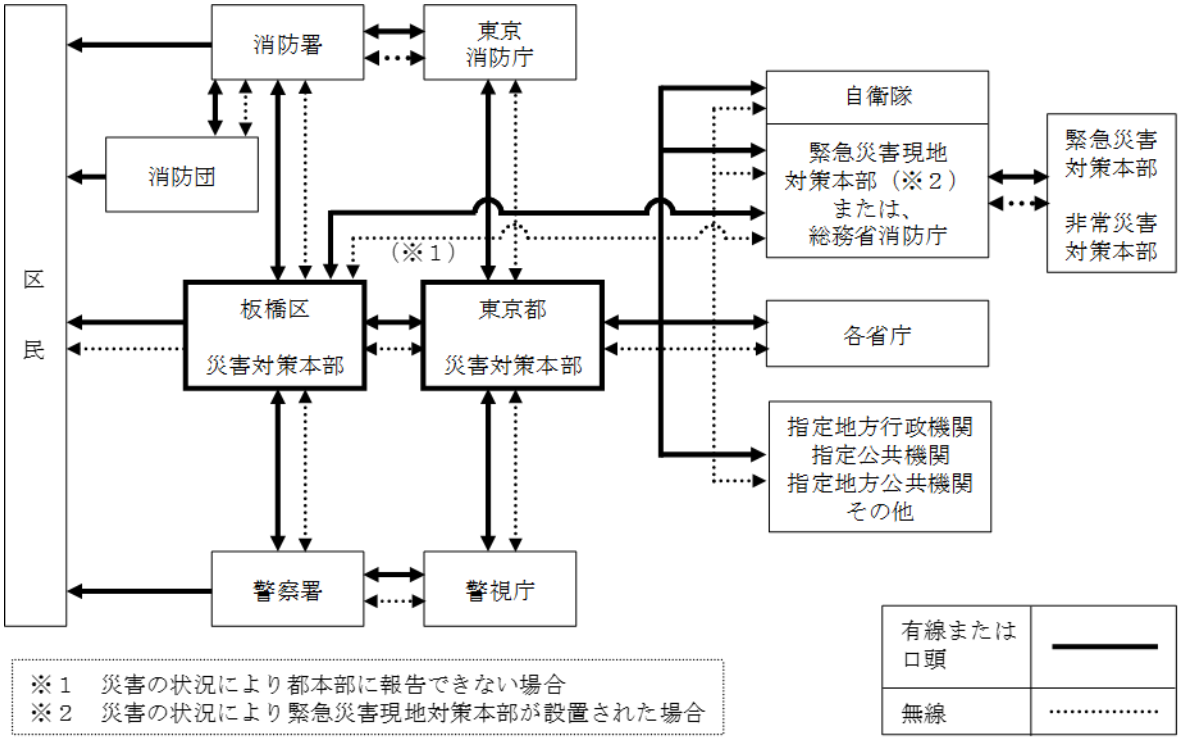
## 第1節　情報連絡体制

### 1　情報通信連絡体制

#### (1)　対策内容と役割分担

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| 区 | ○　都に対する情報連絡は、都防災行政無線を使用し、被害状況報告、避難所に関する情報等はシステムを用いる。<br>○　災害の状況により都本部に連絡することができない場合は、国の現地対策本部又は総務省消防庁に対して直接連絡する。<br>○　地域防災行政無線又はその他の手段により、区内にある関係防災機関及びその他重要な施設の管理者等との間で通信を確保する。 |
| 警視庁<br>第十方面本部<br>各警察署 | ○　各種の通信連絡手段を活用し、関係防災機関と情報連絡を行う。 |
| 都総務局 | ○　都防災行政無線を基幹として、都各局保有の無線等の通信連絡手段により、関係防災機関と情報連絡を行う。<br>○　都災害情報システム等の運用及び補完する多様な通信手段による行政機関内の情報連絡<br>○　中央防災無線、消防防災無線、地域衛星通信ネットワーク等を活用し、総務省消防庁をはじめ関係省庁、他府県等と情報連絡を行う。 |
| 東京消防庁<br>第十消防方面本部<br>各消防署 | ○　消防・救急デジタル無線、消防電話及び各種の通信連絡手段を活用し、本局、各消防方面本部、管下消防署、消防団及び各防災機関と情報連絡を行う。 |
| その他の防災機関 | ○　それぞれの通信連絡系統のもと、無線通信等により通信連絡を行う。 |

【連絡系統】




※１　災害の状況により都本部に報告できない場合
※２　災害の状況により緊急災害現地対策本部が設置された場合

### (2) 詳細な取組内容

○　区、都及び防災機関は、情報の収集、伝達に関する直接の責任者として正副各１名の通信連絡責任者を選任する。また、通信連絡責任者は、通信連絡事務従事者をあらかじめ指名しておく。

○　区は、夜間、休日を含め、常時、都及び防災機関と通信連絡が開始できるよう必要な人員を配置する。

○　区から都への通信連絡の方法は、原則として、都防災行政無線の電話、FAX、システム端末及び画像端末を使用して行うほか、携帯電話、衛星携帯電話等の通信手段の活用も図る。

○　災害が差し迫った場合で、緊急性や危険度が非常に高く、通常の連絡手段によるいとまがない場合においては、通常の通信連絡に加え、都危機管理監より区長に対しホットライン（携帯電話）による連絡を受ける場合がある。

都危機管理監とのホットラインは以下に従って運用する。

ア　区長の携帯電話への連絡は、原則として都危機管理監が行う。

イ　区長への携帯電話への連絡は、災害の発生が予見されており、かつ緊急性又は危険度が高く、通常の連絡手段によるいとまがない場合に行うものとする。

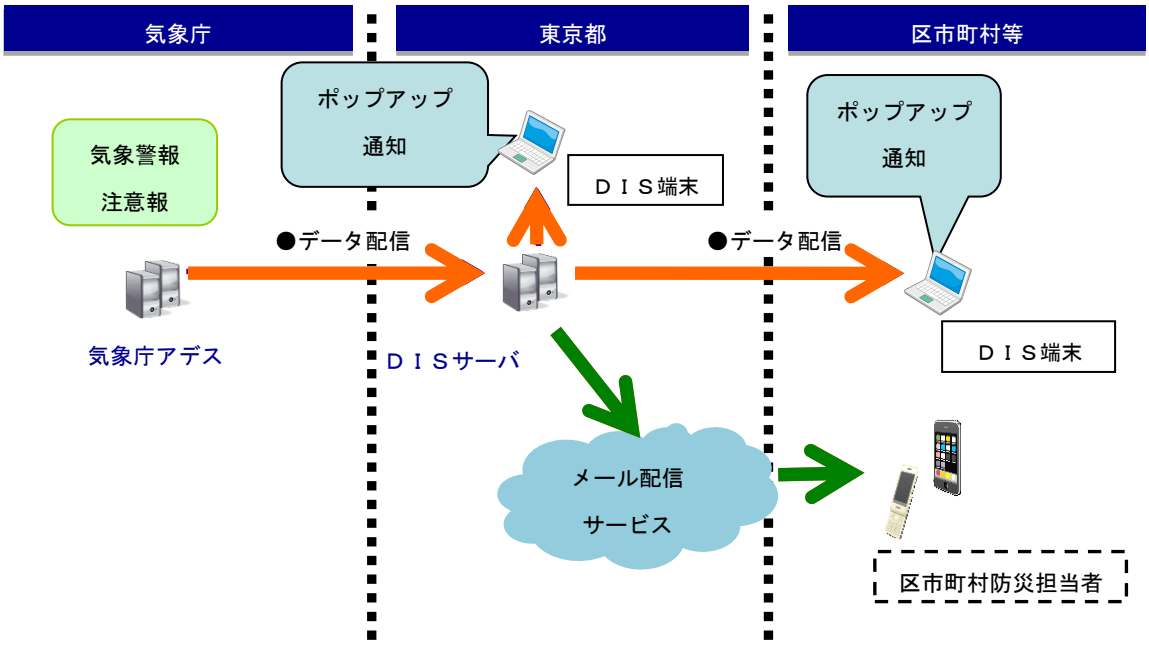
## 2　通信施設の整備及び運用

○　区は、都災害情報システムにより、平常時において、都が気象庁等からオンラインで収集した各種気象情報を端末機から提供を受ける。災害時には、区市町村等が入力した被害・措置等に関する情報は都で集計処理され、情報の共有化が行われる。

○　都は、気象警報発令時などに、気象庁から都に配信される情報と同じ情報を自動的に区市町村に発信するとともに、事前に登録した防災担当者に自動でメール送信できるシステムを整備・運用する。

○　区は、災害時において特に重要となる避難情報について、L アラート（災害情報共有システム）を活用し、より迅速かつ的確に情報発信を行う。また、L アラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による情報手段の高度化に努める。

＜気象情報提供のイメージ図＞




○　区及び建設事務所等は、画像伝送システム端末を整備している。また、災害現場から衛星中継車で現地の状況を映像で都防災センターに送信する衛星通信システムを整備している。

○　区は、地域住民への情報連絡のために固定の同報系や移動系の防災行政無線を整備している。また、電気・ガス事業者や交通運輸機関などの生活関連機関との間の情報連絡のため、地域防災無線の整備を進めている。

## 第2節　災害予警報等の伝達

### 1　情報収集・伝達体制

#### (1) 対策内容と役割分担

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| 区 | ○　災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者又はその発見者から通報を受けた警察官から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、ただちに都総務局及び気象庁に通報する。<br>○　災害原因に関する重要な情報について、都又は関係機関から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、ただちに区域内の公共的団体その他重要な施設の管理者、区民の自発的な防災組織等及び区民等に周知する。<br>○　特別警報、警報及び重要な注意報について、都又は NTT からの通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、直ちに管内の公共的団体その他重要な施設の管理者、住民の自発的な防災組織等に伝達するとともに、警視庁、東京消防庁、都政策企画局等の協力を得て、区民に周知する。 |
| ＮＴＴ東日本<br>東京北支店 | ○　気象業務法に基づいて、気象庁から NTT 東日本に通知された特別警報及び警報を、各区市町村に通報<br>○　警報の伝達は、メールにより関係機関へ通報<br>○　警報に関する通信は優先して取り扱う。 |
| 各放送機関 | ○　各社の規定に基づき、災害に関する警報等を放送する。 |
| 警視庁<br>第十方面本部<br>各警察署 | ○　災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者から通報を受けたときは、その旨を速やかに関係区長に通知する。 |
| 都総務局 | ○　都総務局及び都各支庁は、災害原因に関する重要な情報について、気象庁、都各局、区市町村その他関係機関から通報を受けたとき、又は自ら収集するなどして知ったときは、ただちに関係のある都各局、区市町村、防災機関等に通報する。<br>○　必要があるときは、都各局の連絡責任者を招集し、又は応対本部を開設して、台風、その他の重要な情報について、気象庁の解説を受ける。<br>○　特別警報、警報及び重要な注意報について、気象庁から通報を受けたとき又は自らその発表を知ったときは、ただちに関係のある都各局及び区市町村に通知する。 |
| 都各局 | ○　自ら収集した災害原因に関する情報を、ただちに都総務局に通報する。<br>○　都総務局その他の関係機関から通報を受けた重要な情報、警報及び注意報については、ただちに所属機関に通報する。 |
| 東京消防庁<br>第十消防方面本部<br>各消防署 | ○　都総務局、気象庁、その他関係機関から通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、消防署、消防分署及び消防出張所を通じて、管内住民に周知する。 |
| 東京管区気象台<br>（気象庁） | ○　気象、地象、水象関係情報を全般的収集系統及び東京都地域における収集系統により収集する。<br>○　気象、地象、水象に関する情報を、気象庁予報部から防災情報提供システム等により防災関係機関に通知する。<br>○　気象庁が必要と認めた時、あるいは関係機関から要請があった場合、台風、その他の重要な情報について都防災センターで説明会を開催する。<br>○　竜巻注意情報の伝達や竜巻発生確度ナウキャストの活用により、竜巻発生の注意喚起を行う。 |
| その他の防災機関 | ○　都、気象庁、その他関係機関から通報を受けた重要な情報、特別警報・警報及び注意報について、直ちに所属機関に通報 |

## 2　気象情報の早期収集

### (1) 気象庁防災機関向け専用電話（ホットライン）

○　区は、大雨時等に避難情報の発令の判断や防災体制の検討等を行う際などに、気象庁大気海洋部予報課等に対し、直接、気象状況とその見通しを照会する。

○　気象庁東京管区気象台では、大雨時等において都及び区における避難情報の発令の判断等の防災対策を支援するため、都及び区と気象庁を結ぶ24時間対応可能な防災機関向けの専用電話（以下、「ホットライン」という。）を設置し、運用している。

○　気象庁東京管区気象台は、既に警報等で十分警戒を呼びかけている状況下において、さらに災害の危険性が切迫している場合など、都及び区に対し直接厳重な警戒を呼びかける。また、災害状況等の照会、気象状況についての連絡を都及び区に対し、直接実施する場合がある。

○　都は、ホットラインにより得られた情報や判断について、必要と認める場合には区、関係機関等へ提供する。

## 3　同一河川・圏域・流域の区市町村における情報の共有

### (1) 情報の共有の必要性

○　中小河川の同一流域区市町村では、集中豪雨による河川の増水や氾濫がほとんど同時又はわずかな時間差で起こる可能性が高い。

○　水害のおそれがある場合、区は、区域を定めて避難指示等を行うが、集中豪雨では、時間的制約のため、このような措置が困難な場合がある。

○　そこで、都は、同一河川・圏域・流域の範囲を定め、一斉同報 FAX などにより、区の避難指示等に有用な情報を提供する。

○　また、洪水予報河川及び水位周知河川の流域の市区を対象に避難情報の発令の目安となる氾濫危険情報を複数の首長及び各自治体の防災担当者に直接メールを送るホットラインの取組を平成30年６月より運用開始した。

○　区では、都から提供される気象情報、水位情報等に留意するとともに、豪雨となる前から同一河川・圏域・流域内の区市町村と連携し、必要な情報(避難指示の必要性の判断、発令の有無、河川や降雨の現況など)の共有を図るものとする。

○　これにより、集中豪雨などに際しても、区では避難指示等を遅滞なく出すことが可能となる。

### (2) 同一河川・圏域・流域の設定

○　板橋区に関係する同一河川・圏域・流域は、下記のとおり。

①荒川沿川、②新河岸川流域、③石神井川・白子川流域

### (3) 情報の内容

○　区は、都より同一河川・圏域・流域内に関する次のような情報の提供を受ける。

ア　同一河川・圏域・流域の区市町村が発令した避難指示等
イ　同一河川・圏域・流域の区市町村からの浸水状況報告等
ウ　避難が必要な区域
エ　同一河川・圏域・流域の水位・雨量状況
オ　その他

○　なお、洪水予報河川・水防警報河川・水位周知河川など既存の伝達系統による情報提供は、従来どおりである。

## 4　竜巻等の激しい突風の発生するおそれがある時の情報の共有

### (1) 竜巻災害の特性

過去に国内で発生した竜巻災害や、過去に国内で発生した竜巻災害を振り返ることにより、竜巻災害には次のような特性を見ることができる。

○　竜巻災害固有の特性

・ 発生のタイミングが突発的である。
・ 被災直後の被災者がその被災原因を竜巻と認知することが困難である。
・ 被害が局所的であることから、被災地の外で災害を覚知することが困難である。
・ 竜巻災害で、「『どこで』、『どのタイミングで』身を守るのか」について基本的な知識が周知されていない。

○　他の災害と共通する特性

・ 被害については、住家の屋根や壁、納屋や車庫、プレハブ等の簡易な構造の建物、ビニルハウスなどの農業施設に発生するなど台風災害に類似しており、予防対策、応急対策、復旧・復興対策はほぼ同じ方策をとることになる。

### (2) 竜巻に関する気象情報

竜巻などの激しい突風に関する現行の気象情報として、発生の可能性に応じて次のとおり段階的に気象庁が発表している。

| 情報 | 内容 |
|---|---|
| 予告的な気象情報 | 低気圧の発達などにより災害に結びつく気象現象が予想される場合、半日～1 日程度前に「大雨と雷及び突風に関する都気象情報」などの標題で予告的な気象情報を発表する。このとき、竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、「竜巻などの激しい突風」と明記して注意を呼びかける。 |
| 雷注意報 | 積乱雲に伴う激しい現象（落雷、ひょう、急な強い雨、突風など）の発生により被害が予想される数時間前に雷注意報を発表する。このとき、竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、注意報本文の付加事項に「竜巻」と明記して特段の注意を呼びかける。 |
| 竜巻注意情報 | 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、東京地方、伊豆諸島北部、伊豆諸島南部の区域単位で発表される。<br>なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。<br>また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が各区域単位で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね１時間である。 |
| 竜巻発生確度ナウキャスト | 気象ドップラーレーダーの観測などを利用して、竜巻などの激しい突風の可能性のある地域を分布図（10km 格子単位）で表し、その 1 時間後までの移動を予測する。竜巻発生確度ナウキャストは、平常時を含めて常時 10 分毎に発表する。 |

### (3) 都内に竜巻注意情報が発表された際の情報伝達

○　気象庁は、東京都地域防災計画（風水害編　第３部３章　水防対策参照）及び気象庁防災業務計画に基づき情報を専用通信施設等により、都総合防災部等関係機関、日本放送協会（NHK）等報道機関へ伝達する。

○　伝達は、発表者（都及び気象庁）から東京都地域防災計画で定めた伝達経路により行うものとする。指定公共機関及び指定地方公共機関への情報伝達に関しては、大雨警報の伝達に準じる。

＜竜巻など激しい突風に対する段階的な情報の発表＞




（出典：気象庁ホームページ「竜巻注意情報」http://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/bosai/tatsumaki.html）

### (4) 竜巻注意情報が発表された場合の留意点

激しい突風をもたらす竜巻などの現象は、発現時間が短く、発現場所も極めて狭い範囲に限られている。一方、この情報は比較的広い範囲（おおむねね一つの県）を対象に発表するので、竜巻注意情報が発表された地域でも必ず竜巻などの突風に遭遇するとは限らない。

したがって、竜巻注意情報が発表された場合には、まず簡単にできる対応として、周囲の空の状況に注意を払う。さらに、空が急に真っ暗になる、大粒の雨が降り出す、雷が起こるなど、積乱雲が近づく兆候が確認された場合には、頑丈な建物に避難するなどの身の安全を確保する行動をとる。また、人が大勢集まる屋外行事や高所作業のように、避難に時間がかかると予想される場合には、気象情報や雷注意報にも留意し早めの避難開始を心がける。

竜巻注意情報が発表された場合、竜巻発生確度ナウキャストを見れば危険な地域の詳細や、

刻々と変化する状況を把握することができる。雷注意報や竜巻注意情報と竜巻発生確度ナウキャストとを組み合わせて利用することが効果的である。

### (5) 区の対応

○　区は、災害時の危機管理体制を確認するとともに、気象庁などとも連携の上、気象情報に十分留意し、竜巻等突風災害に係る対応についての区民に対する周知、啓発等に努める。

○　区は、気象庁から全国瞬時警報システム（以下「J-ALERT」という。）により送信されている竜巻注意情報について、区の判断に応じ、防災行政無線等を自動起動する等の対応を行う。

○　初動の遅れが懸念される休日や夜間における迅速な災害情報の把握を目的として、竜巻等発生の把握が困難である局地的かつ突発的な自然災害による被害の情報を、気象台や都からの速報により収集し、重要な情報は消防署や警察署に情報提供を行う体制を整備する。

○　竜巻注意情報及び竜巻発生確度ナウキャストの的中率は低く、空振りが多いことを認識して利用する必要がある。そのため、「空の様子に注意する」など、なるべく負担の小さな対策から実施するのが適当であり、住民に対しては、竜巻等に関する気象情報への留意、兆候および接近時の安全確保行動について周知徹底する。

### (6) 特別警報が発表された時の情報の共有

○　気象庁は平成 25 年８月 30 日から、「特別警報」の運用を開始した。特別警報は、広い範囲で警報の発表基準をはるかに超える大雨等が予想され、重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合に発表し、最大限の警戒を呼びかける。

気象等に関する特別警報の発表基準は以下のとおりである。（気象庁ホームページより）

<table>
<tr><td>現象の種類</td><td colspan="2">基　　準</td></tr>
<tr><td>大　雨</td><td colspan="2">台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合</td></tr>
<tr><td>暴　風</td><td rowspan="3">数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により</td><td>暴風が吹くと予想される場合</td></tr>
<tr><td>高　潮</td><td>高潮になると予想される場合</td></tr>
<tr><td>波　浪</td><td>高波になると予想される場合</td></tr>
<tr><td>暴風雪</td><td colspan="2">数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合</td></tr>
<tr><td>大　雪</td><td colspan="2">数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合</td></tr>
</table>

○　区は、特別警報について、都、総務省消防庁、NTT 東日本から通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに公衆及び所在の官公署に周知させる措置をとらなければならない。なお、特別警報が発表されるような状況においては、気象台からホットライン等を用いて、都及び当該市区長村長に対し、警報事項を明確にし、厳重な警戒を呼びかけることとしている。

※全国瞬時警報システム（J-ALERT）

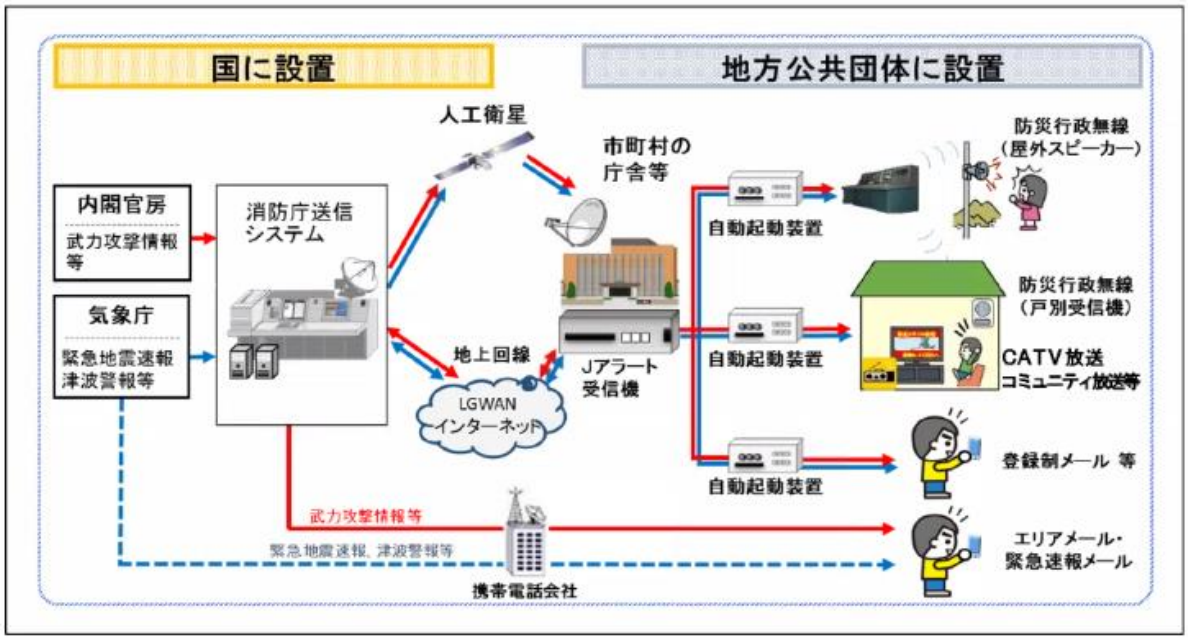
気象庁から送信される気象関係情報や、内閣官房から送信される有事関係情報を、人工衛星及び地上回線（LGWAN）を利用して地方公共団体に送信し、区市町村の同報系防

災行政無線を自動起動するシステム。

消防庁からは、情報番号、対象地域コード情報等を送信し、全地方団体が受信する。地域コードに該当する地方団体のみにおいて、情報番号に対応する、あらかじめ録音された放送内容の自動放送を行う。

また、携帯電話会社を経由し、個々の携帯電話利用者にメール（エリアメール・緊急速報メール）で伝達するルートも整備されている。

【J-ALERT システムの構成図】




（出典：平成 29 年版消防白書）

## 第3節　被害状況等の報告体制

報告体制

<table>
<tr><th>機 関 名</th><th>内容</th></tr>
<tr><td>区</td><td>○　災害が発生したときから当該災害に関する応急対策が完了するまで、被害状況等について、次により都に報告する。<br>なお、都に報告ができない場合には、国(総務省消防庁)に報告する。<br>○　要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。<br>１　報告すべき事項<br>災害の原因、災害が発生した日時、災害が発生した場所又は地域、被害状況、災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置、災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類、その他必要な事項<br>２　報告の方法<br>原則として、災害情報システム（DIS）の入力による。(ただし、システム端末の障害等により入力できない場合は、防災行政無線、電話、FAX などあらゆる手段により報告する)<br>３　報告の種類・期限等<br>報告の種類、期限等は次のとおりとする。
<table>
<tr><th colspan="2">報告の種類</th><th>入力期限</th><th>入力画面</th></tr>
<tr><td colspan="2">発災通知</td><td>即時</td><td>被害第１報報告</td></tr>
<tr><td colspan="2">被害措置<br>概況速報</td><td>即時及び都が<br>通知する期限内</td><td>被害数値報告<br>被害箇所報告</td></tr>
<tr><td colspan="2">要請通知</td><td>即時</td><td>支援要請</td></tr>
<tr><td rowspan="2">確定報告</td><td>災害確定報告</td><td>応急対策を終了した後 20 日以内</td><td>災害総括</td></tr>
<tr><td>各種確定報告</td><td>同上</td><td>被害情報、措置情報</td></tr>
<tr><td colspan="2">災害年報</td><td>４月 20 日</td><td>災害総括</td></tr>
</table>
４　災害救助法に基づく報告<br>災害救助法に基づく報告については、第３部第 12 章「災害救助法の適用」に定めるところによる。</td></tr>
<tr><td>警視庁<br>第十方面本部<br>各警察署</td><td>○　各方面本部、各警察署から災害に関する情報を収集し、これをとりまとめ都に通報する。<br>○　東京消防庁、陸上自衛隊等の関係機関との相互の情報交換を図る。<br>○　主な収集事項は、被害状況、治安状況、救援活動及び警備活動の状況、交通機関の運行状況及び交通規制の状況、犯罪の防止に関しとった措置、その他とする。</td></tr>
<tr><td>都総務局</td><td>○　都総務局は、区市町村、都各局、指定地方公共機関等関係機関からの報告をとりまとめ、消防組織法第 40 条及び災害対策基本法第 53 条に基づき国(総務省消防庁)に報告するほか、他関係防災機関に被害状況等を通報する。<br>○　都総務局は、状況により必要がある場合は、災害地調査班を編成し、現地の状況を調査する。ただし、班の数及び構成その他必要事項は、事態に応じ適宜定める。<br>１　調査事項は、災害原因、被害状況、応急措置状況、災害地住民の動向及び要望事項、現地活動の隘路、その他必要事項、とする。<br>２　現地調査にあたっては、災害対策用車両の有効適切な活用を図り、調査の結果を逐一都総務局に報告する。なお、調査の際、重要な情報があるときは、ただちに報告する。<br>○　都総務局は、被害状況等をとりまとめ、必要に応じ、区市町村等の関係防災機関に提供する。</td></tr>
</table>

| 機 関 名 | 内容 |
|---|---|
| 都各局 | ○　都各局は、区市町村の例により所管施設及び所管業務に関する所在区市町村別の被害状況等を調査し、都総務局に報告する。<br>○　都各局の出先事業所は、周辺地域の被災状況や参集した職員から収集した被害状況を、別に定める報告要領に基づき、都総務局に報告する。 |
| 東京消防庁<br>第十消防方面本部<br>各消防署 | ○　各消防署、消防団等が行っている消防活動及び救急救助活動について、諸情報を収集し、これをとりまとめ都に通報する。<br>○　警視庁、陸上自衛隊等の関係機関との相互の情報交換を図る。<br>○　主な収集事項は、災害発生状況及び消防活動の状況、要救護情報及び医療活動情報、その他災害活動上必要ある事項 |
| 東京管区気象台<br>（気象庁） | ○　竜巻等突風、高潮・高波・副振動、地震・津波及び火山噴火等の規模及び被害状況を勘案の上必要と認める場合には、今後の防災気象情報の改善に資するよう、現象の実態解明等を目的とした現地調査を行う気象庁機動調査班（JMA－MOT）の派遣を実施する。調査結果は、速やかに公開する。 |
| 関東地方整備局<br>東京国道事務所 | ○　国道事務所においては、パトロールカー等による巡視を行う。<br>○　道路情報モニター等からの情報収集にも努め、必要に応じ都、警視庁及び各関係防災機関に速やかに連絡する。 |
| 各防災機関 | ○　各防災機関は、所管施設に関する所在区市町村別の被害、既にとった措置、今後とろうとする措置その他必要事項について、区市町村の例に準じ都に報告する。<br>○　ライフライン関係機関及び交通機関関係の被害概況速報については、「災害報告取扱要領」による。<br>○　システム端末設置機関は、必要に応じ、端末に入力する。 |

【被害状況の報告・伝達系統】

＜都災害情報システム（DIS）の場合＞

第４部第３章第２節参照

＜都災害対策本部の情報体制＞

第４部第３章第２節参照

# 第4節　災害時の広報及び広聴活動

## 1　広報活動

区民へ正確な情報を迅速かつ確実に提供を行う。

### (1) 対策内容と役割分担

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| 区 | ○　防災行政無線、ホームページ、SNS、防災・緊急情報メール、広報車等による複数の情報を用いて情報の伝達を図る。<br>○　当該区域や所管施設において災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、ただちに警察署、消防署等と連携して、必要な広報活動を実施する。 |
| 日本郵便<br>板橋郵便局 | ○　業務被害、応急対策の措置状況等、業務運営状況及びその見通し等 |
| ＮＴＴ東日本<br>ＮＴＴｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝｽﾞ<br>ＮＴＴドコモ | ○　災害の発生が予想される場合又は発生した場合に、通信の疎通、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況等の広報を行う。<br>○　ホームページ、支店前掲示等により直接当該被災地に周知<br>○　災害用伝言ダイヤル等を提供した場合、交換機よりの輻輳トーキ案内、避難所等での利用案内を実施するほか、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ、ラジオ、防災無線等で利用案内を実施 |
| KDDI | ○　広報内容は次のとおりである。<br>通信の被害・疎通状況の案内と通信輻輳時における利用者への時差通信等の協力要請<br>○　広報手段は次のとおりである。<br>報道機関及びホームページ等を通じて広報を行う。 |
| ソフトバンク | ○　災害の発生が予想される場合又は発生した場合に、利用者の利便に関する次に掲げる事項について、テレビ・ラジオ放送等を通じ情報提供に必要な広報を行う。<br>ア　通信の疎通状況及び利用制限等の措置状況<br>イ　災害用伝言板及び音声お届けサービス等の協力要請<br>ウ　その他必要とする事項 |
| 首都高速道路<br>東京西局 | ○　広報内容は次のとおりである。<br>応急対策の措置状況、交通規制状況、避難方法等<br>○　広報手段は次のとおりである。<br>ラジオ等各種メディア、パトロールカー、標識、情報板、料金所看板等の各種道路情報提供設備 |
| 東日本旅客鉄道<br>東京支社 | ○　広報内容は次のとおりである。<br>ア　災害の規模、被害範囲、駅周辺や沿線の被害状況<br>イ　列車の不通線区や開通見込み等<br>○　広報手段は次のとおりである。<br>ア　被災線区等の輸送状況、被害状況等を迅速かつ適切に把握し、旅客等に周知・案内を行い、テレビ・ラジオ・インターネットホームページ等で都民への情報提供に努める。<br>イ　乗務員は、輸送指令から災害の規模、被害状況、運転再開の見通し等の指示を受け、放送等により案内を行う。 |

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| 東京電力グループ<br>大塚支社 | ○　広報内容は次のとおりである。<br>ア　電気による二次災害等を防止するための方法<br>イ　避難時の電気安全に関する心構えについての情報<br>ウ　電力施設の被害状況、復旧予定等についての情報<br>エ　停電に関する情報<br>○　広報手段は次のとおりである。<br>ア　テレビ、ラジオ（ラジオ・ライフラインネットワーク）及び新聞等の報道機関を通じた広報<br>イ　ホームページ等を通じた広報<br>ウ　区の防災行政無線（同報系）の活用<br>エ　広報車等による直接当該地域への周知 |
| 東京ガスグループ | ○　広報内容は次のとおりである。<br>ア　被害地区におけるガス機器の使用上の注意事項<br>イ　ガス供給状況、供給停止地区の復旧の見通し<br>○　広報手段は次のとおりである。<br>ア　東京ガスグループのホームページ・SNS 等を通じた広報<br>イ　テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関を通じた広報 |
| 各放送機関 | ○　発災時の応急措置、災害に関する警報等の周知 |
| 都総務局 | ○　風水害発生直後に行う広報内容は、次のとおりである。<br>ア　災害の規模・気象・水象の状況<br>イ　避難方法等<br>○　被災者に対する広報内容は、次のとおりである。<br>ア　被害情報<br>イ　食料・生活物資等の供給状況<br>ウ　医療救護活動の状況<br>エ　電気等ライフラインの復旧状況<br>オ　通信・交通機関等の復旧状況<br>カ　水道・給水に関する情報<br>○　区市町村から広報に関する応援要請を受けたとき、又はその他の状況により必要と認めるときは、都政策企画局その他の関係機関に対し、放送要請手続をとるよう、指示・要請を行う。<br>○　携帯電話による利用も可能なホームページ形式の災害情報提供システムにより、都民に対して、被害情報や鉄道運行状況、道路情報等の提供を行い、災害発生時の迅速な初動対応や外出者の帰宅を支援する。また、防災関連情報（東京アメッシュ、各種ハザードマップ、都内中小河川の水位、雨量情報等）をホームページ上にてワンストップで確認できるように、機能向上を図る。<br>○　防災 X（旧 Twitter）、都防災アプリや都等が保有するデジタルサイネージなどの情報提供ツールを活用し、情報提供を行う。<br>○　民間で配信しているアプリと連携活用し、情報提供を行う。<br>○　チャットボットを用いて都民からの問い合わせに対して、迅速に対応する。 |
| 警視庁<br>第十方面本部<br>各警察署 | ○　各方面本部、各警察署から災害に関する情報を収集し関係機関と協力して、次の事項に重点をおいて、適時活発な広報活動を実施する。<br>ア　気象、水象の状況、水防活動状況及び今後の見通し<br>イ　被害状況、治安状況、救助活動及び警備活動<br>ウ　感電、転落、でき水等による事故の防止及び防疫に関する注意の喚起<br>エ　交通機関の運行状況及び交通規制の状況<br>オ　犯罪の防止<br>カ　その他、各種告示事項<br>○　広報手段は次のとおりである。<br>ア　パトロールカー、白バイ、広報車、サインカー等による広報<br>イ　拡声装置、携帯用拡声機による広報<br>ウ　ヘリコプター、警備艇による広報<br>エ　ホームページ、災害対策課 X（旧 Twitter）等による広報<br>オ　テレビ、ラジオ等報道機関への情報提供 |

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| | カ　相談所の開設 |
| 自衛隊 | ○　都及び関係機関と連絡を密にし、自ら積極的に空及び地上から情報を収集するとともに、広報に優先する他の救援活動の遂行に支障のない範囲において、能力の許す限り広報活動を実施する。<br>ア　人命財産の保護に影響する緊急情報の伝達<br>イ　民心安定に寄与する自衛隊及び関係機関の活動状況<br>ウ　都及び関係機関等の告示事項<br>エ　その他必要事項<br>○　広報手段は、航空機、車両拡声器及び地上部隊の口頭による。 |
| 東京消防庁<br>第十消防方面本部<br>各消防署 | ○　災害に関する情報を収集し、関係機関と協力して次の事項に重点をおき、適時的確な広報活動を実施する。<br>ア　気象及び水位の状況<br>イ　水災及び土砂災害に関する情報<br>ウ　被災者の安否情報<br>エ　水防活動状況<br>オ　救出救護及び要配慮者への支援の呼びかけ<br>○　広報手段は次のとおりである。<br>ア　テレビ、ラジオ等の報道機関を介しての情報提供<br>イ　消防車両の巡回<br>ウ　デジタルサイネージ、ホームページ、アプリ、SNS<br>エ　消防団員及び災害時支援ボランティアを介しての情報提供 |
| 東京管区気象台<br>（気象庁） | ○　災害応急・救助活動や復旧活動を伴う災害が発生した場合、速やかに災害時気象支援資料を作成し、都及び関係する区市町村等の防災関係機関へ提供する。 |

### (2) 詳細な取組内容

#### ア 区災対本部からの発表

##### （ア） 区民への広報体制

○　区災対本部 本部長室は、災害広報情報を統一的に収集し、発表する。

○　区の災害広報担当は、災対政策経営部広聴広報班とする。

○　区の所有する広報媒体を十分に活用して広報活動に当たる。

##### （イ） 報道機関への広報体制

「防災報道センター」を開設し、区災対本部において収集した災害広報情報を報道機関へ発表する。

## 2　広報内容

○　当該区域や所管施設において災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、直ちに警察署、消防署等と連携して、必要な広報活動を実施する。

○　区は、ケーブルテレビ局などの地域放送局を活用して、被災・復旧などの情報を放送する。

○　区は、都が発災時に要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化等のため行方不明者、安否不明者及び死者の氏名等の公表を行う場合に備え、都と連携の上、あらかじめ一連の手続き等の整理、明確化に努める。

### (1) 広報事項

ア　災害情報及び区の防災態勢

イ　区の応急復旧対策

ウ　避難所開設状況

エ　避難誘導、その他注意事項

オ　交通機関運行状況
カ　区民の士気、相互扶助精神の高揚方策
キ　その他必要事項

### (2) 災害広報情報の収集

災対広聴広報班は、他の部の調査等を行う班と緊密な連絡をとり、正確かつ迅速な情報収集に努める。

### (3) 報道機関への広報

#### ア 防災報道センターの開設

災対広聴広報班は、「防災報道センター」を開設する。

災対広聴広報班は、防災報道センターに、臨時電話、パソコン、FAX 等を設置する。

#### イ 報道機関への発表

危機管理部長又は広聴広報課長は、区災対本部において収集した災害広報情報を報道機関へ発表する。

## 3　避難指示等の情報伝達

区及び都は、災害発生時、災害対策本部設置時には、放送要請による対応を行う場合があるほか、本部設置に至らない場合でも、区民等に対しマスコミと連携した避難指示等に関する情報提供を行う、インターネットを積極的に活用するなど、より一層の災害対応を実施する。

具体的な対応については、「放送を活用した避難指示等の情報伝達の申し合わせ」の内容による。

### (1) 実施機関

区、都、都域又は都域を超える広域区域を事業区域とする放送事業者各社

### (2) 伝達する情報

ア　高齢者等避難
イ　避難指示
ウ　警戒区域の設定

## 4　広聴活動

### (1) 対策内容と役割分担

| 各　機　関 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| **区** | **○　被災者のための相談所を設け、要望事項を聴取し、その解決を図る。<br>○　広聴内容を関係機関に連絡** |
| 警視庁<br>第十方面本部<br>各警察署 | ○　警察署又は交番その他必要な場所に臨時相談所を設置して、警察関係の相談にあたる。 |
| 都総務局 | ○　都各局の相談窓口をとりまとめ住民等へ周知 |
| 都生活文化スポーツ局 | ○　常設の都民相談窓口又は災害の規模に応じて臨時相談窓口を開設し、被災者の生活に関する相談、要望等の解決に努める。 |
| 都各局 | ○　相談窓口等を開設するとともに、都総務局に報告 |

| 各　機　関 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| 東京消防庁<br>第十消防方面本部<br>各消防署 | ○　災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所に消防相談所を開設し、各種相談、説明、案内にあたる。<br>○　都民からの電子メールによる問合わせに対応する。 |

(2)　広聴内容

ア　区の広聴体制

区民生活の速やかな復旧を図るため、広聴活動を展開し、被災住民の動向と要望、苦情の把握及び相談業務を行う

イ　臨時被災者相談所等の設置

（ア）　臨時被災者相談所

被害地及び集団避難所等に臨時被災者相談所を必要に応じ設け、相談、要望、苦情等を聴取し、速やかに関係部及び関係機関に連絡して早期解決に努める。

（イ）　相談所の規模及び構成員

相談所の規模及び構成員等は、災害の規模や現地の状況を検討して決める。

# 第3章　　水防対策

＜主な機関の応急活動＞

| 機関名 | 発災　　被害の発生 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 事前情報収集期 | 情報監視期 | 情報連絡期 | 災害即応期 | 応急対応期 |
| 区 | ○気象情報、水位情報等の収集・伝達 → | | | | |
| | ○警報等の受信、伝達 → | | | | |
| | | ○水防活動開始 → | | | |
| | | | ○高齢者等避難 | | |
| | | | ○避難指示 | | |
| | | | | ○災害派遣要請 | |
| | | | | ○広域応援要請 | |
| | | | | | ○応急復旧 |
| 東京消防庁 | ○気象情報等、水位情報等の収集・伝達 → | | | | |
| | 【必要に応じて水防態勢発 | | 【水防態勢発 → | | |
| | | | 【必要に応じて第一～第四非常配備態勢発令】 → | | |
| | | | ○第一非常配備態勢以上の発令で水防部隊を編成 | | |
| | | ○事前計画（水防基本計画等）に基づく活動 → | | | |
| | | | | ○必要に応じて現場救護所を設置 | |
| | | | | ○知事に対し緊急消防援助隊の応援要請 | |




※水防活動に関する具体的事項については、最新の東京都水防計画を確認することとする。

# 第1節　水防情報

## 1　気象情報

気象状況により、浸水等の被害が発生するおそれがある場合、各水防関係機関は的確な情報の把握に努めるとともに、相互の連絡、指示、通報、又は伝達が迅速かつ円滑に行われるよう、情報の目的、性質、伝達の系統、方法等について精通し、効果的な水防活動に努めるものとする。

気象等の情報は、気象庁からオンラインにより入手する。また、防災機関からは、以下の入手方法がある。

### (1) 都災害情報システム（DIS）

○　DIS を活用することで、「東京都水防災総合情報システム」、「国土交通省解析雨量」、「アメダス実況」による各種気象情報や河川水位情報等を収集することが可能となり、災害対策の検討、伝達情報の判断材料等に活用することができる。

### (2) 防災情報提供システム

○　防災情報提供システムとは、気象庁が専用線及び汎用のインターネット(電子メール、Web)を活用し、気象庁の発表する各種防災気象情報を都、区等の防災機関へ提供するシステムである。

○　各種防災気象情報の他、流域雨量指数の予測値、大雨（土砂災害、浸水害）・洪水警報の危険度分布、竜巻発生確度ナウキャスト、雷ナウキャスト等、発達した積乱雲のもたらす激しい気象現象の危険度を表すきめ細かい情報等を入手できる。区が行う避難指示等の判断の参考に利用する。

○　気象庁が発表する気象の警報・注意報のうち水防活動に関するものは、「大雨」、「高潮」、「洪水」、「津波」に関する各警報・注意報である。

○　警報・注意報の発表基準については、次頁に示す。

＜「大雨」「高潮」「洪水」警報・注意報の発表基準＞

**警報・注意報発表基準一覧表**

令和5年6月8日現在
発表官署　気象庁

| | | | |
|---|---|---|---|
| 板橋区 | 府県予報区 | 東京都 | |
| | 一次細分区域 | 東京地方 | |
| | 市町村等をまとめた地域 | 23区西部 | |
| 警報 | 大雨（浸水害）（土砂災害） | 表面雨量指数基準 | 20 |
| | | 土壌雨量指数基準 | 138 |
| | 洪水 | 流域雨量指数基準 | 白子川流域=12.5 |
| | | 複合基準*1 | 石神井川流域=(15, 13)，白子川流域=(20, 11)，<br>新河岸川流域=(20, 38.1) |
| | | 指定河川洪水予報による基準 | 新河岸川[宮戸橋]，荒川[治水橋・岩淵水門(上)]，<br>石神井川[向台・稲荷橋・加賀橋・溝田橋] |
| | 暴風 | 平均風速 | 25m/s |
| | 暴風雪 | 平均風速 | 25m/s　雪を伴う |
| | 大雪 | 降雪の深さ | 12時間降雪の深さ10cm |
| | 波浪 | 有義波高 | |
| | 高潮 | 潮位 | 4.0m*2 |
| 注意報 | 大雨 | 表面雨量指数基準 | 12 |
| | | 土壌雨量指数基準 | 117 |
| | 洪水 | 流域雨量指数基準 | 石神井川流域=16.6，白子川流域=10 |
| | | 複合基準*1 | 石神井川流域=(6, 11.7)，白子川流域=(12, 9.3)，<br>新河岸川流域=(10, 29.5) |
| | | 指定河川洪水予報による基準 | 荒川[治水橋・岩淵水門(上)] |
| | 強風 | 平均風速 | 13m/s |
| | 風雪 | 平均風速 | 13m/s　雪を伴う |
| | 大雪 | 降雪の深さ | 12時間降雪の深さ5cm |
| | 波浪 | 有義波高 | |
| | 高潮 | 潮位 | 2.0m |
| | 雷 | 落雷等により被害が予想される場合 | |
| | 融雪 | | |
| | 濃霧 | 視程 | 100m |
| | 乾燥 | 最小湿度25%で実効湿度50% | |
| | なだれ | | |
| | 低温 | 夏期(平均気温)：平年より5℃以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続くとき<br>冬期(最低気温)：−7℃以下、多摩西部は−9℃以下 | |
| | 霜 | 晩霜期　最低気温2℃以下 | |
| | 着氷・着雪 | 大雪警報の条件下で気温が−2℃～2℃の時 | |
| 記録的短時間大雨情報 | | 1時間雨量 | 100mm |

*1 (表面雨量指数，流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

*2 東京都が定める基準水位観測所(辰巳水門)における高潮特別警戒水位(3.2m)への潮位の到達状況を考慮して、これによらず高潮警報を発表する場合があります。

＜大雨、洪水及び高潮警報・注意報基準表の解説＞

（1）本表は、気象・高潮・波浪・洪水に関する警報・注意報の発表基準を一覧表に示したものである。特別警報及び地震動・津波・火山に関する警報の発表基準は、別の資料を参照のこと。

（2）警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される市町村等に対して発表する。

（3）大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。

（4）表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。

（5）表中において、対象の市町村等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害が極めて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報（洪水を除く。）についてはその欄を空白で、大

雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を定めていないもの、または、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合についてはその欄を“－”で、それぞれ示している。

（6）大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、（浸水害）は「大雨警報（浸水害）」、（土砂災害）は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示している。

（7）地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

（8）大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。ただし、暫定基準を設定する際に市町村等の一部地域のみ通常より低い基準で運用する場合がある。この場合、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。

（9）大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は 1km 四方毎に設定しているが、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。1km 四方毎の基準値については、別添資料（https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index_shisu.html）を参照のこと。

（10）洪水の欄中、「○○川流域=10.5」は、「○○川流域の流域雨量指数 10.5 以上」を意味する。

（11）洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、本表には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表している。主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は別添資料（https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index_kouzui.html）を参照のこと。

（12）洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。その他の地点の基準値は別添資料（https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index_kouzui.html）を参照のこと。

（13）洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「○○川［△△］」は、洪水警報においては「指定河川である○○川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。

（14）高潮警報・注意報の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいは MSL（平均潮位）等を用いる。

（出典：気象庁ホームページ「警報・注意報発表基準一覧表（東京都）」
https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/tokyo.html）

＜特別警報の指標（発表条件）＞

# 各基準と指標(発表条件)との関係

| 現象 | 特別警報の基準 | | |
|---|---|---|---|
| 大雨 | 台風や集中豪雨により<br>数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合※ | | → 雨を要因とする特別警報の指標（発表条件） |
| 暴風 | 数十年に一度の強度の台風や<br>同程度の温帯低気圧により | 暴風が吹くと予想される場合※ | → 台風等を要因とする特別警報の指標（発表条件） |
| 高潮 | | 高潮になると予想される場合※ | |
| 波浪 | | 高波になると予想される場合※ | |
| 暴風雪 | 数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により<br>雪を伴う暴風が吹くと予想される場合※ | | |
| 大雪 | 数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合※ | | → 雪を要因とする特別警報の指標（発表条件） |

※：過去の災害事例に照らして、指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などに関する客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて発表を判断します。

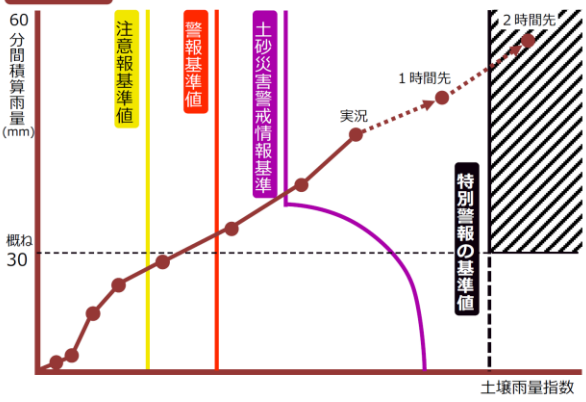
# 雨を要因とする特別警報の指標(発表条件)

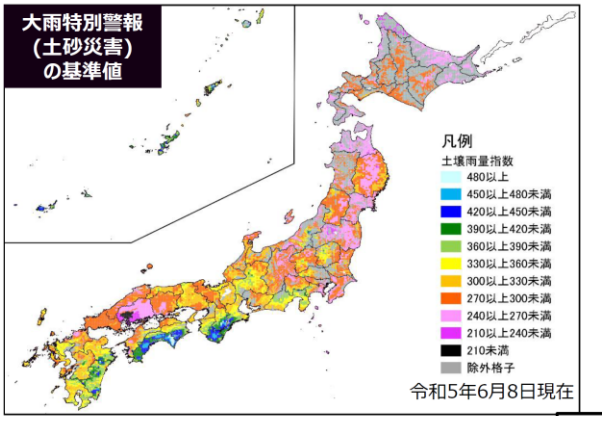
## 大雨特別警報(土砂災害)の場合

**過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数**の基準値を**地域毎に設定**し、この基準値以上となる**1km格子が概ね10個以上**まとまって出現すると予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨※がさらに降り続くと予想される市町村等に大雨特別警報(土砂災害)を発表します。

激しい雨※：1時間に概ね30mm以上の雨

イメージ図



# 雨を要因とする特別警報の指標(発表条件)

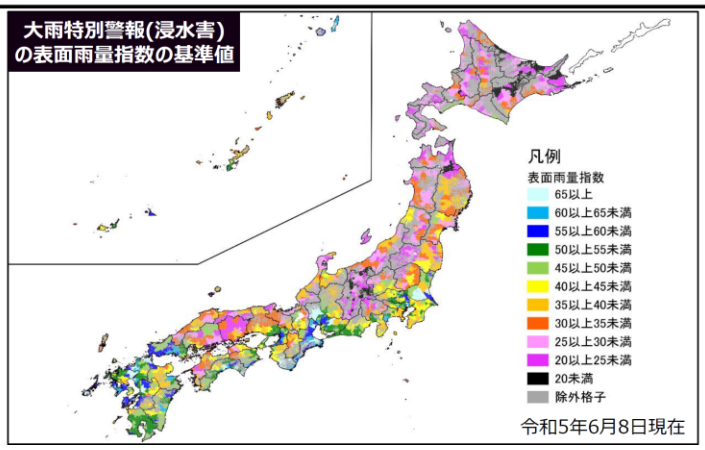
## 大雨特別警報(浸水害)の場合

**過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数及び流域雨量指数**の基準値を**地域毎に設定**し、以下の①又は②を満たすと予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨※がさらに降り続くと予想される市町村等に大雨特別警報(浸水害)を発表します。

① **表面雨量指数**として定める基準値以上となる**１km格子が概ね30個以上**まとまって出現。

② **流域雨量指数**として定める基準値以上となる**１km格子が概ね20個以上**まとまって出現。

激しい雨※：1時間に概ね30mm以上の雨




（出典：気象庁ホームページ「気象等に関する特別警報の指標（発表条件）」
https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/tokubetsu-keiho/kizyun-kishou.html）

## 2　洪水予報を行う河川（国管理）

国土交通省と気象庁は、２以上の都県の区域にわたる河川その他流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水予報を共同発表する。（水防法第 10 条）

都は、国土交通省と気象庁が発表する洪水予報の通知を受けたときは、水防管理団体（区）へ通知する。（水防法第 10 条）

区内では、荒川が国が指定する洪水予報河川となっている。

### (1)　対象河川（区内）

| 河川名 | 洪水予報区間 | | 基準点（水位観測所） |
|---|---|---|---|
| 荒川（旧川を除く） | 左岸 | 埼玉県深谷市荒川字下川原５番の２地先から海まで（旧川を除く） | 熊谷<br>治水橋<br>岩淵水門（上） |
| | 右岸 | 埼玉県大里郡寄居町大字赤浜字後古沢 218 番の 18 地先から海まで（旧川を除く） | |

### (2)　洪水予報の種類と発表基準

| 種　　類 | 発　表　基　準 |
|---|---|
| 荒川<br>氾濫注意情報 | 基準地点のいずれかの水位が、氾濫注意水位に到達し、さらに水位上昇が見込まれるとき |
| 氾濫警戒情報 | 基準地点のいずれかの水位が、概ね２～３時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき |
| 氾濫危険情報 | 基準地点のいずれかの水位が、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき、あるいは氾濫危険水位に到達したとき |
| 氾濫発生情報 | 洪水予報を行う区域において、氾濫が発生したとき |
| 氾濫注意情報解除 | 基準地点の水位が、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれがなくなったとき |

### (3)　発表基準水位

| 河川名 | 基準地点 | 所在地 | 水防団待機水位（指定水位） | 氾濫危険水位（警戒水位） | 避難判断水位 | 氾濫危険水位 | 計画高水位 | 零点高※ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 荒川 | 熊谷 | 埼玉県熊谷市榎町 | 3.00m | 3.50m | 5.00m | 5.50m | 7.507m | A.P.＋26.457m |
| | 治水橋 | 埼玉県さいたま市西区飯田新田 | 7.00m | 7.50m | 12.20m | 12.70m | 14.599m | A.P.－0.229m |
| | 岩淵水門（上） | 東京都北区志茂５丁目 | 3.00m | 4.10m | 6.50m | 7.70m | 8.57m | A.P.＋0.000m |

※荒川工事基準面（A.P.）：0.000m

## 3　洪水予報を行う河川（都管理）

都と気象庁は、国土交通省が指定した河川以外の河川で、洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川を指定し（洪水予報河川）、洪水予報を共同発表する。（水防法第 11 条）

### (1) 対象河川

| 河川名 | 区間 | | 基準地点 | 担当事務所 |
|---|---|---|---|---|
| 石神井川 | 左岸 | 自　小平市花小金井南町（小金井公園）<br>至　西東京市東伏見３丁目（富士見調節池） | 向台 | 北多摩南部建設事務所 |
| | 右岸 | 自　小平市花小金井南町（小金井公園）<br>至　西東京市東伏見３丁目（富士見調節池） | | |
| | 左岸 | 自　練馬区関町北３丁目（富士見調節池）<br>至　練馬区石神井台１丁目（蛍橋） | 稲荷橋 | 第四建設事務所 |
| | 右岸 | 自　練馬区関町北３丁目（富士見調節池）<br>至　練馬区上石神井３丁目（蛍橋） | | |
| | 左岸 | 自　練馬区石神井台１丁目（蛍橋）<br>至　北区王子本町１丁目（飛鳥山公園） | 加賀橋 | |
| | 右岸 | 自　練馬区上石神井３丁目（蛍橋）<br>至　北区滝野川２丁目（飛鳥山公園） | | |
| | 左岸 | 自　北区王子本町１丁目（飛鳥山公園）<br>至　北区堀船３丁目（隅田川合流点） | 溝田橋 | 第六建設事務所 |
| | 右岸 | 至　北区滝野川３丁目（飛鳥山公園）<br>至　北区堀船３丁目（隅田川合流点） | | |

※板橋区内の流域を所管する都建設局の分局は第四建設事務所となっている。

### (2) 洪水予報の種類と発表基準

| 種類 | 発表基準 |
|---|---|
| 石神井川<br>氾濫危険情報 | 基準地点のいずれか１地点の水位が、概ね１時間以内に氾濫発生水位に到達することが見込まれる場合、あるいは氾濫危険水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表する。 |
| 石神井川<br>氾濫注意情報解除 | 全ての基準地点の水位が、氾濫危険水位を下回り、洪水のおそれがなくなったときに発表する。 |

### (3) 発表基準水位

（基準：A.P.）

| 河川名 | 基準点（水位観測所） | 所在地 | 水防団待機水位（指定水位） | 氾濫注意水位（警戒水位） | 氾濫危険水位 | 氾濫発生水位 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 石神井川 | 向台 | 西東京市向台 | — | — | 58.64m | 59.12m |
| | 稲荷橋 | 練馬区石神井台 | — | — | 46.78m | 47.51m |
| | 加賀橋 | 板橋区加賀 | — | — | 14.50m | 16.50m |
| | 溝田橋 | 北区堀船 | — | — | 4.70m | 5.42m |

■参照（別冊「資料編」）
資料風 2.1.7　水防上注意を要する箇所等（新河岸川・白子川）

## 4　洪水予報を行う河川（埼玉県管理）

### (1) 対象河川

| 河川名 | 洪水予報区間 | | 基準点（水位観測所） |
|---|---|---|---|
| 新河岸川 | 左岸 | 自　川越市大字大仙波 1259-1 地先<br>至　和光市下新倉 4197 地先 | 宮戸橋 |
| | 右岸 | 自　川越市扇河岸 243-2 地先<br>至　和光市下新倉 6 丁目 4198-1 地先 | |

※新河岸川は、東京都管理区間においては水防法に基づく洪水予報河川として指定されていない。

### (2) 洪水予報の種類と発表基準

| 種類 | 発表基準 |
|---|---|
| 新河岸川<br>氾濫注意情報<br>（洪水注意報） | 基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、さらに水位上昇が見込まれるとき |
| 新河岸川<br>氾濫警戒情報<br>（洪水警報） | 基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位（危険水位）に到達することが見込まれるとき、または、避難判断水位に到達し、さらに水位上昇が見込まれるとき |
| 新河岸川<br>氾濫危険情報<br>（洪水警報） | 基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき |
| 新河岸川<br>氾濫発生情報<br>（洪水警報） | 氾濫が発生したとき |

※新河岸川における洪水予報については、埼玉県から区へ伝達されることとなっている。

### (3) 発表基準水位

（基準：A.P.）

| 河川名 | 基準点（水位観測所） | 所在地 | 水防団待機水位（指定水位） | 氾濫注意水位（警戒水位） | 氾濫危険水位 | 氾濫発生水位 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 新河岸川 | 宮戸橋 | 朝霞市宮戸 | 4.50m | 6.00m | 7.12m | 7.48m |

## 5　水位周知を行う河川（都管理）

都は、洪水予報河川以外の河川のうち、洪水により相当な被害を生ずるおそれがある河川を指定し（水位周知河川）、氾濫危険水位に達した場合は直ちに都水防計画に定める水防機関にその旨連絡する。（水防法第 13 条）

### (1)　対象河川

| 河川名 | 水位周知区間 | | 基準点（水位観測所） |
|---|---|---|---|
| 白子川 | 左岸 | 自　練馬区南大泉４丁目（上流端）<br>至　練馬区西大泉１丁目（宮の橋上流） | 松殿橋 |
| | 右岸 | 自　練馬区東大泉７丁目（上流端）<br>至　練馬区東大泉４丁目（宮の橋上流） | |
| | 左岸 | 自　練馬区西大泉１丁目（宮の橋上流）<br>至　練馬区大泉町６丁目（比丘尼橋） | 三ツ橋 |
| | 右岸 | 自　練馬区東大泉４丁目（宮の橋上流）<br>至　練馬区東大泉２丁目（比丘尼橋） | |
| | 左岸 | 自　練馬区大泉町６丁目（比丘尼橋）<br>至　埼玉県和光市下新倉６丁目（新河岸川合流点） | 子安橋 |
| | 右岸 | 自　練馬区東大泉２丁目（比丘尼橋）<br>至　板橋区三園２丁目（新河岸川合流点） | |

### (2)　洪水予報の種類と発表基準

| 種類 | 発表基準 |
|---|---|
| 白子川<br>氾濫危険情報 | 基準点の水位が氾濫危険水位に到達したとき。 |
| 白子川<br>注意情報解除 | すべての基準点の水位が氾濫危険水位を下回り、洪水のおそれがなくなったとき。 |

### (3)　発表基準水位

（基準：A.P.）

| 河川名 | 基準点（水位観測所） | 所在地 | 氾濫危険水位（洪水特別計画水位） | 氾濫発生水位 |
|---|---|---|---|---|
| 白子川 | 松殿橋 | 練馬区東大泉 | 44.06m | 44.87m |
| | 三ツ橋 | 練馬区東大泉 | 35.81m | 36.54m |
| | 子安橋 | 練馬区旭町 | 16.59m | 17.06m |

## 6　水防警報河川（荒川）

国土交通省は、重大な損害を生ずるおそれがあると認めた河川、湖沼又は海岸を指定し（水防警報河川）、洪水のおそれがあるとき、水防警報を発表し、水防管理団体･消防機関に対して水防活動を行うための水位情報を提供する（水防法第 16 条第１項及び第２項）。区内では、荒川が、国が管理する水防警報河川となっている。

### (1) 区内の水防警報河川

○　河川、区間、基準地点、担当事務所

| 河川名 | 水防警戒区間 | | 基準地点 | 担当河川事務所 |
|---|---|---|---|---|
| 荒川 | 左岸 | 自　埼玉県上尾市大字平方字横町 433 番の 5<br>至　埼玉県戸田市早瀬１丁目 4335 番地先 | 治水橋 | 荒川上流 |
| | 右岸 | 自　埼玉県川越市大字中老袋字田島 301 番の１<br>至　板橋区三園２丁目 80 番１地先 | | |
| | 左岸 | 自　埼玉県戸田市早瀬１丁目 4329 番地先<br>至　海 | 岩淵水門（上）<br>南砂町 | 荒川下流 |
| | 右岸 | 至　板橋区三園２丁目 80 番５地先<br>至　海 | | |

○　発表基準水位

第５部第３章第１節の 2(3)「発表基準水位」を参照。

### (2) 水防警報の種類・内容及び発表基準

| 種類 | 内　　容 | 発　表　基　準 |
|---|---|---|
| 待機 | １　出水あるいは水位の再上昇が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。<br>２　水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。 | 気象予報、警報などと河川状況により、特に必要と判断されるとき。 |
| 準備 | 水防活動に関する情報連絡、水防資器材の整備、水閘門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。 | 雨量、水位、流量などの河川状況で必要と判断されたとき。<br>水防団待機水位（指定水位）に達し氾濫注意水位（警戒水位）を越えるおそれがあるとき。 |
| 出動 | 水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。 | 氾濫注意水位（警戒水位）を越えるおそれがあるとき。水位、流量などの河川状況で必要と判断されたとき。 |
| 指示 | 水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、堤防斜面の崩れ･亀裂その他河川状況により警戒を必 | 氾濫警戒情報が発表されたり、すでに氾濫注意水位（警戒水位）を越えて災害の起こるおそれがあるとき。 |

| 種類 | 内　　容 | 発　表　基　準 |
|---|---|---|
| | 要とする事項を指摘して警告するもの。 | |
| 解除 | 水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。 | 氾濫注意水位（警戒水位）以下に下がったとき。氾濫注意水位（警戒水位）以上であっても、水防活動を必要とする河川状況でないと判断されたとき。 |
| 情報 | 雨量･水位の状況、水位予測、河川･流域の状況等水防活動上必要なもの | 状況により必要と認めるとき。 |
| 地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は津波の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。 | | |

## 7　観測通報

区は、管内の雨量、水位等の正確なデータをテレメータシステム、ＸバンドＭＰレーダーにより敏速に入手するとともに、都建設局（水防本部）から要請があった場合は、観測成果を報告するものとする。また、各土木サービスセンター及び管内消防署に転送するものとする。

■参照（別冊「資料編」）
資料風 2.1.4　気象観測機器設置場所一覧
資料風 2.1.5　気象観測機器配置図

### (1) 雨量

ア　10 分間６mm、又は１時間 20mm を超える警戒雨量値に達したとき、以後毎時の雨量
イ　３時間に 30mm を超えたとき、以後２時間毎の雨量
ウ　日雨量が 50mm を超えたとき、以後２時間毎の雨量
エ　水防用気象情報が発せられ、水防態勢をとっているとき

【雨量計】

| 雨量観測局名 | 所在地 | 観測主管課 |
|---|---|---|
| 板橋区役所 | 板橋２－66－１ | 防災危機管理課 |
| 常盤台区民事務所 | 常盤台３－27－１ | |
| 北部土木サービスセンター | 新河岸１－９－８ | |
| 紅梅小学校 | 徳丸８－10－１ | |
| 赤塚第二中学校 | 成増３－18－１ | |
| 熊野地域センター | 熊野町 40－９ | |
| 大谷口地域センター | 大谷口２－12－５ | |
| 志村第五小学校 | 西台３－38－23 | |
| 板橋（石神井川） | 仲宿 50 | |
| 学校橋（石神井川） | 大谷口北町 51 | |
| 成増橋（白 子 川） | 成増５－23 | |
| 平成橋（新河岸川） | 舟渡１－４ | |
| 芝原橋（新河岸川） | 高島平７－48 | |

### (2) 水位

ア　警戒雨量値に達したとき、水位の状況を適時報告する。

イ　観測開始水位に達したとき

【荒川量水標及び水位】

| 量水標名 | 報告開始水位 | 警戒水位 |
|---|---|---|
| 岩淵水門（上） | 3.00m | 4.10m |

【水位観測所】（板橋区管理）

| 水位観測装置局名 | 所在地 | 水系 |
|---|---|---|
| 板橋（仲宿） | 仲宿 50 | 石神井川 |
| 学校橋（大谷口） | 大谷口北町 51（学校橋下流） | |
| 久保田橋 | 双葉町 13 | |
| 栗原橋 | 桜川１－５ | |
| 落合橋 | 三園２－16 | 白子川 |
| 成増橋 | 成増５－23 | |
| 芝原橋 | 高島平７－48 | 新河岸川 |
| 平成橋 | 舟渡１－４ | |

※都建設局第四建設事務所・・加賀橋（石神井川）、笹目橋（新河岸川）
　国土交通省荒川下流河川事務所・・笹目橋（荒川）

### (3) 水防法第 15 条に定める措置

#### ア 水防法第 15 条第１項第３号に定める施設

■参照（別冊「資料編」）
資料風 3.3.1　水防法第 15 条第１項第３号に定める特に防災上の配慮を要する者が利用する施設

#### イ 水防法第 15 条第３項に定める伝達方法

FAX による一斉送信とする。

## 8　土砂災害警戒情報

（「令和３年度　東京都水防計画」より）

○　土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、防災活動や避難情報の災害応急対応を適時適切に行うための支援、及び区民の自主的な避難判断等の参考となるように区市町村ごとに発表する。

○　土砂災害警戒情報は、都と気象庁が共同で発表する。

○　都は、土砂災害防止法第 27 条に基づき、土砂災害の急迫した危険が予想される場合に、あらかじめ定めた降雨量の警戒基準により、土砂災害警戒情報を関係のある区市町村長に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を講じる。

○　区は、土砂災害警戒情報が都から伝達されたときは、土砂災害警戒区域等内の住民等に伝達し自主避難を促すとともに、区民等へ情報を周知する。

○　区は、区長が発令する避難情報の判断に土砂災害警戒情報を活用する。

○　都は、区及び各支庁・建設事務所へ、防災 FAX 及び DIS（災害情報システム）を利用し伝達する。

○　なお、土砂災害警戒区域等の指定後は、土砂災害警戒区域等内の区民等に土砂災害警戒情報を伝達する。

# 第2節　水防機関の活動

## 1　区の活動

○　河川、堤防等の巡視を行い、水防上危険であると認められる箇所があるときは、その管理者に連絡して必要な措置を求める。

○　気象状況及び水位に応じて、河川等の監視警戒を行い、異常を発見したときは、直ちに関係機関に連絡するとともに、事態に応じた措置をとる。

○　水防作業に必要な技術上の指導を行う。

○　水防作業に必要な資器材の調達を行う。

■参照（別冊「資料編」）
資料風 2.1.7　水防上注意を要する箇所等（新河岸川・白子川）
資料風 3.3.2　水防用備蓄資器材一覧

○　水防管理者（区長）は、次の場合直ちに消防機関に対し、準備及び出動を要請する。消防機関は、水防に関しては水防管理者の所轄の下に行動する。
この場合は、直ちに都建設局（水防本部）に報告するものとする。

| 要請事項 | 判断基準 |
|---|---|
| 準備 | ア　水防警報により、待機、又は準備の警告があったとき。<br>イ　河川の水位が、通報水位に達し、なお上昇のおそれがあり、出動の必要が予想されるとき。 |
| 出動 | ア　水防警報により、出動、又は指示の警告があったとき。<br>イ　水位が、警戒水位に達し、危険のおそれがあるとき。 |

○　水防管理者は、水防のためやむを得ない必要があるときは、その区域内に居住する者、又は水防の現場にいる者を水防に従事させることができる。

○　水防管理者は、堤防その他の施設が決壊、又はこれに準ずる事態が発生したときは、直ちに関係機関に通知するとともに、決壊したときは、できる限り氾濫による被害を拡大しないように努めなければならない。

○　洪水による著しい危険が切迫しているときは、水防管理者は必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退き、又はその準備を指示する。この場合、遅滞なく所管警察署長に、その旨を通知しなければならない。

○　水防管理者は、水防のため必要があると認めるとき、現場の秩序あるいは保全維持のため、所管警察署長に対し警察官の出動を求めることができる。

○　関係機関と連絡調整を行う場合は、原則、防災センターで行う。都をはじめとする関係機関が防災センター以外に現地対策本部を設置し、関係機関と連絡調整を行う場合は、各機関の現地対策本部運営マニュアルを参考にする。

○　水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者に対し、応援を求めることができる。応援のため派遣された者は、応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動する。

○　水防管理者は、水防のため緊急の必要があるときは、都知事に対し、自衛隊の派遣を要請することができる。

## 2　決壊時の措置

### (1) 決壊の通報及びその後の措置

○　堤防その他の施設が決壊し、又はこれに準ずべき事態が発生したときは、水防管理者、警察又は消防機関の長は、直ちに関係機関に通報するとともに、関係水防管理団体と相互情報を交換するなど連絡を密にする。

○　決壊後といえども、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。

### (2) 立ち退き

#### ア 立ち退きの指示

洪水又は高潮により著しい危険が切迫していると認められたときは、必要と認める区域の居住者に対し、ラジオ、信号、その他の方法により立ち退き又はその準備を指示する。

この場合、遅滞なく地元警察署長にその旨を通知する。

#### イ 避難誘導等

立ち退き又はその準備を指示された区域の居住者については、水防管理者は、警察と協力して救出又は避難誘導する。

また、水防管理者は、地元警察署長及び消防署長と協議のうえ、あらかじめ立退先及び経路等につき、必要な措置を講じておく。

## 3　費用及び公用負担

| 機関名 | 内容 |
|---|---|
| 水防管理団体 | ○　水防管理団体は、その管理区域の水防に要する費用を負担する。ただし、応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、その額及び方法は当該応援を求めた水防管理団体と協議して定める。<br>○　区域外の区市町村が当該水防により著しく、利益を受ける場合には、当該水防に要する費用の一部を受益の区市町村が負担する。<br>○　負担費用の額及び負担方法は両者が協議して定めるものとし、協議が成立しないときは、知事にあっ旋を申請することができる。 |
| 都 | ○　都又は都知事の行う事務に要する費用は、都の負担とする。 |

### (1) 公用負担権限

水防のための緊急の必要があるとき、水防管理者又は消防機関の長は、次の権限を行使することができる。

ア　必要な土地の一時使用

イ　土石、竹木、その他の資材の使用

ウ　土石、竹木、その他の資材の収用

エ　車両、その他の運搬具又は器具の使用

オ　工作物その他の障害物の処分

### (2) 公用負担権限証明

公用負担の権限を行使する場合、水防管理者又は消防機関の長にあっては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者にあっては、証明書を携行し、必要ある場合はこれを提示する。

### (3) 公用負担命令票

公用負担の権限を行使するときは、公用負担命令票を作成し、その一通を目的物所有者、管理者又はこれに準ずべき者に交付する。

ただし、現場の事情により、そのいとまのないときは事後において直ちに処理する。

### (4) 損失補償

公用負担権限行使によって損失を受けた者に対し、水防管理団体は、時価によりその損失を補償する。

# 第4章　雪害対策

## 第1節　雪害に対する備え及び啓発

本区を含む東京 23 区では、平年は積雪がほとんどないことから、少量の積雪でも事故等が多発し住民生活が混乱する。区民は普段から急な大雪への備えをすることが重要である。区は、次のような観点で、区民等に対し、大雪に関する普及啓発や注意喚起等を行う。

○ 在宅時の安全な過ごし方について
○ 車両の運転等について
○ 防災気象情報等の活用について
○ 孤立の恐れがある地域における対策について（食料、水、燃料等の備蓄など）
○ 除雪に用いる用具の備え及び地域ぐるみでの除雪について
○ 除雪作業中の事故防止について

## 第2節　凍雪害対策の組織及び体制

凍雪害に対処するため除雪対策本部の体制は、土木部長（除雪対策本部長）が必要と認める体制をとるものとする。なお、除雪対策本部長は、除雪対策本部での活動状況等を、適宜区長に報告するものとする。

### 1　本部の設置及び廃止

次の場合において土木部長が決定する。

#### (1)　本部の設置

相当量の積雪（おおむね 10cm 以上）及び気象通報等により、凍雪害が見込まれるとの判断がなされたとき。

#### (2)　本部の廃止

a　気象の回復により、積雪等による道路障害のおそれが解消したとき。

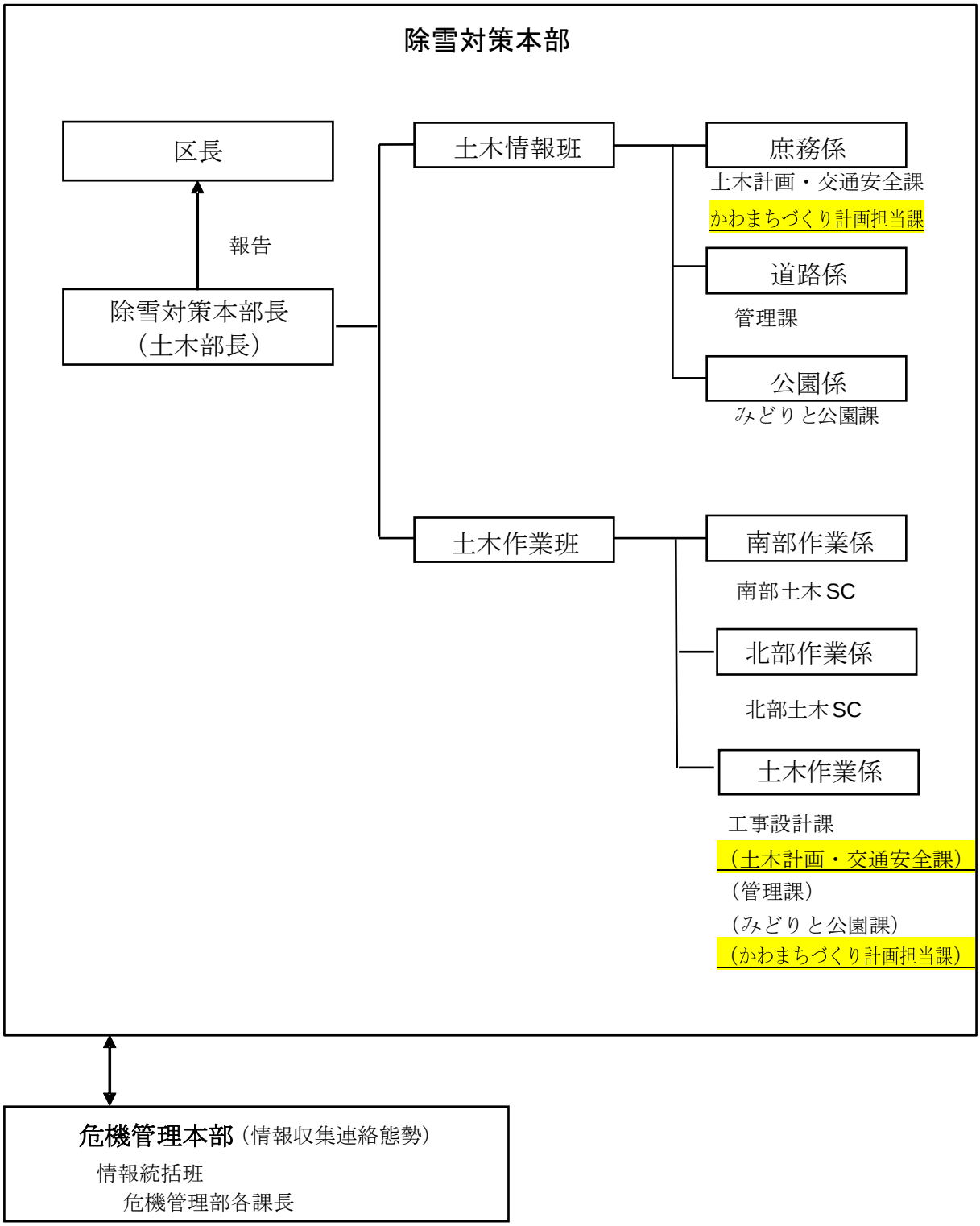
b　除雪等の作業がおおむね完了し、交通の安全が確保されたと判断したとき。

### 2　除雪対策本部員の配置及び服務

第３部第１章「初動体制」を準用する。

## 3　除雪対策本部の組織図及び業務内容

### (1) 組織体制




※被害の状況により水防第一非常配備態勢以上の態勢に準じて態勢を強化する。

業務内容

| 種別 | 業務内容 | 担当 |
|---|---|---|
| 土木情報班<br>（土木計画・交通安全課）<br>（かわまちづくり計画担当課） | 庶務係<br>1　気象情報の収集に関すること<br>2　各班・係との連絡及び調整に関すること<br>3　被害連絡の受付に関すること<br>4　公共土木施設に係る被害状況の把握、記録及び集計に関すること<br>5　区民への周知に関すること<br>6　国、都への調査報告に関すること<br>7　被害箇所の原因調査に関すること<br>8　自転車駐車場・保管所等要注意箇所の巡視・除雪作業<br>9　土木作業班の応援 | 調整係<br>土木計画係<br>自転車対策係<br>交通安全・啓発助成係 |
| 土木情報班<br>（管理課） | 道路係<br>1　被害連絡の受付に関すること<br>2　道路等の被害状況の把握・連絡に関すること<br>3　道路等の被害箇所の集計・調査に関すること<br>4　庶務係への報告<br>5　各作業係との連絡調整<br>6　土木作業班の応援 | 占用係<br>土木管理係<br>台帳整備係<br>境界確定係 |
| 土木情報班<br>（みどりと公園課） | 公園係<br>1　被害連絡の受付に関すること<br>2　公園等の被害状況の把握・連絡に関すること<br>3　公園等の被害箇所の集計・調査に関すること<br>4　庶務係への報告<br>5　各作業係との連絡調整<br>6　土木作業班の応援 | みどり計画係<br>みどり推進係<br>公園設計係 |
| 土木作業班<br>（南部土木サービスセンター）<br>（北部土木サービスセンター） | 南部作業係／北部作業係<br>1　各サービスセンター管内の積雪状況の把握<br>2　要注意箇所の巡視に関すること<br>3　土木情報班との連絡・報告に関すること<br>4　被害連絡の受付に関すること<br>5　業者との連絡調整<br>6　危険箇所の警戒巡視・事故防止・除雪作業<br>7　街路樹・公園樹木への対応（倒木・枝折れ等）<br>8　公園遊具等の危険防止 | 工事調整係<br>補修係<br>地域連携係 |
| 土木作業班<br>（工事設計課） | 土木作業係<br>1　被害連絡の受付に関すること<br>2　被害状況の把握及び連絡に関すること<br>3　土木情報班との連絡・報告に関すること<br>4　警戒巡視・事故防止・除雪作業<br>5　各サービスセンターの応援 | 工務係<br>道路設計係<br>まちづくり道路設計係<br>施設設計係 |
| 情報統括班 | 1　情報の統括に関すること<br>2　気象情報の収受及び伝達に関すること | 危機管理部各課 |

## 4　態勢及び活動

土木部長は、除雪活動に万全を期するため、気象状況等により積雪、着雪及び凍結のおそれがあるときには、直ちに事態に即応した配備態勢をとるとともに、おおむね次の除雪等の

活動を行うものとする。

**【除雪作業配備態勢】**

| | 種別<br>（配備人員） | 配備基準及び活動内容 |
|---|---|---|
| 除雪対策室 | 緊急即応態勢 | 気象状況等により積雪、着雪及び凍結のおそれがあるとき |
| | 警戒態勢<br>（約 1/10） | 上記態勢の強化及び大雪に関する情報、着雪等の情報が発せられたとき |
| 除雪対策本部 | 除雪第一次配備態勢<br>（約 1/3） | 除雪対策本部が設置されたときとし、凍雪害の注意及び危険箇所の予防措置、除雪等の活動に必要な資器材の準備点検、所管工事現場の警戒、主に除雪等の活動が直ちに対応できる態勢 |
| | 除雪第二次配備態勢<br>（約 2/3） | かなりの凍雪害が発生するおそれがあるとき、又は発生したときで、その活動が直ちに対応できる態勢で各班の活動強化を行う態勢 |

**【危機管理本部】**

| 種別 | 配備基準及び活動内容 | 配備人員 |
|---|---|---|
| 情報収集連絡態勢 | 気象通報等により、態勢の必要を認めたとき、主として、情報収集及び連絡にあたる。<br>情報収集・連絡の強化及び事態に応じて直ちに増員、除雪等の活動が行える態勢の指示連絡を行う。 | 情報収集要員の若干名 |

# 第3節　除雪活動計画

## 1　除雪等の活動

1) 除雪等の作業は、作業人員を約 10 名の単位とし配置し、指定道路から実施する。
2) 坂路、屈曲部等で交通上著しく危険のおそれがある道路には、スリップ注意や通行止め等の看板を設置し、事故防止を図る。
3) 交通量の多い交差点、又は凍結のおそれがある坂路には、融雪剤や砂等を撒布し、事故防止に留意する。
4) 除雪に際しては、水はけをよくし、雪の融解を促進する。
5) 消火栓及び防火水槽の除雪に配意し、その使用に支障のないよう十分留意する。
6) 除雪は、雪を路端にかきよせ、歩道及び横断歩道の通行に支障がないような対策をとる。
7) 狭い道路の除雪は、雪をかきよせた後、歩道及び横断歩道の通行に支障がないような対策をとる。
8) 交通量が多い道路及び交差点、又は事故発生のおそれのある道路は搬出すること。

## 2　搬雪処分

### (1) 搬雪の処分

白子川、石神井川等に投捨する。

### (2) 搬雪箇所

| 水系 | 所在地 | 目標 |
|---|---|---|
| 石神井川 | 小茂根３-８ | 台橋上流右岸 |
| | 栄町 10 | 堰の上橋上流右岸 |
| 白子川 | 三園１-43 | 三園橋上流右岸 |

### (3) 搬雪処分時の配慮事項

搬雪箇所として指定した河川は、流量が小さく、大量に雪を投捨した場合には、凍結等により河道閉塞の可能性が考えられる。近年の気候変動により、冬期といえども大雨の可能性があり、治水に支障をきたすおそれがある。

また、降雨時の河川の流入と違い、雪に塵芥が含まれる可能性が高いと考えられる。

したがって、やむを得ず、河川に雪を投捨する場合は、流況に応じて河道閉塞を起こさないようにするとともに、塵芥の除去に配慮する。

## 3　土木業者への協力要請

区内業者に対して、区内を２区域（各土木サービスセンター管内）に区分し、積雪等の状況を判断し、除雪等の作業に従事するよう要請する。

## 第4節　除雪指定道路

除雪指定道路は、次の各号に掲げる道路で、特に本部長が指定した道路とする。

1　坂、屈曲部及びがけ等の多い道路で、交通上著しく危険のおそれのある道路
2　交通量の多い道路通勤
3　通勤、通学路及び横断歩道部分（横断歩道橋を含む。）
4　区の管理以外の道路については、状況判断により適切な措置を講ずる。

## 第5節　大規模な雪害への対応

2014 年 2 月に関東甲信越地方で発生した大雪を上回る積雪があった場合は、板橋区においても交通機能のマヒや住家被害が発生する（以下、本節で「大規模な雪害」という。）可能性がある。この場合、土木部を中心とした除雪対策本部による除雪等の活動に加え、被災者への対応等が必要となることが想定される。

大規模な雪害が発生した場合、本区は、以下の方針で対応する。

○　区は、大雪の状況、被害状況、除雪対策本部による対応状況等を総合的に勘案し、必要に応じて、「第５部第１章第１節２　板橋区災害対策本部の設置等」の内容に順じ、災害対策本部を設置するとともに、職員の配備態勢を拡大する。

○　大雪により、交通機能のマヒ、住家被害、人的被害、道路閉塞に伴う孤立地域の発生、ライフライン被害等が発生することが考えられる。区は、このような被害に関する情報を収集し、「第５部第２章　情報の収集・伝達」の内容に順じて関係機関との情報共有を図るとともに、必要な対策を講じる。

○　区長は、人命救助や除雪による速やかな孤立地域の解消等のため、必要があると認める場合には、「第４部第１章第３節１（３）カ　自衛隊への災害派遣要請」の内容に順じ、都知事に対し、自衛隊の災害派遣に係る要求を行うものとする。

○　区内で家屋の倒壊が確認された場合、区は、当該家屋の居住者等に対し、当面の居所を確保するため、区有施設を一時的に提供する。また、当該家屋の居住者等に対する支援策として、「第４部第 12 章　応急生活対策」の内容に順じ、都等関係機関と適宜連携し、必要な対策を講じる。

○　その他、区内の状況に応じて、本計画各章の内容に順じ、必要な対策を講じる。

# 第5章　　警備・交通規制

## 第1節　警備活動

### 第1　警備体制

| 機関名 | 対策内容 |
|---|---|
| 警察署<br>板橋警察署<br>志村警察署<br>高島平警察署 | ○ 関係機関と緊密な連携を保持しながら、総合的な災害応急活動の推進に寄与するとともに、災害の発生が予想される場合は、各級警備本部を設置するなど早期に警備体制を確立して、災害情報の伝達、避難の指示、警告等の活動を行うほか、関係機関の活動に協力する。 |

### 第2　警備活動

| 機関名 | 対策内容 |
|---|---|
| 警察署<br>板橋警察署<br>志村警察署<br>高島平警察署 | ○ 災害が発生した場合には、全力を尽くして被災者の救出、救護に努めるほか、現場広報を活発に行うとともに、交通規制、街頭活動の強化等の応急対策を実施する。<br>○ 風水害発生時における警察活動は、おおむね次のとおりとする。<br>１　河川及び沿岸水域その他危険箇所の警戒<br>２　災害地における災害関係の情報収集<br>３　警戒区域の設定<br>４　被災者の救出、救護<br>５　避難者の誘導<br>６　危険物の保安<br>７　交通秩序の確保<br>８　犯罪の予防及び取締り<br>９　行方不明者の調査<br>10　遺体の調査等及び検視 |

### 第3　その他

| 機関名 | 対策内容 |
|---|---|
| 警察署<br>板橋警察署<br>志村警察署<br>高島平警察署 | １　警戒区域の設定<br>○ 災害現場において、区長若しくはその職権を行う区の職員が現場にいないとき、又は、これらの者から要求があったときは、警戒区域を設定するとともに、直ちにその旨を区長に通知する。<br>２　区に対する協力<br>○ 区長から災害応急措置の必要により警察官の出動を求められた場合は、避難誘導、人命救助等の警備活動に支障のない限り警備部隊を応援出動させる。なお、要請がない場合においても、事態が急を要するときは積極的に災害応急活動を実施する。<br>○ 区の災害応急対策従事車両については、優先通行等の便宜を供与し、災害対策活動が迅速に行えるよう努める。<br>○ 被災者等に対する救助業務については、災害の初期において可能な限りこれに協力することとし、状況に応じて逐次警察本来の活動に移行する。 |

| 機関名 | 対策内容 |
|---|---|
| | ３　装備資機材の調達及び備蓄<br>○ 各警察署に装備資機材を保有しておく。<br>○ 災害発生時に不足する装備資機材については、別途、他県警察本部の応援及び民間業者からの借り上げにより調達する。 |

## 第2節　交通規制

### 第1　交通情報の収集と交通統制

○　交通情報の収集に努めるとともに、道路障害の実態把握を速やかに行い、その状況を知事(都本部長)に通報する。

○　隣接県に通じる国道その他の幹線道路については、隣接県警察署と連携を密にし、一般車両のう回等混雑緩和の措置を講じて、交通秩序の維持に努める。

### 第2　交通規制

○　広域的災害発生の場合には、都公安委員会の決定に基づき必要な措置を実施する。

○　被災地及びその周辺を管轄する警察署長は、危険箇所の表示、局地的な通行禁止、一方通行等適切な交通規制を行い、被災地及びその周辺における交通の安全と円滑に努める。

### 第3　車両検問

○　主要幹線道路における車両検問を行い、住民の緊急避難又は応急物資、応急復旧工作資材等の緊急輸送を確保するため、他の一般車両の通行を禁止し、又は制限して、災害の拡大防止及び迅速な復旧の実効を図る。

○　災害対策基本法に基づく緊急通行車両の確認については、「第４部第９章第１節第１道路・橋りょう１(3)ア（イ）　緊急通行車両の確認事務等」による。

### 第4　その他

○　交通の妨害となっている倒壊樹木、漂流物、垂下電線等の除去及び道路、橋等の応急補強ならびに排水等については、関係機関に連絡し、それらの復旧の促進を図る。

# 第6章　　医療救護・保健等対策

第４部第５章を準用する。

主な機関の応急活動

| 機関名 | 発災　被害の発生 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 事前情報収集期 | 情報監視期 | 情報連絡期 | 災害即応期 | 応急対応期 |
| 区 | | | ○医療救護所の設置（準備） | ○医療機関等の被災状況の把握及び応援要請<br>○医療救護班等の応援要請<br>○災害薬事センターの設置<br>○行方不明者の捜索 | →<br>○医薬品等不足時の都への供給要請<br>○薬剤師班等の応援要請<br>○防疫班による消毒活動<br>○遺体収容所の設置<br>○遺体の収容<br>○火葬の実施・調整 |
| 都福祉局 | | | ○東京 DPAT の編成（準備） | ○東京 DPAT の活動 | |
| 都保健医療局 | ○情報収集 → | → | ○情報連絡体制の確認<br>○東京 DMAT の編成（準備）<br>→<br>○都医療救護班の編成（準備） | ○災害拠点病院等の被災状況の把握<br>○東京消防庁と連携した東京 DMAT の活動<br>○医療機関及び区市町村からの応援要請への対応<br>○都医療救護班の派遣 | →<br>→<br>○都薬剤師班等の派遣<br>○備蓄医薬品等を医療機関へ供給<br>○関係業界団体等へ医薬品等の供給要請 |

| 機関名 | 発災　被害の発生 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 事前情報収集期 | 情報監視期 | 情報連絡期 | 災害即応期 | 応急対応期 |
| 監察医務院 | | | | | ○検案班の編成<br>○検案の実施 |
| 東京消防庁 | 【必要に応じて水防態勢発令】 | ○事前計画（水防基本計画等）に基づく活動 | 【水防態勢発令】<br>【必要に応じて第一～第四非常配備態勢発令】<br>○第一非常配備態勢以上の発令で水防部隊を編成 | ○必要に応じて現場救護所を設置<br>○東京 DMAT 等と連携した救助・救急活動<br>○知事に対し緊急消防援助隊の派遣要請 | |

【医療救護活動におけるフェーズ区分】

| 区　分 | | 想定される状況 |
|---|---|---|
| 0 | 発災直後<br>（発災～６時間） | 洪水や土砂崩れの発生により傷病者が多数発生し、救出救助活動が開始される状況 |
| 1 | 超急性期<br>（６～72 時間） | 救助された多数の傷病者が医療機関に搬送されるが、ライフラインや交通機関が途絶し、被災地外からの人的・物的支援の受入れが少ない状況 |
| 2 | 急 性 期<br>（72 時間～１週間程度） | 被害状況が少しずつ把握でき、ライフライン等が復活し始めて、人的・物的支援の受入体制が確立されている状況 |
| 3 | 亜急性期<br>（１週間～１か月程度） | 地域医療やライフライン機能、交通機関等が徐々に回復している状況 |
| 4 | 慢 性 期<br>（１～３か月程度） | 避難生活が長期化しているが、ライフラインがほぼ復活して、地域の医療機関や薬局が徐々に再開している状況 |
| 5 | 中 長 期<br>（３か月以降） | 医療救護所がほぼ閉鎖されて、通常診療がほぼ回復している状況 |

【主な医療救護活動】

| 区　分 | | 主な活動内容 |
|---|---|---|
| 0 | 発災直後 | ○ 被害情報の収集・集約<br>○ 東京 DMAT の出場<br>○ 緊急医療救護所の運営<br>○ 傷病者等の被災地域外への搬送 |
| 1 | 超急性期 | ○ 都医療救護班等の被災地域への派遣<br>○ 他県 DMAT による病院支援<br>○ 医療救護所の運営<br>○ 医薬品の供給 |
| 2 | 急 性 期 | ○ 他県医療救護班の受入れ<br>○ 被災者の定点・巡回診療 |
| 3 | 亜急性期 | |
| 4 | 慢 性 期 | |
| 5 | 中 長 期 | |

# 第7章　避難者対策

## 主な機関の応急活動

| 機関名 | 発災　被害の発生 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 事前情報収集期 | 情報監視期 | 情報連絡期 | | 災害即応期 | 応急対応期 |
| | 警戒レベル１ | 警戒レベル２（相当） | 警戒レベル３（相当） | 警戒レベル４（相当） | 警戒レベル５（相当） | |
| 区 | ○気象情報の把握、状況の監視 → | | ○高齢者等避難<br>○都に報告（状況等）<br>○避難所・福祉避難所の開設・運営 | ○避難指示 | ○緊急安全確保<br>○被害状況の調査<br>○避難者把握<br>○被災地域外へ移送要請 | ○被災者の生活支援活動<br>○ボランティアの受入れ<br>○被災地域外へ移送 |
| 都総務局 | ○気象情報の収集、提供 | | | | ○被害状況の把握<br>○被災地外へ移送調整 | |

| 機関名 | 発災　被害の発生 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 事前情報収集期 | 情報監視期 | 情報連絡期 | | 災害即応期 | 応急対応期 |
| | 警戒レベル１ | 警戒レベル２（相当） | 警戒レベル３（相当） | 警戒レベル４（相当） | 警戒レベル５（相当） | |
| 国交省関東整備局、荒川下流河川事務所　都水防本部 | ○避難の基になる雨量・水位等の情報提供 | → | → | → | → | → |
| 都福祉局 | | | ○避難所の開設状況の把握 | → | → | → |
| 警視庁　第十方面本部、各警察署 | | | ○気象状況等により、被害防止を目的とした避難誘導を実施 | → | ○被害状況の調査<br>○発災後、被害（拡大）防止を目的とした避難誘導を実施 | |

| 機関名 | 発災　被害の発生 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 事前情報収集期 | 情報監視期 | 情報連絡期 | | 災害即応期 | 応急対応期 |
| | 警戒レベル１ | 警戒レベル２（相当） | 警戒レベル３（相当） | 警戒レベル４（相当） | 警戒レベル５（相当） | |
| 気象庁 | ○都気象情報の発表<br>○気象解説ホットライン(随時)<br>○防災情報提供システムによる情報提供<br>○気象情報連絡会実施<br>○早期注意情報発表（警報級の可能性） | ○大雨、洪水、高潮注意報発表<br>○氾濫注意情報発表 | ○大雨※、洪水警報発表<br>※夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い注意報は警戒レベル３に相当<br>○高潮注意報発表<br>（警報に切り替える可能性が高い旨言及されているもの）<br>○氾濫警戒情報発表 | ○土砂災害警戒情報発表（都と共同発表）<br>○高潮警報※発表<br>※暴風警報が発表されている際の高潮警報に切り替える可能性の高い注意報は、警戒レベル４に相当<br>○高潮特別警報発表<br>○氾濫危険情報発表 | | |

# 第1節　避難体制の整備

## 1　避難体制の整備

### (1) 対策内容と役割分担

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| 区 | ○　発災時に備えた地域の実情の把握<br>○　避難指示等を行ういとまがない場合の対応を検討<br>○　避難所等の使用に関する他の区との調整<br>○　運用要領の策定<br>○　避難所の指定及び住民への周知<br>○　避難指示等発令基準の整備<br>○　避難行動要支援者把握<br>○　避難行動要支援者に対する「避難行動要支援者支援計画」の策定<br>○　障がい特性に応じた避難支援体制の整備<br>○　個別避難計画の策定<br>○　都と連携した要配慮者に対する防災訓練の実施<br>○　民間事業者と連携した緊急通報システム等の整備 |
| 都総務局 | ○　広域避難誘導に関する検討<br>○　防災訓練等を通じた防災行動力の向上<br>○　避難所等の周知に関する区市町村との連携 |
| 都福祉局 | ○　区市町村が行う避難行動要支援者に対する個別避難計画作成等の取組を支援<br>○　緊急通報システムの活用を促進 |
| 都教育庁 | ○　都立学校に対する避難計画の作成等指導 |
| 東京消防庁<br>第十消防方面本部<br>各消防署 | ○　区等と連携した要配慮者に対する防災訓練の実施<br>○　救急直接通報の活用<br>○　地域が一体となった協力体制づくりの促進<br>○　社会福祉施設等と地域の連携を促進 |

### (2) 詳細な取組内容

区は、避難指示等の発令区域・タイミング、避難所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。

また、区は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

**ア 発災時に備えた地域の実情の把握**

地域又は町会・自治会・住民防災組織単位に、避難時における集団の形成や自主統制の状況について、地域の実情を把握するよう努める。また、集中豪雨による中小河川氾濫、雨水出水・内水氾濫の不安を減らすため、住民が自主的に避難できる体制づくりを推進する。

**イ 避難指示等を行ういとまがない場合の対応の検討**

避難の指示等を行ういとまがない場合の区民の避難について、区及び区民はあらかじめ地域の実情や発災時の状況に応じた避難の方法を想定しておく。

**ウ 運用要領**

避難住民の安全を保持するため、災害時に事態の推移に即応した適切な措置を講じるため、その内容及び方法等について、あらかじめ運用要領を定めておく。措置内容はおおむね次のとおりである。

- 情報伝達手段を確保し、適宜正確な情報を提供するとともに適切な指示を行う。
- 傷病者に対し救急医療を施すため、医療救護所及び医師、看護師等を確保する。
- 避難期間に応じて、水、食料及び救急物資の手配を行うとともに、その配給方法等を定め、平等かつ能率的な配給を実施する。
- 避難指示等の解除にあたっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。
- 避難解除となった場合の避難者の帰宅行動又は避難所への移動を安全かつ円滑に誘導する。

**エ 避難所の周知**

効率的・効果的な避難を実現するため、避難所の役割、安全な避難方法について、都と連携を図りながら周知していく。

また、平常時から、神社・仏閣の境内、近隣の小公園など一時的な退避空間適地の状況・位置について確認する。

**オ 避難指示等の発令態勢の整備**

内閣府が策定した「避難情報に関するガイドライン」に基づき、避難すべき区域及び判断基準（具体的な考え方）を含めたマニュアルを策定するなど、避難指示等が適切なタイミングで適当な対象地域に発令できるよう努める。また、当該ガイドラインに記載されている「立退き避難が必要な居住者等に求める行動」（「近隣の安全な場所への移動」「屋内安全確保」等）について、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。土砂災害に関しては、第３部第２章第３節「土砂災害に関するソフト対策」も参照。

**カ 他自治体との協力体制の確立**

○ 災害時において、被災者の他地区への移送等、職員の応援や他の地方公共団体の円滑な協力が得られるよう他の地方公共団体と協定等を締結し、協力態勢の確立を図る。

○ 区は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の区市の協力を得て、避難所等を近隣区市に設けるものとする。

○ ２以上の区市の被災住民が利用する避難所等の運用について、関係する区市があらかじめ協議して対処する。

**キ 要配慮者への支援**

○ 都及び東京消防庁と協働して、住民防災組織を中心とした要配慮者対策に関する訓練を実施するなど、地域の防災行動力の向上に努める。

○ 区は、水防法及び土砂災害防止法（以下、「水防法等」という。）に基づき、浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設で、施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある施設の名称及び所在地を本計画に定める。

○ 本計画に名称及び所在地を定めた要配慮利用施設の所有者又は管理者は、水防法等に基づき、防災体制に関する事項、避難の誘導に関する事項、防災教育及び訓練の実施に関する事項等を定めた計画（「避難確保計画」）を策定し、また、策定した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について区長に報告することが義務付けられている。

○ 区は、報告を受けたが避難悪保計画及び避難訓練の内容について、当該要配慮者利用

施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言・勧告を行うものとし、関連部署で連携し、組織横断的かつ継続的な支援につながるよう努める。

○　区長は、災害対策基本法第 49 条の 10 の規定に基づき、避難について特に支援が必要な住民（避難行動要支援者）の把握に努めるとともに、当該住民の避難の支援、安否の確認、生命又は身体を災害から守るため必要な措置を実施するための基礎とする名簿として、「避難行動要支援者名簿」を作成することが義務付けられた。区は以下の記載事項を踏まえ、避難行動要支援者名簿を作成する。

a　氏名
b　生年月日
c　性別
d　住所又は居所
e　電話番号その他の連絡先
f　避難支援等を必要とする事由
g　避難支援等の実施に関し区長が必要と認める事項

○　避難行動要支援者名簿の作成及び活用にあたっては、内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（令和３年５月）を参考にし、迅速かつ円滑な避難誘導体制の整備を推進する。

○　作成された避難行動要支援者名簿は、避難行動要支援者本人からの同意を得て、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、区地域防災計画の定めるところにより、消防署、警察署、民生委員等の避難支援等関係者に提供し、災害時の避難誘導に活用する。

○　高齢者、障がい者、外国人、難病患者等の要配慮者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、住民防災組織等の協力を得ながら、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難誘導体制の整備を図る。
また、避難行動要支援者を把握し、避難行動要支援者に対する「個別避難計画」の策定や障がい特性に応じた避難支援体制の整備を図り、都と連携した避難行動要支援者に対する訓練等を実施する。

○　区は安否確認や避難支援、情報提供について、障がい者団体等と連携して取り組む。

## 第2節　避難指示等の判断・伝達

### 1　避難指示等

内閣府策定の「避難情報に関するガイドライン（令和３年５月)」によると、立ち退き避難が必要な災害の事象は以下のとおりである。

○　水害（河川の氾濫）

・　比較的大きな河川において、堤防から水があふれたり（越流)、堤防が決壊したりした場合に、河川から氾濫した水の流れが直接家屋の流失をもたらす場合

・　氾濫した水の浸水の深さが深く、平屋の建物で床上まで浸水するか、２階建て以上の建物で浸水の深さが最上階の床の高さを上回ることにより屋内安全確保をとるのみでは、命に危険が及ぶおそれがある場合

○　土砂災害

・　背後等に急傾斜地があり、降雨により崩壊し、被害のおそれがある場合

○　高潮災害

・　高潮時の越波や浸水により、家屋の流失をもたらす場合

・　浸水の深さが深く、平屋の建物で床上まで浸水するか、２階建て以上の建物で浸水の深さが最上階の床の高さを上回ることにより、屋内安全確保をとるのみでは命に危険が及ぶおそれがある場合

○　平成 25 年６月の災害対策基本法の改正により、区長は「避難のための立退き」の指示のみでなく、「屋内での待避等の安全確保措置」も住民に対し指示できるようになった（災害対策基本法第 60 条第１及び第３項)。

これは、災害によっては屋外を移動して避難所等へ避難する途上で被災することも考えられ、それよりも自宅等の屋内に留まったり、建物の上階へ移動（垂直避難）したりするほうが安全な場合もありうることから、新たに位置づけられたものである。

○　避難情報ととるべき避難行動について、おとしよりや子どもにもわかりやすく伝えられるような表現を工夫して周知する。

○　警戒レベルの導入

・　平成 31 年３月 28 日の「避難勧告等に関するガイドライン※」の改定により「自らの命は自らが守る」意識の徹底や災害リスクと住民のとるべき避難行動の理解促進を図るため、災害発生のおそれの高まりに応じ、住民の避難行動等を支援するため「警戒レベル」が導入された。

・　都と区は連携し、「警戒レベル」の普及啓発を図る。

※　災害対策基本法が令和３年に改正されたことを受け、同年５月に「避難情報に関するガイドライン」として改定及び公表されている。

【避難指示等一覧】

| 警戒レベル | 状況 | 住民がとるべき行動 | 行動を促す情報 |
|---|---|---|---|
| 5 | 災害発生又は切迫 | 命の危険　直ちに安全確保！ | 緊急安全確保※1 |
| | | ＜警戒レベル４までに必ず避難！＞ | |
| 4 | 災害のおそれ高い | 危険な場所から全員避難 | 避難指示（注） |
| 3 | 災害のおそれあり | 危険な場所から高齢者等は避難※2 | 高齢者等避難 |
| 2 | 気象状況悪化 | 自らの避難行動を確認 | 大雨・洪水・高潮注意報（気象庁） |
| 1 | 今後気象状況悪化のおそれ | 災害への心構えを高める | 早期注意情報（気象庁） |

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル５は必ず発令されるものではない
※2 警戒レベル３は、高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり危険を感じたら自主的に避難するタイミングである
（注） 避難指示は、令和３年の災対法改正以前の避難勧告のタイミングで発令する

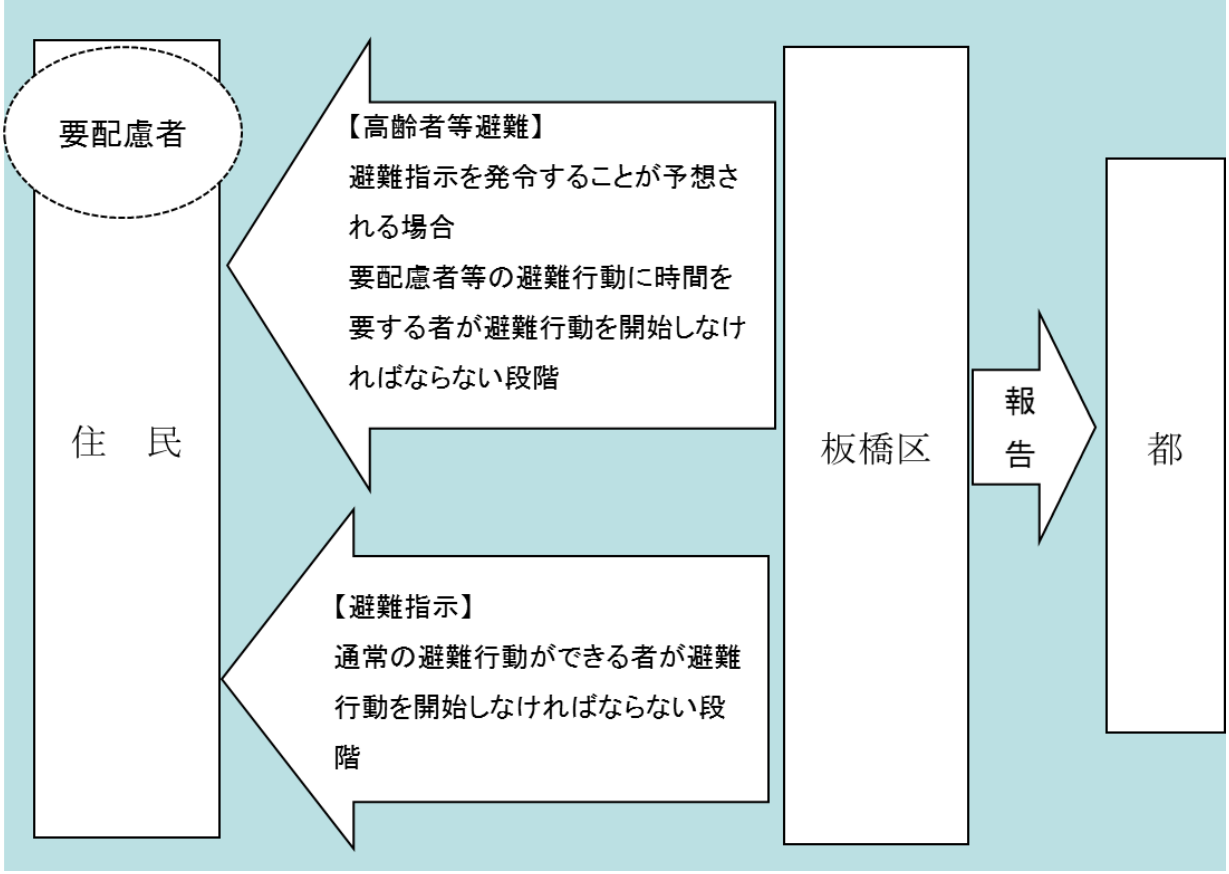
出典：内閣府「避難情報に関するガイドライン」（令和３年５月改定、令和４年９月更新）

(1) 対策内容と役割分担

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| 区 | ○　必要に応じ、高齢者等避難を発令。<br>○　避難指示。<br>○　要配慮者に関する情報収集、安否確認。<br>○　水防法に基づく避難指示。 |
| 警視庁<br>第十方面本部<br>各警察署 | ○　災害が発生するおそれがある場合には、区に協力し早期に避難の指示、指導。<br>○　避難行動要支援者に対し、自主的にあらかじめ指定された施設に避難させるか、安全地域の親戚、知人宅へ自主的に避難するよう指示。<br>○　（区長が避難指示できない場合等）警察官による避難指示。<br>○　区民の避難誘導。 |
| 都総務局 | ○　災害対策基本法に規定する知事の役割（応急措置、市町村長の代行（避難指示、応急措置））<br>○　区市町村からの要請に関する都関係各局との連絡調整<br>○　避難指示等の対象地域、判断時期等についての助言<br>○　区市町村と連携した「警戒レベル」の普及啓発 |
| 都各局 | ○　区市町村からの要請対応 |
| 都福祉局 | ○　要配慮者に関する区市町村及び近隣県市等との連絡調整 |
| 東京消防庁<br>第十消防方面本部<br>各消防署 | ○　災害の進展等により、区民を避難させる必要がある場合の区への通報。<br>○　被災状況を勘案し、必要な情報を区、関係機関に通報。<br>○　避難指示等の伝達。 |

(2)　詳細な取組内容

ア　高齢者等避難・避難指示




■　区

○　区は、以下の方法により、区民の積極的な避難行動の喚起に努める。

・　危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること
・　その対象者を明確にすること
・　避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達すること

○　人の生命身体を保護するため必要があると認めるとき、区長は警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限もしくは禁止し、又は退去を命ずる。

○　区域内において危険が切迫した場合には、区長は区内警察署長及び消防署長に連絡の上、要避難地域及び避難先を定めて避難指示等をするとともに、速やかに都本部に報告する。

○　水防法第 29 条に基づき、水防管理者として津波等によって氾濫による著しい危険が切迫していると認める場合、避難の指示をすることができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

○　内閣府の「避難情報に関するガイドライン」を参考に策定した各区市町村の避難基

準に基づき、要配慮者に対する高齢者等避難を発令する。

○　平常時から地域又は町会・自治会単位に、避難時における集団の形成や自主統制の状況について、地域の実情を把握するよう努める。

## 2　避難指示等の判断基準等

### (1) 避難指示等の判断・伝達のための基準等の作成

○　区は、内閣府策定の「避難情報に関するガイドライン」に基づき、各地域の特性を踏まえて避難指示等の判断・伝達のための基準や方法等を整備する。

○　区は、避難指示等を発令する際に、国又は都に必要な助言を求めることができるよう、連絡窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

板橋区においては、下記の判断基準を設ける。警報及び河川の状況の他、降雨の状況や被害の発生状況等を加味し総合的に判断する。

**ア　石神井川・新河岸川・白子川※**

| 気象情報【参考】 | 警戒レベル | 水位（けた下） | 避難情報 |
|---|---|---|---|
| 大雨特別警報（浸水害）<br>記録的短時間大雨情報 | 5 | | 緊急安全確保 |
| | 4 | 1.4m以下 | 避難指示<br>（当該中小河川流域） |
| 警報（大雨・洪水） | 3 | 2.4m以下 | 高齢者等避難<br>（当該中小河川流域） |
| 注意報（大雨） | 2 | 3.0m超 | 発令なし |
| 早期注意情報 | 1 | | |

※上流域の降雨や水位、調節池の状況を総合的に判断して対応を決定する。

### イ 荒川※

| 気象情報【参考】 | 警戒レベル | ①水位（治水橋） | ②水位（岩淵水門） | ③水位予測 | 避難情報 |
|---|---|---|---|---|---|
| 大雨特別警報（浸水害） | 5 | 氾濫発生 14.599m | 氾濫発生 8.57m | | 緊急安全確保 |
| | 4 | 氾濫危険水位 12.7m | 氾濫危険水位 7.7m | 上昇（氾濫危険情報） | |
| | | | | 未達 | 避難指示 |
| 洪水警報 | 3 | 避難判断水位 12.2m | 避難判断水位 6.5m | 上昇（氾濫警戒情報） | |
| | | | | 未達 | |
| 大雨注意報 | 2 | 氾濫注意水位 7.5m | 氾濫注意水位 4.1m | 上昇（氾濫注意情報） | 高齢者等避難（荒川浸水域）要配慮者利用施設早期避難情報 |
| | | | | 未達 | |
| 早期注意情報 | 1 | 水防団待機水位 7.0m | 水防団待機水位 3.0m | 上昇 | 要配慮者利用施設避難準備情報 |
| | | | | 未達 | |

※避難情報は①～③の組み合わせや、国や気象庁のホットラインの活用、台風の位置や進路などにて判断

### ウ 土砂災害危険箇所

| 気象・土砂災害情報 | 警戒レベル | 避難情報 |
|---|---|---|
| 大雨特別警報（土砂）<br>記録的短時間大雨情報 | 5 | 緊急安全確保 |
| 土砂災害警戒情報<br>・危険（紫）<br>記録的短時間大雨情報 | 4 | 避難指示 |
| 大雨情報（土砂）<br>土砂災害警戒情報<br>・警戒（赤） | 3 | 高齢者等避難 |
| 注意報（大雨） | 2 | |
| 早期注意情報 | 1 | |

エ 高潮※

| 気象庁・都情報 | 警戒レベル | 避難情報 |
|---|---|---|
| 氾濫発生情報 | 5 | 緊急安全確保 |
| 高潮氾濫危険情報（都）<br>・辰巳水門 A.P.+4.3m<br>特別警報（高潮） | 4 | 避難指示 |
| 氾濫注意水位<br>・南砂町 A.P.+3.0m<br>警報（高潮） | 3 | 高齢者等避難<br>又は<br>避難指示 |
| 注意報（高潮）<br>注意報（強風） | 2 | |
| 早期注意情報 | 1 | |

※都が公表した「高潮浸水想定区域図」では、作成の前提として「河川における洪水」（＝台風による降雨で計画規模の洪水発生）を見込んでいる。

このため、高潮単独で板橋区に被害をもたらす可能性は低いと思われる。

また、潮位が高潮氾濫危険水位に達し、「高潮氾濫危険情報」が発表される段階では、既に気象庁から警戒レベル４相当の情報が発表されていることが想定される。

そのため、気象庁からの発表内容や中小河川、荒川の状況を総合的に判断して対応を決定する。

### (2) 避難に要する時間を見込んだ避難指示等の発令

区は、それぞれの河川ごとに、気象情報や水位情報等に基づき総合的な判断を行い、住民が避難に要する時間を適切に見込んだうえで、避難指示等を発令する。

### (3) 国・都等による避難指示等の判断・伝達に対する支援

○ 平成 25 年６月の災害対策基本法の改正により、区長は、避難指示等に当たって、国又は知事に対して助言を求めることができ、助言を求められた国又は知事は所掌事務に関して技術的に可能な範囲で必要な助言をしなければならないと規定された。（第 61 条の２）

○ 区は、都災害情報システム（DIS）により、都総務局から、平常時において、気象庁等からオンラインで収集した各種気象情報の提供を受ける。さらに、気象警報発令時などに、気象庁から都に配信される情報と同じ情報を自動的に区も受信する。また、事前に登録した防災担当者は、システムにより自動でメールを受信する。

○　区は、国交省関東地方整備局又は都建設局に助言を求め、以下の支援を受けることができる。

・　具体的な河川について堤防の決壊や越水氾濫のデータの提供を受ける。

a　警戒すべき区間

b　施設の整備状況

・　具体的な内水氾濫データを収集の提供を受ける。

a　警戒すべき区間

b　内水氾濫の特徴

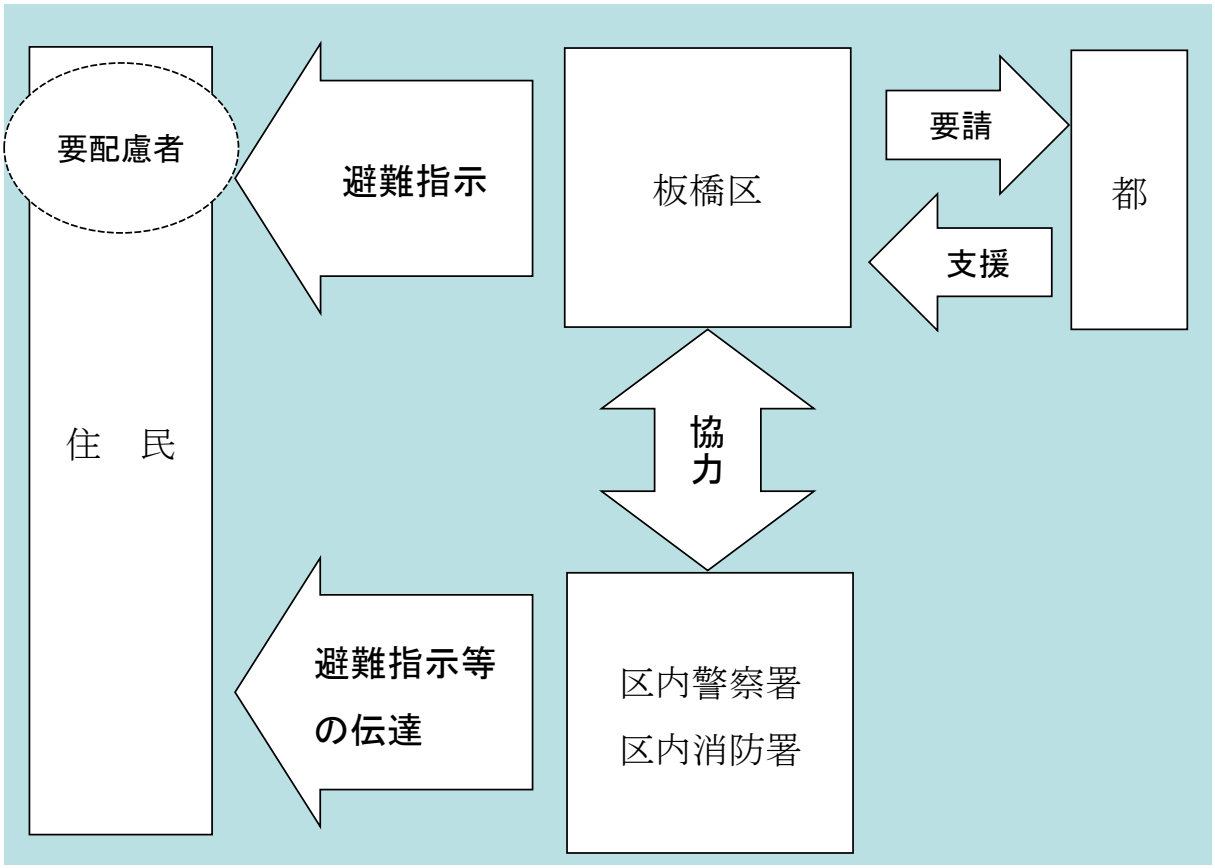
○　区は、避難指示等の発令に当たり，必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し，適切に判断を行う。

# 第3節　避難誘導

## (1) 対策内容と役割分担

| 機関名 | 内　　容 |
|---|---|
| 区 | ○　高齢者等避難、避難指示が出された場合、地元警察署及び消防署の協力を得て、地域又は町会・自治会・住民防災組織、事業所単位に避難者を集合させるなどしたのち、各組織のリーダーを中心に集団を編成し、あらかじめ指定してある避難所等に誘導する。<br>○　避難所等の運用は、原則として所在の区が行う。<br>○　浸水や土砂災害に備えての自主避難や、一人暮らしのお年寄りの不安感等による自主避難に対して、本人の申し出により、区は積極的に避難所を開設して誘導する。<br>○　避難所等の運用は、原則として避難所等所在の区が行う。<br>○　浸水等の危険を避けるため、区民等が避難しなければならない事態に至った場合には、防災行政無線による広報及び指揮車や広報車による広報等を活用して、区民に広報する。また、避難行動要支援者に対しては、状況に応じ職員による誘導や関係機関の協力を得て、速やかに避難所へ誘導する。 |
| | 【避難行動要支援者の避難支援】<br>○　高齢者や障がい者等の要配慮者については、障がいの特性や住環境などを踏まえ、避難方法に配慮して、地域住民、住民防災組織等の協力を得ながら適切に避難誘導し、安否確認を行う。<br>○　避難行動要支援者の避難にあたっては、住民防災組織、民生委員等の協力を得て、避難行動要支援者を優先するとともに、身体等の特性に合わせた適切な誘導を考慮し、できるだけ集団避難を行うよう努める。<br>○　事前に避難指示等が発せられた場合、避難行動要支援者の自主的避難促進のため、路線バス会社に対し、増発依頼並びに状況に応じバス雇上げにより緊急輸送に努める。<br>○　災害の危険度の高いところなど優先度の高いところから避難行動要支援者の個別避難計画策定に努める。 |
| 警視庁<br>第十方面本部<br>板橋警察署<br>志村警察署<br>高島平警察署 | ○　災害が発生するおそれがある場合には、区に協力し早期に避難の指示、指導を行い、避難行動要支援者に対し、避難所等へ自主的に避難するよう指導する。<br>○　高齢者等避難、避難指示が出された場合、区に協力して、区民を避難所に誘導する。<br>○　誘導経路については、事前に調査検討して安全を確認しておく。なお、誘導時には、危険箇所に表示、縄張り等を施し、要点には誘導員を配置し事故防止に努める。<br>○　また、夜間の場合は、照明機材を活用して誘導の適正を期す。<br>○　浸水地においては、必要に応じ舟艇、ロープ等の機材を活用して区民の安全を期す。<br>○　避難の準備、指示に従わない者については、説得に努め避難するよう指導する。 |
| 東京消防庁<br>第十消防方面本部<br>板橋消防署<br>志村消防署 | ○　高齢者等避難、避難指示が出された場合は、災害の規模、気象状況、災害拡大の経路及び部隊の運用状況を勘案し、必要な情報を各関係機関に通報する。<br>○　上記の避難経路等については、安全確保に努める。 |

【避難誘導】



### (2) 詳細な取組内容

**■　区**

○　高齢者等避難、避難指示を行ういとまがない場合の住民の避難について、あらかじめ地域の実情や発災時の状況に応じた避難方法を想定しておく。

○　避難路、避難所等をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

○　発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成するものとする。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配付等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じるものとする。

○　緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難等について、国（国土交通省、気象庁等）、都及び水防管理者の協力を得つつ、豪雨、洪水、土砂災害、高潮等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。

○　気象警報、避難指示等を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結び付けるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。

○　避難指示発令の際には、避難所等を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知するものとする。

○　避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、住民防災組織、民生・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難支援計画の策定、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を図るものとする。

### (3) 安全な避難方法の確保

○　区は、浸水からの安全な避難を行うため、住民が理解し、誤解を招かない伝達内容をマニュアル等で定める。

○　区は、浸水想定区域内から区内の浸水が及ばない高台への避難（水平避難）を基本的な避難行動とする。

○　急激な増水などが予想され、高層ビル等への一時的な避難が必要となる地区で、特に板橋区洪水ハザードマップ（荒川氾濫版）において、家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）に指定された地域については、緊急的に命をつなぐ緊急一時退避場所として、公共施設等の整備を行うとともに、民間施設等との協定締結を推進し、緊急一時退避場所の確保及び緊急一時退避場所からの避難経路について検討を進める。

○　区は、荒川が氾濫する危険が高まり、高台及び緊急一時退避場所へ避難する時間的な猶予がないと判断した場合は、垂直避難を呼びかける。また、堅牢な建物の浸水しない高さの階に居住する区民に対しては自宅に留まるよう呼びかける。

○　学校・保育園等は、災害状況に応じ、校長・園長等を中心に全職員が協力して、幼児、児童・生徒等の安全確保が図れるよう、避難計画を作成する。また、避難誘導について、川等の浸水危険区域を通らないような経路とする。

**■参照（別冊「資料編」）**
資料風 3.3.1　水防法第 15 条第 1 項第 3 号に定める防災上の配慮を要する者が利用する施設一覧
資料風 3.7.1　浸水想定区域に所在する区立施設一覧

## 第4節　避難所の開設・運営

第４部第６章第２節を準用する。

## 第5節　動物救護

第４部第６章第３節を準用する。

## 第6節　車中泊

第４部第６章第４節を準用する。

## 第7節　ボランティアの受入れ

第４部第６章第５節を準用する。

## 第8節　被災者の他地区への移送

第４部第６章第６節を準用する。

# 第9節　要配慮者の安全確保

区では、高齢者、障がい者、難病患者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の支援を行うため、平成30 年度に「板橋区災害時要配慮者支援計画」を作成し、これに基づいて対策を実施している。そして、特に支援を要する者を避難行動要支援者として、名簿その他支援体制を整備する。

なお、対策の詳細については、区で作成している「板橋区災害時要配慮者支援計画」に定めるものとする。

## 1　地域における安全対策の確保

### (1) 要配慮者対策の普及啓発

○ 発災時に、避難行動要支援者を安全かつ円滑に避難誘導するためには、日頃から避難行動要支援者に対する知識や対応方法を習得しておく必要がある。

○ 区では、地域が行う防災訓練等において、避難行動要支援者支援に関する講座や避難搬送訓練などの組み入れを促進し、地域の中で避難行動要支援者を支援できる人材の育成に努める。

○ 避難行動要支援者自身や家族が自らの災害対応能力を高められるよう、避難行動要支援者の状況に合わせた防災知識の普及、啓発、防災訓練を行う。

### (2) 避難支援の取組の強化

○ 区は、都と連携して、要配慮者の把握や個別避難計画の作成、避難生活等における要配慮者等のニーズに対応した対策など、要配慮者対策を強化する。

○ 特に、在宅人工呼吸器使用者については、「東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針」などを活用し、区における災害時個別支援計画を策定するなど、災害時対策の強化を図る。

### (3) 避難支援の取組の向上

○ 発災時に、地域ぐるみで避難行動要支援者の安否確認等を行うための支援体制づくりを住民防災組織や民生委員の協力を得て進める。

○ 地域の警察署、消防署とも連携を図り、支援体制の強化に努める。

○ 都及び東京消防庁と協働して、住民防災組織を中心とした避難行動要支援者対策に関する訓練を実施するなど、地域の防災行動力の向上に努める。（第３部第１章第２節「地域による共助の推進」参照）

○ 高齢者、障がい者等の避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、住民防災組織等の協力を得ながら、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難誘導体制の整備を図る。

○ 避難行動要支援者を把握し、避難行動要支援者に対する「板橋区災害時要配慮者支援計画」の修正検討や障がい特性に応じた避難支援体制の整備を図り、都及び東京消防庁と連携した避難行動要支援者に対する災害対策訓練等を実施する。

○ 要配慮者の安否確認や避難支援、情報提供について、福祉関係事業者や障がい者団体等との連携に努める。

### (4) 緊急通報システムの整備

区では、65 歳以上のひとり暮らしの高齢者や 18 歳以上の重度身体障がい者等の安全を確保するため、緊急時に民間救急通報システムの受信センターへ通報できるシステムを整備している。

### (5) 地域協力体制づくりの推進

○　東京消防庁は、風水害時における避難行動要支援者等の安全を確保するため、地域が一体となった協力体制づくりを推進する。

ア　区等と連携して避難行動要支援者等を近隣で助け合う地域協力体制づくりを推進する。

イ　社会福祉施設等の被災に備え、町会・自治会・住民防災組織、近隣事業所及びボランティア等による協力体制づくりを推進する。

○　社会福祉施設と事業所、町会・自治会・住民防災組織等との間及び社会福祉施設相互間で災害時応援協定を締結するようその促進を図る。

### (6) 避難行動要支援者名簿を活用した避難誘導体制の整備

区長は、災害対策基本法第 49 条の 10 の規定に基づき、避難について特に支援が必要な区民（避難行動要支援者）の把握に努めるとともに、当該区民の避難の支援、安否の確認、生命又は身体を災害から守るため必要な措置を実施するための基礎とする名簿として、「避難行動要支援者名簿」を作成する。

**ア 避難行動要支援者を支援する関係者等**

・管内消防署
・管内警察署
・居住等地域の住民防災組織の長及び役員、民生委員
・平素より支援をしている医療・介護等関係者等
・区関係部署及び居住等地域の区組織

**イ 避難行動要支援者の対象**

・身体障がい等級１・２・３級の者（免疫機能障害のみを除く）
・知的障がい等級１・２・３度の者
・要介護度３・４・５の者（上記の身体・愛の手帳所持者と同居する者、単身生活者、世帯員全員が 65 歳以上の者、他の世帯員が全て要介護度３・４・５の者に限る）

**ウ 避難行動要支援者の把握・名簿の整備及び更新**

名簿には次の項目を記載する。

a 氏名
b 生年月日
c 性別
d 住所又は居所
e 電話番号その他の連絡先
f 避難支援等を必要とする事由　他

○　作成された避難行動要支援者名簿は、避難行動要支援者本人等からの同意を得て、災害発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で整備する。
○　発災時の避難行動要支援者対策を行うためのマニュアルを作成し、支援機関等に配付する。
○　名簿は適時更新を行い、情報共有に努めるものとする。
○　名簿の作成に当たっては、内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成 25 年８月）を参考に、迅速かつ円滑な避難誘導体制の整備を推進する。

**エ 名簿の利用**

○　名簿は、区の個人情報保護の視点から適正に利活用される必要がある。
○　災害対策基本法第 49 条その他により、避難行動要支援者の生命等の安全その他に資する場合は、区内部においては目的外にも利用できることとする。
○　避難行動要支援者等が積極的に情報の外部提供を拒否する場合を除いて、災害に平素から備え、その者の避難支援の実施に必要な限度で、管内消防署、管内警察署、居住等地域の住民防災組織、居住等地域の民生委員その他避難支援の実施に携わる関係者に対し、名簿を提供することができるものとする。
○　区は、外部提供を行う際には、名簿情報の漏えいを防止するため、適切な措置を講じなければならない。万が一漏えいが発生した場合は、漏えい拡大防止の措置を講じるとともに、その原因等を調査し、公表し、かつ個人情報保護法制における罰則規定を適用するものとする。

**オ 要配慮者支援検討委員会の設置（区）**

要配慮者支援検討委員会を設置し、継続的に支援対策を推進する。

## 2　社会福祉施設等の安全対策

○　社会福祉施設等の防災対策として、消防機関への早期通報、避難誘導、搬送等が極めて重要であることから、都は、これまで、高齢者や障がい者等の要配慮者を対象とする施設等に、スプリンクラーの設置、消防機関と直結する火災通報装置(ホットライン)の設置、避難路となるバルコニー等を含め床の段差・傾斜の解消等に努めてきた。
○　今後も、次のような施策の推進に努めるとともに、自衛消防隊等による施設自身の防災行動力の向上や地域との連携を図る

### (1) 社会福祉施設等と地域の連携

東京消防庁は、事業所、町会、自治会等との間及び施設相互間で災害時応援協定を締結するようその促進を図る。

### (2) 避難行動の習得

○　都は、総合防災訓練の実施に際し、訓練項目を設け、地域住民等の協力による避難活動などを実施している。
○　各施設における自衛消防訓練等の機会をとらえて、施設の使用実態に沿った適切な避難行動を習得できるよう訓練内容の充実に努める。

## 3　要配慮者の安全対策

### (1) 要配慮者対策担当班の設置

○　区は、関係機関、防災市民組織、区民等の協力を得て、要配慮者個々人に対応する窓口となる要配慮者対策担当班を組織し、安否確認を含む状況の把握やサービスの提供等に取り組む。また、区の災害対策本部に要配慮者対策の担当部門を設置し、要配慮者対策担当班等から情報を一元的に収集するなど、総合調整を図る。

○　要配慮者対策担当班は、都と連携した要配慮者支援を行うため、都福祉局の要配慮者対策統括部と連絡調整を図る。

### (2) 福祉避難所の活用

区は、社会福祉施設等を福祉避難所として活用し、自宅や避難所での生活が困難である要配慮者等を入所させる。

**ア 福祉避難所の指定、整備等**

避難所での生活が困難な要配慮者の受入れを行うため、福祉施設や区有施設等を福祉避難所として順次指定し、施設整備や資器材等の配備を図るとともに、人的支援体制を検討する。

■参照（別冊「資料編」）
資料震 2.10.2　災害時における福祉避難所

**イ 福祉施設等のＢＣＰ（事業継続計画）の作成**

福祉施設等においては、通常の業務継続も重要であることからＢＣＰ（事業継続計画）の作成を推進する。

### (3) 医療等の体制

区は、保健師・管理栄養士その他必要な職種からなる保健活動班を編成し、避難所・仮設住宅等への巡回健康相談体制を確保する。

### (4) 食料等の確保

要配慮者等のニーズに対応した食料の供給を図るため、クラッカー、即席めん、アルファ化米(五目ごはん・おかゆ等)等の確保を進める。

### (5) 避難所の整備

区は、避難所における要配慮者の視点を踏まえた施設・設備の整備に努めるほか、要配慮者の特性に応じて必要となる物品を確保する。

### (6) 応急仮設住宅

区は、入居者の選定に当たっては、都が策定する選定基準に基づき、要配慮者の優先に努める。また、都は、応急仮設住宅を供与するに当たり、必要に応じ高齢者や障がい者世帯に配慮した設備・構造の住宅とする。

## 第10節 広域避難

都では、都県境を越える大規模水害発生時に、自治体の枠を越え、迅速な連携を可能にするための枠組み作りを目指し、都、区や防災関係機関、学識経験者などからなる広域避難対策の検討体制を発足し、検討を進めている。

区は、都が進める広域避難対策に連携・協力する。

また、国土交通省荒川下流河川事務所と周辺自治体等による「荒川下流域を対象としたタイムライン検討会」においても広域避難対策の検討を進めている。

さらに、区では、栃木県日光市、山梨県都留市、千葉県鴨川市、群馬県渋川市、茨城県かすみがうら市、茨城県桜川市、新潟県田上町、福島県白河市、山形県最上町、新潟県妙高市、群馬県高崎市、群馬県沼田市、山形県尾花沢市との災害時相互援助協定、埼玉県和光市との災害時相互応援協定、石川県金沢市との友好交流都市協定、岩手県大船渡市とも平成 24 年度に協定を締結し、応援体制を構築してきた。板橋区に甚大な被害が生じる場合について、協定を活用した避難対策の検討を進めている。

### 1　広域避難体制の整備

#### (1) 対策内容と役割分担

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| **区** | **○　大規模水害等が区民生活に与える影響の周知**<br>**○　避難方法や安全な場所の区民への周知**<br>**○　安全に広域避難を実施するための、避難指示等の発令基準の整備**<br>**○　自治体間の広域避難の仕組み作り**<br>**○　要配慮者対策** |
| 都総務局 | ○ 広域避難における区市町村間の総合的な調整<br>○ 国、都県、区市町村等の連携体制の整備<br>○ 円滑な広域避難の実現に向けた避難方法等の検討<br>○ 区市町村間の広域避難の仕組み作りの支援 |
| 都福祉局 | ○ 区市町村における避難行動要支援者名簿の作成等の要配慮者対策の強化を支援 |

#### (2) 詳細な取組内容

○　大規模水害が区民生活に与える影響をホームページやハザードマップ、ＳＮＳ等を活用し、区民にわかりやすく周知することで、自主避難を含む事前避難の重要性の普及啓発に努める。

○　区は、区民に対し、居住地勢等の周知・啓発により、避難行動への意識づけに努める。

○　広域避難に係る避難指示等の発令タイミングについては、本章第２節にて区で作成している避難指示等の判断基準等も踏まえ、安全に広域避難を行うための基準等について検討・整備する。あわせて具体的な避難方法や、広域避難のための区内の拠点を整理するなどしたうえで、避難方針を策定する。

○　他の自治体と事前に避難所の確保・指定、運営方法等に関する役割分担を定めた協定を締結するなどし、広域避難の実施に向けた仕組み作りを進める。

○　広域的な避難を行うためには、避難行動に支援が必要な者の事前の把握や、優先的な避難の実施が必要であることから、「避難行動要支援者名簿」を活用するなどし、避難行動

要支援者（要配慮者）の避難対策を強化する。

## 2　大規模水害時に使用可能な避難所の確保

### (1) 対策内容と役割分担

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| **区** | **○　大規模水害に備え、低地等の危険な場所の把握**<br>**○　大規模水害時に使用可能な避難所の確保**<br>**○　大規模水害時に被害を受けない備蓄方法の検討** |
| 都総務局 | ○ 近隣県との広域避難者受入れに向けた調整 |

### (2) 詳細な取組内容

○　区は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の区市町村からの被災住民を受入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

○　区民の安全な避難誘導を実施するため、河川管理者が公表する浸水想定区域図や浸水予想区域図を参考に、低地帯や堤防近接地域など、水害の危険性が高い場所の把握を進める。

○　避難所について、既存の指定箇所の使用可能性や区内の避難者収容人員数の把握などを進め、必要に応じて新たに避難所を確保する。あわせて関係自治体等との連携を図りながら、区外での避難受入先の情報について区民への周知・啓発に努める。

○　河川管理者が公表する浸水想定区域図や浸水予想区域図を参考に、浸水危険性のある備蓄場所の把握を進め、必要に応じて想定される浸水深より高い場所に移動するなどの措置を講じる。

## 3　広域避難時の避難誘導

### (1) 対策内容と役割分担

| 機　関　名 | 対　策　内　容 |
|---|---|
| **区** | **○　都本部もしくは他区市町村へ広域避難要請**<br>**○　高齢者等避難・避難指示等の発令**<br>**○　段階的に避難させる区民の抽出、呼び掛け**<br>**○　警視庁や東京消防庁の協力を得て、区民を他地域へ避難誘導**<br>**○　必要に応じて、屋内での待避等の安全確保措置の指示** |
| 警視庁<br>第十方面本部<br>各警察署 | ○ 区による住民の避難誘導に対する協力 |
| 東京消防庁<br>第十消防方面本部<br>各消防署 | ○ 災害状況及び消防力の余力に応じて高齢者等避難、避難指示の伝達 |
| 都本部 | ○ 広域避難の実施における総合的な調整<br>○ 近隣県に対して避難者の受入れの照会・調整<br>○ 交通事業者に対する避難手段の提供に関する協力要請 |
| 都福祉局 | ○ 区市町村に対する避難者の受入れの照会・調整<br>○ 避難者の避難方法を決定、避難手段の確保<br>○ 区市町村による要配慮者の避難に対する協力 |
| 都交通局<br>交通事業者 | ○ 広域避難に対する協力 |

### (2) 詳細な取組内容

○ 区長は、大規模水害などの災害が発生するおそれがあり、区民を避難させることが困難なときは、都本部に対して、他の区市町村の区域への避難の要請（広域避難要請）を行う。なお、区長が直接、広域避難について相互応援協定等の締結先区市町村や他の区市町村に要請等をした場合、その旨を都本部へ報告する。

○ 避難者の受入先及び避難手段が確定した後、区長は必要に応じて、区内の警察署又は消防署に避難誘導の協力要請を行った後、区民へ避難に関する情報の発信を行う。

○ 区長は、災害発生までのリードタイムを考慮して、高齢者等避難、避難指示等の発令を行う。

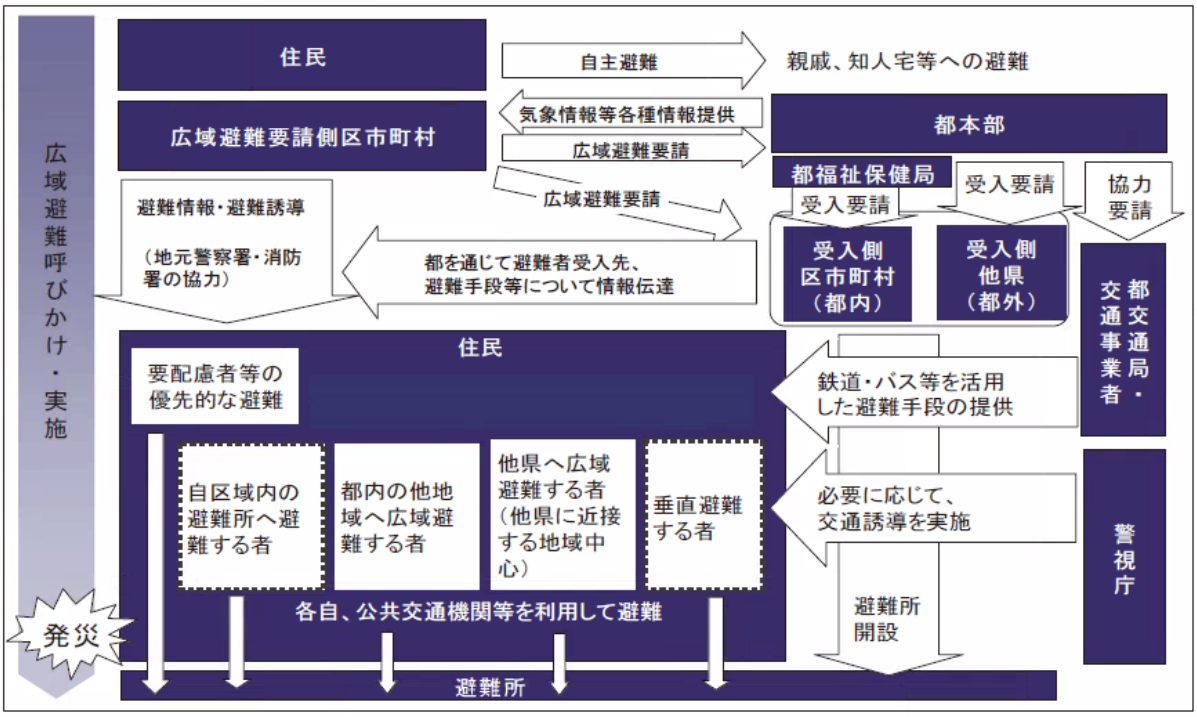
○ 避難の実施方法としては以下のとおり。

- 要配慮者や低地等に居住する区民については優先的に避難させる。
- 水害時に使用可能な区内の避難所へ避難させる。
- 水害時に使用可能な都内の他区市町村の避難所へ避難させる。
- 他県に近接する地域等では、受入れの調整がついた他県の避難所へ避難させる。
- 必要に応じ、近隣の高い建物等への移動、建物内の安全な場所での待避など、災害対策基本法第 60 条第３項に基づく「屋内での待避等の安全確保措置」の指示を行う。

○ 交通機関が運行可能な状況では、区民へ避難先を案内の上、原則として鉄道等公共交通機関により各自で避難するよう求める。要配慮者等、自力で区外への避難が困難な区民については、地域ごとに設けた拠点へ一時的に集合し、そこから都が調達したバス等で避難先へ向かう。

○ 警視庁は、区が主体となって行う避難誘導について、区からの協力要請に基づき、区民の避難誘導の支援を行う。警視庁は、交通渋滞が発生するおそれがあるなどの場合は、必要に応じて交通誘導・整理等を実施する。

＜避難誘導・イメージフロー＞




## 4　「首都圏における大規模水害広域避難検討会」

○　平成 27 年９月関東・東北豪雨では、河川の大規模氾濫によって多数の逃げ遅れが生じ、的確な避難指示の発令や広域避難体制の整備の必要性といった課題が明らかになった。
中央防災会議では、平成 27 年 10 月に「水害時の避難・応急対策検討ワーキンググループ」を設置し、平成 28 年３月「水害時における避難・応急対策の今後の在り方」について報告し、広域避難が課題であると記載した。

○　これを受けて、中央防災会議において、平成 28 年９月に「洪水・高潮氾濫からの大規模・広域避難検討ワーキンググループ」を設置し、広域避難計画策定の基本的な考え方について、平成 30 年３月に「洪水・高潮氾濫からの大規模広域避難に関する基本的な考え方（報告）」が取りまとめられ、大規模・広域避難の全体像や広域避難計画を策定するための具体的な手順が示された。

○　本報告を踏まえ、国と都は首都圏における大規模水害時の大規模・広域避難の実装に向け、特に、行政機関等の関係機関が連携して取り組むべき事項について整理するとともに、関係機関の連携・役割分担の在り方について検討することを目的とし、「首都圏における大規模水害広域避難検討会」（以下、検討会と称する）を平成 30 年６月に設置した。

○　令和元年 10 月に台風第 19 号（東日本台風）が発生し、広域避難の課題が顕在化した。そこで、検討会では、台風第 19 号で顕在化した課題を踏まえ、現時点での広域避難に関する関係機関の連携・役割分担の在り方を整理し、中間報告書を取りまとめた。
今後は、浸水しない建物上層階への避難（垂直避難）など、現実的な複数の避難行動を組み合わせた住民避難についても、関係機関と連携しながら検討を行っていく。

## 第11節 自主避難対策

第１　以下のような洪水・浸水以外の要因による避難態勢も必要となっており、これらの場合に自主避難所の開設を検討する。

1　急傾斜地の崖崩れなど河川洪水以外の要因による避難（造成中の現場を含む。）

2　局地的な浸水による避難

3　自力避難が困難な場合等の理由による不安感からの避難（高齢者・障がい者等）

4　その他軽微な被害が起こる又は起こることが予想される場合

第２　第１に記した自主避難に対応する避難場所として、区立小・中学校を指定するほか、旧小中学校その他避難者を収容することができる施設を避難所として指定する。

## 第12節 帰宅困難者対策

### 区の応急活動

| 名　機関 | 発災　　被害の発生 | | |
|---|---|---|---|
| | 初動態勢の確立期 | 災害即応期 | 復旧対応期 |
| 区 | ○気象情報の把握、状況の監視<br>○外出者への広報<br>○事業所及び施設へ、従業員及び施設利用者等の早期帰宅の呼びかけ | ○帰宅困難者の一時滞在施設への誘導<br>○水・食糧等の調達・提供 | ○代替輸送手段への誘導<br>○徒歩帰宅者の支援 |

○　一時滞在施設は、避難指示等が発令されるなど大きな被害が予想される場合において、一時滞在施設開設の要請、又はニーズがあった際に開設する。

○　一時滞在施設の開設場所については、地震時に指定されている 12 施設をベースに、適当と思われる区施設を指定し開設する。

○　運営については、区職員を配置し、食事、トイレ、毛布、災害情報等の提供をする。

○　事業所及び施設の管理者は事前に風水害時における対処方針を作成し、従業員及び施設利用者等に気象情報や交通機関の運行状況等の情報を提供し、早期に帰宅させる等、帰宅困難者を発生させないよう努める。発災時における対応として、避難計画を事前に作成する。

○　鉄道会社、バス会社等の各事業者は、駅周辺の混乱を事前に防止するために、帰宅困難者に対し交通機関の運行状況等の情報を提供する。

○　復旧の目処がたたず、かつ、早期の運行開始が困難であり、混乱の長期化が予想される場合は第４部第６章第７節に準じて対応するものとする。

# 第8章　物流・備蓄・輸送対策

第４部第７章を準用する。

# 第9章　ライフライン施設の応急・復旧対策

主な機関の応急活動

| 機関名 | 発災　被害の発生 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 事前情報収集期 | 情報監視期 | 情報連絡期 | 災害即応期 | 応急対応期 |
| 区 | ○気象情報の収集 → | | | ○給水本部の設置<br>○被害状況把握 | ○応急復旧作業 |
| 都水道局 | ○気象情報の収集 → | | | ○被害状況把握 | ○応急復旧作業 |
| 電気・ガス・通信 | ○情報収集 → | | ○警戒体制の構築<br>○浸水防止対策 | ○災害情報把握<br>○対策本部の設置 → | ○点検活動実施<br>○緊急措置の検討・実施<br>○広報活動実施 → |

# 第1節　水道施設（都水道局　北部支所、板橋営業所）

## 第1　活動態勢

### 1　活動方針

#### (1) 給水対策本部の設置

○　災害の発生により水道施設に甚大な被害が発生した場合など、一定の要件に該当する場合は、局内に局長を本部長とする給水対策本部を設置し、応急対策諸活動を組織的に進める。

#### (2) 情報連絡活動

○　復旧活動、応急給水活動等を適時適切に行うため、あらかじめ情報連絡の連絡系統、手段等を定め、正確な情報を迅速に収集・伝達する。

○　被害状況等の情報収集は、水運用専用電話、一般加入電話及び専用回線を利用した震災情報システム等を使用して行う。

○　水運用専用電話、一般加入電話及び震災情報システムが使用できない場合は、通信の疎通状況を勘案して次の通信手段を用い、給水対策本部内における情報連絡を行う。

ア　水道局業務用無線

イ　衛星携帯電話

ウ　東京都防災行政無線

#### (3) 応急対策活動

○　貯水、取水、導水、浄水施設、給水所等の被害調査は、速やかに施設ごとに行う。

○　水道工事現場の点検を行い、被害状況の把握をする。

○　水管橋や添架管に河川の増水や暴風等で被害が発生した場合、二次災害を防止するため、速やかに断水作業を実施する。

○　地滑り等により管路被害が発生した場合、二次災害を防止するため、速やかに断水作業を実施する。

○　首都中枢機関等の重要施設への供給に影響がでた場合、速やかに供給ルート確保を実施する。

○　取水塔、取水堰等の取水施設及び導水施設に亀裂、崩壊等の被害が生じた場合は、必要に応じて取水・導水の停止又は減量を行う。

○　配水調整作業は、浄水場から給水所への送水及び主要幹線機能の確保を優先し、各路線の上流側から順次進める。

○　浄水場及び給水所の運転状況や管路復旧作業の進捗にあわせ、再調整を実施する。

#### (4) 復旧活動

○　取水・導水施設の被害については最優先で復旧を行い、浄水施設の被害については、速やかに復旧活動を実施する。

○　管路の被害については、配水系統の変更等により断水区域を最小限にした上で、段階

的に復旧作業を進める。

### (5) 応急給水活動

○　建物や水道施設の被害状況などを踏まえ、適時・適切に応急給水計画を策定し、区市町との役割分担に基づいた段階的な応急給水を実施する。

### (6) 広報活動

○　都災害対策本部と連携しながら、被害、復旧及び応急給水の状況等を適時・適切に広報し、混乱を防止するよう努める。

## 第2　応急対策

| 施設 | 内容 |
|---|---|
| 取水施設 | ○　本流の流量増加の際は、内部規程に基づき、堰（せき）の操作を行う。<br>○　洪水時の砂れきの流入による堆積の防止を図るとともに、流木の激突による破壊を防止するため、所要の資器材を使用し、必要な応急措置を行う。<br>○　じんかい、流木等の流入による取水低下を防止するため、所要の資器材を使用し、必要な応急措置を行う。 |
| 貯水施設 | ○　出水時の連絡、通報及び操作は、内部規程に基づき行う。<br>○　原水の濁度増加に対処するため、凝集剤等を使用し必要な応急措置を行う。 |
| 導水施設 | ○　災害時は監視を厳重にするとともに、亀裂等が発生した場合、木樋、板棚、支保工等により必要な応急措置を行う。 |
| 浄水施設 | ○　濁度が上昇した原水に対しては、浄水薬品を適切に使用し、沈殿処理を行う。<br>○　沈殿池、ろ過池、配水池等に被害を生じたときは、速やかに応急復旧を行う。 |
| 送水施設 | ○　破損箇所からの出水による二次災害を防止しながら、状況に応じて送水系統の変更等を行い、給水所への送水を確保するよう応急措置を行う。 |
| 配水施設 | ○　配水本管の破損は、制水弁を操作して二次災害を防止し、系統変更、配水ポンプ運転の調整等により、断水が生じないよう応急措置を行う。<br>○　配水小管の破損は、制水弁を操作して、極力断水区間を少なくするよう措置する。<br>○　首都中枢機関等の重要施設への供給に影響が出た場合、速やかに供給ルート確保を実施する。 |

## 第3　復旧対策

### 1　取水・導水施設の復旧活動

○　取水・導水施設の被害は、浄水機能に大きな支障を及ぼすため、その復旧は、最優先で行う。

### 2　浄水施設の復旧活動

○　浄水施設の被害のうち、施設の機能に重要な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧活動を行う。

### 3　管路の復旧活動

○　管路の復旧に当たっては、随時、配水系統などの変更等を行いながら、あらかじめ定めた順位を基に、被害の程度、被害箇所の重要度、浄水場・給水所の運用状況等を考慮して給水拡大のために最も有効な管路から順次行う。

なお、資機材の調達、復旧態勢及び復旧の緊急度等を勘案し、必要に応じて仮配管、路上配管等の仮復旧を実施する。

○　給水装置の復旧は、第一止水栓上流部について、配水管の復旧及び通水と並行して実施する。配水小管に被害が無く、第一止水栓以降に多量の漏水があり、第三者に被害その他の影響を及ぼすおそれがある場合は、申込みの有無にかかわらず第一止水栓により止水（閉栓）する。ただし、第一止水栓が不明等で止水（閉栓）できない場合は、直ちに修繕により止水する。

○　メータ下流部の本復旧（修繕）は、所有者等（給水装置の所有者又は使用者）が指定給水装置工事事業者に依頼するよう説明する。一般住宅等の給水装置の復旧は、その所有者等が自ら行うことを原則とする。

なお、配水に支障を及ぼす給水装置の破損等については、申込みの有無にかかわらず応急措置を実施する。

## 第2節　下水道施設（都下水道局　西部第二下水道事務所）

○　災害時における下水道施設の被害については、汚水、雨水の疎通に支障のないように応急復旧を行う。

### 第1　災害時の活動態勢

○　管路・ポンプ所・水再生センター等の緊急調査及び措置、被害状況調査、建設部門の指揮・調整、工事現場の保安点検等を行う。
○　各施設の点検を行い、施設の被害に対しては、箇所、程度に応じて応急復旧を実施する。
○　応急復旧活動に当たっては、災害時における応急復旧業務に関する協定を締結している民間団体と連携して対処する。

### 第2　応急対策

**1　災害復旧用資器材の整備**

○　迅速に応急措置活動を実施するため、水再生センター及びポンプ所に備蓄する。また、災害時の応急復旧に関する協定を締結している民間団体に対し資器材の提供について協力を求める。

**2　管きょ**

○　速やかに復旧活動の拠点を設置し、管きょの被害状況及び高潮防潮扉の操作状況など、防災上重要な施設について重点的に被害状況及び措置状況を集約する。
○　管きょの被害に対しては、汚水・雨水の疎通に支障のないよう、また、高潮の影響が出ないように迅速に応急措置を講ずる。
○　工事中の箇所においては、受注者との緊密な連携の下、速やかに被災状況を把握し、被害を最小限に止めるよう指揮監督するとともに、二次災害の発生を防止するための緊急措置を実施する。
○　可搬式の排水ポンプ(電動)、土工器材、作業用具及び夜間照明(発電機等)の資機材を整備するとともに、その員数について常に把握し準備する。
○　資材、労力の運搬等に要する自動車は、その必要台数の確保に努める。

**3　水再生センター・ポンプ所**

○　各施設の点検を行い、施設の被害に対しては、箇所、程度に応じて応急措置を実施する。
○　万一機能上重大な被害が発生した場合は揚水施設の復旧を最優先する。これらと並行して各施設の損壊箇所を直ちに処置し、簡易処理、消毒、放流などの機能の回復を図る。
○　水再生センター・ポンプ所において、停電のためポンプの機能が停止した場合、ディーゼル発電機やガスタービン発電機などの非常用発電機及びエンジン直結ポンプによってポンプ運転を行い、揚水不能の事態が起こらないよう対処する。
○　非常用発電機と電力貯蔵型電池を組み合わせることなどにより、電源の信頼性向上を図る。
○　停電の際、水再生センター、ポンプ所の安定稼動のための自家発電設備用燃料油について、東京都石油業協同組合及び東京都石油商業組合との協定に基づき、優先供給を受ける。
○　建物その他の施設には、高潮、洪水、その他風水害に備え、特に防護の必要のあるものに対

しては、所要の資機材を備蓄する。

## 第3　下水道施設の復旧計画

○　被害が発生したときは主要施設から漸次復旧を図る。
○　復旧順序については、まず水再生センター、ポンプ所、幹線管きょ等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管きょ、ます・取付管の復旧を行う。

＜管きょ等＞

○　緊急調査で判明した被害について、より詳細に被害状況を把握・整理し、汚水の流下機能を確保するための復旧を行う。

＜水再生センター・ポンプ所＞

○　水再生センター・ポンプ所は、簡易処理、消毒、放流などの機能の回復を図り、さらに環境負荷の低減、公共用水域の水質の向上に努める。
○　被害状況に応じ、他の大都市等へ復旧支援を要請し、その受入れに対応する。

# 第3節　電気施設（東京電力グループ）

## 第1　活動態勢

### 1　非常災害対策本(支)部の設置

○　災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合には、東京電力は非常災害対策本(支)部を設置する。

○　東京電力非常災害対策本部は、本社に設置する。非常災害対策事業所本部は、総支社等に設置する。また、非常災害対策事業所支部は、第一線機関等に設置する。

○　夜間休日等の緊急呼集及び交通機関、通信の途絶に対応できるよう、要員の選抜、呼集方法、出動方法等につき検討し、適切な活動組織を編成する。

### 2　要員の確保

○　災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合には、非常災害対策本(支)部長は、情勢に応じた非常態勢を発令する。

○　非常災害対策本(支)部長は、当該本(支)部編成のため必要とする要員について、その出動を指示する。

○　その他の社員は、非常災害に対する安全対策を実施し、可能な限り通常の業務に従事する。

○　非常態勢が発令された場合、非常災害対策本(支)部は、他電力会社、株式会社ＪＥＲＡ、電源開発株式会社、電力広域的運営推進機関、　請負会社、電気工事店および隣接企業等に対し、必要があれば直ちに応援を求める。

### 3　情報連絡活動

○　被害店所本部は、現地の実態を速やかに把握するため、第一線機関の動員などにより、確実な被害状況の収集に努める。

## 第2　応急対策

### 1　資材の調達・輸送

#### (1)　資材の調達

○　第一線機関等においては、予備品、貯蔵品等の在庫品を常に把握し、調達を必要とする資材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

ア　現地調達

イ　本（支）部相互の流用

ウ　他電力会社等からの融通

#### (2)　資機材の輸送

○　非常災害対策用資機材の輸送は、あらかじめ調達契約をしている輸送会社の車両、船艇等により行う。

### 2　災害時における危険予防措置

○　水害及び火災の拡大等に伴い円滑な防災活動のため、警察、消防機関等から送電停止の要請があった場合には、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

### 3　災害時における応援の組織・運営

○　本社対策本部及び総支社対策本部は、被害が多大な被災地の総支社対策本部及び第一線機関支部のみの災害活動では早期復旧が困難であると判断した場合には、他エリア対策本部、支部及び請負会社に復旧応援隊の編成を要請し、被害、復旧状況を勘案したうえ、必要な応援隊を出動させる。

**4　応急工事**

○　各設備の復旧は、災害状況、各施設の被害復旧の難易等を勘案して、供給上、復旧効果の最も大きいものからあらかじめ定めた手順により行う。

**5　災害時における電力の融通**

○　各電力会社と締結した「全国融通電力受給契約」及び当社と隣接する各電力会社間に締結した「二社融通電力受給契約」に基づき、緊急災害時においてもこれに準じて実施する。

**6　その他**

○　被害が極めて大きく、受持区域内の復旧対応が困難な場合等、応援が必要と判断される場合には 本社対策本部長は、都知事に対して自衛隊の派遣を要請する。

## 第3　復旧対策

○　災害復旧を原則とするが、災害の規模、設備の重要度、被害の状況等によりやむを得ないものについては、仮復旧工事を施す。各設備の復旧は、災害状況、被害状況、被害復旧の難易度を勘案して、電力供給上復旧効果の大きいものから、あらかじめ定めた復旧順位により実施する。

○　停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況について広報する。
また、電気火災を防止するため、屋外に避難するときは安全器又はブレーカーを必ず切ることなどについても広報する。

# 第4節　ガス施設（東京ガスグループ）

## 第1　活動態勢

○　東京ガスは本社に非常事態対策本部を設置するとともに、各事業所に支部を設置し、全社的な応急活動組織を編成する。
○　東京ガス以外のグループ各社も、グループ各社の規定に基づき態勢をとる。
○　施設・設備等の応急復旧のため被災地に派遣された関係機関のリエゾンは、相互に連携し活動する。

## 第2　応急対策

### 1　災害時の初動措置

ア　官公庁、報道機関及び社内事業所等からの被害情報収集
イ　事業所設備等の点検
ウ　製造所、整圧所等における供給操作
エ　その他、状況に応じた措置

### 2　応急措置

○　非常事態対策本部の指示に基づき、各事業所は連携を保ちつつ施設の応急措置に当たる。
○　施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じて調整修理する。
○　供給停止地域については、供給可能な範囲で供給系統の切替え等を行い、速やかなガス供給再開に努める。
○　その他現場の状況により適切な措置を行う。

### 3　資機材等の調達

○　復旧用の資機材を確認し、調達を必要とする資機材は、次のいずれかの方法により確保する。

ア　取引先やメーカー等からの調達
イ　防災備蓄倉庫からの出庫
ウ　各支部間の流用
エ　他ガス事業者からの融通

### 4　車両の確保

○　本社地区に、緊急車及び工作車を配備しており、常時稼動可能な態勢にある。

## 第3　復旧対策

○　ガスの供給を停止した場合の復旧作業については、被災した地域施設又は設備の復旧を可能な限り迅速に行うとともに、二次災害を防止するため、あらかじめ定めた手順により実施する。
○　社会的優先度の高い病院などには、『移動式ガス発生設備』を用いて、スポット的にガスを臨時供給する。

# 第5節　通信施設

## 第1　活動態勢

○　災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、各社の規定に基づき災害対策本部を設置する。
○　施設・設備等の応急復旧のため被災地に派遣された関係機関のリエゾンは、相互に連携し活動する。
○　各社の災害対策本部は、被害状況、通信施設の疎通状況等の情報収集を行い、重要通信を確保し応急復旧対策、広報活動その他の業務を行う。また、都本部ならびに国等の関係防災機関との連絡・調整を行う。

## 第2　応急対策

○　非常招集された対策要員が、災害対策本部の指示のもと災害対策用機材、車両等を確保し、各社の規定に基づき対策組織を編成し、通信回線の確保や通信の途絶防止などの応急対策を行う。

## 第3　復旧対策

○　各社の災害対策本部の計画に基づき、通信の確保を重点として応急復旧工事、現状復旧工事、本復旧工事の順で復旧工事を実施する。
○　被災した電気通信設備等の応急復旧工事は、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当てを行うなど、早期復旧に努める。
○　応急復旧工事終了後、速やかに被害の原因を調査分析し、この結果に基づき必要な改良事項を組み入れて災害復旧工事を計画、設計する。

# 第10章　公共施設等の応急・復旧対策

## 第1節　公共土木施設等

### 第1　道路・橋りょう

○　災害が発生した場合、各道路管理者等は、交通規制等の措置又はう回道路の選定など、通行者の安全対策を講ずる。
○　各道路管理者等は、パトロール等による広報を行う。
○　各道路管理者等は、被災道路、橋りょうについて、応急措置及び応急復旧対策を実施する。

#### 1　災害時の応急措置

| 機関名 | 対策内容 |
|---|---|
| **区** | **○　道路パトロールの実施**<br>**○　被害状況の把握と公表**<br>**○　区道の応急・復旧対策** |
| 都建設局<br>　第四建設事務所 | ○　建設事務所は、道路の被害状況を把握し、状況に応じ直ちに応急・復旧を行い、交通路の確保に努める。 |
| 警視庁<br>　第十方面本部<br>　各警察署 | ○　発災時における、被災状況に応じた交通規制等の措置など、通行者の安全対策を講じる。<br>○　パトロール等を兼ねた広報を実施する。 |
| 関東地方整備局<br>　東京国道事務所 | ○　被害を受けた道路及び交通状況を速やかに把握するため、国道事務所においてはパトロールカー等による巡視を実施する。<br>○　必要に応じてヘリコプター及び道路情報モニター等からの道路情報の収集に努める。<br>○　巡視の結果及びモニター等からの情報を基に、必要に応じて迂回道路の選定、その誘導等の措置を行うとともに、速やかに応急・復旧工事を実施し、交通路としての機能確保に努める。 |
| 首都高速道路<br>　東京西局 | ○　警察が実施する交通規制に協力し、規制状況等を顧客に広報する。<br>○　利用者の被災状況を緊急に把握し、消防等関係機関への迅速な情報伝達、出動・協力要請により、被災者の救出救護その他安全確保に努める。 |

#### 2　応急復旧対策

| 機関名 | 対策内容 |
|---|---|
| 区（区道）<br>都建設局（都道等）<br>　第四建設事務所<br>　第六建設事務所 | ○　応急復旧作業は、緊急道路障害物除去を最優先に行うこととし、「災害時における応急対策業務に関する協定」及び「協力承諾書」に基づき実施する。<br>○　逐次道路の被災箇所で、放置すると二次被害を生ずるおそれがある箇所の応急復旧や、一般道路の障害物除去作業及び障害物の搬出を行う。<br>○　協力業者が災害時に使用できる建設機械等の把握を行うなど、平素から資機材の確保に努める。<br>○　降雪時における道路交通の安全を確保するため、あらかじめ稼働可能な資機材や労力の把握を行い、迅速かつ適切な除雪活動実施の体制を確保する。 |
| 関東地方整備局（国道）<br>　東京国道事務所 | ○　パトロールによる巡視結果等を基に被害を受けた道路の応急復旧計画を策定し、速やかに応急復旧工事を行い、緊急輸送路としての機能確保に努める。<br>○　発災直後の混乱期に緊急復旧のための資機材を確保するため、直轄備蓄及び建設業者との協力協定のほか、首都近隣区域において防災資機材備蓄基地の整備を計画的に進める。 |
| 首都高速道路<br>　東京西局 | ○　災害が発生したときは、二次災害の防止と緊急輸送機能の確保を最優先する。<br>　ア　道路構造物、管理施設等について、その被害の状況を緊急点検し、必要に応じ応急復旧に努める。<br>　イ　工事の箇所については、その被災の状況に応じて必要な措置を講ずる。<br>○　平素から資機材を確保するため、使用できる建設機械等の把握を行う。 |

## 第2　河川及び内水排除施設

洪水等により、被害が発生した場合、各施設の管理者は、被害状況を速やかに調査し、応急・復旧を行い、あわせて排水を行う。

### 1　災害時の応急措置

| 機関名 | 対策内容 |
|---|---|
| 区 | 【河川管理施設応急対策】<br>○　水防活動と並行して管内の河川管理施設、水防上注意を要する箇所を重点的に巡視し、被害箇所については、直ちに都建設局又は関東地方整備局に報告するとともに、必要な措置を実施する。<br><br>【内水排除施設応急対策】<br>○　排水施設に被害を生じた場合は、直ち都建設局に報告し、移動式排水ポンプ車の派遣を求めるとともに区有の移動式排水ポンプにより、排水作業を継続し、内水の氾濫による被害の拡大を防止する。<br>○　区が管理する河川管理施設の応急・復旧については、大規模なものを除き、都第四建設事務所の指導の下に実施する。 |
| 都建設局<br>第四建設事務所 | ○　災害が発生した場合、直ちに、堤防、護岸、排水施設、防災船着場等の河川管理施設及び工事箇所の被災の発見に努める。<br>○　都が管理する河川管理施設については、応急復旧対策を全般的に実施する。<br>○　区の実施する応急措置に関し、必要に応じて備蓄資器材の提供、技術的助言及び総合調整を行うほか、応急・復旧対策を総合的判断の下に実施する。<br>○　排水機場施設の被害をとりまとめるほか、総合的判断の下に、移動式排水ポンプ車の区への派遣を決定する。<br>○　区内の河川管理施設の応急・復旧対策について区に技術的助言を行うほか、大規模なものについては直接実施する。<br>○　舟航河川における障害物を除去しゅんせつし、清掃船の航行可能河川における浮遊物を除去する。<br>○　巡回・点検及び応急対策については、災害時における応急対策に関する協定により対処する。 |
| 都下水道局<br>西部第二下水道事務所 | ○　水再生センター、ポンプ所等の排水施設に被害を受けた場合は、特に、氾濫水による被害の拡大防止に重点を置き、区関係部局及び水防団体との相互の協力及び応援態勢の確立を図り、速やかに施設の復旧に努める。<br>○　被害が大規模で、復旧活動が都下水道局だけでは実施困難であり、かつ緊急を要する場合には、災害時における水再生センター等の応急復旧業務に関する協定を締結している民間団体に協力を得て対処する。 |
| 関東地方整備局<br>荒川下流河川事務所 | ○　直ちに、堤防、護岸、排水施設等の河川管理施設及び工事箇所の被災の発見に努める。<br>○　破損等の被害を受けた場合には、特に、氾濫水による被害の拡大防止に重点を置き、速やかに施設の復旧に努める。<br>○　都及び区等の行う応急対策に関し、要請があれば技術的支援を行う。 |

■参照（別冊「資料編」）
資料風 2.1.7　水防上注意を要する箇所等（新河岸川・白子川）

### 2　復旧対策

○　河川及び内水排除施設の管理者は、管理する施設が被害を受けた場合、被害状況を速やかに調査し、被害を受けた施設を復旧する。

○　特に、公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は、次のとおりである。

ア　堤防、護岸の決壊で住民の日常生活に重大な影響を与えているもの

イ　堤防護岸等の決壊で破堤のおそれがあるもの

ウ　河川の堤防護岸等の脚部の深掘れで、根固めをする必要があるもの

エ　河川の埋そくで流水の疎通および船舶の航行を著しく阻害するもの

オ　護岸、床止、水門、樋門、樋管又は天然河岸の全壊又は決壊で、これを放置すると著しい被害を生ずるおそれがあるもの

カ　防災船着場本体、堤内地から防災船着場本体までのアクセス路、斜路

## 第3　急傾斜地崩壊防止施設

### 1　対策内容と役割分担

| 機関名 | 対策内容 |
|---|---|
| **区** | **○　発生状況等を情報収集し都建設局に報告、応急措置の実施**<br>**○　避難対策の実施** |
| 都建設局<br>第四建設事務所 | ○　急傾斜地崩壊防止施設における、応急措置及び応急復旧対策の実施<br>○　区による避難指示等の判断に係る情報提供の実施 |

### 2　業務手順

**■　区**

○　区は、土砂災害の発生状況等の情報収集を行い、都建設局第四建設事務所に報告する。

○　区は、土砂災害の危険性が高い箇所について関係機関や区民に周知を図り、応急対策を行うとともに、災害のおそれがある場合は避難対策を実施する。

# 第2節　鉄道施設

## 第1　運行基準

○　各鉄道事業者の運行基準に従い、速度規制又は運転中止を行う。

## 第2　災害時の応急措置

○　各鉄道事業者は、旅客等の安全確保及び緊急輸送を行うため、災害対策本部等を設置する。
○　各鉄道事業者は、列車及び旅客の安全確認のため、徐行等の運転規制を実施する。
○　各鉄道事業者は、駅での混乱防止や、列車内の乗客の安全確保のため、必要に応じて、速やかに避難誘導を実施する。
○　各鉄道事業者は、駅や列車内での混乱防止のため、案内放送等による情報提供を行う。

## 第3　事故発生時の救護活動

○　各鉄道事業者は、災害対策本部と協力し、負傷者の救護を優先的に行い、必要に応じ、警察及び消防署に出動要請する。

## 第4　浸水時等の対応

| 機関名 | 対策内容 |
|---|---|
| 都交通局<br>巣鴨駅務管区 | ○　集中豪雨や強風等に対しては、必要に応じて、運転規制を行う。<br>○　地下鉄駅出入口は、止水板等により浸水を防止する。<br>○　通風口は、浸水防止機、土のう等で閉鎖する。 |
| 東武鉄道<br>東上業務部 | ○　線路等に浸水したときは、状況に応じて施設の点検を行うとともに、監視要員を配置する。<br>○　浸水により線路等が損壊したときは、速やかに復旧要員を招集し、復旧に努める。<br>○　災害発生に際し、送電停止の必要があるときは、当該区間の送電を停止する。 |
| 東京地下鉄 | ○　駅出入口からの浸水は、止水板の設置及び止水扉を閉鎖し防止する。また、配備してある土のうを使用して防止する。 |

## 第5　復旧対策

○　鉄道施設は、都市機能の確保や各種の復旧対策に寄与するため、速やかに応急復旧を行って輸送の確保に努める。
○　各鉄道事業者は、被害状況を調査し、必要に応じ、迅速かつ適切に復旧作業を行う。
○　各鉄道事業者は、応急対策の終了後、被害原因等の調査分析を行い、この結果に基づき、再び同様な被害を受けないよう、本復旧計画を立て実施する。

# 第3節　社会公共施設等

## 第1　各医療機関

○　施設長は、あらかじめ策定した計画に基づき、患者の生命保護を最重点に対応する。
○　施設長は、通信手段の確保に努めるとともに、状況に応じて必要な措置をとるなど万全を期する。

## 第2　社会福祉施設等

○　社会福祉施設等の責任者は、被災後速やかに施設内外を点検し、浸水状況の把握と消毒の必要性の有無を確認する。必要に応じて応急修理を行い、安全を確保する。
○　社会福祉施設等の責任者は、利用者及び職員の安否確認を行う。
○　社会福祉施設等の責任者は、施設独自での復旧が困難である場合は、区が組織した「要配慮者班」等関係機関に連絡し援助を要請する。
○　風水害の被害を受けなかった施設の責任者は、援助を必要とする施設の責任者に積極的に協力し、入所者の安全を確保する。

## 第3　学校施設

風水害時における区立小・中学校児童・生徒及び区立幼稚園幼児（以下この章において「児童生徒等」という。）の生命及び身体の安全並びに教育活動の確保を図るため、区立小・中学校及び区立幼稚園（以下この章において「学校等」という。）における災害の予防、応急対策等について、万全を期す必要がある。

### 1　応急対策

○　学校長等は、避難について特に綿密な計画を樹立しておき、それに基づいて行動することとし、特に児童生徒等の安全確保に万全を期する。
○　学校長等は、自衛防災組織を編成して、分担に基づいて行動する。
○　学校長等は、緊急時には、関係機関へ通報して臨機の措置を講ずる。
○　学校長等は、学校施設が避難所になった場合は、避難者の健康と安全の確保に努める。
○　区教育委員会は、学校等施設の応急修理を迅速に実施する。

### 2　応急復旧対策

○　学校等の施設が台風等で教育活動ができない状態にあると判断した場合には、区教育委員会は、緊急に学校長等及び都教育庁と連絡を密にして、応急教育計画などを作成する。
○　学校長等は、児童生徒の実態を十分把握し、生活環境の急激な変化による心理的な不安や動揺を早急に解消するためにも教育活動の中断がないように努める。
○　区教育委員会は、被害を受けた施設のうち緊急に復旧を必要とするものについては、計画をたて速やかに復旧を行う。

## 第4　文化施設・社会教育施設・集会施設

### 1　応急対策

○　文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、直ちに東京消防庁等の関係機関に通報するとともに被害の拡大防止に努め、被災状況を速やかに調査し、都教育委員会を経由して、その結果を文化庁長官に報告する。

○　区は被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講ずる。

○　風水害による被害のリスクが少ない施設は、避難者の収容や応急活動に携わる人員の活動拠点となることが見込まれる。区は対象施設を指定し、施設は応急活動に協力する。

### 2　復旧対策

○　被災した文化財等の廃棄、散逸を防止するため、被害状況と文化財等の重要度に応じて、都教育委員会、区教育委員会及び文化財管理者等において修復等について協議を行う。

○　被害を受けた施設に対しては、応急危険度判定及び被害認定調査を迅速に行い、早期の利用再開に向けた対応をとる。

# 第11章　ごみ処理・トイレの確保及びし尿処理・障害物の除去・災害廃棄物処理

主な機関の応急活動

| 機関名 | 発災　被害の発生 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 事前情報収集期 | 情報監視期 | 情報連絡期 | 災害即応期 | 応急対応期 |
| 区 | | | | | ○災害用トイレの設置 →<br>○し尿の収集・運搬 →<br>○ごみの収集・運搬・処理 →<br>○災害廃棄物処理 → |
| 都下水道局 | | | | | ○し尿の受入れ → |

## 第1節　ごみ処理

第 4 部第 12 章第 1 節ごみ処理を準用する。

## 第2節　トイレの確保及びし尿処理

第 4 部第 12 章第 2 節トイレの確保及びし尿処理を準用する。

# 第3節　障害物の除去

## 第1　住居関係障害物の除去

住家に流入した土石、竹木等の除去は、原則として各土地・住家所有者が行うものである。しかし、災害救助法が適用された場合は同法に基づき、該当する住家を早急に調査の上実施する。その際の各機関の役割は下記のとおりである。

| 機関名 | 対策内容 |
|---|---|
| **区** | **○　災害救助法適用前は、区が除去の必要を認めたものを対象として実施する。<br>○　災害救助法適用後は、除去対象戸数及び所在を調査し、都に報告するとともに、関係機関と協力して実施する。** |
| 都本部 | ○　災害救助法適用後、区市町村の報告に基づき、土石、竹木等の除去を実施する。<br>○　第一次的には、区市町村保有の器具、機械を使用する等、区市町村と協力して実施する。<br>○　資機材、労力等が不足する場合は、隣接区市町村に協力を求めるほか、東京建設業協会等に対し、資機材、労力等の提供を求める。 |

## 第2　道路関係障害物の除去

| 機関名 | 対策内容 |
|---|---|
| **区** | **○　道路上の障害物の状況を調査し、速やかに都建設局に報告するとともに、所管する道路上の障害物を除去する。また、各関係機関と相互に密接な連絡をとり協力する。** |
| 都建設局<br>都港湾局<br>各支庁 | ○　都道における障害物の状況を把握し、交通の確保を図るため、速やかに障害物の除去を行う。<br>○　除去作業は、各道路管理者と密接な連絡をとり、相互に協力する。 |
| 都下水道局 | ○　道路上に設置されている雨水排水口等の能力を低下させるおそれのある障害物については、各道路管理者と密接な連絡をとり協力する。 |
| 警視庁 | ○　交通確保の観点から、交通の妨害となっている倒壊樹木、垂れ下がっている電線等の障害物の除去について、各道路管理者及び関係機関に連絡して復旧の促進を図るとともにこれに協力する。 |
| 関東地方整備局<br>東京国道事務所 | ○　管轄する道路について、道路上の障害物の状況を調査し、関係機関と協力の上除去する。 |

## 第3　河川・港湾関係障害物の除去

| 機関名 | 対策内容 |
|---|---|
| **区** | **○　区有公共土木施設が被害を受ける恐れがあるときは、水害を警戒、防御する。<br>○　被害を受けたときは、速やかに応急対策を行い、二次災害を防止する。<br>○　区は、下記の関係機関の取り組みに協力する。** |
| 都建設局 | ○　全舟航河川における障害物を除去しゅんせつする。なお、除去物は一時的に船舶航行の障害にならない場所に集積する。<br>○　清掃船の航行可能河川における浮遊物を除去する。除去物は中央防波堤にある揚陸場又は、その都度定める場所に集積する。 |
| 関東地方整備局 | ○　河川の機能を確保するため、関係機関と協力し、土砂、流出油等の障害物を除去する。 |

## 第4節　災害廃棄物処理

第 4 部第 12 章第 3 節災害廃棄物処理を準用する。

# 第12章　応急生活対策

第４部第１４章を準用する。

# 第13章　災害救助法の適用

第４部第１５章を準用する。

# 第14章　激甚災害の指定

第４部第１６章を準用する。

# 第 6 部



# 災害復興計画

# 第6部　災害復興計画

**第１章　災害復興の基本的考え方** ..... 624
第１節　復興の基本的な考え方 ..... 624
第２節　復興を進める基本的な枠組み ..... 624
**第２章　災害復興体制の構築** ..... 626
第１節　復興本部の設置 ..... 626
第２節　復興本部の役割及び災害対策本部との関係 ..... 627
第３節　復興本部の組織 ..... 628
第４節　復興本部の廃止 ..... 631
**第３章　被害状況及び復旧・復興状況の把握** ..... 632
第１節　家屋・住家・宅地の被害状況の把握 ..... 632
第２節　区民の被害・被災後の生活状況の把握 ..... 632
第３節　公共施設等の被害状況の把握 ..... 633
第４節　まちの復旧・復興状況の把握 ..... 633
第５節　区民生活の再建状況等の把握 ..... 633
**第４章　罹災証明書の交付** ..... 634
第１節　罹災証明書交付の準備 ..... 634
第２節　罹災証明書の交付 ..... 634
**第５章　災害復興計画の策定** ..... 635
第１節　板橋区災害復興基本方針の策定 ..... 635
第２節　板橋区災害復興計画の策定 ..... 635
**第６章　財政方針の策定** ..... 636
第１節　財政方針の策定 ..... 636
第２節　財源の確保 ..... 636
第３節　復興基金の創設 ..... 636
**第７章　人的資源の確保** ..... 637
**第８章　用地の確保・調整** ..... 638
**第９章　災害廃棄物等の処理** ..... 639
**第10章　広報・相談体制** ..... 640
第１節　復興関係広報の実施 ..... 640
第２節　被災者のための相談所の設置 ..... 640
**第11章　学校教育** ..... 641
第１節　学校教育施設の再建 ..... 641
第２節　授業の再開等 ..... 641
**第12章　文化・社会教育** ..... 642
第１節　文化・社会教育施設等の再建 ..... 642
第２節　文化財の復旧・復興支援 ..... 642
**第13章　地域への支援** ..... 643
第１節　地域協働復興の推進 ..... 643

第２節　外国人への支援 643
第３節　ボランティア等や専門家との連携 644
**第 14 章　消費生活 645**
**第 15 章　都市の復興 646**
第１節　板橋区都市復興マニュアル 647
第１　目的 647
第２　位置づけ 647
第３　都市復興の流れ 648
**第 16 章　住宅の復興 649**
**第 17 章　生活の復興 650**
第１節　板橋区生活復興マニュアル 650
第１　板橋区生活復興マニュアルの目的 650
第２　生活復興に対する基本的な考え方 650
第３　板橋区生活復興マニュアルの範囲 650
第４　生活復興の体系 651
第２節　医療 652
第３節　福祉 652
第４節　保健 653
第５節　租税等の徴収猶予及び減免等 653
第６節　通信施設等の復旧活動 654
**第 18 章　産業の復興 656**
第１節　産業復興方針の策定 656
第２節　中小企業施策 656
第３節　観光施策 656
第４節　農業施策 656
第５節　雇用就業施策 657

# 第1章　災害復興の基本的考え方

## 第1節　復興の基本的な考え方

（板橋区の考え方）

○　東日本大震災や阪神・淡路大震災などの大規模地震では、被災者の中には、心身や財産に大きなダメージを受けるなどして、通常の生活に戻れない人々が存在した。また、住まい、福祉・保健、環境、雇用、産業など被災者の生活に関連した数多くの問題が発生している。

○　このため、被災後の生活や都市基盤の再建にあたっては、被災前の原状又は同じ機能に回復する「復旧」だけではなく、安全性や生活環境の向上、産業の高度化や地域振興が図られるなどの質的な向上を含めた「復興」の取り組みが必要である。

○　このため、都の考え方とあわせ、復興について「被災者のくらしを一日も早く震災前の状態に戻し、安定を図り、活力に満ち、にぎわいのある板橋をつくる」こととする。

（東京都の考え方）

○　東京に大規模な震災被害が発生した時は、速やかに復興に関する方針を定めて対策を講じる必要がある。

○　応急・復旧は対策を迅速かつ機動的に実施するものであり、復興は対策を中長期的視点に立って計画的に実施するものである。被災後間もない段階での応急・復旧対策が質的な変化を伴いつつ、徐々に、復興対策へと進行していく。

○　復興に際しては、被災を繰り返さない災害に強い安全なまちづくりに努めるとともに、誰もが安心して暮らせるよう、女性・要配慮者等の視点や災害関連死対策の観点も十分に踏まえつつ、住宅、福祉、医療、環境、雇用、産業などの施策を総合的かつ計画的に進めることが重要である。

○　さらに、わが国の首都として、東京の政治・経済中枢機能や国際都市機能を回復するために、都市活動を迅速に再開させ、復興後には、活力とゆとりのある高度成熟都市として発展させていかなければならない。

○　このため、東京の震災復興の基本目標は、協働と連帯による「安全・安心なまち」と「にぎわいのある首都東京」の再建とする。

## 第2節　復興を進める基本的な枠組み

○　都では、阪神・淡路大震災における検証結果を踏まえ、地域による協働復興の仕組みを提案し、「東京都震災復興マニュアル」を策定しており、マニュアルでは、「被災者にとっての復興とは、医（療）・職（業）・住（居）の速やかな回復とそれらを支えるまちの再建を一日も早く行うこと」と位置づけ、そのためには、まず被害者自らが立ち上がることが必要ながら、行政やボランティア、NPO などの地域を構成する様々な主体と連携、協働を図りながら、こうした課題の解決に取り組むことが不可欠であるとしている。区においてもこの視点に基づき取り組むこととする。

【東京都震災復興マニュアル】

被災者の行動指針となるよう地域力を活かした復興を行うための様々な仕組みを提案した「復興プロセス編」と、行政担当者向けの復興事務の手引書である「復興施策編」から構成されている。

マニュアルに記載する事項については、「東京都地域防災計画」に位置付け、復興対策を推進する。また、関係部局が所管する分野別復興施策についても、地域防災計画の分野別復興計画として、施策を推進する。

（復興プロセス編）

・復興の基本的な考え方　　・復興プロセス

・分野別の復興プロセス

（復興施策編）

・復興体制の構築　　・都市の復興　　・住宅の復興

・くらしの復興　　・産業の復興

○　地域の住民が主体となって復興を進めていくことを、都では「地域協働復興」と定義し、町会・自治会、まちづくり協議会のような地域づくり組織や住民防災組織など、平常時の地域活動の状況に応じ、様々な団体・組織が担うことを求めており、区においてもこの視点に基づき復興に取り組むこととする。

○　都市の復興並びに区民生活の再建及び安定に関する事業（震災復興事業）を迅速かつ計画的に実施するため、区長を本部長（復興本部長をいう。この章において同じ。）とする復興本部を設置し、震災復興方針及び震災復興計画を早期に策定することにより、都市の復興、住宅の復興、くらしの復興、産業の復興それぞれについて、具体的な震災復興事業を推進する。

○　復興事業を進めるため、平成 13 年に「震災復興マニュアル」を策定した。その後、都市復興については、平成 26 年 3 月に「板橋区都市復興マニュアル」を修正した。生活復興についても、様々な課題に対応するために生活復興マニュアル修正を行う。

# 第2章　災害復興体制の構築

## 第1節　復興本部の設置

### ■　区

○　区長は、地震により被害を受けた地域が板橋区内で相当の範囲に及び、かつ復興に相当の時間を要すると考えられるような重大な被害を受けた場合に復興本部を設置する。

○　復興本部は、災害復旧・復興を長期的視点に立って実施していくための組織体制であり、通常業務や災害応急対策を行う組織とは別に臨時組織として設置する。

○　区長は、被災後１週間程度の早い時期に復興本部を設置する。

○　区長は、復興本部が設置された時は、次に掲げるもののうち必要と認めた者に本部を設置したことを通知する。

| |
|---|
| ア　各部部長 |
| イ　指定公共機関及び指定地方公共機関の長又は代表者 |
| ウ　都知事 |
| エ　隣接地方公共団体、地方行政機関等 |

○　各部部長は本部設置の通知を受け次第、直ちに所属職員に対し、周知徹底しなければならない。

○　本部が設置された場合、設置場所に「板橋区復興本部」の標示を行う。なお、災害の種類によって、震災復興、災害復興等を用いる。

■参照（別冊「資料編」）
資料震 3.2.1　東京都板橋区震災復興本部条例
資料震 3.2.2　東京都板橋区震災復興本部条例施行規則

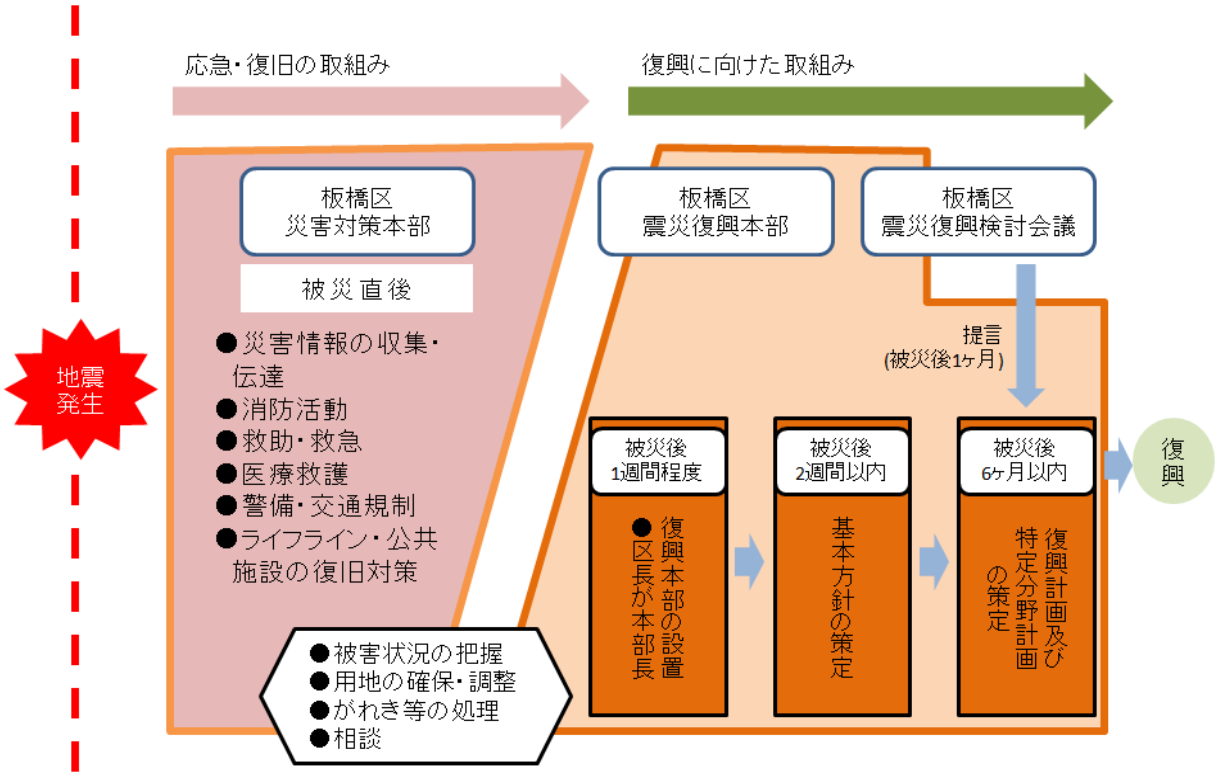
## 第2節　復興本部の役割及び災害対策本部との関係

### ■　区

○　復興本部は、災害復興事業を長期的視点に立って速やかに、かつ計画的に実施する。

○　災害復興に関連する一連の活動は、被災後間もない災害応急対策の段階から質的な変化を伴いつつ、連続的に徐々に進行していくものであるため、災害対策本部から所掌する応急的な事務事業で、災害復興にも関係し大きな影響を与えるものについては、両本部が緊密に連携、連絡しながら処理する。

**【震災時における板橋区の取組図】**



## 第3節　復興本部の組織

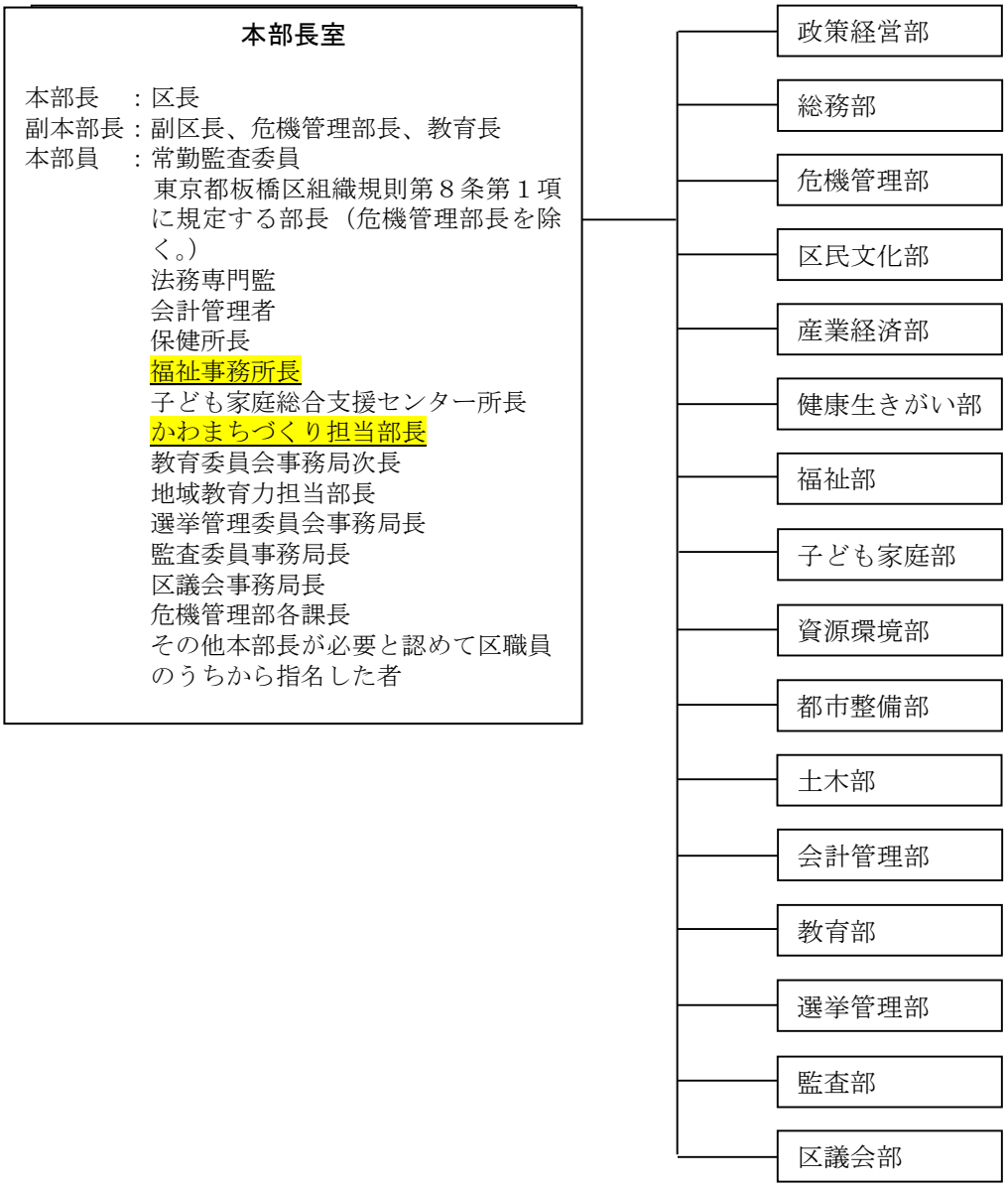
### ■　区

○　本部に本部長、副本部長、本部員を置く。

○　復興本部における組織、所掌事務は以下に定める。

○　復興本部の事務を総括する復興本部事務局（復興対策室（仮称））を組織する。

○　復興本部の組織体制




**【震災復興検討会議】**

震災復興に関して知見を有する学識経験者等で構成される会議体。震災が発生すると、区長（本部長）の私的な諮問機関として、本部長の依頼に基づき、震災復興の基本方針や復興計画の理念等を検討し提言する。

○　各部の所掌事務は、次のとおり。

| 部の名称 | 分掌事務 |
|---|---|
| 政策経営部 | 1　震災復興計画（生活復興を含む。）の策定及び進行管理に関すること。<br>2　区の情報システム（主管課導入システムを除く。）の復旧に関すること。<br>3　災害対策及び震災復興関係の予算に関すること。<br>4　災害情報の提供（臨時広報紙の発行等）に関すること。<br>5　被災者等の相談業務に関すること。<br>6　区有施設の復旧建築業務及び災害復旧工事に関すること。<br>7　区有施設の耐震補強に関すること。<br>8　応急仮設住宅の設置に関すること。 |
| 総務部 | 1　用地の確保に関すること。<br>2　災害対策及び震災復興関係の契約に関すること。<br>3　租税等の徴収猶予及び減免に関すること。<br>4　他の区市町村等への要請業務及び支援職員の受入れに関すること。<br>5　本部職員の給与に関すること。<br>6　義援金の配分に関すること。<br>7　通信（有線）の復旧に関すること。<br>8　区有財産の被害調査に関すること。 |
| 危機管理部 | 1　災害情報の収集及び関係部署への伝達に関すること。<br>2　震災復興計画の策定に関すること。<br>3　被害程度認定調査の総括に関すること。<br>4　震災復興対策に係る他の部に属しないこと。 |
| 区民文化部 | 1　被災者実態調査に関すること。<br>2　罹災証明書の発行に関すること。 |
| 産業経済部 | 1　区内産業（公衆浴場を除く。）の被害状況の把握に関すること。<br>2　区内産業の再建支援全般に関すること。 |
| 健康生きがい部 | 1　区内公衆浴場の被害状況の把握に関すること。<br>2　被災者等のメンタルケア及び健康管理に関すること。<br>3　食品衛生監視指導及び飲料水の検査指導に関すること。<br>4　避難所の衛生管理に関すること。<br>5　動物の保護に関すること。<br>6　福祉需要調査に関すること。<br>7　福祉サービスに関すること。<br>8　後期高齢医療保険料の減免及び徴収猶予に関すること。<br>9　介護保険料の減免及び徴収猶予に関すること。<br>10　国民健康保険料の減免及び徴収猶予に関すること。 |

| 部の名称 | 分掌事務 |
|---|---|
| 福祉部 | 1　被災者実態調査に関すること。<br>2　福祉需要調査に関すること。<br>3　災害援護資金等の貸付けに関すること。<br>4　福祉サービスに関すること。<br>5　被災者の相談業務（主に災害時要援護者対応）に関すること。 |
| 子ども家庭部 | 1　被災者実態調査に関すること。<br>2　児童福祉施設の再開に関すること。<br>3　被災児童、園児の安否確認及び避難先調査に関すること。<br>4　被災児童、園児のメンタルケアに関すること。<br>5　保育費用徴収金の減額に関すること。 |
| 資源環境部 | 1　災害廃棄物処理計画の総括に関すること。<br>2　ごみ及びし尿の収集及び処理に関すること。 |
| 都市整備部 | 1　都市復興計画の策定及び推進に関すること。<br>2　住宅復興の推進に関すること。<br>3　災害復興に係る再開発事業及び土地区画整理事業の事業計画及び実施に関すること。<br>4　災害復興に係る再開発事業、土地区画整理事業等における事業予定地の利用調整に関すること。<br>5　前各号に掲げるもののほか、災害復興に係る都市計画、住宅及び住環境整備その他の都市整備に関すること。 |
| 土木部 | 1　道路、橋りょう等土木施設及び区立公園等の施設の応急対策及び復旧に関すること。<br>2　道路工事調整協議会の開催に関すること。<br>3　都市復興マニュアルに基づく道路復興計画に関すること。 |
| 会計管理部 | 1　義援金の支給に関すること。<br>2　災害対策及び震災復興関係の経理に関すること。<br>3　現金及び物品の出納及び保管に関すること。 |
| 教育部 | 1　学校施設及び社会教育施設の再開に関すること。<br>2　被災児童、生徒の安否確認及び避難先調査に関すること。<br>3　被災児童、生徒への学用品等の支給に関すること。<br>4　児童、生徒のメンタルケアに関すること。<br>5　文化財の復旧に関すること。 |
| 選挙管理部 | 1　被災者実態調査に関すること。 |
| 監査部 | 1　災害対策及び震災復興関係の予算等の監査に関すること。 |
| 区議会部 | 1　区議会との調整に関すること。 |

## 第4節　復興本部の廃止

### ■　区

○　本部長は、区の地域において、災害復旧・復興対策がおおむね完了し、区が支援を行うことを必要とする区民の生活や都市の復興が成し遂げられたと認めたときは、復興本部を廃止する。

○　復興本部の廃止の通知等は、設置の場合に準じて処理する。

# 第3章　被害状況及び復旧・復興状況の把握

■　区

## 第1節　家屋・住家・宅地の被害状況の把握

○　被災直後において、余震等に伴う家屋・住家の倒壊や落下物・転倒物、建築物の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地が引き起こす二次災害を防止するため、その危険性を迅速に調査し、その結果を建物の使用者等に知らせる。
○　応急危険度判定員（災害ボランティア）は、建物を当面使用できるか調査し、「調査済」（緑色）、「要注意」（黄色）、「危険」（赤色）のステッカーを貼る。
○　また、家屋・住家・宅地等の被害状況の把握は、市街地復興のあり方を検討する上で必要不可欠であるとともに、災害廃棄物処理計画、応急的な住宅等の供給計画及び住宅復興計画の策定、被災者の生活支援施策等の立案及び実施に当たっての重要な基礎資料となる。
○　調査結果は、罹災証明書発行のための住家被害認定調査や各種復興施策適用に必要なデータとなるので、迅速かつ的確に取りまとめる。

■参照
第 4 部第 14 章第 2 節　被災住宅の応急危険度判定

## 第2節　区民の被害・被災後の生活状況の把握

○　区民の被害状況については、住宅等の被害状況を把握するだけでなく、被災前後の生活状況及び今後の意向等を把握して、住宅対策や福祉対策等を講じていく必要がある。
○　このため、避難所滞在者、自宅残留者、区外への避難者等の被災者（世帯）を対象とした「被災者生活実態調査」を実施する。

## 第3節　公共施設等の被害状況の把握

○ 公共施設等の管理責任者は、施設の被害の概況を把握し、必要な場合には速やかに応急危険度判定を実施するとともに、緊急的な対応措置を講じる。これと同時に又は引き続いて行われる建物診断（被災度区分判定）等により、さらに詳細に被害の程度を把握し、恒久的な復旧・復興のための措置を講じる。

○ 被災後、区民が生活し、又は利用する公共施設等については、施設管理者の責任において早急に建築技術者等による応急危険度判定を実施し、必要な場合は施設の継続使用による二次災害防止のための措置（立入禁止・立入制限、応急工事等）を講じる。

○ 災害により被災した公共施設等の改修、改築等については、その必要性を速やかに検討した上、恒久的な復旧・復興計画を作成し、改修、改築等に着手する必要がある。そのため、応急危険度判定による緊急的対応を講じた後、引き続いて被災度区分判定調査を実施することにより施設・設備の損傷の程度・状況を的確に把握し、補強、補修あるいは取り壊しの必要性について判断する。

## 第4節　まちの復旧・復興状況の把握

○ 被害状況の把握と応急的な対応が一段落した後、本格的な復旧・復興への取り組みが進められる。市街地や住宅の復興過程においては、復興の進捗状況を適宜把握し、復興計画の適切な進行管理を行い、新たに生じた問題への早期対応を図る必要がある。

○ 住宅や施設等、まちの復興状況の把握方法としては、目視等により面的に把握する方法や建築確認受理の状況、各許可等の状況、各種資金貸付状況、利子補給等の支援策の実施状況等から把握する。

## 第5節　区民生活の再建状況等の把握

被災した区民の生活の再建状況等を把握するため、各種支援策の適用状況等を総合的に集約する。また、必要に応じて被災者生活実態調査等のフォロー調査を実施するなど、区民生活の再建状況等及び問題点についての情報収集を行う。

調査にあたっては、必要に応じて都に応援を要請しながら体制を整備する。

# 第4章　罹災証明書の交付

■　区

## 第1節　罹災証明書交付の準備

○　罹災証明書交付を円滑に実施するため、関係部署及び関係機関による「罹災証明書交付に関する調整会議」を設置し、家屋・住家被害状況調査の実施方法・状況や被災者台帳の作成状況等を確認する。

○　また、応急危険度判定や家屋・住家被害状況調査の実施結果に加え、固定資産税関連情報や建築確認状況等に基づき、被災者台帳を完成させるとともに、罹災証明書を交付する体制を整備する。

## 第2節　罹災証明書の交付

○　罹災証明書は、被災者台帳に基づき交付する。

○　なお、被災者から再調査の申請が出されたときは、区は被災者等の立ち会いを要請し、家屋・住家被害状況の再調査を実施する。

■参照
第 2 部第 14 章第 4 節　罹災証明書の交付

# 第5章　災害復興計画の策定

■　区

## 第1節　板橋区災害復興基本方針の策定

○　本部長は、復興後の区民生活や市街地形成のあるべき姿及びその実現に至る基本的戦略を明らかにするため、被災後２週間を目処に復興本部会議の審議を経て、板橋区災害復興基本方針を策定し、公表する。

○　この基本方針に基づき、復興本部は震災復興計画及び特定分野復興計画を策定する。

○　板橋区災害復興基本方針の策定にあたっては、次の事項に配慮する。

○　ア　区民の暮らしのいち早い再建と安定
○　イ　災害に強く、安心して暮らせる都市づくり
○　ウ　誰もが快適に暮らせる生活環境づくり
○　エ　雇用の確保、事業の再開と新しい時代に対応した産業の創造
○　オ　わが国の政治、経済、情報通信等の中枢機能の速やかな回復

## 第2節　板橋区災害復興計画の策定

○　本部長は、板橋区災害復興基本方針に基づき、復興に係る板橋区の最上位計画として総合的な板橋区災害復興計画を策定する。この計画では、復興の基本目標と都、区が実施する復興事業の体系を明らかにする。

○　板橋区災害復興計画の策定にあたっては、本部長は災害復興検討会議を招集し、計画の理念等の検討を諮問する。本部長は、災害復興検討会議の提言を踏まえ、復興本部会議の審議を経て、被災後６ヶ月を目処に復興計画を策定し公表する。なお、作成過程において広く区民等の声を聴き、その意見を反映することとする。

○　復興に当たっては、その性質上、具体的な事業計画等を必要とする分野については、板橋区災害復興計画の策定と並行して整合性を保ちながら、個別の復興計画を策定する。

（１）　都市の復興
（２）　住宅の復興
（３）　くらしの復興
（４）　産業の復興
（５）保健衛生・医療の復興
（６）福祉の復興
（７）教育・児童福祉の復興

# 第6章　財政方針の策定

■　区

## 第1節　財政方針の策定

○　財政需要見込みは、予算措置、財源対策や特例措置に係る国・都への要望、復興計画の策定等を行うときの基礎資料となる。財政需要は数次にわたって見込み、順次その精度を高めていくこととする。
○　ただし、特に緊急度が高い対策は、第一次の財政需要見込みの報告に含めるよう努めることとし、可能な限り当該年度予算で措置を行う。

## 第2節　財源の確保

○　激甚災害指定に伴う国庫支出金などの財源見通しを、都を通じて、十分な把握に努めた上で、財政需要への対応を行うこととする。
○　災害による被害者の救護、復旧等の臨時的な経費に充てるため設置した災害対策基金を災害応急対策を中心に主要な財源として、有効な活用を行う。
○　被災により、巨額の財政需要と大幅な税収減が想定されるため、財源対策は極めて重要な柱となる。できる限りの措置を講じて財源を確保し、災害応急対策、災害復旧・復興対策に取り組み、一日も早い区民生活の再建等を図る。

## 第3節　復興基金の創設

災害からの早期復興を図るため、行政による被災者の救済と自立支援及び被災地域に係る総合的な復興対策の取り組みを補完し、災害により疲弊した地域を魅力ある地域として復活させるため、国、都と協議の上、災害復興基金を創設する。

# 第7章　人的資源の確保

## ■ 区

○ 災害復興事業の実施には、通常業務に加えて膨大な事務が相当長期間にわたって発生するため、特定の分野や職種において人員が不足することが予想される。

○ このため、事務量が大幅に増加する部署等に弾力的かつ集中的に職員を配置するなどして対処する。それでもなお、必要な人員を確保することが困難な場合には、他の区市町村や都に対して職員の派遣を要請し、さらに不足する場合には、臨時職員を雇用する等の措置をとる。

# 第8章　用地の確保・調整

## ■　区

○　被災直後の避難誘導や緊急救助等の活動やその後の復旧・復興事業を円滑に実施するため、速やかな被害概況の把握と必要なオープンスペースの確保を図る。

○　また、各種災害応急対策や復旧・復興対策を円滑に進めるため、各分野にわたる用地需要を総合的に集約・整理して用地調整方針を策定し、計画的な用地等の確保・調整を行う。

○　なお、被災後の用地需要を見込んで、区内の大規模な区有地等について事前にリスト化しておくことに努めることとする。

○　被災のあった場合において都市計画または土地区画整理法による土地区画整理事業のため必要があると認めるときは、区域を指定し建築制限を行う。

# 第9章　　災害廃棄物等の処理

## ■　区

災害による建物の倒壊・焼失及び解体により発生する災害廃棄物や家具・什器等の廃棄物を適正に処理し、被災地の災害応急対策や復旧・復興対策を円滑に進めるため、的確な状況把握に基づき資源環境部は「災害廃棄物処理計画」を策定する。その後、速やかに災害廃棄物の処理並びに家屋等の解体・撤去及び処理・処分に関する方針、手続き等を区外への避難者を含む関係者に周知し、広域的な連携の下、適切な処理を推進する。

■参照
第 3 部第 13 章第 4 節　災害廃棄物処理
第 4 部第 12 章第 3 節　災害廃棄物処理

# 第10章　広報・相談体制

■　区

## 第1節　復興関係広報の実施

○　復興に係る行政の方針や具体的な施策に係る情報のほか、被災地域の生活関連情報等、輻輳する各種の情報を整理し、迅速かつ的確に区民に提供するため、都及び関係機関とも緊密な連携を保ちながら、種々の広報活動を展開する。

## 第2節　被災者のための相談所の設置

○　被災者は、様々な生活上の不安や問題を抱えることとなることから、区が窓口を設け、被災者からの相談に応じることで、少しでも問題や悩みを解消し、その生活の再建と安定を支援していくことは、極めて緊急かつ重要な課題である。

○　このため、被災者の要請にきめ細かく対応するとともに、必要な情報を総合的かつ一元的に提供することが重要であることから、災害発生後、速やかに臨時窓口として、「被災者のための相談所」を開設するとともに、災害復旧・復興対策の本格化に応じて、可能な限り早期に庁内で連携を図り、総合的な相談業務を開始する。

# 第11章　学校教育

■　区

## 第1節　学校教育施設の再建

○　校舎の補修や改修を要する箇所を点検するとともに、全面建て替えの必要性の有無、工期及び費用、学校周辺の被害状況や復旧状況等の把握を速やかに行い、再建復興計画を作成する。

## 第2節　授業の再開等

○　被災児童・生徒の避難所からの移転状況（転居や応急仮設住宅への入居等）や応急仮設住宅の建設状況を的確に把握するとともに、避難所施設の災害状況をみて、仮設校舎の建設や代替施設の利用の可能性、校舎の補修・改修・再建計画等を判断し、授業の早期再開を行う。

○　また、被災の影響が、児童・生徒の生活基盤に及ぶ場合、学用品等の給与などの支援策を実施する。

■参照
第 4 部第 14 章第 15 節　応急教育

# 第12章　文化・社会教育

■　区

## 第1節　文化・社会教育施設等の再建

○　文化・社会教育の分野は、復旧・復興期における被災生活の潤いや憩い、あるいは復興に立ち向かう人々の活力の源にもなるものであり、なるべく早期に区立施設の再建を行う必要がある。

○　また、郷土資料館、美術館等において一定の条件で収蔵されている展示品、区民の身近な場所に設置された野外彫刻などについても、被災により保管機能が失われることがないように仮保管や修復を検討する必要がある。

## 第2節　文化財の復旧・復興支援

○　災害時には、指定文化財をはじめとして、多くの文化財に被害を生じるおそれがある。被災後放置されれば、損傷や劣化が拡大・進行することが懸念される。このため、被災した文化財を緊急に点検・保全し、貴重な文化財等の廃棄・散逸を防止する必要がある。また、文化財は区民をはじめ国民全体の財産であり、貴重な観光資源となっている場合もあることから、速やかな復旧を図る必要がある。

■参照
第３部第４章第２節第４　文化財施設の安全対策
第４部第４章第１節　公共施設等の応急対策による二次災害防止

# 第13章　地域への支援

## 第1節　地域協働復興の推進

■　区

○　被災地で復興を進めるプロセスでは、まちづくり、住宅、福祉・保健、雇用・産業等多くの分野で様々な課題が生じる。

○　被災後速やかに復興を進めるには、個人の力だけでは限界があり、地域住民が話し合い、力を合わせて主体的に復興を進める共助のしくみが機能することが大きな鍵となる。

○そのため、平常時から地域協働復興模擬訓練等（※1）を通じて、地域協働復興の意義や地域の課題について区民の理解を深めるなど、復興市民組織（地域協働復興に関する活動を行う市民組織）の育成に対し、積極的に取り組んでいく必要がある。

○　また、被災後も、地域復興協議会（※２）等による協働復興区（※３）での活動やその他の復興市民組織の活動が円滑に行われるよう、できるだけ早期から専門家等の派遣、情報提供・相談体制の充実など必要な支援ときめ細かい対応を、区と東京都が連携して行うことが重要である。

※１　地域協働復興模擬訓練：地域住民が被災後の状況をイメージし、復興に関する問題の解決に取り組む訓練

※２　地域復興協議会：被災後に、地域住民が主体的に地域づくり協議やコミュニティ活動等を行う組織として行政の認定を受けた復興市民組織。町会・自治会、まちづくり協議会等が母体となる。

※３　協働復興区：地域復興協議会が活動する区域

## 第2節　外国人への支援

■　区

○　被災後は、外国人被災者が多数発生することが予想される。外国人は、言語や生活習慣・文化の違いから、災害に対する体験や知識を持たない場合もあるため、迅速に適切な行動が取れるよう、外国人に対し情報提供等の支援を実施する。

## 第3節　ボランティア等や専門家との連携

### ■　区

○　災害が発生した場合、ボランティアや NPO 等が効果的な活動を展開できるよう、それらの自主性・自立性を尊重しつつ、これらの区民活動と行政活動との間に無駄な重複が生じることがないよう相互の連絡に努めるとともに、これらの活動に従事する人々が円滑に活動を展開することができるよう環境整備等の面で配慮をしていくことが求められる。このため、区は、いたばし総合ボランティアセンターと連携しボランティアの対応窓口等を設けるとともに、活動拠点を開設して、災害応急・復旧復興対応のための連携体制を整備する。

○　刻々と変わる状況の中で、区は、求められているボランティア活動の内容を的確に把握し調整できるよう支援することに努める。

○　また、数年間の生活復興期においては、被災者の自立に向けて、長期的な活動を行うボランティアや NPO 等に対して側面的な支援を行う。

# 第14章　消費生活

## ■　区

被災後は、混乱に便乗した価格の引き上げや悪質な商法、不要な買い占めによる極度の物資不足による被害の発生が予想される。これらの被害を防止するため、消費者センターは区民に対し注意を喚起するとともに、相談窓口の設置等を行う。

# 第15章　都市の復興

## ■　区

○　都市の復興については、建物や道路、公園などの都市基盤を含む市街地を被災前の状態に回復するだけでなく、次の災害においては被災を繰り返さない、より災害に強いまちづくりを進める観点が求められる。阪神・淡路大震災や東日本大震災等過去の都市復興をふりかえると、都市復興で特に重要となることは、被災者の生活再建の過程も踏まえ、迅速かつ適切に都市復興計画を策定し、復興事業を推進していくことが必要である。

○　そのために、区は、過去の大規模災害に加え、未曾有の災害となった東日本大震災での都市復興の教訓を踏まえ、被災後の都市復興計画策定までの復興のプロセスを構築するとともに、行動手順や組織体制等を「板橋区都市復興マニュアル」としてまとめる。

○　被災後には、「板橋区都市復興マニュアル」を活用し、区が迅速かつ円滑に被害調査等を行い、区と区民が協働して都市復興に関する計画の策定を行い、都市復興を推進する。

○　また、東日本大震災では、多くの被災者が発生すると共に、行政関係者までも被災したために、行政機能の麻痺、自治体職員の人手不足が発生した。このため、復興まちづくりの話し合いが進まず、合意形成が難航、事業の長期化につながった。この教訓を活かし、限られた資源でも速やかな復興が可能となるよう、

・都市復興に精通した職員の育成
・都市復興の進め方や取り組みについて、区民への普及啓発活動の実施
・都市復興事務局で使用する資器材の準備

を進めていく。

# 第1節　板橋区都市復興マニュアル

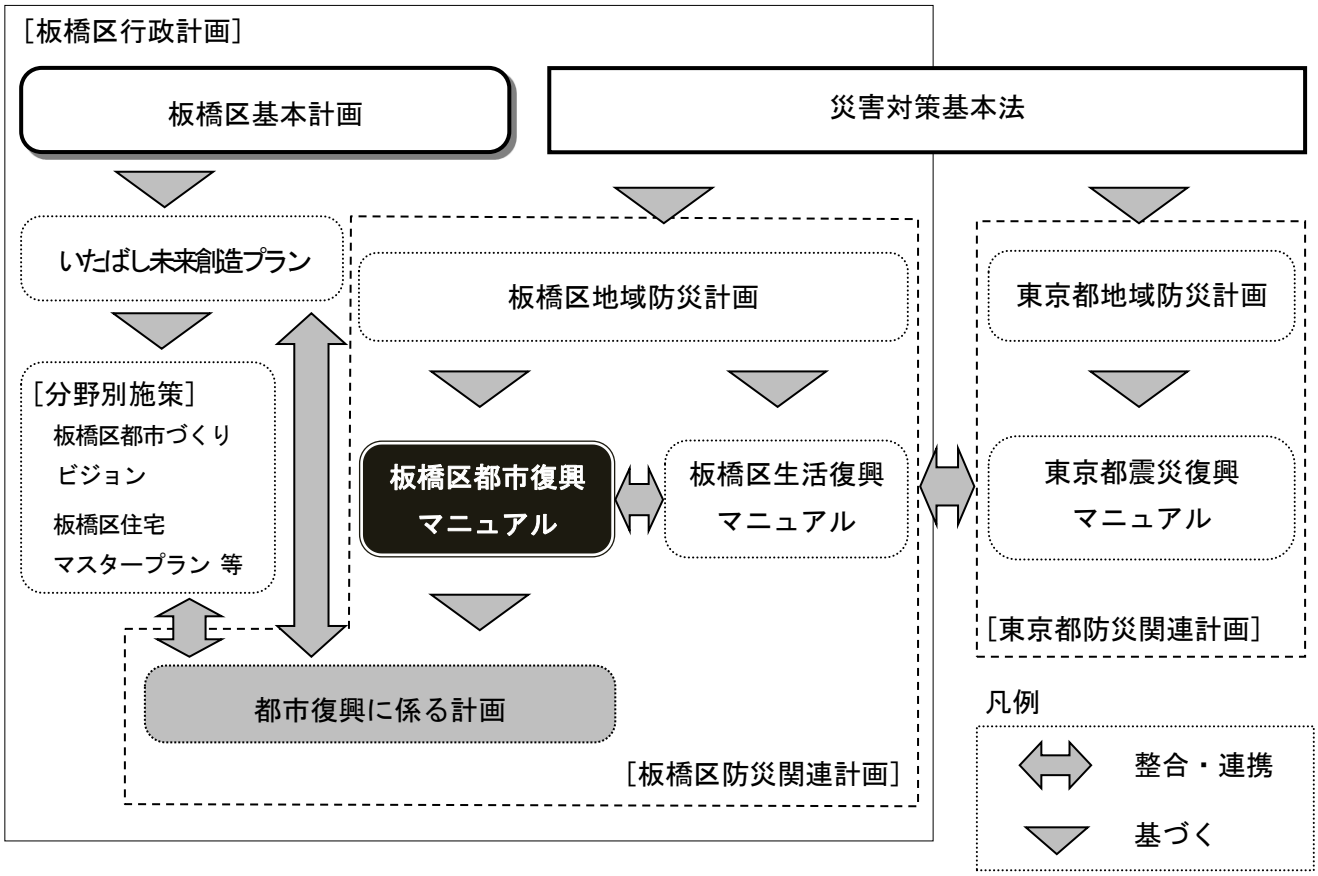
■　区

## 第1　目的

本マニュアルは、大地震が発生した場合、都市復興に関係する諸計画の策定を迅速かつ円滑に推進するために、震災後に板橋区の職員がとるべき行動内容を整理するものである。

## 第2　位置づけ

本マニュアルは、板橋区基本計画に基づいた区の分野別施策（板橋区都市づくりビジョン、住宅マスタープラン等）や都の防災関連計画と整合・連携を図り、策定されたものであり、板橋区地域防災計画の一部をなすものである。



## 第3　都市復興の流れ

| 都市復興の流れ | 期間 | 内容 |
|---|---|---|
| 都市復興に向けた事前準備 | 発災前 | ○都市復興に向けた事前準備 |
| 復興体制の構築 | 発災～復興本部設置 | 災害対策本部の設置 → 震災復興本部の設置 |
| 復興初動体制の確立 | 1 週間以内 | 家屋等被害概況調査の実施 |
| 都市復興基本方針の策定 | 1か月以内 | 都市復興基本方針の策定 → 家屋等被害状況調査の実施 |
| 都市復興基本計画（骨子案）の策定 | 2 か月以内 | 復興対象地区の区分 → 都市復興基本計画（骨子案）の策定 |
| 都市復興基本計画の策定 | 6 か月以内 | 復興まちづくり計画等の策定 → 都市復興基本計画の策定 |
| 復興事業計画の策定と事業の推進 | 6 か月以降 | 復興事業計画の策定 → 復興事業の推進 |
| 地域協働による都市復興の進め方 | 発災後全期間 | ○地域協働による都市復興の進め方 |

第一次建築制限の実施
時限的市街地の考え方
第二次建築制限の実施

# 第16章　住宅の復興

## ■　区

○　住宅の復興については、まず、住宅の被害状況をもとに住宅復興計画を策定し、住宅の供給量を算定する。

○　次に、被災住宅の応急修理や、応急仮設住宅等の供給により、被災者に対して応急的な住宅の整備を行い、入居者の募集・選定を実施する。

○　その後、住宅の自力再建への支援として、マンション等の再建に対する支援や住宅資産活用等による住宅再建支援、民間住宅の供給支援、民間賃貸住宅への入居支援、住まいやまちづくりに関する推進・支援、情報提供及び相談の実施を行う。

■参照
第４部第 14 第第５節被災住宅の応急修理、第６節応急仮設住宅の供給

# 第17章　生活の復興

**■　区**

災害によって被害を受けた区民が、その痛手から速やかに再起し、生活の安定を早期に回復するよう、医療、福祉、保健、租税の徴収猶予及び減免等の取り組みを行うことにより、被災者の生活確保を図るものとする。

## 第1節　板橋区生活復興マニュアル

### 第1　板橋区生活復興マニュアルの目的

○　区では「板橋区基本計画」、「板橋区地域防災計画」に基づき、震災直後からのさまざまな状況に対し適切に対応できるよう各種施策を行っているところであるが、震災により被害を受けた区民がその痛手から再起し早期に生活を回復させることは容易ではない。このため、震災後の生活復興に関しては事前に十分な検討を重ね生活復興の基本的な考え方や具体的な復興の進め方等について入念な準備をしておくことが必要である。

○　そこで、国や都が策定した生活復興マニュアル等を参考にしつつ、東日本大震災などの過去の災害の教訓を踏まえ、震災後において速やかに復興体制が整えられるよう「板橋区生活復興マニュアル」を見直すこととする。

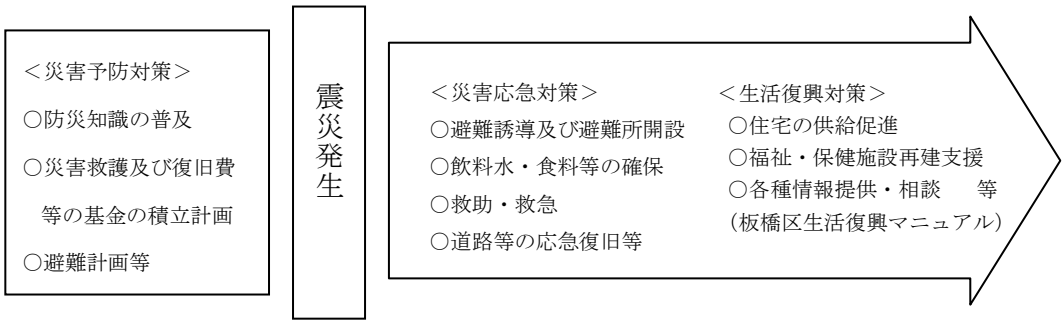
### 第2　生活復興に対する基本的な考え方

○　「震災前のくらしに戻る」ことを生活復興の第一の目標として捉え、各種施策を行うこととする。

○　さらに、被災した人の中には、「新しい生活を構築」しなければならない人も多数に上ることが予想されるため「新しい生活を構築」することにも取り組む必要がある。

### 第3　板橋区生活復興マニュアルの範囲

**【災害予防対策、災害応急対策、生活復興対策の内容（概要）】**

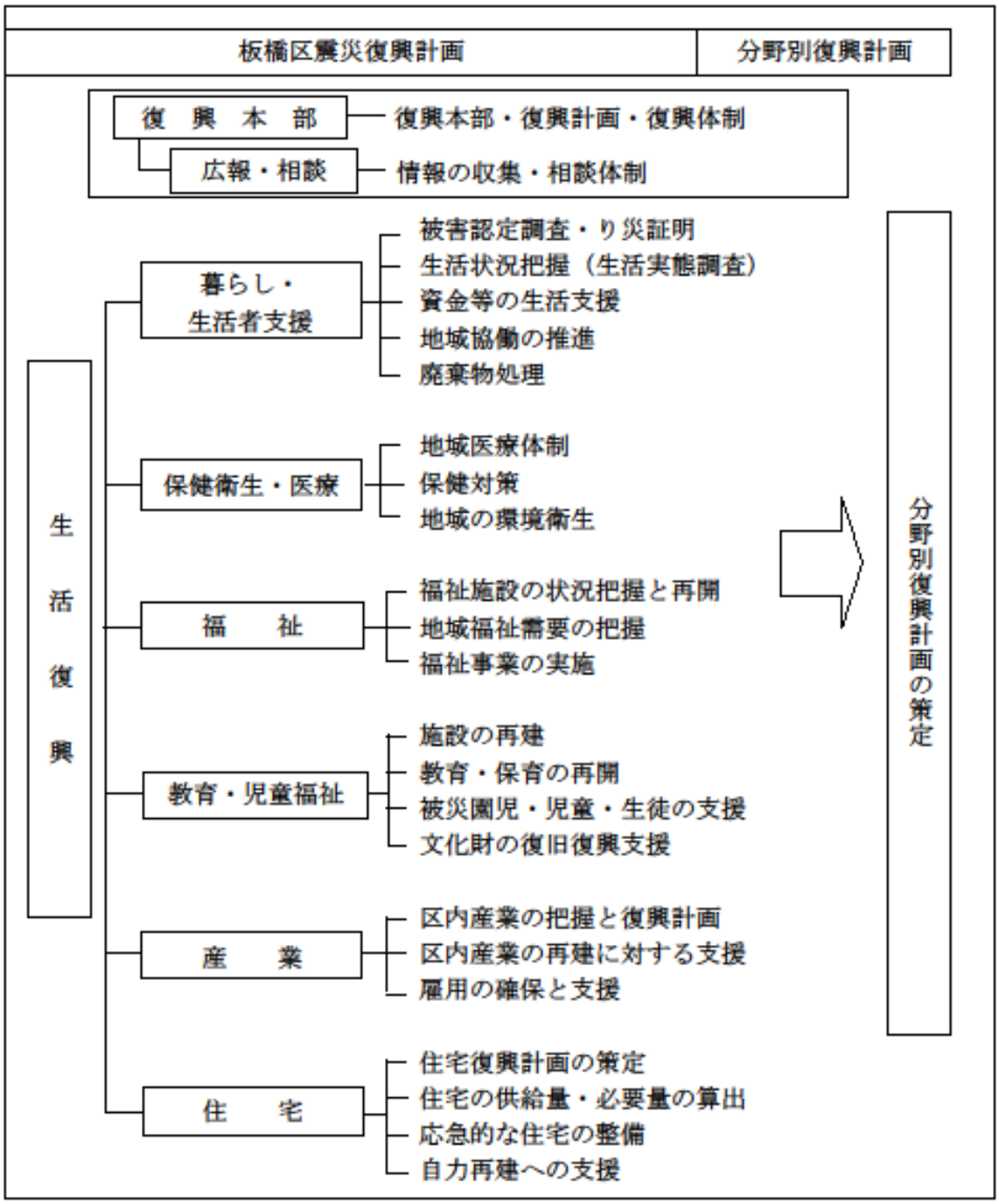


## 第4　生活復興の体系

区民が「被災前と同様な生活をおくる」又は「新しい生活を構築する」ために、区が果たすべき基本的役割として、以下の３点を挙げる。

（1）　被災者の自助、共助と支援
（2）　施策に優先順位を設けて計画的に実行
（3）　公平性の確保

【板橋区生活復興体系の概念図（案）】



## 第2節　医療

○ 医療機関の再開状況を把握し、区民に対し情報提供を行う。
○ 被災直後の災害応急対応においては、医療救護班による応急医療活動を実施するが、地域の医療機関が医療活動を再開するのに合わせて救護所等における応急医療活動は、順次解消していく。
○ 一方、医療機関の復旧が遅れている地域や大規模応急仮設住宅建設地等、一時的な医療需要の増加がみられる地域においては、必要に応じて仮設診療所を設置する。

## 第3節　福祉

○ 避難行動要支援者やその支援者、住宅、施設等の被災は新たな福祉需要を発生させる。
○ 区は、福祉需要と福祉施設の再開状況を把握し、増大する福祉需要に適切に対処するため、各種の調査を実施する。
○ 地域福祉需要の把握により受け入れ施設が不足する場合は、都に対し一時入所可能な施設の情報提供等を要請する。
○ 区は、福祉施設等の被害状況の把握後、区立施設は使用の可否の点検結果を踏まえ早期に再開を図る。法人立施設に対しては、施設の安全性を確認しつつ早期の再開を要請する。また、再建のための支援を国、都と協力して行う。
○ また、被災後の生活環境の変化や心的ストレスから、多くの高齢者や障がい者等が体調を崩すことが考えられる。また、ひとり暮らしの高齢者等の孤独死等の発生も懸念されることから、このような事態の発生を防ぐために、訪問支援体制の整備や在宅サービスの充実等による福祉サービス体制の整備を行う。
○ 生活支援対策としては、災害救助法が適用された場合、家屋等に被害を受けた低所得者に対して貸し付けを行うほか、被災者や被災世帯に対しては、経済的支援のための災害弔慰金等を支給する。さらに、都が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援法に基づく生活再建支援金を支給する。

■参照
第 4 部第 14 章第 9 節　被災者の生活再建資金援助等

## 第4節　保健

○　被災によるショックや平常時とは異なる生活環境等は、被災者にストレスや精神的ダメージ(PTSD：心的外傷後ストレス障害)を与え、身体にも変調をきたすことから、精神的支援としてのメンタルヘルスケアを実施する。

○　また、生活環境の急激な変化等になかなか適応できない人々もあると考えられることから、都と連携し、災害応急対応期に引き続いて健康相談を実施する。特に、高齢者、障がい者、難病患者、妊産婦、乳幼児等の要配慮者の立場にたって対応する。

○　防疫活動については、被災直後から災害復旧・復興対応期にかけては、感染症の発生及びまん延が懸念されることから、都と緊密な連携をとりながら実施する。

○　生活環境の整備については、災害応急対策期に引き続き飲料水の安全確保に努めるほか、食品衛生に関する監視・指導を行う。なお、避難所等で食品等による食中毒が発生した場合には関係機関と連携して対応する。

○　その他の生活環境の整備として、被災した火葬場の早期回復、飼養動物の保護管理、公衆浴場、生活衛生関係営業施設（理・美容所、クリーニング所及び飲食店等）の営業状況に関する情報提供と再開支援を行う。

## 第5節　租税等の徴収猶予及び減免等

被災した納税義務者、特別徴収義務者（以下この章において「納税義務者等」という。）、又は被保険者等に対し、地方税法等、又は区条例等により、期限の延長、徴収猶予及び減免等の緩和措置を行うにあたっては、被災者の実情を把握し、被災者の不利にならないようそれぞれの実態に応じ、適切に講ずるものとする。

■参照
第 4 部第 14 章第 11 節　租税等の徴収猶予及び減免等

## 第6節　通信施設等の復旧活動

各機関の生活確保への対応は、次のとおりとする。

| 機関名 | 生活確保の取扱い |
|---|---|
| 日本郵便<br>板橋支店 | 災害が発生した場合、災害の態様及び被災状況等被災地の実情に応じて、郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。<br><br>**１　郵便関係**<br>（１）　被災地に対する郵便葉書等の無償交付<br>災害救助法適用地域の郵便局において、被災世帯一世帯あたり葉書５枚及び郵便書簡１枚を無償交付する。<br>（２）　被災者が差し出す郵便物の料金免除<br>災害救助法適用地域の郵便局において、被災者が差し出す手紙・葉書等の料金免除を実施する。<br>（３）　被災地あて救助用郵便物の料金免除関係法令に基づき、被災者の援助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会、又は共同募金会連合会にあてた救助用物資を内容とする小包郵便物及び救助用、又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。<br>（４）　利用の制限又は業務の停止<br>緊急郵便物の取扱いを確保するため、郵便物の利用制限、又は業務の一部を停止することがある。<br><br>**２　為替貯金関係**<br>（１）　被災者の救援を目的とする寄附金送金のための郵便振替の料金免除関係法令に基づき、被災者の援助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会、又は共同募金会連合会に対する、被災者の救援を目的とする寄附金送金のための郵便振替（通常払込み及び通常振替）の料金免除を実施する。<br>（２）　為替貯金業務の非常取扱い<br>被災地の郵便局において、郵便貯金、郵便為替・郵便振替及び年金恩給等の為替貯金業務について、一定の金額の範囲内で非常払出し及び非常貸付け等を実施する。<br><br>**３　簡易保険関係**<br>被災地の郵便局において、保険金及び保険貸付金の非常即時払い、保険料の特別払込猶予等の非常取扱いを実施する。 |

| 機関名 | 生活確保の取扱い |
|---|---|
| ＮＴＴ東日本<br>東京北支店 | 1　災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、臨時に料金、又は工事に関する費用を減免することがある。<br>2　料金等の減免を行ったときは、関係の電話サービス取扱所に掲示する等の方法により周知する。 |
| 日本放送協会 | 1　ＮＨＫ厚生文化事業団との協力により、被災者の各種相談等の実施、また、医療団、防災班の派遣等の奉仕を図る。<br>2　被災者の受信料免除<br>3　状況により避難所へ受信機を貸与する。 |

■参照
第 4 部第 14 章第 12 節　その他の生活確保

# 第18章　産業の復興

## 第1節　産業復興方針の策定

**■　区**

災害後に迅速かつ的確に産業復興に取り組むためには、行政が実施すべき施策について効率的な資源配分と資金の割り当てを行う必要があり、区は産業関連の区内の被害状況やニーズを把握し、取り組み状況を都へ報告する。

## 第2節　中小企業施策

**■　都、区**

○　企業の取引が滞り、事業継続に支障がある場合には、取引活動の阻害要因等を取り除くなど、支援策を検討し実施する。

○　設置計画の策定においては、消費者利便の観点から仮設住宅地内での店舗の設置等について都と調整を図る。

○　事業所の再建等に向けて一時的な事業スペースの確保を求めている被災事業主に対しては、民間の貸し工場・店舗に関する情報提供を行う。

○　被害が甚大である場合、被災事業主等が銀行等に対して預貯金の払い戻しに加え、再建に向けた設備・運転資金の膨大な需要が想定されることから、区は資金需要を的確に把握し、対応できる資金の準備を制度融資取扱金融機関に要請する。都の要請により、必要に応じて東京信用保証協会の基本財産への出えんのための財政措置を検討する。

○　被災した事業所の速やかな再建を図るため、都及び区等の既往融資制度の内容を被災事業主や組合等に周知し、その活用を促進する。

○　なお、被災の状況に応じて都が既存支援制度の拡大や新たな支援制度を創設する場合には、速やかに事業主・組合等へ制度の内容等を周知するとともに、リーフレット等を配布する。

## 第3節　観光施策

**■　区**

○　観光産業の復旧を促進し、業界全体の復興機運を盛り上げるために、被災後３ヶ月以降を目途に観光地としての都市イメージを回復するための情報発信に積極的に取り組む。また、被災後１年以降を目途に観光イベント等を開催し、観光客等を誘致する。

## 第4節　農業施策

**■　区**

○　既存の農業関係者への災害時金融支援制度及び被災の状況に応じて創設される新たな支援制度について、速やかに支援対象に対して制度の内容等の周知を行う。

## 第5節　雇用就業施策

**■　区**

○　災害により離職が生じた、被災者に対する職業のあっ旋については、公共職業安定所を通じ、臨時職業相談窓口の設置、臨時職業相談所の開設、又は巡回職業相談の実施などにより、早期再就職の促進を図ることになっている。

○　被災者のために開設する相談所において、離職者の状況を把握し、公共職業安定所に報告するとともに、あっせんを依頼する。

# 第７部



# 南海トラフ地震編

# 第7部　南海トラフ地震編

1　南海トラフ地震防災対策推進地域……661

2　南海トラフ地震に関連する情報とは……661

3　都の対応方針……663

4　区の対応方針……663

## 1　南海トラフ地震防災対策推進地域

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第３条では、南海トラフ地震防災対策推進地域が指定され、指定地域については同法第５条の規定に基づく推進計画の作成が求められているが、板橋区は該当しない。

平成 29 年 11 月 1 日から、気象庁はこれまでの「東海地震注意情報」及び「東海地震警戒宣言」に代わり「南海トラフ地震に関連する情報」を発表することとなった。

## 2　南海トラフ地震に関連する情報とは

南海トラフ地震とは、駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレートとユーラシアプレートの境界を震源とする大規模な地震である。

気象庁は、南海トラフ沿いでマグニチュード 6.8 以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合等、異常な現象が観測された場合には、有識者及び関係機関の協力を得て「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうかの調査を行う。この検討会において、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、気象庁は「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を発表する（この二つの情報をあわせて「南海トラフ地震に関連する情報」と呼ぶ。）。

南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の情報が発表された場合には、国は地方自治体に対して防災対応について指示や呼びかけを行い、国民に対してその旨周知することとしている。

【南海トラフ地震に関連する情報の種類と発表条件】

○「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」の情報名で発表

○「南海トラフ地震臨時情報」には、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるよう、防災対応等を示すキーワードを情報名に付記

○「南海トラフ地震関連解説情報」では、「南海トラフ地震臨時情報」発表後の地震活動や地殻変動の状況等及び「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における評価結果について発表

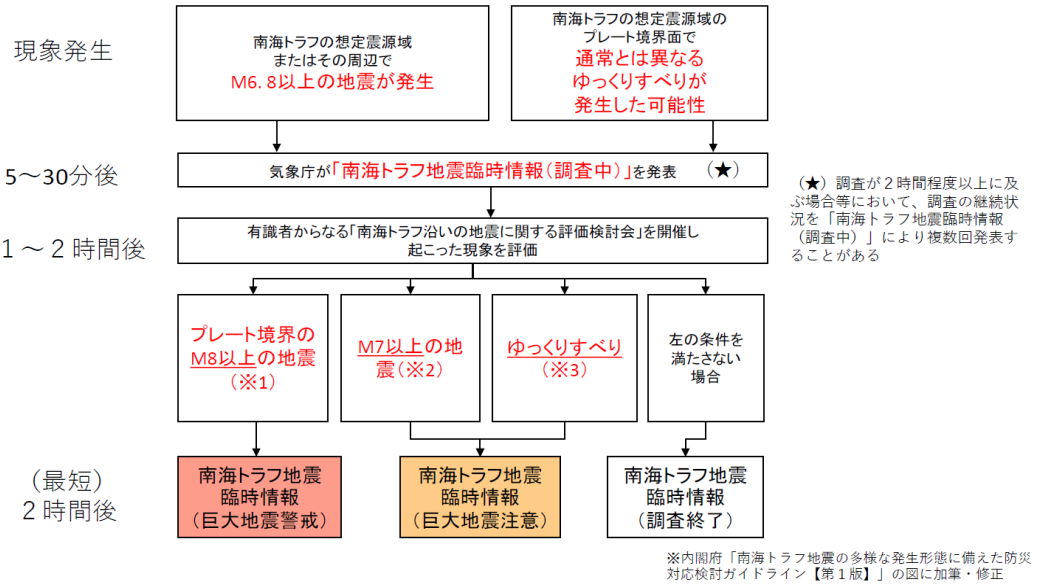
| 情報名 | 発表条件 |
|---|---|
| 南海トラフ地震臨時情報 | ○　南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合<br>○　観測された異常な現象の調査結果を発表する場合 |
| 南海トラフ地震関連解説情報 | ○　観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合<br>○　「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く。）<br><br>※　既に必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。 |

【「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードとキーワードを付記する条件】

情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で発表

| 発表時間 | キーワード | 各キーワードを付記する条件 |
|---|---|---|
| 地震発生等から５～30分後 | 調査中 | 次のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合<br>○　監視領域内でマグニチュード6.8以上の地震が発生<br>○　１カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測<br>○　その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測 |
| 地震発生等から最短で２時間後 | 巨大地震警戒 | ○　想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合 |
| | 巨大地震注意 | ○ 監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合を除く。）<br>○　想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合 |
| | 調査終了 | ○（巨大地震警戒）又は（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合 |

【南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ】




※1　南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合（半割れケース）
※2　南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合（一部割れケース）
※3　ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合（ゆっくりすべりケース）

（資料）気象庁「南海トラフ地震臨時情報」等の提供開始について」（令和元年５月 31 日）

### 3　都の対応方針

情報の発表時には、都総務局総合防災部が「情報連絡態勢」（南海トラフ地震臨時情報（調査中）又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表時）あるいは、「災害即応対策本部」（南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表時）を構築し、気象庁、総務省消防庁、関係機関等から情報収集を行うとともに、区市町村、都各局、防災関係機関等に対し情報提供を行うとしている。また、東京都防災ホームページ、東京都防災 X（旧 Twitter）、「東京都防災アプリ」等を活用し、都民等に対して情報提供を行うとともに、家具の固定や避難先の確認、島しょ部を中心とした津波への注意など、事前の備えに関する再確認を促すとしている。

### 4　区の対応方針

現在の地域防災計画では、初動対応は基本的に首都直下地震の発生を想定した第４部災害応急・復旧対策計画（震災・火山編）を準用することとなっている。南海トラフを震源とする地震では、区の震度は震度５弱～５強と想定されている。南海トラフ地震に関連する情報に該当する事象が発生した際は、区内でも強い揺れを観測し非常配備態勢の発令基準に該当する場合が考えられる。

この基準に達しない場合でも、さらなる地震への警戒や被災地への支援体制の構築が早急に求められる。ついては、状況に応じて非常配備態勢の発令及び災害対策本部の設置を検討するとともに、関係機関と緊密に連携し、区民に対して備えを呼びかける等の注意喚起及び初動対応の確認を行う。

# 用語集

## 【あ行】

**医療救護活動拠点**

区が、医療救護所や在宅療養者の医療支援に関して調整・情報交換する場所。

**医療救護所**

区が、区地域防災計画に基づいて、医療救護活動を実施する場所。

**医療対策拠点**

都が、二次保健医療圏内の区市町村から情報収集を行い、地域災害医療コーディネーターとともに医療救護活動の総括・調整を行う場所として、地域防災拠点中核病院等に設置する拠点。

**応急危険度判定**

震災後の余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、建築物の被害の状況を調査し、二次災害の発生の危険の程度の判定・表示等を行うことをいう。正式には「被災建築物応急危険度判定」であるが、本計画では「応急危険度判定」と標記する。

## 【か行】

**緊急医療救護所**

区が、発災直後速やかに、災害拠点病院などの近接地等（病院開設者の同意がある場合は、病院敷地内を含む。）に設置する医療救護所で、主に傷病者のトリアージ、軽症者に対する応急処置及び搬送調整を行う場所。

**緊急交通路**

災害対策基本法第 76 条第 1 項の規定により、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する道路の区間をいう。

**緊急地震速報**

地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

**緊急通行車両**

災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号）第 32 条の２で定める次の車両をいう。

1 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 39 条第１項の緊急自動車

2 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両で標章が掲示されているもの

**緊急道路障害物除去路線**

原則として上下各１車線を確保し、避難・救護・救急対策等のための震災後初期の緊急輸送機能の回復を図るために、道路損壊、崩土、道路上への落下倒壊物、放置された車両などの交通障害物により通行不可能となった道路において、障害物除去や簡易な応急復旧作業を優先的に行う、あらかじめ指定された路線。

**緊急輸送道路**

高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路並びにこれらの道路と知事が指定する拠点（指定拠点）とを連絡し、または指定拠点を相互に連絡する道路。

**区災害医療コーディネーター**

区の医療救護活動を統括・調整するため、区に対して医学的な助言を行う、区が指定する医師。

**警戒区域**

災害対策基本法第 63 条に基づき区長等が設定する区域で、災害現場での危険防止等のため関係者以外の出入りを禁止、制限し、違反すると罰則がある。

**激甚災害（激甚災害制度）**

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）に基づき、一般の災害復旧事業補助や災害復旧貸付等の支援措置に加えて特別に設けられる補助制度をいう。

**検視・検案**

検視とは、検視官（警察官）が犯罪性の有無の視点から死亡の状況や死因調査を行うことをいう。検案とは、監察医（医師）が死亡原因を調べることをいう。

**広域災害救急医療情報システム（ＥＭＩＳ：イーミス）**

ＥＭＩＳは、Emergency Medical Information System の略で、災害時に被災した都道府県を越えて医療機関の稼動状況など災害医療に関わる情報を共有し、被災地域での迅速かつ適切な医療・救護に関わる各種情報を集約・提供することを目的とするシステムのことをいう。

**航空搬送拠点臨時医療施設（ＳＣＵ：エスシーユー）**

ＳＣＵは、Staging Care Unit の略で、主に航空機搬送に際して患者の症状の安定化を図り、搬送を実施するための臨時医療施設として、必要に応じて被災地域及び被災地域外の航空搬送拠点に設置されるもの。

【さ行】

**災害医療支援病院**

主に専門医療、慢性疾患への対応、区地域防災計画に定める医療救護活動を行う病院（災害拠点病院及び災害拠点連携病院を除く全ての病院)。

**災害拠点病院**

主に重症者の収容・治療を行う都が指定する病院（基幹災害拠点病院、地域災害拠点中核病院及び地域災害拠点病院で構成される)。

**災害拠点連携病院**

主に中等症者や容態の安定した重症者の収容・治療を行う都が指定する病院。

**災害時帰宅支援ステーション**

災害時、救急・救助活動が落ち着いた後に帰宅困難者の徒歩帰宅を支援するため、可能な範囲で水道水、トイレ、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報などを提供する施設。東京都は島しょを除く全都立学校及び東京武道館を「帰宅支援ステーション」として位置づけている。コンビニエンスストアやガソリンスタンド、ファミリーレストラン等も同じ役割を担う。

**災害時給水ステーション（給水拠点）**

災害時の断水に備え、都が飲料水を確保している浄水場、給水所等及び応急給水槽をいう。

居住場所から概ね半径２km 程度の距離内に１か所ある災害時給水ステーション（給水拠点）には、応急給水用資器材を配備している。

**災害対策基本法**

災害から国土と国民の生命、財産を守るために、国、自治体、公共機関によって必要な体制を整備し、責任の所在を明らかにするとともに、計画の策定、災害予防、災害応急対策、災害復旧などの措置などを定めた法律である。

**事業継続計画（ＢＣＰ：ビーシーピー）**

ＢＣＰは、Business Continuity Plan の略で、大規模災害などが起きた場合に事業の継続、早期復旧を図るために平時に行う活動や災害時の対応方法などを事前に取り決めておく計画のことをいう。

**指定避難所**

災害で住居を失った方などが一時滞在する施設で、災害対策基本法によって指定する施設を「指定避難所」という。

**指定緊急避難場所**

災害の危険から身の安全を確保する場所で、災害対策基本法によって災害の種類ごとに指定する施設を「指定緊急避難場所」という。

【た行】

**地域災害医療連携会議**

都が、二次保健医療圏ごとに設置し、地区医師会、地区歯科医師会、地区薬剤師会、災害拠点病院、区市町村、保健所等の関係機関を地域災害医療コーディネーターが招集して、情報共有や災害医療にかかる具体的な方策の検討、医療連携体制の構築を目的に平時・発災時に開催する会議。

**東京ＤＭＡＴ（ＤＭＡＴ：ディーマット）**

ＤＭＡＴは、Disaster Medical Assistance Team の略で、災害発生直後の急性期（概ね 48 時間以内）に活動が開始できる機動性を持った、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣医療チームをいい、本部活動、広域医療搬送、病院支援、地域医療搬送、現場活動等を主な活動とする。

東京ＤＭＡＴは、大規模災害時に東京消防庁と連携し、災害現場で救命処置を行うため、都の研修・訓練を受けた医師や看護師等で編成される都の災害医療派遣チームをいう。

**東京ＤＰＡＴ（ＤＰＡＴ：ディーパット）**

ＤＰＡＴは、Disaster Psychiatric Assistance Team の略で、被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の保健医療体制との連携、各種関係機関等とのマネージメント、専門性の高い精神医療の提供と精神保健活動の支援を行うために、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チームをいう。

**東京都災害医療コーディネーター**

都全域の医療救護活動等を統括・調整するため、都に対して医学的な助言を行う、都が指定する医師。

**東京都地域災害医療コーディネーター**

各二次保健医療圏域の医療活動等を統括・調整するために都が指定する医師。

**土砂災害警戒区域**

土砂災害が発生した場合、住民の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域のこと。土砂災害防止法に基づき東京都が指定する。

**土砂災害特別警戒区域**

土砂災害警戒区域のうち土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ住民の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限や居室を有する建築物の構造が規制される土地の区域のこと。土砂災害防止法に基づき東京都が指定する。

**トリアージ**

災害発生時に多数の傷病者が同時に発生した場合に、傷病者の緊急度や重症度に応じて適切な処置や搬送を行うための治療優先順位を決定することをいう。

【は行】

**避難行動要支援者**

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。

**福祉避難所**

高齢者、障がい者その他の特別な配慮を必要とする要配慮者を受け入れるための設備、人材等を備えた避難所をいう。

【や行】

**要配慮者**

高齢者、障がい者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人など、発災前の備え、発災時の避難行動、避難後の生活などの各段階において特に配慮を要する者。

**要配慮者利用施設**

要配慮者が利用する施設で、高齢者施設や障がい者施設などの社会福祉施設、幼稚園や小学校などの学校、病院や診療所などの医療施設などが対象となる。

板橋区地域防災計画　（令和５年度改定）

編集　板橋区危機管理部防災危機管理課
〒173-8501 板橋区板橋二丁目66番１号
TEL 03-3579-2159　FAX 03-3963-0150
kk-keisui@city.itabashi.tokyo.jp
令和６年●月発行

刊行物番号　R06-●●●